

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた 法令類の制定及び改正とこれらに対する意見募集の結果について （実用発電用原子炉施設関係）（案）

令和元年12月25日
原子力規制庁

1. 経緯

原子力規制検査等に関する規則及び原子力規制検査等実施要領の制定案について、令和元年7月31日の第20回原子力規制委員会での了承に基づき意見公募手続を実施し、同年10月2日の第33回原子力規制委員会での了承に基づき修正部分の追加の意見公募手続を実施した。

また、法施行に必要となる規則、規則の解釈、ガイド等の案（経過措置等を含む。）について、同年9月25日の第31回原子力規制委員会での了承に基づき意見公募手続を実施した。

今回は、上記の意見公募手続の対象としたもののうち実用発電用原子炉施設に関する法令類（別紙1に掲げるもの）について、当該意見募集の実施結果を以下に示す。

2. 意見募集の実施結果

（1）意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送及びFAX

（2）意見募集の期間、対象及び御意見数

1）原子力規制検査等に関する規則及び原子力規制検査等実施要領の制定案（別紙1の1.）

①意見募集の期間：令和元年8月1日から同年8月30日（30日間）

御意見数¹：法定の意見募集対象10件、任意の意見募集対象13件

②意見募集の期間：令和元年10月3日から同年11月1日（30日間）

御意見数¹：法定の意見募集対象2件、任意の意見募集対象1件

2）上記以外の法令類の制定又は一部改正案及び経過措置等（別紙1の2.）

意見募集の期間：令和元年9月26日から同年10月25日（30日間）

御意見数¹：法定の意見募集対象（基準規則及びその解釈27件、施行規則、保安規定審査基準及び経過措置等34件）

任意の意見募集対象（品質管理関係ガイド14件、許認可関連手続及び保安措置等に関するガイド22件）

（3）提出意見及びこれに対する考え方は、別紙4のとおりとしたい。

¹ 総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づくもので、別紙4にある意見の数とは一致しない。

3. 主な修正点

上記2. の意見募集等を踏まえた修正や誤記の訂正のうち、主要なものは以下のとおり。

(1) 原子力規制検査等に関する規則

- 1) 溶接安全管理審査に加えて、使用前検査についても手数料納付後未着手のものが見込まれるため、原子力規制検査の手数料からその額を控除する対象とする。

【規則附則第2項】

(2) 原子力規制検査等実施要領

- 1) 原子力規制委員会での指摘も踏まえ、核燃料施設等の指摘事項の取扱いを変更する。

【実施要領への意見 92。同要領 2.2(2)等】

- 2) 不適合発生件数、内部監査での指摘件数、マネジメントレビューの実施回数など横断監視領域の指標については、現在、原子力規制検査での取扱いを検討中であり、導入には一定の期間が必要であることから、記載を削除する。

【実施要領への意見 29～34。同要領 2.2(2)】

- 3) 重要度評価に関する事業者からの意見聴取は核物質防護に関する詳細情報を含む場合には非公開の場で行う等、核物質防護に係る検査や情報公開に係る特例を追記する。

【実施要領への意見 58、59、119。同要領 2.3(1)、2.7(1)等】

(3) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及びその解釈

- 1) 使用前事業者検査等の独立性に関して、施設のリスクに応じて柔軟に対応できるよう、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に参与していない要員²に使用前事業者検査等を実施させることができる」ことを解釈において明確化する。

【規則への意見 86～104。規則第48条の解釈 2】

修正後	修正前
2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、 <u>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原</u>	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、 <u>影響度低施設</u> においては、当該使用前事業者検査等の対象と

² 同規則の解釈第2条4にて「要員とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。」と定義。

<p>子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる<u>機器等の工事（補修、取替え、改造等）</u>又は点検に<u>関与していない要員</u>に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p>	<p>なる<u>機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員</u>に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p>
---	---

- 2) 内部監査について、施設のリスクに応じて柔軟に対応できるよう、「客観的な評価を行う部門による内部監査を実施」を「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」に改正し、「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる」ことを解釈において明確化する。

【規則第 46 条の解釈 1】

修 正 後	修 正 前
<p>1 第 1 項に規定する「客観的な評価を行う部門<u>その他の体制により内部監査を実施</u>」するに当たり、<u>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設</u>においては、<u>内部監査の対象に関与していない要員</u>に実施させることができる。</p>	<p>1 第 1 項に規定する「客観的な評価を行う部門による内部監査を実施」するに当たり、<u>影響度低施設</u>においては、<u>監査対象として選定された領域に直接関与していない者又は組織の外部の要員</u>に実施させることができる。</p>

- 3) 品質マネジメントシステムに係る要求事項に係る規定のうち、「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」「通常想定されない事象」や「品質マネジメントシステムのプロセスの明確化及び組織への適用」等について、IAEA GSR Part2、JIS Q9001 との整合を図り、規則及び解釈において明確化する。

【規則への意見 17～20、22～28。規則第 4 条等】

- 4) 「劣化兆候」を分かりやすさの観点から「弱点のある分野及び強化すべき分野」に修正する。

【解釈への意見 67～70。規則第 16 条の解釈 2】

- 5) 「自主検査等」の範囲について、検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものが含まれる旨を解釈で明確化する。

【規則への意見 43～48。規則第 19 条の解釈 3】

※この他、「原子力の安全のためのリーダーシップ（規則第 2 条第 2 項第 5 号）」の定義や意味、「一般産業用工業品の管理の方法及び程度（規則第 34 条第 2 項）」について意見があり、原子力規制委員会の考え方を説明している。

(4) 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及びその解釈

- 1) 原子炉等規制法の改正に伴う修正（検査名の変更、条番号のズレ等）の反映漏れに対応する。

【解釈への意見3、6。規則第15条、第55条等の解釈】

(5) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

- 1) 溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示の対象となる容器等について、重大事故等クラス1及び2の容器、管等を追加する。

【意見5～7。第14条の4】

修 正 後	修 正 前
<p>第十四条の四 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）<u>第二条第二項第二十八号、第三十二号から第三十五号まで、第三十七号若しくは第三十八号、第三十一条又は第四十八条第一項に規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管、重大事故等クラス1容器、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管、蒸気タービン又は補助ボイラー</u>（以下この条において「容器等」という。）であつて、<u>技術基準規則第十七条第十五号（技術基準規則第三十一条及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十五条第七号</u>に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。</p>	<p>第十四条の四 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）<u>第二条第二項第二十八号又は第三十二号から第三十五号までに規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管又はクラス4管</u>（以下この条において「容器等」という。）であつて、<u>同規則第十七条第十五号</u>に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。</p>

- 2) 型式証明の申請内容について、品質管理関連事項の追加を取りやめる（法律上型式証明の判断基準は設備の技術基準適合のみを要求し、品質管理に関する基準適合を要求していないため）。

【第101条第1項第5号及び第2項第3号、第102条第2項第3号】

- 3) 原子炉の運転に関する措置について、廃止措置段階施設の除外規定の削除を取りやめる（今回の改正により措置要求の対象を変更するものでないため）。

【第87条第1項柱書き】

- 4) 旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置中の施設の維持を要する場合の規定を発電用

原子炉設置者（第 22 条）と同様に整備する。

【意見 33。第 126 条】

※なお、本規則については、平成 25 年改正時に委員会決定の内容の一部を誤って公布していたことから、今回併せて改正する（具体的には、第 83 条第 1 項第 1 号ハ(3)及び(4)の「燃料体の損傷」を「燃料体の著しい損傷」に改める）。

(6) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準

1) 10 月 2 日委員会決定による改正内容（重大事故等発生時における特定重大事故等対処施設の活用等）を反映する。

【第 92 条第 1 項第 16 号】

修正後	修正前
⑤ <u>重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</u>	（新設）

(7) 健全な安全文化の育成と維持に係るガイド及び原因分析に関するガイド

1) 「以下に掲げる視点に基づいて確認する」を「確認する際の視点を以下に示す」とする等、健全な安全文化の育成と維持に関する事業者の取組を確認する視点がチェックリスト化しないよう追記修正する。

【安全文化ガイドへの意見 2、11、44、45。同ガイド 4 頁の分類 1-1 の柱書き等】

2) 組織全体の安全文化のあるべき姿を事業者が自主的に設定できることを明確化する等、安全文化に係る補足説明の記載を分かりやすさの観点から修正する。

【安全文化ガイドへの意見 30～41。同ガイド補足説明 1 等】

3) 直接要因（技術的要因と人的要因の両方を含む。）を分析する直接原因分析と組織要因を分析する根本原因分析は相互に作用することから、本ガイドではこれらを区別しておらず、不適合が安全に及ぼす影響の程度を考慮して分析を行うものとしている旨を注記で加えた。

【原因分析ガイドへの意見 2。同ガイド 1.5】

4) 原因分析実施要員に必要な力量について、各要員個人ではなく、原因分析を行うチームとして有する旨を追記する等、原因分析に係る解説及び補足説明の記載を分かりやすさの観点から修正する。

【原因分析ガイドへの意見 13、16～18、21。同ガイド視点 1-3 解説 4 追加等】

(8) 許認可関連手続ガイド

特になし

(9) 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド

1) 各原子力事業者等に共通するガイドであることから、検査対象となる溶接部や巡視頻度等に関する記載について、実用発電用原子炉施設以外の施設に対応する記載を追記する。

【意見 2、11、12、18、40～42。3 頁のⅡ. 1. (1) 等】

2) 各事業規則の規定を適切に引用していない記載を修正する等、規則での要求と齟齬が生じていた点を修正する。

【意見 11、15、19、20、22、35、36、55。3 頁のⅡ. 1. (3) 等】

4. 関係規則の経過措置

令和元年 9 月 25 日第 31 回原子力規制委員会の資料 3 別紙 1 にあるように、関係規則の附則において経過措置等を規定することとした。

今般、提出された意見を含めて検討を行い、実用発電用原子炉施設に関し、別紙 2 のとおり、経過措置を定めることとしたい。

5. 別紙 1 に掲げる法令類の決定

上記 2. から 4. までを踏まえ、別紙 1 に掲げる法令類について、別紙 5 のとおり制定又は一部改正したい。その際、これらの法令類の経過措置等のうち運用に関するものは別紙 3 のとおりとしたい。

なお、上記 3. を含めた意見募集実施時からの変更点は赤文字で示している。

これらの法令類は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の原子力規制検査関係部分の施行期日より、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(添付資料)

別紙 1 今回の決定の対象とする法令類の一覧

別紙 2 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置について（実用発電用原子炉施設関係）

別紙 3 新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る法令類の規定の運用について（実用発電用原子炉施設関係）

別紙 4 提出意見とこれに対する考え方（案）

別紙 5 今回の決定の対象とする法令類の制定又は一部改正案

今回の決定の対象とする法令類の一覧

1. 第一段階の意見募集に関するもの

- (1) 法定の意見募集対象
- ・原子力規制検査等に関する規則（案）
- (2) 任意の意見募集対象
- ・原子力規制検査等実施要領（案）

2. 第二段階の意見募集に関するもの

- (1) 法定の意見募集対象
- ①基準規則及びその解釈
- ・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（案）
 - ・原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈（案）
 - ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 一部改正案
 - ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 一部改正案
- ②施行規則及び保安規定審査基準（経過措置を含む。）
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案
 - ・実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案
 - ・廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案
- (2) 任意の意見募集対象
- ①品質管理関係ガイド
- ・健全な安全文化の育成と維持に係るガイド（案）
 - ・原因分析に関するガイド（案）
- ②許認可関連手続及び保安措置等に関するガイド
- ・発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド 一部改正案
 - ・発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド 一部改正案
 - ・発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 一部改正案
 - ・原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（案）

新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る規則の経過措置について （実用発電用原子炉施設関係） （案）

令和元年 12 月 25 日
原子力規制庁

<整備規則関係（別紙 5—5）>

1. 施行後最初の定期事業者検査の実施時期（附則第 3 条）

施行後最初の定期事業者検査の実施時期については、以下のとおりとする。

- （1）新規基準に適合している実用発電用原子炉施設であって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降 13 月を超えない時期
- （2）新規基準に適合している実用発電用原子炉施設であって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：施行日において定期事業者検査に統合
- （3）新規基準に適合していない実用発電用原子炉施設（施行日前日において施設定期検査を実施中のもの）：施行日において定期事業者検査に統合
- （4）廃止措置段階の実用発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降 13 月を超えない時期
- （5）廃止措置段階の実用発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日前日において施設定期検査を実施中のもの：施行日において定期事業者検査に移行
- （6）廃止措置段階の実用発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要しないもの：施行日以降 13 月を超えない時期

2. 施行日直後の定期事業者検査の報告（附則第 4 条）

定期事業者検査を開始しようとするときは 1 月前までに報告を行うこととされているところ、施行日から 1 月以内に定期事業者検査を開始しようとする場合には施行日までに報告を行うものとする。

また、定期事業者検査のうち、原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするときは 3 日前までに報告を行うこととされているところ、施行日から 3 日以内に検査を開始しようとする場合には施行日までに報告を行うものとする。

さらに、1.（2）、（3）及び（5）に該当する施行日前日において施設定期検査を実施中の施設の場合には、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とする。

3. 記録の保存期限（附則第 5 条）

今回の規則改正に伴い削除される記録の保存期限については、従前の保存期限まで保存を求める（例えば、設備等の点検・巡視の記録は、当該設備等を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間の保存を求めている。）。

この場合、使用前検査及び施設定期検査の結果は、それぞれ次の使用前検査又は施設定期検査の時まで保存を求めているが、施行後の最初の使用前確認又は定期事業者検査

査まで保存を求めることとする。

4. 保安規定の（変更）認可申請（附則第6条）

- (1) 施行日において保安規定の変更認可を受けている施設に対し、新たに要求することとする品質マネジメントシステムに関し、施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める。当該申請に係る処分までは、従前の保安規定に基づき保安措置を講ずることによりよいこととする。なお、今回の制度改正により廃止される法定検査（使用前検査、施設定期検査、定期安全管理審査、溶接安全管理審査等）については、法律上の根拠がなくなり、事業者がこれに対応すべき義務もなくなる。
- (2) 現在建設段階で、保安規定の認可を受けていない施設に対し、施行日から6月以内に保安規定の認可申請を求める。

5. 廃止措置計画の変更認可申請（附則第7条）

施行日において廃止措置計画認可を受けている施設に対し、新たに要求することとする品質マネジメントシステム及び性能維持施設に関し、施行日から6月以内に廃止措置計画の変更の認可申請を求める。当該申請に係る処分までは、従前の廃止措置計画に基づき廃止措置を講ずることによりよいこととする。

6. その他（附則第8条～第14条）

- (1) 新規制基準に対応する保安規定認可申請中の者に対して適用が猶予される実用炉規則の条文を以下のとおり改正する。

現行	改正後
第83条	第83条
第84条	
第84条の2	
第85条	
第86条	
第92条第1項第20号及び第3項第17号	第92条第1項第16号及び第3項第15号
第92条第1項第21号及び第3項第18号	
第92条第1項第21号の2及び第3項第18号の2	
第92条第1項第22号及び第3項第19号	
第92条第1項第23号及び第3項第20号	

対象規則：原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第4号）附則第12条第2項の一部改正（実用炉規則関係）

- (2) 施行日までに安全性向上評価を行っていない実用発電用原子炉については、安全性向上評価の実施時期について「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降6月を超えない時期」を「最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査が終了した日以降6月を超えない時期」に改める。

対象規則：原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第16号）附則第15条の一部改正（実用炉規則関係）

- (3) 特定重大事故等対処施設に係る経過措置期間を適用しない対象について「当該期間中における使用前検査及び当該検査を受けた発電用原子炉施設」を「当該期間中における使用前事業者検査の確認及び当該確認を受けた発電用原子炉施設」に改める。

対象規則： 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）附則第 2 項の一部改正

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）附則第 4 項の一部改正

- (4) バックフィット対策に係る措置（①有毒ガス対策、②高エネルギーアーク対策、③原子炉格納容器バウンダリ維持等対策）について、以下の事項を改正する。

(ア) 経過措置期間の起点について「施設定期検査を終了した日」を「定期事業者検査を終了した日」に改める。

(イ) 経過措置期間を適用しない対象について「当該期間中における使用前検査及び当該検査を受けた発電用原子炉施設」を「当該期間中における使用前事業者検査の確認及び当該確認を受けた発電用原子炉施設」に改める。

対象規則： ①再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成 29 年原子力規制委員会規則第 6 号）附則第 2 条の一部改正（実用炉許可基準規則及び実用炉技術基準規則関係）

②再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成 29 年原子力規制委員会規則第 12 号）附則第 2 条の一部改正（実用炉技術基準規則関係）

③実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（平成 29 年原子力規制委員会規則第 15 号）附則第 2 条の一部改正

<原子力規制検査等に関する規則関係（別紙 5—1）>

1. 原子力規制検査の手数料の控除

令和 2 年 4 月 1 日以降廃止される検査又は審査のうち、既に手数料を納付しているものの施行日までに検査又は審査を開始していないもの（具体的には、使用前検査及び溶接安全管理審査）については、原子力規制検査の手数料は既に納付した額を控除することとする。

**新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に係る法令類の
規定の運用について
（実用発電用原子炉施設関係）
（案）**

令和元年 12 月 25 日
原子力規制庁

令和元年 9 月 25 日第 31 回原子力規制委員会・資料 3 別紙 1 において、新たな検査制度（原子力規制検査）の実施に向けた法令類の整備において、各規則の附則において経過措置等を規定するほか、必要に応じて、運用上の取扱いを明確化することとした。

今般、提出された意見を含めて検討を行い、実用発電用原子炉施設に関し、以下のとおり、法令類の規定を運用することとしたい。

1. 新制度に対応した申請の施行日前の受理について

下記の処分については、施行日（令和 2 年 4 月 1 日）以降に事業者からの多くの申請が集中することが予想されることから、新制度への円滑な移行及び審査業務量の平準化を図るため、施行日前においても申請を受理し、審査を開始する。認可又は認可の拒否の処分は施行日以降に行う。

- （1）保安規定の変更の認可（品質マネジメントシステム関係）
- （2）廃止措置計画の変更の認可（品質マネジメントシステム及び性能維持施設関係）

注）品質マネジメントシステム関係に係る設置許可の変更の届出は、その内容が上記の認可の基準となるものであり、施行日前においても、届出を予定する内容について事前に聴取を行うこととする。

2. 輸入燃料体の検査

輸入燃料体検査の申請後に成形加工に着手し、施行日にまだ輸入されていない燃料体については、施行日後に当該燃料体に係る設計及び工事の計画の認可を受けることになるが、その前においてもその製造等を継続することを可能とする。ただし、事業者は施行日以降に当該認可を受けた後、使用前確認の申請を行うものとする。

3. 工事計画認可を受けずに行われている工事の取扱い

使用前事業者検査の確認の基準は、①認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われたものであること、及び②技術上の基準に適合するものであること、と規定されている。

したがって、施行の際現に工事計画の認可を受けることなく行われている工事（溶接事業者検査及び輸入燃料体検査が行われていた工事や、新規制基準に適合するため工事計画認可前に着手を認められている工事）についても、基本的には、施行日以降に設計及び工事の計画の認可を得た上で使用前事業者検査を行う必要があるが、制度の円滑な移行のため、当該認可前においても使用前事業者検査を行うことができることとし、その際、上記①については、事業者が認可申請中の設計及び工事の計画に従って実施すれば足りることとする。ただし、事業者は施行日以降に当該認可を受けた後、使用前確認の申請を行うものとする。

なお、施行日前に工事計画の認可を受けている工事については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第7条の規定に基づき、現行の使用前検査を行うものとなっている。

4. 廃止される検査及び審査の記録の取扱い

令和2年4月1日以降廃止される以下の審査又は検査について、施行日前日までに終了に至らないものは、施行日前日にその事務を終了してそれまでに作成した審査又は検査の記録を保管し、必要に応じて原子力規制検査及び使用前確認等に活用する。

- 溶接安全管理審査
- 定期安全管理審査
- 燃料体検査
- 輸入燃料体検査
- 施設定期検査

5. 施設管理目標及び施設管理実施計画

保安規定の変更認可までの間に定期事業者検査が開始される場合、事業者が当該検査開始前に報告する施設管理目標及び施設管理実施計画については、その認可後の保安規定に基づき策定されるものに代えて、これらの案又はこれらに相当する内容（従前の保安規定に基づき策定された保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画等であって、次回及び次々回の定期事業者検査の主な事項、開始予定日、当該施設の工事の方法及び時期、点検等の方法、実施頻度及び時期、工事及び点検等を実施する際に行う保安措置を含むもの。）を報告すればよいものとする。

提出意見とこれに対する考え方（案）

1. 原子力規制検査等に関する規則（案）に関するもの
2. 原子力規制検査等実施要領（案）に関するもの
3. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（案）に関するもの
4. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（案）に関するもの
5. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 一部改正案に関するもの
6. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 一部改正案に関するもの
7. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの
8. 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの
9. 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの
10. 健全な安全文化の育成と維持に係るガイド（案）に関するもの
11. 原因分析に関するガイド（案）に関するもの
12. 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド 一部改正案、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド 一部改正案及び発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 一部改正案に関するもの
13. 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（案）に関するもの
14. 経過措置等に関するもの

提出意見とこれに対する考え方（案）

1. 原子力規制検査等に関する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第3条第3項 「第一項の規定による検査の結果並びに第七条各号に掲げる追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、」とありますが、第七条は手数料の額に関する規定のため、事業者へ検査結果を通知することが目的とすると追加検査の要件を規定した（第三条）”前項各号”が適切と考えます。</p> <p>なお、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「2.5 追加検査対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）」の最終段の「なお、追加検査の実施に当たっては、当該事業者に対して対応する検査手数料の納付を当該事業者に求める。」に対応した条文として記載されているのであれば、当該記載が「手数料の納付」に関する規定であることを明確にするため、「第一項の規定による検査の結果及び前項各号に掲げる追加検査の区分並びに第七条各号に掲げる追加検査の手数料及び検査事項を通知するとともに、」と明記したほうが良いと考えます。</p>	<p>前段について、御指摘を踏まえ、「第一項の規定による検査の結果並びに前項各号に掲げる認められた劣化に係る追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、」を「第一項の規定による検査の結果並びに前項各号に係る追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、」に修正します。</p> <p>後段について、追加検査の区分を示すことにより手数料の額は明らかであるため、原案のとおりとします。</p>
2	<p>第3条 原子力規制検査は他の手数料が必要な許可・認可等のように”事業者の意思”（タイミング）によって申請するものではなく、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「2.8 総合的な評定の結果の通知及び公表」の最終段の「この際、当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の検査手数料の納付を求める。」と記載されている通り、事業者は「手数料納付の通知」を受けて対応することになりますので、「手数料の納付の通知」を行うことを本規則において明確にして頂きたい。</p> <p>具体的には、「第1項の検査結果の通知」に合わせて「手数料の納付の通知」を行うことを第3条に追加して頂きたい。</p>	<p>上記1の後段で示した考え方を参照してください。</p>
3	<p>第3条では「追加検査」を行う基準については記載されていますが、「特別検査」を行う基準についても記載する必要はないのでしょうか。</p>	<p>特別検査は、法第68条に基づく立入検査として行うものであることから、本規則中に規定はしていませんが、本規則と一体として運用する原子力規制検査等実施要領（以下「実施要領」という。）の2.6特別検査の実施に係る判断に記載をしています。</p>

4	<p>第3条 第1項に「基本検査」、第2項に「追加検査」が記載されておりますが、「特別検査」についても記載が必要と思いますので、原子力規制検査等実施要領と対応させる形で最低限の記載を追記して頂きたいと思います。</p>	<p>上記3で示した考え方を参照してください。</p>
5	<p>第3条第1項 「原子力規制検査は、検査対象事項の全般について、」とありますが、”検査対象事項の全般”では対象が曖昧であることから、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「2.1 検査等 (1) 検査対象」の記載に合わせ、”法第六十一条の二の二第一項に定める検査対象事項の全般”と、明記したほうが良いと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、「原子力規制検査は、検査対象事項の全般について、」を「原子力規制検査は、法第六十一条の二の二第一項各号に掲げる事項の全般について、」に修正します。</p>
6	<p>・第3条第1項の「核原料物質の使用に係る施設」とは法第57条の7第2項第6号に規定するものを指していると理解されるところですが、「施設」が許可申請書の記載事項の対象とはなっていない、法第61条の3第1項の許可を受けた者（核原料物質を使用する者（核原料物質使用者、国際規制物資使用者のうち国際規制物資使用者）については、本ただし書きの対象外であると理解してよろしいか？（第7条、別表の「核原料物質の使用に係る施設」についても同様。）</p>	<p>法第57条の8において「核原料物質を使用する者（前条第1項第1号又は第3号に該当する場合を除く。第61条の2の2第1項及び第81条第2号において同じ。）」と規定されていることから、法第61条の2の2第1項に規定する原子力規制検査の対象となる「核原料物質を使用する者」には、法第57条の7第1項第2号に規定する「第61条の3第1項の許可を受けた者」（法第57条の7第1項第3号に該当する場合を除く。）が含まれますので、当該者は御指摘の「本ただし書」の対象となります。なお、法第61条の3第3項において、許可申請書の添付書類として核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要を記載した書類の提出を求めています。</p>
7	<p>第3条第1項 ・変更部分の「法第五十七条の二第一項の認可を受けた核物質防護規定（同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に従って講ずべき措置」と「法第五十六条の三第二項に規定する防護措置」とは、同一のものであると理解してよろしいか？</p>	<p>「法第五十七条の二第一項の認可を受けた核物質防護規定（同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に従って講ずべき措置」について、使用者には核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用則」という。）第3条の4第1項各号に規定する事項を核物質防護規定に定め、遵守することを求めています。 一方、「法第五十六条の三第二項に規定する防護措置」について、使用者には使用則第3条の3第2項各号に規定する防護措置を求めています。 そのため、これらの措置は同一ではありません。</p>
8	<p>第3条第1項 ・変更部分の「法第六十一条の二の二第一項第四号イ」は「法第六十一条の二の二第一項第四号イ」の誤記ではないのか？</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>

9	<p>・変更部分の「特定核燃料物質の防護のために必要な措置」は、原子炉等規制法第59第1項に規定する「原子力事業者等から運搬を委託された者」による措置は含まれないものと理解してよろしいか。本第3条の「使用施設等における検査」はオンサイトにおける検査を指しており、事業所外運搬でのオフサイトにおける措置に係るものは対象外であると思われるので。</p>	<p>法第61条の2の2の規定に基づき原子力規制検査の対象となる「原子力事業者等」は、法第57条の8に規定する「原子力事業者等」であり、法第59条第1項に規定する「原子力事業者等から運搬を委託された者」は含まれません。</p> <p>本規則第3条第1項に規定する「使用施設等における検査」において、特定核燃料物質の事業所外運搬における防護措置は、原子力事業者等から運搬を委託された者が実際に行う措置を含め、法第61条の2の2第1項第4号ハの規定に基づき、原子力規制検査の対象となります。</p>
10	<p>3頁2～5行目</p> <p>第三条第2項には、追加検査の実施に係る判断基準として、「安全活動における軽微な劣化」「安全活動における劣化（前号及び次号に掲げるものを除く。）」「安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化」とありますが、判断基準が不明確です。</p> <p>別途パブリックコメント中の「原子力規制検査等実施要領」2.5「追加検査対応区分の設定」及び表6「追加検査対応区分」が具体的な判断基準になると思いますが、事業者の費用負担を伴う措置の判断基準であり、規則で明確に記載する、または規則側に要領との関係を明確に記載していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、実施要領の表6に本規則第3条第2項の区分を記載する旨の修正をします。</p>
11	<p>第3条第2項</p> <p>「次に掲げる劣化が認められた時は、追加の検査を行うものとする。一・・・軽微な劣化」とあるが、「軽微な劣化」とはどういう状態のことを言っているのか。</p> <p>・「原子力規制検査等実施要領 表6 追加検査対応区分」における「第2区分」のことか。</p> <p>・「検査気づき事項のスクリーニングに関するガイド」における「軽微」のことか。</p> <p>定義が不明確であるため、規則で明確に記載していただきたい。</p>	<p>前段について、「軽微な劣化」とは、「原子力規制検査等実施要領 表6 追加検査対応区分」における「第2区分」を意味します。</p> <p>後段について、上記10で示した考え方を参照してください。</p>
12	<p>3頁 第4条第1項1～4号</p> <p>当該の規定は、法第六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項の詳細を規定していると思われるが、法の条文の記載とほとんど差がなく、記載内容についても「その他〇〇」という記載となっており、何でも読み取れる記載になっている。規則においては、具体的な規定が必要ではないか。</p>	<p>従前の各事業規則（例えば、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第93条第3項各号及び第97条第2項各号）と同様の規定であり、立入検査は法の趣旨に鑑み法の実施に必要な限度において様々な活動が可能となっているため、原案のとおりとします。なお、制度の運用を変更するものではありません。</p>
13	<p>・第4条第1号「工場若しくは事業所」について：別表の区分欄の「工場又は事業所（原子力船を含む。）」とのタームの違いは、第4条では原子力船は含まないということの意味しているのか？</p>	<p>第4条第1号の「事務所又は工場若しくは事業所」には原子力船は含みません。</p>

1 4	<p>5 頁 2～4 行目</p> <p>規則第五条には、安全実績指標の領域区分は次の一～三とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 原子炉施設の保全及び運転に関する領域 二 核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域 三 特定核燃料物質の防護に関する領域 <p>一方、別途パブリックコメント中の「原子力規制検査等実施要領」16 頁表 4 においては、「原子力施設安全」「放射線安全」「核物質防護」とされています。</p> <p>規則と実施要領の領域が一致していないことから、規則第 5 条に定める報告期限と、実施要領で定める各々の安全実績指標との関係が明確ではありません。(訓練サイクル毎に評価する指標は四半期毎とも年度毎とも違います。)従って、規則第五条と実施要領の領域の記載の整合を図る必要があると考えます。</p> <p>安全実績指標は、事業者には報告義務を課しているものであるため、規則で実施要領の表 4 の内容を記載する、または規則側に要領との関係を明確にしたい。</p>	<p>実施要領では、本規則の規定を分かりやすく簡便な用語に置き換えています。御意見を踏まえ、実施要領の表 4 を修正し、本規則の対応する号番号を記載します。</p>
1 5	<p>第 5 条第 1 項第 1 号</p> <p>「一 原子炉施設の保全及び運転に関する領域」とありますが、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「表 4 安全実績指標」の「原子力施設安全」であるので表現の整合を図って頂きたい。</p>	<p>上記 1 4 で示したとおり修正します。</p>
1 6	<p>第 5 条第 1 項</p> <p>「一 原子力施設の保全及び運転に関する領域」とありますが、原子力規制検査等実施要領の表 4 と整合するよう「原子力施設安全に関する領域」に修正をお願い致します。</p>	<p>上記 1 4 で示したとおり修正します。</p>
1 7	<p>第 5 条第 1 項第 2 号</p> <p>「二 核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域」とありますが、別途パブリックコメント中である「原子力規制検査等実施要領」の「表 4 安全実績指標」には該当する領域はなく、第二号の領域は「放射線安全」であるので表現の整合を図って頂きたい。</p>	<p>上記 1 4 で示したとおり修正します。</p>
1 8	<p>第 5 条第 1 項第 2 号</p> <p>「二 核燃料物質等の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域」とありますが、原子力規制検査等実施要領の表 4 と整合するよう「放射線安全に関する領域」に修正をお願い致します。</p>	<p>上記 1 4 で示したとおり修正します。</p>

19	<p>第5条 安全実績指標の報告に対して 安全実績指標の報告期日を45日以内としているが、45日目が休日の場合を考慮し「45日目が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日をデータ提出期日とする」旨の記載が必要と考えます。</p>	<p>行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第2条により、行為の期限であって法律又は法律に基づく命令で期間をもって定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなすこととされており、このため、原案のとおりとします。</p>
20	<p>第5条第1項 安全実績指標の報告は、該当期間終了後、45日以内とされていますが、最終日が休日の場合は翌営業日として頂くよう、修正をお願い致します。</p>	<p>上記19で示した考え方を参照してください。</p>
21	<p>第5条 報告期日を45日以内としているが、45日目が休日の場合の扱いについて「45日目が休日の場合は、休日明けの日までに報告する」旨の記載が必要と考えます。</p>	<p>上記19で示した考え方を参照してください。</p>
22	<p>第5条第1項 四半期における安全実績指標を当該四半期の終了後四十五日以内に報告（第二号に掲げる事項は各年度における安全実績指標を当該年度の終了後四十五日以内に報告）と記載されておりますが、第一号に掲げる事項のうち訓練サイクルごとに報告する安全実績指標（原子力規制検査実施要領の表4の〇8、〇9）の報告の扱いについては記載されておきませんので、記載していただきたい。</p>	<p>安全実績指標のうち、「⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合」と「⑨重大事故等対策における操作の成立性（想定時間を満足した割合）」については、訓練サイクルの最終日が含まれる四半期の報告において数値データが報告され、一方、それ以外の（訓練サイクルの最終日が含まれない）四半期の報告においては該当がない旨の報告を行うよう、ガイド等で明記する予定です。</p> <p>これにより、訓練サイクルごとに報告される安全実績指標も、第一号に含まれる他の指標と同様に、報告の時期は四半期ごととし、数値データが報告されるか、該当がない旨の報告がされるかいずれかとなります。このため、原案どおりとします。</p>
23	<p>・第5条第1号の「原子炉施設」は原子炉等規制法において使用する用語に例がありません。（原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号の「発電用原子炉施設」を指しているのか？）</p>	<p>御意見を踏まえ、「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に修正します。</p>
24	<p>・第5条第2号の「核燃料物質等」の「等」は何を指しているのか？（「核燃料物質によつて汚染された物」か？）</p>	<p>御意見を踏まえ、「核燃料物質等」を「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染されたもの（別表において「核燃料物質等」という。）」に修正します。</p>
25	<p>溶接安全管理審査について、既に手数料を納付しているもので施行日までに審査を実施していないものについては、原子力規制検査の手数料の納付において既に納付した額を控除することとする旨の記載があるが、今般の検査制度見直しにより制度自体が無くなる施設定期検査や定期安全管理審査については手数料の扱いが定められていない。</p> <p>施設定期検査の終了証や定期安全管理審査の評定結果を得ていないのに、手数料控除の扱いが無いのは不釣合いであると思われる。相応の手数料控除が</p>	<p>溶接安全管理審査については、施行日までに審査に着手していない案件が想定されることから、所要の経過措置を規定したものです。また、使用前検査についても、施行日までに検査に着手していない案件が想定されることが判明したことから、経過措置を規定することとする修正を行います。</p> <p>改正法により制度が変更される検査又は審査のうち施行日までに検査又は審査に着手しているものについては、要領書作成、</p>

	<p>あるべきではないか。または、手数料控除が行えないならば、納付済み手数料に相当するサービスを既に事業者は受けているということだと思いが、その見解を頂きたい。</p> <p>その他、今回の検査制度見直しに伴って検査・審査の途中で制度が変わるもの全般について、納付済み手数料の考え方を示して頂きたい。</p>	<p>現地検査、文書・実地審査などを実施して行政コストが発生しているため、手数料の控除の対象とはしません。</p>
26	<p>経過措置</p> <p>現行制度においては、施設定期検査・定期安全管理審査・溶接安全管理審査は合格証もしくは評定結果が規制側より発行されて完了となるが、今回の制度変更時に申請済み・実施中の扱いとなる施設定期検査・定期安全管理審査・溶接安全管理審査（未着手の溶接安全管理審査除く）は、規制側から検査・審査結果を示すものは提示されず、2020年3月末日を以て自動的に終了（完了）になるということによいか。</p>	<p>改正法においては、施設定期検査、定期安全管理審査及び溶接安全管理審査の経過措置は規定されておらず、制度移行時点で廃止となることから、施行日において申請済又は実施中の案件については、評定結果などが通知されずに終了します。</p> <p>なお、既に作成した審査記録等の文書は施行日をもって完結処理をして保管し、必要に応じて原子力規制検査等に活用することとします。</p>
27	<p>別表四の項</p> <p>検査手数料は検査物量（検査時間）を考慮して定められているとのことで4つに区分されていますが、全ての燃料を使用済燃料ピットに貯蔵した状態で長期停止中のプラントについて、原子力規制検査はサンプリング数の減少など、稼動プラントより検査物量が低減されるように配慮されると面談等でお聞きしているが、当該年度に稼動予定がない場合（検査物量が低減される場合）は「その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの」に該当することを明記していただきたい。</p> <p>該当しない場合、検査物量を標準物量から低減されたプラントに対応する区分を追加して頂きたい。</p>	<p>手数料については、施設の建設段階、供用段階及び廃止措置段階において標準的に必要となる検査量を基準として算定しているものです。長期停止中の施設で廃止措置段階にないものについては、その後の運転を念頭に施設管理等の状況について検査を行うことが必要であることから、「その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第43条の3の34第2項の認可を受けたものを除く。）」として手数料を適用することとしています。</p> <p>なお、個別のサンプリング数については、施設の状況に応じて合理的な運用に努めることとしています。</p>
28	<p>別表四の項</p> <p>中欄の区分「発電用原子炉（研究炉を除く）」の「その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの」および「その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの」について、当該区分の対象となる始期（前提条件）が、発電用原子炉設置者として許可を受ける「設置許可」、設置工事に着手となる「設計及び工事計画認可」、保安措置の運用開始となる「保安規定認可」であるのか明確化して頂きたい。</p>	<p>法第61条の2の2第1項において、「原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない」と規定されており、原子力規制検査の起点は設置の許可となります。</p> <p>また、「その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの」とは、運転計画等により当該年度において、核燃料物質を受け入れる計画となっているものが該当します。</p>
29	<p>別表四の項</p> <p>中欄の区分「発電用原子炉（研究炉を除く）」の「その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの」について、当該区分の始期について確認させて頂きたい。</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正案（以下、「改正法」という。）61条の2の2では、原子力事業者は原子力規制検査を受けることを求め、ここでいう原子力事業者は、改正法57条の8で発電用原子炉設置者と定義され、発電用原子炉設置者は、改正法43条の3の8で、改正</p>	<p>前段については、上記28で示した考え方を参照してください。</p>

	<p>法 43 条の 3 の 5 第 1 項の許可を受けたものと記載されている。よって、原子炉設置許可を受けた年度から原子力規制検査が開始されるのか確認したい。</p> <p>この場合、法解釈として、改正法 43 条の 3 の 24 の保安規定は、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前までに認可を得ることとされており、認可を得る始期は明示的でないが、原子力規制検査開始（原子炉設置許可を受けた年度内）までには保安規定の認可を得ておくことを求めると解釈するのか確認したい。</p>	<p>後段については、建設段階で保安規定の認可を受けていない発電用原子炉施設については、整備規則の附則において、施行日から 6 月以内に保安規定の認可の申請を求めるとしてあります。</p>
3 0	<p>・別表の番号四の「研究開発段階発電用原子炉」は原子炉等規制法において使用する用語に例がありません。（原子炉等規制法第 2 条第 5 項の「発電の用に供する原子炉であつて研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉」を指しているのか？）</p>	<p>御意見を踏まえ、第 1 条の「この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。」を「この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。」と改め、政令第 1 条で用いている「研究開発段階発電用原子炉」と同義であることを明確化します。</p>
3 1	<p>別表四の項 「四 発電用原子炉施設 研究開発段階発電用原子炉に係るもの」の事項は区切り間違いのため、次頁へ移動すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、修正します。</p>

提出意見とこれに対する考え方（案）

2. 原子力規制検査等実施要領（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>1 ページの 4 行目</p> <p>「法第 68 条の規定による立入検査」とは、法第 68 条第 2 項に規定する「第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度における、原子力施設的设计若しくは工事又は原子力施設の設定の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件の検査、又は関係者への質問」のことを指していると理解してよろしいか？</p>	<p>御認識の通りです。</p> <p>記載内容をより明確にするために、「原子力規制検査及び原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査（以下「検査等」という。）、検査等の結果に基づき実施する法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定による総合的な評定並びに同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制対応措置」という。）のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査等の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等」を「原子力規制検査、同検査の結果に基づき実施する法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定による総合的な評定及び同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制対応措置」という。）並びに原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査※ 1 のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等」に修正し、「※ 1 法第 68 条第 1 項に基づく原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り、物件の検査、関係者への質問又は試験のための試料の収去並びに同条第 2 項に基づく原子力施設的设计若しくは工事又は原子力施設の設定の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り、物件の検査、関係者への質問」を加えます。</p> <p>また、2 の「検査等」を「原子力規制検査」に、2.1「検査等」を「検査の体系等」に、4「検査等の実施に係る手順等」を「検査の実施に係る手順等」に、図 1「検査等」を「原子力規制検査等」に修正します。</p>
2	<p>1 ページの 14 行目</p> <p>「総合的な評定」は「(法第 68 条の規定による立入検査を含めた) 検査等の結果を踏まえて」行うものではなくて、法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定によると「原子力規制検査の結果に基づき」行うべきものではないのか？</p>	<p>上記 1 で示した考え方を参照してください。</p>
3	<p>1 ページの 10 行目</p> <p>「原子力規制検査」は「検査等」とすべきでは？ 4 行目の「法第 68 条の規定による立入検査」も対象であるのだから。</p>	<p>法第 68 条の規定による立入検査は、原子力規制検査ではないため、原案のとおりとします。</p>

4	1 ページの 1 2 行目 「原子力規制検査等に関する規則」の法令番号を記載したほうがよいと思います。	御意見を踏まえ、「原子力規制検査等に関する規則」を「原子力規制検査等に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第号）」に修正します。
5	1 ページの 1 3 行目 「検査等」のうち「法第 68 条の規定による立入検査」の実施について前段に記載がないのは、なぜか？	御意見を踏まえ、「その構成要素」を「関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査を含めた構成要素」に修正します。
6	<p>(当該箇所) P. 1 2.1 検査等 (1) 検査対象：「・・・原子力施設の敷地（工場又は事業所）、更には、調達先の者の事業所、工場等における当該事項の実施状況を監視するものとして・・・」</p> <p>(意見) 調達先の者の事業所、工場等において行なわれるべき検査は、原子力施設に設置するための機器の製作段階における検査を指していると思慮される。以下のような記載にするべき。</p> <p>「・・・原子力施設の敷地（工場又は事業所。ただし、調達製品の検査は調達先の者の事務所、工場等を含む。）における当該事項の実施状況を監視・・・」</p> <p>(理由) 本実施要領（案）での記載では、調達先の者も事業者の安全活動のスコープとみなされるような記載であるが、調達先の事業所又は工場等は、事業者が行う検査場所の一部であり、披検査者はあくまで事業者であるため。また、調達先の者は、炉規法の適用外であることから、検査の根拠法が不明確になってしまうため。</p>	「原子力規制検査の検査対象は、法第 57 条の 8 で定義されている原子力事業者等※2 及び核原料物質を使用する者※3（以下「事業者」と総称する。）に対して法の規定により義務付けられている事項に対応して」「実施状況を監視するもの」と記載しているため、被検査者はあくまで事業者であることは明確です。このため、原案のとおりとします。
7	1 ページの 2 4 行目 「敷地」に原子力船は含まれるのか？	法第 35 条第 1 項第 3 号において工場又は事業所に原子力船を含むとしており、ここでは工場又は事業所を「敷地」としていることから、原子力船も含まれます。
8	1 ページの 2 4 行目 「調達先の者」とは、法第 6 8 条第 2 項の「原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者」のことを指しているかと理解してよろしいか？	<p>原子力規制検査の検査対象を記載しており、法第 68 条第 2 項の立入検査の対象を記載しているものではありません。ここでは、当該検査対象に事業者が行う安全活動の実施状況が含まれることを説明しています。</p> <p>趣旨を明確化するため、2.1(1)の「調達先の者」を「調達先の者（法第 68 条第 2 項に規定する原子力施設の設計等を行う者その他の関係者をいう。以下同じ。）」に修正します。</p>
9	1 ページの 2 4 行目 「調達先の者」は原子力規制検査の対象外なのではないのか？ 法第 6 1 条の 2 の 2 には、検査を受けなければならないのは「原子力事業者等及び核原料物質を使用する者」である旨の規定がなされているから。（調達先の者は「関係者」として法第 6 8 条第 2 項に基づく立入検査の対象にはなりえるとは思われるが。）	御指摘の部分では、「調達先の者」の事務所や工場など場所を示しており、そこで行われる「原子力事業者等及び核原料物質を使用する者」の活動について原子力規制検査の対象としております。

10	<p>2 ページの 2 行目 「法第 6 1 条の 3 第 1 項の許可を受けて核原料物質を使用する者」には、法第 6 1 条の 9 の 3 第 1 項で規定する「旧国際規制物資使用者等」は含まれるのですか？</p>	<p>旧国際規制物資使用者等は、国際規制物資として原子力規制委員会告示で定められた核原料物質等の使用を廃止した者等であり、核原料物質を使用する者に該当しないことから、原子力規制検査の対象になりません。</p> <p>なお、法第 57 条の 8 において「核原料物質を使用する者（前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合を除く。第 61 条の 2 の 2 第 1 項及び第 81 条第 2 号において同じ。）」と規定されているとおり、法第 61 条の 2 の 2 第 1 項に規定する原子力規制検査の対象となる「核原料物質を使用する者」からは、法第 57 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する「第 61 条の 3 第 1 項の許可を受けた者」のうち法第 57 条の 7 第 1 項第 3 号に該当する場合があります。このことが明確になるよう、※ 2 を修正し、「法第 61 条の 3 第 1 項の許可を受けて核原料物質を使用する者」の後に「（令第 44 条で定める限度を超えない場合を除く。）」を追記します。</p>
11	<p>コメント：【2 頁】中段の「表 3 のとおり、事業者の安全活動の目的（以下「活動目的」という。）に応じた監視領域＜以下、略＞」の”活動目的”は、原子力規制検査を行う上での基準となるものと考えますので、表 3 において各監視領域の活動目的が何なのかを明示することはできないでしょうか。</p>	<p>本実施要領書に記載の活動目的とは、許可基準や技術基準にて求められている事業者の活動について、事業者が、許可申請、保安規定申請等を通じて施設ごとに明確にしていくものなので、原子力規制検査等実施要領では分類を示すに留めています。このため、原案のとおりとします。</p>
12	<p>【2 頁】 2.1(2) は「検査種別」の項目ですので、第 1 段落で「基本検査」「追加検査」「特別検査」の種別について記載しているため、第 2 段落以降の各検査の内容については「(3) 検査の実施方針」に記載するほうが適切と考えます。</p>	<p>第 2 段落以降の記載は、検査種別を詳細に説明しているものであることから、原案のとおりとします。</p>
13	<p>【2 頁】 2.1(2) 書き始めの「検査官は、事業者の活動が各監視領域において＜以下、略＞」のように単に「活動」と記載しているものと「安全活動」と記載しているものが混在しておりますので、「安全活動」に統一したほうが良いと考えます。なお、使い分けをされているのであればその意図を確認したい。</p>	<p>原子力規制検査等規則第二条で、「原子力規制検査は、過去の法第六十一条の二の二第七項の評定の結果、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者の保安及び特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動（以下「安全活動」という）」と定義しています。これに対して、「活動」は安全活動も包括した事業者の全ての活動を表しており、この二つは使い分けています。</p> <p>なお、上述した使い分けがなされていない箇所については、修正します。</p>
14	<p>（当該箇所） P. 2 (2) 検査種別：「・・・監視するため、検査対象に関する事業者の活動に立ち会い、必要に応じて事業者の確認に加え自ら確認することも含めて、原子力施設の特徴及び活動目的に対する重要度に応じた検査を行う。また、原子力・・・」</p>	<p>チーム検査については、事業者の活動状況に合わせて検査計画を立てることとしており、「4.1 検査計画」に記載されているとおり、事業者へ通知するとともに公表することとしているため、原案のとおりとします。</p>

	<p>(意見) (2)は、事業者の保安活動全般（ソフト面）と設備の施設検査や使用前検査（ハード面）双方を意図した説明であると思慮する。保安活動全般に対する検査は、日常検査として行なわれるものであると考えるが、施設検査や使用前検査に相当するものはチーム検査として行なわれると考える。</p> <p>この場合、後者の検査は再処理施設、原子炉施設、加工施設の場合は設工認に基づいて実施されることから実施時期や検査対象、内容が予め明確である。一方で、使用施設では、設工認がないため検査時期や対象、内容は検査申請をもって規制側が把握することになる。</p> <p>ハードに対する検査を実施するタイミングは「4.1 検査計画」にて明確化されることを明記すべき。</p> <p>(例)・・・監視するため、事業者の活動計画を踏まえて策定した検査計画に基づき、検査対象に関する・・・</p> <p>(理由) 検査の実施時期や方法に対する事業者と規制側の認識ずれが生じることにより、検査に係る工程遅れ等が懸念されるため。</p>	<p>なお、日常検査は、日々の原子力施設の状況、事業者の活動に合わせて、柔軟に検査を行うこととしています。</p> <p>これらも含め、原子力規制検査の内容について、具体的な内容を検査ガイドに明示することについて、2.1(2)の最後に、「基本検査、追加検査、特別検査に関する詳細については、この実施要領に定めるもののほか、別途検査運用ガイドを定める。」と追記します。</p>
15	<p>2 ページの 20 行目 「基本検査」の法的位置づけについての記載があったほうがよいと思います。 (原子力規制検査等に関する規則第 3 条第 1 項の規定による検査?)</p>	<p>御意見を踏まえ、基本検査だけでなく、追加検査に関する事項も含め、規則条項との関連について明記することとし「標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合の追加検査」を「規則第 3 条第 1 項に基づき実施する標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、同条第 2 項に基づき実施する基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合に実施する追加検査」に修正します。</p> <p>同様に、以下において法的位置付けを追加しました。</p> <p>2.5 の「追加検査対応区分の変更を行った場合には、」を「対応区分の変更を行った場合には、規則第 3 条第 3 項に基づき、」に修正します。</p> <p>なお、追加検査については、下記 4 5 で示した考え方を、基本検査については、下記 5 3 で示した考え方を参照してください。</p>
16	<p>【2 頁】 2.1(2)なお書きの「なお、特別検査は、法第 68 条の規定に基づいて行う。」について、特別検査は法第 61 条の 2 の 2 の原子力規制検査ではないということでしょうか。</p> <p>特別検査が原子力規制検査である場合、本「なお書き」は必要ないのではないのでしょうか。</p>	<p>特別検査は、法第 68 条の規定（立入検査等）の規定に基づいて行う検査であり、原子力規制検査ではありません。このため「なお書き」にしていますので、原案のとおりとします。</p>

17	【2頁】2.1(2)※3の「原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、＜中略＞（原子力事故調査）をいう。」とありますが、語尾は「がある。」や「があり、特別検査において原子力事故調査の実施要否について確認する。」が適切と考えます。	御意見を踏まえ、「（原子力事故調査）をいう。」を「（原子力事故調査）がある。」に修正します。
18	2ページの25行目 「原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、・・・をいう。」は「上述の検査のほかに、原子力事故に対する原子力規制委員会の対応として、・・・がある。」などとしたほうがよいと思います。「上述の検査」は事故対応のためのものではないのだから。	上記17で示したとおり修正いたします。
19	【2頁～3頁】2.1(2)第2段落の基本検査の記載において、前段で「日常検査」と「チーム検査」があることを記載し、「日常検査」の内容については記載されていますが「チーム検査」の内容に関する記載がありませんので追記頂きたい。	チーム検査は、「個別事項の実施状況に特化して確認するもの」であり、個別に内容が異なるため、検査ガイドに詳しく定めるものとしています。このため、原案のとおりとします。
20	＜該当箇所＞ 2頁 30行目 ＜内容＞ 令41条非該当使用者及び核原料物質使用者の基本検査は「日常検査」と「チーム検査」のどちらに該当するのか。	原子力規制事務所又は原子力規制庁本庁の原子力検査官が出張して検査を行うこととなりますが、使用者の活動全般を監視するものであるため、日常検査に該当します。
21	＜該当箇所＞ 3頁 5行目 ＜内容＞ 「2.5の追加検査対応区分の特定及び2.9の検査結果に基づく規制対応措置を判断するため」は「2.5追加検査対応区分の設定及び2.9検査結果に基づく規制対応措置の検討等を行うため」に表現を統一すべきである。	御意見を踏まえ、「2.5の追加検査対応区分の特定及び2.9の検査結果に基づく規制対応措置を判断するため」を「2.5対応区分の設定」による対応区分の決定及び「2.9検査結果に基づく規制対応措置の検討等」により規制対応措置の決定を行うため」に修正します。
22	＜該当箇所＞ 3頁 17行目 ＜内容＞ 「リスク情報は、確率論的リスク評価(PRA)により得られる計算結果や知見等の定量的な情報のみならず、・・・定性的な情報を含む。」の表現は、定量的な情報を必須とする印象を与える。実用発電炉以外の核燃料施設等ではPRA評価を必須としていないため、表現を見直していただきたい。	御意見を踏まえ、「リスク情報は、確率論的リスク評価(PRA)により得られる計算結果や知見等の定量的な情報のみならず、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報を含む。」を「リスク情報は、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報に加え、確率論的リスク評価(PRA)により得られる計算結果や知見等の定量的な情報をいう。」に修正します。
23	P3 2.1 検査等 (2) 検査種別 (P3 第3パラグラフ) 「追加検査の程度は、検査対象事項の重要度等に応じて2.5追加検査対応区分の設定によって設定する。」とあるが、「追加検査の程度は、検査対象事項の重要度等に応じて2.5追加検査対応区分の設定による。」が適切ではないか。	御意見を踏まえ、「2.5追加検査対応区分の設定によって設定する。」を「設定される「2.5対応区分の設定」により決定する。」に修正します。

24	<p>【3 頁】2.1(2)第3段落の追加検査の内容に関する記載の後段の「追加検査の程度は、検査対象事項の重要度等に応じて2.5追加検査対応区分の設定によって設定する。」について、”検査対象事項の重要度等（安全活動の劣化の程度）に応じて”と、別途パブリックコメント中の「原子力規制検査等に関する規則」第3条第2項の記載や、表6の表現である「安全活動の劣化」という表現を記載したほうが関連が明確なものとなると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、「検査対象事項の重要度等」を「安全活動の劣化の程度」に修正します。</p>
25	<p>3ページの最下行から上に6行目 「原子力検査官」： 法第68条の規定に基づいて行う特別検査は、同法第67条の2第2項に規定する原子力検査官の事務の対象とはなっていないのでは？</p>	<p>原子炉等規制法第68条において、原子力規制委員会の職員が立入検査を実施することが規定されており、特別検査は立入検査として実施することから、原子力検査官のみならず、原子力規制委員会の職員が行うこととなります。御意見を踏まえ、「原子力検査官」を「原子力規制庁職員を含む原子力検査官等」に修正します。</p>
26	<p>7ページの7行目 「検査官」と9行目「原子力検査官」のタームの違いは何を意味しているのか？</p>	<p>御意見を踏まえ、「検査官」を「原子力検査官」に統一します。ただし、2.1(2)検査種別における特別検査では、上記25で示した考え方とおり、原子力検査官以外の職員も関わる可能性がありますので、「検査官」を「原子力検査官等」に修正します。</p>
27	<p><該当箇所> 4頁 7行目 <内容> 「表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）を規則第5条の規定に基づき事業者から報告を受理する。」は「表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について規則第5条の規定に基づく事業者からの報告を受理する。」が正しいのではないか？</p>	<p>御意見のとおり、「各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について事業者から報告を受理する。」を「規則第5条の規定に基づき、各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について事業者から報告を受理する。」に修正します。</p>
28	<p>【4 頁】安全実績指標の確認・評価については別途制定する検査ガイド（「BQ0040 パフォーマンス指標の検証」および「GI0006 安全実績指標（PI：Performance Indicator）に関するガイド」）に基づくことを明記したほうが良いと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、2.2の最後に「安全実績指標等の確認・評価等の詳細については、別途ガイドを定める。」と追記します。</p>
29	<p>4ページの第2段落の1行目 「安全実績指標の報告とは別に事業者から提示を受けた横断領域の指標」とありますが、唐突に記載が現れ、明確ではありません。「検査の視点等を抽出することを基本とする」とあるように、参考的に活用することを意図したものであっても、安全実績指標と同様に、出典、定義ならびに目的の記載が必要と思います。</p>	<p>横断領域監視の指標の活用については、今後、検討していくものであるため、当該指標に係る部分を削除します。</p>
30	<p>P4 2.2 安全実績指標等の確認・評価等 最終パラグラフについて、「安全実績指標の報告とは別に事業者から提示を受</p>	<p>上記29で示した考え方を参照してください。</p>

	けた横断領域監視の指標については、実績値の数値自体では活動の善し悪しを一概には捉えられないことから、分析方法及び評価の扱いについて検討を行うとともに、その結果を踏まえ、事業者の横断領域に係る検査の視点等を抽出することを基本とする。」とあるが、対象を明確にするため「事業者に対する横断領域に係る検査の視点等を抽出」とした方がよいのではないか。	
31	P4 2.2 「横断領域監視の指標」が何を指しているかこの記載だけでは分からないと思います。「保安検査に活用する安全に係る指標」のことであると明記したほうがよいのではないのでしょうか。明記しないのであれば、横断領域監視指標の扱いについて本要領に記載しない方がよいのではないのでしょうか。	上記29で示した考え方を参照してください。
32	<該当箇所> 4頁 13行目 <内容> 「事業者から提示を受けた横断領域監視の指標については」について、横断領域監視の指標の提示は実用発電炉に限定しているので、「事業者（実用発電炉に限る。）から提示を受けた横断領域監視の指標については」に修正すべきである。	上記29で示した考え方を参照してください。
33	2.2 安全実績指標等の確認・評価等に対して 横断領域監視の指標について、以下のように記載されているが、これまで提出している過去3年分のデータをもとに指標の有効性を評価し、有効ではないと判断された指標については、廃止するなど検討いただきたい。 また、横断領域監視指標の中には、「不適合発生件数」など検査官がフリーアクセスで確認できる指標もあるため、そのような指標は提出不要とすることも含めて検討いただきたい。 【実施要領抜粋】 横断領域監視の指標については、実績値の数値自体では活動の善し悪しを一概には捉えられないことから、分析方法及び評価の扱いについて検討を行うとともに・・・	上記29で示した考え方を参照してください。
34	2.2 安全実績指標等の確認・評価等 （意見）横断領域監視指標の記載については、下記理由により削除が適切と考えます。 【理由】平成28年度に発出された、NRA文書「保安検査における指標の収集について（指示）」（原規規発第1604135号）に基づきデータは採取されており、実施要領への記載の必要性はなく削除とする。また、同指示文書では、データを数年間収集して傾向分析を行うとしていることから、この点からも実施要領への記載は不要と考えます。 また、規則第5条での報告対象は安全実績指標であることから、規則との整	上記29で示した考え方を参照してください。

	合性の観点からも横断領域監視指標については記載は不要と考えます	
35	【4頁】の書き始めが「原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、＜以下、略＞」と、検査気付き事項のスクリーニングに関する記載がありませんので、スクリーニングに関する記載の追加と「GI0008 検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド」を用いることを明記したほうが良いと考えます。	御意見を踏まえ、2.3の最後に「検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。」を追記します。
36	2.3 本項は最初から「検査指摘事項の重要度評価」で始まりますが、気付き事項の抽出から別に定めるガイドに基づくスクリーニングが行われ、その結果評価が必要な指摘が抽出されることを記載頂きたいと思います。	2.3は、検査指摘事項が見つかったからの重要度評価の記載であり、スクリーニングプロセスについては、4.2(5)で説明しているため、原案のとおりとします。
37	P4 2.3 検査指摘事項の重要度評価 2,3行目 「原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、当該劣化の（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。」とあるが、括弧を挟んで「の」が重複している。	御意見を踏まえ、「当該劣化の」を「当該劣化」に修正します。
38	<該当箇所> 4頁 19行目 <内容> 「当該劣化の（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。」とあるが、「当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。」に修正すべきである。	上記37で示したとおり修正します。
39	【4頁】第1段落に「＜前略＞評価ガイドとして別途定める。」との記載がありますが、”GI0007 原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイド”を明記したほうが良いと考えます。	御意見を踏まえ、「検査指摘事項の重要度評価のより具体的な実施手法については、監視領域に対応した評価体系を整理し、評価ガイドとして別途定める。評価ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。」を削除し、2.3の最後に「検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。」を追記し、本項全体に係るガイドであることが分かるようにいたします。
40	<該当箇所> 4頁 24行目 <内容> 「なお、評価におけるリスク情報の活用については、可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用するとともに、低頻度で影響の大きな事象等及びPRAによって評価できない事象に係るリスクについても考慮する。」について、リスク情報の定義が3頁17行と一致しておらず、また、核燃料施	4頁ではリスク情報を再定義しておらず、3頁で定義したリスク情報の活用方法について示したものです。この趣旨を明確化するため、「可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用するとともに、低頻度で影響の大きな事象等及びPRAによって評価できない事象に係るリスクについても考慮する。」を「可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用する。その際、当該検査指摘事項が低頻度で影響の極めて甚大

	設等への適用を考慮し、定量的情報や定性的情報からなるリスク情報を活用するよう記載を修正すべきである。	な事象等又は PRA によって評価できない事象に関連するものかどうかにかんして配慮する。」に修正します。 また、2.3 を (1) 実用炉、(2) 核燃料施設等に分け、核燃料施設等への適用を明記します。
41	【4 頁】第 2 段落に「検査指摘事項の重要度評価により緑以外の結果が得られた場合には、〈以下、略〉」と「緑以外」という記載がありますので、第 1 段落の「〈前略〉重要度を表 5 に示すとおり 4 段階に分類して行う。」の”分類”を”分類 (緑、白、黄、赤)”と色の種類を明記すると、繋がりが良いと考えます。	御意見を踏まえ、「4 段階」を「4 段階 (緑、白、黄、赤)」に修正します。
42	〈該当箇所〉 5 頁 5 行目 〈内容〉 令 4 1 条非該当使用者及び核原料物質使用者の基本検査の結果は、他の許可区分と同様に、四半期ごとにとりまとめ、検査を受けた事業者へ通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表されるのか。	御理解のとおりです。
43	〈該当箇所〉 5 頁 1 2 行目 〈内容〉 「原則検査の評価ごと及び監視領域に係る検査結果の内容が」は「原則検査の評価ごとに監視領域に係る検査結果の内容が」が正しいのではないかと考えます。	御意見を踏まえ、「2.7(1)の評価の単位ごと、監視領域ごとに評価分類を明示し、原則検査の評価ごと及び監視領域に係る検査結果の内容が閲覧できる構成とする。」を「2.7(1)の評価の単位」である各施設に対して、監視領域ごとに評価結果を明示する。」に修正します。
44	【5 頁】2.5 第 2 段落の「追加検査は、〈中略〉の 5 つの対応区分のうち、」の中略の部分は第 1 段落で引用している表 6 の記載そのまま記載しているため、第 1 段落の「〈前略〉表 6 に示すとおり、対応区分を設定する。」を「表 6 に示すとおり、第 1 区分から第 5 区分の中から対応区分を設定する。」として 5 つの区分があることを記載することで、第 2 段落の各区分の説明部分 (上記、中略部分) は記載する必要はないものと考えます。	本文又は表 6 のいずれを見ても理解できるようにするため、原案のとおりとします。
45	〈該当箇所〉 5 頁 3 1 行目 〈内容〉 「第 2 区分以上が設定された場合」とあるが、表 6 において第 5 区分の検査対応が定められていないことから、「第 2 区分、第 3 区分または第 4 区分が設定された場合」とすべきである。	御意見を踏まえ、「第 2 区分以上」を「第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分」に修正します。
46	〈該当箇所〉 6 頁 7 行目 〈内容〉 「第 2 区分以上が設定された場合」とあるが、表 6 において第 5 区分の追加検査が定められていないことから、「第 2 区分、第 3 区分または第 4 区分が設	上記 4 5 で示したとおり修正します。

	定された場合」とすべきである。	
47	<p>2.5 追加検査対応区分の設定（追加検査の適用の考え方） （意見） 安全実績指標結果を追加検査対応区分の設定へ反映する際に、例えばLCO逸脱件数のように過去4四半期の評価期間を設定している場合に、白判定を受けた以降の1年間全ての四半期において、同一LCO逸脱事象による白判定が継続することも想定される。このような場合に、追加検査の適用の考え方をどうするのか明確にしておく必要（ルール化）があると考えます。</p> <p>例えば、同一事象により以降の四半期において白が継続する場合に限っては、新たな劣化事象は発生していないことから、追加検査は課さないとするのが適当と考えます。（新たな事象の発生に伴い、白が継続する場合に追加検査を課すことにする。）</p>	<p>御意見のような同様の事象が発生した場合も白判定として取り扱います。</p> <p>対応区分の継続や変更に係る考えを明確にするために、「ただし、追加検査による確認から最大2年間は、当該改善の状況が効果を維持していることを基本検査により確認し、第2区分以上が設定されることとなった要因が再発している場合等には、改善の対応を確認するため、当該区分から第1区分には直ちには変更しない。」を削除いたします。従いまして、追加検査が発生した場合、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、第1区分に変更します。その後、LCO逸脱等が発生した場合は、過去4四半期分を累計し、再度評価することとなります。</p> <p>なお、追加検査対応区分は、追加検査の有無に使用するのみではなく、総合的な評定等にも関係します。このため、誤解のないよう、「追加検査対応区分」を「対応区分」に修正します。</p>
48	<p>2.5 最後の段落のなお書きにおいて、追加検査の実施に係る検査手数料の納付について記載がありますが、出典となる規則を紐づけるとともに、納付の時期について、また納付書の交付によるものである等、事業者に対して求める手段についても記載頂きたいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえて「なお、追加検査の実施に当たっては、当該事業者に対して対応する検査手数料の納付を当該事業者に求める。」を「追加検査の実施に当たっては、規則第7条に基づき当該事業者に対して対応する手数料の納付を納入告知書の交付により当該事業者を求める。」に修正します。</p>
49	<p>6ページの13行目 「検査手数料」は法令で使用する用語で「手数料」と記載したほうがよいと思います。</p>	<p>御意見のとおり、「検査手数料」を「手数料」に修正します。</p>
50	<p>P6 2.6 特別検査の実施に係る判断 5行目 「・・・安全上の重要性に係る評価を行うとともに・・・」とあるが、「重要性」ではなく「重要度」が適切ではないか。</p>	<p>発生した事故故障等の状況の調査及び把握をするため、特別検査の実施要否を判断する過程においては、検査指摘事項に対する「重要度評価」とは異なるプロセスで事象の重要性を判断することとしているため、原案のとおりとします。</p>
51	<p>【6頁】2.6 特別検査において、2.1(2)※3に記載された「原子力事故調査」の要否確認について記載する必要があると考えます。 また、「GI0005 原子力規制検査における特別検査ガイド」により実施することを明記したほうが良いと考えます。</p>	<p>前段については、「原子力事故調査」の要否確認は、原子力規制検査と別に行われるため、原案のとおりとします。 後段については、上記14で示した考え方を参照してください。</p>
52	<p>6ページの（注）の1行目 「核燃料物質」は「核燃料物質のみ」のほうが適当では？</p>	<p>御意見を踏まえ、「令第41条の規定に該当しない核燃料物質を使用し、かつ核物質防護に係る原子力規制検査の対象でないもの及び核原料物質を使用するものについては、10年に1回の原子力規制検査を実施する度ごとに、評定を行う。」を「使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）</p>

		に対する検査（核物質防護に係るものを除く。）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施した年度ごとに、評定を行う。」に修正します。
53	6ページの（注）の2行目 「核原料物質を使用する者」：規則第3条第1項では「核原料物質の使用に係る施設」と規定しているのであるから、核原料物質を使用する者（核原料物質使用者、国際規制物資使用者）のうち核原料物質使用者のみを指しているとして理解してよろしいか？（「核原料物質の使用に係る施設」は法第61条の3第1項の許可の申請書の記載事項の対象ではない。）	法第57条の8において「核原料物質を使用する者（前条第1項第1号又は第3号に該当する場合を除く。第61条の2の2第1項及び第81条第2号において同じ。）」と規定されていることから、法第61条の2の2第1項に規定する原子力規制検査の対象となる「核原料物質を使用する者」には、法第57条の7第1項第2号に規定する「第61条の3第1項の許可を受けた者」（法第57条の7第1項第3号に該当する場合を除く。）、すなわち国際規制物資使用者が含まれます。 なお、法第61条の3第3項において、許可申請書の添付書類として核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要を記載した書類の提出を求めています。
54	6ページの2.7(1)の2行目 「一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている」はわかりにくい記載であるが、「工場又は事業所に複数の原子炉が設置されている」ということを意味していると理解してよろしいか？	御理解のとおりです。
55	「P.9 2.8 総合的な評価の結果の通知及び公表」 3行目に「以下の事項を事業者に通知するとともに、原則公表する」とある部分で、以下の事項マル1～マル4のうち、マル3「3年間以上継続して第3区分が設定されている場合は、事業者による活動の改善に取り組む計画の作成状況等」は、事業者の計画状況を事業者に通知するとの関係になってしまうので、記載の適正化をご検討頂けないでしょうか。	御意見を踏まえ、「安全活動の改善に取り組む計画の作成状況等」を「安全活動の改善に係る取組状況等」に修正します。
56	2.8 総合的な評定の結果の通知および公表の際、基本検査の検査手数料の納付について記載がありますが、出典となる規則を紐づけるとともに、納付の時期について、また納付書の交付によるものである等、事業者に対して求める手段についても記載頂きたいと思います。	御意見を踏まえ、「当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の検査手数料の納付を求める。」を「規則第7条に基づき、規則別表のとおり当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。」に修正します。
57	7ページの2.8の5行目 「検査手数料の納付」は基本検査の実施後に納付するという理解でよろしいか。基本検査等の結果に基づき総合的な評定をするのであるから。（6ページに、特別検査については検査実施前に手数料を納付させる旨の記載があるが）	上記56の通り、通年で実施する基本検査の実施前後に関わらず、その手数料の納付については、納入告知書によって求めます。
58	<該当箇所> 7頁 9行目 <内容>	令41条非該当使用者及び核原料物質使用者も他の許可区分と同様に、検査を実施した年度において行います。この趣旨を明確化するため、「原則公表する。」を「核物質防護のために必

	令4 1条非該当使用者及び核原料物質使用者の総合的な評定の結果の通知および公表は他の許可区分と同様に行われるのか。	要な措置に関する詳細な情報を除き原則1年に1回公表する。」に修正します。
59	<p><該当箇所> 7頁 14行目 <内容> 令4 1条非該当使用者及び核原料物質使用者の原子力規制検査は10年毎のため、検査計画の通知、公表及び検査手数料の納付依頼の時期は総合的な評定の結果の通知及び公表の時期と異なるため、いつ行われるのか。</p>	御意見を踏まえ、「※7 使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）に対する検査（核物質防護に係るものを除く。）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施する年度（実施時期が年度当初の場合には、その前の年度）に検査計画を通知し、規則第7条に基づき基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。」と追記します。
60	<p>2.9 第2段落の1行目 「原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は、検査指摘事項の重要度評価と並行して、」とありますが、スクリーニングにより指摘事項を抽出する前の段階なのか、スクリーニングと並行してなのか、指摘事項（緑以上）であることが確定した後なのか読みにくくなっておりますので、明記して頂きたいと思います。</p>	指摘事項を確定する前から実施できるため、御意見を踏まえ、「検査指摘事項の重要度評価と並行して」を「3.2(5)検査の実施」に規定する検査指摘事項とするかどうかの判断及び重要度の評価と並行して」に修正します。また、併せて、図1の表記も「個別事項の重要度評価」を「重要度の評価」に修正します。
61	<p>P7, P8 2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等 第2パラグラフ 「原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は、検査指摘事項の重要度評価と並行して、当該気付き事項に対する事業者の自律的な改善能力があるかどうか、当該気付き事項が組織として意図的に行われたもの又は・・・。」とあるが、「検査指摘事項の重要度評価」という用語は図1 (P12) の記載との整合から「個別事項の重要度評価」が適切ではないか。 また、P8の「・・・当該気付き事項に対する重要度評価の結果も踏まえて・・・」との記載についても、「気付き事項に対する重要度評価」という用語は「個別事項の重要度評価」が適切ではないか。</p>	上記60で示した考え方を参照してください。
62	<p>P7 2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等 第2パラグラフ 「原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は・・・」とあるが、気づき事項の定義を記載した方がよいのではないか。 (記載例：原子力規制検査において検査官が疑念を抱く事象（以下、「検査気付き事項」という。）がある場合は・・・)</p>	御意見を踏まえ、検査の実施中に何かしらに気付いた事項を気づき事項と分かるよう、「原子力規制検査により検査気付き事項がある場合は」を「原子力規制検査において気づき事項がある場合には」に修正します。
63	<p>【7頁】2.9 規制対応措置の検討について、2.3の重要度評価同様に深刻度評価（軽微、SL4、SL3、SL2、SL1）を行うことを記載したほうが良いと考えます。 また、「GI004 原子力規制検査における対応措置ガイド」により実施することを明記したほうが良いと考えます。</p>	前段について、規制対応措置は重要度評価を踏まえて決定しますが、自律的改善能力があるかや意図的な指摘事項なのか等も考慮することにしていきますので、指摘事項によって講じられる具体的な措置内容も多様になると考えられます。また、こうした規制対応措置は原子力規制委員会によって決定されるものです。こうしたことから、深刻度評価とそれに応じた規制対応措置を本実施要領に記載することは適当ではないと考えますの

		で、原案の通りとします。 後段については、上述した運用等についてはガイドを定め、「2.9 検査結果に基づく規制対応措置」の最後に、「検査結果に基づく規制対応措置の詳細については、別途ガイドを定める。」と追記します。
64	8 ページの 2 1 行目 「告示」の法令番号を記載したほうがよいと思います。	「なお、実用発電用原子炉施設の定期事業者検査の判定期間に関する告示については、定期事業者検査の開始に当たっての報告において定期事業者検査に係る一定の期間の変更が示された場合に、告示の変更を検討する。」を削除します。
65	【8 頁～9 頁】 3. では「法定確認行為等の実施と原子力規制検査の関係」として「関係」を記載している部分で、法定確認行為については「申請前の確認事項について、原子力規制検査を活用して効率的に実施する」というもので、原子力規制検査そのものではないものと認識しております。 従って、「4 検査等の実施に係わる手順等」の後に記載したほうが良いと考えます。	御指摘を踏まえ、「3 法定確認行為等の実施と原子力規制検査の関係」と「4 検査等の実施に係る手順等」の記載の順番を入れ替えます。
66	【8 頁～9 頁】 本要領は「原子力規制検査等実施要領」ですので、法定確認行為については原子力規制検査との関係の整理のみを記載すれば良く、申請の受理～確認証の交付等、法定確認行為そのものについては当該ガイドに記載されるため、本要領に記載する必要はないものと考えます。	法定確認は、原子力規制検査の施行後において、従来と運用実務が異なるものとなるため、その一部だけを記載するのではなく、詳細に記載することが適切と考えているため、原案のとおりとします。
67	P8 3.1 申請等の受理 当該箇所には、「原子力規制委員会宛ての申請書等を提出する必要があり、事業者の申請等を受理する際に申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していること及び、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。」との記載があり、申請書の受理（提出時）に手数料の納付を確認すると読める。事業所外運搬の場合、従前は、申請書の受理（提出時）に手数料納付書を頂き、速やかに納付していることから、手数料の納付のタイミングを確認したい（受理する際には確認できない）。	御指摘を踏まえ、「法定確認行為等を受けようとする事業者は、法定確認行為等の種別に応じて表 8-1 及び表 8-2 に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛ての申請書等を提出する必要があり、事業者の申請等を受理する際に申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していること及び必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。」を「法定確認行為等の種別に応じて表 8-1 及び表 8-2 に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛ての申請書等について、法定確認行為等を受けようとする事業者から提出された場合には、申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していることを確認する。また、令別表第 1 で規定されている手数料の納付を納入告知書の交付により求めたうえで、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。」に修正します。
68	3.1 申請時の受理 に対して。 「法定確認行為等を受けようとする事業者は、法定確認行為等の種別に応じて～中略～原子力規制委員会宛ての申請書等を提出する必要があり、事業者の申請書等を受理する際に申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していること及び、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。」と	上記 6 7 で示した考え方を参照してください。

	の記載があるが、後半部分の主語が「事業者」であるかのように読めてしまうため、記載の適正化が必要と思われる。	
69	【9頁】「本章では、2.1 で示す検査等を円滑に運用するための具体的な手順等を定める。」と記載されておりますが、「4.3 検査報告書の作成」は「2.4 検査結果の通知及び公表」に「取りまとめ」という表現で記載されておりますので、「2.1 及び2.4」と追加したほうが良いと考えます。	御意見を踏まえ、「2.1」を「2.1 検査の体系等」及び「2.4 検査の結果の通知及び公表」に修正します。
70	【9頁】4.1 検査計画の第一段落の「<前略>総合的な評定を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画（以下「年間計画」という。）を合わせて作成し、事業者へ通知するとともに、公表する。<以下、略>」について、事業者へ通知される「年間計画」は2年分の計画として明記して頂きたい。 理由は、年間計画は4月以降に前年度の総合評定を取りまとめる際に作成されるため、単年度計画では4月から年間計画通知までの期間について検査計画がない状態となるため、2ヵ年計画としておくことで、検査計画通知までの間は「前年度に通知を受けた検査計画」により検査を行い、通知後は「当該年度に通知を受けた検査計画」により検査を行うことが可能となります。 なお、米国 IMC-0305 07.03 サイクル中間およびサイクル期末レビューでは、評価期間の最終四半期の終了後7週間以内に、評価期間の終了後の約24か月間の検査活動の計画を作成することとされており、検査計画の空白期間がないように計画されるように記載されております。	翌々年度を含め、検査計画の空白期間がないように計画を立てるものであることから、御意見を踏まえ、「(以下「年間計画」という。)」を削除し、「年間計画」を「検査計画」に修正します。
71	4.1 検査計画の作成について、以下のように記載されているが、4月から年間計画通知までの期間についての検査計画はどのように作成されるのか明確化していただきたい。 【実施要領抜粋】 原子力規制検査は、・・・総合的な評定を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画（以下「年間計画」という。）を合わせて作成し、事業者へ通知するとともに、公表する。 なお、米国 IMC-0305 07.03 サイクル中間およびサイクル期末レビューでは、評価期間の最終四半期の終了後7週間以内に、評価期間の終了後の約24か月間の検査活動の計画を作成することとされており、検査計画の空白期間がないように計画されるように記載されております。	上記70で示した考え方を参照してください。
72	<該当箇所> 10頁 4行目 <内容> 「日常検査等を通じて」の「等」は具体的にどのような行為か明示すべきである。	日常検査だけでなく、検査以外の原子力検査官による日々の活動(中央制御室のパラメータ監視や現場ウォークダウンなど)などを指し示します。御意見を踏まえ、「日常検査等」を「日常検査や日々の監視、事業者会議への参加等」に修正します。

73	<p><該当箇所> 10頁 5行目 <内容> 「チーム検査、追加検査等」の「等」は具体的にどのような検査か明示すべきである。</p>	<p>4.2 検査の実施の冒頭にて、「基本検査、追加検査及び特別検査を行う際には」と記載されていますが、ここでは主にチーム検査のことを示していますので、「チーム検査、追加検査等」を「チーム検査」に修正します。</p>
74	<p>P10 4.2 検査の実施 4行目 「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定されているとおり、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所、工場、事業所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び必要な試料を受けての分析等の検査方法を通じて、効果的かつ効率的な検査を実施するために、事前の検討を踏まえて検査を実施する。」とあるが、内容が理解し難い。 例えば、「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定されているとおり、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所、工場、事業所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び必要な試料の提出を受ける際には、効果的かつ効率的な検査となるよう、事前の検討を踏まえて検査を実施する。」との記載が良いのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定されているとおり、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所、工場、事業所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び必要な試料を受けての分析等の検査方法を通じて、効果的かつ効率的な検査を実施するために、事前の検討を踏まえて検査を実施する。」を「原子力検査官は、法第61条の2の2第3項並びに第68条第1項及び第2項の規定に基づく検査を、事業者又は事業者の調達先の者（以下「事業者等」という。）が安全活動を行う場所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び事業者から必要な試料の提出を受けての試験等を通じて、効果的かつ効率的に実施するため、必要な事前準備を行った上で検査を実施する。」に修正します。</p>
75	<p><該当箇所> 10頁 5行目 <内容> 「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定されているとおり、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所、工場、事業所（以下「検査場所」という。）への立入り、・・・」と書かれているが、法の当該条項では「原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる」とあり、事業者の調達先への立入りに関して規定されていないため、例えば、「法第61条の2の2第3項並びに法第68条第1項及び第2項に規定する検査は、事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、・・・」との表現に見直すことが適当と考える。</p>	<p>上記74で示した考え方を参照してください。</p>
76	<p>10ページの「調達先」は1ページと同様に「調達先の者」のほうがよいのでは？ また「調達先」に対しては、法第68条第2項の規定では試料の分析は許されていないのでは？</p>	<p>前段については、御意見を踏まえ、「調達先」を「調達先の者」に修正します。 後段については、上記74で示した考え方を参照してください。</p>
77	<p>10ページの8行目 「必要な試料を受けての分析」は「必要な試料の提出を受けての試験」のほ</p>	<p>上記74で示した考え方を参照してください。</p>

	うがよいのでは？ 原子炉等規制法第61条の2の2第3項第4号に「必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）」と規定されているのだから。	
78	<p><該当箇所> 10頁 9行目 <内容> 「検査方法を通じて」は「検査を通じて」が正しいのではないか？</p>	上記74で示した考え方を参照してください。
79	<p>10ページの(1)の3行目 「事業者の行う」は「事業者等の行う」の誤記では？（同(2)3行目についても同様。）</p>	御意見を踏まえ、「事業者」を「事業者等」に修正します。
80	<p>10ページの(1)の7行目 「連絡」は、誰に対するものか？</p>	御意見を踏まえ、趣旨等が明確になるよう「それらの事業者等が責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者の行う必要な教育及び訓練に参加し、検査のために必要な立入りができるようにしておく。なお、検査官の立入りに関しては、立入先での事業者の活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が立入先に検査官が向かっていることを検査官の許可なしに連絡しないよう」を「事業者等がその責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け、検査のために必要な立入りができるようにしておく。なお、原子力検査官の立入りに関しては、立入先での事業者の安全活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が原子力検査官の立入先への出入りや立入先での居場所を原子力検査官の許可なしに原則ほかの事業者等の職員等に連絡しないよう」に修正します。
81	<p>【10頁】4.2(2) 誤記「を」⇒「に」 「事業者の行う必要な教育及び訓練に参加し、」 「事業者の行う必要な教育及び訓練に参加し、」</p>	御意見を踏まえて、「事業者等の行う必要な教育及び訓練に参加し」を「事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け」に修正します。
82	<p>10ページの(2)の3行目 「訓練に参加」は「訓練に参加」の誤記ではないですか？</p>	上記81で示したとおり修正します。
83	<p><該当箇所> 10頁 23行目 <内容> 「訓練を」については、「訓練に」にすべきである。</p>	上記81で示したとおり修正します。

84	P10 4.2 検査の実施 (2) 物件検査及び試料受理に関する事前準備 「・・・事業者の行う必要な教育及び訓練を参加し・・・」とあるが、「訓練に参加し」が適切ではないか。	上記81で示したとおり修正します。
85	10ページの(2)の4行目 「閲覧」：帳簿等の閲覧だけでなく、設備等の検査、提出試料の受理ができるようにするべきと思います。	御意見のとおり、「閲覧」を「閲覧等」に修正します。
86	【10頁】4.2(2)は「物件検査及び試料受理に関する事前準備」とされておりますが、記載内容は物件検査の記載のみのように読めます。 「試料受理」に関する記載はどの部分が該当するのでしょうか。	上記85で示した考え方を参照してください。
87	<該当箇所> 10頁 26行目 <内容> 「事業者等の職員に限らず、活動に関係している従業者」とあるが、事業者等は「事業者及び事業者の調達先」で定義されていることから、「活動に関係している従業者」の定義は何か。また、実施要領全体を通じて、職員等、職員、従業者及び従業員の表現について、定義の明確化及び表現の統一が必要である。	「事業者等」には、事業者及び事業者の調達先やその他の関係者も含まれます。しかし、関係者に対する質問は、原子力規制検査の実施に必要な範囲の中で実施するため、関係者を特定して実施することは困難なことから、「活動に関係している従業者に対して、事業者等の活動状況、活動に係る認識等の実態を把握するために行う。」を「事業者の安全活動に関係している者に対して、原子力規制検査の実施に必要な範囲で、事業者等の活動状況や、当該活動に係るその者の認識等の実態を把握するために行う。」に修正します。
88	【10頁】4.2(3)書き始めの「関係者に対する質問は、事業者等の職員に限らず、活動に関係している従業者に対して、<以下、略>」について、「事業者等」は4.2において「<前略>事業者又は事業者の調達先（以下「事業者等」という。）の<以下、略>」と調達先を含むことが定義されております。 「活動に関係している従業者」とは、事業者及び調達先の職員以外の者を指しているのでしょうか。	上記87で示した考え方を参照してください。
89	P11 4.2 検査の実施 (5) 検査の実施 「検査ガイドに規定する検査対象、検査対象数、検査量等を踏まえて検査を実施する。その際、これまでの検査結果を含めた事業者の活動状況を確認した上で、リスク情報を活用して、検査対象を選定する。」とあるが、検査ガイドに規定するとされている「検査対象」、「検査対象数」、「検査量」という用語については、検査ガイドの記載と整合するべきと考えるが、検査ガイドではこの用語が使用されるとの理解でよいか。	検査ガイドを実施要領の記載に合わせますので、原案のとおりとします。また、同じものを指している2.1(2)の「標準的な選定数」を「標準的な検査対象数」に修正します。
90	図1 図の中央に「個別事項の重要度評価」がありますが、上段の「検査等」で得られた「1 検査における気付き事項」については、分類の結果に指摘事項未満である「軽微」が必要と考えますので、「2 安全実績指標のデータ」と書き分け、スクリーニングのプロセスを追記して頂くか、「個別事項の重要度評価」の欄外注記に「軽微」を追記して頂きたいと思います。	御意見を踏まえ、①検査における気付き事項の欄外に「気付き事項を検査指摘事項にするかを判断。」を追記いたします。

91	<p>P12 図1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素 個別事項の重要度評価には、「1 検査における気付き事項」「2 安全実績指標のデータ」がインプットされ、気付き事項等を安全上の重要度で分類することとされている。またこの注記(※)には、「※指摘事項は重要度に応じて複数の段階に分類(赤、黄、白、緑)」との記載がある。 「個別事項=気付き事項等」であれば、言葉の統一をして頂きたい。また、注記(※)には、指摘事項の重要度評価(赤、黄、白、緑)のみではなく、気付き事項の評価(マイナー、指摘事項)も記載頂きたい。(気付き事項等には緑未満の事象も含まれることが読み取れる記載に修正いただきたい。)</p>	<p>上記90で示した考え方を参照してください。</p>
92	<p>実施要領の「図1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素」のフローで、「気付き事項等を安全上の重要度で分類」とあるが、色で分類する意義が不明。あるべき姿は何で、そこを埋めるにはどうするのか、ということに対して議論が行われるべき。ただし、公衆への公表の段階で、分かりやすさの観点から色で分類することには意味があると考えられる。</p>	<p>重要度評価の中で、規制要求も踏まえたあるべき姿やそれとの乖離などについて評価を行うこととしています。その際には、2.3に記載のとおり、PRAの活用や定性的な評価を行うなど、事案の形態に応じた評価を行うこととし、「原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイド」に詳細な手法を記載する予定です。なお、評価結果について、事業者からの意見聴取や異議申し立てのプロセスも経て、最終的な評価にすることとしています。 実用発電用原子炉施設の色分けについては、事案の重要度が一般公衆も含めて、明瞭に伝わるものとして有効と認識しています。他方、核燃料施設等は、施設の特徴や取り扱い核燃料物質の量が様々であり、実用発電用原子炉施設の色分けと同じ色を使用することで一般公衆に誤解を与えるおそれがあることから、異なる表記を行う運用にすることとし、本要領の全体を修正します。</p>
93	<p><該当箇所> 12頁 図1 <内容> 「追加検査対応区分の設定と総合的な評定」について、「プラントごとに総合的に評定」と書かれているが、原子炉以外は「プラントごと」に評定されないため、表現を見直すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、「プラントごと」を「炉ごと」に修正します。</p>
94	<p>【12頁】図1の「被規制者の保安活動」は本文との整合を考え「事業者の安全活動」とした方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「被規制者の保安活動」を「事業者の安全活動」に修正します。</p>
95	<p>(当該箇所)表1-1、2、3、7、8-1 (意見)使用者として表に記載されているが、政令41条該当施設と非該当施設では適用が異なる。記載をわけのべき。 (理由)非該当施設において適用外のものまで適用されるとみなされてしまい、曖昧になってしまうため。</p>	<p>原子力規制検査は、規則の規定に基づき運用されることから、適用が曖昧になることはなく、原案のとおりとします。</p>

96	表 3 2. 1 (1) の本文記載との紐付けで読みやすくなるよう、「大分類」「小分類」を追記して頂きたいと思えます。	御意見を踏まえ、「大分類」及び「小分類」を記載します。
97	【15 頁】表 3 の左側に欄を設け、「大分類」と「小分類」と、分類の区分を明記したほうが良いと考えます。	上記 9 6 で示した考え方を参照してください。
98	< 該当箇所 > 1 5 頁 表 3 < 内容 > 「表 3 監視領域の分類」に係る表中の加工事業者及び再処理事業者の原子力施設安全に係る記載欄のうち、「発生防止」との記載については、精錬事業者等と同様に「臨界防止」の方が適切ではないか。	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 1 条第 1 項第 1 号に規定する設計基準事故においては、事故事例として、核燃料物質による臨界及び閉じ込め機能の不全について評価することが求められており、臨界だけではなく、火災、爆発の発生を起因とした閉じ込め機能の喪失もこの監視領域でみるため、発生防止という表現を用いていますので、原案のとおりとします。
99	(当該箇所) P. 1 5 表 3 監視領域の分類 「原子力施設安全」の内容について (意見) 原子力施設安全として、事業者ごとに監視対象となる機能が記載されているが、製錬事業者、使用済燃料貯蔵事業者、廃棄事業者、使用者は「臨界防止」になっているのに対して他の事業者は「発生防止」と記載されている。 どの安全機能に対してどういった状況であるかの監視をするような記載にするべき。 例) 臨界：発生防止、閉じ込め：拡大防止、閉じ込めの維持など。 (理由) 事業許可基準(新規性基準)にて求められる機能に係る監視であると思われるが、何に対するものなのかが不明確であり、事業者が混乱すると考えるため。	前段については、上記 9 8 で示した考え方を参照してください。 当該実施要領 2.1(1)において、監視領域のうち、原子力施設安全については事業等ごとの規制基準体系を踏まえて小分類を設けるとの考え方は記載済みであることから、原案のとおりとします。
100	(当該箇所) P. 1 6 表 4 安全実績指標 (意見) 表 4 は、原子炉施設に係るもののみが記載されている。施設ごとになるものもあることから、全体を網羅する表にするべき。 (理由) 表 4 は「安全実績指標」(2.2 項において規定)を示すものであることから重要な役割をもっている。施設ごとに異なる指標があるため。	原子力規制検査等に関する規則第 5 条において、原子力施設安全は第 1 号で実用発電用原子炉を対象を限定、放射線安全と核物質防護はそれぞれ第 2 号、第 3 号で全原子力事業者等(政令非該当使用者除く)を対象としています。御意見を踏まえ、「原子力規制検査等の関する規則」に安全実施指標が紐付くように表 4 に規則の条と号を記載するとともに、第 5 条第 1 号は実用発電用原子炉施設にのみ適用することを明記します。
101	表 3 監視領域の分類(15 ページ)で、再処理事業者は実用炉と同等の監視領域が示されており、監視領域に対応した表 4 安全実績指標(16 ページ)では、実用炉をベースとした指標が示されている。一方、「BQ0040 パフォーマンス指標の検証 検査ガイド 試運用版(改 3)」の 3. 1 検査対象において、核燃料施設等は、(11) 放射性廃棄物の過剰放出件数、(12) 被ばく線量が線量限	上記 1 0 0 で示した考え方を参照してください。

	<p>度を超えた件数、(13) 計画外放射線影響発生件数のみを対象とすることが示されている。本実施要領では、核燃料施設等の安全実績指標の検査対象範囲が明確に示されていないが、検査ガイド「パフォーマンス指標の検証」に従うという理解でよいか。</p>	
102	<p><該当箇所> 16頁 表4 <内容> 表4で規定された安全実績指標が「原子力規制検査等に関する規則」第五条第1号～第3号で規定された安全実績指標の領域区分のどれに該当するかについて明記し、実用発電炉以外の核燃料施設等が報告する安全実績指標を特定すべきである。</p>	<p>上記100で示した考え方を参照してください。</p>
103	<p><該当箇所> 16頁 表4 <内容> 「表4 安全実績指標」の安全実績指標の記載内容は、実用炉を視野に入れたものであり、実用炉以外の事業者（例：試験研究炉や核燃料施設等）には、馴染まないものがある。 実用炉以外の事業者に対しても、表3監視領域の分類と整合が図られた具体的な実績指標を示すか、規則第5条に基づき報告不要であれば、それが分かるようにして頂きたい。</p>	<p>上記100で示した考え方を参照してください。</p>
104	<p>表6 第1区分の評価基準の記載に「P I」がありますが、本文2.2の第1段落3行目で「…（以下「安全実績指標（P I）」という。）と読み替えに加えて頂くか、「P I」の記載は表6の1箇所のみで使われておりますので、日本語で「安全実績指標」に修正して頂きたいと思います。</p>	<p>「P I」を「安全実績指標」に修正します。</p>
105	<p>表6 コメント：第4区分の評価基準における「監視領域（小分類）の劣化」の定義が読み取れないと思います。 米国 IMC0305 では、本文の定義の項で「劣化コーナーストーン：白3以上または黄1があるコーナーストーン」と明記されており、またアクションマトリクスの第3区分の評価基準にも同様に記載されております。 「監視領域（小分類）の劣化」とは「一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1」であることを明記されてはいかがでしょうか。</p>	<p>御指摘の定義は、第3区分に記載しているため、原案のとおりとします。なお、米国でもカラム3に位置付けられております。</p>
106	<p>表6 コメント：「評価基準基準」は「評価基準」の誤記と思われます。</p>	<p>御意見のとおり、「評価基準基準」を「評価基準」に修正します。</p>

107	表 8-1 規則名で「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」と「研究開発段階 発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」が同一セル内に併記されていま すが、参照すべき規則条文が異なるもの（定期事業者検査の判定期間に関す る告示等）があるため、行を分けて書き分けて頂きたいと思います。	御意見を踏まえ、表 8-1 を修正します。
108	<該当箇所> 20 頁 表 8-1 <内容> 「発電用原子炉の設置、運転等」に関する項目において、例えば、“定期事業 者検査の判定期間に関する告示”、“廃止措置が終了したときの原子力規制委 員会の確認”、“(旧原子力事業者等における) 廃止措置が終了したときの原子 力規制委員会の確認”の条項が、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等 に関する規則（案）(8/20 検討チーム) の条項と一致していないため、確認が必 要である。	上記 107 で示した考え方を参照してください。
109	【20 頁】表 8-1 の「発電用原子炉の設置、運転等」の「規則名」に「実用発 電用原子炉の設置、運転等に関する規則」と「研究開発段階発電用原子炉の設 置、運転等に関する規則」が記載されておりますが、「定期事業者検査の判定期 間に関する告示」と廃止措置関連については条文番号が異なりますので、 実用炉と研開炉は表を分けたほうが良いと考えます。	上記 107 で示した考え方を参照してください。
110	表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文(20 ページ) 廃棄の事業に関する規則名欄に記載される廃棄物管理の事業規則名称に誤記 がある。 「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第廃棄物管理の事業に 関する規則」の「第」は削除のこと。	御意見のとおり、「第廃棄物管理」を「廃棄物管理」に修正し ます。
111	表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文(20 ページ) 廃棄の事業に関する規則名欄に記載される廃棄物埋設の事業規則名称の数字 は漢数字に修正すべき。 「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第 1 種廃棄物埋設の事 業に関する規則」の「第 1 種」を「第一種」に修正のこと。 「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第 2 種廃棄物埋設の事 業に関する規則」の「第 2 種」を「第二種」に修正のこと。	御意見を踏まえ、「第 1 種」を「第一種」に、「第 2 種」を「第 二種」に修正します。
112	コメント：表 8-2 において、「廃棄に関する確認」の規則条文について、8 月 20 日の第 17 回検査制度の見直しに関する検討チーム会合で提示された資料 を踏まえると、第 4 条（廃棄に関する確認実施要領書）の条が削られており、 第 3 条～第 5 条の記載は正確ではないため、第 3 条、第 5 条の記載に修正す べき。 また、「運搬に関する確認等」の規則条文について、8 月 20 日の第 17 回検	前段について、御意見のとおり、「第 3 条～第 5 条」を「第 3 条及び第 5 条」に修正します。 後段については、容器承認は運搬に関する確認等に含まれな

	査制度の見直しに関する検討チーム会合で提示された資料を踏まえると、第22条（容器承認書）も規則条文として追加する必要があると思われ、現行記載の第19条～第21条を第19条～第22条の記載に修正すべき。	いため、「第19条～第21条」を「第19条及び第20条」に修正します。
113	P21 表8-2の2行目にある「運搬に関する確認等 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 第19条～第21条」との記載であるが、第21条は容器承認の申請に関する条項であり、容器承認も運搬に関する確認等に含まれるのか。 仮に含まれる場合、第19条～第22条と考える（第19条、第20条で申請と確認証、第21条、第22条で申請と承認書）。	上記112で示した考え方を参照してください。
114	<該当箇所> 全体 <内容> 原子力規制検査の手数料納付に係る通知の時期及び納付期限について明確化を図ること。	基本検査については、上記56及び59で示した考え方を、追加検査については、上記48で示した考え方を参照してください。
115	<該当箇所> 全体 <内容> 検査を改善してゆくための取り組み（PDCA）を追加すべきである。	検査を改善してゆくための取組（PDCA）については、現在検討しているところであり、その結果を踏まえて規程等を整備していきます。
116	<該当箇所> 全体 <内容> 検査によって改善すべき事項が見つかった場合、最初の改善案は事業者が提示すべきであり、そのことを実施要領に明記すべき。	原子力規制検査等実施要領では、原子力規制検査について記載したものであり、御指摘のような事業者が行うべき活動について定めるものではないため、原案のとおりとします。 なお、改善すべき事項については、原子力規制検査によって見いだされたものに限らず、事業者が自ら改善すべきものです。
117	<該当箇所> 全体 <内容> 水平展開（他分野、他電力など）の扱いについて明記すべき。	御指摘の他産業の情報も含めた運転経験等の水平展開に係る活動は、事業者活動であるため、検査の仕組みを記載する本実施要領では明示しておりません。運転経験等の水平展開に係る安全活動は、検査運用ガイドの「品質マネジメントシステムの運用」等にて確認するものであり、これらのガイドでこうした点を明記する予定としています。
118	2ページの2. 2の「特定核燃料物質の防護」と、3ページの2. 7（1）（注）の「核物質防護」との文言の違いは、何を意味しているのか？	御指摘を踏まえ、2.1(1)で「特定核燃料物質の防護」を「核物質防護」と定義し、他の関係箇所を併せて、「核物質防護」として統一します。
119	2ページの2. 3の11行目 「情報を含む事業者からの聴取」は日本語として不自然です。たとえば「情報を含む意見の事業者からの聴取」などとしたらいかがか。	御意見を踏まえ、「(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む事業者からの聴取の場合は非公開)」を「(核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場)」に修正します。

120	2ページの2. 3の11行目 「非公開」は「非公開の場」のほうがよいと思います。	上記119で示した考え方を参照してください。
121	3ページの2. 7(1)(注)の「令第41条の規定に該当しない核燃料物質を使用し」と、4ページの1行目「令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない」との文言の違いは、何を意味しているのか？	上記52及び59で示した考え方を参照してください。
122	3ページの2. 7(1)(注)の3行目「度」と、4ページの3行目「たび」とは、字句を統一したほうがよいと思います。	3ページの2.7(1)(注)で対象とする「使用者」は、その年度に原子力規制検査を実施した「使用者」であり、検査の結果の評定を行います。4ページの3行目で対象とする「使用者」は、これから検査を実施する「使用者」になり、検査計画の通知と納入告知書の交付を行います。 御意見を踏まえ、「原子力規制検査を実施する度ごとに」を「原子力規検査の基本検査を実施した年度に」と、「次期の検査計画、検査手数料の納付通知は、10年に1回の原子力規制検査のたびに行うこととする。」を「当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。」に修正します。 なお、「原子力規制検査を実施する度ごとに」の修正については、上記52で示した考え方を、「原子力規制検査のたびに」の修正については、上記59で示した考え方を参照してください。
123	3ページの2. 7(1)(注)の冒頭「使用者」は、原子炉等規制法第55条第1項で規定するものを指しているのか？ そうであるならば、「核原料物質を使用するもの」は「核原料物質を使用する者」としたほうがよいと思います。同法第57の7第4項等の規定と同様に。	上記52で示した考え方を参照してください。
124	4ページの2行目 「通知についての次期の検査計画」： 検査計画は通知についてのものではないのでは？	上記59で示した考え方を参照してください。
125	4ページの2行目 「次期の検査計画」： 3ページの2. 8の丸数字1から丸数字4までの事項は対象外か？	使用者(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)に対する検査(核物質防護に係るものを除く。)及び核原料物質を使用する者に対する検査は対象外ではありません。 また、「次期の検査計画」という表現は見直しましたので、上記59で示した考え方を参照してください。
126	4ページの3行目 「通知」： 3ページの2. 8の「公表」は対象外か？	上記125で示した考え方を参照してください。

提出意見とこれに対する考え方（案）

3. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>規則・解釈の随所の第二条（定義）に規定する「保安活動」、「プロセス」の定義と第二十三条に規定する「個別業務」、「個別業務プロセス」のそれぞれの用語の定義が不明確のため、随所の規定条文の使い分けが矛盾しており、これらの用語を引用している規定条文が理解しづらいため、第二条の規定条文に「個別業務」、「個別業務プロセス」を追加するとともに、各用語（相互）の定義を明確化する必要があると考えます。また、「プロセスとは一連の活動及び手順」と第二条で規定しておりますが、第二条第4項第一号の規定条文では『・・・プロセスの運用・・・』と規定している箇所があるため、整合を図る必要があると考えます。</p>	<p>「保安活動」は、第2条第2項第1号において「原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動」と定義しており、「個別業務」は、同項第9号において「保安活動を構成する個別の業務」と定義しており、「プロセス」は同項第3号において「意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順」と定義しています。</p> <p>これらの相互関係は、保安活動の構成要素として個別業務があり、個別業務の構成要素としてプロセスがあります。したがって、「プロセスの運用」は「活動及び手順の運用」となります。</p> <p>なお、第23条に規定する「個別業務プロセス」については、上記の相互関係と整合していなかったため、現行規則のとおり「個別業務」に修正します。</p>
2	<p>第二条第2項第五号 当該条項の第五号に規定する「（経営責任者等に求める）原子力安全のためのリーダーシップ」とは、「・・・主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう」と定義しておりますが、経営責任者が組織の品質方針及び品質目標を定めること自体がリーダーシップであり、また、規定条文末の「能力」と規定した場合には、その保有すべき能力を保持していることを確認し、実証する必要があることになり意味をなさない為、（・・・ことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。）を削除し、『・・・主体的に取り組む。』に修正する必要があると考えます。</p>	<p>第2条第2項第5号は、「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義を記載しており、経営責任者は、リーダーシップ（能力）を発揮して品質マネジメントシステムの実効性を維持することを第9条において求めています。経営責任者が組織の品質方針及び品質目標を定めること自体がリーダーシップではありません。したがって、原案のとおりとします。</p>
3	<p>第二条第二項第五号 「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義について、経営責任者と管理者の条文における要求事項が記載されているだけなので、この定義は不要ではないでしょうか。定義が必要なのであれば、GSR part2などを参考に「リーダーシップ」を定義してはどうでしょうか。</p>	<p>「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義は、GSR Part2 を含む国際的な文書や議論を踏まえて定義したものです。本規則の重要な用語ですので、定義は必要と考えます。</p>
4	<p>規則等名：原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 条項番号：第二条第2項第五号 コメント：『五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、～～並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及</p>	<p>本規則では、第9条に経営責任者の、第16条に管理者の原子力の安全のためのリーダーシップに係る要求事項を規定しています。それぞれの立場におけるリーダーシップを規定したものであり、御意見には当たりません。</p>

	<p>び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう』とリーダーシップを定義しているが、「組織の安全文化のあるべき姿」を定めることは、トップマネジメントに限定した要求事項であり、管理者を含む QMS 組織の要員も含めたリーダーシップの定義には馴染まないこと、および、トップマネジメントがリーダーシップを発揮して行なう上記の事項は九条に記載されていることから、リーダーシップの定義を削除するか、解釈に「リーダーシップの例示」として示すべきと考える。</p>	
5	<p>第二条 2 項五号 「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義に「組織の安全文化のあるべき姿を定めて」と記載されているが、以降の条項に「組織の安全文化のあるべき姿を定める」といった要求事項が記載されていないため、例えば以下のように第九条に記載し明確化してはどうか。</p> <p>一 品質方針を定めること 二 組織の安全文化のあるべき姿が定められているようにすること 三 品質目標が定められているようにすること</p> <p>ここで「組織の安全文化のあるべき姿」は必ずしも経営責任者自ら定めるとは限らないため、品質目標と同様「定められているようにすること」とした。また、「原子力の安全のためのリーダーシップ」の定義のうち、「品質方針および品質目標を定めて」については第九条に既に定められているため、定義から削除すべきではないか。</p> <p>「リーダーシップを発揮」は第九条および第十六条に記載されているが、「品質方針、品質目標及び安全文化のあるべき姿を定めることは第九条および第十六条に既に記載されていることから、第二条第 2 項第五号の定義から差支えない。</p>	<p>第 2 条は、用語を定義しているもので、組織の安全文化のあるべき姿並びに品質方針及び品質目標を定めることは重要な要素ですので、原案のとおりとします。</p> <p>なお、「組織の安全文化のあるべき姿」については、品質方針に関する解釈第 1 1 条 1 に規定しているため、9 条についても原案のとおりとします。</p>
6	<p>第十六条 2 項 管理者に対しても「原子力の安全のためのリーダーシップを発揮」と記載されているが、最初の第二条 2 項五号へのコメントのとおり品質方針、品質目標及び安全文化のあるべき姿を定めることを第二条第 2 項第五号の定義から削除した上で、例えば以下のように第十六条第 2 項の解釈に記載してはどうか。</p> <p>「二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。」とは、組織全体の安全文化のあるべき姿を自らの組織のあるべき姿に展開することを含む。</p>	<p>上記 5 で示した考え方を参照ください。</p>
7	<p>第二条 2 項五号 リーダーシップの定義を「能力」としていますが、健全な安全文化の育成と維持に係るガイド 1. 3 (5) では、方向を示すこと、影響を与えること、</p>	<p>健全な安全文化の育成と維持に係るガイド 1. 3 (5) は、「リーダーシップの発揮」について解説したものです。リーダーシップは、先導することそのものを指す用語ではありません。</p>

	<p>等となっており、ガイドの方が集団力学における定義「他者に対する影響過程」とも近い説明になっています。規則の要求とガイドが異なることは好ましくないため、ガイドの定義に合わせるべきと考えます。なお、規則が整合させるとしている GSR Part2 でも、リーダーシップは、'use of an individual's capabilities and competences' となっており能力自体のことではありません。</p> <p>「先導的な役割を果たす能力をいう。」ではなく、例えば「先導することをいう」と記載してはどうか。</p>	<p>本規則では、先導することができる経営責任者及び管理者の能力と定義しましたので、原案のとおりとします。</p>
8	<p>2 頁 第2条2項6号</p> <p>「その他の事象」には、発生していない事象(例えば懸念)は含まれないという理解でよいか。(含まれるのであれば、「発生または再発」が適切な表現ではないか。)</p>	<p>発生した事象であって、結果的に不適合に至らなかった事象や原子力施設に悪影響を及ぼす可能性のある事象を想定しています。</p>
9	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の第二条第2項第七号の「未然防止処置」の定義において、「起こり得る不適合の発生を防止」とあるが、同第五十三条第1項では、「起こり得る問題」「起こり得る不適合」が混在しているので、定義に合わせて統一すべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、「起こり得る問題」を「起こり得る不適合」に修正します。</p>
10	<p>2 頁 第2条2項7号</p> <p>「他の原子力施設等」には、自らの組織が運営する他の原子力施設は該当しないという理解でよいか。また、それらは是正処置に分類されるという理解でよいか。</p>	<p>本規則は、事業の指定及び許可並びに原子力施設の設置の許可に係る審査基準の1つであり、これらの許可等の申請単位で考えることとなります。このため、本規則における原子力施設については、その許可単位で「自ら」か否かを整理しており、「他の原子力施設等」には、自らの組織が運営する他の原子力施設が該当します。</p> <p>自らの組織が運営する自らの施設以外は、他の原子力施設となり、当該施設において起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置は、是正処置ではなく、未然防止処置に分類されます。</p> <p>なお、第2条第2項第7号及び第53条第1項に規定する「他の原子力施設等」は、「原子力施設その他の施設」に修正します。</p>
11	<p>第二条第2項第八号</p> <p>「一般産業用工業品」の定義に、「専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品」とあるが、既に完成品として製造されているものに対して調達要求で原子力発電所への適合を求めた(バックフィット)場合に、その完成品を「一般産業用工業品」として扱うことによいか。よければその旨を解釈に明記していただきたい。</p> <p>記載例：「専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたも</p>	<p>完成品に限定する理由はなく、部品であっても対象になります。</p>

	の以外の工業品」とは、例えば、既に完成品として製造されており、その採用に当たって原子力発電所への適合性の確認が必要なものをいう。	
1 2	<p>第二条第項2項第八号</p> <p>「その部品」は機器のみが対象となっているが、構造物、システム、機器及びその部品とすべきではないか。</p> <p>理由：改定の意図（一般産業用工業品の管理の追加）から漏れていると思われるため。</p> <p>それとも構造物の部品、例えば鉄筋やコンクリート等は一般産業用工業品にはなり得ないということか？</p> <p>一般産業用工業品に関する要求事項は、構築物やシステムには当て嵌まらないので、削除すべきと考えられる。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>なお、構造物の鉄筋やコンクリートの素材、系統システムを構成する部品についても一般産業用工業品として製造され、原子力施設で使用されているものがあります。</p> <p>【修正前】</p> <p>八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。</p> <p>【修正後】</p> <p>八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。</p>
1 3	<p>2 頁 第2条2項8号</p> <p>「機器等」とは「原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム」という理解でよいか。</p>	上記1 2で示した考え方を参照ください。
1 4	<p>2 頁25行目（規則 第二条第2項八号）</p> <p>原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステムの定義を明確にすべき。例えば、平成2年8月原子力安全委員会決定「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成21年3月改訂）の重要度分類PS/MS-1～3の機器等という解釈とするなど。</p> <p>一般産業用工業品としての管理が必要な部位を明確にするため、「原子力施設の安全機能に係る機器及びその部品、構造物並びにシステム」は、「原子力施設の安全機能に係る機器及び部品、構造物並びにシステム」とすべき。</p>	原子力施設の機器等は、重要度分類PS/MS-1～3の機器等に限定されるものではありません。上記1 2で示した考え方を参照ください。
1 5	<p>第二条第2項第八号</p> <p>構造物やシステムに一般産業用工業品に関する要求事項は当てはまらないので、一般産業用工業品の定義から「構造物並びにシステム」を削除して頂きたい。</p>	上記1 2で示した考え方を参照ください。
1 6	<p>2 頁 第2条2項9号</p> <p>「個別業務」とは「保安活動を構成する個別の業務」という理解でよいか。</p>	御認識のとおりです。
1 7	2 頁 第4条1項	第4条第1項は、品質マネジメントシステムの実効性を維持

	<p>本条の要求は、「改善を継続的に行うこと」が要求の内容であり、蓋然性の高い計画にならなかった場合や、意図した効果を維持できなかった場合であっても、それらの改善に努めていれば、本条に適合しているという理解でよいか。</p>	<p>するため、その改善を継続的に行わなければならないと規定しています。個別の事案については、この考え方に基づいて判断することになります。</p>
18	<p>2頁 第4条1項 「蓋然性の高い計画を立案する」ことを要求すると、チャレンジしない組織となる懸念があることから、「蓋然性の高い」という言葉を削除してはどうか。</p>	<p>「蓋然性の高い計画を立案する」とは、保安活動の目的を達成し、組織の課題や問題点を改善できるような計画を策定することを念頭に規定したものであるため、原案のとおりとします。</p>
19	<p>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則」の前身である「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及び検査のための組織の技術基準に関する規則」では今回の規則の第四条第2項に相当する条項で、グレーデッドアプローチを規定しており、それ以降の要求事項全てにグレーデッドアプローチを適用する構造としていた。しかし、今回の規則では第四条第2項に規定したうえで、更にそれ以降の要求事項の至るところに「保安活動の重要度に応じて」などとの記載がなされたため、逆にそこだけにしかグレーデッドアプローチを適用できないとの誤解を生じる可能性があるため、第四条以降の要求事項における記載は削除すべきである。</p>	<p>第4条は、品質マネジメントシステムに係る要求事項を規定した条文です。第2項において「保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。」と規定しておりますので、以下全条にわたりグレーデッドアプローチが適用されます。本規則は、様々な原子力施設を対象としており、具体的にグレーデッドアプローチを適用する対象が分かるように規定しました。「保安活動の重要度に応じて」という記載のある条文にのみ適用されるものではありません。</p>
20	<p>第四条第2項で、グレーデッドアプローチを規定することで、以下の要求事項全体に網をかける構造になっていたが、今回の改定では第四条以降のいたるところに「保安活動の重要度に応じて」との記載がなされたため、逆にそこだけにしかグレーデッドアプローチを適用できないとの誤解を生じる可能性があるため、第四条以降の要求事項における記載は削除すべきと考える。</p>	<p>上記19で示した考え方を参照ください。</p>
21	<p>第二十七条 第1項 当該条項（設計開発計画）で規定する条文について、関連する第三十四条第2項（調達プロセス）では「・・・保安の重要度に応じて・・・」と規定しているが、当該規定条文には規定しておりませんが、規定していない理由を明確にして頂きたい。</p>	<p>上記19で示した考え方を参照ください。</p>
22	<p>第四条2項二号 「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」は、日本語として理解が難しいため、GSR Part2の原文に照らすと、ハザードとリスクのことを意味することで良いか。</p>	<p>御認識のとおり GSR Part2 4.15 (b) を踏まえています。御意見を踏まえ、その旨が明確になるよう以下のとおり解釈に追記します。</p> <p>(解釈第4条) 4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすお</p>

		<u>それのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</u>
2 3	<p>第四条第2項第三項 当該条項の解釈第2項に「・・・通常想定されない事象の発生・・・」と規定しているが、当該規定条文中で要求する事象とはいかなる事象を指しているのか、解釈に例示として記載願います。</p>	<p>「通常想定されない事象」とは、設計上考慮されていない事項（人的過誤等）により生じる事象を想定しています。御意見を踏まえ、解釈に以下を追加します。</p> <p>（解釈第4条） 5 <u>第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。</u></p>
2 4	<p>3頁 第4条3項 関係法令の明記を要求している「品質マネジメント文書」とは、手順書等であり、手順書等に基づいて作成する個別文書（図面等）は含まれていないという理解でよいか。</p>	<p>品質マネジメント文書は、第4条第3項に規定する文書を指し、手順書等は、第5条第1項第4号に規定する文書を指します。記録を除くこの規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書は、品質マネジメント文書に含まれません。</p>
2 5	<p>第四条第3項 当該条項に、「原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令・・・」と規定しているが、規定条文を理解する限り、（原子力施設に直接関連しない労働安全、食品安全等の）関係法令は対象とはならないと理解しますが、この理解で問題ないかを確認しておきたいと考えます。</p>	<p>本規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づく規則になります。関係法令は、同法に關係する法令に加え、従業員被ばくなど他の法令にも一部関係するものがあります。</p>
2 6	<p>第4条第4項において、ISO9001-2015 4.4.1の「組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織全体にわたる適用を決定しなければならない。」に相当する記載がない。第4条第4項に ISO と同様の要求事項を記載しなくてよいか。 例えば、本部及び事業所などの複数の部門で保安活動を運営する使用施設等の場合、全ての組織が QMS 上の各プロセスに関係しないため、プロセスと各組織への適用の有無を明確にする必要はないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>（規則第4条第4項） 【修正前】 4 原子力事業者等は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>【修正後】 4 原子力事業者等は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。</u></p>
2 7	<p>プロセスについて、第二十三条第三項第五号の結果を得、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p>

	<p>第二十三条第三項第五号は業務の計画において「記録」を明確にすることの要求であり、結果を述べているものではないため、第六号の条文にはそぐわない。</p> <p>修正案) プロセスについて、計画した結果を得、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。 (なお、計画は本規則においては第4条第4項第一号に相当すると考えます)</p>	<p>(規則第4条第4項) 【修正前】 六 プロセスについて、<u>第二十三条第三項第五号の結果を得、かつ、実効性を維持するための措置を講ずること。</u></p> <p>【修正後】 六 プロセスについて、<u>意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</u></p>
28	<p>3頁 第4条4項6号 本号の要求事項は、「措置を講ずる」のみとなるのか、それとも「・・・の結果を得」も要求事項に含まれるのか。「(ための)は、「第二十三条～維持する」に掛かるのか、それとも「実効性を維持する」のみに掛かるのか。)</p>	<p>上記27で示した考え方を参照ください。なお、プロセスは意図した結果を得られるものであることを要求しており、かつ、そのプロセスの実効性を維持するための措置も要求していません。</p>
29	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈 規則5条第一項 (5条)品質マネジメントシステムの文書化 ・保安活動の重要度に応じて、一～四を作成、実施する、ということであるが、「保安活動の重要度に応じて」なのか。 52条のように、「原子力の安全に及ぼす影響に応じて」ではないのか確認したい。</p>	<p>「保安活動の重要度に応じて」とは、保安活動が原子力の安全に与える影響の度合い(重要度)に応じて保安活動に重み付けを行うことをいいます。 他方、発生した不適合その他の事象については「原子力の安全に及ぼす影響」が特定できますので、これに応じて適切な是正処置を求めています。 御意見を踏まえ、上記の考えが明確になるよう、解釈を以下のとおり修正します。</p> <p>(解釈第4条) 【修正前】 3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、<u>事故等が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合い(以下「原子力施設の影響度」という。)</u>に応じた、<u>当該原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</u></p> <p>【修正後】 3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、<u>事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合い</u>に応じ、<u>第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</u></p>
30	<p>22条 要員の力量の確保及び教育訓練</p>	<p>上記29で示した考え方を参照ください。</p>

	<p>・第2項 保安活動の重要度に応じて、一～五を行わなければならない、ということであるが、「保安活動の重要度に応じて」なのか確認したい。 52条のように、「原子力の安全に及ぼす影響に応じて」ではないのか確認したい。</p>	
3 1	<p>・規則 第五十二条第1項 本項では、「原子力の安全に及ぼす影響に応じて」とあるが、他の条では、「保安活動の重要度に応じて」とあり、使い分けの意図を明確にして頂きたい。</p>	<p>上記29で示した考え方を参照ください。</p>
3 2	<p>4頁 第5条1項4号 「当該文書に規定する事項を実施しなければならない。」ものとして、第4号に「記録」の記載があるが、「記録」は、「当該文書に規定する事項を実施する」ためのものではなく、「実施した結果を文書化するもの」であり、誤った文章となっている。「当該文書に規定する事項を実施しなければならない。」は自明であり、記載不要ではないか。</p>	<p>記録は第8条にて別途規定しているため、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 四 この規則に規定する手順書、指示書、<u>図面等（以下「手順書等」という。）及び記録</u></p> <p>【修正後】 四 この規則に規定する手順書、指示書、<u>図面等（以下「手順書等」という。）</u></p>
3 3	<p>4頁左 下から2行目 （規則第6条第1項1号） 「品質マネジメントの運用に係る組織に関する事項」は「品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項」と記載するのが正確ではないか。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
3 4	<p>条項番号：第七条第2項 コメント：文書の改定時に、制定時と同様の手続きで承認するという表現がなくなったが、求めないという解釈でよいか。</p>	<p>本内容は、GSR Part2 4.18に該当する内容であるため、現場での混乱がないよう解釈7条3を追記します。</p> <p>（解釈第7条3） <u>3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。</u></p>
3 5	<p>5頁 第7条2項3号 参画させる要員とは、部門等を代表する者でよいか。例えば、一次文書を改訂する際のレビューに、すべての課室を参画させるのは現実的ではないことから、部所（課室より大きな組織単位）の代表者が参画してレビューすることによいか。</p>	<p>当該文書を使用している部門に所属し、対象となる文書に定められた内容について、評価、審査する力量がある者が参画することを求めています。</p>
3 6	<p>第7条 第2項 第5号 「利用しやすい体制」とあるが、「利用しやすい環境」のほうが意図にあっ</p>	<p>利用しやすいような環境だけでなく、仕組みが整えられていることも求めていますので、原案のとおりとします。</p>

	ていると考えられるので修正いただきたい。	
37	5および6頁 第7条2項6号および第8条1項 「容易に内容を把握することができる」とあるが、「容易」か否かは、使用者の主観によるところが大きく、適合しているか否かの判断が困難であることから、当該記載を削除して頂きたい。	品質マネジメント文書が読みやすく容易に内容を把握することができるように管理することを求めているものですので、原案のとおりとします。
38	5および6頁 第7条2項6号および第8条1項 「読みやすく」とは、「判読可能である」という理解でよいか。	「読んで理解しやすく」という意味です。
39	第九条第1項 当該条項に「・・・品質マネジメントシステムを確立し、運用し、及びその実効性を確実に確保・・・」と規定しているが、一方で第四条第1項では「・・・品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、・・・」と規定しておりますが、規定条文の使い分けの意図が不明です。使い分けの意図がないのであれば整合化を図るべきと考えます。	第4条は組織に対する要求事項であり、第9条は経営責任者に対する要求事項であるため、対象が異なります。経営責任者には、自らが行う業務と組織に実施させる業務とがあり、これを明確にするため、第4条と整合させて以下のとおり修正します。 【修正前】： 第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立し、 <u>運用し、及びその実効性を確実に確保するとともに、次に掲げる業務を行うことにより、それらを実証しなければならない。</u> 【修正後】： 第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、 <u>実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</u>
40	第十条第1項 当該条項に「経営責任者は、組織的な意思決定・・・」と規定しておりますが、ISO9001の要求事項を踏まえ、「組織の意思決定」が適切な規定条文であると考えられるため、修正するべきと考えます。また、「また、原子力の安全がそれ以外に事項によって損なわれないように・・・」と規定していますが、『損なわれないように』とは事象等に応じて疑義を生じる曖昧な規定条文であるため、どの程度までを指すのか明確に規定する必要があると考えます。明確に規定できない場合は、当該規定条文を削除する必要があると考えます。	御意見のとおり、「組織的な意思決定」を「組織の意思決定」に修正します。 「原子力の安全がそれ以外に事項によって損なわれないように」については、解釈にGSR Part2 4.3を踏まえて規定しており、明確と考えますので原案のとおりとします。

4 1	<p>第十三条第1項 当該条項に「・・・第四条の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が・・・」と規定していますが、その実施にあたっての計画とは、第四条のどの規定条文を指しているのか明記願います。</p>	<p>第4条に規定する品質マネジメントシステムに係る要求事項全てを指しています。</p>
4 2	<p>第十五条 管理責任者は、経営責任者の代理として、第九条の一号から八号までを推進する役割を担っているため、本条項は、 「第十五条 経営責任者は、品質マネジメントを管理する責任者に、第九条で定める業務を経営責任者の代理として遂行する責任と権限を与えなければならない」という記載で十分ではないか。次に掲げる業務として挙げられた一号から三号の記載は削除する。</p>	<p>管理責任者は、第15条第1号から第3号に規定する業務について管理する責任と権限がある者になります。したがって、原案のとおりとします。</p>
4 3	<p>第十九条第一項第四号 当該条項に「・・・自主検査等の結果」と規定しておりますが、「等」とはどのような検査を含む要求事項であるかを解釈に明記願います。</p>	<p>御意見を踏まえ、解釈を以下のとおり修正します。</p> <p>(解釈第19条)</p> <p>【修正前】 3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等の他に自主的に行う、合否判定基準のある検査等をいう（第48条において同じ。）。</p> <p>【修正後】 3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある<u>検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するもの</u>をいう（第48条において同じ。）。</p>
4 4	<p>第19条第1項第4号及び解釈第3項 使用前事業者検査、・・・並びに「自主検査等の結果」とあり、その解釈には原子力事業者等が使用前事業者検査等の他に「自主的に行う」とありますが、「自主的に行う」行為は、法的な要求事項のない行為を指すと受け止められ、法的要求のない行為にまで法令で独立性を要求することは過剰であり、検査制度見直しのねらいである「重要な事項にリソースを注力すること」と逆行するものと考えます。第4号は「自主検査等の結果」を「その他検査等の結果」に、解釈第3項については、「自主検査等」を「その他検査等」に、また「使用前事業者検査等の他に自主的に行う、合否判定のある・・・」を「使</p>	<p>自主検査等については、上記43で示した考え方を参照ください。</p> <p>独立性については、第48条第5項において法定検査のみを対象としており、自主検査等は同条第6項において、必要に応じた対応を求めているものであり、一律の規制を求めるものではないため、原案のとおりとします。</p>

	用前事業者検査等の他に法令要求に基づき行う、合否判定のある・・・」と修正頂きたい。	
4 5	条項番号：(規則) 第 1 9 条第 1 項第 4 号 / (解釈) 第 1 9 条第 3 項 意見：「自主検査等」の定義として、「要求事項への適合性を判定するために事業者が行う合否判定基準のある自主的な検査等をいう。」との解釈の記載がありますが、具体的な例を挙げていただきたい。「自主的」と言葉が広い範囲に捉えることができますが、「自主検査等」の項目については保安規定に定めるところの検査等と考えております。	上記 4 3 で示した考え方を参照ください。
4 6	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」第十九条第 1 項第四号の解釈第 3 項における「自主検査等」とは「検査等」をいうとあるが、後者の「等」は何をさすのか明確にすべきと考える。試験などを指すのか。「検査及び試験をいう」としてはどうか。	上記 4 3 で示した考え方を参照ください。
4 7	12 頁 第 23 条 3 項 4 号 旧規則にあった「試験」が削除されているが、どこかの要求に含まれているか確認したい。(含まれる場合は、どこかの要求に含まれるのか確認したい。)	上記 4 3 で示した考え方を参照ください。
4 8	12 頁 第 23 条 3 項 4 号 自主検査等については記述がないが、自主検査等は本号の対象外という理解でよいか。 もしくは、第 4 8 条と対比した場合、「自主検査等」とは「合否判定基準のある「検証, 妥当性確認, 監視測定, 試験」とも読めるが意図を説明願いたい。	上記 4 3 で示した考え方を参照ください。
4 9	10 および 23 頁 第 19 条 1 項 13 号および第 52 条 1 項 4 号 「保安活動の改善のために講じた措置」に対する、評価および改善を行うことを要求しているが、措置の計画を要求した条文(例えば第 4 条)が無いにもかかわらず、評価および改善のみ要求するのはなぜか。	当該措置の計画は、第 2 3 条第 1 項に規定する個別業務に必要なプロセスについての計画の対象になります。
5 0	9 頁 第 19 条 1 項 4 号 本号における「使用前検査」とは、2020 年 3 月 31 日までに行われたものを意図しており、2020 年 4 月 1 日以降は、該当しないという理解でよいか。また、使用前確認を意図した記載でもないという理解でよいか。	法第 5 5 条の 2 第 2 項に規定する検査を指し、使用前確認とは異なります。
5 1	10 頁左 上から 12 行目 (規則第 20 条第 1 項) 「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果として」は、主語が「原子力事業者等」であることから、「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて行う措置として」に修正して頂きたい。	御意見を踏まえ「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果として」は「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて」に修正します。 なお、マネジメントレビューの結果を受けて行う措置は、第 2 0 条第 3 項に規定しています。
5 2	第二十条第一項	上記 5 1 で示した考え方を参照ください。

	当該条項では「・・・マネジメントレビューの結果として・・・」と規定しているが、条文前に記載の(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)との整合を図った規定条文として、「原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて行う措置・・・」に整合化を図ることが適切であると考えます。	
5 3	第 21 条第二号「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」が分かり難いため、解釈に第 3 号「作業環境」と同様に、具体的な内容を記載すべきである。 例えば、次のとおり。 2 第 1 項第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、原子力施設以外の JIS Q9001 で使用されている「インフラストラクチャ」に相当するものである。	御認識のとおり、本号は現行規則の解釈に規定する J I S Q 9 0 0 1 で使用されている「インフラストラクチャー」と同一内容であり、現場での誤解がないように以下のとおり解釈に記載します。 (解釈第 2 1 条 2) <u>2 第 2 号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「インフラストラクチャ」をいう。</u>
5 4	第二十二條第 1 項 当該条項では、「意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）」と規定しておりますが、能力という表現と力量が使い分けされていないこと、及びタイトル（要員の力量の確保及び教育訓練）と整合を図る必要性から、「必要な力量が確保された者を要員に充てなければならない。」に整合化を図ることが適切であると考えます。	「力量」の定義として J I S Q 9 0 0 1 では、「意図した結果を達成するために、知識及び技能を適用する能力」とされており、これを踏まえて定義したものです。本規則においてもこの定義に沿って力量と能力を使い分けていることから、原案のとおりとします。
5 5	11 頁 第 22 条 2 項 5 号 「その他の措置に係る記録」とは、配属や雇用といった人事上の帳票ではなく、配属や雇用した後その者の力量を確認したものでよいか。（人事上の帳票を QMS の記録とするのは人事管理の面から困難。）	御認識のとおりです。
5 6	11 頁左 下から 4 行目 （規則第 23 条第 3 項） 本項において、1 号から 5 号の要件について「明確に定めなければならない」とあるが、条文の根拠となる JISQ9001-2008 では「適切に明確化しなければならない」とあり、これは該当するものを明確化するという意味（JIAQ9001-2000: 英文の ISO9001-2000 と ISO9001-2008 は全く同じ表現で和訳のみが異なる状態）である。 現在の表現では、プロセスの計画において 1 号から 5 号の要件をすべて満たさなくてはいけないように読めるが、JISQ9001-2008 同様の意味と受け取ってよいか。可能であるならば従前の規則程度の表現に修正して頂きたい。 なお、JISQ9001-2015 の「8.1 運用の計画及び管理」では「次に示す事項の実施」と計画が具備すべき要件に加え、プロセスの実施に際しての管理(2008	本規定は現行規則と同じ意味であり、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 なお、本規則は、J I S Q 9 0 0 1 へ適合させているものではなく、規則要求として整理しています。 (規則第 2 3 条) 【修正前】 3 原子力事業者等は、 <u>個別業務プロセス計画</u> の策定又は変更を行うに当たっては、次に掲げる事項を <u>明確に定めなければならない</u> 。 【修正後】

	年版でいうプロセスの監視及び測定の要素) が加わっており、品管規則にそのまま適用できるものではないと考えます。	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。
57	第二十三条第3項第一号は、いきなり「変更」から始まっているが、ここは「個別業務の計画の目的または、変更の目的及びそれによって起こり得る結果」としないと、全体の要求事項の整合が取れないと思われる	御意見を踏まえ、第23条第3項第1号を以下のとおり修正します。 (規則第23条第3項) 【修正前】 一 変更の目的及びそれによって起こり得る結果 【修正後】 一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 併せて、第23条第3項第1号と同じ記載の第13条第2項第1号についても、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (規則第13条第2項) 【修正前】 一 変更の目的及びそれによって起こり得る結果 【修正後】 一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果
58	・規則第二十三条第3項第一号 第一号の「変更の計画」については、計画の策定に関する要求事項の後（第五号）に記載する方が適切であると考えます。	上記57で示した考え方を参照ください。
59	11頁左 下から3行目（規則第23条第3項1号） 第3項はプロセスの計画が具備すべき要件であることを前提とすると、「変更の目的」は計画に係る要件ではなく計画の制定改廃に関する記録が具備すべき要件であると考えますので本項（「それによって起こり得る結果」はプロセスそのものであり要求が重複する。）を削除して頂きたい。	起こり得る結果とプロセスは別物であり、要求事項は重複しません。上記57で示した考え方を参照ください。
60	第二十三条第4項 当該条項では、「・・・その個別業務の作業方法に適したものでなければならない。」と規定しておりますが、『作業方法』は個別業務プロセスに含まれるため、「作業方法」を削除することが適切であると考えます。	本規定は、個別業務プロセスではなく、個別業務計画をその個別業務の作業方法に適したものにすることを求めており、原案のとおりとします。

6 1	<p>12 頁左 上から 20 行目 (規則第 25 条第 2 項 1 号)</p> <p>記載がある「機器又は個別業務に係る個別業務等要求事項」は第 4 条第 6 項で「個別業務等要求事項」と読み替えられていることから整合を図って頂きたい。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
6 2	<p>第二十七条第 3 項で「設計開発に關与する各者間の」という用語が使われているが、各者間は、「取り合いの管理 (インターフェースの管理)」を意図しているので、「取り合い管理のための各部門間の」という用語のほうが適切ではないか。</p> <p>本 3 号は従って、以下に修正すべきと考えます。</p> <p>原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達、設計における取り合い管理並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する部門間の連絡を管理しなければならない。</p>	<p>第 2 7 条第 3 項は、設計開発に關与している複数者間又は個々の担当者間の連絡の管理について規定しており、組織内の横断チームなど部門の所掌と一致しない場合もあり得るため、原案のとおりとします。</p>
6 3	<p>13 頁 第 28 条 1 項</p> <p>「機器等に係る個別業務等要求事項」と記載されているが、規則第 4 8 条においては、「機器等に係る要求事項」への適合性を検証することが記載されている。本条の記載は、「機器等に係る要求事項」が適切ではないか。</p>	<p>第 2 7 条解釈 1 において、「設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。」と記載しており、設計開発は機器等のハード設備に限定されず、手順書等の個別業務も含みます。そのため、設計開発においては、第 4 条第 6 項にて定義した機器等又は個別業務に係る要求事項である「個別業務等要求事項」に適合することが必要となるため、これと整合を図るため、設計開発の関連条文を以下のとおり修正します。</p> <p>(規則第 2 8 条)</p> <p>【修正前】</p> <p>原子力事業者等は、<u>機器等に係る個別業務等要求事項</u>に關し設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>【修正後】</p> <p>原子力事業者等は、<u>個別業務等要求事項</u>として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>(規則第 2 9 条第 3 項)</p> <p>【修正前】</p> <p>一 設計開発に係る<u>機器等の</u>要求事項に適合するものであるこ</p>

		<p>と。</p> <p>【修正後】</p> <p>一 設計開発に係る<u>個別業務等要求事項</u>に適合するものであること。</p> <p>(規則第30条第1項)</p> <p>【修正前】</p> <p>一 設計開発の結果が<u>要求事項に適合することができるかどうか</u>について評価すること。</p> <p>【修正後】</p> <p>一 設計開発の結果の<u>個別業務等要求事項への適合性</u>について評価すること。</p> <p>(規則第31条第1項)</p> <p>【修正前】</p> <p>原子力事業者等は、設計開発の結果が<u>当該設計開発に係る機器等に関する要求事項</u>に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>【修正後】</p> <p>原子力事業者等は、設計開発の結果が<u>個別業務等要求事項</u>に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p> <p>(規則第32条)</p> <p>【修正前】</p> <p>原子力事業者等は、<u>機器等の機能及び性能に係る要求事項への適合性</u>を確認するために、<u>当該機器等に係る設計開発計画</u>に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、<u>機器等を使用するに当たり</u>、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。</p>
--	--	--

		<p>【修正後】</p> <p>原子力事業者等は、<u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</u></p> <p>2 原子力事業者等は、<u>機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。</u></p> <p>なお、御意見のありました第48条の検査等の対象は機器等に限定されるため、原案のとおりとします。</p>
6 4	<p>15頁 第32条2項</p> <p>旧規則に記載のあった、「ただし、当該発電用原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該発電用原子炉施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。」が削除されている。当該機器を運転しなければ妥当性確認ができない場合、運転することは「使用」にあたらないと解釈してよいか。（「使用を開始する」とは、当該機器に係る使用前事業者検査がすべて完了することと理解すればよいか。）</p>	<p>原子力施設の運転等に関する妥当性確認は、使用前事業者検査の各段階において適切に行う必要があります。この点について、規定の趣旨が分かりやすくなるよう、現行規則の以下の規定を解釈に追記します。</p> <p>(解釈第31条)</p> <p><u>1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。</u></p> <p>(解釈第32条)</p> <p><u>1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。</u></p>
6 5	<p>「一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」</p> <p>一般産業用工業品を採用する場合には、事業者自身が当該一般品を原子力施設に使用することの評価を行う必要があるのは自明であり、そのための方法</p>	<p>本規定は、一般産業用工業品についても事業者による説明責任があり、当該工業品に対する技術的な評価の方法に関するものです。御意見を踏まえ、解釈を以下のとおり修正します。</p>

	<p>(情報の入手先など)を限定的に規定するのは本来趣旨にそぐわないため、本質的に「技術評価すること」のみ規定すればよいと考える (修正案) 「一般産業用工業品については、調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」</p>	<p>(解釈第34条3) 【修正前】 第2項に規定する「評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを含む。 【修正後】 第2項に規定する「次項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、<u>例えば、次のように</u>原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。</p>
6 6	<p>第2項に規定する「評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことを含む。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。 一般産業用工業品を採用する場合には、事業者自身が当該一般品を原子力施設に使用することの評価を行う必要があるのは自明であり、そのための方法(情報の入手先など)を限定的に規定するのは本来趣旨にそぐわないため、本質的に「技術評価すること」のみ規定すればよいと考える (修正案) 第2項に規定する「調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な情報や当該製品を使用する環境条件等を考慮して技術的な評価を行うことをいう。</p>	<p>上記65で示した考え方を参照ください。</p>
6 7	<p>第三十四条第2項「当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」は「当該一般産業用工業品を原子力施設に使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」とすべき。</p>	<p>「原子力施設として使用できることの確認」は、第35条第1項第6号に規定する「一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項」に適合しているか否かにより評価することになります。</p>

	理由：一般産業用工業品の場合「調達要求事項に適合していることの確認」と「原子力施設として使用できることの確認」は別の活動であり、原子力施設として使用できることの確認の方が原子力安全上重要であるから。	したがって、上記要求事項を含む第35条の調達物品等要求事項に適合することにより、「原子力施設として使用できることの確認」は可能であることから、原案のとおりとします。
68	15頁5行目（規則 第三十四条第2項） 規則案「当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」は「当該一般産業用工業品を原子力施設に使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。」とすべき。一般産業用工業品の場合「調達要求事項に適合していることの確認」と「原子力施設として使用できることの確認」は別の活動になるから。	上記67で示した考え方を参照ください。
69	第三十五条1項二号 「要員の力量に係る要求事項」という規則の記載であるが、調達において調達先の力量までは、発注側では判断できないことから、ISO9001:2015の記載にある通り「要員の適格性」が適切である。	本規定は、発注側が調達先に求める力量について定めたものであり、第22条第1項にて「力量」を「業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力」と定義し、発注側は要求事項としてどのような力量が必要かを判断できるものと考えます。 なお、ご提案の「要員の適格性」に修正したとしても、発注側において調達先の要員の力量の確認は必要となるため、原案のとおりとします。
70	16頁18行目（規則 第三十五条第2項） 一般産業用工業品の供給者の工場等への立ち入りはできない場合が想定される。	法第61条の2の2に基づき、原子力事業者等は原子力規制委員会の検査を受けなければならない、原子力事業者等が供給者の工場等で行う同条に列記される保安活動の実施状況についても検査を受けることができるようにする必要があります。
71	16頁 第35条2項 原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りを行う目的は、原子力事業者等の観察であり、供給者の観察ではないという理解でよいか。	原子力事業者は、供給者についても自らが規定する品質マネジメントシステムの要求事項に適合させ、これを管理することが第34条にて求められています。 第35条第2項に規定する原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りについては、原子力事業者等を監視すること、具体的には、品質マネジメントシステムに規定する事業者自身の活動に加え、供給者からの調達プロセスや供給者の工場等における事業者の使用前事業者検査等の保安活動が適切であるかを確認することが目的であり、供給者の活動を監視することが目的ではありません。
72	第三十六条は、あくまで調達品の検証であり、使用前検査は、試験検査に対するものであるため、各々独立した要求であり、ここに記載することは不適	御意見を踏まえ以下のとおり修正します。

	<p>切である。 修正提案「<u>「適合していることを確認するために必要な検査、試験その他の個別要求事項を定め、実施しなければならない」</u></p>	<p>(規則第36条第1項) 【修正前】 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な<u>使用前事業者検査等その他の個別業務</u>を定め、実施しなければならない。</p> <p>【修正後】 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な<u>検証の方法</u>を定め、実施しなければならない。</p> <p>また、上記の修正に関連する第35条解釈についても以下のとおり修正します。</p> <p>(解釈第35条2) 【修正前】 2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、<u>原子力事業者等が供給者のプロセスの確認及び検証のために供給者が行う検査への立会いや記録確認等を行うことをいう。(第36条第1項において同じ。)</u></p> <p>【修正後】 2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、<u>原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。</u></p>
73	<p>16頁 第36条1項 本項の「その他の個別業務」には、「自主検査等」も含まれるという理解でよいか。</p>	<p>御認識のとおりであり、上記72で示した考え方を参照ください。</p>
74	<p>17頁 第37条 「当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。」は「事業者が認めるもの」なのか、「NRAが認めるもの」なのか、わかりにくい。 「当該個別業務の内容等から該当しないと事業者が認めたものを除く。」としてはどうか。</p>	<p>当該個別業務の内容等が該当するか否かの判断は事業者が行いますが、事業者には、その判断に関する説明責任があり、事業者からの説明を踏まえ原子力規制委員会がその妥当性を判断します。 したがって、事業者のみが判断することにはならないことから、原案のとおりとします。</p>
75	<p>17頁 第38条4項2号</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>

	「の」が続いて読みにくいので、表現を見直してはどうか。 例：二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	
7 6	・規則 第三十八条第4項第三号 第二号はプロセスを実行する際の条件となる承認された設備や力量のある要員、第三号はプロセスを実行する際の方法と手順が定められており、どちらも第一号の判定基準に密接に関係するものです。そのため、第二号を「条件となる設備の承認及び要員の力量」、第三号を「プロセスを実行する際の方法及び手順」のような記載とすることで関係性を明確にして頂きたい。	第2号と第3号のいずれについても、第4項の「妥当性確認の対象とされたプロセス」に関する規定であることは自明のため、原案のとおりとします。
7 7	19頁左 上から13行目 (規則第44条第2項) 他の条文と同様に「原子力事業者等は」と主語を明確にして頂きたい。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 2 前項の監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにしなければならない。 【修正後】 2 <u>原子力事業者等は、要員が</u> 前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。
7 8	第四十六条第3項 当該条項では、「原子力事業者等は・・・内部監査計画に、監査基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。」と規定しておりますが、内部監査計画に頻度、責任を定める根拠が不明確であるとともに、事業者は頻度、責任を品質マニュアルに規定しており、再び内部監査計画に規定する必要がないため、『頻度及び責任』を削除することが適切であると考えます。なお、頻度は『実施時期』に修正することでも有効であると考えます。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。その際、第1項のあらかじめ定められた間隔と第3項の頻度の関連性が明確になるよう、第2項と第3項の順番を入れ替えます。 【修正前】： 2 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、 <u>内部監査実施計画を策定して実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。</u> 3 原子力事業者等は、 <u>前項に規定する内部監査実施計画に、監査基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。</u> 【修正後】： 2 原子力事業者等は、 <u>内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。</u>

		<p>3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。</p>
79	<p>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」第四十六条第2項に記載する「その実効性を維持」の「その」とは、内部監査なのか、監査実施計画なのか明確ではない。単純には、内部監査と思われるが、それでよいか。明確に記載すべきである。</p>	<p>上記78で示した考え方を参照ください。</p>
80	<p>第46条第2項、第3項 第2項と第3項で示す「内部監査実施計画」はISOでいう「内部監査プログラム」を指しているものと推測するが、ある1つの文書に全て定めるといふ誤認識につながりかねないことから、例えば「内部監査の計画」という語句にして、「内部監査年度計画」や「個別の監査計画」など複数の文書に定めることで問題がないことを明確にさせていただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、上記78で示した考え方のとおり、誤認識にならないように第2項から「内部監査実施計画」を削除しました。</p>
81	<p>・品管規則第四十六条第3項 「内部監査実施計画に、監査基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない」の「責任」を削除し、「内部監査実施計画に、監査基準、監査範囲、頻度及び方法を定めなければならない」としていただきたい。 その理由は、同条第6項に「内部監査実施計画の策定及び実施、内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。」としており、監査の実施や報告に係る「責任」は「内部監査実施計画」でなく、「権限」と合わせて「手順書等」に定めるのが適当であるため。</p>	<p>上記78の修正案による第46条第2項に規定する責任は、「内部監査全般」を対象としています。また、同条6項に規定する責任は、御指摘のとおり、「内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理」を対象としており、それぞれ対象とする内容が異なるため、原案のとおりとします。</p>
82	<p>条項番号：第四十六条第3項 コメント：「内部監査実施計画」の位置付けが、「監査マニュアル」「監査プログラム」「個別の監査計画」なのか、明確にして頂きたい。（頻度および責任は「個別の監査計画」および「監査プログラム」への記載はなじまないため）</p>	<p>上記80で示した考え方を参照ください。</p>
83	<p>20頁 第46条5項 第5項において「業務」という用語を使用しているが、第2項では「個別業務」を使用しているため、同一条文内で用語の統一を図ってどうか。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
84	<p>20頁 第48条1項 「機器等に係る要求事項」のない自主検査は、本条の適用外と理解してよ</p>	<p>「機器等に係る要求事項」のない自主検査に具体的にどのようなものが該当するのかは明確ではありませんが、第19条第</p>

	いか。	1 項第 4 号に規定する使用前事業者検査等及び同条解釈 3 に規定する自主検査等の要求事項に照らして判断する必要があると考えます。
8 5	<p>第 48 条 第 1 項</p> <p>「試験体等」とあるが「等」の解釈相違を避けるために、「材料検査に用いた試験体」などの例示を記載していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえて、解釈を以下のとおり修正します。</p> <p>(解釈第 4 8 条)</p> <p>【修正前】</p> <p>1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録等」には、必要に応じ、検査において使用した試験体等に関する記録を含む。</p> <p>【修正後】</p> <p>1 第 2 項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。</p>
8 6	<p>条項番号：第四十八条第 5 項</p> <p>コメント：「…使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする…」とあるが、この内、「機器等を使用する者」は、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う保守部門に加えて運転を行う発電部門も含まれるように受け取れ、更に「個別業務を行う者」も明確ではないと考える。</p> <p>更に、「部門を異にする者」とあるが、この「部門」がどの程度の組織を表しているか不明確であり、保守部門全体を指し示しているようにも受け取れるため、保守部門の中の課室のように、責任と権限がある最小組織を指し示すように明確化すべきと考える。</p> <p>上記を反映することで、「保守部門が工事を行い、その機能性能に係る検査を発電部門が実施することが可能であること」、および「記載の明確化」を考慮して、以下に示す様に記載を修正して頂きたい。</p> <p>なお、下記のような変更が難しい場合は、解釈に「「機器等を使用する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい、専ら発電を行う部門を除く」、「個別業務を行う者とは〇〇をいう」「部門とは〇〇の範囲の組織を言う」等を追記していただきたい。</p> <p>(変更案)</p> <p>「…使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の作業を実施した者と所管を異にする者とする…」</p>	<p>御意見を踏まえ、規則及び解釈を以下のとおり修正します。</p> <p>(規則第 4 8 条)</p> <p>【修正前】</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者としてその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>【修正後】</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員としてその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>(解釈第 4 8 条)</p> <p>【修正前】</p>

		<p>2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、<u>影響度低施設</u>においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>2 第5項に規定する「その他の方法」には、<u>第22条に規定する力量を持った要員に使用前事業者検査等を実施させることを含む。</u></p> <p>3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、<u>例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。</u></p> <p>【修正後】</p> <p>2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、<u>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設</u>においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、<u>使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</u></p> <p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、<u>使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに</u></p>
--	--	---

		当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。
8 7	21 頁左 上から 10 行目／21 頁右 上から 4 行目 (規則第 48 条第 5 項／ 解釈第 48 条第 2 項) 「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする事)を確保しなければならない。」とあるが、このうち「個別業務を行う者」とは、検査対象の業務を直接行った者との意と判断してよろしいでしょうか。	「個別業務を行う者」については削除いたしました。上記 8 6 で示した考え方を参照ください。
8 8	使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする事)その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。 提案 1 電気事業者(原子力発電所)においては、「その対象となる機器等を使用する者」は主として発電部門(保全部門から独立した運転管理を担う部門)が該当する。発電部門が検査を実施することは、本条要求の独立性の確保に対応する関係性にあると考えるが、現記載では「…その対象となる機器等を使用する者と部門を異にする者」とも読み、意図と反する恐れがある。当該文章の修文を提案する。 修文案 1 (使用前事業者検査等を実施する者は、その対象となる機器等を使用する者、個別業務を行う者と部門を異にする者又はその他の方法により、独立していること。これにより使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと。) 提案 2 電気事業者(原子力発電所)においては、「その対象となる機器等を使用する者」は主として発電部門(保全部門から独立した運転管理を担う部門)が該当する。現記載における意図が、検査を実施する者と同じ部門の者で、例えば補修作業等において使用するような場合を想定しているのであれば、以下のように見直しその意図を明確にしていきたい。 修文案 2-1 (使用前事業者検査等を実施する者は、その対象となる機器等を使用する者と部門を異にする者又は個別業務を行う者と部門を異にするものとする事)その他の方法により…)	上記 8 6 で示した考え方を参照ください。
8 9	上記 No のコメントに対する解釈側への修正案	上記 8 6 で示した考え方を参照ください。

	<p>第4項として以下を追加 「その対象となる機器等を使用する」とは、例えば発電用原子炉設置者においては、補修作業等において当該機器等を使用することをいう。</p>	
90	<p>規則5項の文章；「原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする。その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。」 のうちカッコ内は、何を要求しているのか、意味が明確ではない。2019.3.25版の記載を踏まえ、「6 原子力事業者等は、使用前事業者検査等、個別業務及び機器等の原子力の安全を確保することの重要性に応じて検査、試験等を行う者の独立性を定めなければならない。この場合において、原子力事業者等は検査を行う者の独立性を、当該機器等の安全に対する重要性に応じて確保しなければならない。」 で十分な要求である。 この解釈への提案として、「ここでいう独立性とは、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させるを言う」という解釈で明確になるのではないか。 また、規則の「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。」は、NRC、ISO、IAEAにも無い要求であり、どのように対応すべきか明確ではない。この点に関しては、「力量を持った要員に使用前事業者検査等を実施させることを含む」という解釈で十分カバーされると考えられる。</p>	<p>上記86で示した考え方を参照ください。</p>
91	<p>・品管規則第四十八条第5項 「・・・使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする・・・」の部分、「・・・使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を調整する者と部門を異にする者とする・・・」のように見直していただきたい。 その理由は、「個別業務」とは、検査前に検査対象機器の調整等を行うことを指していると思われるが、その「個別業務」の内容が不明確なためである。 また、保修部門が機器等の調整を行いその機能性能に係る検査を発電部門が実施する場合があります、「機器等を使用する者」との表現では、発電部門が検査に対応できないと読めるため、見直しが必要である。 なお、発電部門は、保修部門が機器等の調整を実施した後に設備を運転し、</p>	<p>上記86で示した考え方を参照ください。</p>

	機器等の使用時の責任を担っており、保守部門から独立した部門となっていることから、「検査の独立性」の要件を満たしている。	
9 2	第48条第5項 使用前事業者検査等の独立性に関しては、工事の施工箇所との独立性を確保することだと認識しており、規則第5項の「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」の記載では、発電室（運転員）なども対象と読めてしまう。また「個別業務を行う者」の記載は個別業務が何を指すのか不明確であることから、「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」を「その対象となる機器等を所管する者」に記載を修正して頂きたい	上記86で示した考え方を参照ください。
9 3	規則 21頁 11～12行目、解釈 21頁 14～15行目 規則案第48条第5項で、検査等を実施する者を、「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者」、又、解釈案第48条第2項で「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者」としている。この記載では、当該機器等の設計や運転・操作等により当該機器等又は個別業務（検査等）の知識・経験（力量）を持つ者が、検査対象となる工事や保守には直接関与していなくても、解釈案第48条第2項の力量を持った要員として検査等を実施することができなくなるおそれがある。これにより、検査に必要な要員を確保することが困難になり、施設の安全を確保することに支障を与えることがないように、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は保守の業務に直接関与していない者」とするのが適切と考える。	上記86で示した考え方を参照ください。
9 4	第四十八条第5項 当該条項では、「原子力事業者等は・・・使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務・・・）」と規定されていますが、「その対象となる機器等を使用する者」、「個別業務を行う者」、「部門」の用語については、様々な解釈が成立し得ることから、例えば「使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の作業を実施したものと異なる所属の者とする事又は・・・」のように修正することが適切と考えます。	上記86で示した考え方を参照ください。
9 5	第48条5項 ●第四十八条第5項において、「…使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする事…」とあるが、この内、「機器等を使用する者」は、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う保守部門に加えて運転を行う発電部門も含まれるように受け取れる。保守部門が工事を行い、その機能性能に係る検査を発電	上記86で示した考え方を参照ください。

	<p>部門が実施する場合があるため、発電部門が含まれないように以下の通り、変更していただきたい。下記のような変更が難しい場合は、解釈に「「機器等を使用する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい、専ら発電を行う部門を除く。」等を追記していただきたい。</p> <p>(変更前) 「…機器等を使用する者…」⇒ (変更後) 「…機器等の作業を実施した者…」</p> <p>また、同条項において「部門を異にする者」とあるが、この内、「部門」がどの程度の組織を表しているか不明確である。保修部のように大きな組織を指し示しているようにも受け取れることから、例えば、保修部の中の課室のように、責任と権限がある最小組織を指し示すように以下の通り、変更をしていただきたい。下記のような変更が難しい場合は、「部門」とはどの単位(規模)を指すのか不明確であることから、解釈等で明確にしていきたい。</p> <p>(変更前) 「部門を異にする者」⇒ (変更後) 「所管を異にする者」</p>	
9 6	<p>・規則 第四十八条第5項及び解釈 第48条第2項</p> <p>第5項において、「使用前事業者検査等を実施するものをその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者」とあるが、以下の2点が懸念される。</p> <p>1. 「機器を使用する者」の表現は、保修部門に加えて発電部門も含まれるように受け取れる。保修部門が工事を行い、その機能性能に係る検査を発電部門が実施する場合があるため、発電部門が含まれないように、まず「機器を所管する者」等と書き表す必要がある。また、発電炉の場合、「機器等を所管する者」を単独で用いる場合には発電部門を指す状態もあることから、解釈として「「機器等を所管する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい専ら発電を行う部門を除く。」等の解釈を追記頂く必要がある。</p> <p>2. 「部門を異にする者」の表現は、例えば保修部のように大きい組織を指し示すように受け取れる。保修部の中の、例えば課室のように、責任と権限がある最小組織を指し示すように「所管を異にする」等と書き表す必要がある。</p> <p>上記を踏まえ、以下のとおりとして頂きたい。</p> <p>[規則第四十八条第5項]</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を所管する者又は個別業務を行う者と所管を異にすることその他の方法により、使用</p>	上記86で示した考え方を参照ください。

前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。

[解釈追加]

「機器等を所管する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい専ら発電を行う部門を除く。なお、2.について反映し難い場合、解釈側に「部門」の単位を、例えば「課室」を指す等、明示して頂く。

・規則 第四十八条第5項及び解釈 第48条第2項、第3項

機器等の検査等の独立性について、設備を所管している課がお互いに検査する「たすき掛け」の体制でないことが独立性確保の基準であると規制者が示した形となっているが、規範的な規則とするのではなく、事業者において、検査を受ける者と、検査を実施する者同士で便宜を図り得る関係を防ぐための独立性を確保し、且つ、事業者のリソースを適正に配分して検査の信頼性を高め、これにより原子力安全を確保していくよう、パフォーマンスベースの規則にすべきと考える。

よって、以下のとおりとして頂きたい（前コメントが反映される前提で記載）。

[規則 第四十八条第5項]

5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を所管する者又は個別業務を行う者と所管を異にすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。

[解釈 第48条第2項]

第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する者と、その対象となる機器等を所管する者又は個別業務を行う者との間で、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。

なお、上記の反映し難い場合、たすき掛け（方法論）を否定するような記載を避けることでもよい。

[解釈 第48条第3項]

規則第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行う場合においても、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。

<p>9 7</p>	<p>21 頁左 上から 10 行目／21 頁右 上から 4 行目 (規則第 48 条第 5 項／ 解釈第 48 条第 2 項) 「使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とすること～)を確保しなければならない。」とあるが、このうち「機器等を使用する者」との表現は、例えば、発電用原子炉事業者においては点検作業に全く関係がない運転部門の者も含まれてしまうように読めるため、以下のように修正して頂きたい。 【修正案】 使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の工事・点検を実施する者又は～ (参考) 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド VI 施設管理 1 項 巡視：施設の状況を日常的に確認する 点検：設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた 試験：設備等が所定の機能を有しているか確認する</p>	<p>上記 8 6 で示した考え方を参照ください。</p>
<p>9 8</p>	<p>第 48 条 第 5 項、第 6 項 規則第 5 項には「対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者」とあるが、別紙 10 保安措置等運用ガイド「6. 施設管理」p19 に「検査に係る要員は、点検、工事等を実施する組織から判定に対して影響を受けないよう配慮する必要がある」との記載を踏まえると、使用前事業者検査等に関する第 5 項では「使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の点検、工事等を行う者と異なる所属の者とする事・・・」のような記載が適切と考えます。 また、上記のように規則第 5 項を記載する場合、規則第 6 項における規則第 5 項の読み替えとして『「対象となる機器等の点検、工事等を行う者」とあるのは、「対象となる機器等の点検、工事等を行う者又は個別業務を行う者」と読み替えるものとする。』のような記載が追加されるべきではないか。</p>	<p>上記 8 6 で示した考え方を参照ください。</p>
<p>9 9</p>	<p>第 48 条 第 5 項 規則第 5 項の「部門を異にする者」の「部門」とは具体的にどのような単位をいうのか、解釈 4 の「同一部署内」の「部署」との関係はどうか、わかりやすく記載いただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、解釈第 7 条 4 に以下のとおり「部門」の定義を追記します。 (解釈第 7 条 4) <u>4 第 2 項第 3 号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。</u></p>

100	<p>第四十八条第5項 主に工事部署もしくは設備所掌部署となる保修部門の設備をインサービスして引き継ぐ立場である運転部門が検査の判定を行うことは、中立性及び信頼性を確保しているため、「使用前事業者検査等を実施するものをその対象となる機器等を使用する者」の記載を削除してはどうか。</p> <p>第四十八条第5項 「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」のうち、「その対象となる個別業務を行う者」とは、例えば、発電用原子炉設置者においては、保安規定で規定される業務のうち点検・補修等を実施する上で検査を実施する必要がある場合には、その点検・補修等を行った課室が該当するとの解釈でよいか。</p> <p>第四十八条第5項 「部門を異にする者」とは、特定の組織形態を限定するものではなく、例えば、発電用原子炉設置者の場合、原子炉施設保安規定で定める互いに独立した課室に属する者が該当するとの解釈でよいか。</p>	<p>上記86及び99で示した考え方を参照ください。</p>
101	<p>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の第四十八条第5項の機器等を使用する者とは、運転部門を指すのか。</p> <p>また、個別業務を行う者とは、管理部門を指すのか。</p> <p>事業所では、全ての技術系の要員が原子力施設に対して使用、個別業務を行っているものであり、例え、検査のための部門を設置しても個別業務を行うものに該当することになり、組織内で検査できる要員がないことになりかねず、過剰な要求である。並びに、中立性及び信頼性は独立性により担保されるものであり、規則に記載する意味がないことから、()内の記載は削除すべきである。</p> <p>また、解釈3項に記載する「相互に便宜を図り得る関係にない」については、組織内で実施する限り、各部門は相互に関係しているものであり、図り得る関係にない部門はあり得ないため、削除すべきである。</p>	<p>個別の事例については、上記86及び99で示した考え方を参照してご判断ください。</p> <p>また、組織的な独立性の確保に加え、中立性及び信頼性が損なわれないことも必要なため、原案のとおりとします。</p>
102	<p>第48条 第5項 (解釈2) <内容></p>	<p>解釈の通し番号については御意見のとおり修正します。 また、同条解釈における「影響度高施設」及び「影響度低施</p>

	<p>解釈の通し番号で「2」が重複しているため、二つ目の「解釈2」を「解釈3」とし、「解釈3」を「解釈4」と記載していただきたい。</p> <p>解釈2では影響度低施設に対して「組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる」としているが、これは逆に、影響度高施設においては組織の外部の要員（例えば、第三者である外部の検査機関）に使用前事業者検査等を実施させることはできないと読めてしまい適切ではない。第三者の検査機関を活用することにより、高い中立性及び信頼性を確保することができることを考えるため、重要度高施設においても外部の要員による使用前事業者検査等が実施できるよう記載頂きたい。</p>	<p>設」の分類並びに第46条（内部監査）及び第48条（機器等の検査等）解釈については、「影響度高施設」及び「影響度低施設」という文言をやめて、「影響度低施設」に対応する文言として原子炉等規制法で使用されている「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設」という文言を用いることとし、該当する原子力施設の保安規定の審査基準にも記載することとします。</p> <p>なお、本規則第4条第6項及び解釈第21条1に記載のとおり、実用炉においても外部委託は可能であり、御指摘の外部の要員による使用前事業者検査等の実施も可能です。</p> <p>このことは既に上記規則及び解釈に記載しているため、原案のとおりとします。</p>
103	<p>21頁 第48条第5項</p> <p>当該条項は、保安活動の重要度に応じて独立性を確保することが要求事項として記載されており、事業者の保安活動の重要度に応じて独立の程度を設定すればよいとあるものの、第5項に対する解釈第2項において「・・・するに当たり、影響度低施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。」とある。独立性の程度は、事業者の保安活動の重要度のうち、施設の影響度によると解釈してよいか。</p>	<p>上記102で示した考え方を参照ください。</p> <p>また、使用前事業者検査等の独立性については、本規則の解釈第4条3に規定する保安活動の重要度に応じて確保することが求められます。</p>
104	<p>21頁 第48条5項</p> <p>保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性を確保することを要求しているが、グレード分けの結果として、独立性の程度を、自主検査と同程度にしてもよいと理解してよいか。</p>	<p>使用前事業者検査等の独立性については、本規則の要求事項を満たすことが必要となります。</p>
105	<p>第五十条新規則案に対する意見</p> <p>「品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため」という要求と、「当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために」は同じことを言い換えているだけで、重複した記載となっているので、どちらかに記載を統一すべきと思われる。</p>	<p>「品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するため」とあるのは、実効性の実証と改善の必要性の評価を求めており、重複していませんので原案のとおりとします。</p>
106	<p>第五十条第1項</p> <p>当該条項では、「・・・品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するために・・・」、「当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価」と規定しているが、『実効性があることを実証するために、実効性の改善の必要性を評価するものではない』ため、「・・・品質マネジメントシステムが実効性ある保安活動であることを実証するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報</p>	<p>上記105で示した考え方を参照ください。</p>

	からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。」に適正化を図る必要があると考えます。	
107	第五十二条は一般的に、不適合管理における「是正措置」の記載であり、特に52条の四号、五号の記載は、マネジメントレビューの改善と重複する内容であり、52条に記載することは過剰ではないか。削除すべきと考える	本規定は、第19条のマネジメントレビューとの重複ではなく、同条との関連性を明確にし、かつ、JIS Q 9001:2015 10.2.1e) f) に該当する内容を取り入れたものであり、御意見には当たりません。
108	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の第五十二条のタイトルは「是正処置等」となっているが「等」は何を示すのか明確にしてください。 本文中に是正処置以外に対する要求があるように見えないため、削除すべきと考える。	第52条第3項は、不適合には至っていない機器等及びプロセスの特性及び傾向について、第50条第2項第3号に規定するデータの分析及び評価から劣化傾向が見つかった場合や、発生した不適合その他の事象に共通する要因が認められる場合において、それらの原因を明確にし、処置を講じることを求めており、個々の不適合に対する是正処置以外の要素も含むため、是正処置等としています。
109	23頁 第52条1項2号 「是正措置」は誤記なので、「是正処置」に変更されたい。	御意見のとおり修正します。
110	条項番号：(規則)第52条第1項第2号 意見：「必要な是正措置を明確にし、」と記載されていますが、第2条の定義では、「是正処置」となっているので、混乱を避ける観点から、当該箇所も「是正処置」としたほうが良いと考えます。	上記109で示した考え方を参照ください。
111	「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」第五十二条第1項第四号は、JISQ9001:2015 10.2.1e)項を反映したものと理解してよいか。3/25版まではJISQ9001:2015 10.2.1e)のようにリスクの記載があったが、9/26版ではなくなったため意図が不明確になっている。	御認識のとおりです。
112	条項番号：第52条4 コメント：『原子力事業者等は、第五十条（データ分析）第二項第三号に規定する事項に係る情報（是正処置の必要性について検討する機会を与える不適合には至らない機器等及びプロセスを含む「機器等及びプロセスの特性及び傾向」）について、手順書等に基づき分析を行い、発生した不適合その他の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない』とあるが、「共通する原因」があるかは発生した不適合その他の事象の原因を明確にした結果であり、必要に応じて実施することから「共通する」を削除し、「発生した不適合その他の事象の原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない」として頂きたい。	有効な是正処置を講じるためには、発生した不適合その他の事象に共通する原因に加え、類似する事象の抽出も必要であると考えため、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (規則第52条) 【修正前】 3 原子力事業者等は、 <u>第五十条第二項第三号に規定する事項に係る情報について、手順書等に基づき分析を行い、発生した不適合その他の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない。</u>

		<p>【修正後】</p> <p>3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、<u>複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。</u></p>
1 1 3	<p>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び解釈」第五十二条第3項には、同規則「第五十条第二項第三号に規定する事項に係る情報について、手順書等に基づき分析を行い、発生した不適合その他の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じる」とある。手順書等とは第2項に規定する手順書等と理解してよいか。そうであるなら、その手順書等に第五十条第二項第三号に規定する情報を分析することは新たに規定しなければならないように読める。また、その情報と発生した不適合その他の情報との関係が明確ではなく非常にわかりにくい規定である。意識すると、その情報は、機器などの特性や傾向であり、是正の端緒となるものについては、事業者の自主的な活動であるCAPにインプットして、それらの共通する原因を分析して明確にした上で是正を講じるという理解でよいか。</p> <p>「原子力事業者等は、第五十条第二項第三号に規定する事項に係る情報のうち必要なものは不適合その他の事象として、手順書等に基づき、共通する原因を明確にした上で、適切な処置を講じなければならない。」としてはどうか。</p>	<p>御認識のとおりです。上記1 1 2で示した考え方を参照ください。</p>
1 1 4	<p>条項番号：(規則) 第5 3 条第1 項</p> <p>意見：「…適切な未然防止措置を講じなければならない。」と記載されていますが、第2条の定義では、「未然防止処置」となっているので、混乱を避ける観点から、当該箇所も「未然防止処置」としたほうが良いと考えます。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
1 1 5	<p>・規則 全体</p> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及びその解釈の適用は、改正炉規則第六十九条に基づき、許可を受けたところによるため、具体的には許可本文十一号の届出後、改正法令に係る保安規定の認可後であることを明確にして頂きたい。</p>	<p>本規則及び解釈の施行日は法の施行日となります。</p> <p>また、許可の届出時に本規則に適合した内容を求められるため、本規則は許可の届出段階から適用されます。</p>
1 1 6	<p>全般</p> <p>●本規則の適用時期については、新炉規制法附則5条4号に基づく品質管理に必要な体制の整備に係る事項(新法43条の3の5第2項11号)の原子炉設置許可に係る変更の届出後、本届出内容と整合する品質マネジメントシステムに関する保安規定変更認可申請が認可・施行された時点という認識でよ</p>	<p>上記1 1 5で示した考え方を参照ください。</p>

1 1 7	<p>いでしょうか。</p> <p>試験研究用原子炉施設は旧文科省の安全規制下であり、品質保証計画について、旧経産省の安全規制下に有った実用発電用原子炉施設とは形式的には異なっているものが多い。具体的には、保安規定と品質保証計画書について、試験研究用原子炉施設は保安規定が一次文書であり、品質保証計画書は二次文書、保安規定の下部規定は三次文書、記録類等が四次文書で、実用発電用原子炉施設とは様相が異なっており、東京都市大学原子力研究所の試験研究炉施設もそれに該当します。</p> <p>試験研究炉施設の品質保証は保安規定において、保安活動は品質保証活動として品質保証計画書に基づき行うことを宣言し、そのための組織や職務、活動の評価、PDCAを回すこととしての継続的改善が書かれ、具体的な保安活動を品質保証活動として行う業務、内容並びに活動の仕方は品質保証計画書に書いています。前者はどちらかというところ経営層や管理者の行う業務を記載し、後者は従事者が行う業務や個々の品質保証活動について記載しているものと考えます。</p> <p>今回、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）」では、試験研究用原子炉施設の設置許可証、保安規定並びに廃止措置計画書に、品質マネジメントシステムが要求され、それに関し、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）が制定されますが、上記の試験研究用原子炉施設の保安規定と廃止措置計画書の関係や考え方からすると、保安規定の品質保証の部分に品質管理規則の全てを書くことはできません。</p> <p>品質管理基準規則で書かれている項目や内容で、新たに加わったものや従来と異なるのは少々ありますが、それらを現状の保安規定と廃止措置計画書の建付けで夫々を直しても対応できるものと考えます。この場合、品質保証計画書は設置許可証、保安規定並びに廃止措置計画書に添付して提出します。</p> <p>品質管理基準規則及びその解釈の冒頭に、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、同規則の解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。」ともあります。また、東京都市大学原子力研究所の試験研究炉は廃止措置中で、燃料は既にありません。廃止措置中で燃料が無いこの種の試験研究炉について、グレーデッドアプローチの考え方を是非考慮いただきたいと存じます。</p>	<p>設置許可で求められる品質管理に関する届出は、原子力施設の計画段階から建設、供用期間中及び廃止措置段階を通じて一貫した品質管理活動を求めています。</p> <p>また、保安規定については、原子力施設のそれぞれの段階に応じて、体制など管理の具体的な方法が異なってくることから、それに適した品質マネジメント活動が求められます。</p> <p>グレーデッドアプローチは、上記を踏まえて各々の原子力施設が第4条第2項各号を考慮して検討すべきものです。具体的な運用については、上記86及び102で示した考え方を参照してください。</p>
-------	--	---

<p>なお、品質管理基準規則の内容を設置許可証、保安規定並びに廃止措置計画書の全てに書くことはそれらの図書の品質マネジメントがほぼ同一の文章となり、品質マネジメント活動の考え方が施設の従事者の観点からも分かりづらくなってしまっているのではないかと考えます。</p>	
--	--

提出意見とこれに対する考え方（案）

4. 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>規則・解釈の規定条文には、「組織、部門」、「要員、職員」、「原子力の安全の確保、安全の確保」、「能力、力量」、「業務、事項」という類似用語が随所に規定されていますが、使い分けている意図があるのであれば、第二条の定義に明記して頂きたい。また、使い分けの意図が無い場合は、「組織、要員、原子力の安全の確保、力量、事項」に統一化した規定条文に適切化する必要があると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、「部門」については、解釈第7条4に以下のとおり定義を追加します。</p> <p style="margin-left: 2em;">第7条4</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。</u></p> <p>・「要員、職員」については、要員に文言を統一するとともに、要員の定義は重要であるため、以下のとおり規則及び解釈にて定義します。</p> <p>(規則第2条第2項第5号)</p> <p>【修正前】</p> <p style="margin-left: 2em;">五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>【修正後】</p> <p style="margin-left: 2em;">五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>(解釈第2条4)</p> <p>【修正前】</p>

		<p>4 第2項第5号に規定する「<u>要員</u>」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムの<u>管理下において保安活動を実施する者</u>をいう。</p> <p>【修正後】</p> <p>4 第2項第5号に規定する「<u>要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）</u>」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに<u>基づき、保安活動を実施する組織の内外の者</u>をいう。</p> <p>。</p> <p>(解釈第4条10) 「職員」を「要員」に統一</p> <p>(規則第19条第1項第11号)</p> <p>【修正前】</p> <p>十一 部門、<u>要員等</u>からの改善のための提案</p> <p>【修正後】</p> <p>十一 部門<u>又は要員</u>からの改善のための提案</p> <p>(解釈第19条6) 削除</p> <p>(解釈第21条1)</p> <p>【修正前】</p> <p>1 第1項に規定する「<u>資源を明確に定め</u>」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる<u>資源</u>とを明確にし、それを定めていることをいう。</p> <p>【修正後】</p> <p>1 第21条に規定する「<u>資源を明確に定め</u>」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる<u>資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）</u>とを明確にし、それを定めていることをいう。</p>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・「安全の確保」は、「原子力の安全の確保」に統一します。 <p>なお、次の用語については、原案のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「能力、力量」については、「力量」を第22条第1項で定義しており、能力と区分できると考えます。 ・「業務、事項」については、「業務」は保安活動を構成する活動、「事項」は項目のことであり、区分できると考えます。 ・「組織」は自明と考えます。
2	<p>第四条解釈第八号 第5項の解釈に「すべての職員」「職員」「関係する職員」という用語が使われているが、ここは用語の統一性から、「すべての要員」「要員」「関係する要員」に修正すべきではないか。</p> <p>規則第2条の解釈第4項に「要員」が定義されているので、「職員」は「要員」に変更すべきと考える。</p>	上記1で示した考え方を参照下さい。
3	<p>第十九条第十一号における「要員等」とは、要員及び協力企業等の職員をいうという解釈の記載では、「協力企業等」という用語が使われているが、明確ではない。「発電所の構内で働く人々」という記載で十分分かりやすいのではないか。</p>	上記1で示した考え方を参照下さい。
4	<p>条項番号：第19条6</p> <p>コメント：「第11号に規定する「要員等」とは、要員及び協力企業などの職員をいう」とあるが、協力企業の職員は、組織の要員ではないことから、改善のための提案は、「外部の者の意見」または「要員」を通じて収集される整理が適切ではないか。</p> <p>また、協力企業等の職員は、組織の要員ではないので、外部の者として分かりやすく整理して頂きたい。</p>	上記1で示した考え方を参照下さい。
5	<p>11頁右 上から6行目（解釈第22条第2項）</p> <p>規則第2項第2号に規定する「その他の措置」の手段として委託もあり得ることから以下のとおり修正して頂きたい。</p> <p>【修正案】</p> <p>必要な力量を有する要員を新たに配属し、雇用又は委託することを含む。</p>	<p>本規則第4条第6項及び上記1で示した考え方のおり、解釈第21条1においても「組織の外部から調達する者を含む」を追記しており、これらには要員の外部委託も含まれるため、原案のとおりとします。</p>
6	<p>第22条解釈第2項</p> <p>「その他の措置」には、一般的には「委託」も含まれるため、以下の下線部を追記頂きたい。</p> <p>「第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用、又は委託することを含む。」</p>	上記5で示した考え方を参照下さい。

7	<p>「その他の措置」には、一般的には「委託」も含まれるため、次のとおりを追記頂きたい。</p> <p>「第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用、又は委託することを含む。」</p>	上記5で示した考え方を参照下さい。
8	<p>・規則 第二十二條第2項第2号及び解釈 第22條第2項 第二十二條第2項第2号に規定する「その他の措置」には、要員を委託により確保することも含まれるべきだと考える。</p> <p>なお、解釈第四十八條第3項※「「その他の方法」には、第22條に規定する力量を持った要員に使用前事業者検査等を実施させることを含む」との関係で、委託による要員の手配は必須である。(※項番号が誤字であると思われるため読み替えています。)</p> <p>よって、以下のとおりとして頂きたい。</p> <p>[解釈 第22條第2項]</p> <p>規則二十二條第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、雇用、又は委託することを含む。</p>	上記5で示した考え方を参照下さい。
9	<p>第二条（定義）</p> <p>「規則・解釈で記載の定義や説明している用語以外の用語の定義については、「JIS Q 9000:2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語」に従うものとする」という記載が必要ではないか。</p>	定義の注釈が必要な箇所については、明示的にJIS Q 9001:2015に従う旨の解釈を記載（第19条、第41条）しているため、必要ないと考えます。
10	<p>第2条第3項</p> <p>「マネジメントシステム」とあるが、規則第二条第2項第4号における「品質マネジメントシステム」と同義であれば記載をあわせていただきたい。</p>	御意見のとおり修正します。
11	<p>第16条第2項</p> <p>当該条項の解釈第2項では、「・・・マネジメントシステムの妥当性・・・」と規定しておりますが、ISO 9001の要求事項を踏まえ、マネジメントシステムの前に『品質』を追記することが適切であると考えます。</p>	上記10で示した考え方を参照下さい。
12	<p>第2条第5項</p> <p>当該条項の解釈第5項に「・・・不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動又は・・・」と規定しておりますが、不整合等の保安活動の解釈が不明確であるため、例示するかまたは当該規程条文を削除願います。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>5 第2項第6号及び第7号に規定する「その他の事象」には、<u>不適合には至らない劣化傾向、不整合等の保安活動</u>又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。</p> <p>【修正後】</p>

		5 第2項第6号及び第7号に規定する「 <u>不適合その他の事象</u> 」には、 <u>結果的に不適合には至らなかった事象</u> 又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。
1 3	第2条第5項 「不適合には至らない劣化傾向」とはどのような意味なのか。 「不適合ではないが、そのままの状態を放置した場合、不適合に至る可能性がある事象」という解釈で良いか。	上記1 2で示した考え方を参照下さい。
1 4	第2条第6項 当該条項の解釈第6項に「第2項第7号に規定する「他の原子力施設等」とは、・・・火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう。」と規定しておりますが、原子力施設で発生した不適合その他の事象の情報を入手することは可能ですが、『火力発電所、産業全般に関連する施設で発生した事象』については、どのような事象を対象とするか明確化をする必要があると考えます。	自らの施設の安全性を確保するための情報は、原子力産業界のみならず広く国内外の産業界から収集し、継続的な改善につなげていくことが求められており、どのような事象や情報を対象とするかについては、事業者が自らの施設の種類や状況に応じて明確にすべきことと考えます。
1 5	「実効性」「実効性を維持する」 平成25年6月の「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則に対する御意見への考え方」において、「実効性の確保」とは、JEAC4111の「効果的であることを確実にする」と同意との回答が示されています。今般の品質管理規則でも、「実効性」「実効性の維持」等は用語として引き継がれていますが、この用語の理解も平成25年6月の回答が引き継がれているのが自然と考えます。 また、「有効性」とは、「計画した活動が実行され、計画した結果が達成された程度」であり、従来からISO9001及びJEAC4111において、その意図（狙った効果が得られていること）で使用されている用語であり、事業者の品質マネジメントシステムにおいて使用する用語として「実効性」と「有効性」には差異がないと考えることから、平成25年6月の回答が引き継がれていることを確認したい。	新検査制度の導入により、事業者のパフォーマンスに重点を置く検査に移行することから、今回の規則改正では、従来の「有効性」の概念から「実効性」の概念に改めています。 なお、「実効性を維持する」とは、第4条の解釈において、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることとしています。
1 6	第四条第1項の解釈第1項に「実効性を維持すること」とあり、実効性＝効果と解釈できる。他の条項で使用されている実効性では「効果」と言い換えてもよいと考えられる。 一方、「有効性」は、JISQ9000によると「・・・程度」とある。 また、解釈における「保安活動の目標の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果」については、意図した結果が得られなければ、計画を見直し再度活動をするという、継続的な改善と	上記1 5で示した考え方を参照下さい。 また、同条解釈における「影響度高施設」及び「影響度低施設」の分類並びに第46条（内部監査）及び第48条（機器等の検査等）解釈については、「影響度高施設」及び「影響度低施設」という文言をやめて、「影響度低施設」に対応する文言として原子炉等規制法で使用されている「重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設」とい

	<p>してQMSそのものであり、従来の JISQ9001 (JEAC4111) における「有効性」としては、「有効性の向上」などという使い方をしており、実効性≠有効性であることから、有効性では十分でないとして実効性に言い換えたとの主張は妥当ではない。</p> <p>第四条第2項の解釈における、5ミリシーベルトの出典を明確にして頂きたい。</p> <p>どの施設が影響度高施設なのか明らかではない。</p>	<p>う文言を用いることとし、該当する原子力施設の保安規定の審査基準にも記載することとします。</p>
17	<p>第4条第3項</p> <p>「影響度高施設」と「影響度低施設」の分類にあたり、「事故等が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合い」を指標とされているが、この「事故等」は「重大事故」を意図していると理解してよいか。</p>	<p>上記16で示した考え方を参照下さい。</p>
18	<p>第4条第3項</p> <p>当該条項の解釈第3項に「・・・敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事項当たり5ミリシーベルトを超える施設（以下「影響度高施設」・・・）」と規定しておりますが、5ミリシーベルトとする根拠を明確にするとともに、影響度高施設及び影響度低施設とはどのような施設を指すのか例示を含めて明確にして頂きたい。</p>	<p>上記16で示した考え方を参照下さい。</p>
19	<p>3頁 第4条3項</p> <p>「影響度高施設」と「影響度低施設」に分類することが要求されているが、ここでいう施設とは、発電所単位ではなく、個別の機器等を意味するという理解でよいか。</p> <p>また、この理解でよい場合、機器ごとに事故に至った場合を評価することになると思われるが、単一の機器等の故障により、敷地境界で5ミリシーベルトに至ることはなく、すべて「影響度低施設」になると思われるが、この分類の意図は何か。</p> <p>仮に発電所単位を意図している場合であった場合も「事故」の捉え方によって、高施設にも低施設にもなるが、その判断は事業者任せられるという理解でよいか。</p>	<p>上記16で示した考え方を参照下さい。</p>
20	<p>第48条第2項（上）</p> <p>「影響度低施設」に限定されてしまうように読めるため、「影響度低施設においては」は削除して良いのではないかと。</p>	<p>上記16で示した考え方を参照下さい。</p>
21	<p>解釈48条の3</p> <p>機器等の検査等</p> <p>・使用済燃料貯蔵施設は「影響度低施設」に該当するものとして、解説第2</p>	<p>上記16で示した考え方を参照下さい。</p>

	<p>項に基づき実施することが明確であるため、解釈3項は削除していただきたい。</p>	
<p>2 2</p>	<p>第4条 第2項 解釈3からは「保安活動の重要度」すなわち「保安活動の管理の重み付け」を「影響度高施設」と「影響度低施設」の二つに施設を単位として分けると読めるが、この区分けと「個別業務」（保安活動を構成する個別の業務）の重要度等（規則第2項で品質マネジメントシステムの確立・運用において適切に考慮しなければならないとされる第1号から第3号）との関係がわかるように明確に記載いただきたい。</p>	<p>上記16で示した考え方を参照下さい。「保安活動の重要度」については、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(解釈第4条)</p> <p>【修正前】</p> <p>3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故等が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合い（以下「<u>原子力施設の影響度</u>」という。）に応じた、当該原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。また、<u>原子力施設の影響度の観点から、敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超える施設（以下「<u>影響度高施設</u>」という。）と、それ以外の施設（以下「<u>影響度低施設</u>」という。）に分類する。</u></p> <p>【修正後】</p> <p>3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、<u>事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合い</u>に応じ、<u>第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付け</u>をいう。</p>

23	<p>解釈4条の3</p> <p>(4条) 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保全活動の重要度」については、本規則において、重要度に応じて実施する、ということであるから、その定義は明確に理解できることが必要と認識している。 <p>そこで、第2項の解説において、「保安活動の重要度」については、「敷地周辺の公衆の線量評価の観点(5ミリシーベルト)」から「影響度高施設」「影響度低施設」に分類する、となっていることに対して、使用済燃料貯蔵施設は事業許可での評価上、そのような基準に該当しないことから「影響度低施設」と判断するが、それでよいか確認したい。</p>	<p>上記16及び22で示した考え方を参照下さい。</p>
24	<p>第4条第2項(保安活動の重要度)の解釈について、解釈第4条第3項のうち、「事故等が発生した場合」の「等」とは何を指すのか。</p>	<p>上記22で示した考え方を参照下さい。</p>
25	<p>第4条 第1項</p> <p>「実効性を維持する」として「蓋然性が高い計画を立案し」とされているが、計画は目的を達成するために定めるものと考え、「蓋然性が高い」の記載は不要ではないか。削除いただきたい。</p>	<p>「蓋然性が高い」を削除した場合、計画段階において保安活動の目的が必ず達成される計画を立案することが求められ、現実的ではないため、原案のとおりとします。</p>
26	<p>第4条第7項</p> <p>単に「安全」、「安全対策」との記載では労働安全も含め広く捉えられるおそれがある。</p> <p>他の文章と同様に「セキュリティ対策が「原子力の安全」に与える潜在的な影響と「原子力の安全対策」がセキュリティ対策に与える・・・」といった表現に修正した方が良い。</p>	<p>御意見を踏まえ、「安全」を「原子力の安全」に修正します。併せて、同条の他の解釈を追記したことにより、第4条7を第4条9に繰り下げます。</p>
27	<p>4頁右 上から1行目 (解釈第4条第7項)</p> <p><内容></p> <p>「セキュリティ対策が安全に与える潜在的な影響と安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響」における「安全」とは「原子力の安全」を指していることから、「セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全への対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響」に修正して頂きたい。</p>	<p>上記26で示した考え方を参照下さい。</p>

28	<p>第4条第8項 単に「安全」、「安全対策」との記載では労働安全も含め広く捉えられるおそれがあるため、「原子力の安全」といった表現に修正した方が良い。</p>	<p>上記26で示した考え方を参照下さい。</p>
29	<p>第4条第7項 本解釈は安全とセキュリティを等価に扱っており、そのまま保安規定の審査基準に引用された場合には、保安規定に現行の核物質防護規定の内容が含まれることになる可能性があるため、解釈を以下のように変えるか、行政上の扱いを考慮願いたい。 また、「潜在的影響」は potential impacts の訳としては直訳に過ぎるので、「影響する可能性」とすべき。 「セキュリティ対策が安全に与える潜在的な影響と安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。」を「セキュリティ対策が原子力の安全に影響する可能性を特定し、解決することを含む。」に記載を変える。</p>	<p>「セキュリティ対策が安全に与える潜在的な影響と安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決すること」は、セキュリティと原子力の安全は相互に影響を与えることを認識し、解決することを求めています。保安規定の審査基準に引用されるものではなく、御意見には当たりません。</p>
30	<p>第4条第8項 「安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている」は、GSR Part2 の条項 6.11 を受けていると推察しますが、第四条5項の解釈は、GSR Part2 の条項 5.2 に対応する部分であり、また国の人的組織的要因に関する検討チームでも提示されていることから、この箇所に挿入することは不適切であり、また全体の斉一性を損なうと考えます。「安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。」については、マネジメントレビューのインプットとなり（品質管理基準規則第十九条六号）、改善される（品質管理基準規則第二十条四号）と既に記載されていることから、あえて第四条に内部監査、自己評価に係る事項を追加する必要はなく、削除して良いのではないかと。</p>	<p>組織が目指すべき状態の一つとして例示したものであり、御意見には当たりません。</p>
31	<p>4頁 第4条8項 「次の状態を目指していることをいう。」以降の箇条書きは、原子力事業者等が自らの組織の状態等により、それぞれ自ら定めるべき性質のものであり、要求事項としてはそぐわないので、箇条書きを削除もしくは、例示として頂きたい。 また、記載を残す場合であっても、品質方針として設定する「あるべき姿」（解釈第11条）や、自己評価を行うにあたっての評価基準とを、解釈の箇条書きに合わせることを意図するものではないという理解でよいか。</p>	<p>第4条8は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、安全文化が目指す状態を国際的な知見を踏まえ規定したものであり、原案のとおりとします。 また、あるべき姿や評価基準については、これらの要素を含むものであると考えます。</p>
32	<p>第4条 第8項 など</p>	<p>システミックアプローチとは「技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮する考え方」であり、既に解釈に明記</p>

	<p>『「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。』と記載されているが、定義などが記載されておらず漠然としているため、規則解釈に「技術的、人的及び組織的な要因の相互作用に関する解説」を追記いただきたい。例えば、原因分析ガイドでは、「技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの間の相互作用」について、システミックアプローチの考え方を引用して説明している。この考え方を引用し、「技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの間の相互作用」とは、安全の向上を図るにあたって、システムを構成する要素（ハードウェア、ソフトウェア、業務プロセス、活動等）をシステム全体として捉え、個々の要求事項に対し、全体最適化となるよう考慮することと」などを、「解釈」で明記いただきたい。</p>	<p>されています。システミックアプローチの解説については、「健全な安全文化の育成と維持に関するガイド」を参照下さい。</p>
<p>3 3</p>	<p>第四条解釈第八号 「術的、人的、組織的な要因の相互作用」は、新規則・品解釈として「定義が必要ではないか。 定義の案「マン・マシンインターフェースに加えて、組織要因を考慮することであり、この組織要因には組織体制・構造、品質マネジメントのシステムの構造・運用等が入ることを意味し、部分最適ではなく全体最適を志向することである」</p>	<p>上記 3 2 で示した考え方を参照下さい。</p>
<p>3 4</p>	<p>第四条第 5 項の解釈における「目指す状態」のうち、7 番目に「内部監査」という用語を使用しているが、第四十六条は品質マネジメントシステムに対する内部監査に関する要求となっている。要求が異なるのであれば別な用語（独立評価など）を用いるべきではないか。理由：誤解を防ぐため。</p>	<p>本規則では、品質マネジメント活動の中に安全文化の育成と維持に関する活動を含めています。そのため、内部監査及び自己評価においても安全文化に係る活動の確認や評価を行う必要があり、第 1 9 条 4 では、管理者による安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野の評価を求めています。 したがって、要求は異なっていませんので、原案のとおりとします。</p>
<p>3 5</p>	<p>第 4 条第 8 項 当該条項の解釈第 8 項に、「・・・技術的、人的、組織的な要員の・・・効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう」と規定し、8 項目の状態を目指すことを規定しているが、7 項目目の「安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている」については、『目指す状態』を意図した規定条文ではないこと、及び、内部監査及び自己評価の結果は、第十八条（マネジメントレビューに用いる情報）で取扱う情報であるため、本条文に規定することは適切ではないため、削除願います。</p>	<p>上記 3 4 で示した考え方を参照下さい。</p>

36	第4条第8項および第17条第2項 解釈の第4条第8項の7つめのポツの「安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている」は、GSR part2では、「測定、分析評価及び改善」の章の記載であり、新しい品質基準規則の解釈の案では、第17条第2項に「品質マネジメントシステムの評価の結果を全ての要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していること」との記載があり、これが該当しているのではないのでしょうか。第4条での記載は不要ではないのでしょうか。	上記34で示した考え方を参照下さい。
37	第4条第8項 本項の解釈に記載のある「安全文化に関する内部監査及び自己評価」については、解釈第19条第4項との関係で、「内部監査による安全文化の育成及び維持の状況に係る評価の結果」と「管理者による安全文化の劣化兆候に係る自己評価の結果」と対応していることが明確になるように記載すべきと考える。	「安全文化に関する内部監査及び自己評価」の関係は対応しているものではなく、それぞれの部門において行うべきものであるため、原案のとおりとします。
38	条項番号：第4条8 コメント：「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」は、安全文化の育成と維持活動の一環と考えられることから、「関係法令及び保安規定の遵守」について、本項に取り込むこととして頂きたい。	第4条8は「安全文化として目指す状態」を規定したものです。御意見の内容は、安全文化として目指すべき内容というよりも、事業者として本来遵守すべき内容であるため、原案のとおりとします。
39	第6条第1項 当該条項の解釈第1項に「第3号に規定する・・・組織上の適用範囲と活動内容上の適用範囲の双方をいう」と規定しておりますが、敢えて解釈に規定する意図が不明であり、削除しても規則で規定する条文で要求事項が明確であるため、削除することが適切であると考えます。	御意見のとおり削除します。
40	条項番号：第6条1 コメント：第3号に規定する「品質マネジメントシステムの適用範囲」について、「組織上の適用範囲」と「活動内容上の適用範囲」と記載されているが、記載の明確化を図ったもので従来の記載からの内容変更はないと聞いているが、そうであれば、本解釈の記載は混乱を招くと考えられるため、従来の記載のままとしていただきたい。	上記39で示した考え方を参照下さい。
41	5頁右 上から7行目（解釈第7条第1項） ・第2項に規定する手順書等に基づく文書の管理」は、自明であるため不要と考える。	御意見のとおり削除します。
42	6頁右 上から2行目（解釈第9条） 第9条の表題が規則と解釈で異なるため、合わせて頂きたい。	御意見を踏まえ、タイトル及び見出しと整合するよう以下のとおり修正します。

		<p>【修正前】： 第三章 <u>経営責任者の責任</u> 第9条 (<u>経営責任者の関与</u>)</p> <p>【修正後】： 第三章 <u>経営責任者等の責任</u> 第9条 (<u>経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u>)</p>
4 3	<p>条項番号：第9条 コメント：第九条と第9条解釈のタイトルが相違していることから整合するように修正していただきたい。 (規則案の記載が「<u>経営責任者等の責任(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)</u>」、解釈案の記載が「<u>(経営責任者の関与)</u>」となっている)</p>	上記4 2で示した考え方を参照下さい。
4 4	<p>6頁 第9条 条のタイトルが、規則と解釈で一致していないため、合わせてはどうか。</p>	上記4 2で示した考え方を参照下さい。
4 5	<p>6頁 第3章 章のタイトルが、規則と解釈で一致していない(「等」の有無)ため、合わせてはどうか。</p>	上記4 2で示した考え方を参照下さい。
4 6	<p>第9条 規則と規則解釈の語句に相違があるので、同義であれば統一していただきたい。 (<u>経営責任者等、経営責任者</u>) (<u>原子力の安全のためのリーダーシップ、関与</u>) (<u>要員、全ての要員</u>)</p>	<p>(<u>経営責任者等、経営責任者</u>)、(<u>原子力の安全のためのリーダーシップ、関与</u>)については、上記4 2で示した考え方を参照下さい。 (<u>要員、全ての要員</u>)は、<u>要員</u>に統一します。</p>
4 7	<p>第九条解釈1項 「<u>全ての要員</u>」の「<u>全ての</u>」は不要な記載であるため、削除すべきと考える。</p>	上記4 6で示した考え方を参照下さい。
4 8	<p>第9条第1項 当該条項の解釈第1項では、第3号に規定する「<u>全ての要員が・・・</u>」と規定しておりますが、規則・解釈では「<u>全ての要員</u>」まで要求しておりません。規則・解釈との不整合を生じるため、『<u>全ての</u>』を削除することが適切と考えます。</p>	上記4 6で示した考え方を参照下さい。
4 9	<p>6頁右 上から3行目 (解釈第9条第1項) 「<u>全ての要員が～</u>」の「<u>全ての</u>」は規則と異なり不要な記載(規則の表現と不一致)であるため、削除して頂きたい。</p>	上記4 6で示した考え方を参照下さい。
5 0	<p>規則9条第一項第3号 解釈9条の1 <u>経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u>)</p>	上記4 6で示した考え方を参照下さい。

	・第1項第3号「要員が、・・・」に対する解釈が、「全ての要員が、・・・」となっており齟齬がある。	
5 1	解釈第9条第1項の「全ての要員が・・・」について、第9条第3号の記載「要員が・・・」に合わせて、修正すべきである。	上記4 6で示した考え方を参照下さい。
5 2	第9条第1項 「安全文化を育成し、維持する活動」となっていますが、第4条第8項では、「効果的な取組みを通じて」となっていることから、「活動」は「取組」とすべき。	御意見のとおり修正します。
5 3	第10条第1項 「コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないこと」とされていますが、品質管理基準規則第四条第4項第八号「意志決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること」、品質管理基準規則解釈第4条第8項の4項目「安全を考慮した意志決定」と重複することと、具体的に書いているわりには客観的評価が難しいため、旧規則では不十分ということであれば、JEAC4111-2013の条項5.2「原子力安全の重視」を参考として、「安全を最優先に要求事項を決定し、これを満たす」ことを規定するように改善することが、これまでの運用との整合性、他の条項とのバランス上からも適切ではないかと考える。	本解釈は、GSR Part2 4. 3を明記したものであり、同条解釈1は、GSR Part2 要件6の内容を例示として記載したものです。 その際、コスト、工期等は、経済性をより分かりやすい例示として記載したものであり、原子力の安全が損なわれないためにも本解釈は必要であると考えますので、原案のとおりとします。
5 4	6頁 第10条 本条の記載は、民間企業に対して、コストや工期を無尽蔵に費やすことを要求するように読める。「原子力の安全が損なわれない」を「合理的に達成可能な範囲で原子力の安全が損なわれない」に修正して頂きたい。	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8（原子力事業者等の責務）には、原子力事業者等は「安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。」とされており、原子力の安全が損なわれないようにすることは、原子力事業者等の責務となっています。本規定は「原子力の安全が損なわれない」ようにすることを求めており、「コストや工期を無尽蔵に費やすこと」を求めるものではありません。
5 5	第十条の解釈において、「コスト、工期等によって」という記載が解釈にあるが、一般的に「コスト」は、「原価」を指しており、事業者としては契約価格となり、コスト（原価）までは、知り得ないので、「経済性」という用語が使われるべきではないか。 また、多くの工事が輻輳する発電所の工事においては、工期を守ることが一番の安全という事実もあり、あたかも工期を延ばすことが安全を確保するために必要なことというイメージの解釈の記載は不適切である。 従って、「例えば、経済性等によって原子力の安全が損なわれないことをいう」	上記5 4で示した考え方を参照下さい。なお、無理な工期が設定されている場合等には、「工期を守ることが一番の安全」ではないと考えます。

	という修文をしても、統合マネジメントに含まれる重複した記載となることから、本解釈は削除すべきと思われる。	
56	第10条第1項 当該条項の解釈第1項では、「・・・例えば、コスト、工期等によって・・・」と規定しておりますが、必要な経営資源を最適に評価し、最大の効果が得られるように経営判断することは経営者の責任であり、また、コスト、工期以外の項目も関係することから、当該例示の規定条文を適切化する必要があります。	上記54で示した考え方を参照下さい。
57	第十一条解釈 リーダーの定義に、「あるべき姿を定める」ことが入っており、この品質方針にも「設定されていることを含む」とあります。 品質方針に「設定されていることを含む」とある以上、重複感があることと、安全文化のあるべき姿と品質方針の関係が（どちらが上位化も含めて）、混乱します。 提案としては、3月25日版にあるように、「あるべき姿を目指して設定していること」のほうが、関係性の上で明確です。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】： 1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持するための方針を含む（また、健全な安全文化を育成し、及び維持するための方針には、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織が目指すべき安全文化のあるべき姿が設定されていることを含む。）。 【修正後】： 1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。
58	条項番号：第13条1 コメント：第1項に規定する「実施に当たっての計画」には、次の事項を含む。として、「実施事項の完了時期」や「結果の評価方法」等とあるが、JIS Q 9001：2015では、「品質目標の達成の計画」について要求されている内容であり、「品質マネジメントシステムの計画」の要求（・・・含むとするには細かすぎる記載ではないか。 なお、第13条第2項（品質マネジメントシステムの計画）の解釈案と重複しているため、第23条の解釈を削除したと聞いているが、第3項は主に業務プロセスの計画に関する記載と考えるので、削除するのであれば、むしろ第13条の解釈を削除するべきではないか。	御意見を踏まえ、以下のとおり第13条1の内容を第12条に移行し、以下のとおり修正します。 （解釈第12条1） 1 第1項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期

		・結果の評価方法
59	第十三条第1項の解釈の記載は、第5章第二十三条と重複した記載となり、この解釈の記載内容は、第十二条（品質目標）の解釈に移すべきではないか。	上記58で示した考え方を参照下さい。
60	7頁右 上から10行目（解釈第13条第1項） この解釈の記載内容は、第十二条（品質目標）の解釈に移すべきではないか。（記載の根拠であろう JISQ9001-2015 では、解釈の記載は6.2.2項の品質目標に係る要求事項である。）	上記58で示した考え方を参照下さい。
61	第13条第2項 当該条項の解釈第2項では、「・プロセス、組織等の変更・・・」と規定しておりますが、組織等の等とは何を含まぬのか不明確であるとともに、事業者の組織には原子力施設の保安活動に関わらない組織も存在するため、「・・・原子力の安全を確保する保安活動に係る組織の変更・・・」に適切化すべきと考えます。	<p>御意見を踏まえ、第13条2及を以下のとおり修正します。 なお、事業者の組織については、本規則が原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則であり、品質マネジメントシステムが適用される組織の範囲は明確であるため、原案のとおりとします。</p> <p>【修正前】 (解釈第13条2) 2 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、次の事項を含む。 ・プロセス、組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）</p> <p>【修正後】 (解釈第13条1) 1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。</p> <p>併せて、第13条2と同様の記載の第23条3についても、個別業務プロセス計画を現行規則の個別業務計画に戻した上で、以下のとおり修正します。</p> <p>(解釈第23条3) 【修正前】 3 第3項に規定する「個別業務プロセス計画の策定又は変更」には、次の事項を含む。 ・プロセス、組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）</p>

		<p>【修正後】</p> <p>3 第3項に規定する「<u>個別業務に関する計画</u>（以下「<u>個別業務計画</u>」という。）の策定又は変更」には、<u>プロセス及び組織の変更</u>（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。</p>
6 2	<p>「起こり得る結果」には、次の事項を含むとあるが、以下事項は“起こりうること”ではなく、組織の活動として実施するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該変更による安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置 <p>見直し案 …「考慮しなければならない」において、次の事項を適切に組み合わせて実施する。… （第23条解釈も同様）</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>（解釈第13条3）</p> <p>【修正前】 （第13条3）</p> <p>3 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、<u>次の事項を含む</u>（第23条第3項第1号において同じ。）。</p> <p>【修正後】 （解釈第13条2）</p> <p>2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、<u>組織の活動として実施する次の事項を含む</u>（第23条第3項第1号において同じ。）。</p>
6 3	<p>第十四条の解釈第1項の「組織内及び組織外」という用語が使われているが、規則・解釈の統一的な用語の使い方に従えば、「組織の内部及び組織の外部」とすべきではないか。</p>	<p>第19条では「組織の内外」としていますので、御意見を踏まえ「組織内及び組織外」は「組織の内外」に修正します。</p>
6 4	<p>第15条第1項 当該条項の解釈第1項では、「・・・品質マネジメントシステムの管理、維持等の職務を実施する『要員』として経営責任者に任命された者をいう。」と規定しておりますが、既に規則・解釈の規定条文で明確であるため、削除することが適切であると考えます。</p>	<p>御意見のとおり削除します。</p>
6 5	<p>8 頁右 上から9 行目 （解釈第15条第1項2号） 「日本工業規格」の表現は「日本産業規格」へ修正して頂きたい。</p>	<p>第4条1において「実効性」を定義しており、この解釈にのみ有効性という文言が記載されており不整合なため、本解釈を削除します。</p> <p>なお、「日本産業規格」については、解釈第19条2にて御意見のとおり修正します。</p>
6 6	<p>第15条第2項 「日本工業規格」は、「日本産業規格」の誤りと思われる。修正いただきたい。</p>	<p>上記65で示した考え方を参照下さい。</p>
6 7	<p>第十六条第3項の解釈に「安全文化の劣化兆候」という記載があるが、この用語は定義されていないので、この用語を定義して頂きたい。</p>	<p>各事業者において目指すべき安全文化のあるべき姿や判断基準が異なるため、安全文化の劣化兆候に関する定義を第2条に</p>

	<p>あるいは、「劣化兆候」という限定的な用語を使わずに、「安全文化の育成及び維持の状況に係る評価」という「規則解釈」の統一的用語を使うほうが、明確である。</p>	<p>規定することは困難ですが、御意見を踏まえ、より分かりやすくするため、以下のとおり修正します。</p> <p>(解釈第16条)</p> <p>【修正前】</p> <p>3 第3項に規定する「自己評価」には、<u>安全文化の劣化兆候</u>に係るものを含む。</p> <p>【修正後】</p> <p>2 第3項に規定する「自己評価」には、<u>安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野</u>に係るものを含む。</p> <p>また、他の解釈の「(安全文化の)劣化兆候」についても同様に「弱点のある分野及び強化すべき分野」に修正します。</p> <p>なお、定義がなくても、「健全な安全文化の育成と維持に係るガイド」と各事業者が定める目指すべき安全文化のあるべき姿とを比較することにより、自らの弱点のある分野及び強化すべき分野を「安全文化の劣化兆候」として特定することは可能であると考えます。</p>
68	<p>第16条第3項 第19条第4項 第20条第2項</p> <p>「日本工業規格」は、「日本産業規格」の誤りと思われる。修正いただきたい。</p> <p>「安全文化の劣化兆候」とはどのような状態を指しているのか規則においては、明確ではない。事業者においては、自ら定めるあるべき姿に照らして判断することで良いか。</p>	<p>上記65及び67で示した考え方を参照下さい。</p>
69	<p>第16条第3項</p> <p>当該条項の解釈第3項では、「・・・安全文化の劣化兆候・・・」と規定しているが、当該規定条文の意図する劣化兆候とは、何をもって劣化兆候と定義するのかを第2条(定義)に定義願います。</p>	<p>上記67で示した考え方を参照下さい。</p>
70	<p>第16条第3項、第19条第4項、第20条第2項”</p> <p>「安全文化の劣化兆候」とはどのような状態を指しているのか規則においては明確ではない。事業者においては、自ら定めるあるべき姿に照らして判断することで良いか。</p>	<p>上記67で示した考え方を参照下さい。</p>

7 1	<p>第 19 条第 1 項 「外部の組織」に原子力安全推進協会が含まれると考えているが、その解釈で良いか。</p>	<p>御意見の機関が「組織の外部の者」ということであれば、原子力事業者等の組織の外部の人や組織に含まれると考えます。</p>
7 2	<p>9 頁右 下から 4 行目 (解釈第 19 条第 2 項) 解釈の 2 項は JISQ9001-2015 の 9.3.2c)2) と同等といているのに、9.3.2c)5) も含むとなっているため、修正が必要と考える。 【修正案】 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。</p>	<p>御意見を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、<u>J I S Q 9 0 0 1</u> の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況をいい、プロセスの監視測定で得られた結果を含む。</p> <p>【修正後】 2 第 3 号に規定する「プロセスの運用状況」とは、<u>産業標準化法(昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号)に基づく日本産業規格 Q 9 0 0 1 (以下「J I S Q 9 0 0 1」という。)</u> の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。</p>
7 3	<p>第 19 条第 2 項 JIS を引用する場合は、正確に記載すべきである。 「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」⇒「プロセスのパフォーマンス、並びに製品及びサービスの適合」</p>	<p>上記 7 2 で示した考え方を参照下さい。</p>
7 4	<p>第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 41 条第 1 項 JIS を引用する場合は、該当箇所の項目番号、項目名を記載すべきである。 「プロセスのパフォーマンス・・・」⇒「9.3.2 マネジメントレビューのインプット c) 3) 「プロセスのパフォーマンス・・・」」 「継続的改善の一環として・・・」⇒「10.3 継続的改善「継続的改善の一環として・・・」」 「改善の機会」⇒「9.3.3 マネジメントレビューからのアウトプット a) 「改善の機会」」 「顧客又は外部提供者の所有物」⇒「8.5.3 「顧客又は外部提供者の所有物」」</p>	<p>本規則では GSR-Part2 の要素も取り入れており、JIS についてのみその引用先を明記する必要性はないものと考え、原案のとおりとします。</p>
7 5	<p>第 1 9 条第 4 項 当該条項の解釈第 4 項では、「第 6 号に規定する健全な安全文化・・・自己評価の結果を含む。」と規定しておりますが、上流側の第 1 6 条で管理者が</p>	<p>第 1 6 条第 3 項の自己評価を、第 1 9 条のマネジメントレビューに用いることについて規定していますので、御意見には当たりません。</p>

	確認すべき業務プロセスの流れが先であると考えます。従って、当該解釈に規定の条文は、16条の解釈に規定することが適切であると考えます。	
76	第19条第4項 「内部監査による安全文化の育成及び維持の状況に係る評価」は、安全文化自体の評価と誤解されないように、品質管理基準規則解釈第4条第8項では「効果的な取組み」とあるのと整合するように、「内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価」とすべきである。	御意見のとおり修正します。
77	第十九条解釈7号（第52条第1項第4号において同じ。）という第52条とのリンクが張られているが、52条は一般的に、不適合管理における「是正措置」の記載であり、特に52条の四号、五号の記載は、マネジメントレビューの改善と重複する内容であり、52条に記載することは過剰ではないか。	第52条第1項第4号は、第19条第1項第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置の実効性」をマネジメントレビューで検討し、必要に応じて講じた措置を変更することを規定したものです。 したがって、第19条第1項第13号と第52条第1項第4号に規定する保安活動の改善のために講じた措置は同じものであることから、解釈も同一としたものであり、原案のとおりとします。
78	条項番号：第19条7 コメント：解釈の文末に「第52条第1項第4号において同じ」とあるが、規則第十九条第1項13号が「保安活動の改善のために講じた措置」であることに対し、第52条は「データ分析から得られた情報に対する是正処置」であるため、内容的にあてはまらないと考えられることから、削除して頂きたい。	上記77で示した考え方を参照下さい。
79	第20条第1項 「マネジメントレビューの・・・措置」に対してJISの「10.3 継続的改善」を引用しているが、JISの「10.3 継続的改善」では、「組織に対して、品質マネジメントシステムの有効性の継続的改善が要求されている。そして、そのために「9.1.3 分析及び評価」と「9.3.3 マネジメントレビューからのアウトプット」の結果を検討する必要があると規定している。」とされていることから、マネジメントレビューのアウトプットの内容に関する解釈としては適切ではない。	御意見を踏まえ、JISとの混同が生じないように、以下のとおり修正します。 【修正前】 1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、 <u>JIS Q9001の「継続的改善の一環として取りまなければならない必要性」を評価し、又は「改善の機会」を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。</u> 【修正後】 1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、 <u>改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。</u>

8 0	10 頁 第 20 条 2 項 「改善策の検討を含む。」とは、「改善策の検討を指示する。」と理解してよいか。（経営責任者が改善を指示し、管理責任者以下が、具体的な改善策を検討することでよいか。）	必ずしも経営責任者からの指示だけではなく、管理者の自己評価や要員からの気づきによる改善策を検討することもあります。
8 1	第二十六条解釈において、「組織外部の者」が、解釈では「利害関係者」になっている。利害関係者は、定義されるべきと思われる。	御意見を踏まえ、「利害関係者」は「組織の外部の者」に修正します。
8 2	「実効性のある方法」には、次の事項を含む。（以下 4 項目）とあるが、これらは「実効性のある方法」ではなく「情報の伝達のための方法」である。なお、外部とのコミュニケーションの方法は、事業者自身が組織内で有効な手順等を組み立て、コミュニケーション相手とその連絡手段を共有することによって初めて有効になると考えます。よって、本条解釈にある 4 項目の“方法”は、事業者が工夫して手順等を組み立てることに対する制約にもなりかねない恐れがあり、要求事項相当とするにはふさわしくないと考えます。 見直し案 「実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない」にあたっては、組織が定めた方法を外部の者と共有することを考慮する。	本解釈は GSR Part2 4.7 の内容を引用したものであり、その趣旨がより明確になるように以下のとおり修正します。 【修正前】 1 第 2 6 条に規定する「 <u>実効性のある方法</u> 」には、次の事項を含む。 【修正後】 1 第 2 6 条に規定する「 <u>組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法</u> 」には、次の事項を含む。
8 3	13 頁 第 27 条 1 項 「手順書等を新規制定する場合、および大きな変更がある場合であって複数の手順書等に変更が及ぶ場合」は、設計開発計画を策定することが要求されている。このような場合、第 1 3 条において要求されている品質マネジメントシステムの変更の計画も策定することが要求されており、二重規定となっている。第 2 7 条の対象から手順書等を削除して頂きたい。	設計開発の対象となる手順書について規定したものであり、第 1 3 条との重複はないため、原案のとおりとします。
8 4	第 2 7 条第 1 項 当該条項の解釈第 1 項では、「・・・設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。・・・」と規定していますが、一般的に設計開発の段階では手順書を設計開発する活動は実施することはありませんが、当該規定条文で規定する『手順書等』とは何を指すのか明記願います。	「手順書等」については、第 5 条第 1 項第 4 号に規定しています。
8 5	15 頁 第 34 条 2 項 ここでいう「品質マネジメント文書」とは、手順書ではなく仕様書も含まれると理解してよいか。	品質マネジメント文書については、品質管理に必要な手順書等よりも上位文書で明確にすることを求めていますので、仕様書を含むか否かについては、これにより明確化された品質マネジメント文書に従い判断することになります。
8 6	15～16 頁 第 34 条 3 項 本項の箇条書き 2 つ目において、一般産業用工業品に対して、技術評価を行わせることとしているが、技術評価させた物品等を納入させた場合、その仕様は一般産業品のものでは無くなる（専ら原子力にて用いられるものにな	供給者等に技術的評価をさせたものを納入させた場合であっても、それが一般産業用工業品として購入したものであれば、一般産業用工業品に該当します。

	る)と理解でよいか。その場合、簡条書き2つ目に該当するものは無くなると思われるが、どのような場合を想定しているのか例を示して頂きたい。	簡条書き2つ目は、上記のようなケースを例示として示したものです。
8 7	第三十七条解釈第1項 解釈は JIS Q 9001:2015 の「製造する製品、提供するサービス、又は実施する活動の特性」と「達成すべき結果」がベースと考えられるが、品管規則は個別業務の管理に特化した内容となっているので、「保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性」「当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果」の下線部は不要と考えます。	保安のために必要な情報は、必ずしも個別業務に限定されず、機器等も含むため、原案のとおりとします。
8 8	「妥当性確認の方法」には、個別業務に関する妥当性確認の方法を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことを含むとあるが、 ・再度の妥当性確認は、「方法」ではない。 ・“再度の確認”は、先ず第一義的には、確認した対象について 4 M (Man, Machine, Material, Method) の変更があった場合がその対象である。これらのことから、以下のように見直しを提案します。 「妥当性確認の方法には、対象とする個別業務の変更があった場合の再確認及び一定の時間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。」	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 (解釈第38条) 【修正前】 1 第4項第3号に規定する「 <u>妥当性確認の方法</u> 」には、 <u>個別業務に関する妥当性確認の方法を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うこと</u> を含む。 【修正後】 1 第4項第3号に規定する「 <u>妥当性確認</u> 」には、 <u>対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認</u> を含む。
8 9	第三十八条解釈1項 「再度妥当性確認を行う」という趣旨は、個別業務プロセスの方法が変更になった場合であり、「妥当性の方法が変更になった場合」は極めてレアケースであり、要求事項の趣旨にはそぐわない。本稿の記載を削除して、1号の解釈に「個別業務プロセスの方法が変更になった場合には、その方法について再度妥当性の確認を行うことを含む」と記載すべきではないか。	上記88で示した考え方を参照下さい。
9 0	17 頁 規則第38条4項3号および解釈第38条1項 規則の「三 妥当性確認の方法」と解釈の「個別業務に関する妥当性確認の方法」は同義と理解しているが、記載が違うので、別の意味があるようにも見える。同じ記載表現としてはどうか。 もし異義であれば、規則でいう「妥当性確認」の中でも、「個別業務に関する妥当性確認」だけは、これを変更した場合に、再度、妥当性確認が必要という理解でよいか。	上記88で示した考え方を参照下さい。
9 1	17 頁右 上から5行目 (解釈第38条1項) JISQ9001-2015 の8.5.1項fでいう妥当性確認は、プロセスの能力を妥当性確認として行う行為であり、本解釈はこの趣旨と判断してよいか。	御認識のとおりです。

9 2	<p>第 43 条第 3 項第 1 号の解釈第 43 条第 1 項において、監視測定設備の校正の頻度について、第 23 条の保安活動の個別業務プロセス計画に基づく間隔としているが、カッコ書きで内部監査の頻度も同じと読める「第 46 条第 1 項において同じ。」と記載している。しかし、第 43 条の監視測定と第 46 条の内部監査とは区別されるものであり、内部監査は第 46 条第 3 項に従って監査範囲、頻度を含む内部監査実施計画を策定することになっている。よって、解釈第 43 条第 1 項の「・・・第 23 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう（第 46 条第 1 項において同じ。）。」から「（第 46 条第 1 項において同じ。）」は削除すべきである。</p>	御意見のとおり修正します。
9 3	<p>第 46 条第 1 項 IAEA の Glossary ー 2018 年版によれば独立アセスメントの独立の程度は、客観的評価を行う部門に限られるものではないことから、「影響度低施設においては」は削除して良いのではないかと。 発電炉に対して客観的評価を行う部門が実施することを要求するのであれば、別途定めるべきである。</p>	<p>IAEA の Glossary の independent assessment に関する定義の information に、独立した評価を行う者は、評価される作業に直接参加しない、とありますので、同様の考え方であると考えます。 なお、「影響度低施設においては」については、上記 8 で示した考え方を参照下さい。</p>
9 4	<p>第 48 条第 2 項（下） 誤記訂正（誤 「2 項」、正 「3 項」）が必要 第 48 条第 3 項 誤記訂正（誤 「3 項」、正 「4 項」）が必要</p>	御意見のとおり修正します。
9 5	第 48 条第 5 項の 2 つめの解釈について、解釈第 48 条第 2 項の項番号が重複しているため、修正すべきである。	上記 9 4 で示した考え方を参照下さい。
9 6	<p>第 48 条解釈 2 ●影響度低施設のみにおいて、外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができるように読めます。例えば、現状の実用炉における溶接事業者検査のように、第三者の検査機関を活用することで、社内での組織独立よりもより一層高い中立性及び信頼性を確保することができるため、この記載は不適切と思われます。重要度高施設においても外部の要員による使用前事業者検査等が実施できるよう記載を修正願います。 ●解釈 2 が 2 つあります。誤記と思われるため修正願います。</p>	<p>上記 5、1 6 及び 9 4 で示した考え方を参照下さい。 なお、上記 5 で示した考え方のおり、本規則第 4 条第 6 項及び解釈第 2 1 条 1 に記載のとおり、実用炉においても外部委託は可能であり、御指摘の外部の要員による使用前事業者検査等の実施も可能です。 このことは既に上記規則及び解釈に記載しているため、原案のとおりとします。</p>
9 7	<p>第 4 8 条第 2 項 当該条項の解釈第 2 項では、「第 5 項に規定する・・・使用前検査等の中立性及び・・・」と規定しておりますが、中立性の要求事項が解釈では不明確であるため、第二条（定義）において明確に記載することが適切であると考えます。</p>	中立性は一般的な用語ですので、原案のとおりとします。

<p>9 8</p>	<p>第48条解釈第2項 使用前事業者検査等の独立性に関しては、工事の施工箇所との独立性を確保することだと認識しており、規則第5項の「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」の記載では、発電室（運転員）なども対象と読めてしまう。また「個別業務を行う者」の記載は個別業務が何を指すのか不明確であることから、「その対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者」を「その対象となる機器等を所管する者」に記載を修正して頂きたい。</p> <p>2018年7月2日 第19回検査制度見直しWG資料「事業者検査の独立性確保方針」において、組織的独立のケースとして、「検査業務を委託した第三者（構内常駐業者等を含む）の者」が具体的に示されており、当社では一部、委託による対応を検討している。</p> <p>このことから、第2項の「影響度低施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。」の記載に関して、影響度高施設においても「組織の外部の要員」に使用前事業者検査等を実施させることができると認識しており、「影響度低施設においては、」の記載は削除頂きたい。</p> <p>また、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に」の記載に関して、「当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の施工に直接関与していない者又は組織の外部の要員に」に修正して頂きたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、規則及び解釈を以下のとおり修正します。</p> <p>(規則第48条)</p> <p>【修正前】</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者とその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者）とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>【修正後】</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>(解釈第48条)</p> <p>【修正前】</p> <p>2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者とその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者）とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、影響度低施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等又は個別業務に直接関与していない者又は組織の外部の要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p><u>2 第5項に規定する「その他の方法」には、第22条に規定する力量を持った要員に使用前事業者検査等を実施させることを含む。</u></p> <p><u>3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。</u></p>
------------	---	---

		<p>【修正後】</p> <p>2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、<u>重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</u></p> <p>3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、<u>使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</u></p> <p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、<u>使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</u></p>
99	<p>第四十八条第5項及び解釈第2項において、「…使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とすること…」とあるが、この内、「機器等を使用する者」は、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う保守部門に加えて運転を行う発電部門も含まれるように受け取れる。保守部門が工事を行い、その機能性能に係る検査を発電部門が実施する場合があるため、発電部門が含まれないようにしていただきたい。例えば、解釈に「「機器等を使用する者」とは、例えば、発電用原子炉設置者の場合、保全を行う課室に所属する者をいい、専ら発電を行う部門を除く。」等を追記していただきたい。</p>	<p>上記98で示した考え方を参照下さい。</p>
100	<p>「3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部門内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」とあります。</p> <p>この文書の意図は、同一部門内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と</p>	<p>上記98で示した考え方を参照下さい。</p>

	異なる課室の使用前事業者検査等を行った場合においても、相互に便宜を図り得ることがないようにすることが必要との理解で良いでしょうか。	
101	<p>委託した第三者が検査前事業者検査等を実施することができることを明確に解釈できるように、以下に示す下線部の記載を追記頂きたい。</p> <p>「第5項に規定する「その他の方法」には、第22条に規定する力量を持った要員（要員を調達する場合を含む）に使用前事業者検査等を実施することを含む。」</p> <p>これに関連して、第22条解釈第2項の記載についても、下線部を追記頂きたい。「第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用、又は委託することを含む。」</p> <p>「第5項に規定する「その他の方法」には、・・・」から始まる項が「2」となっているが、正しくは「3」と思われるので修正頂きたい。</p>	上記5、94で示した考え方を参照下さい。
102	<p>委託した第三者が検査前事業者検査等を実施することができることを明確に解釈できるように、次に示すとおり記載を追記頂きたい。</p> <p>「第5項に規定する「その他の方法」には、第22条に規定する力量を持った要員（要員を調達する場合を含む）に使用前事業者検査等を実施することを含む。」</p> <p>これに関連して、第22条解釈第2項の記載についても、次のとおり追記頂きたい。「第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用、又は委託することを含む。」</p> <p>「第5項に規定する「その他の方法」には、・・・」から始まる項が「2」となっているが、正しくは「3」と思われるので修正頂きたい。</p>	上記5、94で示した考え方を参照下さい。
103	<p>解釈 第四十八条 第3項（機器等の検査等）</p> <p>事業者における独立性については、過去、検査制度の見直しに関する検討WGの第15回（平成30年2月20日）、第16回（平成30年3月19日）、第19回（平成30年7月2日）の議論を踏まえて、新検査制度の実運用に向けて、事業者検査の信頼性を十分なレベルで維持し、原子力安全を確保していくため、個々の事業者の状況に応じて独立性を確保する具体的な方法について検討を進めているところである。</p> <p>規則としてはパフォーマンスベースとした規則とし、個別具体的な独立性の確保の結果については、実質的な独立が確保されているかの観点が必要と考えることから、以下の通り、当該条項について変更していただきたい。</p> <p>また、下記に示す「部門」を「所管」と変更することが難しい場合は、「部門」はどの単位（規模）を指すのか解釈等で明確にしていきたい。</p> <p>【変更案】</p>	<p>上記98で示した考え方を参照ください。</p> <p>また、「部門」については、上記1で示した考え方のおり、定義を追記しています。</p>

	<p>(本文) 第四十八条 第5項 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の作業を実施した者と所管を異にするの者とする事又はその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>(解釈) 第四十八条 第2項 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する者をその対象となる機器等の作業を実施した者と所管を異にするの者とする事又はその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性・・・</p> <p>(解釈) 第四十八条 第3項 「同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」を「同一部署内であっても異なる課室に所属する要員の責任において、所属先の異なる課室の使用前事業者検査等を行うことにより、中立性および信頼性を確保することをいう。」</p>	
104	<p>第48条 第5項 (解釈3、4) <内容> 解釈3の記載内容については、「力量を持った要員」であれば、解釈4の同一の「課室」に所属する者であっても使用前事業者検査等を実施することで「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれない」と理解したが、このような考え方で間違いはないか。</p> <p>また、解釈4は、同一部署内の（いわゆる）「襻がけ」による使用前事業者検査等の実施（例えば、保全部の原子炉課とタービン課が相互に使用前事業者検査等を実施）は、「相互に便宜を図り得る関係にない」に対して否定するような記載としているが、一律に否定するのではなく、第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行った場合においても、相互に便宜を図り得る関係にないことをいうような記載とし、事業者の裁量の余地を残すべきではないか。</p>	<p>「力量を持った要員」が使用前事業者検査等を実施し、当該検査等を実施する要員と、当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が別の部門に所属していることが求められます。</p> <p>また、「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」については、御意見を踏まえ修正しており、上記98で示した考え方を参照下さい。</p>
105	<p>21頁 第48条3項 本項の意図は、「相互に便宜を図り得る関係にはならない」方法の例として、「同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の</p>	<p>上記98で示した考え方を参照下さい。</p>

	<p>使用前事業者検査等を行う」方法がある(許容されている)という理解でよいか。</p> <p>なお、記載のケースの場合、担当者のみの権限で検査は完結することではなく、上位の管理者や必要に応じて主任技術者が関与することから牽制が働くことから、便宜を図りうる関係とはならない体制としている。また、第19回検査制度の見直しに関するWGにおいて、記載のケースは許容されているが、経緯を知らない者がこの文章を読んだ場合に、許容されるとも許容されないとも読めることから、解釈の文章としては、許容される例であることが分かるよう修正したほうがよいのではないか。</p>	
106	<p>(機器等の検査等)3項に「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」の例として、「同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないこと」と記載されているが、異なる課室による検査のやり方ではいけないようにも読み取れる。</p> <p>第15回、第16回及び第19回検査見直しWGの場で、独立性の議論をした際に、異なる課室による検査のやり方(原子炉課に対するタービン課)で検査の独立性を確保する例をお示しし、検査の独立性確保の方向性について統一の認識がはかられたと認識している。現場が混乱しないよう記載の見直しをお願いしたい。</p> <p>記載例「同一部署内の異なる課室に所属する要員が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行うなど組織的に独立した関係であることをいう」一連の検査制度見直しのWGや面談での議論について</p> <p>検査の独立性の確保の目的は、発電炉を例にとると工事を請け負った協力企業と事業者の当該工事担当部署が癒着のような関係となり、正当な判定行為が歪められないよう、当該工事担当部署とは異なる組織の者が検査を行うよう配慮するためのものと認識している。事業者側の意見として、『そもそも架空取引がないよう、発注した工事が仕様書どおりに行われたことを確認した上で検収する義務があり、公正に確認行為を実施している。またその実施状況についても社内内部監査を通じて社内外の組織に対し、品質保証規程の遵守という観点で確認されている。』という点について説明してきた。その上で先般検査の独立性確保の方向性について統一の認識がはかられた内容は、更に別組織を加えて別の視点で検査を行おうとしているものであり、検査の独立性の確保の目的は十分果たせるとして共通に認識がはかられたと考えている。</p>	上記98で示した考え方を参照下さい。
107	<p>設備を所管している課がお互いに検査する「たすき掛け」の体制でないことが示されていますが、検査の独立性は、個々の事業者の状況に応じ、事業者</p>	上記94及び98で示した考え方を参照下さい。

	<p>のリソースを適正に配分して検査の信頼性を高め、これにより原子力安全を確保していくよう、パフォーマンスベースの規則にすべきと考えます。</p> <p>よって、次の下線部のとおり修正頂きたい。</p> <p>「3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部門内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行った場合でも、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」</p> <p>「第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が・・・」から始まる項が「3」となっているが、正しくは「4」と思われるので修正頂きたい。</p>	
108	<p>設備を所管している課がお互いに検査する「たすき掛け」の体制でないことが示されていますが、検査の独立性は、個々の事業者の状況に応じ、事業者のリソースを適正に配分して検査の信頼性を高め、これにより原子力安全を確保していくよう、パフォーマンスベースの規則にすべきと考えます。</p> <p>よって、次のとおり修正頂きたい。</p> <p>「3 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、例えば、同一部門内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行った場合においても、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」</p> <p>「第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が・・・」から始まる項が「3」となっているが、正しくは「4」と思われるので修正頂きたい。</p>	上記94及び98で示した考え方を参照下さい。
109	<p>・品管規則の解釈第48条解釈4</p> <p>中立性及び信頼性が損なわれないこととは、例えば、「同一部署内の異なる課室に所属する要員同志が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い、相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」のかぎ括弧内については、「相互に便宜を図り得る関係にないことをいう。」に見直していただきたい。</p> <p>事業者は、相互に便宜を図って検査を緩くすることがないよう、安全文化の育成と維持の活動を行い、安全を最優先して業務を行っている。</p> <p>また、品管規則第四十八条第5項（括弧書き）のとおり、「部門を異にする者」が使用前事業者検査等を実施することは、独立性を担保するための要件であると考えられる。</p>	上記98で示した考え方を参照下さい。
110	<p>第48条第3項</p> <p>本項については、規則第四十八条第5項に記載されている、「原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事</p>	上記98で示した考え方を参照下さい。

	業者検査等を実施する者をその対象となる機器等を使用する者又は個別業務を行う者と部門を異にする者とする事その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。」によって十分な理解が可能であり、解釈から削除してはどうか。	
1 1 1	<p>条項番号：第48条3</p> <p>コメント：解釈3号にて「例えば、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が所属先と異なる課室の使用前事業者検査等を行い相互に便宜を図り得る関係にないことをいう」と、例示が示されているが、以下の理由から、この例示は削除して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19回検査制度見直しWG等で、事業者検査の独立性確保について、工事実施箇所とは別の組織（原子炉課に対するタービン課を含む）とする旨を説明し、問題ないとされている。 ・検査は「技術上の基準に適合するもの等の確認」が目的であり、同一部署内の異なる課室に所属する要員同士が行う検査であったとしても、検査を実施する要員はその目的達成に向けて強い意志をもって検査の合否判定を実施するものなので、検査の中立性および信頼性が確保されていると考える。 ・「相互に便宜を図り得る関係にないこと」とあるが、どのような体制を組んだとしても、その立証は難しいこと、および、日常的な安全文化の育成・維持活動の中で、不正防止に関する意識の高揚も図られていることから、このような事象は考えにくい。 	上記98で示した考え方を参照下さい。
1 1 2	<p>第五十条新解釈第1項に対する意見</p> <p>「全てのプロセス、それぞれのプロセスについて、実効性及び実施状況の分析を行い」という解釈の要求は、原子力施設は様々な大小のプロセスで構成されているため実行不可能な要求となっているように思われる。</p> <p>本稿の趣旨は、「データ分析の結果、脆弱性が確認されたプロセスについては、改善を実施する」ことが趣旨なので、そのような記載に修正をお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】：</p> <p>1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価」には、<u>全てのプロセスにおいて原子力の安全を確実なものとするため、それぞれのプロセスの実効性及び実施状況の分析により、当該品質マネジメントシステムの改善の必要性について評価することを含む。</u></p> <p>【修正後】：</p> <p>1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、<u>品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</u></p>

1 1 3	<p>条項番号：第50条1</p> <p>コメント：「全てのプロセスにおいて原子力の安全を確実なものとするため、それぞれのプロセスの実効性及び実施状況の分析により、当該品質マネジメントシステムの改善の必要性について評価することを含む」と記載されているが、「全てのプロセス」との記載は実行が不可能であり、原子力安全の向上に向けたグレード分けの要求事項にも合致しないことから、「全てのプロセスにおいて」は削除して頂きたい。</p>	<p>上記1 1 2で示した考え方を参照下さい。</p>
1 1 4	<p>第五十二条</p> <p>3号. 解釈に以下を追加すべきではないか；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根本的な原因を究明するとは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用の観点から分析することが含まれる。 <p>またこれに伴い、イ項の解釈から、「・技術的、人的及び組織的側面等の考慮」を削除すべきである。</p>	<p>第52条解釈1において、不適合その他の事象の分析には技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含むとしています。根本的な原因究明は、本分析に包含され、当該分析の結果、原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に対して行うものであり、規定内容は整合しているため、原案のとおりとします。</p>
1 1 5	<p>第52条第2項</p> <p>当該条項の解釈第2項では、「第1項第6号に規定する・・・安全文化との関係を整理することを含む。」と規定しておりますが、解釈の規定条文が曖昧な規定条文の要求事項であるため、『関係の整理』を明確にした規定条文に適正化を図る必要があると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】： 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、<u>日常の業務プロセスについてのマネジメントや安全文化との関係を整理することを含む。</u></p> <p>【修正後】： 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、<u>日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野</u>との関係を整理することを含む。</p>
1 1 6	<p>・解釈 第53条第1項</p> <p>本項の解釈に記載のある「他の原子力施設で発生した事象」と、解釈第2条第6項にて定義している「他の原子力施設等」を使い分けている意図を明確にして頂きたい。</p>	<p>御意見を踏まえ第2条第2項第7号及び第53条第1項に規定する「他の原子力施設等」は、「原子力施設その他の施設」に修正します。</p>
1 1 7	<p>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」第五十三条第1項の解釈に記載された内容は、「・・・含む」となっているが、単に規則第1項を説明しているに過ぎないと考えられるため、削除してはどうか。</p>	<p>未然防止処置の対象として、収集した情報を分析し、特定した問題を含むことを具体的に例示したものであり、単に説明しているだけではないため、原案のとおりとします。</p>

提出意見とこれに対する考え方（案）

5. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>規則 第十七条、第五十五条及び解釈 現行の第十七条の「・・・第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、使用前に適用されるものとする。」は、材料及び溶接に係る規定は設計建設時点では適用しようがないことから施設時の設計建設段階に適用するものとする。（第五十五条においても同様） 改正後では、「・・・使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。」と規定されているが、解釈において『・・・「・・・使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、使用前に適用することをいう。』とあるが、規則の「使用前事業者検査の確認を行うまで」が優先されると考えると、適用範囲や対象機器が、設工認対象に限定されているように解釈できる。 よって、規則を従前の「使用前に適用される」から変更すべきでないとする。</p>	<p>「使用前に適用される」については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）の改正により、使用前検査が廃止され使用前事業者検査になったことを踏まえ、第1号から第7号まで及び第15号の規定については、発電用原子炉設置者が実施する使用前事業者検査の確認（改正後の原子炉等規制法第43条の3の11第2項）を行うまでの間適用するとしたものです。したがって、原案のとおりとします。</p>
2	<p>第十七条及び第五十五条 改正部の記載「…使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。」について、同規則別表第一に定める設工認手続きが不要の工事については”使用前確認”の手続きが不要であるため適合が継続してしまう。「…使用前事業者検査を行うまでの間適用する。」等の記載により適用範囲を明確にしてください。</p>	<p>上記1で示した考え方を参照下さい。</p>
3	<p>第17条、第55条 「使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とありますが、その解釈では「使用前に適用することをいう。」とされており、現行の技術基準規則どおりとなっています。これについて、使用前事業者検査の対象ではない設備についても、現行どおり使用前に適用されるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>第17条に規定されるクラス1機器及びクラス1支持構造物、クラス2機器及びクラス2支持構造物、クラス3機器、クラス4管、原子炉格納容器及び原子炉格納容器支持構造物、炉心支持構造物は、原子炉等規制法第43条の3の11第2項に規定する使用前事業者検査の確認の対象です。</p>

提出意見とこれに対する考え方（案）

6. 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第17条第2項 「使用前に適用する」の”使用前”の定義を明示していただきたい。同上第11項（改正前）記載に合わせて”現に施設し、又は着手した設計基準対象施設についてはその設計・施設時に適用する”等の記載が良いと考える。</p>	<p>「第一項に規定する「法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、使用前に適用することをいう。」と明確になっています。使用前に適用する対象を明確にするために、以下のとおり修正します。</p> <p>（解釈第17条） 【修正前】 2 第一項に規定する「法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、<u>使用前に適用することをいう。</u></p> <p>【修正後】 2 第一項に規定する「法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、<u>設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の使用前に適用することをいう。</u></p>
2	<p>第17条第11項 改正部の記載「ただし、施設時に「設計・建設規格2005（2007）」又は「設計・建設規格2012」及び「材料規格2012」が適用されていない設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によること。」とすると、これから施設する設計基準対象施設についてはあり得ない記載となる。改正前の記載の方が明確化されていたと考える。</p>	<p>ただし書は、施設した時に「設計・建設規格2005（2007）」又は「設計・建設規格2012」及び「材料規格2012」が適用されていない設計基準対象施設について規定したものであり、これから施設する設計基準対象施設は「設計・建設規格2005（2007）」又は「設計・建設規格2012」及び「材料規格2012」によるか、技術基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠がある場合となります。</p>
3	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）第17条及び第23条に対する解釈について改正することとしているが、技術基準規則第15条第2項に対する解釈において「また、試験及び検査には、原子炉等規制法第43条の3の11（使用前検査）、同法第43条の3の13（溶接安全管理検査）、同法第43条の3の15（施設定期検査）及び同法第43条の3の16（定期安全管理検査）に規定する</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>（解釈第15条） 【修正前】 1 第2項に規定する「保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない」とは、発電用原子炉施設</p>

	<p>検査並びに・・・」と記載があり、今回の法改正で変更・削除となる内容を含んでいるため、本解釈も合わせて改正し、法改正の内容を反映したほうが適切でないか。</p>	<p>が所要の性能を確認するために必要な保守及び点検が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間等を備えたものであること。また、試験及び検査には、原子炉等規制法第43条の3の11（使用前検査）、同法第43条の3の13（溶接安全管理検査）、同法第43条の3の15（施設定期検査）及び同法第43条の3の16（定期安全管理検査）に規定する検査並びに技術基準規則第21条、同規則第32条第4項、同規則第35条第7号、同規則第44条第1号ハ、同条第2号ホ及び同条第5号ロに規定する試験を含む。</p> <p>【修正後】</p> <p>1 第2項に規定する「保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない」とは、発電用原子炉施設が所要の性能を確認するために必要な保守及び点検が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間等を備えたものであること。また、試験及び検査には、原子炉等規制法第43条の3の11（使用前事業者検査等）及び同法第43条の3の16（定期事業者検査）に規定する検査並びに技術基準規則第21条、同規則第32条第4項、同規則第35条第7号、同規則第44条第1号ハ、同条第2号ホ及び同条第5号ロに規定する試験を含む。</p>
4	<p>第55条2,6～13 第17条2の新設により、改正前の第17条2～20は改正後に第17条3～21となることから、第55条2及び第55条6～13にて準用している「本規定第17条○を準用する」に反映する。</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p>
5	<p>別紙4-2-1 別記-5 試験研究炉、サイクル施設等の技術基準解釈案（別紙4-2-3～8）の「別記」においては、実用発電炉の技術基準により確認された溶接施工法、溶接士の適用を要求している、または「同等と認められるもの」としての適用を認める記述となっておりますが、その逆、例えば再処理施設又は加工施設向けの溶接施工法、溶接士について実用発電炉への適用を認める規定は新たに設けられないのでしょうか。 再処理／加工施設の溶接施工法及び溶接士に係る規定案（再処理施設の技術基準解釈案（別紙4-2-4）別紙-2（P.132～）及び別紙-3（P.141～）並びに加工施設の技術基準解釈案（別紙4-2-5）別紙-2（P.207～）及び別紙-3（P.210～））と実用発電炉の規定とを比較する</p>	<p>試験研究炉や再処理施設等の溶接施工法は、過去に溶接施行法の認可を受けたもののうちには、溶接規格2007年版、2012年版と必ずしも同等とはいえない場合があることから、原案のとおりとします。</p> <p>溶接士については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈別記-5 3.（3）において、同等と認められるものとして、従来からイ c）を挙げています。</p>

	<p>と、基本的に再処理／加工施設の規定は実用発電炉の規定に腐食試験や色調検査等の追加要件が付された内容となっており、同等以上と認められるものと考えられます。</p> <p>再処理／加工施設向けの溶接施工法及び溶接士の実用発電炉への適用については、発電炉設置者が同等性について問題ないと判断することより、適用は可能であると考えられますが、NRAによる原子力規制検査においてその都度説明を求められることは不合理であり、それが理由となって再処理／加工施設向けの溶接施工法及び溶接士の実用発電炉への適用が妨げられることがないよう、あらかじめ規定を設けていただくことが合理的な運用に繋がるものと考えられます。</p>	
6	<p>別紙4-2-1 別記-5 別記-5「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって」3. 第3部溶接士技能認証標準(4)溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間 ロにおいて、溶接士技能の有効期間の更新に係る規定がございます。ここで、更新するために必要となる作業経歴として、炉規制法の各原子力施設の溶接検査の条項が挙げられておりますが、溶接検査が使用前事業者検査に統合されるに伴い当該条項は削除されるため、改正後の条項に改めるなどの手当てが必要ではないでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(別記-5「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって」)</p> <p>【修正前】</p> <p>3. 第3部 溶接士技能認証標準</p> <p>(3) 溶接士技能認証標準と同等と認められるもの(「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」)</p> <p>(略)</p> <p>イ 自動溶接機を用いない溶接士について</p> <p>a) 及びb) (略)</p> <p>c) <u>核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第16条の4、第28条の2又は第46条の2に規定する認可を受けた溶接の方法において確認を受けた者であって、当該確認を受けたときに所属していた溶接施工工場に所属している者が溶接を行う場合</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(4) 溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間(「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>a) <u>核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の13の検査に適合していることが確認された場合</u></p> <p>b) 次に掲げる検査のいずれかに合格した場合</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）第 5 条又は第 6 条の検査 ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 4 7 年労働省令第 3 3 条）第 7 条又は第 5 3 条の検査 ・高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）第 5 6 条の 3 の検査 ・<u>核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 1 6 条の 4、第 2 8 条の 2、第 4 3 条の 1 0、第 4 6 条の 2、第 5 1 条の 9 又は第 5 5 条の 3 の検査</u> <p>【修正後】</p> <p>3. 第 3 部 溶接士技能認証標準</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 溶接士技能認証標準と同等と認められるもの（「溶接規格 2007」及び「溶接規格 2012 (2013)」）</p> <p>(略)</p> <p>イ 自動溶接機を用いない溶接士について</p> <p>a) 及び b) (略)</p> <p>c) <u>原子炉等規制法第 1 6 条の 2 第 1 項、第 2 7 条第 1 項又は第 4 5 条第 1 項の規定に基づき受けた設計及び工事の方法において溶接士の技能の確認を受けた者であって、当該確認を受けたときに所属していた溶接施工工場に所属している者が溶接を行う場合</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(4) 溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間（「溶接規格 2007」及び「溶接規格 2012 (2013)」）</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>a) <u>原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 1 第 2 項の確認をした場合</u></p> <p>b) 次に掲げる検査のいずれかに合格し又は確認をした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）第 5 条又は第 6 条の検査 ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 4 7 年労働省令第
--	--	---

		<p>33条) 第7条又は第53条の検査</p> <ul style="list-style-type: none">・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第56条の3の検査・<u>原子炉等規制法第16条の3第2項、第28条第2項、第43条の11第2項、第46条第2項、第51条の8第2項又は第55条の2第2項の確認</u>
--	--	--

提出意見とこれに対する考え方（案）

7. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>第3条第1項第2号 について、 「(1)炉心(ii)燃料体の最高燃焼度」については「燃料材（ペレット）、燃料要素、燃料集合体の最高燃焼度のうち、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるもの」が記載すべき事項として、また「(5)その他主要な事項」については「チャンネルボックス」が記載すべき事項として、設置（変更）許可申請に係る運用ガイドの改正により明確化されている。</p> <p>これらの原子炉設置許可本文への記載追加の時期は、現在供用中のチャンネルボックスおよび燃料体の最高燃焼度の設計を変更するものではないことから、新検査制度施行後ただちに求めるものではなく、当該設備の変更をしようとする際の設置変更許可の時期に合わせて記載の適正化を行うことでよいか確認したい。</p>	<p>御指摘の「燃料体の最高燃焼度」等を原子炉設置（変更）許可申請書（以下「申請書」という。）に記載する時期については、既工事計画等の後段規制において既に確認している事項を、記載の適正化として申請書に記載することを求めたものであり、施行後直ちに当該事項を記載した申請書の提出を求めているものではありません。</p> <p>なお、記載の適正化の時期については、施行後の原子炉設置（変更）許可申請に併せて実施するなど、なるべく早期に行うことが望ましいと考えます。</p>
2	<p>第3条2項及び第5条2項 意見内容： ○11号の品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を加えるべきではない。</p> <p>設置（変更）許可申請書の性質上、本文が変わらない範囲で添付書類が変更となる場合があるが、その際、設置変更許可申請を伴わないため、添付書類が実態よりも古い情報となる。品質管理の大原則として、最新の文書に基づく、ということがあるが、最上流から自己矛盾を生じてしまうため。</p> <p>また、上記の場合、設置変更許可申請が必要な内容と品質管理に関する添付書類の変更との間に関連性が無くなるという状況が発生してしまう。</p> <p>本文8号にもあるとおり、必ずしも本文の内容を添付書類で受ける必要はなく、本文11号の内容を具体化するのには、保安規定であるべきである。そうすれば、旧情報は自ずと新情報に変更となる。</p> <p>また、法43条の3の6で委任されている品質保証規則の内容を本文11号に反映するには、規則の内容が詳細であり、実運用に支障をきたす可能性があるが、詳細を保安規定にゆだねるような記載をすることにより、対応が可能ではないか。又は、品質保証規則の解釈等で、設置許可段階でどこまで確認するのかを明確にすることにより、対応が可能ではないか。</p>	<p>第3条第2項第11号で規定する「品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可段階から廃止措置まで一貫した品質管理体制に基づく品質管理活動の基本的な枠組みについて記載することを求めています。</p> <p>また、建設段階から運転開始及び廃止措置段階への移行において、体制の変更、管理の程度や方法の変更があり得ますので、保安規定には、それぞれの段階に適した具体的な品質管理体制を記載して（変更）認可申請を行うことで対応していただくこととなります。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
3	<p>（第12条第3項） 「第1項の届出書には、・・・（中略）・・・、同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る・・・」とありますが、当該申請に係るのではなく「当該届出に係る」でないでしょうか。</p>	<p>御指摘のとおり修正します。</p>

<p>4</p>	<p>●使用前事業者検査は改正法第43条の3の11第2項により、「1認可を受けた設計及び工事の計画に従っていること」と「2技術基準に適合するものであること」を確認するとされており、その具体的方法が実用炉規則本条に規定されるものと理解しています。</p> <p>しかしながら、前述の「1認可を受けた設計及び工事の計画に従っていること」については、以下の通り一部確認できない場合があります。</p> <p>(1)実用炉規則別表第2記載事項のうち、別表第1の規定により手続きを要さずに変更できる事項（蒸気タービン附属設備の仕様変更、常用電源設備の仕様変更等）については、過去に認可を受けた設計及び工事の計画（法附則によりこれと見做される工事計画を含む）の要目表に記載した仕様とは異なる仕様で設置する（又は現に設置している）場合がある。</p> <p>(2)実用炉規則別表第2記載事項のうち、プラント運転開始以降の規則改正で追加された事項は、認可を受けた設計及び工事の計画（法附則によりこれと見做される工事計画を含む）の要目表を有さない場合がある。</p> <p>これら(1)又は(2)の場合には、設計及び工事の計画のうち要目表に係る確認は不要であり、認可を受けた事項（「工事の方法」、「品質管理の方法」、「基本設計方針」等がある）についてのみ「1認可を受けた設計及び工事の計画に従っていること」を確認する法的義務があると考えていますが、この認識でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、「2技術基準に適合するものであること」は当然に確認するものと考えています。</p>	<p>御指摘の(1)及び(2)の工事の状況については、頂いた情報だけでは詳細が理解できませんが、一般的には、改正法第43条の3の9第2項ただし書に基づく一時的な工事及び同法第43条の3の10第1項に基づく軽微な変更に係る工事は、設計及び工事の計画の変更認可又は届出を必要としないものですが、これらについて基本的には過去に認可を受けた又は届出をした設計及び工事の計画に適合している必要があります、使用前事業者検査も、この点を確認する必要があります。</p> <p>なお、個別の工事については、必要に応じて原子力規制検査等で確認します。</p>
<p>5</p>	<p>・第14条の4</p> <p>コメント：溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示について、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則・・・第17条第十五号に規定する主要な耐圧部の溶接部・・・」とあるが、同規則第31条にて準用している「蒸気タービン」及び、同規則第48条にて準用している「補助ボイラー」についても溶接に係る使用前事業者検査の対象であるため、対象とする必要があると考えます。</p>	<p>該当条文は溶接に係る使用前事業者検査が終了した際に刻印等の検査終了表示を求めるものであり、御意見のとおり当該検査の対象となる機器が一部読み取れないため、以下のとおり規定を修正することとします。</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第二条第二項第二十八号、第三十二号から第三十五号まで、<u>第三十七号若しくは第三十八号、第三十一条又は第四十八条第一項に規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、クラス4管、重大事故等クラス1容器、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管、蒸気タービン又は補助ボイラー</u>（以下この条において「容器等」</p>

		<p>という。)であって、<u>技術基準規則第十七条第十五号(技術基準規則第三十一条及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。)</u>又は第五十五条第七号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付すものとする。</p>
6	<p>(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示) 第十四条の四 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。)第二条第二項第二十八号又は第三十二号から第三十五号までに規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管又はクラス4管(以下この条において「容器等」という。)であって、同規則第十七条第十五号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。</p> <p>上記は溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示に係る条文であるが、対象が技術基準規則第17条第15号に規定する主要な耐圧部の溶接部に限定されており、重大事故等対処施設(SA)が含まれていない。一方で、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド(案)」では技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性が明記されており、整合していない。</p>	<p>上記5で示した考え方を参照してください。</p>
7	<p>・第十四条の四 (溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示) 第十四条の四 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。)第二条第二項第二十八号又は第三十二号から第三十五号までに規定する原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管又はクラス4管(以下この条において「容器等」という。)であって、同規則第十七条第十五号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。</p> <p>上記は溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示に係る条文であるが、</p>	<p>上記5で示した考え方を参照してください。</p>

	対象が技術基準規則第十七条第十五号に規定する主要な耐圧部の溶接部に限定されている。対象範囲に、技術基準規則第三十一条にて準用している「蒸気タービン」及び、同規則第四十八条にて準用している「補助ボイラー」、同規則第五十五条第七号の重大事故等対処施設（S A）も含まれるように記載する必要がある。	
8	<p>・第十五条第1項第七号 第十五条（使用前確認の申請）第1項第七号では、原子炉本体を試験使用する場合又は発電用原子炉施設の一部を使用する場合の申請書類について定められているが、第十七条（使用前確認を要しない場合）第1項第一号及び第三号で承認を受けることとの関係を第十五条においても明確にするために、以下の通り修正していただきたい。</p> <p>[第十五条第1項第七号] 原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときであって、第十七条第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、その使用の期間及び方法</p> <p>（参考） 第十七条第一号 原子炉本体を試験のために使用する場合～（中略）～原子力規制委員会の承認を受け～（中略）～承認を受けた方法により使用する場合。</p>	<p>規定の趣旨は明らかであることから、原案のとおりとします。 なお、申請書の記載内容の詳細については、今後定める予定である使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド（仮称）において記載する予定です。</p>
9	<p>・第15条第2項 「前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない」のうち、第3号「第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器」の添付を規定しているが、申請書で重要度が高い系統、設備又は機器を明示せずとも、新検査制度下における日常検査等フリーアクセスの範囲においてご確認いただくことが可能なものであり、申請書添付として申請書範囲の重要度が高い系統や設備等に限定する必要性はないのではないか。</p>	<p>本規定は、使用前確認の前提として事業者が使用前事業者検査において施設管理の重要度に応じて適切な検査を行っているかどうかを確認することができるよう規定しているものであることから、原案のとおりとします。</p>
10	<p>第56条第1項第1号 分解・開放検査を必ず実施しなければならないような要求に読めるが、定期事業者検査については、事業者が技術基準の適合性を確認するために必要な検査を自ら考えて検査を設定するものと理解しているため、第56条第1項第1号の規定は、分解・開放検査を必ず実施しなければならないという要求ではないとの解釈でよいか。</p>	<p>第56条第1項第1号は、現行の規則において定期事業者検査の方法を定めているものから変更しているものではなく、今回の改正に対する意見には当たりません。 なお、本規定は、原子炉等規制法第43条の3の16第2項に基づき技術基準に適合していることが確認できる方法で検査を行うことを求めているものであることから、技術基準に要求がなければ、分解・開放検査を求めるものではありません。</p>

1 1	<p>(第 57 条の 2)</p> <p>廃止措置対象施設の定期事業者検査の開始日と終了日は、法令改正前の施設定期検査と同様に定期事業者検査の実施期間を設定し、その開始日と終了日とすることによろしいでしょうか。</p>	<p>現行の実用炉規則第 48 条第 3 項において廃止措置対象施設は 9 月ごとに施設定期検査を実施することと規定していたものについて、改正後の第 55 条第 1 項において供用中か廃止措置中であるかを問わず、同項の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査を実施すべき時期ごとに定期事業者検査を行うことが求められます。</p> <p>定期事業者検査を開始する日は上記に基づき設定され、当該検査の終了日は廃止措置計画に定められる性能維持施設の性能が維持されていることについて確認が終了する時期となります。</p>
1 2	<p>第 57 条の 3</p> <p>「定期事業者検査の報告」が新設され、従来 of 施設定期検査申請および定期安全管理審査に相当する内容の資料提出が求められている。</p> <p>法施行における経過措置が設けられていないが、既に施設定期検査中（施設定期検査申請・定期安全管理審査提出済み）のプラントにおいては、従来 of 施設定期検査申請および定期安全管理審査によって「定期事業者検査報告」に相当する内容が確認可能なため、法施行日に「定期事業者検査報告」が必須で求められているわけではないとの解釈でよいか。</p> <p>また、定期事業者検査報告に関しては変更の規定はなく、内容に変更が生じた際には、基本的にはフリーアクセスで事業者の計画は確認可能であるため、変更の報告は不要であり次回報告時に変更点を含めて報告すればよいとの解釈でよいか。</p>	<p>前段については、施行日以降に法第 43 条の 3 の 16 第 3 項に規定するとき及び実用炉規則第 57 条の 3 第 1 項各号に規定するとき報告が必要となるものであり、施行日に報告は必要ありません。</p> <p>後段については、検査開始前に報告した内容に変更が生じた場合、変更した事項を明確にした上で、次回の報告時に変更内容を含めて報告することで問題ありません。</p>
1 3	<p>第 57 条の 3</p> <p>施設定期検査対象外である廃止措置プラントにおける報告の実施時期を明確にしていきたい。</p> <p>定期事業者検査の報告時期について、第 1 項第 2 号に「原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。」とあるが、廃止措置においては原子炉を起動することがないため、第 2 号は適用されないと理解しているが、第 2 号に基づく報告を除外する記載する等の修正が必要ではないか。</p>	<p>前段については、第 57 条の 3 第 2 項において実施時期を明記しています。</p> <p>後段については、本規定は報告を要するときを規定したものであり、廃止措置中において同条第 1 項第 2 号を適用することは想定されないため、除外規定を置く必要はないことから、原案のとおりとします。</p>
1 4	<p>第 57 条の 3 第 1 項</p> <p>第 2 号については原子炉起動前の報告を規定しているが、廃止措置計画認可プラントでは原子炉起動はないため、除外規定を記載いただきたい。</p>	<p>上記 1 3 の後段で示した考え方を参照してください。</p>

1 5	<p>・第 57 条の 3</p> <p>「定期事業者検査の報告」として、「法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあつては検査開始予定日の一月前までに、前項第二号に掲げるときにあつては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。」とされています。</p> <p>このことについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度施行時点で施設定期検査中かつ原子炉起動後である発電用原子炉施設について、「定期事業者検査を開始しようとするとき」及び「原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき」に係る定期事業者検査の報告は不要であるという理解でよろしいでしょうか。 ・新検査制度施行直後（令和 2 年 4 月）に、廃止措置対象施設の定期事業者検査を開始する場合、廃止措置対象施設の定期事業者検査計画の報告は、1 か月前の時点で法令が施行されていないので不要であるという理解でよろしいでしょうか。また、仮に報告が必要なのであれば、規則改正等が施行されていない状況での報告について、具体的な手続き方法を示していただきたい。 ・令和 2 年 4 月以降に終了する定期事業者検査終了報告は、定期事業者検査のみについて報告すればよく、令和 2 年 3 月までの施設定期検査に係る内容は報告不要であるという理解でよろしいでしょうか。 	<p>1 点目については、上記 1 2 の考え方を参照してください。</p> <p>2 点目については、経過措置の規定により、施行日から 1 月以内に定期事業者検査を開始しようとする者にあつては施行日までに報告を行うものと規定しています。</p> <p>3 点目については、御理解のとおりです。</p>
1 6	<p>・第八十一条第 1 項第四号</p> <p>炉規則第八十一条第 1 項第四号では「施設管理の実施に関する計画（以下、施設管理実施計画）」と、新たな読み替えが追加されている。</p> <p>一方、保安措置ガイドの 4. では、今後も、施設管理実施計画（以下、「保全計画」という）と読み替えを行い、事業者の活動が変わることにならないよう配慮されているのか、炉規則とガイドとの関係を確認したい。</p> <p>炉規則とガイドを整合させる方針であれば、炉規則側の読み替えを削除する必要がある。</p>	<p>御指摘を踏まえ、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドにおいて、「保全計画」を「施設管理実施計画」に修正します。</p>
1 7	<p>・第 83 条</p> <p>「廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く」という記載が削除（変更）されています。（改正案は、「法第 4 3 条の 3 の 3 4 第 2 項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ」と記載）</p> <p>使用済燃料および新燃料がない施設においては、要求事項に意味がない場合があります。</p> <p>施設の状況に応じ、現実的に対応が必要なものに限定した適用とする記載に変更願います。</p>	<p>御指摘の改正箇所は、廃止措置対象施設についても、同施設内の核燃料物質及び核燃料物質に汚染された物の状況等を踏まえ、必要な措置を講ずることを求めるためのものであることから、原案のとおりします。</p> <p>御意見の点については、廃止措置の進捗に応じて廃止措置計画を変更することにより、施設の状況に応じて必要な対応を図ることが可能であると考えます。</p> <p>なお、第 83 条第 1 号ハ（3）及び（4）の「燃料体の損傷」は平成 25 年原子力規制委員会規則第 4 号による改正時に「燃料</p>

		体の著しい損傷」と規定すべきところ誤記されたものであったことから、修正します。
18	第87条第6号 ハ その他の異状があった場合の意味するところはなにか。 警報装置から警報が発せられるべきところ、発せられない場合（もんじゅ対応）の意味か。 若しくは、警報装置から警報が発せられる以前に異状を検知した場合の措置という意味か。	その他の異状とは、警報の発報、運転上の制限の逸脱のほか通常とは異なる状況が生じた場合を指し、御指摘のような場合を含みます。 なお、第87条ただし書（ただし、法第43条の3の34第2項の認可を受けた場合は、この限りでない。）については、廃止措置段階においては発電用原子炉の運転が行われることはないことから、現行のとおり（削除しない）とするよう修正します。
19	第87条第8号 運転員その他の従業者のうち、その他の従業者は誰を意味するのか。 特例緊急作業従事者を指すとの解釈で良いか。	その他の従業者とは、特例緊急作業従事者を含め、非常の場合に発電用原子炉の運転に関する措置に係わる者を意味します。
20	・実用炉規則第90条（工場又は事業所において行われる廃棄）における「廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない」との記載に関して、当該条文の第4号又は第7号についての「措置の実施状況の確認」とは、排気中又は排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させる方法、排気中又は排水中の放射性物質の濃度の監視方法を確認することで良いか。 ・当該条文の第4号における排気中の放射性物質の濃度の監視、第7号における排水中の放射性物質の濃度の監視については、廃棄前に実施するものとなっていないものがあるため、監視自体を「廃棄前」に確認することを要求したものである場合は、本条については改正前の記載のままとする方が適切であると考えます。	第90条第1項第4号においては、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないことを確実にするため、放射性物質の濃度をできるだけ低下させる措置及び放射性物質の濃度を監視する際に必要となる手順等のうち廃棄前に実施する必要があるものについての実施状況並びに監視設備が適切に利用又は機能できる状態にあることについては、廃棄前に確認することが重要ですが、現行規則はその点が明確でないので規定するものです。同項第7号においても同様の考え方ですので、原案のとおりとします。
21	実用炉規則第90条における「次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。」という措置とは、第4号及び第7号にある「放射性物質の濃度をできるだけ低減する措置（設備の設置等）及び排気（排水）口又は排気（排水）監視設備による放射性物質の濃度を監視する措置（監視設備の設置）が該当するものであり、廃棄前にこれらの措置が確実に行われていることを確認するとの認識で良いか。	上記20で示した考え方を参照してください。
22	・第90条 今回の改正案では、「次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。」ことが追加されている。 気体状（液体状）の放射性廃棄物の廃棄は連続的に実施しており、当該条文4号および7号の実施すべき措置も排気（水）中に連続的に実施するものであり、廃棄前には措置（放射性物質の濃度を監視すること）の実施状況を確認できないため、改正前の記載のままとする方が適切と考える。	上記20で示した考え方を参照してください。

2 3	<p>・第90条 「次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。」については、気体状の放射性廃棄物の廃棄は連続的に実施していることを考えれば、第4及び第7号にある「放射性物質の濃度をできるだけ低減する措置（必要設備の設置及び運用）、及び排気（排水）口又は排気（排水）監視設備による放射性物質の濃度を監視する措置（監視設備による連続監視）が該当するもので、廃棄前（中）にこの措置が確実に実行されていることを確認するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 4	<p>実用炉規則第90条（工場又は事業所において行われる廃棄）において、今回の改正案では、「次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。」が追加されている。 当該条文第4号及び第7号の気体状及び液体状の放射性廃棄物の廃棄に係る措置については、放射性物質の濃度をできるだけ低減する措置（設備の設置等）及び排気（排水）口又は排気（排水）監視設備による放射性物質の濃度を監視する措置（監視設備の設置）が該当するものであり、廃棄前にこれらの措置が確実に実行されていることを確認するとの認識で良いか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 5	<p>第90条 当該条文は工場又は事業所において行われる廃棄に関するものであり、今回「廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない」との記載が追加されようとしているが、気体及び液体の放射性廃棄物の排出における周辺監視区域の外の濃度限度を超えないための監視については、その全てを廃棄前に実施できるものではないため、本条については改正前の記載のままとする方が適切であると考えます。 具体的には、90条第4号で規定されている気体状の放射性廃棄物を排気施設により排出する際の措置事項「排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。」を実行するための監視（測定）は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」（昭和53年9月29日原子力委員会決定）に基づき実施している。当社はここで言う「監視」が条文で規定する「措置」にあたるものと考えますが、気体状の放射性廃棄物の排出は排気施設を経由した上で連続的に実施しているため、前述の指針に記載の「最小計測頻度」についても、放射性希ガスは「連続」、よう素-131、133は「1週間に1回」となっており、その他の種類も含めて「廃棄前」に確認できない。 また、90条第7号で規定されている液体状の放射性廃棄物を排水施設により排出する際の措置事項についても、前述の指針においてガンマ線放出核種は「放出の都度又は1週間に1回」となっているものの、ストロンチウム</p>	上記20で示した考え方を参照してください。

	<p>－89、ストロンチウム－90については「四半期に1回」、トリチウムについては「1カ月間に1回」となっており、「廃棄前」に確認できない核種がある。</p> <p>したがって、冒頭に述べたとおり、廃棄前に措置の実施状況を確認することはできないものとする。</p>	
26	<p>条項番号：第90条第1項第4号および第7号</p> <p>意見：『法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。』について、当該条文第4号および第7号に関して廃棄前に確認する実施状況は、「放射性物質の濃度をできるだけ低下させる処理方法」、および「放射性物質の濃度の監視方法」で良いか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
27	<p>第90条（工場又は事業所において行われる廃棄）に関して</p> <p>「廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない」との記載が追加されたが、当該条文の第4号又は第7号についての「措置の実施状況の確認」とは、排気中又は排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させる方法、排気中又は排水中の放射性物質の濃度の監視方法を確認することで良いでしょうか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
28	<p>条項番号：第90条</p> <p>コメント：実用炉規則第90条の第4号における排気中の放射性物質の濃度の監視、第7号における排水中の放射性物質の濃度の監視については、放射性希ガスのように連続的に廃棄しながら測定・監視するものがあつたり、例えば第4号に記載のある「大量の空気による希釈」のように廃棄しながら行うものもあるなど、第4号、7号に記載の措置の実施状況の全てを廃棄前に確認することは出来ないため、本条については改正前の記載のままとする方が適切であるとする。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
29	<p>条項番号：第90条</p> <p>コメント：本記載案のままとなる場合、「廃棄前における措置の実施状況の確認」について、第4号、第7号には廃棄前に実施状況の確認を行うことが出来ないものもあることから、解釈、解説等により、本条各号に定める全ての措置の実施状況の確認を廃棄前に行うものでないこと、放射性物質の濃度などを全て事前に測定などで直接確認する事を要求しているのではない事を明確にしていきたい。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
30	<p>第九十二条第一項第一号、第九十二条第三項第一号について、第一号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）は削除ではないか。</p> <p>（「関係法令及び保安規定の遵守のための体制」は、品管規則に定めるマネジメントシステムにおいて、マネジメントレビューのインプット等に表れているように、既にマネジメントシステムに組み込まれ一体運用していることか</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、引き続き保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。</p>

	ら、「安全文化の醸成」と同様に削除すべきと考えます。） なお、この場合、品管規則第十一条（品質方針）に「関係法令及び保安規定の遵守の方針を含む」を追加することで、当該活動が維持されることの整合がとれると考えます。	したがって、本規定については原案のとおりとします。
3 1	条項番号：第 92 条第 1 項第一号、第 3 項第一号 コメント：旧第二号（今回削除）の「安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事」は改正品管規則に取り込まれ、新第二号「品質マネジメントシステムに関する事（品質管理基準規則第五条～）」に統合するように整理していると考えていますが、第一号「関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関する事」も、旧第二号と同じく新第二号に統合されるものなので削除すべきと考えます。 本考えを整合させる観点から、改正品管規則の解釈第 4 条第 8 項に「関係法令及び保安規定の遵守」について取り込むことにしていただきたいことを合わせてコメントしています。	上記 3 0 で示した考え方を参照してください。
3 2	「実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 1 8 号」 【修正要望】 旧第 1 6 号巡視点検の要求については、実用炉規則第 80 条と共に削除され、実用炉規則第 81 条 4 項ハ号にて新たに要求されたとの認識であるが、新第 1 8 号には巡視点検の要求が記載されていないため、新第 1 8 号の中で巡視点検を明確に記載して頂きたい。	第 81 条第 1 項柱書きの規定により、施設管理に巡視が含まれることは明らかであることから、原案のとおりとします。なお、巡視の内容については、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドを参照してください。
3 3	第 126 条関係 「廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合」の規定に加えて、第 22 条と同様に、廃止措置中の施設の維持を要する場合についても規定を置く必要があるのではないか。	御指摘を踏まえ、第 2 項として「前項の場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。」との規定を追加します。
3 4	本規則の改正案において、別表第二から「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」が削除されており品証添付書類の添付は求められておりませんが、一方で発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイドの（3）添付書類において、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の添付が求められており、規則とガイドで記載に差があります。規則とガイドの整合性の観点から、炉規則に「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の添付を求める内容を反映した方が適切でないでしょうか。	第 9 条第 3 項において、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについて説明した書類の添付を求めています。
3 5	該当箇所 別表第三 型式設計特定機器の種類 燃料体 添付書類 新技術の内容を十分に説明した書類 内容 当該添付書類は、従来の燃料体設計認可の新材料等の特殊認可の申請時と同様の申請手続き及び申請書内容の位置づけとなるものと考えてよいのか？	新技術の内容を十分に証明した書類については、別表第 2 から型式設計特定機器に関連するものを抽出したものであり、従前の特殊加工認可の申請時に説明されていた新材料に関する説明が含まれるものです。

		<p>また、型式指定の申請手続については、第 107 条及び発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイドを参照してください。</p>
3 6	<p>該当箇所 別表第三 型式設計特定機器の種類 燃料体 添付書類 燃料体及使用される条件の下における健全性に関する説明書 内容 当該添付書類は、従来の燃料体設計認可申請書には該当するものがなく、本制度適用による新たな書類の位置づけとなるものと考えてよいか？その場合、具体的な内容についてはどのようなものか明確にできないか？</p>	<p>「燃料体及使用される条件の下における健全性に関する説明書」は、設計及び工事の計画の認可申請書添付書類（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則表第二下欄）の「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に相当するものであり、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイドの 3.（3）4）安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書にあるとおり、燃料体が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できることを説明することを求めています。</p>
3 7	<p>条項番号：全般 意見：これまでの「施設定期検査」が「定期事業者検査」に統合されたが、その場合事業者内でこれまで設備・系統ごとに行っていたいわゆる「定事検」と、プラントを停止して点検を行う「定検」が同じ言葉となるため不都合が生じる。個別の定事検にはプラント運転中に行うものもあり、「施設定期検査」を「定期事業者検査」に単純に統合するのはおかしい。これまでの「施設定期検査」は別な言葉に置き換えていただきたい。</p>	<p>法改正により、事業者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立会い又は記録により確認を行っていた施設定期検査は廃止され、定期事業者検査については事業者が一義的責任の下で実施することを明確にするとともに、国による検査は原子力規制検査に一元化されます。</p> <p>規則第 55 条第 1 項に規定する原子炉停止中に行う検査及び同条第 3 項に規定する原子炉運転中に行う検査は、いずれも法律に規定する定期事業者検査であることから、名称を区別することはしていません。</p>

提出意見とこれに対する考え方（案）

8. 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>条項番号：第 92 条第 1 項第 1 号 コメント：実用炉規則、旧第二号（今回削除）の「安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること」は改正品管規則に取り込まれ、新第二号「品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条～）」に統合するように整理していると考えていますが、第一号「関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること」も、旧第二号と同じく新第二号に統合されるものなので削除すべきと考えます。とコメントをしておりますので、実用炉規則と同様に「1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）は削除すべきと考えます。本考えを整合させる観点から、改正品管規則の解釈第 4 条第 8 項に「関係法令及び保安規定の遵守」について取り込むことにしていきたい。」ことを合わせてコメントしています。</p>	<p>関係法令及び保安規定の遵守のための体制については、保安規定に基づき保安に関する文書を重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること（特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること）及び保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うためにコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることについて記載を求めるものです。</p> <p>一方、品質マネジメントシステムについては、当該システムが、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈を踏まえ、許可申請書等に記載された方針に基づいて定められていることについて記載を求めるものです。</p> <p>したがって、本規定については原案のとおりとします。</p>
2	<p>「実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 2 号」中の 2. 「具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。」に関して、その中の「安全文化の育成」との表現について、品管規則と整合を図り、趣旨を明確にするため、「安全文化の育成及び維持に係る取組み」に修正すべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「安全文化の育成」を「安全文化の育成及び維持の体制」に修正します。</p>
3	<p>「実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハまで」 他条項では「異常」としているが、「異状」でよいか。</p>	<p>異状とは、異常とは言えないまでも通常の状態とは異なる状態であることを指しており、異常とは使い分けていることから、本記載は、原案のとおりとします。</p>
4	<p>[実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 8 号イからハまで]発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等 8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措</p>	<p>当該規定は、サーベイランスについて、設置許可等での事故時等の条件で必要な性能が発揮されることの確認ができる方法により実施することを保安規定に定めることを求めています。また、運転中のため炉心への実注入ができないなど事故時等の条件を模擬できない場合等における代替の考え方についても同様です。</p> <p>なお、保安規定の記載内容については、保安規定の審査にお</p>

	<p>置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。</p> <p>における「実条件性能確認」とはどのように理解すればよいでしょうか。例えば、ポンプの運転性能確認の場合、実注入は運転中は実施不可であることから、テストラインにおいても実注入機能に問題ないとのことが判断できるものであれば良いとの理解でよいでしょうか。また、このようなテストラインで確認を行う方法等を「代替の方法」とされているとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>いて確認することとなります。</p>
5	<p>「実用発電用原子炉及びその付属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表(案)別紙7-1」におけるP8『8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。』につきまして。</p> <p>”(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、・・・代替の方法を含む)”における「代替の方法」は事業者で明確にしておく事項であり、保安規定に直接記載する必要はないと考えております。この理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>
6	<p>【該当箇所】</p> <p>「実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで」中の4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。</p> <p>【確認事項】</p> <p>4. 「その他の発電用原子炉の運転」とはどのような状態を想定したものでしょうか。</p>	<p>その他の発電用原子炉の運転とは、発電用原子炉の起動のほか出力運転や停止など計画的に行われる発電用原子炉の状態それぞれを指します。本規定は、それらの発電用原子炉の状態において発電用原子炉の安全性が損なわれないよう確認すべき事項を保安規定に定めることを求めています。</p>
7	<p>[実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで]発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>11. LCOを逸脱する場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること</p> <p>において、「監視項目」の定義は何でしょうか。“LCOに関連する”監視項目という理解でよいでしょうか。</p>	<p>監視項目とは、発電用原子炉を運転するに当たって、発電用原子炉施設が正常な状態を維持していることを確認するために監視が必要な項目を意図しています。したがって、LCOに関連するものだけを対象にしたものではありません。</p>

<p>8</p>	<p><該当箇所> 9頁 6行目 <内容> 本条文12項では、 「LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。」 とあります。 原子力規制委員会の原子力安全文化に関する宣言の項目2において、「リスクを考慮した意思決定」が宣言され、IAEAからの日本への統合規制評価サービスミッション報告書の勧告9（R9）では、パフォーマンスベースのリスク情報を活用した原子力安全と放射線安全を実現するために検査制度を改善、簡素化すべきであることが指摘されています。 本項では、早期に設備に対する危険要素を取り除く行為である予防保全は必要な安全措置およびリスク情報に基づいた判断の上で適切に実施することを要求したもので、予防保全全般について適用する内容であり「やむを得ず」で限定されるべきではないと考えます。 以上より、本条文はリスク情報に基づく計画的な予防保全を実施することを想定し、「やむを得ず」にかかわらず計画的な予防保全を推進するためにも、「やむを得ず」との記載は不要と考えます。 具体的には、「LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態において行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA: Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。」となるべきと考えます。</p>	<p>LCOは、安全上重要な機器等について、多重化の設計要求との整合を踏まえ、その機能が要求されている発電用原子炉の状態において必要な機能を維持するために設定しているものです。 したがって、LCOが設定されている設備等を能動的に待機除外とし、保全作業を行うことは原則として認めておらず、劣化の兆候が見られている等のやむを得ない事情がある場合に限り認めているものです。 今回の改正ではこの考え方を従来から変更するものではないため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、御指摘については、令和元年9月4日の第27回原子力規制委員会において了承された「原子力施設の状況に応じた運転上の制限（LCO）等の継続的な改善に係る検討について」と同様に、事業者から保安規定に記載すべき内容の改善に係る提案を受け、所要の検討を行うことは可能です。</p>
<p>9</p>	<p>「実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで」中の12. 「なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。」が削除され、「原則としてAOT内に完了すること」に修正されたが、現行保安規定の「予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施</p>	<p>本規定は、予防保全を目的とした保全作業を原則としてAOT内に完了することを定めているものですが、この原則に当てはまらないことが想定される場合は、この原則に対する例外の取扱いを規定することを妨げるものではありません。 なお、保安規定の記載内容については、保安規定の審査において確認することとなります。</p>

	する場合」の規定は、引き続き認められると考えてよいか。	
1 0	<p>条項番号：実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニ</p> <p>コメント：3. (1～2 行目)・・・実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ハに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、・・・となっているが、実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニの誤記ではないか。</p>	御指摘のとおり、「第8号ハ」を「第8号ニ」に修正します。
1 1	<p>条項番号：実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニ</p> <p>コメント：4. (5～6 行目)・・・実用炉規則第 54 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、・・・となっているが、改正実用炉規則（案）では、第 54 条は削除されることになっているため、それを踏まえると、・・・実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、・・・の誤記ではないか。</p>	御指摘のとおり、「第54条」を「第55条」に修正します。
1 2	<p>【該当箇所】</p> <p>「実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 8 号ニ」</p> <p>4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された 1 発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、2 燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 5 4 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p> <p>【修正要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用炉規則の条番号の誤り 誤) 実用炉規則第 5 4 条 正) 実用炉規則第 5 5 条 	上記 1 1 で示した考え方を参照してください。
1 3	<p>条項番号：実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニ</p> <p>コメント：6. (1～2 行目)・・・実用炉規則第 54 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、・・・となっているが、改正実用炉規則（案）では、第 54 条は削除されることになっているため、それを踏まえると、・・・実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、・・・の誤記ではないか。</p>	上記 1 1 で示した考え方を参照してください。

1 4	<p>【該当箇所】 6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第54条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p> <p>【修正要望】 ・「発電用」の記載が抜けている 誤) 原子炉を起動してから 正) 発電用原子炉を起動してから</p>	御指摘のとおり、「原子炉」を「発電用原子炉」に修正します。
1 5	変更前は、「保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置・・・」でしたが、変更後は「臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置・・・」となっています。これについて、対象範囲が、「運搬する場合」から「貯蔵および運搬する場合」に変更となるのでしょうか。	御理解のとおりです。
1 6	<p>【該当箇所】 「実用炉規則第92条第1項第14号」 3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>【修正要望】 3. の一部に記載誤り ・「工場又は」の記載が抜けている 誤) 事業所の外 正) 工場又は事業所の外</p>	御指摘のとおり、「事業所」を「工場又は事業所」に修正します。
1 7	<p>【該当箇所】 「実用炉規則第92条第1項第16号」 1. 原子炉等規制法第43条の3の5の規定に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第43条の3の8の規定に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>【確認事項】 イロハニ以外の事象で現行の保安規定に規定している事項（内部溢水、資機材等の整備及び火山活動のモニタリング等の体制の整備）については、設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した対策として今後も規定するとの認識でよいでしょうか。</p>	御理解のとおりです。

18	<p>【該当箇所】 「実用炉規則第92条第1項第16号」中の1. ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。） 1 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策 に關すること。 2 1に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を 冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に關すること。 3 2に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合におけ る炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。 【修正要望】 ロの1から3に「火山影響等発生時」と記載されているが、ハ及び二のように最初に定義すべきではないでしょうか。 誤) 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。） 正) 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。）（以下「火山影響等」という。）</p>	<p>御指摘のとおり、「火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。）」を「火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。）（以下「火山影響等」という。）」に修正します。</p>
19	<p>P19からP27『改正後：実用炉規則第92条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置』につきまして。 『改正前：定期的に評価』の記載が削除されておりますので、新規制基準バックフィット未適合炉における『定期的に評価』の記載削除が適用されるとの認識で良いでしょうか。（未適合炉保安規定の「第17条 地震・火災等発生時の対応」、「第17条の2 電源機能喪失時の体制の整備」が該当。）</p>	<p>今回の保安規定審査基準の改正により、発電用原子炉施設の定期的な評価は、保安規定に基づくQMSの活動として実施することとなることから、本項目における記載を削除したものです。 これを踏まえた保安規定における発電用原子炉施設の定期的な評価の位置付けやその記載内容については、保安規定の審査において確認することとなります。 なお、新規制基準適合性審査により設置変更許可、工事計画認可及び保安規定認可を受けた発電用原子炉設置者については、以後最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査が終了した日以降6月を超えない時期に、原子炉等規制法第43条の3の29第1項の規定に基づき発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価を実施し、その評価の結果等を原子力規制委員会に届出をする必要があります。また、新規制基準適合性審査により設置変更許可、工事計画認可及び保安規定認可を受けていない発電用原子炉設置者については、実用炉規則（平成25年原子力規制委員会規則第16号）附則第14条に基づき発電用原子炉施設の定期的な評価を実施する必要があります。</p>

20	<p>「第92条第1項第18号」の7. 「7. 燃料体に関する使用前事業者検査及び定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから～略～判断すること」について、 「装荷予定の照射された燃料のうちから～略～判断すること」は照射燃料に対する行為であり使用前事業者検査として実施するものではないことから、 「使用前事業者検査、及び定期事業者検査として装荷予定の照射された燃料のうちから～略～判断すること」のように句点の位置をずらすなど、誤解のないよう文章のつながりを明確化してはいかがか。</p>	<p>御指摘のとおり、定期事業者検査として照射された燃料の健全性確認等を行うことを求めていることから、「使用前事業者検査及び定期事業者検査として」を「定期事業者検査として」と修正します。</p>
21	<p>「第92条第1項第18号」の7. 「定期事業者検査として、～略～燃料使用の可否を判断すること」は、現行の保安規定に記載されている SHIPPING 検査を定期事業者検査として実施するよう要求しているものではないとの理解でよいか確認したい。</p>	<p>装荷予定の燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないこと等を確認するための検査として、SHIPPING 検査を実施することを必ず求めているものではありません。</p>
22	<p>条項番号：実用炉規則第92条第1項第19号 コメント：タイトルの「実用炉則第92条～」は「実用炉規則第92条～」の誤記ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、「実用炉則」を「実用炉規則」に修正します。</p>
23	<p>【該当箇所】 「実用炉規則第92条第1項第21号」 【確認事項】 今回の審査基準見直しにより、旧第28号にて要求されていた「原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。」の記載は新第21号より削除されており、保安規定の構成（第2条の削除）を変更することになるのでしょうか。</p>	<p>現行の「安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施すること「基本方針」として定められていること。」の規定は、他の規定の要求にも含まれることから関係性を整理したのですが、保安規定の基本方針として定めることを妨げるものではありません。 なお、個別の保安規定の記載内容については、保安規定の審査において確認することとなります。</p>

提出意見とこれに対する考え方（案）

9. 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>・廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準 新旧対照表の1ページの改正前欄と改正後欄の18行目「開発炉規則」と、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表の1ページの改正前欄と改正後欄の8行目「研開炉規則」とは、略称の統一を図ったほうがよいと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、「開発炉規則」を「研開炉規則」に修正します。</p>
2	<p>「2. (2) 品質マネジメントシステム 1)」に記載されている内容から理解されるのは、廃止措置段階の保安規定が設置許可に記載されている方針との整合性が求められているということですが、そうした場合、設置許可と廃止措置計画の関係に規制上の不整合を感じます。</p> <p>設置許可が、廃止措置段階の保安管理まで見通して許認可されるものであるなら、廃止措置計画による認可はどのような位置づけ・整理になるのでしょうか。</p> <p>発電用原子炉施設の設置から運転までを設置許可カバーし、廃止措置になってからは廃止措置計画がカバーするとした整理の方が、自然で理解しやすい規制と考えます。</p> <p>特に廃止措置を安全を確保した上で合理的に進める上では、廃止措置中の品質マネジメントシステムをはじめとする保安管理は、運転中のそれとは異なるものとなると考えられるということが、理由・根拠になります。</p>	<p>廃止措置段階においても、当該発電用原子炉の設置許可は効力を有しております。このため、廃止措置段階の保安規定に定める品質マネジメントシステムは、設置許可又は廃止措置計画認可を受けたところによるものでなければなりません。</p> <p>御指摘を踏まえ、この考え方が明確になるよう(2)1)を修正します。</p>
3	<p>「2. (2) 品質マネジメントシステム 1)」の第二段落 4行目に「また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。」との記載がありますが、保安規定の審査の当たり、具体例なり具体的な審査基準が明示されるべきと考えます。</p> <p>現状では、ここに記載の意図とは裏腹に、画一的な保安規定となってしまいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置の原子力安全に対する重要度の定義は何か ・保安活動の管理の程度が、組織の規模に応じたものとして、具体例、若しくは審査基準が必要。(どのようなものが妥当と判断されるのか) ・合理的に実現可能なものとして、具体例、若しくは審査基準が必要。(何が合理的に実現可能なものとして判断されるのか) <p>もし、保安規定審査基準に記載できないのであれば、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガ</p>	<p>原子力施設の状態や原子力事業者等の組織の構成等の個別の状況に応じて、品質マネジメントシステムを確立することが必要です。具体的な基準については、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及びその関連文書を参照ください。</p>

	<p>イドの制定について」の「14 ページ 品質マネジメントシステム」の第二段落に「また、QMSは、原子力施設の状態や原子力事業者等の組織の構成などの応じて適切に見直し、各種の保安活動を原子力安全に対する重要度に応じて合理的に実現可能なものとし、適確な運用をしていけるよう改善していくことが必要である。」との記載がある部分に明記頂く事でも良いかと考えます。</p>	
4	<p>5 ページの改正前欄の1 1 行目「づけ」と、改正後欄の1 2 行目「付け」とに、改正部分として傍線（下線）を記載する必要があると思います。</p>	<p>御指摘のとおり、下線を記載するよう修正します。</p>
5	<p>意見／理由 2. (9) 1) 誤字 （誤）また、これらの設部のうち放射線測定に係るものの使用方法については、・・・ （正）また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、・・・</p>	<p>御指摘のとおり、「設部」を「設備」に修正します。</p>
6	<p>「廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く」という記載が削除されています。 使用済燃料および新燃料がない施設においては、要求事項に意味がない場合があります。 施設の状況に応じ、現実的に対応が必要なものに限定した適用とする記載に変更が必要と考えます。</p>	<p>「2. (3) 廃止措置の品質マネジメントシステム」において (2) の品質マネジメントシステムに加え、廃止措置の段階に応じて保安の方法等を明確にすることを求めています。したがって、保安規定の内容は、施設の廃止措置の状況等に応じたものとして適切に規定又は変更することが可能であることから、原案のとおりとします。</p>
7	<p>2. (15) 改正前に存在していた「※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く」の記載が削除されているが、使用済燃料が存在しない施設においては、要求事項に不要なものがある。廃止措置の段階に応じた運用ができるような記載が必要であると考えため、以下のとおり記載してはどうか。 「本事項については、以下のような事項が明記されていること。」との記載を、「本事項については、廃止措置の段階に応じた必要事項を明記されていること。」</p>	<p>上記6で示した考え方を参照してください。</p>
8	<p>「2. (1 5) 設計想定事象等に対する原子炉施設の保全に関する措置」のなかで； ・ 1) に記載の「・・・想定する事象に対して、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずることが定められていること。」の意図が、事業者が考え・記載して申請するというのであれば、後段の審査の効率化の観点から、規制側が要求する「廃止措置対象施設の設計想定事象」を明確化すべきと考えます。そうでないと、事業者が申請後の審査に入ってから、規制側の</p>	<p>保安規定は、事業者が定め遵守するものであり、事業者自らが検討し、必要な事項を記載して申請し、認可を受けるものです。 なお、廃止措置段階における設計想定事象は、実用発電用原子炉であれば、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二条第二項第十一号に定める設計想定事象であり、御指摘の保安規定審査基準の2. (1 5) 1) i. のイ及びロに掲げる事象</p>

	<p>考えと整合せずに、いたずらに審査に労力を要することとなります。</p> <p>もし、明確化ができないのであれば、改正前のように「廃止措置対象施設に核燃料が存在しない場合を除く」という除外文を記載することにより扱いを明確にすべきと考えます。</p> <p>また、保安規定審査基準に記載ができないのであれば、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の「23 ページ 設計想定事象等に係る保全に関する措置」に記載することでも良いと考えます。</p>	<p>を含みます。保安規定においては、廃止措置の段階に応じて、これらの事象に対する必要な措置を定めることを求めています。</p>
9	<p>もんじゅに適用される保安規定の審査基準について、現行「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」（以下「保安規定審査の考え方」という。）が適用されている。廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（以下「保安規定審査基準」という）改正に伴いもんじゅにて適用される保安規定の審査基準は、保安規定審査の考え方又は保安規定審査基準「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準」のどちらとなるのか？ 両方を適用する必要がある場合、ダブルスタンダードとなることから、「保安規定審査の考え方」の改正を合わせて実施して頂きたい。</p>	<p>高速増殖原型炉もんじゅの保安規定変更認可の審査においては、引き続き、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」を用いることとしています。</p> <p>この「審査に関する考え方」についても、意見募集を実施し、改正を行う予定です。</p>

提出意見とこれに対する考え方（案）

10. 健全な安全文化の育成と維持に関するガイド（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	「1.1 はじめに」において、「本ガイドは、審査官及び検査官が健全な安全文化の育成と維持に係る要求事項等について、理解を深めるために用いるものである。」とされています。すなわち、本ガイドは規制庁の活動に対するガイドであり、被規制者に何らかの措置を要求するガイドではないとの理解でよろしいでしょうか。	本ガイドは規制庁における審査官及び検査官が事業者の健全な安全文化の育成と維持に関する取組を確認する際に参考とするガイドであり、事業者に直接要求するものではありません。
2	1. 1 はじめに「理解を深めるために用いる」としているが、例えば分類 1-1 では、「以下に掲げる視点に基づいて確認する」となっていてチェックリスト化するおそれがあるため、例えば「以下は、確認する視点を示すものである。」と修正する。	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）では健全な安全文化を育成し維持することを要求しており、本ガイドは審査官及び検査官が健全な安全文化の育成と維持に関する取組を確認する際に参考とするものです。御意見を踏まえ、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】</p> <p>分類 1-1 経営責任者が、健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップを発揮しているかについて、<u>以下に掲げる視点に基づいて確認する。</u></p> <p>分類 1-2 管理者が、それぞれの所掌業務範囲において、健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップを発揮しているかについて、<u>以下に掲げる視点に基づいて確認する。</u></p> <p>分類 2 健全な安全文化の育成と維持に関する取組について、<u>以下に掲げる視点に基づいて確認する。</u></p> <p>分類 3 組織が、安全文化に関する状態の評価を定期的実施し、改善を実施しているかについて、<u>以下に掲げる視点に基づいて確認する。</u></p>

		<p>分類4 組織が、安全文化に関して組織内部で保持すべき能力を定めているかについて、<u>以下に掲げる視点に基づいて確認する。</u></p> <p>【修正後】</p> <p>分類1-1 経営責任者が、健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップを発揮しているかについて<u>確認する際の視点を以下に示す。</u></p> <p>分類1-2 管理者が、それぞれの所掌業務範囲において、健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップを発揮しているかについて<u>確認する際の視点を以下に示す。</u></p> <p>分類2 健全な安全文化の育成と維持に関する取組について<u>確認する際の視点を以下に示す。</u></p> <p>分類3 組織が、安全文化に関する状態の評価を定期的実施し、改善を実施しているかについて<u>確認する際の視点を以下に示す。</u></p> <p>分類4 組織が、安全文化に関して組織内部で保持すべき能力を定めているかについて<u>確認する際の視点を以下に示す。</u></p>
3	<p>条項番号：1. 総則 1.1 はじめに 2行目 コメント：・・・の第3条第5項等では、・・・となっているが、・・・の第4条第5項等では、・・・の誤記ではないか。</p>	御意見のとおり修正します。
4	<p>条項番号：1. 総則 1.3 本ガイドで用いる重要な用語の解説 (2) コメント：IAEA 安全シリーズ No. 75-INSAG1-4 の欄外注釈について、1 IAEA の国際原子力安全諮問グループ (Internal Nuclear Safety Advisory Group) となっているが、1 IAEA の国際原子力安全諮問グループ (International Nuclear Safety Advisory Group) の誤記ではないか。</p>	御意見のとおり修正します。
5	<p>条項番号：1. 総則 1.3 本ガイドで用いる重要な用語の解説 (4) コメント：(4)技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用 の</p>	御意見のとおり修正します。

	6～8行目。 本ガイドでは「技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用（視点1-2）」、「技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用（視点3-1）」、「技術的、人的及び組織的側面に関する知識（視点5-1）」として取り入れた。となっているが、それぞれ、（視点1-1-2）、（視点2-1）、（視点4-1）の誤記ではないか。	
6	2頁 1.3(4) 下から1行目 （視点5-1）は、（視点4-1）と修正して頂きたい。	上記5で示した考え方を参照ください。
7	1. 3（3）他産業も含め、「安全文化を醸成する」という用語が定着して用いられていることから、民間では「醸成する」とすることを許容していただきたい。この場合、「安全文化を」醸成する、と他動詞的に用いるものであり、「安全文化が」醸成する、という自動詞的用い方をしないことは民間において徹底することが前提です。	1. 3（3）に記載があるとおおり、本ガイドでは、従来用いていた「醸成」という用語を「育成と維持」に変更しています。よって、原案のとおりとします。
8	1. 3（5）第一文のリーダーシップの定義が品管規則と相違している。GSR Part2には「the use of an individual's capabilities and competences」等となっており、一般的な定義に近いため、これを参考に品管規則と本ガイドで定義を共通にしていきたい。	品質管理基準規則においては、マネジメントシステムの範囲において「原子力の安全のためのリーダーシップ」を定義し、本ガイドにおいては、安全文化の範囲において「リーダーシップの発揮」を定義しています。これらは範囲が異なることから、一般的な定義とはせず、それぞれの範囲における定義を明確にしています。 よって、原案のとおりとします。
9	3頁 1.4(2) 本文1行目 「管理者」の定義が品質基準規則と一致していない。管理者が安全文化に対する状態の自己評価が必要であることを踏まえると、管理者は、「各組織の長」とするのが適切ではないか。	御意見を踏まえ、品質管理基準規則における管理者の定義と整合していることが明らかになるよう、以下のとおり追記します（下線部を追加）。 【修正前】 （2）管理者 経営責任者を含む管理職の職員 【修正後】 （2）管理者 <u>業務を管理監督する地位にある者。例えば、経営責任者を含む管理職の職員がいる。</u>
10	3頁 1.4(3) 本文1行目 「職員」は、品質基準規則及びガイド内の整合の観点から「要員」として、全体を修正して頂きたい。	本ガイドにおいては、安全文化の育成と維持は全職員で行うものという意味で、職員という用語を用いています。職員と要員の関係が明確になるよう、以下のとおり追記します（下線部を追加）。

		<p>【修正前】 (3) 職員 管理者を含む組織に所属する者</p> <p>【修正後】 (3) 職員 管理者を含む組織に所属する者（<u>保安活動に直接関与しない者を含む。</u>）</p>
1 1	<p>条項番号：1. 5 意見：「1. 1 はじめに」では、本ガイドの位置付けは「本ガイドは、審査官及び検査官が健全な安全文化の育成と維持に係る要求事項等について、理解を深めるために用いるもの」とある。一方、1. 5では「本ガイドは安全文化の育成と維持に関する事業者の活動について確認するガイドである…」とあり、確認の視点が必須事項のように読めるため修正が望ましい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 1. 5 本ガイドの使い方 （中略）。なお、本ガイドは安全文化の育成と維持に関する事業者の活動について確認する<u>ガイド</u>であるが、（中略）</p> <p>【修正後】 1. 5 本ガイドの使い方 （中略）。なお、本ガイドは安全文化の育成と維持に関する事業者の活動について確認する<u>際の視点について示したものである</u>が、（中略）</p>
1 2	<p>1. 5この附属1の補足説明の記載内容は、ある場合にしかあてはまらない内容も多いため、理解を深めるためのものであって、検査に直接用いるものではないことを確認願いたい。</p>	<p>補足説明は理解を深めるためのものであり、現時点において検査官に直接検査で用いることを義務付けているものではありません。</p>
1 3	<p>（該当箇所） 1. 5：「安全文化に関する確認の視点は、定性的な記述とならざるを得ないことから、個人によって判断に違いが生じることを考慮しておく必要がある。」および分類1-1 組織全体の安全文化の「あるべき姿」（解説1） （意見） ガイドの運用にあたっては、原子力規制委員会・原子力規制庁も原子力事業者等の経営責任者、管理者、職員のそれぞれと同じ位置に立って、安全文化の確認・共有をする運用をお願いしたい。 （理由） 確認が定性的であること、また、文化はこれまでの歴史などに根ざしたものであることから、定型的な運用では的確な確認に至らないことが想定され、多元的な視点での確認が必要であるため。</p>	<p>審査官及び検査官には安全文化の育成と維持に関する基本的かつ共通の認識を有していることが求められますが、審査及び検査の対象となる事業者の歴史、企業文化、過去の経験等を考慮することも求められます。御意見を踏まえ、以下のとおり追記します（下線部を追加）。</p> <p>【修正前】 1. 5 本ガイドの使い方 （中略）。安全文化に関する確認の視点は、定性的な記述とならざるを得ないことから、個人によって判断に違いが生じることを考慮しておく必要がある。そのため、（中略）</p> <p>【修正後】 1. 5 本ガイドの使い方</p>

		(中略)。安全文化に関する確認の視点は、定性的な記述とならざるを得ないことから、個人によって判断に違いが生じることを考慮しておく必要がある。また、事業者の取組の確認に際しては、事業者との議論を活発に行い、事業者の取組や考え方についてはその多様性を考慮することが重要である。そのため、 (中略)
1 4	<p>条項番号：視点1-1-1</p> <p>意見：「視点1-1-1」では組織全体の安全文化のあるべき姿を定める旨を記載している。一方、「品質基準規則（経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）第9条第1項第3号」および「品質基準規則の解釈 第9条1」では、要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする旨が記載されており、品質基準規則およびその解釈とは内容が矛盾しており、見直しが必要と思われる。</p>	<p>御意見のとおり、視点1-1-1に関連するものは、品質管理基準規則第11条であることから、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 視点1-1-1 「品質管理基準規則（経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）第9条第1項第3号」 「品質基準規則の解釈 第9条1」</p> <p>【修正後】 視点1-1-1 「品質管理基準規則 第11条（品質方針）」 「品質管理基準規則の解釈 第11条1」</p>
1 5	<p>条項番号：視点1-1-1 組織全体の安全文化の「あるべき姿」</p> <p>コメント：「安全文化の「あるべき姿」は継続的に改善されるものである」とされているが、「あるべき姿」として、例えば 10Traits のような「組織が継続して目指す状態」を設定し、組織の全体的な意図及び方向付けとして設定する「方針」を必要に応じて継続的に改善するほうが、QMS の立て付けに合致していると考えられる。このため、このような仕組みを構築することも可能である記載に修正して頂きたい。</p>	<p>本解説は安全文化のあるべき姿に関する考え方について示したものであり、具体的な仕組みは事業者が自ら構築するものと考えます。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
1 6	<p>条項番号：＜全体コメント＞</p> <p>コメント：本ガイドラインでは、目指すべき状態等の設定として「組織全体の安全文化のあるべき姿」「安全に関する方針」「所掌業務範囲における安全文化のあるべき姿」「所掌業務範囲の安全に関する目標」等を要求しており、これらについては基本的には品質基準規則の要求事項である「品質方針」および「品質目標」に展開する必要があると考えますが、上記に示す様に、行なうべき事項に対する設定事項ばかりが多くなって極めて分かりづらい構成であることから、以下に示す例示のように、全体を簡潔な構成として頂きたい。</p> <p>・視点1-2-1 では「組織全体の安全文化の「あるべき姿」を、所掌業務</p>	<p>コメントの趣旨が必ずしも明確ではありませんが、本ガイドでは、GSR Part2 の考え方を参照し、全体的に簡潔に視点を記載しています。加えて、補足説明8において、視点1-2-1 の内容を補足しています。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>

	範囲における安全文化の「あるべき姿」への展開」とあるが、「安全に関する方針に基づいて所掌業務範囲の安全に関する目標設定を行なうこと」に記載を修正する。	
17	視点1-1-2「あるべき姿」を目指して、とありますが、品管規則と相違しています。品管規則と合わせるべきではないでしょうか。	視点1-1-2については、(1)は品質管理基準規則第11条に対応しており、(2)は品質管理基準規則第9条第1項第3号に対応しています。 よって、原案のとおりとします。
18	(当該箇所) 分類1-2：視点1-2-3 決定の根拠(解説4) (意見) 1.3(2)に『本ガイドでは、原子炉等規制法の範囲を考慮して「原子力発電所」とあるのは「原子力施設」とし』とあり、「発電所内の各部門」を「原子力施設内の各部門」となるよう修正をお願いしたい。 (理由) 用語の統一により無用な行き違いを避けるため。	御意見のとおり修正します。
19	(当該箇所) 分類1-2：視点1-2-4 問題提起できる環境 (意見) 『「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」を定着させ』に定着させる対象を明示するのはいかがか。 (理由) 「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」は職員がリーダーシップを発揮する部分とされている。視点文章中の対象とする相手を明示することで、職員の役割を明らかにするため。職員一人一人がリーダーシップを取ることが求められているが、職員が何をするのが読み込まないとわからない。	分類1-2は、「職員」ではなく「管理者」のリーダーシップの発揮について記載している部分であり、御意見にある視点1-2-4も管理者におけるリーダーシップの発揮について記載しています。 よって、原案のとおりとします。
20	(当該箇所) 分類2：視点2-1 健全な安全文化の育成と維持に関する取組(1) (意見) 「組織全体の安全文化のあるべき姿に到達できるよう、組織が以下の1~7の状態を目指して」としているが、1~7の状態の実現はすなわちあるべき姿の実現と解釈できる。あるべき姿が1~7の状態であるならばあるべき姿を1~7の状態であると明示し、1~7の状態があるべき姿の具体的な一部であるならば「組織が、以下の1~7を含めた、組織全体の安全文化のあるべき姿に到達できるよう」と位置付けるように修正をお願いしたい。 (理由) 「あるべき姿(安全文化に関して組織が到達すべき状態)」と「1~7の状態」	健全な安全文化の育成と維持に関する取組を実施することで、視点2-1における1~7の安全文化の理想の状態になるとして記載したものであり、審査官及び検査官が健全な安全文化の育成と維持に関する取組を確認する際の参考として記載しています。一方、安全文化のあるべき姿は、事業者が設定するものであり、「1.3本ガイドで用いる重要な用語の解説(6)安全文化のあるべき姿」に記載があるように、理想と現状の両方を考慮して定めることが重要であるとしています。すなわち、1~7の状態全てに対して、理想と現状の両方を考慮して安全文化のあるべき姿として定める場合や、1~7のうち十分に達成されていないと考えられるものに対して理想と現状の両方を考慮して安全文化のあるべき姿として定める場合があります。

	と関係が不明確であるため。	なお、この趣旨の内容は、補足説明 1 5 に記載しています。よって、原案のとおりとします。
2 1	視点 2-1 (2) (2) の 1 番目と 2 番目の項目の、第二文以降は、規則には無い内容なので、規則で要求していないことを、審査・検査で確認することになるのではないかと。解説か補足説明に移す方が適当ではないかと。	本ガイドは、審査官及び検査官の理解を深めるために用いるものです。視点 2-1 (1) の①及び②それぞれの第二文は第一文を補足しているものであり、原案のとおりとします。
2 2	(全体) 「自己評価」は次の 2 種類があると考えられるが、ガイドの項目によって、混同して使用されているため整理をお願いしたい。 ・全ての管理者の自己評価 (問診票の記入) ・安全文化担当が取りまとめる組織全体の自己評価 (問診票の集約結果から分析)	視点 3-1 は、品質管理基準規則第 1 6 条第 3 項及び第 1 9 条第 6 号に対応しています。すなわち、管理者がそれぞれ各部門の自己評価を実施し、マネジメントレビューにインプットし、経営責任者が組織全体の自己評価を実施する、という一連の流れが視点 3-1 ①の範囲となります。上記を明確にするため、補足説明に以下のとおり追加します (下線部を追加)。 (補足説明 2 4) (中略) 分類 3 は、～ (中略) ～評価すること自体が目的ではない。視点 3-1 ①では、 <u>全ての管理者における安全文化に関する状態の自己評価を定期的実施することについて述べている</u> 。これは、 <u>管理者が所掌業務範囲における安全文化に関する状態の自己評価を実施し、その結果をマネジメントレビューへインプットし、それを踏まえて組織全体の安全文化に関する状態の自己評価を実施する一連の流れをまとめて記載したものである</u> 。(中略)
2 3	視点 3-1 「安全文化に関する状態」は、品管規則では用語として使われていません。用語を統一するか、又は対応関係を明示するべきではないでしょうか。品管規則 16 条 3 解釈では自己評価に安全文化の劣化兆候を含むとしているのと整合していない。	用語の意味を明確にするため、御意見を踏まえ、以下のとおり追記します (下線部を追加)。 1. 3 本ガイドで用いる重要な用語の解説 <u>(8) 安全文化に関する状態</u> <u>健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップの発揮及び取組の実施によってもたらされた状態をいう。原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈 (以下「品質管理基準規則の解釈」という。)</u> 第 4 条 1 0 には、 <u>目指すべき安全文化に関する状態が示されている</u> 。 また、安全文化の劣化兆候については、品質管理基準規則の解釈第 1 6 条 3 を修正することとします。
2 4	視点 3-1 視点 3-1 の 2 番目の項目に付された脚注 12 について、IAEA の glossary 2016 ではなく 2018 を用いるべき。その glossary によれば、この定義はマネジメン	品質管理基準規則第 4 6 条 (内部監査)、及びガイド補足説明 2 5 に既に独立評価の活動について記載しているため、ご指摘を踏まえ、以下の記述は削除します (下線部を削除)。

	トシステムに用いる、とされており、GSR Part2では、アセスメントの要求事項はReq. 13(システム)とReq. 14(安全文化)に分かれていることから、この定義はReq. 13において使用すべきものです。書くならReq. 14における安全文化のアセスメントの定義を書くべきです。	視点3-1② 注釈12 なお、IAEA Safety Glossary, 2016 Revisionにおいて、 <u>独立評価の活動には、内部監査及び外部監査、サーベイランス、ピア評価並びに技術審査のような活動があるとされている。</u>
25	条項番号：視点3-1 意見：品質基準規則 第16条第3項では「管理者は、…」とあるが、視点3-1では「全ての管理者」となっているため記載の整合が必要と思われる。	品質管理基準規則においては経営責任者と管理者を分けて要求していますが、本ガイドの視点3-1は両方への要求として記載していますので、「全ての管理者」としています。 よって、原案のとおりとします。
26	条項番号：視点3-1 安全文化に関する状態の評価 コメント：本ガイドでは「安全文化に関する状態の独立評価」も求めているが、品質基準規則では、監査部門が実施する独立評価は「安全文化の育成・維持の状況」に関してのみであり、状態の評価は求めておらず、本ガイドと矛盾するため品質基準規則に合わせて修正して頂きたい。	23の提出意見に基づき、安全文化に関する状態について定義することとしています。また、本ガイドでは、安全文化に関する状態の自己評価を実施し、その結果を安全文化に関する状態の独立評価に活用することを想定して記載しています。したがって、安全文化に関する状態の独立評価の実施範囲は、安全文化に関する状態の自己評価の実施範囲と整合することとなります。 よって、原案のとおりとします。
27	規則名等：健全な安全文化の育成と維持に係るガイド条項番号：(補足説明26)「安全文化に関する状態の自己評価及び独立評価」についてコメント：(再掲 視点3-1) 品質基準規則では、監査部門が実施する独立評価は、「安全文化の育成・維持の状況」に関してのみであり、「劣化兆候を含む安全文化に関する状態」ではなく、本ガイドと矛盾するため修正して頂きたい。	上記26で示した考え方を参照ください。
28	11頁 視点4-1 本文1行目 品質基準規則とガイドにおける「力量」「保持すべき能力」の関係が分かりにくいので、次のように修正が望ましい。 【修正案】 分類1～分類3に記載した内容を組織で実施する際に必要となる技術的、人的及び組織的側面に関する知識を特定し、力量として組織内部で保持すべき能力を定めていること。	品質管理基準規則と本ガイドとの関係を明確にするため、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します(下線部を修正)。 【修正前】 視点4-1 品質管理基準規則 <u>(要員の力量の確保及び教育訓練) 第22条第2項</u> 【修正後】 視点4-1 品質管理基準規則 第22条第1項及び第2項 <u>(要員の力量の確保及び教育訓練)</u> <u>品質管理基準規則の解釈 第22条1</u>
29	11頁 視点4-1 本文1行目 技術的、人的及び組織的側面に関する知識が個別の要素に対する知識である	例えば、リーダーシップに関する知識は、人的側面と組織的側面を有しており、個別の要素に対する知識に分解できない知

	<p>ことが分かりづらいので、技術的、人的及び組織的側面に関する各要素に係る知識である旨を示して頂きたい。</p>	<p>識もあることから、各要素に係る知識とは扱わずに、このように記載しています。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
30	<p>12頁 補足説明1 本文10行目</p> <p>「組織全体の安全文化のあるべき姿」は、各事業者が自主的に組織の特性を考慮して定めるものであり、「人と組織の活動が安全への方向を目指すために目に見える振る舞い等を類型化した特性と属性に関する記述が含まれている。」という記載は削除が望ましい。「あるべき姿」を10特性43属性のようにすることを要求しているように見える)あるいは、次のように例示として記載してはどうか。</p> <p>【修正案】</p> <p>「あるべき姿」として、人と組織の活動が安全への方向を目指すために目に見える振る舞い等を類型化した特性と属性をまとめる方法もある。</p>	<p>限定した書き方になっていたため、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します(下線部を修正)。</p> <p>【修正前】</p> <p>(補足説明1)</p> <p>「組織全体の安全文化のあるべき姿」は、人と組織の活動が安全への方向を目指すために目に見える振る舞い等を類型化した特性と属性に関する記述が<u>含まれている</u>。</p> <p>【修正後】</p> <p>(補足説明1)</p> <p>「組織全体の安全文化のあるべき姿」は、人と組織の活動が安全への方向を目指すために目に見える振る舞い等を類型化した特性と属性に関する記述が<u>含まれる場合もある</u>。</p>
31	<p>12頁 補足説明2 本文2行目</p> <p>「あるべき姿」を設定・変更するのは経営責任者であり、現在の記載では自主性を阻害するように読める。また、安全文化の実施とは日本語として不自然であり、次のように修正して頂きたい。</p> <p>【修正案】</p> <p>(略) 経営責任者が実施する措置は、組織の安全文化及びあるべき姿を目指して改善を進める職員の活動に対して著しく影響を与える。(略)</p>	<p>本文は分かりにくい表現でしたので、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します(下線部を修正)。</p> <p>【修正前】</p> <p>(補足説明2)</p> <p>経営責任者が実施する措置は組織の<u>安全文化</u>及びその実施に広範囲な影響を及ぼし、安全文化のあるべき姿を率先して変更していくことに関して<u>著しく影響</u>を与える。</p> <p>【修正後】</p> <p>(補足説明2)</p> <p>経営責任者が実施する措置は組織の<u>安全文化を育成し維持すること及び安全文化のあるべき姿</u>を率先して変更していくことに関して<u>ポジティブにもネガティブにも影響</u>を与え得る。</p>
32	<p>14頁 補足説明6 下から3行目</p> <p>視点1-1-4にあるように、「決定」には権限の付与が必要であり、職員の誰もが出来ないため、補足説明6の中では、「正しい決定を行っている」⇒「正しい判断を行っている」のような別の用語を使用して頂きたい。</p> <p>また、最後の1文「経営責任者は、～」は唐突であり、内容的にも視点1-1-4に関するものであるため、削除して頂きたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します(下線部を修正)。</p> <p>【修正前】</p> <p>(補足説明6)</p> <p>経営責任者は職員の誰もが安全に関する<u>行動と決定</u>を行えるように<u>しなければならない</u>。(中略) 自らの決定が関係者に対する</p>

		<p>挑戦や論争となる場合においても、正しい<u>決定</u>を行っている自信のもとで、制約を感じることなく行動するのである。<u>経営責任者は、職員に権限を与えることにより、組織内の「安全に関する責任」を向上させることができる。</u></p> <p>(補足説明 7)</p> <p>健全な安全文化を維持している組織では、安全を維持するため、職員は組織内部を横断して連携し、一つのチームとして情報等を共有しながら業務を遂行している。<u>「安全に関する責任」を明確にすることは、類似した状況や事例においては同様の決定を行い、前例と異なる決定を下す場合には、その理由について迅速に関係者に明確に説明することができ、より適切な意思決定ができるようになる。</u></p> <p>【修正後】</p> <p>(補足説明 6)</p> <p>経営責任者は職員の誰もが安全に関する<u>責任を認識する</u>ようにしなければならない。(中略)自らの決定が関係者に対する挑戦や論争となる場合においても、正しい<u>判断</u>を行っている自信のもとで、制約を感じることなく<u>行動するのである。</u></p> <p>(補足説明 7)</p> <p>健全な安全文化を維持している組織では、安全を維持するため、職員は組織内部を横断して連携し、一つのチームとして情報等を共有しながら業務を遂行している。<u>経営責任者は、職員に権限を与えることにより、組織内の「安全に関する責任」を向上させることができる。「安全に関する責任」を明確にすることは、類似した状況や事例においては同様の決定を行い、前例と異なる決定を下す場合には、その理由について迅速に関係者に明確に説明することができ、より適切な意思決定ができるようになる。</u></p>
33	<p>14 頁 補足説明 8 下から 3 行目 明文化しなければ、コミュニケーションが欠如するように読めるため、最後の一文を次のように修正することが望ましい、</p> <p>【修正案】 しかし、職員が組織全体の安全文化の「あるべき姿」をそれぞれ勝手に解釈す</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 (補足説明 8)</p> <p>所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」とは、組織の</p>

ると、組織の安全文化にネガティブな影響を及ぼすおそれが生じるため、職員が十分に理解できるような仕組みが重要である。

共通の一般的な用語を用いて策定された組織全体の安全文化の「あるべき姿」を実際の業務範囲内の用語を用いて具体的に展開したものである。職員は、所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」を示した管理者の行動等を通して、組織全体における安全文化の「あるべき姿」を理解しようとする。管理者の具体的な行動やコミュニケーションは、安全文化に影響を及ぼすため、管理者が手本を示し（リーダーシップを発揮し）組織全体の安全文化の「あるべき姿」を全職員へ浸透させるべきである。コストとスケジュールの観点から安全と対立する要求があり、各職員はこれらを解決する活動に関わる際、何を最優先事項とするのか管理者の行動等を通して学ぶのである。組織全体における安全文化の「あるべき姿」は明文化される必要があるが、所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」については、日常のあらゆる業務に関連してくるため必ずしも明文化することを要求するものではない。しかし、組織におけるコミュニケーションの欠如は、結果的に職員が組織全体の安全文化の「あるべき姿」をそれぞれ勝手に解釈することにつながり、組織の安全文化にネガティブな影響を及ぼすおそれが生じるため、職員が十分に理解できるような仕組みは必要である。

【修正後】

（補足説明 8）

所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」とは、組織の共通の一般的な用語を用いて策定された組織全体の安全文化の「あるべき姿」を実際の業務範囲内の用語を用いて具体的に展開したものである。組織全体における安全文化の「あるべき姿」は明文化される必要があるが、所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」については、日常のあらゆる業務に関連してくるため必ずしも明文化することを必要としない。職員は、所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」を示した管理者の行動等を通して、組織全体における安全文化の「あるべき姿」を理解しようとする。例えば、コストとスケジュールの観点から安全と対立する要求があり、各職員はこれらを解決する活動に関わる際、何を最優先事項とするのか管理者の行動等を通して学ぶのである。管理者の具体的な行動やコミュニケーション

		<p>の欠如は、結果的に職員が組織全体の安全文化の「あるべき姿」をそれぞれ勝手に解釈することにつながり、組織の安全文化にネガティブな影響を及ぼすおそれが生じるため、管理者が手本を示し（リーダーシップを発揮し）組織全体の安全文化の「あるべき姿」を全職員へ浸透させるよう、職員が十分に理解できるような仕組みが必要である。</p>
3 4	<p>15 頁 補足説明 11 本文 2 行目 決定の根拠以外にも幅広く論点を共有・理解させることを要求しているように読めること、コミュニケーション手段は事業者によって異なることから、次のように修正して頂きたい。</p> <p>【修正案】 （略）取っている」とは、決定の根拠について関係者と共有し、その内容が理解されたかを確認することなどを言う。</p>	<p>決定の根拠には決定に至った背景や周囲の状況等さまざまな要素があるため、幅広い論点について関係者と情報を共有する必要があります。また、決定の根拠について関係者と共有し、その内容が理解されたかを確認することは、「管理者が関係者とコミュニケーションを取っている」に含まれます。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
3 5	<p><該当箇所> 16 頁 補足説明 13 下から 2 行目 <内容> 安全に関する懸念の報告を改善活動に展開するのは当然であるが、「あるべき姿」の見直しは、例として極端であるため、削除して頂きたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 （補足説明 1 3） 職員からの安全に関する懸念の報告は、職員間で共有し学習され、<u>組織全体の安全文化の「あるべき姿」</u>の見直し等の改善活動に展開する等の環境を整えることが重要である。</p> <p>【修正後】 （補足説明 1 3） 職員からの安全に関する懸念の報告は、職員間で共有し学習され、<u>場合によっては組織全体の安全文化の「あるべき姿」</u>の見直し等の改善活動に展開する等の環境を整えることが重要である。</p>
3 6	<p>規則名等：健全な安全文化の育成と維持に係るガイド 条項番号：附属 1：理解促進のための補足説明（補足説明 16） コメント：（補足説明 16）の“したがって”で始まる 2 段落目、3 行目後半、「飽くまでも」について、「あくまでも」の誤記ではないか。</p>	<p>公用文の表記の方法に従い、「飽くまでも」と表記することとします。</p>
3 7	<p>17 頁 補足説明 16 下から 4 行目 「安全文化を育成する取組は、・・・・・・・・・・検討することが重要である。」の意味が分かりにくいいため、次のように修正が望ましい。</p> <p>【修正案】 「安全文化を育成する取組は、あくまでも日常業務の一環として特に計画が</p>	<p>安全文化を育成する取組は、安全文化のさらなる向上のために日常業務の中で実施されるものと、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が見られる際に改善のために日常業務の中で実施されるものがあると考え記載しておりましたが、分かりにくい表現でしたので、御意見を踏まえ、以下のと</p>

	<p>なくても自発的に実施されるものが重要であり、業務とは切り離れた・・・・・・・・・・検討することが重要である。」</p>	<p>おり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 （補足説明 1 6） 安全文化を育成する取組は、あくまでも日常業務や当初の計画から逸脱した状況における行為として行われるものが重要であり、業務とは切り離れた取組（職員の安全文化を育成するために、「安全文化育成活動」を健全な安全文化を育成させる“ために”行う等）は本質ではないという認識を持って検討することが重要である。</p> <p>【修正後】 （補足説明 1 6） 安全文化を育成する取組は、あくまでも安全文化のさらなる向上や安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野の改善に関して日常業務の一環として行われることが重要であり、業務とは切り離れた取組（職員の安全文化を育成するために、「安全文化育成活動」を健全な安全文化を育成させる“ために”行う等）は本質ではないという認識を持って検討することが重要である。</p>
<p>3 8</p>	<p>健全な安全文化の育成と維持に係るガイド ＜該当箇所＞ 17 頁 補足説明 17 下から 3 行目 ＜内容＞ 安全文化のあるべき姿、設定した品質方針や目標を定期的に見直すこと自体が目的化しているように読めるため、次のように修正が望ましい。 【修正案】 （略）常に最新の知見を反映して、安全文化のあるべき姿、設定した品質方針や目標の見直しが必要ないか、組織内で議論を活発に行っている。</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>
<p>3 9</p>	<p>17 頁 補足説明 18 下から 2 行目 「集団的な問題解決に妥協する」の意味が不明である。「近視眼的な解決（集団浅慮）」のような意味か。</p>	<p>「集団浅慮」の意味ではないため、誤解のないよう以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 （補足説明 1 8） 事象発生後の分析において十分に協力をせずにいると、<u>集団的な問題解決に妥協することとなり、また重要な安全の問題の見</u></p>

		<p>落とすといった結果を招くこともある。</p> <p>【修正後】 (補足説明 1 8) 事象発生後の分析において十分に協力をせずにいると、<u>根本的な問題解決に至らないこととなり、また重要な安全の問題の見落とすといった結果を招くこともある。</u></p>
4 0	<p>20 頁 補足説明 24 下から 4 行目</p> <p>「品質基準規則で別途要求されている取組」と「分類 3 の視点とはしていない取組」の関係が分かりづらいため、次のように修正が望ましい。</p> <p>【修正案】</p> <p>なお、分類 2 における健全な安全文化の育成と維持の取組のうち、仕組みに関する実効性評価及びその仕組みの改善については、品質基準規則のマネジメントレビュー（第 18 条第 1 項）、内部監査（第 46 条第 1 項）、プロセスの監視測定（第 47 条第 1 項）において別途要求されており、分類 3 における安全文化に関する状態の評価及び改善には含まれていない。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 (補足説明 2 4) なお、分類 2 における健全な安全文化の育成と維持の取組のうち、仕組みに関する実効性評価及びその仕組みの改善については、<u>品質基準規則で別途要求されており、分類 3 の視点とはしていない。</u></p> <p>【修正後】 (補足説明 2 4) なお、分類 2 における健全な安全文化の育成と維持の取組のうち、仕組みに関する実効性評価及びその仕組みの改善については、<u>品質管理基準規則第 1 8 条第 1 項(マネジメントレビュー)、第 4 6 条第 1 項 (内部監査) 及び第 4 7 条第 1 項 (プロセスの監視測定) において別途要求されており、分類 3 の視点の対象とはしていない。</u></p>
4 1	<p>条項番号：(補足説明 2 4)「安全文化に関する状態の評価及び改善」について</p> <p>コメント：「(補足説明 2 4)に、健全な安全文化の育成と維持の取組の仕組みに関する実効性評価とその改善については、安全文化に関する状態における評価及び改善とは別のアプローチが必要となる」とあるが、「状態の評価」と「仕組みの評価」で別のアプローチが必要とした場合は、仕組みの評価指標として「健全な安全文化の状態」を用いてはならないとも読めると考える。このため、「健全な安全文化の状態」を評価指標として用いることが可能な記載に修文していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり追記します（下線部を追加）。</p> <p>(補足説明 2 4) (中略)。健全な安全文化の育成と維持の取組の仕組みに関する実効性評価とその改善については、安全文化に関する状態における評価及び改善とは別のアプローチ（例えば、目標に対するパフォーマンス指標の評価、活動の実効性評価）が必要となる。<u>ただし、仕組みに関する実効性評価の指標として、安全文化に関する状態の評価を活用する場合もある。</u></p>
4 2	<p>条項番号：(補足説明 2 6)「安全文化に関する状態の自己評価及び独立評価」について</p> <p>コメント：「自己評価の結果は、安全文化に関する状態の独立評価に活用される（補足説明 2 6）」とあるが、一方で（補足説明 2 6）に「安全文化に関する状態の</p>	<p>本ガイドでは、安全文化に関する状態の自己評価を実施し、その結果を安全文化に関する状態の独立評価に活用することを想定して記載しています。また、補足説明 2 6 に記載のとおり、安全文化に関する状態の独立評価も、安全文化に関する状態の</p>

	<p>る状態の自己評価を行うことで安全パフォーマンスを改善することができる」旨の記載がある。安全文化のPDCAを回すためのベースは自己評価であると思うので、独立評価は自己評価を行なうための要素の一つとして活用するものでなければならないと考える。</p>	<p>継続的改善に寄与すると考えます。 よって、原案のとおりとします。</p>
4 3	<p>21 頁 補足説明 26 下から 2 行目 「品質基準規則においては、独立評価は内部監査の一部として位置づけられている。」とあるが、ガイドの独立評価は、5 つの手法などで安全文化を分析するものであり、品質基準規則第 46 条で要求している「客観的な評価」と内容が異なることから、削除が望ましい。</p>	<p>本ガイドにおける独立評価は、品質管理基準規則第 4 6 条で要求している客観的な評価を行う部門による内部監査に含まれます。一方、補足説明 2 5 に記載している手法は、これらに限定しているものではなく、安全文化に関する状態の評価手法の例として記載しているものであり、独立評価に限定される手法でもないことから、原案のとおりとします。</p>
4 4	<p>22 頁 附属 2 本文 1 行目 検査官による巡視から得られた情報を評価する際に旧 NISA の安全文化要素を活用してきた経緯について記載されているが、今後、本資料をどう活用するかが不明確である。1.5 (ガイドの使い方) の記載を踏まえ、次のように本資料の位置付けを最後に記載してはどうか。 【追記案】 なお、本資料は審査官及び検査官が事業者の安全文化の状態を捉える際に参考とするためのものであり、事業者の活動に対するチェックリストではないことに留意が必要である。</p>	<p>本ガイドの使用方法を説明するため、以下のとおり追記します (下線部を追加)。 (附属 2) (略) 属性にはそれぞれ特性の識別記号と番号の組み合わせで付番している。<u>なお、検査官が検査や日常巡視等を通して事業者の保安活動や原子力施設に係る実態を観察し、確認されたパフォーマンス劣化のうち、安全文化に関するものを把握し、蓄積する際に特性と属性を使用することができる。</u></p>
4 5	<p>1. 5 附属 2 については、-すべてが含まれているわけではない-施設、活動により重点が違い、あてはまらない場合がある等の使用上の条件が書いてなければ、視点に基づき審査・検査する場合のチェックリスト化するおそれがあります。また、それ自体、INPO、NRC のものとも違い、民間が作成に関わったわけではないため、将来的には IAEA から新たなトレイツが発行されることになっていることから、民間との間で共通認識に立てるような調整の場が必要と考えます。</p>	<p>上記 4 4 で示した考え方を参照ください。</p>

提出意見とこれに対する考え方（案）

1 1. 原因分析に関するガイド（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>全般 〈内容〉</p> <p>● 「1.1 はじめに」において、「本ガイドは、審査官及び検査官が原因分析に係る要求事項等について、理解を深めるために用いるものである。」とされています。すなわち、本ガイドは規制庁の活動に対するガイドであり、被規制者に何らかの措置を要求するガイドではないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本ガイドは規制庁における審査官及び検査官が事業者の原因分析を確認する際に参考とするガイドであり、事業者に直接要求するものではありません。</p>
2	<p>条項番号:<全体コメント>コメント:本原因分析に関するガイドラインは、その殆どが根本原因分析に関する記載内容となっているが、直接原因分析／根本原因分析の実施について、そのグレード分けの視点が示されておらず、全ての分析に対して根本原因分析を要求しているように見える記載となっている。事業者の分析においては、重要度に応じてメリハリを付けた分析を行なうことが原子力安全に効果的と考えるので、例えば、個別条項に「不適合が安全に及ぼす影響の程度に応じて等の枕詞を記載する」等をお願いしたいと考える。</p>	<p>本ガイドは、従来の直接原因分析及び根本原因分析の考え方を継承したガイドではありません。事業者において原因分析の実施に際して重要度に応じたメリハリのある分析ができるよう仕組みや要領を構築することが重要だと考えます。</p> <p>御意見を踏まえ、従来の直接原因分析及び根本原因分析の考え方を継承したガイドではないことを明確にするため、ガイドの1.5の下に、下記の注記を追記することとします（下線部を追加）。</p> <p><u>(注記)</u></p> <p>・これまでのガイドラインでは、<u>直接要因（技術的要因及び人的要因の両方を含む。）を分析する直接原因分析と組織要因を分析する根本原因分析に分けていたが、不適合の原因の分析には、技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの中の相互作用を考慮することの重要性に鑑み、本ガイドでは直接原因分析と根本原因分析を区別せず、発生した不適合が安全に及ぼす影響の程度を考慮して分析を行うものとしている。</u></p>
3	<p>1 頁 1.1 本文 2 行目</p> <p>「品質基準規則の第 5 1 条第 1 項等では、原子力事業者等に対して、不適合を分析し、その原因を明確にして、改善すること等を求めている。」とあるが、当該条文からは読み取れない。第 5 2 条第 1 項第 6 号との関係を示した記載が適切ではないか。</p> <p>【修正案】</p> <p>「品質基準規則の第 5 2 条第 1 項第 6 号では、原子力の安全に及ぼす影響の程度の大きい不適合に関して根本的な原因を究明するために行う分析の手順</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】</p> <p>1. 1 はじめに</p> <p>(中略)。第 5 1 条第 1 項等では、原子力事業者等に対して、<u>不適合を分析し、その原因を明確にして、改善すること等を求めている。</u>(中略)</p>

	を確立し、実施することを求めている。」	<p>【修正後】</p> <p>1. 1 はじめに (中略)。第52条第1項では、原子力事業者等に対して、<u>発生した不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、速やかに適切な是正処置を講じることを求めている。</u>(中略)</p>
4	<p>条項番号：1. 総則 1.1 はじめに 2行目コメント：・・・の第51条第1項等では、・・・となっているが、・・・の第52条第1項等では、・・・の誤記ではないか。</p>	<p>上記3で示した考え方を参照ください。</p>
5	<p>条項番号：1. 総則 1.3 本ガイドで用いる重要な用語の解説 (2)コメント： (2)技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用 の3行目後半部分。・・・技術的、人的及び組織的要因から影響を受ける。・・・となっているが、・・・技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの相互作用から影響を受ける。・・・ではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します(下線部を修正)。</p> <p>【修正前】</p> <p>1. 3 本ガイドで用いる重要な用語の解説 (2)技術的、人的及び組織的要因並びに<u>それらの間の相互作用</u> (中略)システムを構成する要素(ハードウェア、ソフトウェア、業務プロセス、活動等)は技術的、人的及び<u>組織的要因</u>から影響を受ける。</p> <p>【修正後】</p> <p>1. 3 本ガイドで用いる重要な用語の解説 (2)技術的、人的及び組織的要因並びに<u>これら</u>の間の相互作用 (中略)システムを構成する要素(ハードウェア、ソフトウェア、業務プロセス、活動等)は技術的、人的及び<u>組織的要因並びにこれら</u>の間の相互作用から影響を受ける。</p>
6	<p>5. <該当箇所> ○原因分析に関するガイド 1.4 用語の定義 <内容> 「1.4 用語の定義」において、「共通原因分析」について記載されているが、これまで、「事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン(改訂2版・平成22・11・10 原院第4号)」で要件のあった「集積根本原因分析」との関係が不明確である。これまでの「集積根本原因分析」は、本ガイドにおける「共通原因分析」に置き換わったと理解してよいか。そうではない場合、「集積根本原因分析」と「共通原因分析」との関係を明確にして</p>	<p>「事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン」では、「集積根本原因分析」を、安全に重大な影響を与える事象以外の事象にあっては、是正処置を講じた後、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、予防処置を講ずるため、必要に応じて、根本原因分析を実施することとしていました。一方、本ガイドで定義する「共通原因分析」は、1.4 用語の定義で示しているとおおり、「データの分析を行って抽出した共通性のある不適合について、共通する原因を明確にするために行う分析」をいいます。</p> <p>以上のおおり、「共通原因分析」は「集積根本原因分析」を置き換えたものではなく、また、この両者は異なる概念に基づく</p>

	<p>いただきたい。</p>	<p>ものであるため、関係の明確化が必要となるものではないと考えます。</p>
<p>7</p>	<p>原因分析に関するガイド</p> <p>注：ガイド中の丸囲み数字が意見提出フォーム内で使用できないため、[1]～[9]のように角括弧の数字に置き換えて記載</p> <p><該当箇所></p> <p>全体</p> <p><内容></p> <p>不適合分類を「定める、決定する、設定する、当てはめる」と定義なく異なる用語を使用しているが、用法がまちまちであり、意味が分かりにくい。必要に応じて用語を定義し、ガイド全体で統一した用語の使い分けを行うことが望ましい。</p>	<p>「定める」等の用語を改めて定義する必要はないと考えますが、視点に用いている用語と解説文の間で整合を図るよう、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】</p> <p>（解説1）不適合分類</p> <p>不適合が安全に及ぼす影響の程度に基づいて不適合分類を決定することとなるが、技術的、人的及び組織的側面とこれらの相互の関係も考慮して設定する。基本的には、この分類により、原因分析の実施体制、原因分析の手法、原因分析に投入する資源の量等が決定される。不適合が安全に及ぼす影響の程度が低い不適合であっても、不適合が技術的、人的及び組織的側面に関する重大な過誤によって引き起こされた場合や、これらの側面が相互に関係している場合には、原因分析に当たって、安全に及ぼす影響の程度以上の資源等の投入が必要となる可能性があるため、これらを考慮して不適合分類を決定するように設定されている必要がある。</p> <p>（解説1-4）不適合分類そのものを見直す</p> <p>原因分析を進める中で、当初設定した不適合分類を見直す必要が生じ、変更が必要と判断された場合に、不適合分類そのものを見直すことをいう。</p> <p>【修正後】</p> <p>（解説1）不適合分類</p> <p>不適合が安全に及ぼす影響の程度に基づいて不適合分類を定めておくこととなるが、技術的、人的及び組織的側面とこれらの相互の関係も考慮して定める必要がある。基本的には、不適合をこの分類に当てはめることにより、原因分析の実施体制、原因分析の手法、原因分析に投入する資源の量等が決定される。不適合が安全に及ぼす影響の程度が低い不適合であっても、不適合が技術的、人的及び組織的側面に関する重大な過誤によって引き起こされた場合や、これらの側面が相互に関係している場合には、原因分析に当たって、安全に及</p>

		<p>ばす影響の程度以上の資源等の投入が必要となる可能性があるため、これらを考慮して不適合分類を定める必要がある。</p> <p>(解説16) 不適合分類そのものを見直す 原因分析を進める中で、当初当てはめた不適合分類を見直す必要が生じたものの、<u>現行の不適合分類には適切に当てはめることができない</u>と判断された場合に、不適合分類そのものを見直すことをいう。</p>
8	<p>視点1-1 不適合分類 視点1-1には、「その不適合分類は、技術的、人的及び組織的側面とそれらの相互の関係も考慮したものとなっていること。」との記載があるが、「人的及び組織的側面」は不適合発生段階で特定できず、原因分析段階で判明することになるため、事象発生段階で実施する不適合分類に、「人的及び組織的側面」を加味することは困難である。このため、視点の修正、または、解説へ追記（「人的及び組織的側面」が判明した段階で特定することの認識で良いか。確認させていただきたい。</p>	<p>不適合分類は、原因分析の実施体制の一つとして、個々の不適合を等級別に分類するためにあらかじめ定めておくものをいいます。また、事象発生段階での不適合分類の当てはめにおいて、できるだけ「人的及び組織的側面」を考慮しておく必要があるため、そのように不適合分類を定めておくこととしています。なお、分析の過程で、一度当てはめた不適合分類を変更する必要が生じた場合の対応は、視点2-4に記載しています。</p> <p>以上のことを明確にするため、不適合分類の当てはめについて、視点2-1に、以下のとおり解説を追記します（下線部を追加）。</p> <p><u>(解説9) 不適合に応じて</u> <u>原因分析を行う際には、情報の収集に先立って、発生した不適合を不適合分類に当てはめ、原因分析の実施体制、原因分析の手法、原因分析に投入する資源の量等が決定されることが必要である。なお、原因分析に必要な情報の収集・整理や原因の分析過程で、当初当てはめた不適合分類を見直す場合がある（視点2-4参照）。</u></p>
9	<p>条項番号：視点1-1 不適合分類コメント：「不適合分類が、不適合が安全に及ぼす影響の程度を考慮して定められていること。また、その不適合分類は、技術的、人的及び組織的側面とそれらの相互の関係も考慮したものとなっていること」とあるが、この「視点1-1 不適合分類」は、以下を考慮する必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技術的、人的及び組織的側面とそれらの相互の関係」は、不適合の分析の段階で考慮すべき事項であり、不適合の分類そのものに対して考慮すべき事項ではないと考える。 ・不適合の分類は、IT0も考慮した分析結果の原子力安全に対する影響度合いから決定すべきものであり、分析の結果、影響が大きい場合には不適合分類 	<p>上記8で示した考え方を参照ください。</p>

	<p>の変更も考慮すべきものであると考える。 以上から、「視点1-1 不適合分類」は、「不適合分類が、不適合が安全に及ぼす影響の程度を考慮して定められていること」とし、後半の記載については、視点2-4 不適合分類に関する変更・見直し等に移動して頂きたい。</p>	
10	<p>視点1-2 共通原因分析に関する仕組み 視点1-1には、「共通原因分析」の記載がないため、すべての不適合を対象としているとの認識である。一方、視点1-2には、「共通原因分析」の記載があるため、対象が「共通原因分析」であることは明確になっている。しかしながら、視点1-2以降の視点1-3～1-5については、何を対象としているか明確になっていないので、明確にしていきたい。</p>	<p>本ガイドでは、1. 4の用語の定義に示すとおり、原因分析と共通原因分析を定義しています。本ガイドの中では、共通原因分析に固有の視点は、その旨が分かるように明記しています。一方、視点1-3～1-5等は一般的な事項であり、原因分析と共通原因分析で共通する視点となります。このことが分かるように、ガイドの1.5の下に、下記の注記を追記することとします（下線部を追加）。</p> <p>(注記) <u>・本ガイドの視点では、共通原因分析に固有の視点は、その旨が分かるように明記している。一方、明記していないものは、原因分析と共通原因分析で共通する視点である。</u></p> <p>また、共通原因分析の流れについて分かりにくい表現でしたので、以下のとおり追記します（下線部を追加）。</p> <p>【修正前】 (解説3) 共通原因分析 品質基準規則第50条（データの分析及び評価）において抽出した「機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）」について、共通する原因を分析するものである。</p> <p>【修正後】 (解説3) <u>共通原因分析を実施する</u> <u>一定期間蓄積された不適合の情報を母集団として、品質管理基準規則第50条（データの分析及び評価）において抽出した「機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）」について、品質管理基準規則第52条（是正処置等）第3項の規定に基づいて共通する原因を分析するものである。</u></p>

1 1	<p>視点 2-5 分析対象とする不適合を抽出する観点の見直し 視点 2-5 には、「共通原因分析」の記載があるため対象が明確になっている。しかしながら、視点 2-1～2-4 には、何を対象にしているか明確になっていないため、明確にしていきたい。</p>	<p>上記 1 0 で示した考え方を参照ください。</p>
1 2	<p>4 頁 視点 1-3 本文 1 行目 「適切な原因分析実施要員を選定する仕組みがあること」は、根本原因分析以外では、必ずしも要員を選定しないことから、グレーテッドアプローチが適用できる表現に変更して頂きたい。 【修正案】 「必要な力量によって原因分析が実施されるよう、必要に応じて適切な原因分析実施要員を選定する仕組みがあること。選定する要員に必要な力量には少なくとも以下の[1]～[3]の知識を含む。」</p>	<p>「根本原因分析以外は、必ずしも要員を選定しないことから」とありますが、これは従来のやり方を踏襲した場合の御意見と考えます。2 の御意見に対する考え方に示したとおり、本ガイドでは、従来のように直接原因分析と根本原因分析を区別していません。本ガイドの視点 1-3 は、原因分析を実施する際の原因分析実施要員の選定に関するものです。</p>
1 3	<p>規則名等：原因分析に関するガイド条項番号：視点 1-3 原因分析実施要員の選定コメント：ここで言う力量は、分析チームとしての力量であることが分かるように明確化して頂きたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、解説 4 として以下を追記します（下線部を追加）。</p> <p><u>（解説 4）以下の①～③の知識を含む。</u> <u>①～③の知識は、必ずしも一名の要員が全てを持つということではなく、原因分析を実施するチーム全体で、①～③の知識を持つということである。</u></p>
1 4	<p>1.4(5) 独立性を有する者 <内容> 1.4(5) に「当該不適合に直接関与した部門に属していない者」とあるが、これまで独立性が求められていたのは根本要因分析である。この関係性を考慮すれば、本ガイドにおける対象は、品質管理規則（案）第 52 条（是正処置等）第 1 項六号における「根本的な原因を究明するために行う分析」のことを示したものと理解することができるが、これで正しいか。確認させていただきたい。</p>	<p>視点 1-4 に示すとおり、独立性は、不適合が安全に及ぼす影響の程度に応じて求められます。事業者が構築する原因分析を実施する仕組みや要領の中で、原因分析を行う上で独立性を有する必要性がある条件を設定することとなります。</p>
1 5	<p>6 頁 視点 2-3[2] 1 行目 「[1]で整理した原因について、さらにその原因を探索する…」とあるが、解説 12 の内容と整合しないため、表現を変更して頂きたい。 【修正案】 「[1]で整理した原因について、必要に応じて不適合分類の当てはめを見直して改めてその原因を探索する・・・」</p>	<p>分かりにくい表現でしたので、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 （解説 1 2）さらにその原因を探索する必要性の検討 原因分析開始当初に当てはめた不適合分類に基づき、情報を収集し原因分析を進める中で、<u>不適合分類の当てはめの妥当性等に疑問が生じた場合に、必要に応じて不適合分類の当てはめを見直して改めて視点 2-4 に基づき原因を探索する。</u></p>

		<p>【修正後】 (解説14) さらにその原因を探索する必要性の検討 原因分析の開始当初に当てはめた不適合分類に基づき、情報を収集し原因分析を進める中で、<u>収集・整理する情報の範囲や原因分析の手法等を見直す必要性が生じた場合に、必要に応じて不適合分類の当てはめを見直して改めて視点2-4に基づき原因を探索する。</u></p>
16	<p>6頁 解説11 本文3行目 「ただし、自組織外からの影響を原因としても自組織で是正処置を立案・実施できないことから、自組織外からの影響を原因とはしない。」とあるが、自組織外からの影響が主要な原因ということもありえることから、この記載は不要ではないか。安易に自組織外からの影響と分析しないことを意図しているのであれば、その旨を記載することが望ましい。</p>	<p>御意見のとおり、安易に外部の要因を原因としてしまうと、原因分析の結果が対策に結びつかない可能性があります。 よって、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 (解説9) 組織外からの影響を考慮する 事象に直接関与した組織（以下「当該組織」という。）の<u>外部の組織が当該組織に何らかの影響を及ぼし、不適合を誘発している場合があるため、外部組織からの影響についても検討する必要がある。</u></p> <p>(解説11) 「何に」の対象 不適合の原因分析を実施すると、一般的に原因が複数抽出されるため、主要な原因を絞り込む必要が生じる。原因を分析する際には、技術的側面、人的側面、組織的側面と<u>それらの間の相互作用が含まれる。ただし、自組織外からの影響を原因としても自組織で是正処置を立案・実施できないことから、自組織外からの影響を原因とはしない。</u></p> <p>【修正後】 (解説11) 組織外からの影響を考慮する 事象に直接関与した組織（以下「当該組織」という。）の<u>外部が当該組織に何らかの影響を及ぼし、不適合を誘発している場合があるため、外部からの影響についても検討する必要がある。ただし、不適合の原因の分析結果として、安易に当該組織外からの影響を主要な原因とはしない。</u></p> <p>(解説13) 「何に」の対象 不適合の原因分析を実施すると、一般的に原因が複数抽出</p>

		<p>されるため、主要な原因を絞り込む必要が生じる。原因を分析する際には、技術的側面、人的側面、組織的側面と<u>これら</u>の間の相互作用が含まれる。</p>
17	<p>6頁 解説13 本文1行目 「安全文化の特性・属性が劣化したためではないか、という観点に基づいて、」とあるが、「安全文化の特性・属性」を事業者が使用することを前提とする記載であるため、「事業者の定める安全文化のあるべき姿などから外れたためではないか、という観点に基づいて、」のように事業者の裁量に任せるような記載が望ましい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 （解説13）原因と安全文化の関連を整理する 原因分析によって明らかとなった原因が、<u>安全文化の特性・属性が劣化したためではないか、という観点に基づいて、原因と安全文化との関連を検討する。</u></p> <p>【修正後】 （解説15）原因と安全文化の関連を整理する <u>安全文化の特性・属性等の特徴を考慮した上で、原因と安全文化との関連を整理することをいう。</u></p>
18	<p>7頁 視点2-4[2] 2行目 「見直しの契機となった不適合」とあるが、解説15を踏まえると「見直しの対象となった不適合」とする方が適切である。</p>	<p>視点2-4②は、不適合分類の当てはめの見直しではなく、不適合分類そのもの見直しに関する視点であることから、「見直しの契機となった不適合」としています。分かりにくい表現でしたので、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 （解説15）見直しの契機となった不適合については、それを踏まえて原因が分析されていること 不適合分類の見直しが組織として承認されるまでには、ある程度の時間が必要となる場合があるため、不適合分類の見直しが完了するまで当該不適合の原因分析を中断するのではなく、<u>現行の不適合分類</u>に暫定的に当てはめて原因分析をやり直す<u>ことをいう。</u></p> <p>【修正後】 （解説17）見直しの契機となった不適合については、それを踏まえて原因が分析されていること 不適合分類の見直しが組織として承認されるまでには、ある程度の時間が必要となる場合がある。<u>そのような場合には、不適合分類の見直しが完了するまで当該不適合の原因分析を中断するのではなく、見直しの必要性が明らかになった不適合の状況を踏まえ、現行の不適合分類</u>に暫定的に当てはめて</p>

19	<p>7頁 解説16 本文2行目 「共通する不適合が極少数しか抽出されなかった場合は・・・」とあるが、抽象的な表現であるため、「極少数しか」を削除して頂きたい。</p>	<p>原因分析をやり直す必要がある。 不適合の数量に関する記載が抽象的であることから、分かりやすくなるよう、以下のとおり修正します（下線部を修正）。</p> <p>【修正前】 （解説16）分析対象とする不適合を抽出する観点が適切でない 一定期間蓄積された複数の不適合に対して、共通原因分析を実施する際に、<u>共通する不適合が極少数しか抽出されなかった場合は、共通する不適合を抽出する観点が不適切ではないかという観点で見直す必要がある。</u></p> <p>（補足説明14）分析対象とする不適合を抽出する観点について （中略）。この時、<u>共通する不適合が抽出されない、あるいは抽出された不適合が対象とした不適合全体に対して非常に数が少ないという場合は、設定した事項に何らかの問題がある可能性を検討する必要がある。</u>（中略）</p> <p>【修正後】 （解説18）分析対象とする不適合を抽出する観点が適切でない 一定期間蓄積された複数の不適合に対して、共通原因分析を実施する際に、<u>対象組織や対象機器の観点で不適合を絞り込んでいる場合は、その絞り方によって、共通原因分析の対象とする不適合が適切に抽出されない場合があることに留意する必要がある。</u></p> <p>（補足説明14）分析対象とする不適合を抽出する観点について （中略）。この時、<u>対象組織や対象機器の観点で不適合を絞り込んでいる場合は、絞り込みの範囲や程度によっては原因が共通する不適合を十分に抽出できていない可能性があることに留意する必要がある。</u>（中略）</p>
20	<p>10頁 補足説明14 本文3行目 「あるいは・・・非常に数が少ないという場合には」とあるが、抽象的な表現であるため、削除して頂きたい。</p>	<p>上記19で示した考え方を参照ください。</p>

21	<p>8頁 補足説明3 本文1行目 2文目が冗長のため、次のように簡潔に記載することが望ましい。</p> <p>【修正案】 「原因分析の手法の選定に当たっては、次のような不適合に関係する要因毎に適した原因分析の手法を使用するように定められていることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器故障 ・ 人間とその周囲の環境（他の人間、機器、温度や照度、手順書等） ・ 要員同士のコミュニケーション」 	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 （補足説明3）「原因分析の手法」について 原因分析の手法には、目的に応じて様々な特徴を持つものが存在する。原因分析の手法の選定に当たっては、<u>機器故障に関係した不適合ならばそれに適した原因分析の手法を使用し、人間とその周囲の環境（他の人間、機器、温度や照度、手順書等）に関係した不適合ならばそれに適した原因分析の手法を使用し、要員同士のコミュニケーションに問題があると推測される不適合ならばそれに適した原因分析の手法を使用するように定められていることが望ましい。</u></p> <p>【修正後】 （補足説明3）「原因分析の手法」について 原因分析の手法には、目的に応じて様々な特徴を持つものが存在する。原因分析の手法の選定に当たっては、<u>次のような不適合に関係する要因ごとに適した原因分析の手法を使用するように定められていることが望ましい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>機器故障</u> ・ <u>人間とその周囲の環境（他の人間、機器、温度や照度、手順書等）</u> ・ <u>要員同士のコミュニケーション</u>
----	---	--

提出意見とこれに対する考え方（案）

1 2. 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド 一部改正案、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド 一部改正案及び発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 一部改正案に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド 一部改正案 に関するもの		
1	<p>意見／理由</p> <p>4. 6</p> <p>2. (6) 4) では「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」と記載しているのに対して、本条項では「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」と記載している。</p> <p>本条項において「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」と記載したほうがよいのではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、「保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に修正します。</p>
発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド 一部改正案 に関するもの		
2	<p>「3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載」の「(3) 添付書類 1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」の説明文中（今回新旧では（略）と記載されている部分）では「・・・の規定により届け出たところによる工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており・・・」と記載されている。工認ガイドで記載されている法第43条の3の9第3項第1号は法改正で「工事の計画」が「設計及び工事の計画」に変更になっていることから、工認ガイドも「工事の計画」を「設計及び工事の計画」に変更するほうが適切ではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、「工事の計画」を「設計及び工事の計画」に修正します。</p>
3	<p>条項番号：3. (3) 1)</p> <p>コメント：改正案で3. (3) 1) は（略）とされているが、改正前ガイドの3. (2) 1) の文中にある「工事の計画」を法43条の3の9第3項第1号に合わせて「設計及び工事の計画」に修正すべき。</p>	<p>上記2で示した考え方を参照してください。</p>

4	<p>3. (3) 3 2) コメント内容 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書の記載について</p> <p>10行目「工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（使用前事業者検査等の独立性、・・・）」との記載において、「使用前事業者検査等」となっているが、発電用原子炉施設の工事計画の手続きにおいては定期事業者検査、使用前検査は含まれないと思われしますので、「等」を削除し「使用前事業者検査」に修正して頂きたい。</p>	<p>御指摘のとおり、「使用前事業者検査等」を「使用前事業者検査」に修正します。</p>
5	<p>4. 設計及び工事の計画の変更等の手続</p> <p>「・・・, 工事計画の記載の変更を伴うものについて、・・・」の記載を 「・・・, 工事計画等の記載の変更を伴うものについて、・・・」に変更するとしていますが、下線部については、「設計及び工事の計画」が適切ではないでしょうか。</p>	<p>御指摘の「工事計画」は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第9条第1項第2号の「工事計画」に相当するため原案のとおりとします。</p>
<p>発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 一部改正案に関するもの</p>		
6	<p>該当箇所 2. 型式指定関係 (9)</p> <p>条文 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の例による。</p> <p>内容 型式指定の申請の別表第3の添付書類には、「燃料体を使用される条件の下における健全性に関する説明書」があるが、条文のガイドで説明されていないものに該当し、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイドには、当該添付書類の説明がないため、記載する内容が説明されておらず明確にすることが必要ではないか？</p>	<p>御指摘の「燃料体を使用される条件の下における健全性に関する説明書」は、設計及び工事の計画の認可申請書添付書類（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則表第二下欄）の「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」に相当する説明書です。</p> <p>よって、発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続きガイドの3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載（3）添付書類 4）安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 にあるとおり、燃料体が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できることを説明することを求めています。</p> <p>以上より、原案のとおりとします。</p>

提出意見とこれに対する考え方（案）

1 3. 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（案）に関するもの

番号	提 出 意 見	考 え 方
1	<p>・ P. 0</p> <p>附則「本ガイドは・・・から施行する。発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイドについては、本ガイドの施行に伴い、廃止する。ただし、改正法施行の際現に工事に着手されている施設に係る使用前検査は、なお従前の例による」が削除されているが、扱いを明確にするために附則を残す必要がある。</p>	<p>御指摘のとおり、本ガイドに附則を加えることとします。</p>
2	<p>1. 目的（2頁 5行目）</p> <p><内容></p> <p>本ガイドの記載（要求事項）は、1「2. 使用前事業者検査／1. 使用前事業者検査の実施／(1)第1号に規定する方法」には「主要な耐圧部の溶接部」と発電用原子炉を対象とした記載があり、また、2表4-1、表4-2での内容は発電用原子炉におけるこれまでの実績を踏まえた記載となっている等、発電用原子炉を対象としたものとなっていると認識している。</p> <p>一方、ガイドの構成としては、表1を掲げることにより、全ての原子力事業者等（原子力施設）を網羅する体裁をとっていることから、これらの記載（要求事項）は全ての原子力施設に一律に適用されると考えられる。</p> <p>このため、別紙3 品管規則第4条の解釈3にある保安活動の重要度（原子力施設の影響度に応じた当該原子力施設における保安活動の管理の重み付け）は、原子力施設により相違すること等から、原子力施設の特性を踏まえたそれぞれの施設の扱い方について明文化いただきたい。</p>	<p>表2に示す原子力施設に係る技術基準規則の「材料及び構造」において、原子力施設ごとの溶接部への要求事項が定められており、当該範囲についての使用前事業者検査又は使用前検査を行う必要があります。</p> <p>溶接部の基本的な検査方法については、原子力施設ごとに大きく変わることはないと認識しておりますが、御指摘のとおり実用発電用原子炉施設以外の施設に対応する記載となっていないことから、II. 1. (1) 7行目の「主要な耐圧部の溶接部」を「表2に示す規則の「材料及び構造」に定める溶接部（耐圧部分の溶接部及び主要な耐圧部の溶接部を含む。）」に修正します。</p> <p>また、表4-1及び表4-2に「実用炉施設の検査の方法の例を示す。」を追記します。</p>
3	<p>・ P. 2 1. 目的</p> <p>目的のなお書き「なお、原子力事業者等における使用前事業者検査（中略）の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下、「技術基準」という）に適合する」は、法体系上適切でない。</p> <p>「なお、原子力事業者等における使用前事業者検査（中略）の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、このガイドに照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、このガイドに適合する」とすべきと考える。</p>	<p>本ガイドは原子炉等規制法及び各原子力施設の事業規則に規定された事項を運用するため、基本的な事項を定めたものであり、原子炉等規制法に基づく使用前事業者検査及び定期事業者検査は原子力規制委員会規則に定める技術上の基準に適合していることを確認する必要があることから、原案のとおりとします。</p>

4	<p>3頁 2. <内容> 冒頭に「(ローマ数字2). 1. に記載している検査実施要領書に基づき・・・」 とあるが、この部分に対応する記述がないため、誤記(削除)と思われる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅱ. 1に以下の記載を追加した上で、本ガイド内の整合を図るため、また、Ⅱ. 2. 使用前事業者検査等の結果の記録の「Ⅱ. 1. に記載している検査実施要領書に基づき」を「Ⅱ. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき」に修正します。</p> <p>Ⅱ. 使用前事業者検査 1. 使用前事業者検査の実施 第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に 応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p>
5	<p>2 (ローマ数字). 2. コメント 「2 (ローマ数字). 1に記載している検査実施要領書に基づき、、、」と記載があるが2 (ローマ数字). 1に該当箇所がないため「2 (ローマ数字). 1に記載している」を削除してはどうか。</p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>
6	<p>2 (ガイドではローマ数字). 使用前事業者検査 2. 使用前事業者検査の結果の記録 「2 (ガイドではローマ数字). 1. に記載している検査実施要領書に基づき使用前事業者検査を実施した結果について、・・・」の記載について、2 (ガイドではローマ数字). 1. には検査実施要領書に関する記載がないことから、以下のように修正してはいかがでしょうか。</p> <p>【修正案】 2 (ローマ数字). 1. に基づく使用前事業者検査を実施した結果について、</p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>
7	<p>条項番号：3頁 2. 2. コメント：「2.1.に記載している検査実施要領書～」とありますが、2.1.には検査実施要領書に関する記載はないため修正いただきたい。(8月20日の検討チーム会合で提示された版では、2.1の冒頭にあらかじめ検査実施要領書を定めることについて記載がありますが、パブコメ版では削除されたため意味がなくなっていると思われる。) </p>	<p>上記4で示した考え方を参照してください。</p>

8	<p>3 頁下から 3 行目 <内容> 「2 (ローマ数字). 1. に記載している検査“実施要領書”に基づき・・・」 と記載されているが、「2 (ローマ数字). 1. 使用前事業者検査の実施」には 検査“実施要領書”に関する言及がない。現在の記載案を生かすのであれば、 「検査の“方法”に基づき・・・」が適当と考える。</p>	<p>上記 4 で示した考え方を参照してください。</p>
9	<p>2 1(1) 使用前事業者検査要領書の作成単位は、特に定められていないと理解して 良いか。(従来は、使用前検査申請毎には最低限必要であった)</p>	<p>御指摘のとおり、使用前事業者検査を行う前に、事業者自ら が当該検査実施要領書を定めることを求めています。1つの 当該検査実施要領書としてまとめる範囲(施設の種類、工事の 工程、検査項目等)を限定するものではありません。なお、検 査を行うに当たって、十分な記載であることが必要です。</p>
10	<p>条項番号: 3 頁 2. 1. コメント: 第 1 号、第 2 号、第 3 号は、全て第 1 項の第 1 号～第 3 号であるこ とが分かるよう記載いただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、見出しを「(1) 第●号に規定する方法」を 「(1) 第 1 項第●号に規定する方法」に修正します。</p>
11	<p>3 頁 20 行目～ <内容> 第 3 号に規定する方法の説明がなされているが、ここでは発電炉規則等の規 定である「設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認する ために十分な方法」について説明されている。本号に該当する使用規則第 2 条の 2 第 1 項第 3 号では、「その他使用施設等が法第 55 条の 2 第 2 項各号の いずれにも適合していることを確認するために十分な方法」となっている。 現在の記載案では、使用施設に関する説明が不十分であると考ええる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、核燃料物質の使用施設等においては、設計 及び工事の計画の認可を受ける制度がないため、原子炉等規制 法第 55 条の 2 第 2 項の規定に基づき、以下のとおり修正をし ます。 II. 使用前事業者検査又は使用前検査 1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施 (3) 第 1 項第 3 号に規定する方法 第 3 号に規定する「<u>その他設置又は変更の工事がその 設計及び工事の計画に従って行われたものであることを 確認するために十分な方法</u>」(使用施設等にあつては、「<u>そ の他使用施設等が法第 55 条の 2 第 2 項各号のいずれに も適合していることを確認するために十分な方法</u>」)に は、<u>設工認における工事計画で定められた仕様(使用施 設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準)</u>、基本 設計方針等に適合するように施工されているかどうかを 確認<u>できる方法</u>であることが必要である。また、第 1 号 及び第 2 号の方法では確認できないものについて、<u>施工 管理等の状況も含めて確認できる方法</u>であることが必要 である。</p>

1 2	<p>・ P. 3 2. 使用前事業者検査</p> <p>(1) 第1号に規定される方法、(2) 第2号に規定される方法の中で、それぞれ十分な方法は、表4-1に示す、外観検査、非破壊検査等を必要に応じて組み合わせた方法とするとされていますが、表4-1では、使用前事業者検査の目的と、定期事業者検査の目的が一体的に記載されているため、使用前事業者検査又は定期事業者検査として十分な方法が正確に示されていない。例えば、使用前事業者検査の外観検査では「有害な欠陥がないことを確認する」のに対して、定期事業者検査の外観検査では「き裂、変形等の有無」という劣化モードを考慮した外観検査を実施する必要がある。検査の目的を正確に記載するため、使用前事業者検査と定期事業者検査の表は、別々に記載されるべきと考える。</p>	<p>表4-1は検査の方法の例を示したものであり、II. 1. には「技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある。」旨記載していますが、御指摘を踏まえて、表4-1の注意書きとして「この表の検査の方法は実用炉施設の使用前事業者検査又は定期事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。」を追記します。</p> <p>同様に、表4-2及び表4-3の注意書きとして、「この表の検査の方法は実用炉施設の溶接（又は燃料体）に係る使用前事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。」を追記します。</p> <p>また、表4-1「非破壊検査」の検査の方法を以下のとおり修正します。</p> <p><u>放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、渦流探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。</u></p>
1 3	<p>条項番号：4頁 2. 3.</p> <p>コメント：「技術基準の適合することが」は「技術基準に適合することが」に修正いただきたい。</p>	<p>御指摘のとおり、II. 3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示の「技術基準の適合することが」を「技術基準に適合することが」に修正します。</p>
1 4	<p>4頁 3.</p> <p><内容></p> <p>冒頭に「・・・技術基準の適合・・・」とあるが、正しくは、「・・・技術基準に適合・・・」と思われる。</p>	<p>上記1 3で示した考え方を参照してください。</p>
1 5	<p>5ページ 定期事業者検査 1. (1)</p> <p>「定期事業者検査 1. 定期事業者検査の実施時期 (1) 定期事業者検査の実施時期」に関して、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第56条 (定期事業者検査の実施) 5項」に記載の時期との整合が必要ではないか。具体的には本運用ガイドには「第1項の表上覧に掲げる～同表下欄に掲げる時期までにこれら以外の原子力施設においては (略) 12月を超えない時期までに行う必要がある (略) 」とありますが、実用炉則では、施設の区分けが無く、一律で「定期事業者検査は、一定の期間 (13ヶ月) 以上を設定し (略)」とあり不整合が生じている。</p>	<p>実用発電用原子炉施設の定期事業者検査の実施時期は、実用炉規則第55条第1項の表に示す判定期間が告示で定められた場合には、13月、18月又は24月を超えない時期とすることができ、当該記載に不整合はありません。</p> <p>なお、研究開発段階発電用原子炉施設に対応する記載となっていないため、以下のとおり修正します。</p> <p>III. 定期事業者検査</p> <p>1. 定期事業者検査の実施時期</p>

		<p>(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項）</p> <p>原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（Ⅲ. 2. (1) ①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（Ⅲ. 2. (1) ②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（Ⅲ. 2. (2)に記載の方法に相当）については、<u>実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に応じた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発段階発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。</u></p>
16	<p>3（ローマ数字）. 2. コメント 「この、「検査時期」には、～3（ローマ数字）. 4. (2) 4（施設管理の実施に関する計画）の点検の時期についても工程表等で明確にする必要がある。」の記載があるが、検査要領書に点検計画の時期を工程表にて添付しなければいけないのかご教授いただきたい。検査前に各設備の補修等が完了していることは確認しているため、点検計画の工程表を添付する必要はないと考えている。確認の必要がある場合はフリーアクセスにて確認できると考えているため削除いただけないか。</p>	<p>本ガイドⅢ. 2. (1) 検査項目・手法（第1項）では「工程表等で明確にする」と記載しており、必ずしも定期事業者検査要領書に工程表を添付することを求めているわけではなく、当該検査の実施時期の適切性を確認する際、この時期の原子力施設の運転・操作又は使用の状態（運転・停止状態、臨界、解列、並列等）、工事及び検査の工程並びに検査の結果等に影響を及ぼす点検等の実施時期と検査項目ごとの実施時期を照合する必要があることから、原案のとおりとします。</p>
17	<p>3（ローマ数字）. 4. (2) 4イ 3（ローマ数字）. 4. (2) 4ウ 3（ローマ数字）. 4. (2) 4エ コメント 「○計画期間中における点検の実施状況等」および「○実施理由の明確化」に「参考資料に変更があった場合」の記載ならびに、「工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置」の4行目5行目の「なお書き」の記載については、炉規則で変更報告が規定されていないことから、記載は不要と考えます。</p>	<p>定期事業者検査の報告に当たっては、原子炉等規制法に基づき事業者が行う検査の内容、実施時期及び実施結果の透明性確保のため、報告時点での計画、実績等を記載することを求めていることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、検査開始前に報告した内容に変更が生じた場合は、変更した事項を明確にした上で、それ以降の報告時期に変更内容を含めて報告することとします。</p>
18	<p><該当箇所> 9頁3～5行目 17頁15～18行目 <内容></p>	<p>Ⅵ. 3. 施設管理目標（第1項第3号）には、「施設管理の重要度が高い系統」の定量的な目標を設定する考え方を記載しており、一例として、実用炉施設の例を記載していますが、「施設</p>

	<p>「施設管理の重要度が高い系統」について、実用発電炉の分類原則は示されているが（p. 17 の 15～18 行目）、核燃料サイクル施設等の例は示されていない。この分類は、事業施設内の相対的な分類ではなく、全事業施設間の絶対的な分類とした方が、保全活動に係る資源配分の最適化が図られると考える。例えば、品質管理基準規則第 4 条の解釈にある「影響度低施設（敷地周辺の公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルト以下の施設）」については「施設管理の重要度が高い系統」の選定及び目標値設定を不要とするなど、規制活動に係る等級別取扱い（グレーデッドアプローチ）を検討していただきたい。</p>	<p>管理の重要度が高い系統」は原子力施設ごとに異なるものであるため、事業者が自らの原子力施設の安全機能を果たすために、原子力施設の特性を踏まえ、施設管理により設備、機械又は器具の品質や信頼性を高く維持することが求められる系統について設定する必要があります。</p> <p>施設全体の指標は「プラントレベルの指標」として設定し、「施設管理の重要度が高い系統」については系統ごとの指標の設定を求めているものです。</p> <p>また、品質管理基準規則第 4 条の解釈における影響度低施設の記載は削除することとし、政令 4 1 条非該当使用者における施設管理の例については本ガイドの参考に示すこととします。</p>
19	<p>条項番号：3. 定期事業者検査_4. 定期事業者検査の報告_（2）定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第 3 項）_4 施設管理の実施に関する計画（第 3 号）</p> <p>コメント：「ウ. 工事の計画（第 3 号ロのうち工事に関する事項） 工事の当該定期事業者検査に係る保全計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法、実施頻度及び時期を記載する必要がある。」とあるが、実用炉則案の第 3 号ロには「発電用原子炉施設の工事の方法及び時期」と記載されており、「実施頻度」に関する記述がありませんので整合を図っていただきたい。</p> <p>また、冒頭の「工事の」は文章上どこにかかっているのかわからない。不要ではないか。</p>	<p>前段については、要求されている機能を維持するために定期に行うものについては、点検等にも該当するものとして、実施頻度の記載が必要です。</p> <p>このため、御指摘のとおり「方法、実施頻度及び時期」を「方法及び時期」に修正するとともに、上述の趣旨を明確にするため、以下のとおり追記します。</p> <p>Ⅲ. 定期事業者検査</p> <p>4. 定期事業者検査の報告</p> <p>（2）定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第 3 項）</p> <p>④ 施設管理実施計画（第 3 号）</p> <p>イ. 点検計画（第 3 号ハのうち点検等に関する事項）</p> <p>○点検等の実施頻度の末尾</p> <p>点検等の結果及び設計上機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期的に機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要があります。</p> <p>後段については、御指摘のとおり修正します。</p>
20	<p>条項番号：3. 定期事業者検査_4. 定期事業者検査の報告_（2）定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第 3 項）_4 施設管理の実施に関する計画（第 3 号）</p> <p>コメント：「ウ. 工事の計画（第 3 号ロのうち工事に関する事項）」と「エ. 点検等の計画及び保安の確保のための措置（第 3 号ハ及びニ）」の記載について、</p>	<p>前段については、上記 19 で示した考え方を参照してください。</p> <p>後段については、御指摘を踏まえ以下のとおり修正します。</p> <p>Ⅲ. 定期事業者検査</p>

	<p>実用炉則 57 条の 3 第 3 項第 3 号ロには記載のない「実施頻度」がウには含まれていたり、実用炉則 57 条の 3 第 3 項第 3 号ハは「工事及び点検等」であるところ、エでは「点検等」に限定されているなど、実用炉規則第 57 条の 3 第 3 項第 3 号ロ・ハ・ニに関する内容が本ガイドのウ・エで混在して記載されているため、実用炉規則第 57 条の 3 第 3 項第 3 号ロ・ハ・ニとの対応関係に齟齬がないように記載していただきたい。</p>	<p>4. 定期事業者検査の報告 (2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項 (第 3 項) ④ 施設管理実施計画 (第 3 号) ウ. 工事の計画 (第 3 号ロ及びニのうち工事に関する事項) ○工事の時期 工事の<u>時期</u>としては、当該定期事業者検査に係る<u>施設管理実施計画期間中のみの実施か、又は、複数の施設管理実施計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。</u>さらに、<u>発電用原子炉については運転中・停止中の区別を記載する必要がある。</u>また、エ. に定めた事項についても記載する必要がある。</p>
2 1	<p>3 (ローマ数字). 4. (2) 8 コメント 「特別な保全計画を定めた場合の対応」に、「それぞれの書類において記載して報告するものとする」と記載があるが、他添付資料と同様に報告は不要と考えており、フリーアクセスにて確認いただけることから削除いただけないか。</p>	<p>VI. 施設管理 6. 特別な保全計画 (第 1 項第 7 号)「特別な保全計画が必要な場合」に記載しているとおり、「特別な保全計画」は特別な状態にある場合に定めるものです。特別な状態となったことに伴い、当初の保全計画について点検等の適切性の評価を行い、評価結果を踏まえて点検等の方法、実施頻度及び時期などを設定する必要があり、この場合、III. 4. (2) ⑧「特別な保全計画を定めた場合の対応」に記載しているとおり、当初報告された内容から大きく変更となる可能性があることから、改めて報告を求めるものとしています。 したがって、原案のとおりとします。 なお、上述の「保全計画」を各原子力施設の事業規則と整合し、「施設管理実施計画」に修正します。</p>
2 2	<p>VI 4 1 では施設管理活動の全体を保全活動と定義しているが、4 のア. の 2 つ目の○「使用開始後の原子力施設」や、4 のイ. 「設計及び工事の計画及び実施(第 4 号ロ)」では狭義の保全とも読め、保全の定義を明確にしていきたい。</p>	<p>原子力施設の保全は、原子炉等規制法において保安のために必要な措置の 1 つとして定められており、施設管理は、各原子力施設の事業規則において、原子力施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動として定めています。御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>VI. 施設管理 1. 施設管理における各種活動 (第 1 項) <u>原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要があ</u></p>

		<p>り、当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理には、「設計」、「工事」のほか、施設の状況を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。</p>
2 3	<p>VI 4のク、「施設管理に関する記録(第4号チ)」において、可能な限り事後の検証が可能なトレーサビリティを確保した記録を作成、保存するよう記載されているが、ここで「事後」は機器等の機能喪失後を指すのか読めない。「事後」が何を指すのかを明確にして頂きたい。</p>	<p>「事後」とは、当該の保全活動が終了した後のことを意味します。したがって、当該の保安活動が適切に行われたという検証や保安活動の実効性の評価が、その活動の終了後に適切に行えるよう記録の作成し、保存することを求めています。</p>
2 4	<p>IV. 第二段落:「また、・・・・重要度に応じて合理的に実現可能なものとして、適確な運用をしていけるよう改善していくことが必要である。」と記載があるが、ガイドとして、具体例が必要と考える。現状の抽象的な表現では、事業者側は使えない。記載しなかった場合の規制側の言い訳の意味としか思えない。</p>	<p>本ガイドは全ての原子力施設における使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査並びに保安のための措置に係る運用上必要となる事項を記載しており、全ての原子力施設について具体的な例示をするものではなく、原案のとおりとしますが、品質マネジメントシステムに関する記載を充実するため、以下のとおり追記します。</p> <p>IV. 品質マネジメントシステム</p> <p>原子力事業者等においては、原子炉の設置の許可又は事業の許可若しくは指定(以下「事業許可等」という。)を受けた時点で原子力事業者等としての責務を有する者となり、事業許可等において示した品質マネジメントシステムを具体化した保安規定に基づき、保安活動を行っていく必要がある。また、設計及び工事の計画においても事業許可等及び保安規定と整合した品質マネジメントシステムを定め、これに基づき設計及び工事に係る保安活動を行う必要がある。具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制、作業手順書等の位置付けを含めて整備して、可能な限り情報を収集して保安活動の改善による安全性の向上に努める必要がある。</p> <p>なお、許可又は指定の基準の一つに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則解釈を制定し、これらに従って品質マネジメントシステムを確立し、運用する必要がある。</p> <p>具体的な品質マネジメントシステムは、同規則第4条第2項に規定する事項(原子力施設、組織又は個別業務の重要度</p>

		及びこれらの複雑さの程度など)を考慮し、保安活動の重要度に応じて、事業者自らが確立するものである。
25	ローマ数字4施設管理 2. 施設管理方針の第三段落：文章が「等においては・・・」で始まっており、意味が不明。適切な記載に修正が必要と思います。	御指摘を踏まえ、「等においては」を「点検等においては」に修正します。
26	6. 施設管理 2. <内容> ●6. 施設管理 2. 施設管理方針の第三段落目、「等においては経年劣化事象～」の記載について、文章の冒頭が「等」から始まっています。誤記と思われるため修正願います。	上記25で示した考え方を参照してください。
27	6 (ローマ数字). 2. コメント 3段落目「等においては～」は、誤記と思われます。	上記25で示した考え方を参照してください。
28	条項番号：6. 2. 16頁 コメント：3段落目の冒頭が「等においては～」となっているが誤記と思われるため修正いただきたい。	上記25で示した考え方を参照してください。
29	16頁下から17行目 <内容> (行冒頭)「等においては経年劣化事象・・・」 → 「実用炉施設等においては経年劣化事象・・・」	上記25で示した考え方を参照してください。
30	別紙10 16頁 下から17行目 VI. 2 施設管理方針 <内容> 3段落目の文頭が「等においては」から始まっているため、「等」の内容を例示するよう修正いただきたい。	上記25で示した考え方を参照してください。
31	・P. 16 6. 施設管理 2. 施設管理方針 (第1項第1号及び第2号) 施設管理方針の第3パラグラフ目の書き出しの部分「点検・試験・検査等(以下、点検等という)においては」が脱字だと思われる。	上記25で示した考え方を参照してください。

3 2	<p>16 ページ 施設管理 2. 第3 パラグラフ 「等においては経年劣化事象による劣化の有無（略）」とあるが、文頭の「等」が何を指しているか不明です。「点検等」の脱字ではないか。</p>	<p>上記25で示した考え方を参照してください。</p>
3 3	<p>「ローマ数字6. 施設管理」の全般についてです。 ・廃止措置においては、運転中に使用していた設備をその状態で維持することが必須ではない設備もある。（事業者の考え方にもよる） ・劣化し、使用に耐え無くなったら別途代替措置を考える。そのような対応を含めた柔軟性のある施設管理を認める記載が必要である。</p>	<p>廃止措置期間中にも機能を維持すべき施設及びこれを維持するための措置については、認可を受けた廃止措置計画に定められているとおりに、技術基準に適合するよう維持管理する必要がありますが、廃止措置計画を施設の状況に応じて柔軟に見直すことが可能です。 以上のことよって、事業者の施設管理は各種許認可において示された施設の管理に係る考え方に基づくものとなり、原子力規制検査もこれに応じたものとなりますので、原案のとおりとします。</p>
3 4	<p>ローマ数字6. 施設管理2. に施設管理方針として整理すべき事項が記載されていますが、原子力施設としてひとまとめに記載されており、難解な記述となっております。 例えば、運転炉の場合、廃止措置の場合（使用済燃料が存在する場合、労働者被ばく・労働安全のみにポイントが移行した場合等）で、要求事項を整理して記述願いたい。</p>	<p>施設管理方針は、事業者自らが各原子力施設の事業規則に基づき、原子力施設を設置し、維持するため施設管理に係る必要な方針を定めるものであり、原子力施設ごとに異なるものです。本ガイドでは設置・事業開始から廃止までの施設管理方針を定める上での考え方を記載していることから、原案のとおりとします。</p>
3 5	<p>条項番号：6. 4. 17 頁 コメント：「施設管理の実施に関する計画（以下、「保全計画」という。）」とありますが、実用炉則案第81条第1項第4号では「施設管理の実施に関する計画（以下、この項において「施設管理実施計画」という。）」とされているため、用語の整合を図っていただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「保全計画」を「施設管理実施計画」に修正します。</p>
3 6	<p>・ P. 17 6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号） 炉規則第八十一条第1項第四号では「施設管理の実施に関する計画（以下、施設管理実施計画）」と、新たな読み替えが追加されている。 一方、保安措置ガイドの6. 施設管理4. では、今後も、施設管理実施計画（以下、「保全計画」という）と読み替えを行い、事業者の活動が変わることにならないよう配慮されているのか、炉規則とガイドとの関係を確認したい。 炉規則とガイドを整合させる方針であれば、炉規則側の読み替えを削除する必要がある。</p>	<p>上記35で示した考え方を参照してください。</p>

37	<p>6. 施設管理 2. 施設管理方針 3. 施設管理目標</p> <p><内容> 別紙10 保安規定審査基準では「施設管理の方針の策定、施設管理の目標の策定、保全計画の策定・実施、これらの評価・改善について、保安措置ガイドを参考として定めていること」としているが、本ガイドで規定している施設管理方針や施設管理目標の設定について、JEAC4209「原子力発電所の保守管理規程」で規定されている保守管理の実施方針と保守管理目標との関連性が不明であるため、関連性を明確に記載して頂きたい。</p>	<p>本ガイドの施設管理には、原子炉等規制法及び各原子力施設の事業規則における施設管理の規定に基づき、設置・事業開始から廃止までに必要な事項を記載しています。一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2007)では供用期間中の保守管理に関する事項のみを定めており、適用範囲が異なることから、原案のとおりとします。</p>
38	<p>6. 施設管理 2. 施設管理方針 3. 施設管理目標</p> <p><内容> 施設管理には、設計から検査までが含まれるとしているが、施設管理の重要度は、JEAC4209「原子力発電所の保守管理規程」で規定されている保全重要度に加え、設計時の重要度、検査時の重要度を全て考慮したものという解釈で良いか。</p>	<p>各原子力施設の事業規則の規定のとおり、施設管理とは、原子力施設の設置・事業開始から廃止までの設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理を指します。</p> <p>本ガイドのVI. 3. 施設管理目標(第1項第3号)に記載しているとおり、「施設管理の重要度が高い系統」は、設計上要求される安全機能の重要度の高い系統を原則としていますが、設計建設段階の機能確保、リスク情報や運転経験等のほか、廃止措置中の解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化等の設計上の要求事項、原子力施設の利用等も考慮する必要があります。</p> <p>したがって、供用期間中の保守管理を定めた一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」(JEAC4209-2007)、設計時の重要度及び検査時の重要度を考慮しただけでは十分ではありません。</p>
39	<p>「ローマ数字の四 施設管理 3. 施設管理目標」に施設管理目標に関する事項が記載されており、その一環として「施設管理の重要度が高い系統」について解説がされていますが、当該解説は、発電用原子炉の場合であるため、それ以外の原子力施設の解説となっておりませんので、それ以外の原子力施設で参考となるような解説を提示願います。</p>	<p>本ガイドは原子炉等規制法及び各原子力施設の事業規則に規定された事項を運用する上で、基本的な事項を定めたものであり、全ての原子力施設の具体的な例示をするものではなく、施設管理に関する考え方を記載することを基本としているため、原案のとおりとします。</p>
40	<p>○別紙10 18ページ</p> <p>【意見】 ウ. 巡視の計画及び実施(第4号ハ)では、「保全に従事する者が毎日1回以上(廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週1回以上)の巡視をするものとし、」としている。第二種埋設事業にも適用できるよう、「廃止措置中で」を削除していただきたい。</p> <p>【理由】</p>	<p>施設管理実施計画は要求される機能や施設管理の重要度を踏まえて策定されるものであり、当該計画における巡視の頻度についても、それぞれの施設の管理の程度に応じて、事業者が適切に判断すべきものと考えます。</p> <p>このため、現行の各原子力施設の事業規則では、巡視頻度を定めていましたが、改正後の各原子力施設の事業規則では、事業者が自ら原子力施設を構成する設備等に設計上要求される機能及び施設管理の重要度を勘案し、施設管理方針、施設管理目</p>

	<p>第二種埋設規則においては、現行、毎週 1 回以上、巡視及び点検を行うこととなっている。第二種埋設事業には、設備に対する使用前事業者検査や定期事業者検査の要求はなく、また、取り扱うものは、容器に閉じ込められた低レベル放射性廃棄物であり、他原子力施設とグレードが異なることから、巡視の頻度は、現行どおり、毎週 1 回以上とさせていただきたい。</p>	<p>標及び施設管理実施計画を策定し、当該計画に従って施設の巡視を実施することが求められています。</p> <p>その上で、御指摘を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画（第 1 項第 4 号）</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施（第 4 号ハ）</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保全に従事する者が毎日 1 回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週 1 回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p><u>※3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</u></p>
4 1	<p>(IV. 施設管理 4. ウ)</p> <p>巡視頻度は、「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」改正案第 16 条にて「毎週 1 回以上」が削除されたことと整合しない。「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」において巡視の頻度及び時期について事業者で定めるものとするなら本ガイドにおいても整合の取れた記載とすべきである。</p>	<p>上記 4 0 で示した考え方を参照してください。</p>
4 2	<p>VI. 施設管理</p> <p>4. 施設管理の実施に関する計画（第 1 項第 4 号）</p> <p>ウ. 巡視の計画及び実施（第 4 号ハ）</p> <p>保全に従事する者が毎日 1 回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合には毎週 1 回以上）の巡視をするものとなっていますが、「核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」第十六条の改正案では巡視頻度「毎週 1 回以上」は削除され、事業者が施設管理方針に巡視に関する事項を定める旨の記載に変更されている。本ガイドの VI. 4. ウ. に示す巡視の頻度「毎日 1 回以上」は、規則改正案と整合したものとし、第二種廃棄物埋設施設では対象外であることを明確にすべきと考えます。</p>	<p>上記 4 0 で示した考え方を参照してください。</p>
4 3	<p>18 頁 1～10 行目</p> <p><内容></p> <p>ガイドの全体的な印象として、数か月間にわたり連続運転する実用発電炉の運転形態を想定した保守活動が念頭にあり、1 日単位の試験研究炉（臨界実</p>	<p>本ガイドは原子炉等規制法及び各原子力施設の事業規則に規定された事項を運用する上で、基本的な事項を定めており、保安のための措置の一つとして施設管理に関する考え方を記載するものであり、全ての原子力施設の具体的な例示をするもので</p>

	<p>験装置を含む。)の運転や研究開発のために数時間で行う核燃料使用施設の保守活動にそぐわない着眼点が見受けられる。例えば「使用中点検」や「使用前点検」とあるが、1日単位の運転であれば「使用中“巡視”」となるであろうし、「使用前点検」や「使用中“巡視”」の程度も相当に違うものとなる。試験研究炉や核燃料サイクル施設の保守の着眼点については、別途ガイドを定めるか、実用発電炉との運転保守形態(保守程度の差)の違いを踏まえ「点検」、「巡視」等の用語の読み替えや内容の差を許容するなど、実態に即した着眼点を追記していただけないか。</p>	<p>はありません。</p> <p>現行の各原子力施設の事業規則の「巡視及び点検」を改正後の各原子力施設の事業規則案では「施設管理」に改正しており、施設管理に関する措置を講じることを定めています。</p> <p>このため、現行の各原子力施設の事業規則では、巡視の頻度を定めていましたが、改正後の各原子力施設の事業規則では、事業者が自ら原子力施設を構成する設備等に設計上要求される機能及び施設管理の重要度を踏まえて、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を策定し、当該計画に従って施設の巡視を実施することが求められています。当該改正は、これまでの巡視を緩和する趣旨ではなく、巡視に関すること(実施頻度、体制、確認の視点等)を事業者が自ら設定し、実施することを求めています。</p> <p>事業者には、各原子力施設の事業規則において定期事業者検査を実施することを求めており、使用中点検については当該検査に対する要求事項も踏まえて、計画を整理する必要があります。</p> <p>なお、点検等には、分解及び開放点検だけではなく、巡視時の目視点検もあると考えられ、点検等の方法については、施設管理の重要度を考慮して、時間基準保全、状態監視保全、事後保全等が考えられます。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
4 4	<p>18 頁 18～20 行目 <内容></p> <p>施設の巡視について、「保全に従事する者が毎日1回以上実施する」とされている。しかし、使用施設等では、施設の運転に従事する者あるいは研究開発に従事する者が巡視することもあり得る。また、巡視の頻度についても、施設の重要度等に応じて必ずしも毎日1回以上実施する必要がない場合もある。巡視頻度や巡視者については、リスクの程度等に応じて定められるような記載に変更されたい。</p>	<p>上記4 3で示した考え方を参照してください。</p> <p>なお、各原子力施設の事業規則に定めるとおり、原子力施設の保全のうち設計から検査までに係る活動を施設管理と定めており、運転に従事する者又は研究開発に従事する者に当該施設管理(巡視)を行うことを妨げるものではありません。</p>
4 5	<p>18 頁 17～24 行目 <内容></p> <p>「施設管理の実施に関する計画(保全計画)」として定める項目に「巡視」が含まれているが、この「巡視」は、p. 18の26～28行目の「点検」と同じように「方法、実施頻度及び時期を要領書などによってあらかじめ定め」ている。このため、「巡視」「点検」「検査」の詳細は、そのすべてを保全計画に記さな</p>	<p>改正後の各原子力施設の事業規則では、施設管理に関する措置を講じることを定めており、施設管理方針、施設管理目標及び、施設管理実施計画を策定し、当該計画に従って施設の巡視、点検等を実施することが求められています。</p> <p>施設管理実施計画は、事業者が自ら原子力施設を構成する設備等に設計上要求される機能及び施設管理の重要度を踏まえ、</p>

	くとも、それら要領書又は手順書と関連づけられていればよい、としていただけないか。	「巡視」、「点検」及び「検査」の項目を含めて策定し、要領書や手順書は当該計画に基づき作成されるものと考えています。 なお、保安活動は、保安規定の要求を満たすものとして下位文書に定めて運用することになっています。 そのため、要領書、手順書等であっても、保安規定上の位置付けを明確にしたうえで、保安規定の要求を満たすように作成し、遵守されなければなりません。
4 6	・ P. 1 8 6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号） 点検等の計画及び実施（第4号二） 従前から、「供用前点検」「供用中点検」という用語が使用されていたが、「使用前点検」「使用中点検」という用語に置き換えられている。 使用前検査合格後の供用に移る段階で「供用前（使用前）点検」「供用中（使用中）点検」を区分けする考え方であるため、表現は従前の「供用前点検」「供用中点検」とすべきと考える。	全ての原子力施設に対応するため、原子炉等規制法の「使用」、「使用前事業者検査」及び「使用前検査」などの文言と整合させていることから、原案のとおりとします。
4 7	18 頁 ローマ数字6 4. エ <内容> 誤記 冒頭に「点検等及び定期事業者検査に係るものを含む。」について・・・とあるが、正しくは、「点検等（使用前事業者検査及び定期事業者検査を含む。）について・・・」ではないか。（8月20日版を修正する際に誤って削除したものと思われる）	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 VI. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号） エ. 点検等の計画及び実施（第4号二） 点検等（ <u>使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。</u> ）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。
4 8	6. 施設管理 4. <内容> ●6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画 エ. 点検等の計画及び実施の第一段落目、「点検等及び定期事業者検査に係るものを含む。」について、～の記載について、右括弧に対応する左括弧の記載がありません。誤記と思われるため修正願います。	上記47で示した考え方を参照してください。
4 9	・ P. 1 8 6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号） 点検等の計画及び実施（第4号二） 点検等の計画及び実施の書き出し部分は、「点検等（使用前事業者検査及び）」が脱字だと思われる。	上記47で示した考え方を参照してください。

5 0	<p>18 頁 26 行目 <内容> (誤) 点検等及び定期事業者検査に係るものを含む。) について、 (正) 点検等 (使用前事業者検査 (核燃料物質の使用施設等における使用前検査を含む。以下同じ。)) 及び定期事業者検査を含む。) について、</p>	<p>上記 4 7 で示した考え方を参照してください。</p>
5 1	<p>19 頁 28～30 行目 <内容> 「点検等の結果について可能な限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、より高い独立性を確保した体制で検査を実施する必要がある。」とあるが、事後検証の可否とその検査の独立性確保については、保全活動に係る資源配分の最適化の観点から、「施設管理の重要度」を考慮した保安活動の等級別扱い (グレーデッドアプローチ) を許容する表現にしたい。</p>	<p>施設管理に関しては、事業者が自ら原子力施設を構成する設備等に設計上要求される機能及び施設管理の重要度を踏まえて策定する必要があり、点検等の方法、実施頻度及び時期はこれらを踏まえて定めることが求められています。</p> <p>なお、独立性を求めているのは使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査であり、点検等については、各原子力施設の事業規則に基づく施設管理に係る説明責任を有するものであるから以下のとおり修正します。</p> <p>VI. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画 (第 1 項第 4 号) エ. 点検等の計画及び実施 (第 4 号二) ○点検等の方法 なお、点検等の結果については、<u>できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。</u></p>
5 2	<p>・ P. 20 6. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画 (第 1 項第 4 号) 点検等の計画及び実施 (第 4 号二) 「点検等の計画及び実施の留意事項」の第 2 パラグラフ以降、表現が冗長すぎて読み難いため、以下のとおり修正すべきと考える。</p> <p>「巡視及び点検等の結果を踏まえて必要に応じて機能の回復 (予防的なものを含む。) を図る場合には、可能な限り、事前にその方法、体制等を検討し、必要に応じて機能の回復後の点検等を含めて、円滑に実施できるよう準備していくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わない範囲のもので、取替工事にも該当しない軽微な作業ではあるものの、<u>保修溶接のように施工部周辺へ影響を及ぼす可能性のある作業もあるため、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。</u>」</p>	<p>御指摘を踏まえて、以下のとおり修正します。</p> <p>VI. 施設管理 4. 施設管理の実施に関する計画 (第 1 項第 4 号) エ. 点検等の計画及び実施 (第 4 号二) ○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項 巡視及び点検等の結果を踏まえ、<u>機能の回復 (予防保全を含む。) を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を検討し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確にしておくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後にお</u></p>

		いて当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。
5 3	<p>7 項「設計想定事象等に係る保全に関する措置」に対するコメントです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置における設計想定事象等（設計基準対象施設、重大事故等対処施設 等含む）は、何を指すのか明記・記載が必要。 ・もし、明記できないのであれば、「廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く」という除外文を記載する必要がある。 	<p>原子炉等規制法において、廃止措置中の対象施設内の核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の状況等を踏まえ、原子力施設の保全に関する措置を講じることを求めているものであることから、原案のとおりとします。</p> <p>廃止措置における設計想定事象は事業者自らが考えて所要の申請を行い、認可を受けるものであり、廃止措置の進捗に応じて廃止措置計画を変更することにより、原子力施設の状況に応じて必要な対応を図ることが可能であると考えます。</p>
5 4	<p>9. 運搬、貯蔵及び廃棄 〈内容〉</p> <p>●規則（実用炉規則第9 2 条第1 項第1 3 号および1 4 号）及び保安規定審査基準では、放射性廃棄物の廃棄について、「ALALA の精神にのっとり、排気、排水等を管理すること」と規定されている。一方で、本ガイドの9 運搬、貯蔵及び廃棄では、単に「ALALA の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある」とあり、規則と運用ガイドで整合がとれておらず、規定範囲が不明確であることから、規則及び保安規定審査基準の規定内容にあわせて「放射性廃棄物の廃棄について、」を追記すべきではないでしょうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>IX. 運搬、貯蔵及び廃棄 1 4 行目</p> <p>また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が1 9 7 7 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA : as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。</p>
5 5	<p>2 条項番号 表 4 - 1 3 コメント内容</p> <p>表中に「品質管理の方法に係る検査」及び「品質管理の方法に従って」との記載があるが、実用炉規則案において、「品質管理の方法等」は「品質マネジメントシステム」に変更されているのに合わせて、それぞれ「品質マネジメントシステムに係る検査」、「品質マネジメントシステムに従って」と修正すべきではと思います。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>表 4 - 1 検査（使用前事業者検査及び定期事業者検査）の方法の例</p> <p>③その他設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法 検査項目：品質マネジメントシステムに係る検査 検査方法：原子力事業者等が設工認に記載された工事の方法及び品質マネジメントシステムに従って、設計情報を工事に引き継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。</p>
5 6	<p>全般</p> <p>全般的な話ですが、現行と同様に、当該の該当する条文番号を項目の右横に記載していただきたい。</p> <p>例（1）第1 号に規定する方法（第〇条）</p>	<p>本ガイドは原子炉等規制法及び1 2 の各原子力施設の事業規則に規定された事項を運用する上で、基本的な事項を定めたものであり、各原子力施設の事業規則の条文番号と本ガイドの記載事項との関係性を表 1 にまとめて記載していることから、原案のとおりとします。</p>

提出意見とこれに対する考え方（案）

14. 経過措置等に関するもの

番号	提出意見	考え方
1	<p>検査制度見直しにより施設定期検査及び定期安全管理審査は廃止となりますが、令和2年3月までにこれら検査及び審査の申請を実施し、同年4月以降に検査及び審査が終了する予定であった実用発電用原子炉施設について、施設定期検査及び定期安全管理審査の終了に係る手続き方法及び考え方を示していただきたい。令和2年3月までの施設定期検査及び定期安全管理審査は完了していることを文書等で示していただく必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>施設定期検査については、新規制基準に適合している発電用原子炉施設であって、施行日において施設定期検査を終了しているものは、直近の施設定期検査が終了した日以降13月を超えない時期に定期事業者検査を開始する必要があります。また、新規制基準への適合の如何にかかわらず、施行日前日において施設定期検査を実施中の発電用原子炉施設は、施行後直ちに定期事業者検査を行うこととなります。この旨は、整備規則附則第3条に規定しています。</p> <p>定期安全管理審査については廃止されますので、施行日後はこの審査に係る手続は不要となります。なお、原子力規制委員会が施行日前日までに作成したこの審査の記録は、必要に応じて原子力規制検査に活用します。この旨は、2019年12月25日原子力規制委員会資料3別紙3により明らかにしています。</p>
2	<p>「法第四十三条の三の十五の検査を受けようとする者は、・・・申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。」とされています。現行制度の下で令和2年4月に施設定期検査が開始となる廃止措置対象施設がある場合、この施設定期検査の申請は不要という理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>新たな検査制度への移行に当たって施設定期検査は廃止されますので施行日後の当該検査に係る手続は不要となります。ただし、施行日後1月以内に定期事業者検査を開始する必要がある場合には整備規則附則第4条第1項に規定するとおり、施行日までに開始時の報告を行うことが必要になります。</p>
3	<p>経過措置等（3）にて、定期事業者検査の実施時期について示されているが、移行した際に、実用炉規則第57条の3に基づく定期事業者検査の報告、特に開始時の報告は旧制度の施設定期検査申請から相当する情報が移行するのか、それとも改めて報告が必要か。また、必要な場合にはいつ頃に報告することになるか</p>	<p>整備規則附則第4条第3項に規定するとおり、施行日前日において施設定期検査を実施中の者については、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とします。実用発電用原子炉施設以外の原子炉施設についても、同様の附則を規定する予定です。</p>
4	<p>規則名：経過措置等（案） 条項番号：別紙1_P2_（2） 保安規定・保安措置の改正事項に係る猶予期間_3 施設管理目標及び施設管理実施計画 コメント：「保安規定の変更認可までの間に行う定期事業者検査の開始前の報告については、施設管理目標及び施設管理実施計画に代えて、これに相当する内容（次回及び次々回の定期事業者検査の主な事項、例えば、開始予定日、当該施設の工事の方法及び時期、点検等の方法、実施頻度及び時期、工事及び点検等を実施する際に行う保安措置）を報告するものとする。」とあるが、「定期事業者検査の開始前の報告」とは解列1ヶ月前の定期事業者検</p>	<p>御指摘の長期停止中のプラントについては、整備規則附則第3条第3項の規定により、施行後直ちに定期事業者検査を行うこととなります。その場合は、既に施行日以前の施設定期検査の申請において施設管理目標及び施設管理実施計画に相当するものが報告されていると考えられますので、整備規則第4条第3項に規定するとおり、定期事業者検査を開始しようとするときにおける報告は不要とします。</p>

	査報告のことを言っていると思われるため、保安規定変更認可までに既に再稼働しており解列して定事検を行うプラントを対象とした規定であり、長期停止中プラントは対象外との理解でよいか確認したい。	
5	<p>新検査制度施行後に定期検査を迎える発電所の工事や検査等を新法に基づき円滑に行うべく、施行後速やかに法第43条の3の9第1項又は第2項設計及び工事の計画(以下、「設工認」という。)の認可(審査)をいただきたいと考えている。</p> <p>設工認の認可(審査)は、経過措置が設けられている保安規定の改正事項に係る変更認可申請の認可(審査)に関係なく、実施していただけると理解しているが、それで良いか。(保安規定の変更認可申請の認可前に設工認が認可されることがあるという理解で良いか。)</p>	御理解のとおりです。
6	3/31以前に新検査制度を反映した保安規定申請は可能か。	2019年12月25日原子力規制委員会資料3別紙3でお示ししたとおり、新制度に対応した品質マネジメントシステムに関する保安規定の変更認可申請は、施行日前に受理することとします。
7	<p>・全体(その1)</p> <p>保安措置の改正事項に係る保安規定の申請は、法体系上、改正法施行前でも可能であると認識している。</p> <p>現行法で保安規定がない建設炉が、改正炉規制法施行前に、当該保安措置の改正を踏まえた保安規定を申請する場合においても、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の一部改正(保安規定の認可の申請書を提出するまでに作成 → 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の取扱いを開始する日の6月前までに作成)の適用がされるよう、経過措置を講じて頂く必要がある。</p>	施行日前日において保安規定の認可を受けていない施設については、施行日以後に保安規定の申請を受理することとします。このため、原子力事業者防災業務計画の作成についての経過措置は規定しません。
8	<p>・全体(その2)</p> <p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及びその解釈の適用は、改正炉規則第六十九条に基づき、許可を受けたところによるため、具体的には許可本文十一号の届出後、改正法令に係る保安規定の認可後であることを明確にして頂きたい。</p>	整備規則附則第6条第2項に規定するとおり、保安規定の変更認可に係る処分が行われるまでの間は、改正後の実用炉規則第69条は、なお従前の例によることとします。
9	●原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同解釈の経過措置について言及がありませんが、本規則の適用時期については、新炉規制法附則5条4号に基づく品質管理に必要な体制の整備に係る事項(新法43条の3の5第2項11号)の原子炉設置許可に係る変更の届出後、本届出内容と整合する品質マネジメントシステムに関する保安規定変更認可申請が認可・施行された時点という認識でよいでしょうか。	上記8で示した考え方を参照してください。

1 0	<p>・保安措置の改正事項について、上記（丸数字1）の保安規定の（変更）認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることとよいこととする。</p> <p>について、従前の保安措置とは、従前の保安規定に係る保安活動と理解している。</p> <p>2020年4月から法令要求となる使用前事業者検査を実施する必要があるが、経過措置中においては、検査の独立性について、従前の保安規定の体制のもとで行っても問題ないか。</p>	<p>整備規則附則第6条第2項に規定するとおり、保安規定の変更認可に係る処分が行われるまでの間は、改正後の実用炉規則第69条から第90条までの規定により行う保安措置については、認可前の保安規定に基づいて実施することで構いません。</p>
1 1	<p>・（2）2保安措置</p> <p>保安規定（変更）認可申請に係る処分までは「従前の保安措置」を講ずることと良いとされている「従前の保安措置」が指す範囲を明確にする必要がある。</p> <p>保安措置とは、改正炉規制法第四十三条の三の二十二（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）を受ける、改正炉規則第六十九条～第九十一条を指すと理解している。</p> <p>よって、表題を以下のとおり記載して頂きたい。</p> <p>2 保安措置（改正炉規制法第四十三条の三の二十二に基づくもの）</p>	<p>上記10で示した考え方を参照してください。</p>
1 2	<p>●保安規定（変更）認可申請に係る処分までは「従前の保安措置」を講ずることと良いとされていますが、法律に規定のある使用前事業者検査等は新しい保安措置を講ずる義務があると思われるため、この「従前の保安措置」が指す範囲を明確にさせていただく必要があります。</p> <p>例えば、実用炉規則第63条～第91条、外廃棄規則、外運搬規則、品質管理規則等は「従前の保安措置」で良いと考えられますが、この理解でよろしいでしょうか。</p> <p>このように「従前の保安措置」を講ずることと良い範囲と、良くない範囲を書面等で明確にして頂きたい。</p>	<p>上記10で示した考え方を参照してください。</p>
1 3	<p>●改正実用炉規則55条第2項の「前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間とする。」とあります。令和2年4月以降に定期事業者検査を開始する廃止措置対象施設であって、法令改正前に施設定期検査の対象でなかった設備に係る定期事業者検査の実施時期については、これまでの事業者の保全計画の保全周期をもとに設定することとよろしいでしょうか。</p> <p>なお、ここで事業者の保全計画の保全周期は、従前より実用炉規則第81条及び保安規定の保守管理条文に従い、廃止措置計画に記載の「機能を維持すべき発電用原子炉施設」（実用炉規則(案)第22条にいう「性能維持施設」に</p>	<p>令和2年4月以降に定期事業者検査を開始する施設は整備規則第2条第2項第2号の規定に基づき、施行日から13月以内に定期事業者検査を開始することが必要になります。</p> <p>個別の設備については、御理解のとおり、これまでの事業者の保全計画の保全周期をもとに定期事業者検査の中で実施することが可能です。</p>

	等しい) について、その維持が可能なものとして設定しているものです。	
1 4	<p>・施行後最初の定期事業者検査の実施時期については、以下のとおりとする。</p> <p>ア) 新規制基準に適合している施設及び廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降 13 月又は 12 月を超えない時期</p> <p>とあるが、” 13 月又は 12 月” について、実用炉に適用されるものか研究開発炉等に適用されるか読み取れない。</p>	<p>当該記載は、定期事業者検査の実施時期について、実用発電用原子炉施設及び研究開発段階発電用原子炉施設については定期事業者検査が終了した日以降 13 月を超えない時期、その他の原子力施設については定期事業者検査が終了した日以降 12 月を超えない時期として各規則案で規定しているものについて、施行後最初の定期事業者検査については、「定期事業者検査が終了した日」を「施設定期検査が終了した日」と読み替えて適用することを説明したものです。</p> <p>13 月と 12 月の区別は、実用発電用原子炉施設及び研究開発段階発電用原子炉施設とそれ以外の原子力施設であり、それぞれについて整備規則の附則において上記を踏まえて規定することとします。</p>
1 5	<p>●「施行後最初の定期事業者検査の実施時期」については、「新規制基準に適合している施設及び廃止措置段階の発電用原子炉施設のうち施設定期検査を要するものであって、施行日において施設定期検査を終了しているもの：施設定期検査が終了した日以降 13 月又は 12 月を超えない時期」とされています。改正実用炉規則案第 55 条第 1 項第 1 号の「判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの」に規定されている廃止対象施設については、「直近の定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期」に従い、13 ヶ月と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>上記 1 4 で示した考え方を参照してください。</p>
1 6	<p>発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイドの経過措置について言及がありませんが、法施行 3 か月以内に届出する設置変更に係る届出においては、法第四十三条の三の五第二項第十一号（実用炉則第 3 条第 1 項第 8 号）に係る規定のみが適用されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本ガイドにおけるその他の新規記載要求事項は前述の届出に含める必要はなく、将来、新規記載要求事項に係る工事等の設置変更許可申請が発生した際に、これらを踏まえた記載とすることで良いという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p> <p>なお、御意見の「その他の新規記載要求事項」に関する記載の適正化の時期については、施行後の原子炉設置（変更）許可申請に併せて実施するなど、なるべく早期に行うことが望ましいです。</p>
1 7	<p>●「保安措置の改正事項について、上記 1 の保安規定の（変更）認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによりよいこととする。」とされていますが、従前の保安規定では、今回の制度改正により廃止される法定検査（使用前検査、施設定期検査、定期安全管理審査、溶接安全管理審査等）について規定されています。改正法令に適合している限り、これらを実施しなくとも法第 43 条の 3 の 24 第 4 項（実用</p>	<p>整備規則附則第 6 条第 2 項に規定するとおり、保安規定の変更認可に係る処分が行われるまでの間は、改正後の実用炉規則第 6 9 条から第 9 0 条までに規定する保安措置については、従前の例によることとしますが、御指摘の廃止される法定検査については、法律上の根拠がなくなりますので、事業者がこれに対応する義務もなくなります。この点は、2019 年 1 月 2</p>

	炉の場合)の保安規定遵守義務に違反するものではないことを明確にして頂きたい。	5日原子力規制委員会資料3別紙2により明らかにしています。
18	(12)経過措置等(2)マル1 6ヶ月以内に申請しなかった場合は、従前の保安規定が有効と解釈して良いか。	上記17の考え方でお示ししたとおり、改正法附則第10条において、改正前の法に基づき認可を受けた保安規定については、施行日から6月以内に保安規定の変更認可申請があった場合は当該処分までの間、それ以外の場合は施行日から6月までの間は、改正後の法に基づき認可を受けた保安規定とみなすことを規定しています。したがって、6月以内に申請が行われなかった場合、それ以降は、従前の保安規定は改正後の法に適合する保安規定とは見なされず、保安規定の変更命令等の行政上の措置の対象となります。
19	●令和2年4月1日時点で廃止措置計画認可申請中であり、令和2年4月1日以降に認可を受ける場合の廃止措置対象施設について確認させていただきたい。 このような発電用原子炉施設は、現在、施設定期検査申請書の添付である「保守管理の実施に関する計画」において特別な保全計画を定め、ここで定めた周期に基づき定期事業者検査を実施していますが、廃止措置計画認可後に必要となる廃止対象施設としての定期事業者検査については、認可時点の至近の点検時期までに開始すれば良いのでしょうか。(例 廃止措置計画認可：令和2年5月、認可前の施設定期検査申請書に記載している特別な保全計画に基づく次回点検時期：令和2年12月～令和3年1月→廃止対象施設の定期事業者検査：令和2年12月～令和3年1月又はこれよりも早い時期に実施)	令和2年4月1日時点で長期停止中のプラントは、廃止措置計画認可の申請の有無にかかわらず、整備規則附則第3条第3項の規定により、施行日に直ちに現行の施設定期検査で計画している内容と同等の定期事業者検査を行うこととなります。当該定期事業者検査は、廃止措置を前提とするものではないため、廃止措置計画が認可された時点で一旦終了するものとし、改正後の規則第57条の3第2項の規定により、終了の報告を行うこととします。その上で、その日を起点として13月を超えない時期に定期事業者検査を開始することが必要です。
20	【経過措置等(案)】 ・(2)2保安措置 「保安措置の改正事項について、上記1の保安規定の(変更)認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによいこととする。」は、(変更)認可申請とされているものは、現行法で保安規定がない建設炉に対する措置を定めていると認識しているが、適用が曖昧にならぬよう、以下のとおり修正すべきと考える。 「保安措置の改正事項について、上記1の定めに基づき施行日から6月以内に申請を求める保安規定の(変更)認可申請を行った者については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによいこととする。」	整備規則附則第6条第1項において、この規則の施行の際現に発電用原子炉施設の設置の工事に着手している者は、令和2年9月30日までに、保安規定の認可の申請をしなければならないことと規定し、同条第2項において、前項の規定による保安規定の認可を申請者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る処分の日までの間は、改正後の実用炉規則第69条から第90条までの規定にかかわらずなお従前の例によることとすることを規定しています。なお、現在建設中で保安規定を有しない発電用原子炉設置者であっても改正前の規則第69条から第90条までの規定に基づき保安措置を講ずる義務を有していることに変更はありません。

2 1	<p>別紙1 経過措置 (2) 保安規定・保安措置の改正事項に係る猶予期間 「(1) (丸数字の1) 保安規定」において「当該申請に係る処分（新規制基準の審査として行われる場合には、その処分）までは、従前の保安規定を用いることでよいこととする。」との記載があるが、建設段階の事業所のように、保安規定認可前であって旧法に基づく認可を受けた保安規定を有していない事業所における保安活動の経過措置が明確でない。 建設段階の事業所では、改正法施行日から保安規定認可までの期間、改正法、規則等の要求を踏まえた社内規程等を整備し、これに基づく保安活動を実施することでよいと理解するが、その旨を認可済の保安規定を有していない場合の経過措置として明記すべきと考える。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 2	<p><該当箇所> 経過措置 (2) 保安規定・保安措置の改正事項に係る猶予期間 <内容> 経過措置は、保安規定が既に認可されている施設に関するものが中心に記載されている。このため、今後、保安規定の認可申請を行う建設施設に関して、下記の2点について確認したい。 ・法令施行日（2020. 4. 1）以降、保安規定が認可されるまでの間は、作業が進行中の建設工事等に関する品質保証は、品質管理規則に基づく自主的な取り組みで対応するものと考えているが間違いないか。 ・「保安規定の変更認可申請について、施行日（2020. 4. 1）から6月以内に申請を求める」とされているが、これから新規に保安規定の認可申請を行うものについては、変更認可申請と同様に「6月以内」と考えているが間違いないか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 3	<p>(10)経過措置等 (2)マル2 「保安規定を申請認可を行った者については、当該処分に係わる処分までは、従前の保安措置を講ずることとする」とあるが、新規に保安規定を申請する（保安規定の認可実績がない）事業者については、事業者が自主的に措置をしていれば良いと解釈して良いか。あるいは、規制側の何らかの確認が必要か。 また自主的な措置を前提とする場合、自主的な措置の実行の程度（特に、事業社内での審査）に目安となるものがあるか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。
2 4	<p>(11)経過措置等 (2)マル1 「保安措置の改正事項に係る保安規定の変更認可申請・・・」と記載されており、既に保安規定を有する施設を対象に記載されているが、今後、新規に保安規定を申請する施設については期限はあるのか。</p>	上記20で示した考え方を参照してください。

25	<p>経過措置（案）の記載に「・保安措置の改正事項に係る保安規定の変更認可申請について、施行日から6月以内に申請を求めるとあるが、2019年度内に申請し、認可が年度を跨ぐ見込みの案件は、新検査制度を反映した保安規定認可より前に認可され得るか。</p>	<p>御意見の年度を跨ぐ保安規定変更認可申請については、改正後の法の施行により、その審査基準が変更になるため、原則、改正後の法を踏まえた内容に補正する等の附則に基づく申請との関係の整理が必要になります。保安規定変更認可申請に当たってはこの点を考慮した上で申請して下さい。</p>
26	<p>（1）1 廃止措置計画に係る経過措置について、法施行日から6月以内に廃止措置計画の変更の認可申請を求めているが、新たに廃止措置計画の本文記載事項となった事項については、これまでも添付説明書等において明らかとなっており、平成24年法律第47号において発電炉事業者に新規制法第43条の3の5第2項第9号及び第10号に掲げる事項を届出させた状況と同じであることから、同様に廃止措置計画についても「認可申請」とはせずに「届出」で十分と考える。</p>	<p>新たな検査制度への移行により、廃止措置計画において廃止措置期間中に性能を維持すべき施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間を明記し、当該性能維持施設について定期事業者検査を実施し、原子力規制検査においてその実施状況を確認することとしています。</p> <p>性能維持施設を適切に選定していることを認可申請の審査において確認することが必要であることから、変更認可申請を求めるとしたものです。</p>
27	<p>「保安措置の改正事項について、上記○1の保安規定の（変更）認可申請を”行った者”については、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによりよいこととする。」としているが、施行日から6月以内に申請をするまでの間は、”従前の保安措置を講ずることによりよいこととする”対象に含まれず、申請を行ってから当該申請に係る処分までは”従前の保安措置を講ずることによりよいこととする”こととなり、不合理である。</p> <p>「保安措置の改正事項について、上記○1の保安規定の（変更）認可申請を”行う者”は、当該申請に係る処分までは、従前の保安措置を講ずることによりよいこととする。」が適切と考える。</p>	<p>御指摘の経過措置は、施行日から6月以内に申請することを条件として、認可等の処分があるまでは、なお従前の例によることを認めることであり、当然、申請をするまでの間においても、従前の保安措置を講ずることにより構いません。</p>

今回の決定の対象とする法令類の制定又は一部改正案

- 別紙 5－1 原子力規制検査等に関する規則
- 別紙 5－2 原子力規制検査等実施要領
- 別紙 5－3 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- 別紙 5－4 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈
- 別紙 5－5 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則
- 別紙 5－6 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について
- 別紙 5－7 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部改正について
- 別紙 5－8 健全な安全文化の育成と維持に係るガイド
- 別紙 5－9 原因分析に関するガイド
- 別紙 5－10 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド

(案)

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行及び原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十五号）の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の二の二第二項及び第三項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十五条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力規制検査等に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制検査等に関する規則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（法第六十一条の二第二項の規定による過去の評定の結果等の勘案）

第二条 原子力規制検査は、過去の法第六十一条の二第二項の評定の結果、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者の保安及び特定核燃料物質の防護のための業務に係る活動（以下「安全活動」という。）についてその目的の達成状況その他の事情を勘案して行うものとする。

（法第六十一条の二第二項の規定による検査）

第三条 原子力規制検査は、法第六十一条の二第二項各号に掲げる検査対象事項の全般について、原子力施設等の種類、規模、状態その他の原子力施設等の安全上の特性に応じて通常要すべき標準的な程度において、年間を通じて行うことを基本とする。ただし、使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものを除く。）における検査（法第六十一条の二第二項第三号ロのうち法第五十七条の二第一項の認可を受けた

核物質防護規定（同項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの）に従って講ずべき措置の実施状況並びに**法第**六十一条の二の二第一項第四号イのうち**法**第五十六条の三第二項に規定する防護措置及び同号ハのうち特定核燃料物質の防護のために必要な措置の実施状況に係るものを除く。）及び核原料物質の使用に係る施設における検査は、十年に一回行えば足りるものとする。

2 前項の規定による検査において、次に掲げる劣化が認められたときは、追加の検査（**次項及び第七条に****おいて**~~以下~~「追加検査」という。）を行うものとする。

一 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における軽微な劣化

二 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における劣化（前号及び次号に掲げるものを除く。）

3 原子力事業者等又は核原料物質を使用する者が行う安全活動における長期間にわたる又は重大な劣化
原子力規制委員会は、追加検査を行おうとするときは、あらかじめ、原子力事業者等又は核原料物質を

使用する者に対し、第一項の規定による検査の結果並びに**前項各号**~~第七号各号~~に掲げる**認められた劣化に****係る**追加検査の区分及び検査事項を通知するとともに、報告すべき事項及び期限を示して、安全活動の改

善状況に係る報告を求めるものとする。

4 前項の通知を受けた者は、原子力規制委員会に対し、同項の規定により示された事項を、同項の規定により示された期限までに報告しなければならない。

(原子力規制検査を行う職員の権限)

第四条 法第六十一条の二の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

(安全実績指標の報告)

第五条 原子力事業者等（使用者（旧使用者等を含む。以下この条において同じ。）にあつては、令第四十条各号に掲げる核燃料物質又は防護対象特定核燃料物質（~~令第三条に規定するものをいう。以下この条~~

及び別表において同じ。）の取扱いを行うものに限る。）は、工場又は事業所ごとに、四半期（各年の一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各期間をいう。）における当該工場又は事業所の安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）を、次に掲げる領域の区分（第一号については実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。）に限り、第二号については使用者にあつては令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの限り、第三号については防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うもの限り。）に従い、当該四半期の終了後四十五日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、第二号に掲げる事項については、各年度における安全実績指標を、当該年度の終了後四十五日以内に報告するものとする。

- 一 発電用原子炉施設の保全及び運転に関する領域（実用発電用原子炉に係るものに限る。）
- 二 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたもの（別表において「核燃料物質等」という。）の運搬、貯蔵及び廃棄に関する領域（使用者にあつては、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いに係るものに限る。）

三 特定核燃料物質の防護に関する領域（防護対象特定核燃料物質の取扱いに係るものに限る。）

（身分を示す証明書）

第六条 法第六十一条の二の二第四項の身分を示す証明書は、別記様式第一によるものとし、法第六十八条第五項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（原子力規制検査に係る手数料の額）

第七条 令第六十五条第二項の原子力規制委員会規則で定める額は、各年度（第三条第一項ただし書に規定する検査にあつては、十年）につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、追加検査を受けようとするときは、次の各号に掲げる追加検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 第三条第二項第一号に係る追加検査 二十二万五千六百円
- 二 第三条第二項第二号に係る追加検査 九十六万九千円
- 三 第三条第二項第三号に係る追加検査 九百四十一万四千四百円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに改正法第三条の規定による改正前の法第四十三条の三の十一第一項の検査又は法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下この項において「検査等」という。）に係る原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第一条の規定による改正前の令別表第一の三十三の項イ又は三十六の項に定める額の手数料を納付した者が、原子力規制検査を受けようとする場合（この規則の施行の際現に当該検査等審査に着手し、又はこれを終了している場合を除く。）には、改正法第三条の規定による改正後の法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表に定める額から既に納付した額を控除した額とする。

別表（第七条関係）

二		一		番号
施設	加工	製錬施設		区
化合物又はこれ		その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの		
	(一) プルトニウム若しくはその	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	
	ム若しくはその	その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	
	化合物又はこれ	その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第十二条の六第二項の認可を受けたものを除く。）	
		十一万六千七百円	十四万九千二百円	金
		三百九十九万五千八百円	百十七万五千円	額

もの	扱いを行わない 質のいずれも取 二以上を含む物 の物質の一又は 二以上を含む物 の物質の一又は 二以上を含む物 の物質のいずれも取 扱いは行わない もの	受け取ったもの	法第二十二條の八第二項の認可を 受け取ったもの
	（二）プルトニウ ム及びその化合 物並びにこれら の物質の一又は 二以上を含む物 の物質のいずれも取 扱いは行わない もの	その年度において核燃料物質等の 取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取 扱いを開始しないもの
	二百八十六万二千七百円		八万三千三百円
	四十万五千六百円		四十万五千六百円
	三十二万二千二百円		三十二万二千二百円

試験	研究	用等	原子	炉施	設
(一) 熱出力が五百キロワット未	満の試験研究用	等原子炉に係る	もの		
その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の取扱いをを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出していないもの	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出していないもの	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出していないもの	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。以下この項において同じ。）から搬出していないもの
原子炉一基につき 一万六千七百円	原子炉一基につき 六十二万二千百円	原子炉一基につき 六十二万二千百円	原子炉一基につき 六十二万二千百円	原子炉一基につき 三十二万三千円	原子炉一基につき 三十二万三千円

	<p>可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所（原子力船を含む。）から搬出したものの</p>	<p>十万七千七百円</p>
<p>(二) 熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二</p>	<p>その年度において核燃料物質の取扱いは開始しないもの</p>	<p>原子炉一基につき 三万三千五百円</p>
<p>る規則（平成二</p>	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いは行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）</p>	<p>原子炉一基につき 百十七万八千三百円</p>
<p>る規則（平成二</p>	<p>法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉</p>	<p>原子炉一基につき 百十七万八千三百円</p>

<p>十五年原子力規制委員会規則第二十一号) 第四十条及び第五十条(同規則) 第三條(同規則) 第六十一条において準用する場合を含む。)に規定する措置を講ずる必要がないものに限る。)に係るもの</p>	<p>の炉心から取り出していないもの 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出したもの(全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを含む。)から搬出したもの</p>	<p>原子炉一基につき 六十二万二千百円</p>
<p>の</p>	<p>法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所(原子力船を含む。)から搬出したもの</p>	<p>原子炉一基につき 十四万九千五百円</p>

<p>(三) 熱出力が五百キロワット以上の試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第四十条及び第五十三条（同規則第六十条）において準用する場合を含む</p>	<p>その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの</p> <p>その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）</p> <p>法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉の炉心から取り出していないもの</p> <p>法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものであって、全ての核燃料物質を試験研究用等原子炉</p>	<p>原子炉一基につき 八万三千七百円</p> <p>原子炉一基につき 二百八十七万九百円</p> <p>原子炉一基につき 二百八十七万九百円</p> <p>原子炉一基につき 百五十七万六千百円</p>
--	--	---

四			
施設	子炉	用原	発電
	に係るもの	階発電用原子炉	(一) 研究開発段
取扱いを行うもの（法第四十三条	その年度において核燃料物質等の	扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質の取
五百六十八万三千五百円	原子炉一基につき	十六万九千五百円	原子炉一基につき
			の
			原子炉一基につき
			三十二万三千円
			原子炉一基につき
			の
			の炉心から取り出したもの（全て
			の核燃料物質を工場又は事業所
			原子力船を含む。）から搬出した
			ものを除く。）
			るもの
			に限る。）に係
			必要があるもの
			る措置を講ずる
			む。）に規定す

<p>の三の三十四第二項の認可を受け たものを除く。)</p>	<p>法第四十三条の三の三十四第二項 の認可を受けたものであつて、全 ての核燃料物質を研究開発段階発 電用原子炉の炉心から取り出して いないもの</p>	<p>原子炉一基につき 三百九十九万五千八百円</p>
<p>法第四十三条の三の三十四第二項 の認可を受けたものであつて、全 ての核燃料物質を研究開発段階発 電用原子炉の炉心から取り出した もの（全ての核燃料物質を工場又 は事業所から搬出したものを除く</p>	<p>原子炉一基につき 百九十八万五千九百円</p>	

	<p>。)</p> <p>法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの</p>	<p>原子炉一基につき 四十万五千六百円</p>
<p>(二) 発電用原子炉（研究開発段階発電用原子炉を除く。）に係るもの</p>	<p>その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの</p>	<p>原子炉一基につき 十六万九千五百円</p>
	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）</p>	<p>原子炉一基につき 五百六十八万三千五百円</p>
	<p>法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全</p>	<p>原子炉一基につき 百九十八万五千九百円</p>

	五
	使用済燃料貯蔵施設
<p>ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出していないもの</p>	<p>法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの</p>
<p>その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの</p>	<p>その年度において使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）</p>
	<p>原子炉一基につき 四十万五千六百円</p>
<p>一万六千七百円</p>	<p>六十二万四百円</p>

		<p>法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの</p>	<p>十万七千五百円</p>
六	再処理施設	<p>その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの</p>	<p>十六万九千五百円</p>
		<p>その年度において使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いを行うもの（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）</p>	<p>五百六十八万三千五百円</p>
		<p>法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置</p>	<p>五百六十八万三千五百円</p>

<p>のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限り。）をガラスにより容器に固型化する処理を終了していないもの</p>	<p>法第五十条の五第二項の認可を受けたものであって、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射</p>
	<p>六十二万四百円</p>

		七	
		廃棄	物理
		施設	設
		るもの	講ずる必要があ
		(一) 閉鎖措置を	
能が三・七テラベクレル以上のものに に限る。をガラスにより容器 に固型化する処理を終了したもの	その年度において核燃料物質等の 取扱いを開始しないもの	その年度において核燃料物質等の 取扱いを行うもの（法第五十一条 の六第一項の確認（廃棄物埋設地 の埋戻しに係るものに限る。）を 受けたものを除く。）	法第五十一条の六第一項の確認（ 廃棄物埋設地の埋戻しに係るもの に限る。）を受けたもの
	一万六千七百円	六十二万四百円	十万七千五百円

八			
廃棄物管理施設			
			<p>(二) 閉鎖措置を講ずる必要がないもの</p>
その年度において核燃料物質等の	<p>けたもの</p> <p>う措置に係るものに限る。)を受</p> <p>たもの</p> <p>法第五十一条の六第一項の確認(</p> <p>廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆</p> <p>う措置に係るものに限る。)を受</p> <p>けたもの</p>	<p>く。)</p> <p>ものに限る。)を受けたものを除</p> <p>の表面を土砂等で覆う措置に係る</p> <p>の六第一項の確認(廃棄物埋設地</p> <p>取扱いを行うもの(法第五十一条</p> <p>その年度において核燃料物質等の</p>	<p>取扱いを開始しないもの</p> <p>その年度において核燃料物質等の</p>
一万六千七百円	八万八千百円		八千三百円

	九
	<p>使用 施設 等</p> <p>(一) 令第四十一 条各号に掲げる 核燃料物質及び 防護対象特定核 燃料物質のい れも取扱いを行</p>
<p>取扱いを開始しないもの</p>	<p>その年度において核燃料物質等の 取扱いを行うもの（法第五十一条 の二十五第二項の認可を受けたも のを除く。）</p>
<p>法第五十一条の二十五第二項の認 可を受けたもの</p>	<p>その年度において核燃料物質等の 取扱いを開始しないもの</p>
<p>その年度において核燃料物質等の 取扱いを行うもの（法第五十七条 の五第二項の認可を受けたものを 除く。）</p>	<p>六十二万四百円</p> <p>十万七千五百円</p> <p>八千四百円</p> <p>三十二万三千円</p>

<p>うもの</p>	<p>法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの</p>	<p>八万八千二百円</p>
<p>(二) 令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の取扱いを行うもの</p> <p>(一) に該当するものを除く。</p>	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの</p> <p>その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）</p>	<p>五千六百円</p> <p>二十万七千九百円</p>
<p>(三) 防護対象特定核燃料物質の取扱いを行うもの</p>	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの</p> <p>法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの</p>	<p>八万五千四百円</p> <p>二千八百円（第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに（四）</p>

十			
核原料物質の使用に係る施設	(四) (一) から (三) までに該当しないもの	<p>の (一) に該当するものを除く。</p>	<p>その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの (法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。)</p>
		<p>法第五十七条の五第二項の認可を受けたもの</p>	<p>に規定する額を加算した額)</p> <p>二万五千百円 (第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに (四) に規定する額を加算した額)</p>
八千四百円	八千四百円	<p>に規定する額を加算した額)</p> <p>八千四百円</p>	<p>に規定する額を加算した額)</p> <p>二千八百円 (第三条第一項ただし書に規定する検査を受けようとする場合には、これに (四) に規定する額を加算した額)</p>

別記様式第1 (第6条関係)

(表 面)

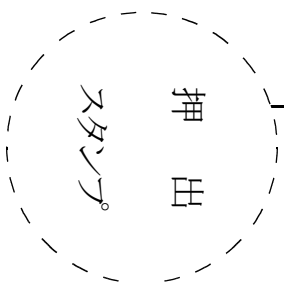
第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写



年 月 日生
年 月 日交付

真

原子力規制委員会
印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第61条の2の2 (略)

2 (略)

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

-
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
 - 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
 - 三 関係者に対する質問
 - 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
 - 四 前項第1号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 五 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十五の二 第61条の2の2第3項の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次

の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第6号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く

。) 、 第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

別記様式第2 (第6条関係)

(表 面)

第 号

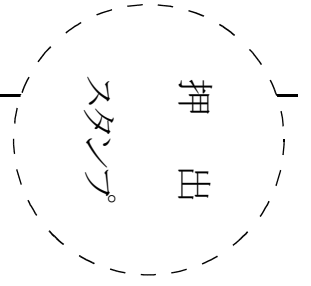
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第5項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写

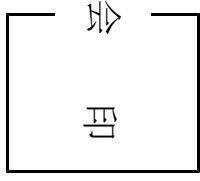
真



年 月 日生

年 月 日交付

原子力規制委員会 印



備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員

会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、当該職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第3条第1項、第6条第1項、第13条第1項、第16条第1項、第16条の2第1項及び第2項、第23条第1項、第23条の2第1項、第26条第1項、第26条の2第1項、第27条第1項及び第2項、第43条の3の5第1項、第43条の3の8第1項及び第4項、第43条の3の9第1項及び第2項、第43条の3の10第1項、第43条の3の30第1項及び第3項、第43条の3の31第1項、第43条の3の32第2項、第43条の4第1項、第43条の7第1項、第43条の8第1項及び第2項、第43条の26の2第1項及び第3項、第43条の26の3第1項、第44条第1項、第44条の4第1項、第45条第1項及び第2項、第51条の2第1項、第51条の5第1項、第51条の7第1項及び第2

項、第52条第1項、第55条第1項、第59条第3項並びに第61条の2の2第1項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 (略)

5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7～14 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第2項から第4項まで又は第7項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次

の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第6号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3、第13号の4、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第25号の2（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く

。)、第78条の4、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(案)

制定 令和 年 月 日 原規規発第

号 原子力規制庁長官決定

原子力規制検査等実施要領を次のように制定する。

令和 年 月 日

原子力規制庁長官 名

原子力規制検査等実施要領の制定について

原子力規制検査等実施要領を別添のように制定する。

附 則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

原子力規制検査等実施要領

令和 年 月
原子力規制庁

目	次	
1	目的	1
2	原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素	1
2.1	検査の体系等	1
(1)	検査対象	1
(2)	検査種別	2
(3)	検査の実施方針	4
2.2	安全実績指標等の確認・評価等	4
(1)	実用発電用原子炉施設の場合	4
(2)	核燃料施設等の場合	4
2.3	検査指摘事項の重要度評価	5
(1)	実用発電用原子炉施設の場合	5
(2)	核燃料施設等の場合	6
2.4	検査結果の通知及び公表	6
2.5	対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）	6
2.6	特別検査の実施に係る判断	7
2.7	総合的な評定	8
(1)	評定の単位	8
(2)	評定における考慮事項	8
2.8	総合的な評定の結果の通知及び公表	8
2.9	検査結果に基づく規制対応措置の検討等	9
3	検査の実施に係る手順等	10
3.1	検査計画	10
3.2	検査の実施	11
(1)	立入りに関する事前準備	11
(2)	物件検査及び試料受理に関する事前準備	11
(3)	関係者に対する質問に関する事前準備	11
(4)	開始会議	12
(5)	検査の実施	12
(6)	締めくくり会議等	12
3.3	検査報告書の作成	13
4	法定確認行為等と原子力規制検査の関係	13
4.1	申請等の受理	13
4.2	原子力規制検査の結果の確認等	13
図 1-1	原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉）	14
図 1-2	原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（核燃料施設等）	15
表 1-1	原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号	16

表 1-2	原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等に共通する法律条文番号	16
表 2	事業等ごとの検査対象事項の条文	17
表 3	監視領域の分類	18
表 4	安全実績指標	19
表 5-1	検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（ 実用発電用原子炉施設 ）	20
表 5-2	検査指摘事項及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（ 核燃料施設等 ）	21
表 6-1	対応区分（ 実用発電用原子炉施設 ）	21
表 6-2	対応区分（ 核燃料施設等 ）	21
表 7	規制対応措置に関する主な法条文	23
表 8-1	法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文	24
表 8-2	法定確認行為等の手続に係る原子力事業者等に共通する各規則条文	25

1 目的

本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の 2 の 2 第 1 項の規定による原子力規制検査、同検査の結果に基づき実施する法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定による総合的な評定及び同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制対応措置」という。）並びに原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査^{※1}のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等（以下「法定確認行為等」という。）の実施方法を明確化するために定めたものである。

※1 法第 68 条第 1 項に基づく原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問又は試験のための試料の収去並びに同条第 2 項に基づく原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問

2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素

原子力規制検査に基づく監督は、法第 61 条の 2 の 2 第 1 項で定められた検査対象に対する同条第 2 項から第 6 項までの規定に基づく原子力規制検査を、原子力規制検査等に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）（以下「規則」という。）の規定により実施し、原子力規制検査の結果を踏まえて法第 61 条の 2 の 2 第 7 項及び第 8 項の規定による総合的な評定を行うとともに、同条第 9 項の規定による通知及び公表、必要に応じた同条第 10 項の規定を踏まえた規制対応措置を講ずるものである。これら一連のプロセスについて、関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査を含めた構成要素及び関連性を図 1 に示す。本章では、プロセスに係る構成要素ごとにその実施方法を定める。

2.1 検査の体系等

(1) 検査対象

原子力規制検査の検査対象は、法第 57 条の 8 で定義されている原子力事業者等^{※2}及び核原料物質を使用する者^{※3}（以下「事業者」と総称する。）に対して法の規定により義務付けられている事項に対応して、それぞれの者の事務所、原子力施設の敷地（工場又は事業所）、更には、調達先の者（法第 68 条第 2 項に規定する原子力施設の設計等を行う者その他の関係者をいう。以下同じ。）の事務所、工場等における当該事項の実施状況を監視するものとして法第 61 条の 2 の 2 第 1 項で定められており、事業等の種別に応じた対応する事項（以下「検査対象事項」という。）を表 2 に示す。

※2 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航

者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）

- ※3 製錬事業者が製錬の事業の用に供する場合及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和 32 年政令第 324 号。以下「令」という。）第 44 条で定める限度を超えない場合を除く核原料物質を使用する者であり、具体的には法第 57 条の 7 第 1 項の規定による届出をした者及び法第 61 条の 3 第 1 項の許可を受けて核原料物質を使用する者（**令第 44 条で定める限度を超えない場合を除く。**）が該当する。

表2に示す検査対象事項は、例えば法第61条の2の2第1項第2号の基準の遵守状況が同項第1号の検査の実施状況と、また、同項第3号の措置の実施状況が同項第4号の措置の実施状況と密接に関係していることが多いため、原子力規制検査を実施するに当たっては、関係する事項を一括で監視できる体系となるよう、表3のとおり、事業者の安全活動の目的（以下「活動目的」という。）に応じた監視領域を「原子力施設安全」、「放射線安全」及び**特定核燃料物質の防護（以下「核物質防護」という。）**の3つに大分類する。さらに、原子力施設安全については事業等ごとの規制基準体系を踏まえて小分類を設け、放射線安全については公衆及び従業員に係るものに小分類を設け、分類ごとの活動目的の達成状況を監視する。また、これらの監視領域に共通する事業者におけるマネジメント実施に関連する事項は、別に横断領域の視点を設けてその実施状況を監視する。

(2) 検査種別

原子力検査官は、事業者の**安全活動**が各監視領域において活動目的を達成しているかを監視するため、検査対象に関する事業者の**安全活動**に立ち会い、必要に応じて事業者の確認に加えて自ら確認することも含めて、**規則第 2 条の勘案も踏まえ**、原子力施設の特徴及び活動目的に対する重要度に応じた検査を行う。また、原子力施設ごとに各監視領域で検査の程度を設定し、効率的かつ効果的な実施に努めるため、**規則第 3 条第 1 項に基づき実施する**標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、**同条第 2 項に基づき実施する**基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合に**実施する**追加検査並びに安全に関わる事象が発生した場合に当該事象の状況及び事業者の対応を確認するための特別検査を設ける。なお、特別検査は、法第 68 条の規定に基づいて行う。

※4

- ※4 原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 4 条第 1 項第 1 号及

び第23条第1項第2号に基づく、原子炉の運転等に起因する事故の原因及びそれによって発生した被害の原因を究明するための調査（原子力事故調査）がある。

基本検査は、各原子力規制事務所の原子力検査官が中心となって事業者の安全活動を日常的に監視するもの（以下「日常検査」という。）と、特定の検査対象について専門的知見や経験を有する原子力検査官を中心としたチームを編成した上で、時期を設定して個別事項の実施状況に特化して確認するもの（以下「チーム検査」という。）を組み合わせ、検査対象事項全般を監視する。日常検査は、原子力施設の状態及び計画中又は進行中の事業者の安全活動のそれぞれについて、活動目的に対する重要度やリスク情報^{※5}を踏まえつつ、活動目的の達成状況を総体として把握した上で、具体的に検査で確認する事項を選定するとともに、重要度の高さに応じて立会い等の程度を設定する。活動目的の達成状況を把握する際には、必要に応じて事業者の改善活動やその効果について確認し、これを「2.7 総合的な評定」においても勘案する。事業者が行う安全活動に劣化が見られた場合は、「2.5 対応区分の設定」による対応区分の決定及び「2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等」により規制対応措置の決定を行うため、当該事案の評価に必要な事実関係の確認を進め、事業者の見解を聴取する。

より具体的な検査の実施手法については、「3 検査の実施に係る手順等」に定めるほか、事業者の安全活動に対応して検査内容を体系的に整理し、検査ガイドとして別途定める。検査ガイドには、検査対象となる事業者の安全活動に応じた監視領域や当該検査の目的、検査要件、検査手順、具体的な検査手法の例を明示した検査手引、事業者の安全活動への立会い等の標準的な検査対象数（サンプル数）等を記載する。

※5 本実施要領におけるリスク情報とは、各監視領域に関連する活動目的を達成できていない可能性又は状況及びその程度を検討・評価するために有用な原子力施設の状態及び事業者の安全活動状況等に関する情報であり、直接的なものだけでなく、その可能性等の要因の特定や影響の大きさ等を含んでいる。また、リスク情報は、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報に加え、確率論的リスク評価（PRA）により得られる計算結果や知見等の定量的な情報をいう。

追加検査は、事業者が行う安全活動に劣化が確認された事項に特化した事業者の対応状況について、事業者が実施する原因分析の実施状況を踏まえつつ、横断領域を含めた幅広い視野から、複数の専門分野の原子力検査官によって、改善の効果を検証し、再発防止が確実なものとなっているかなどを個別具体的に確認する。追加検査の程度は、安全活動の劣化の程度に応じて設定される「2.5 対応区分

の設定」により決定する。

特別検査は、安全に関わる事象のうち、活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象が発生した場合に、当該事象の状況を確認するため、個別に実施の可否を判断の上、当該事象に関して専門性を有する原子力規制庁職員を含む原子力検査官等により実施する。

基本検査、追加検査、特別検査に関する詳細については、この実施要領に定めるもののほか、別途検査運用ガイドを定める。

(3) 検査の実施方針

基本検査を通じた確認等により事業者が行う安全活動に劣化のおそれが見られた監視領域については、標準的な検査の程度の範囲内で監視を充実するなど、効果的な検査の実施に努める。このほか、各監視領域内で具体的に検査する安全活動の選定、立会い等の程度の設定等に当たっては、合理的な範囲でリスク情報を活用し、より効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

2.2 安全実績指標等の確認・評価等

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

基本検査の効率的かつ効果的な実施のためには、事業者の安全活動状況の監視手段を充実する必要がある。このため、規則第 5 条の規定に基づき、各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表 4 に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標のデータを取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者のデータ取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の可否等を判断するために、指標の値を表 5-1 に示すとおり 4 段階に分類する。この安全実績指標は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評価」において用いる。

(2) 核燃料施設等^{※6}の場合

安全実績指標は表 4 に示す監視領域のうち放射線安全、核物質防護とし、規則第 5 条の規定に基づく事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標のデータを取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者のデータ取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の可否等を判断するために、指標の値を表 5-2 に示すと

おり「追加対応なし」と「追加対応あり」の2段階で実施する。

この安全実績指標は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。

※6 この実施要領において「核燃料施設等」とは、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設をいう。

安全実績指標等の確認・評価等の詳細については、別途ガイドを定める。

2.3 検査指摘事項の重要度評価

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。この重要度評価は、監視領域ごとに、重要度を表 5-1 に示すとおり 4 段階（緑、白、黄、赤）に分類して行う。なお、評価におけるリスク情報の活用については、可能な範囲で PRA による計算結果等の定量的な情報を活用する。その際、当該検査指摘事項が低頻度で影響の極めて甚大な事象等又は PRA によって評価できない事象に関連するものかどうかを配慮する。

検査指摘事項の重要度評価により緑以外の結果が得られた場合には、その評価の結果を当該指摘を受けた事業者へ通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた重要度評価の結果を当該事業者へ通知する。

その上で、当該事業者が重要度評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての重要度評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者へ通知する。

個別の検査指摘事項に係る重要度評価は、当該指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね 3 か月以内に重要度評価の結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

(2) 核燃料施設等の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の要否等を判断するために、当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。

評価は表 5-2 に示すとおり「追加対応なし」と「追加対応あり」の 2 段階に分類して行う。

検査指摘事項の評価により「追加対応あり」の結果が得られた場合には、その評価結果を当該指摘を受けた事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての評価を決定する。原子力規制委員会の決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る評価は、当該指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね 3 か月以内にその結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。

2.4 検査結果の通知及び公表

基本検査の結果は、日常検査及びチーム検査の結果を合わせて、原則四半期ごとに取りまとめ、検査を受けた事業者に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。取りまとめに当たっては、使用した検査ガイドの種類や対象とした監視領域、具体的な確認対象等を明記するとともに、原則検査指摘事項に関して確認した事実関係、関連する規制要求事項、問題点等を明記し、**当該指摘事項の重要度評価の結果を記載する**。公表に当たっては、「**2.7(1) 評定の単位**」である各施設に対して、監視領域ごとに評価結果を明示する。追加検査及び特別検査の結果は、個別の検査ごとに事業者への通知及び公表を行う。

2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）

追加検査については、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応

じて、表 6-1 及び表 6-2 に示すとおり、対応区分を設定する。なお、安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれか分類の程度の大きいもののみを対象として取り扱う。

追加検査は、「各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態（第 1 区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態（第 2 区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態（第 3 区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態（第 4 区分）」又は「監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態（第 5 区分）」の 5 つの対応区分のうち、第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分が設定された場合に行う。

事業者からの安全実績指標の報告又は検査指摘事項の重要度評価の決定により、対応区分の変更を行った場合には、規則第 3 条第 3 項に基づき、事業者に対して、その旨を通知するとともに、第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分が設定された場合には、事業者に根本的な原因分析（第 3 区分又は第 4 区分が設定された場合には、安全文化及び核セキュリティ文化の改善に係る検討を含み、このうち第 4 区分が設定された場合には、外部機関による評価を含む。）を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果の報告を求める。また、3 年間以上継続して第 3 区分が設定された事業者に対しては、安全活動の改善に係る取組状況等について追加で報告を求める。

追加検査は、第 2 区分又は第 3 区分が設定された場合は、事業者から前記の実施結果の報告があった時点以降に実施し、第 4 区分が設定された場合は、区分の設定から 6 か月以内に改善措置活動の計画の報告を行うよう、事業者に求めた上で、その計画の報告を受理した後、当該計画を踏まえた追加検査の計画を作成し、追加検査を行う。

第 2 区分、第 3 区分又は第 4 区分が設定された場合は、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、第 1 区分に変更し、事業者に通知する。

追加検査の実施に当たっては、規則第 7 条に基づき当該事業者に対して対応する手数料の納付を納入告知書の交付により当該事業者を求める。

2.6 特別検査の実施に係る判断

原子力規制委員会が法第 62 条の 3 の規定により各事業規則に定める事故故障等の報告を受けた場合には、その時点で得られた事故故障等に係る情報を基に、当該事象が各監視領域の活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそう

なる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象であるかについて安全上の重要性に係る評価を行うとともに、それまでの基本検査での事業者の安全活動状況等の確認結果を踏まえ、特別検査の実施要否を判断する。

特別検査を実施する場合、発生した事故故障等の状況の調査及び把握をするため、事象の原因等に関する専門分野の原子力検査官を編成し、検査目的、検査対象、検査期間等を設定し、事業者に通知する。

2.7 総合的な評定

(1) 評定の単位

総合的な評定は、原則として、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年 1 回行う^{※6}。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、各原子炉の安全確保の状況を明確にするため、原子炉ごとに評定を行う。

※6 使用者（令第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）に対する検査（核物質防護に係るものを除く。）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10 年に 1 回の原子力規制検査の基本検査を実施した年度ごとに評定を行う。

(2) 評定における考慮事項

検査対象事項について総合的な評定を行うに当たっては、「2.1 検査の体系等」に示す検査の体系に合わせて、事業者の安全活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかを評価する。その際、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者が各監視領域での活動目的の達成に向けて改善している安全活動やその効果について検証し、改善が図られているかどうかを勘案する。

各監視領域の評価に当たっては、安全実績指標の値の分類及び検査指摘事項の重要度評価を踏まえる。

2.8 総合的な評定の結果の通知及び公表

総合的な評定の結果には、表 6-1 及び表 6-2 の対応区分の設定のほか、横断領域に係る指摘事項がある場合にはこれも含める。これを事業者に通知する際、検査の結果を踏まえて作成した次期の検査計画のほか、必要に応じ、以下の事項を事業者に通知するとともに、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原則 1 年に 1 回公表する。この際、規則第 7 条に基づき、規則別表のとおり当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。^{※7}

- ① 該当する評定期間中の安全実績指標の値の分類及び検査指摘事項の概要並びにこれらに関連する問題に対応した事業者及び原子力規制委員会の措置
- ② 前回の評定から**対応区分**に変更がある場合はその結果と理由
- ③ 3年間以上継続して第3区分が設定されている場合は、事業者による**安全活動**の改善に係る**取組**状況等
- ④ 事業者の**安全活動**の改善状況に係る規制機関の認識

※7 使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）に対する検査（核物質防護に係るものを除く。）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施する年度（実施時期が年度初めの場合は、その前年度）に検査計画を通知し、規則第7条に基づき基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。

2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等

規制対応措置は、検査等で確認した問題点を是正し、各監視領域における活動目的の達成を確保するための措置命令のほか、法令に基づく事業者の責務の実施が確保できないと考えられる場合の許可取消し等の**処分**を含め、事業者による問題解決への取組を確実なものとするための規制機関としての対応である（**関連する処分に係る法の条文を表7に示す。**）。この対応は、事案の性格や内容に応じて、各監視領域における活動目的の達成を確保するために適時実施する必要があることから、重要度評価の結果を踏まえて、総合的な評定を待つことなく検討を行う。なお、即時の対応を**必要としないもの**については、総合的な評定を踏まえてその後の原子力規制検査で状況を確認するなど、事案の重要度、緊急性等を踏まえて的確に対応する。

原子力規制検査において気付き事項がある場合は、「3.2(5)検査の実施」に規定する**検査指摘事項とするかどうかの判断及び重要度の評価**と並行して、当該気付き事項に対する事業者の自律的な改善能力があるかどうか、当該気付き事項が組織として意図的に行われたもの又は明らかな**瑕疵（かし）**によって起こったものであるかどうか、**検査等**の実効性を確保するための**事業者の安全活動**^{※8}に著しい瑕疵があるかどうかなどの視点で情報収集等を行い、これらの視点により問題が確認された場合は、当該気付き事項に対する重要度評価の結果も踏まえて、当該事業者に必要な措置を求めることを検討する。特に、検査指摘事項のうち重要度評価の結果が、**実用発電用原子炉施設については緑以外のもの、核燃料施設等については指摘事項（追加対応あり）としたもの**については、規制要求に抵触している蓋然性が高いことから、規制対応措置の要否を検討した上で、その内容を決定する。また、規制対応措置が不利益処分となる場合には、行政手続法等に基づき、必要な**手続**を取る。本規制対応措置の検討に当たっては、検査指摘事項の重要度評価の手順と同

様に、事業者の希望に応じて公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で意見等を聴取する機会を設ける。

なお、措置命令等を行った場合においては、必要に応じて当該命令等に係る措置の実施状況を原子力規制検査により確認する。

検査結果に基づく規制対応措置の詳細については、別途ガイドを定める。

※8 例えば記録保存

3 検査の実施に係る手順等

本章では、「2.1 検査の体系」等及び「2.4 検査の結果の通知及び公表」で示す検査等を円滑に運用するための具体的な手順等を定める。

3.1 検査計画

原子力規制検査は、総合的な評定の結果及びその他の関連事情を勘案して、検査の程度を決定し、計画して実施するため、総合的な評定を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画を合わせて作成し、事業者へ通知するとともに、公表する。ただし、追加検査及び特別検査は、総合的な評定を待つことなく実施することから、事案が発生した都度、個別に計画を作成し、検査の対象、内容、期間等について当該事業者へ通知するとともに、公表する。なお、勘案すべきその他の関連事情には、原子力施設の種別、規模及び建設段階、供用段階、廃止措置段階等の原子力施設の状態等が含まれる。

総合的な評定の単位（原則として事業の許可又は指定の単位、原子炉設置者にあつては原子炉の単位）を踏まえ、同一の単位ごとに検査計画を作成する。その際、1つの事業者において複数の事業の許可又は指定を受けている場合や、複数の原子炉又は原子力発電所の運転等をしている場合等、総合的な評定の単位を超えて事業者が同一の組織で安全活動を行っている場合には、一体的に検査を行う計画を立て、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。そのため、検査計画の作成においては、主にチーム検査の計画について、各事業者の安全活動計画を踏まえて、原子力検査官の配置等を考慮して検査時期の調整を行う。また、日常検査については、事業者の日々の安全活動状況等を踏まえて適時検査を行う必要があるため、年間を通して、検査ガイドに規定する検査量が事業者の安全活動状況に応じて適切に配分できるように随時調整する。その際、複数の監視領域に共通する検査ガイドを用いて検査を実施する場合や、複数の検査ガイドを併用して一体的に検査を実施する場合等は、それぞれに検査量を配分する。

また、法定確認行為等に係る検査は事業者からの申請等に基づいて行うこととなるため、申請等の内容を踏まえて設定された検査項目に係る検査の実施計画を立てる。

検査計画を作成後、事業者の安全活動計画が大幅に変更となった場合は、適宜検

査計画を変更し、変更後の事業者の安全活動計画に即した検査が実施できるよう調整する。

3.2 検査の実施

作成した検査計画に基づき、基本検査、追加検査及び特別検査を行う際には、事業者の日々の活動状況を踏まえて検査内容の詳細を設定していく必要があるため、日常検査や日々の監視、事業者会議への参加等を通じて、検査前に事業者の安全活動状況及び活動予定を把握し、チーム検査の具体的な検査内容を設定して検査を実施する。原子力検査官は、法第61条の2の2第3項並びに第68条第1項及び第2項の規定に基づく検査を、事業者又は事業者の調達先の者（以下「事業者等」という。）が安全活動を行う場所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び事業者から必要な試料の提出を受けての試験等を通じて、効果的かつ効率的に実施するため、必要な事前準備を行った上で検査を実施する。

(1) 立入りに関する事前準備

検査場所では、放射線管理や核物質防護管理等を目的に立入りを制限している場合があるため、事業者等がその責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け、検査のために立入りができるようにしておく。

なお、原子力検査官の立入りに関しては、立入先での事業者の安全活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が原子力検査官の立入先への出入りや立入先での居場所を原子力検査官の許可なしに原則ほかの事業者等の職員等に連絡しないよう、事業者等において周知徹底されるよう準備する。

(2) 物件検査及び試料受理に関する事前準備

立入りと同様に、機密情報等の取扱いとして閲覧等を制限している場合があるため、事業者等がその責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け、検査のために必要な閲覧等ができるようにしておく。

(3) 関係者に対する質問に関する事前準備

関係者に対する質問は、事業者等の職員に限らず、事業者の安全活動に関係している者に対して、原子力規制検査の実施に必要な範囲で、事業者の活動状況や当該活動に係るその者の認識等を把握するために行う。この際、事業者等の活動を阻害し安全上の影響を及ぼすことのないよう、質問時期等に配慮する。

質問への回答内容は、回答者の役職、責務等を踏まえて取り扱い、組織として

の回答を求める場合には、質問に関する事項に責任を有する者を特定して質問を行う。

(4) 開始会議

チーム検査等の検査時期を特定して計画的に行う検査では、検査対象とする事業者等の安全活動に責任を有する者を含めた関係者との打合せを実施し、検査目的、検査予定等を説明するとともに、効果的かつ効率的に検査が実施できるよう、事業者の安全活動状況等の情報をあらかじめ聴取する。なお、非通知による検査を通じて事業者の安全活動の実態を把握することを目的とする場合には、柔軟に検査を行う。

(5) 検査の実施

別に定める検査ガイドに規定する検査対象、検査対象数、検査量等を踏まえて検査を実施する。その際、これまでの検査結果を含めた事業者の安全活動状況を確認した上で、リスク情報を活用して、検査対象を選定する。

事業者等の安全活動を全般的に監視するため、休日や平日通常勤務時間外の事業者等の安全活動に対して、検査ガイドで規定する範囲で当該活動の状況を確認する検査（以下「時間外検査」という。）を行うものとする。時間外検査は、異なる作業状態や多様な時間帯（炉停止、通常運転、週末、夜その他）の状況が確認できるように実施する。

検査における気付き事項がある場合は、関係する原子力検査官に情報を共有し意見交換を行うとともに、事実関係等を調査し、事業者等から見解を聴取するなど情報を収集した上で、指摘事項に該当するかどうかを判断する。こうした情報収集は、対象とする安全活動の重要度及び不明瞭な事項の程度に応じて実施するよう留意する。

指摘事項に該当するかどうかを判断するための詳細については、別途ガイドを定める。

(6) 締めくくり会議等

原子力検査官は、検査ガイドの単位、検査の一定期間等の終了時又は終了後において事業者の責任者との会議等を行い、検査結果並びに検査指摘事項に係る事実関係及び原子力検査官の認識（問題を指摘した視点等^{※9}）を説明するとともに、事業者の見解を聴取し、検査報告書に記載する。

※9 事業者に期待する対応の提案等は、事業者自らの改善策の検討を阻害する可能性があるため、緊急を要すると考えられる場合、必要な対応が明白である場合に限り等、慎重に実施する必要がある。

3.3 検査報告書の作成

四半期の間に実施した基本検査について報告書を作成する。報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。追加検査及び特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。

報告書の案は事業者に開示し、当該事業者が事実誤認等に関する意見等の陳述を希望する場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）又は書面にて意見等を聴取する。

4 法定確認行為等と原子力規制検査の関係

核燃料物質等に関する事業所外廃棄の確認等の法定確認行為等を実施するに当たっては、事業者の一連の安全活動を記録等により確認することが必要となるが、原子力規制検査により関連する事業者の安全活動を適時確認することにより、当該記録等の適切性を確認することが可能であるため、法定確認行為等に係る事業者からの申請等があった場合には、申請等以前の関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査の結果を確認するとともに、申請等後の原子力規制検査による確認結果も含め、事業者の一連の安全活動を記録等により確認する。

4.1 申請等の受理

法定確認行為等の種別に応じて表8-1及び表8-2に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛での申請書等について、法定確認行為等を受けようとする事業者から提出された場合には、申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していることを確認する。また、令別表第1で規定されている手数料の納付を納入告知書の交付により求めた上で、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。

受理した申請については、確認対象となる事項を特定し、関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査による検査項目（以下単に「検査項目」という。）を設定する。

4.2 原子力規制検査の結果の確認等

設定した検査項目について、申請以前の関連する事業者の安全活動の実施状況に係る原子力規制検査の結果を確認した上で、申請後の事業者の安全活動に対して確認すべき事項を特定し、原子力規制検査等を実施する。

法定確認行為等に必要な確認を実施し、設定した検査項目について検査指摘事項がないこと、又は検査指摘事項があった場合には内容が当該申請に係る確認対象となる事項に影響を及ぼさないことを確認した場合には、確認証の交付を行う。

図 1-1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉）

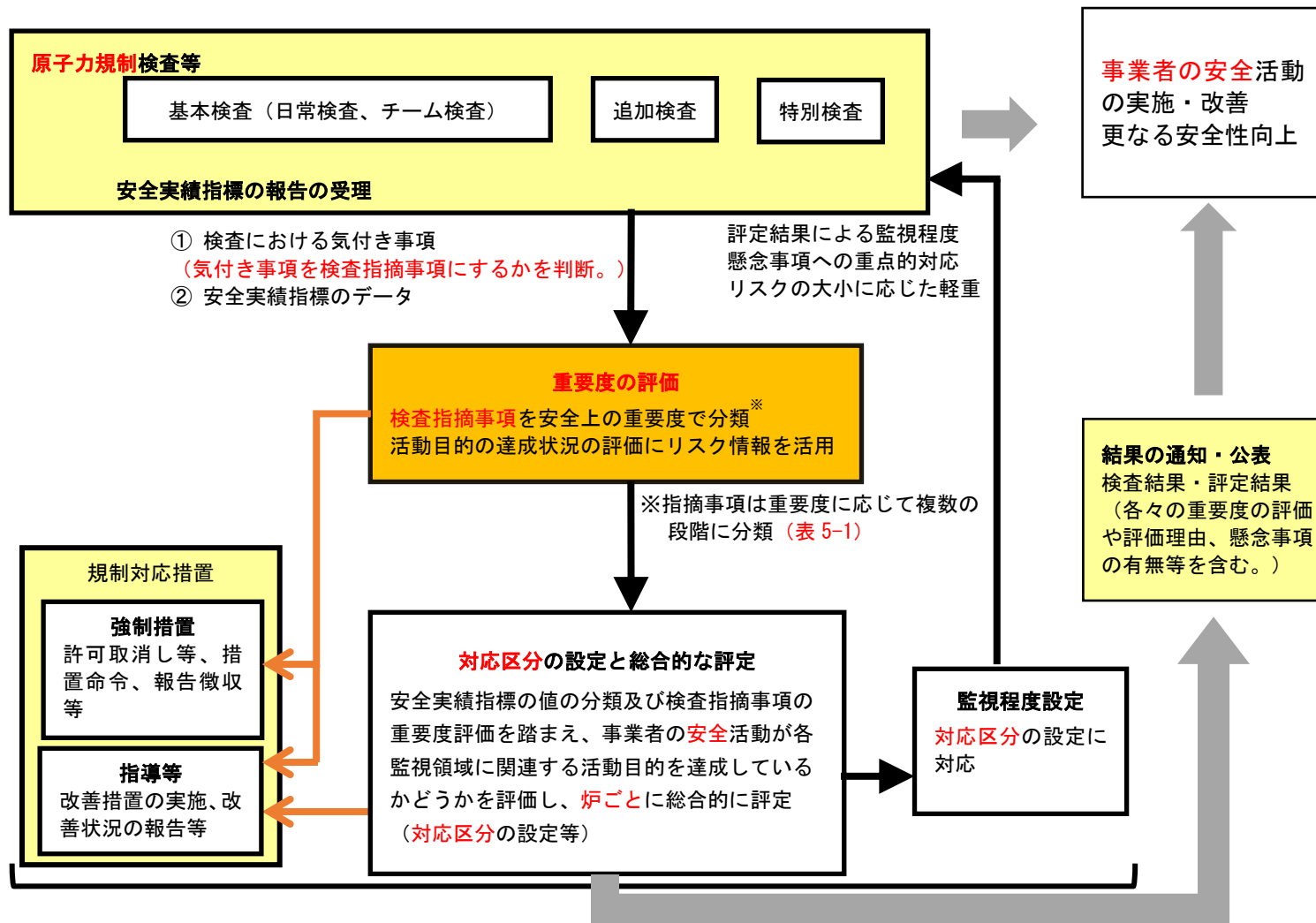


図 1-2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（核燃料施設等）

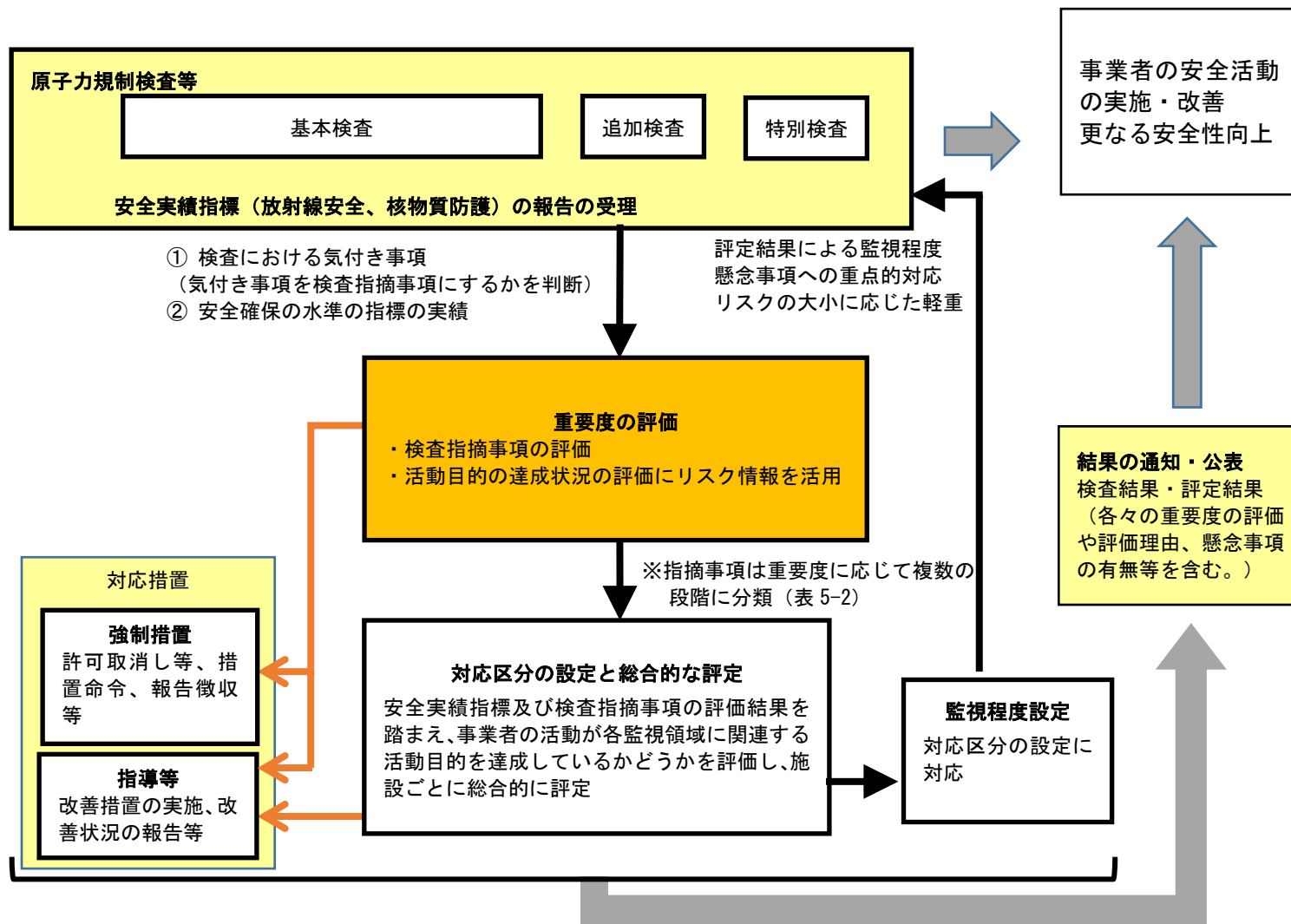


表 1-1 原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号

	廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査（使用前検査）についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定期間に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	（旧原子力事業者等における）廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認
製錬の事業	—	—	—	—	法第 12 条の 6 第 8 項	法第 12 条の 7 第 9 項
加工の事業	—	法第 16 条の 3 第 3 項	—	—	法第 22 条の 8 第 3 項	法第 22 条の 9 第 5 項
試験研究用等原子炉の設置、運転等	—	法第 28 条第 3 項	—	—	法第 43 条の 3 の 2 第 3 項	法第 43 条の 3 の 3 第 4 項
発電用原子炉の設置、運転等	—	法第 43 条の 3 の 11 第 3 項	実用炉則第 55 条第 1 項の表の上欄	—	法第 43 条の 3 の 34 第 3 項	法第 43 条の 3 の 35 第 4 項
貯蔵の事業	—	法第 43 条の 9 第 3 項	—	—	法第 43 条の 27 第 3 項	法第 43 条の 28 第 4 項
再処理の事業	—	法第 46 条第 3 項	—	—	法第 50 条の 5 第 3 項	法第 51 条第 4 項
廃棄の事業	法第 51 条の 6 第 1 項及び第 2 項	法第 51 条の 8 第 3 項	—	法第 51 条の 24 の 2 第 2 項	法第 51 条の 25 第 3 項	法第 51 条の 26 第 4 項
核燃料物質の使用等	—	法第 55 条の 2 第 3 項	—	—	法第 57 条の 5 第 3 項	法第 57 条の 6 第 4 項
核原料物質の使用	—	—	—	—	—	—

実用炉則：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

表 1-2 原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等に共通する法律条文番号

廃棄に関する確認	法第 58 条
運搬に関する確認等	法第 59 条
放射能濃度についての確認	法第 61 条の 2

表2 事業等ごとの検査対象事項の条文

	第61条の2の2第1項第1号		同項第2号	同項第3号						同項第4号		
	使用前事業者検査※	定期事業者検査	技術上の基準	保安規定	核物質防護規定	廃止措置計画	許可取消しによる廃止措置	閉鎖措置計画	放射能濃度の測定及び評価の方法	防護措置	保安措置	事業所外廃棄・運搬
製錬事業者	—	—	—	第12条第1項	第12条の2第1項	第12条の6第2項	第12条の7第2項	—	第61条の2第2項	第11条の2第1項	—	第58条第1項・第59条第1項
加工事業者	第16条の3第2項	第16条の5第2項	第16条の4	第22条第1項	第22条の6第1項	第22条の8第2項	第22条の9第2項	—		第21条の2第2項	第21条の2第1項	
試験研究用等原子炉設置者	第28条第2項	第29条第2項	第28条の2	第37条第1項	第43条の2第1項	第43条の3の2第2項	第43条の3の3第2項	—		第35条第2項	第35条第1項	
外国原子力船運航者	—	—	—	—	—	—	—	—		第35条第2項	第35条第1項	
発電用原子炉設置者	第43条の3の11第2項	第43条の3の16第2項	第43条の3の14	第43条の3の24第1項	第43条の3の27第1項	第43条の3の34第2項	第43条の3の35第2項	—		第43条の3の22第2項	第43条の3の22第1項	
使用済燃料貯蔵事業者	第43条の9第2項	第43条の11第2項	第43条の10	第43条の20第1項	第43条の25第1項	第43条の27第2項	第43条の28第2項	—		第43条の18第2項	第43条の18第1項	
再処理事業者	第46条第2項	第46条の2の2第2項	第46条の2	第50条第1項	第50条の3第1項	第50条の5第2項	第51条第2項	—		第48条第2項	第48条第1項	
廃棄事業者	第51条の8第2項	第51条の10第2項	第51条の9	第51条の18第1項	第51条の23第1項	第51条の25第2項	第51条の26第2項	第51条の24の2第1項		第51条の16第4項	第51条の16第1～3項	
使用者	第55条の2第2項	—	—	第57条第1項	第57条の2第1項	第57条の5第2項	第57条の7第2項	—		第56条の3第2項	第56条の3第1項	
核原料物質を使用する者	—	—	第57条の7第4項	—	—	—	—	—	—	—	—	

※使用者は使用前検査

表3 監視領域の分類

	大分類	原子力施設安全				放射線安全		核物質防護	
製錬事業者	小分類	臨界防止	閉じ込めの維持		非常時の対応			公衆に対する放射線安全 従業員に対する放射線安全 核物質防護	
加工事業者		発生防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	重大事故等対処及び大規模損壊対処				
試験研究用等原子炉設置者		発生防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止又は非常時の対応				
外国原子力船運航者		発生防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止又は非常時の対応				
発電用原子炉設置者		発生防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	重大事故等対処及び大規模損壊対処				
使用済燃料貯蔵事業者		臨界防止	閉じ込めの維持		非常時の対応				
再処理事業者		発生防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	重大事故等対処及び大規模損壊対処				
廃棄事業者		臨界防止	閉じ込めの維持		非常時の対応				
使用者*		臨界防止	拡大防止・影響緩和	閉じ込めの維持	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止又は非常時の対応				
核原料物質を使用する者		閉じ込めの維持				-			

*使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の原子力施設安全の小分類は、閉じ込めの維持のみ。

表 4 安全実績指標

監視領域		安全実績指標	時期	規則*	
原子力施設安全	発生防止	①7,000 臨界時間当たりの計画外自動・手動スクラム回数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去 4 四半期 (1 年) 	第 5 条 第 1 号 (実用発電用原子炉施設にのみ適用)	
		②7,000 臨界時間当たりの計画外出力変化回数			
		③追加的な運転操作が必要な計画外スクラム回数			
	影響緩和	④ 安全系の使用不能時間割合			<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去 12 四半期 (3 年)
		BWR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系 (高圧炉心スプレイ系 (BWR-5)、高圧炉心注水系 (ABWR)) ・ 原子炉隔離時冷却系 ・ 低圧注水系 (格納容器スプレイ系) ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 		
		PWR	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧注入系 ・ 補助給水系 ・ 低圧注入系 ・ 非常用交流電源 ・ 原子炉補機冷却水系・海水系 		
		⑤安全系の機能故障件数 (運転上の制限逸脱件数)			
	閉じ込めの維持	⑥格納容器内への原子炉冷却材漏えい率 (基準値に対する割合)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去 4 四半期 (1 年)
		⑦原子炉冷却材中のヨウ素 131 濃度 (基準値に対する割合)			
		⑧重大事故等及び大規模損壊発生時に対応する要員の訓練参加割合			
重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑨重大事故等対策における操作の成立性 (想定時間を満足した割合)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練サイクルごと ・ 評価期間は過去 1 年以内 		
	⑩重大事故等対処設備の機能故障件数 (運転上の制限逸脱件数)				
放射線安全	公衆	⑪放射性廃棄物の過剰放出件数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度ごと 	第 5 条 第 2 号	
	従業員	⑫被ばく線量が線量限度を超えた件数			
		⑬事故故障等の報告基準の実効線量(5mSv)を超えた計画外の被ばく発生件数			
核物質防護	核物質防護	⑭侵入検知器及び監視カメラの使用不能時間割合 (立入制限区域及び周辺防護区域に設置されているものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去 4 四半期 (1 年) 	第 5 条 第 3 号	

規則：原子力規制検査等に関する規則

表 5-1 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（実用発電用原子炉施設）

緑	安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準 (安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。)
白	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
黄	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
赤	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

表 5-2 検査指摘事項及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（核燃料施設等）

指摘事項 (追加対応なし)	安全確保の機能又は性能への影響があるが、限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善すべき水準 (安全実績指標については、安全確保の機能又は性能に影響のない場合も含む。)
指摘事項 (追加対応あり)	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規制関与の下で改善を図るべき水準
	安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
	安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準

表 6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の 状態	各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	全ての 安全実績指標 が緑及び検査指摘事項がある場合にその全ての評価が緑	監視領域（大分類）において白が1又は2	<ul style="list-style-type: none"> 一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1又は 監視領域（大分類）において白が3 	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、 監視領域（小分類）の劣化が複数又は、 黄が複数又は、 赤が1 	事業者が国民の健康と安全性の保護を確保するための 安全 活動を実施し、又は実施することができるという妥当な確信が原子力規制委員会にない状況（施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等）
検査 対応	項目 <ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 追加検査はなし 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項1号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第2号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第3号に係る追加検査 	
	視点等 <ul style="list-style-type: none"> 事業者の是正処置の状況を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価及び安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定 	

規則：原子力規制検査等に関する規則

表 6-2 対応区分（核燃料施設等）

区分		第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
		指摘事項 (追加対応なし)	指摘事項* (追加対応あり)			
施設の 状態		各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
検査 対応	項目	・追加検査はなし	・規則第 3 条第 1 項に係る基本検査 ・規則第 3 条第 2 項 1 号に係る追加検査	・規則第 3 条第 1 項に係る基本検査 ・規則第 3 条第 2 項第 2 号に係る追加検査	・規則第 3 条第 1 項に係る基本検査 ・規則第 3 条第 2 項第 3 号に係る追加検査	
	視点 等	・事業者の是正処置の状況を確認する	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価及び安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定	・全体的な事業者の安全活動と、QMS 要素の中から追加検査項目を選定 ・根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セキュリティ文化の評価を含む。）の特定	

規則：原子力規制検査等に関する規則

※ 指摘事項（追加対応あり）については、重要度評価・規制対応措置の検討会議において、施設状態の評価及び追加検査の程度を決定する。

なお、本検討会議の運用については、別途ガイドを定める。

表 7 規制対応措置に関する主な法条文

	許可又は指定の取消し等	施設の使用の停止等の措置の命令	是正措置等の命令	保安規定の変更の命令	核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者等の解任の命令	核物質防護規定の変更の命令	核物質防護管理者の解任の命令
製錬の事業	法第 10 条	—	法第 11 条の 2 第 2 項	法第 12 条第 3 項	—	法第 12 条の 2 第 3 項	法第 12 条の 5
加工の事業	法第 20 条	法第 21 条の 3 第 1 項	法第 21 条の 3 第 2 項	法第 22 条第 3 項	法第 22 条の 5	法第 22 条の 6 第 2 項 (製錬の準用)	法第 22 条の 7 第 2 項 (製錬の準用)
試験研究用等原子炉の設置、運転等	法第 33 条	法第 36 条第 1 項 法第 36 条の 2 第 3 項	法第 36 条第 2 項	法第 37 条第 3 項	法第 43 条	法第 43 条の 2 第 2 項 (製錬の準用)	法第 43 条の 2 の 2 第 2 項 (製錬の準用)
発電用原子炉の設置、運転等	法第 43 条の 3 の 20	法第 43 条の 3 の 23 第 1 項	法第 43 条の 3 の 23 第 2 項	法第 43 条の 3 の 24 第 3 項	法第 43 条の 3 の 26 第 2 項 (試験炉の準用)	法第 43 条の 3 の 27 第 2 項 (製錬の準用)	法第 43 条の 3 の 28 第 2 項 (製錬の準用)
貯蔵の事業	法第 43 条の 16	法第 43 条の 19 第 1 項	法第 43 条の 19 第 2 項	法第 43 条の 20 第 3 項	法第 43 条の 24	法第 43 条の 25 第 2 項 (製錬の準用)	法第 43 条の 26 第 2 項 (製錬の準用)
再処理の事業	法第 46 条の 7	法第 49 条第 1 項	法第 49 条第 2 項	法第 50 条第 3 項	法第 50 条の 2 第 2 項 (加工の準用)	法第 50 条の 3 第 2 項 (製錬の準用)	法第 50 条の 4 第 2 項 (製錬の準用)
廃棄の事業	法第 51 条の 14	法第 51 条の 17 第 1 項	法第 51 条の 17 第 2 項	法第 51 条の 18 第 3 項	法第 51 条の 22	法第 51 条の 23 第 2 項 (製錬の準用)	法第 51 条の 24 第 2 項 (製錬の準用)
核燃料物質の使用等	法第 56 条	法第 56 条の 4 第 1 項	法第 56 条の 4 第 2 項	法第 57 条第 3 項	—	法第 57 条の 2 第 2 項 (製錬の準用)	法第 57 条の 3 第 2 項 (製錬の準用)
核原料物質の使用	—	法第 57 条の 7 第 5 項 (是正の命令)	—	—	—	—	—

表中のほか、法第 58 条第 3 項の原子力事業者等への廃棄の停止その他保安のために必要な措置の命令、法第 59 条第 4 項の原子力事業者等への運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令、法第 60 条第 2 項の受託貯蔵者への貯蔵の方法の是正その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令等がある。

表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文

	規則名	廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査（使用前検査）についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定期間に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	（旧原子力事業者等における）廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認
製錬の事業	製錬の事業に関する規則	—	—	—	—	第7条の5の10～第7条の5の12	第7条の5の10～第7条の5の12
加工の事業	核燃料物質の加工の事業に関する規則	—	第3条の5・第3条の7	—	—	第9条の9～第9条の10の2	第9条の9～第9条の10の2
試験研究用等原子炉の設置、運転等	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	—	第3条の3～第3条の6	—	—	第16条の10～第16条の11の2	第16条の12
船舶に関する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等	船舶に関する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則	—	第9条～第10条の2	—	—	第32条の10～第32条の12	第33条
発電用原子炉の設置、運転等	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	—	第15条～第21条	第55条	—	第120条～第121条の2	第120条～第121条の2
	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	—	第15条～第21条	—	—	第115条～第116条の2	第115条～第116条の2
貯蔵の事業	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	—	第7条～第10条	—	—	第43条の7～第43条の8の2	第43条の7～第43条の8の2
再処理の事業	使用済燃料の再処理の事業に関する規則	—	第5条～第7条	—	—	第19条の9～第19条の10の2	第19条の9～第19条の10の2
廃棄の事業	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第5, 6, 11, 13条	第18条～第24条	—	第76条～第76条の2	第83条～第84条の2	第83条～第84条の2
	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第4, 5, 7, 9条	—	—	—	第22条の11～第22条の12の2	第22条の11～第22条の12の2
	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	—	第7条～第10条	—	—	第35条の10～第35条の11の2	第35条の10～第35条の11の2
核燃料物質の使用等	核燃料物質の使用等に関する規則	—	第2条の3・第2条の4	—	—	第6条の6～第6条の7の2	第6条の8
核原料物質の使用	核原料物質の使用に関する規則	—	—	—	—	—	—

表 8-2 法定確認行為等の手続に係る原子力事業者等に共通する各規則条文

廃棄に関する確認	核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則	第 3 条及び第 5 条
運搬に関する確認等	核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則	第 19 条及び第 20 条
放射能濃度についての確認	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について確認等に関する規則	第 3 条及び第 4 条
	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則	第 3 条及び第 4 条

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第十六号）第四条第三号、第十四条第四号、第二十四条第一項第四号、第四十三条の三の六第一項第五号、第四十三条の五第一項第四号、第四十四条の二第一項第五号、第五十一条の三第三号及び第五十三条第四号の規定に基づき、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を次のように定める。

令和二年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 品質マネジメントシステム（第四条―第八条）

第三章 経営責任者等の責任（第九条―第二十条）

第四章 資源の管理（第二十一条―第二十二条）

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十三条―第四十三条）

第六章 評価及び改善（第四十四条―第五十三条）

第七章 使用者に関する特例（第五十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。

二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。

三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。

四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。

五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。

六 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。

七 「未然防止処置」とは、原子力施設**その他の施設における不適合**その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。

八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、**構造物及びシステム並びにそれらの部品**（以下「機器等」という。）であつて、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。

九 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。

（適用範囲）

第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設（使用施設等であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）について適用する。

2 第七章の規定は、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）につ

いて適用する。

第二章 品質マネジメントシステム

(品質マネジメントシステムに係る要求事項)

第四条 原子力事業者等（使用者であつて、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。

2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。

- 一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
- 二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ
- 三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響

3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。

4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。

二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。

三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。

四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できない体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。

五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、

この限りでない。

六 プロセスについて、**意図した結果を得、及び**実効性を維持するための措置を講ずること。

七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする事。

八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。

5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。

6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。

7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。
（品質マネジメントシステムの文書化）

第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。

一 品質方針及び品質目標

二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）

三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書

四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）

（品質マニュアル）

第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。

一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項

二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項

三 品質マネジメントシステムの適用範囲

四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報

五 プロセスの相互の関係

（文書の管理）

第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。

2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよ

う、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。

一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。

二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。

三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。

四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。

五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。

六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。

七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。

八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

(記録の管理)

第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。

2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。

第三章 経営責任者等の責任

(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)

第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うこと
によって実証しなければならない。

一 品質方針を定めること。

- 二 品質目標が定められているようにすること。
- 三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。
- 四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。
- 五 資源が利用できる体制を確保すること。
- 六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
- 七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
- 八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。

(原子力の安全の確保の重視)

第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。

(品質方針)

第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。

一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。

二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に**経営責任者が責任を持って関与**すること。

三 品質目標を定め、評価するに当たつての枠組みとなるものであること。

四 要員に周知され、理解されていること。

五 **品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与**すること。

(品質目標)

第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。

(品質マネジメントシステムの計画)

第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たつて

の計画が策定されているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。

一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果

二 品質マネジメントシステムの実効性の維持

三 資源の利用可能性

四 責任及び権限の割当て

(責任及び権限)

第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。

(品質マネジメントシステム管理責任者)

第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び

権限を与えなければならない。

一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。

三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、**原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。**

四 関係法令を遵守すること。

(管理者)

第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。

四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。

五 関係法令を遵守すること。

2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。

一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。

二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。

三 **原子力**の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。

四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を**要員**に定着させるとともに、要員が、**積極的**に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。

五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。

(組織の内部の情報の伝達)

第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。

(マネジメントレビュー)

第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。

(マネジメントレビューに用いる情報)

第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。

- 一 内部監査の結果
- 二 組織の外部の者の意見
- 三 プロセスの運用状況

- 四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果
- 五 品質目標の達成状況
- 六 健全な安全文化の育成及び維持の状況
- 七 関係法令の遵守状況
- 八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況
- 九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
- 十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- 十一 部門又は要員からの改善のための提案
- 十二 資源の妥当性
- 十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性
（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）

第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について

決定しなければならない。

- 一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
- 二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
- 三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
- 四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善
- 五 関係法令の遵守に関する改善
- 2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。
- 3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。

第四章 資源の管理

(資源の確保)

第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。

一 要員

二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系

三 作業環境

四 その他必要な資源

(要員の力量の確保及び教育訓練)

第二十二條 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てなければならぬ。

2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。

二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。

三 前号の措置の実効性を評価すること。

四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。

イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献

ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献

ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性

五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

(個別業務に必要なプロセスの計画)

第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。

2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。

3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果

二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項

三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源

四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）

五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録

4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならぬ。

（個別業務等要求事項として明確にすべき事項）

第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。

一 組織の外部の者が明示してはでないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項

二 関係法令

三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項

(個別業務等要求事項の審査)

第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に**当たり**、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。

2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに**当たり**、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該個別業務等要求事項が定められていること。

二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。

三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。

3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるよう

にするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。

い。

(組織の外部の者との情報の伝達等)

第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。

(設計開発計画)

第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。

2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を**明確**にしなければならない。

一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度

二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制

三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限

四 設計開発に必要な**組織**の内部及び外部の資源

3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。

4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。

(設計開発に用いる情報)

第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

一 機能及び性能に係る要求事項

二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発に用いる情報として適用可能なものの

三 関係法令

四 その他設計開発に必要な要求事項

2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。

(設計開発の結果に係る情報)

第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができ、形式により**管理**しなければならない。

2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。

3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる**事項**に適合するものとしなければならない。

- 一 設計開発に係る**個別業務等**要求事項に適合するものであること。
- 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。
- 三 合否判定基準を含むものであること。
- 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

(設計開発レビュー)

第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を

目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。

一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。

二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。

2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。

3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

（設計開発の検証）

第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。

2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。

(設計開発の妥当性確認)

第三十二条 原子力事業者等は、**設計開発の結果の個別業務等**要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。

2 原子力事業者等は、**機器等の使用又は個別業務の実施**に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。

3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の変更の管理)

第三十三条 原子力事業者等は、設計開発**の変更**を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。

3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行わなければならない。

4 原子力事業者等は、第二項の**審査、検証及び妥当性確認**の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

（調達プロセス）

第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようになければならない。

2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、**次項**の評価に必要な情報を**調達物品等**の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。

3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の

供給者を評価し、選定しなければならない。

4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。

5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（**原子力施設**の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定めなければならない。

（調達物品等要求事項）

第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。

一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項

二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項

- 三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
- 四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
- 五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
- 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
- 七 その他調達物品等に必要な要求事項
- 2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。
- 3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。
- 4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。

(調達物品等の検証)

第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な**検証の方法**を定め、実施しなければならない。

2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の**工場等**において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。

(個別業務の管理)

第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる**事項**(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。

- 一 **原子力施設の**保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
- 二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- 三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- 四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- 五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。

六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)

第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合**その他の事象**が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。

2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができるときを、**同項の妥当性確認**によって実証しなければならない。

3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にしなければならない。

一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準

二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を**確認する方法**

三 妥当性確認の方法

(識別管理)

第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。

(トレーサビリティの確保)

第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。

(組織の外部の者の物品)

第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。

(調達物品の管理)

第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適

合するよう管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。

（監視測定のための設備の管理）

第四十三条 原子力事業者等は、**機器等又は個別業務**の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。

2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。

3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる**事項**に適合するものとしなければならない。

一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。

二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

三 所要の調整がなされていること。

- 四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
- 五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
- 四 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。
- 五 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。
- 六 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。
- 七 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。

第六章 評価及び改善

(監視測定、分析、評価及び改善)

第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。

2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。

(組織の外部の者の意見)

第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。

2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。

(内部監査)

第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するため、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。

一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項

二 実効性のある実施及び実効性の維持

- 2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。
- 3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。
- 4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。
- 5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。
- 6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。
- 7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。

8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならぬ。

(プロセスの監視測定)

第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。

2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。

3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができていることを実証しなければならない。

4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。

5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場

合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。

(機器等の検査等)

第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。

2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。

4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。

5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する**要員**をその対象となる機器等を**所管する部門に属する要員**と部門を異にする**要員**とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならぬ。

6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする**要員**」とあるのは「必要に応じて部門を異にする**要員**」と読み替えるものとする。

（不適合の管理）

第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。

2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。

3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。

三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。

四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。

4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。

（データの分析及び評価）

第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び

分析しなければならない。

2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。

一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見

二 個別業務等要求事項への適合性

三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）

四 調達物品等の供給者の供給能力

（継続的な改善）

第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。

（是正処置等）

第五十二条 原子力事業者等は、**個々の**不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。

一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。

イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化

ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。

三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。

四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。

五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。

六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。

七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、**これを管理**すること。

2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。

3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならぬ。

(未然防止処置)

第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。

- 一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
 - 二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
 - 三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
 - 四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。
 - 五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。
- 2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。

第七章 使用者に関する特例

(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)

第五十四条 使用者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。**以下同じ。**）は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。

二 前号の措置に係る記録を作成し、これを**管理**すること。

2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の**事由**により損なわれないようにしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第八号）
- 二 研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十二号）
- 三 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十八号）
- 四 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十二号）
- 五 使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十五号）

六 再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十八号）

七 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十二号）

制定 令和 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈の制定について

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈を別添のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第三条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規程は、以後用いない。
 - (1) 実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306196号）
 - (2) 研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（原管P発第1306194号）
 - (3) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（原管研発第1311272号）
 - (4) 試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈（原規研発第1311272号）
 - (5) 使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る

品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈
(原管廃発第1311273号)

- (6) 再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈 (原管研発第1311276号)
- (7) 特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈 (原管廃発第13112711号)

○原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、同規則の解釈に限定されるものではなく、同規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同規則に適合するものと判断する。

<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</p>	<p>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈</p>
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第2条第7項に規定する原子力施設をいう。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。</p> <p>三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p>四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。</p> <p>五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p>	<p>第2条 (定義)</p> <p>1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。</p> <p>2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。</p> <p>3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。</p> <p>4 第2項第5号に規定する「要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。</p>

<p>六 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>七 「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。</p> <p>九 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p>	<p>5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。</p> <p>6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう（第53条第1項において同じ。）。</p>
<p>（適用範囲）</p> <p>第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設（使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）について適用する。</p> <p>2 第七章の規定は、使用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）について適用する。</p>	
<p>第二章 品質マネジメントシステム</p> <p>（品質マネジメントシステムに係る要求事項）</p> <p>第四条 原子力事業者等（使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステ</p>	<p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>第4条（品質マネジメントシステムに係る要求事項）</p> <p>1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。</p> <p>2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。</p> <p>3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子</p>

<p>ムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。</p> <p>一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。</p> <p>二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。</p> <p>三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。</p> <p>四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p>	<p>力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。</p> <p>4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</p> <p>5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。</p> <p>6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。</p> <p>7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則（令和●年原子力規制委員会規則第●号）第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。</p> <p>9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」に</p>
--	---

<p>5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。</p>	<p>は、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
<p>（品質マネジメントシステムの文書化）</p> <p>第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>一 品質方針及び品質目標</p> <p>二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）</p> <p>三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p>	
<p>（品質マニュアル）</p> <p>第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p>	

<p>二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>三 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>五 プロセスの相互の関係</p>	
<p>(文書の管理)</p> <p>第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</p> <p>四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</p> <p>七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p>	<p>第7条 (文書の管理)</p> <p>1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 <p>2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</p> <p>3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。</p> <p>4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。</p>
<p>(記録の管理)</p>	

<p>第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。</p>	
<p>第三章 経営責任者等の責任</p> <p>(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</p> <p>一 品質方針を定めること。</p> <p>二 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>五 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>	<p>第3章 経営責任者等の責任</p> <p>第9条 (経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。</p>
<p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。</p>	<p>第10条 (原子力の安全の確保の重視)</p> <p>1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。</p>
<p>(品質方針)</p> <p>第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。</p>	<p>第11条 (品質方針)</p> <p>1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすも</p>

<p>一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。</p> <p>三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>四 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。</p>	<p>のであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。</p> <p>2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。</p>
<p>(品質目標)</p> <p>第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。</p>	<p>第12条（品質目標）</p> <p>1 第1項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法 <p>2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。</p>
<p>(品質マネジメントシステムの計画)</p> <p>第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</p> <p>二 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>三 資源の利用可能性</p> <p>四 責任及び権限の割当て</p>	<p>第13条（品質マネジメントシステムの計画）</p> <p>1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。</p> <p>2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む（第23条第3項第1号において同じ。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置
<p>(責任及び権限)</p>	<p>第14条（責任及び権限）</p>

<p>第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</p>	<p>1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。</p> <p>2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。</p>
<p>(品質マネジメントシステム管理責任者)</p> <p>第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。</p> <p>三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>四 関係法令を遵守すること。</p>	
<p>(管理者)</p> <p>第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>五 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。</p> <p>一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要</p>	<p>第16条（管理者）</p> <p>1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。</p>

<p>員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。</p>	<p>2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。</p> <p>3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう（第18条において同じ。）。3</p>
<p>(組織の内部の情報の伝達)</p> <p>第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。</p>	<p>第17条 (組織の内部の情報の伝達)</p> <p>1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。</p> <p>2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。</p>
<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。</p>	
<p>(マネジメントレビューに用いる情報)</p> <p>第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。</p> <p>一 内部監査の結果</p> <p>二 組織の外部の者の意見</p> <p>三 プロセスの運用状況</p>	<p>第19条 (マネジメントレビューに用いる情報)</p> <p>1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。</p> <p>2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格 Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービス</p>

<p>四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>五 品質目標の達成状況</p> <p>六 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>七 関係法令の遵守状況</p> <p>八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>十一 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>十二 資源の妥当性</p> <p>十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p>	<p>の適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。</p> <p>3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第48条において同じ。）。</p> <p>4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。</p> <p>5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。</p> <p>6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（第52条第1項第4号において同じ。）。</p>
<p>（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）</p> <p>第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>五 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第20条（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）</p> <p>1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。</p> <p>2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。</p>
<p>第四章 資源の管理</p> <p>（資源の確保）</p>	<p>第4章 資源の管理</p> <p>第21条（資源の確保）</p>

<p>第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。</p> <p>一 要員</p> <p>二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>三 作業環境</p> <p>四 その他必要な資源</p>	<p>1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。</p> <p>2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。</p> <p>3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p>
<p>(要員の力量の確保及び教育訓練)</p> <p>第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を要員に充てなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>三 前号の措置の実効性を評価すること。</p> <p>四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>第22条（要員の力量の確保及び教育訓練）</p> <p>1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。</p> <p>2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。</p>
<p>第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければ</p>	<p>第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>第23条（個別業務に必要なプロセスの計画）</p> <p>1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。</p> <p>2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>3 第3項に規定する「個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生</p>

<p>らない。</p> <p>一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。</p>	<p>じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。) を含む。</p>
<p>(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)</p> <p>第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。</p> <p>一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>二 関係法令</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項</p>	
<p>(個別業務等要求事項の審査)</p> <p>第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。</p>	

<p>(組織の外部の者との情報の伝達等)</p> <p>第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。</p>	<p>第26条 (組織の外部の者との情報の伝達等)</p> <p>1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 ・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 ・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 ・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度 二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限 四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源 <p>3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。</p>	<p>第27条 (設計開発計画)</p> <p>1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。</p> <p>2 第1項に規定する「設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。</p>
<p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 機能及び性能に係る要求事項 二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの 三 関係法令 四 その他設計開発に必要な要求事項 	

<p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。</p>	
<p>(設計開発の結果に係る情報) 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 三 合否判定基準を含むものであること。 四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p>	<p>第29条（設計開発の結果に係る情報） 1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。</p>
<p>(設計開発レビュー) 第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	
<p>(設計開発の検証) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。</p>	<p>第31条（設計開発の検証） 1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。</p>

<p>2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。</p>	
<p>(設計開発の妥当性確認)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>第32条 (設計開発の妥当性確認)</p> <p>1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。</p>
<p>(設計開発の変更の管理)</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	
<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、次項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事</p>	<p>第34条 (調達プロセス)</p> <p>1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。</p> <p>2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の</p>

<p>項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（原子力施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定めなければならない。</p>	<p>妥当性確認等の方法）をいう。</p> <p>3 第2項に規定する「次項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。
<p>（調達物品等要求事項）</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項 五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 七 その他調達物品等に必要な要求事項 <p>2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなけれ</p>	<p>第35条（調達物品等要求事項）</p> <p>1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。</p> <p>2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。</p>

<p>ばならない。</p>	
<p>(調達物品等の検証) 第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。 2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。</p>	
<p>(個別業務の管理) 第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施しなければならない。 一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。 二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。 三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。 四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。 五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。 六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>第37条 (個別業務の管理) 1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</p>
<p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認) 第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。 2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。 3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。 4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。 一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準 二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p>	<p>第38条 (個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</p>

<p>三 妥当性確認の方法</p>	<p>1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。</p>
<p>(識別管理) 第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。</p>	<p>第39条 (識別管理) 1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。</p>
<p>(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。</p>	
<p>(組織の外部の者の物品) 第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>第41条 (組織の外部の者の物品) 1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。</p>
<p>(調達物品の管理) 第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。</p>	
<p>(監視測定のための設備の管理) 第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。 2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。 3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。 一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。 二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p>	<p>第43条 (監視測定のための設備の管理) 1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。</p>

<p>三 所要の調整がなされていること。</p> <p>四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。</p>	
<p>第六章 評価及び改善</p> <p>(監視測定、分析、評価及び改善)</p> <p>第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。</p>	<p>第6章 評価及び改善</p> <p>第44条 (監視測定、分析、評価及び改善)</p> <p>1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。</p>
<p>(組織の外部の者の意見)</p> <p>第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。</p>	<p>第45条 (組織の外部の者の意見)</p> <p>1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。</p>
<p>(内部監査)</p> <p>第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。</p> <p>一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p>	<p>第46条 (内部監査)</p> <p>1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。</p>

<p>二 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下単に「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。</p> <p>8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。</p>	<p>2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。</p>
<p>（プロセスの監視測定）</p> <p>第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれが</p>	<p>第47条（プロセスの監視測定）</p> <p>1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期

<p>ある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(機器等の検査等)</p> <p>第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。</p> <p>6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>第48条（機器等の検査等）</p> <p>1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。</p> <p>2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</p> <p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</p>
<p>(不適合の管理)</p> <p>第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使</p>	<p>第49条（不適合の管理）</p> <p>1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなけ</p>

<p>用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。</p>	<p>なければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。</p> <p>2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合を関連する管理者に報告することを含む。</p>
<p>（データの分析及び評価）</p> <p>第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。</p> <p>一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>二 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>四 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>第50条（データの分析及び評価）</p> <p>1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</p> <p>2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。</p>
<p>（継続的な改善）</p>	<p>第51条（継続的な改善）</p>

<p>第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。</p>
<p>(是正処置等)</p> <p>第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。</p> <p>一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。</p> <p>イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。</p> <p>三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。</p> <p>五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。</p> <p>六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。</p> <p>七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>第52条 (是正処置等)</p> <p>1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 <p>2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。</p> <p>3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。</p> <p>4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。</p>
<p>(未然防止処置)</p> <p>第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。</p> <p>一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</p> <p>二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。</p>	<p>第53条 (未然防止処置)</p> <p>1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。</p>

<p>三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</p> <p>四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</p> <p>五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p>	
<p>第七章 使用者に関する特例</p> <p>(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)</p> <p>第五十四条 使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。)は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。</p> <p>二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。</p>	<p>第7章 使用者に関する特例</p> <p>第54条(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制)</p> <p>1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。</p>

○原子力規制委員会規則第 号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号） 別表第一

二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号） 別表第二

第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二 条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるものように改めること。

三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であつて、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であつて、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則の廃止)

第二条 実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査（以下「施設定期検査」という。）を受けたことがないものを除く。）であつて、旧法第四十三条の三の十一第一項の規定による使用前検査（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に係るものに限る。）に合格しているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降三月を超えない時期に行うものとする。ただし、第三項に該当する場合はこの限りでない。

2 この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設であつて、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に行うものとする。ただし、次項に該当する場合はこの限りでない。

- 一 旧実用炉規則第四十九条第一項の規定に該当しない発電用原子炉 直近の施設定期検査が終了した日以降三月を超えない時期

二 旧実用炉規則第四十九条第一項の規定に該当する発電用原子炉 施行日から十三月を超えない時期

3 施行日の前日において施設定期検査を受けている発電用原子炉施設については、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条 施行日から令和二年四月三十日までの間に新法第四十三条の三の十六第一項の検査を開始しようとする者に係る新実用炉規則第五十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「検査開始予定日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）」とあるのは、「この規則の施行の日まで」とする。

2 施行日から令和二年四月三日までの間に新法第四十三条の三の十六第一項の検査を開始しようとする者に係る新実用炉規則第五十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「原子炉の起動予定日の三日前」とあるのは、「この規則の施行の日」とする。

3 前条第三項の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新実用炉規則第五十七条の三第二項の規定（同条第一項第一号に掲げるときに係るものに限る。）は、適用しない。

第五条 施行日前に旧法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧実用炉規則第六十七条第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、同表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と読み替えるものとする。

第六条 この規則の施行の際現に発電用原子炉施設の設置の工事に着手している者又は旧法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第六十九条から第九十条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第七条 この規則の施行の際現に旧法第四十三条の三の三十四第二項の規定による認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第四十三条の三の三十四条第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新実用炉規則第一百十六条第一項第六号、第七号及び

第十二号並びに第二項第六号及び第九号に掲げる事項に係るものに限る。)を申請しなければならない。

2 前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があった日までの間は、新実用炉規則第百十六条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二条第二項中「新実用炉規則第八十三条から第八十六条まで、第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十号まで」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十三条、第九十二条第一項第十六号及び第三項第十号」に改める。

第九条 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号）附則第十五条中「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査」を「最初に行

う定期事業者検査の次の定期事業者検査」に改める。

第十条 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）附則第二項中「第四十三条の三の十一の規定による検査」を「第四十三条の三の十一第三項の規定による確認」に、「に合格した」を「を受けた」に改める。

第十一条 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則附則第四項中「第四十三条の三の十一の規定による検査並びに当該検査に合格した」を「第四十三条の三の十一第三項の規定による確認並びに当該確認を受けた」に改める。

第十二条 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第六号）附則第二条中「第四十三条の三の十五の検査」を「第四十三条の三の十六第一項の検査」に改め、同条第一号中「及び検査」を「及び確認」に改め、同号ハ中「第四十三条の三の十一第一項の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の確認」に改め、同条第二号中「検査に合格した」を「確認を受けた」に改める。

第十三条 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九

年原子力規制委員会規則第十二号) 附則第二条第三項及び第四項中「第四十三条の三の十五の検査」を「第四十三条の三の十六第一項の検査」に改め、同条第三項第一号及び第四項第一号中「及び検査」を「及び確認」に改め、同条第三項第一号ロ及び第四項第一号ロ中「第四十三条の三の十一第一項の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の確認」に改め、同条第三項第二号及び第四項第二号中「検査に合格した」を「確認を受けた」に改める。

第十四条 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二十九年原子力規制委員会規則第十五号) 附則第二条中「第四十三条の三の十五の検査」を「第四十三条の三の十六第一項の検査」に改め、同条第一号中「及び検査」を「及び確認」に改め、同号ハ中「第四十三条の三の十一第一項の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の確認」に改め、同条第二号中「検査に合格した」を「確認を受けた」に改める。

(定義)

第十五条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二 新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 旧实用炉規則 この規則による改正前の实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

四 新实用炉規則 この規則による改正後の实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

五 施行日 この規則の施行の日をいう。

※官報掲載時は【別表】の体裁による新旧対照表を挿入

別表第一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 「略」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇七 略」 八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和九年原子力規制委員会規則第●号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。</p> <p>九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。</p> <p>十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。</p> <p>十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十一号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。</p> <p>イ 自然現象 ロ 発電用原子炉を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）</p>	<p>(定義) 第二条 「同上」 2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」</p>

ハ 発電用原子炉施設内における火災、溢水その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象
十二 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

(発電用原子炉の設置の許可の申請)

第三条 法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 「略」
- 二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ 「略」

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

(1) 「略」

(2) 耐津波構造（設置許可基準規則第五条第一項に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3) 「略」

ハ 原子炉本体の構造及び設備

(1) 発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）

(i) 「略」

(ii) 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

(iii) 燃料体

(2) 燃料体

(i) 「略」

(iv) 「削る。」

「号を加える。」

(発電用原子炉の設置の許可の申請)

第三条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 耐津波構造（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3) 「同上」

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(i) 「同上」

(ii) 燃料体の最大挿入量

(iii) 「同上」

(2) 「同上」

(i) 「同上」

(iv) 最高燃焼度

〔3〕〔6〕略

〔二〕又略

〔三〕六七略

七 法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八 法第四十三條の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を~~注~~記載すること。

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

〔一〕十 略

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

〔十二〕略

〔十三〕略

三 〔略〕

四 法第四十三條の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三條の三の七第三号に

〔3〕〔6〕同上

〔二〕又 同上

〔三〕六七 同上

七 法第四十三條の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

〔号を加える。〕

二 〔同上〕

〔一〕十 同上

〔号を加える。〕

〔十一〕同上

〔十二〕同上

三 〔同上〕

四 法第四十三條の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めるときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三條の三の七第三号に

該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあっては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあっては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第八号に規定する事項を記載すること。

二 「略」

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〇十 略」

十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係

該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

(変更の許可の申請)

第五条 「同上」

一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあっては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあっては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハに定める事項を記載すること。

二 「同上」

2 法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〇十 同上」

「号を加える。」

<p>る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>3 「略」</p>	<p>(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出)</p> <p>第七条 「1・2 略」</p> <p>3 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十一 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>4 「略」</p>	<p>(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)</p> <p>第八条 「略」</p> <p>2 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。</p> <p>3 「略」</p>	<p>(設計及び工事の計画の認可等の申請)</p> <p>第九条 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由</p> <p>2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属</p>	<p>る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書</p> <p>3 「同上」</p>	<p>(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出)</p> <p>第七条 「1・2 同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>4 「同上」</p>	<p>(工事の計画の認可を要しない工事等)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>2 法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)の変更を伴う変更以外の変更とする。</p> <p>3 「同上」</p>	<p>(工事の計画の認可等の申請)</p> <p>第九条 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由</p> <p>2 前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属</p>

する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に~~応じて~~同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは~~第四十三条の三の~~八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「略」

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）
第十条 「略」

（設計及び工事の計画の届出を要する工事等）
第十一条 「略」

2 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に~~応じて~~同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による変更の認可を申請することができないときは、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「同上」

（工事の計画に係る軽微な変更の届出）
第十条 「同上」

（工事の計画の届出を要する工事等）
第十一条 「同上」

2 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法等の変更を伴う変更以外の変更とする。

(設計及び工事の計画の届出)

第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一」三 略」

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやうに記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「略」

(使用前事業者検査の実施)

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うも

(工事の計画の届出)

第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一」三 同上」

「号を加える。」

四 変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあつては、変更の理由

2 前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の中欄に掲げる事項(その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法)を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやうに記載しなければならない。

3 第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に依りて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5 「同上」

「条を加える。」

のとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
 - 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
 - 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法
- 2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

第十四条の三 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
 - 二 検査の対象
 - 三 検査の方法
 - 四 検査の結果
 - 五 検査を行った者の氏名
 - 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
 - 七 検査の実施に係る組織
 - 八 検査の実施に係る工程管理
 - 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
 - 十 検査記録の管理に関する事項
 - 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)

第十四条の四 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技

「条を加える。」

「条を加える。」

術基準規則」という。) 第二条第二項第二十八号、~~又~~第三十二号から第三十五号まで、~~第三十七号若しくは第三十八号、第三十一条又は第四十八条第一項に規定する~~原子炉格納容器、クラス1容器、クラス1管、クラス2容器、クラス2管、クラス3容器、クラス3管、~~又~~クラス4管、重大事故等クラス1容器、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管、蒸気タービン又は補助ボイラー(以下この条において「容器等」という。)であつて、技術基準規則~~附規則~~第十七条第十五号(技術基準規則第三十一条及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。)又は第五十五条第七号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等を使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

第十五条 法第四十三条の三の十一第三項の確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〜四 略」

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六 「略」

七 原子炉本体に係る工事の場合であつて原子炉本体を試験のため

に使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならぬ。

(使用前検査の申請)

第十五条 法第四十三条の三の十一第一項の検査(以下「使用前検査」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一〜四 同上」

五 検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所

六 「同上」

「号を加える。」

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならぬ。ただし、当該申請が発電用原子炉施設の変更の工事(発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。)に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付するこ

「一・二略」

三 第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3 「略」
「項を削る。」

4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条 削除

とを要しない。

「一・二 同上」

三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標

四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

イ 保守管理の実施に関する計画の始期（発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。）及び期間

ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

3 「同上」

4 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第十六条 使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系	原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、

<p>統施設（蒸気タービンを除く。）計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができるとなつた時</p>	<p>二 蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時</p>
<p>計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>一 材料検査 二 寸法検査 三 外観検査 四 組立て及び据付け状態を確認する検査 五 耐圧検査 六 漏えい検査 七 原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査</p>	<p>一 蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 材料検査 ロ 寸法検査 ハ 外観検査 ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査 二 補助ボイラーの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 材料検査 ロ 寸法検査 ハ 外観検査</p>

	<p>三 発電用原子炉に燃料体を挿入することができるときになった時</p>	<p>四 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができるときになった時</p>	<p>五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時</p>
<p>ニ 組立て及び据付け状態を確認する検査 ホ 耐圧検査 ヘ 漏えい検査</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であって、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査</p>	<p>原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であって、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査</p>	<p>発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する検査その他工事の完了</p>

(使用前確認を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

「一〜三 略」

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 「略」

六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合

第十八条から第二十条まで

削除

(使用前確認証)

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

了を確認するために必要な検査

(使用前検査を要しない場合)

第十七条 法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

「一〜三 同上」

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五 「同上」

「号を加える。」

第十八条

削除

(使用前検査実施要領書)

第十九条 原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十条

削除

(使用前検査合格証)

第二十一条 原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めるときは、使用前検査合格証を交付する。

(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)

第二十二條 法第四十三條の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に**第百十五條の二第十一号**第百一十條第一項第**木**号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三條の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第二十三條から第五十四條まで 削除

(試験使用の承認等の申請)

第二十二條 第十七條第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 申請に係る発電用原子炉施設の概要
- 四 法第四十三條の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三條の三の十第一項の規定による届出をした年月日
- 五 申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間
- 六 使用の方法

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

- 一 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類
- 二 試験項目及び試験工程表

(燃料体検査の申請)

第二十三條 法第四十三條の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 燃料体の型式
- 三 法第四十三條の三の十二第二項の認可年月日及び認可番号
- 四 燃料体の数(燃料要素の集合体である燃料体にあつては、

- 燃料要素の数を併せて記載すること。）
- 五 検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所
 - 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
 - 一 加工の工程
 - 二 燃料体の品質管理の状況、加工の内容等
 - 3 第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
 - 4 第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(燃料体検査の実施)

第二十四条 法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	検査事項
一 燃料材、燃料被覆材その他の部品については、組成、構造又は強度に係る試験をするこ とができる状態になつた時	燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査
二 燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時	燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査 一 寸法検査 二 湾曲度を確認する検査

<p>三 加工が完了した時</p>	
<p>組み立てられた燃料体に係る次の検査 一 寸法検査 二 外観検査 三 ヘリウム漏えい検査（この表の第二号下欄第六号に掲げる検査が行われる場合を除く。）</p>	<p>三 外観検査 四 表面汚染密度検査 五 溶接部の非破壊検査 六 ヘリウム漏えい検査（この表の第三号下欄第三号に掲げる検査が行われる場合を除く。）</p>

（燃料体検査を要しない場合）

第二十五条 法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部における検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

（燃料体の設計の認可）

第二十六条 法第四十三条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率
 - 三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成
 - 四 燃料体の構造及び重量
 - 五 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 六 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号（発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。以下同じ。）を含む。）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
 - 一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書
 - 二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書
 - 三 燃料体の構造図
 - 四 加工のフローシート
 - 五 品質保証に関する説明書
 - 3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し一通とする。

第二十七条 削除

（燃料体検査実施要領書）

第二十八条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十九条 削除

(燃料体検査合格証)

第三十条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第一項の検査に合格したと認めたときは、燃料体検査合格証を交付する。

(輸入燃料体検査の申請)

第三十一条 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率
- 三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成
- 四 燃料体の構造及び重量
- 五 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。）
- 六 燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地
- 七 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 八 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号を含む。）
- 九 検査を受けようとする期日及び場所
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。
 - 一 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

- 二 燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素）の強度計算書
 - 三 燃料体の構造図
 - 四 加工のフローシート
 - 五 燃料材、燃料被覆材その他の部品の組成、構造、強度等に関する試験の結果に関する資料
 - 六 品質保証に関する説明書
- 3 法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次の表の上欄に掲げる提出時期までに同表の下欄に掲げる書類（原子力規制委員会が燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により同表第一号の上欄に掲げる提出時期までに提出することを要しない旨の指示をした場合にあつては、同表第二号の上欄に掲げる提出時期までに前項各号に掲げる書類）を添付しなければならない。ただし、原子力規制委員会が当該申請に係る燃料体の型式、設計等から見て添付することを要しない旨の指示をした書類については、添付することを要しない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率
 - 三 燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成
 - 四 燃料体の構造及び重量
 - 五 燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあつては、燃料要素の数を併せて記載すること。）
 - 六 燃料体の製造者の名称並びに製造工場の名称及び所在地
 - 七 燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 八 燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式及び施設番号を含む。）

九 検査を受けようとする期日及び場所

提出時期	添付書類
<p>一 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前</p> <p>二 燃料体の本邦への輸送を開始する一月前</p>	<p>前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。</p> <p>前項第五号及び第六号に掲げる書類</p>

4 第一項若しくは前項の申請書又は第二項各号に掲げる事項を説明する書類若しくは前項の表の下欄に掲げる書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5 第一項又は第三項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し一通とする。

(輸入燃料体検査の実施)

第三十二条 法第四十三条の三の十二第四項の検査(検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。)は、原子力施設検査官が前条第一項に規定する申請書及び同条第二項の添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

2 法第四十三条の三の十二第四項の検査(検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る

。は、原子力施設検査官が前条第三項に規定する申請書及び添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

(輸入燃料体検査実施要領書)

第三十三条 原子力規制委員会は、第三十一条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の三の第十二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(輸入燃料体検査合格証)

第三十四条 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の第十二第四項の検査に合格したと認めたときは、輸入燃料体検査合格証を交付する。

(溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第三十五条 法第四十三条の三の第十三第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるとおりとする。

一 原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。以下この条において同じ。)、計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの

三 原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

四 原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの(前号に規定するも

のを除く。)

五 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。以下この条において同じ。）若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接を必要とするもの

イ 水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ 液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であつて現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であつて現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

ハ イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ニ イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

七 蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備、補助ボイラー若しくは補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの
八 蒸気タービン、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

（溶接事業者検査の実施）

第三十六条 溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（溶接事業者検査の記録）

第三十七条 溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 検査年月日
- 二 検査の対象
- 三 検査の方法
- 四 検査の結果
- 五 検査を行った者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 七 検査の実施に係る組織
- 八 検査の実施に係る工程管理
- 九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項
2 溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

(溶接事業者検査を要しない場合)

第三十八条 法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合
二 次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け

出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同令第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同令第八十四条第一項の検査を受けた設備

ロ 発電用原子炉施設（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三 漏止め溶接のみをした第三十五条第六号から第八号までに

規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たに
するものを含む。）を使用する場合

（溶接安全管理審査の申請）

第三十九条 法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接
安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に
掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しな
ければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者
の氏名
 - 二 審査を受けようとする組織の名称及び所在地
 - 三 溶接事業者検査の実施場所
 - 四 溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要
 - 五 審査の実施方法及び実施時期
 - 六 審査を受けようとする溶接事業者検査の項目
 - 七 審査を受けようとする期日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付し
なければならぬ。ただし、第四十一条第一号に規定する組織
であつて、耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原
子炉容器等であつて輸入したものについて受ける審査に係る場
合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規
定する組織であつて、通知を受けた日から三年を経過した日以
降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する
組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説
明する書類を添付することを要しない。
- 一 溶接事業者検査に関する規程
 - 二 溶接事業者検査の組織
 - 三 溶接部の設計及び溶接施工法並びに溶接を行う者の知識及
び技能
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更した
ときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接安全管理審査の実施方法)

第四十条 溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法

二 溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

(溶接安全管理審査の実施時期)

第四十一条 法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一 直近の法第四十三条の三の十三第六項の通知(この号に規定する耐圧試験に係る通知であつて、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。)において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であつて、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二 前号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期

三 前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

(溶接安全管理審査の対象となる事項)

第四十二条 法第四十三条の三の十三第四項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- 二 検査記録の管理に関する事項
- 三 検査に係る教育訓練に関する事項

第四十三条 削除

(溶接事業者検査を行った旨の表示)

第四十四条 原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに係る溶接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十五条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設(次号に掲げるものを除く。)、計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)、放射性廃棄物の廃棄施設(排気筒を除く。)、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備
- 二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具であつて、最高使用圧力零キロパスカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

- 2 前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。
- 一 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
 - 二 放射性廃棄物の廃棄施設
 - 三 放射線管理施設
 - 四 非常用電源設備

（施設定期検査の申請）
 第四十六条 法第四十三条の三の十五の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者

-
-
- の氏名
- 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号
 - 四 検査を受けようとする期日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画
 - 二 前号の定期事業者検査に関する放射線管理
 - 三 発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
 - 四 保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
 - イ 保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
 - ハ 発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - 五 第五十六条第二項に規定する判定方法に関すること（同項の一定の期間を含む。）
 - 六 前回の施設定期検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があった場合には、その変更の内容を説明する書類
 - 七 前回の施設定期検査において提出した第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する
-
-

- 書類)に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類
- 八 前回の施設定期検査において提出した第五号の書類に記載された事項(一定の期間に限る。)を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類
- 3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号
- 四 検査を受けようとする期日
- 4 第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
- 5 前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
- 6 前二項に規定するもののほか、第二項第五号に掲げる事項のうち一定の期間を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
- 7 第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通とする。
- (施設定期検査の実施)
- 第四十七条 施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事

業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一 第四十五条第一項第二号の設備にあっては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二 沸騰水型発電用原子炉施設にあっては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類のうち、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）

二 核燃料物質の取扱	一 原子炉本体	発電用原子炉施設の種類
1 燃料取扱装置の動力源喪	1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査 2 再使用する燃料体の外観検査 3 炉心における燃料体の配置を確認する検査 4 発電用原子炉の停止余裕を確認する検査	定期事業者検査に係る事項

<p>設及び貯蔵施設</p>	<p>三 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く）。</p>
<p>2 失時における燃料体保持機能検査 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査</p>	<p>1 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「技術基準規則」という。）第二条第二項に規定するクラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、「重大事故等クラス1機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）」、重大事故等クラス2機器（原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査</p>

<p>四 計測制御系統施設</p>	
<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。）</p>	<p>2 主蒸気安全弁及び主蒸気、逃がし安全弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査</p> <p>3 主蒸気隔離弁の漏えい検査及び作動検査</p> <p>4 非常用炉心冷却系その他原子炉注水系のポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに非常用炉心冷却系その他原子炉注水系の作動検査</p> <p>5 非常用復水器系の作動検査</p> <p>6 原子炉隔離時冷却系ポンプ及び主要弁の非破壊検査（改良型沸騰水型軽水炉に係るものに限る。）並びに原子炉隔離時冷却系の作動検査</p> <p>7 原子炉補機冷却系の作動検査</p> <p>8 最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備の作動検査</p>

-
-
-
- 以下この号において同じ。
～、重大事故等クラス1機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）、重大事故等クラス2機器（計測制御系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器及び重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
- 2 制御棒駆動機構及び制御棒駆動水圧系スクラム弁の非破壊検査並びに制御棒駆動水圧系の制御棒緊急挿入検査
- 3 ほう酸水注入系の作動検査
- 4 安全保護系その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下「安全保護系等」という。）並びに原子炉冷却材再循環ポンプトリップ系の作動検査
- 5 事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査
- 6 制御用空気圧縮系の作動検査
-
-

<p>五 放射線管理施設</p>	<p>五 放射性廃棄物の廃棄</p> <p>気体廃棄物処理系の作動検査</p>	<p>六 放射線管理施設</p>	<p>1 プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査</p> <p>2 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査</p> <p>3 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査</p>
<p>七 原子炉格納施設</p>	<p>1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）</p> <p>、重大事故等クラス1機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）</p> <p>、重大事故等クラス2機器（原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。）</p> <p>及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1</p>		<p>検査</p>

八 非常用電源設備	
1 非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容	10 原子炉格納容器循環系の フィルター性能検査 9 放射線物質濃度制御系の 作動検査及びそのフィルタ 性能検査 8 圧力逃がし系の作動検査 及びそのフィルター性能検 査 7 可燃性ガス濃度制御系主 要弁の非破壊検査及び可燃 性ガス濃度制御系の作動検 査 6 原子炉格納容器安全系ボ ンプ及び主要弁の非破壊検 査並びに原子炉格納容器安 全系の作動検査 5 原子炉格納容器真空破壊 弁の作動検査 4 主要な原子炉格納容器隔 離弁の非破壊検査及び原子 炉格納容器隔離弁の作動検 査 3 原子炉建屋の気密性能検 査 2 原子炉格納容器の漏えい 率検査 機器及び重大事故等クラス 2機器の漏えい検査

	<p>三 加圧水型発電用原子炉施設にあつては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類のうち、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）</p>	<p>発電用原子炉施設の種類の種類</p>	<p>一 原子炉本体</p>	<p>二 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p>
<p>2 量を確認する検査及び直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査</p>	<p>定期事業者検査に係る事項</p>	<p>1 原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査</p> <p>2 再使用する燃料体の外観検査</p> <p>3 炉心における燃料体の配置を確認する検査</p> <p>4 発電用原子炉の停止余裕を確認する検査</p>	<p>1 燃料取扱装置の動力源喪失時における燃料体保持機能検査</p> <p>2 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系の作動検査</p>	

三 原子炉冷却系統施設
(蒸気タービンを除く。)

- 1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス1機器(原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。)、クラス2機器(原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。)、重大事故等クラス1機器(原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。)、重大事故等クラス2機器(原子炉冷却系統施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。)、及びこれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
- 2 加圧器安全弁及び加圧器逃がし弁の非破壊検査、漏えい検査及び作動検査
- 3 加圧器逃がし弁元弁の作動検査
- 4 主蒸気安全弁及び主蒸気逃がし弁の漏えい検査及び作動検査
- 5 主蒸気隔離弁の作動検査

	<p>四 計測制御系統施設</p>
<p>6 非常用炉心冷却系その他 原子炉注水系のポンプ及び 主要弁の非破壊検査並びに 非常用炉心冷却系その他原 子炉注水系の作動検査 7 原子炉補機冷却系の作動 検査 8 補助給水系ポンプの非破 壊検査及び補助給水系の作 動検査 9 最終ヒートシンクへ熱を 輸送することができる設備 の作動検査</p>	<p>1 技術基準規則第二条第二 項に規定するクラス1機器 (計測制御系統施設に設置 するものに限る。以下この 号において同じ。)、クラ ス2機器(計測制御系統施 設に設置するものに限る。 以下この号において同じ。)、重大事故等クラス1機 器(計測制御系統施設に設 置するものに限る。以下こ の号において同じ。)、重 大事故等クラス2機器(計 測制御系統施設に設置する ものに限る。以下この号に おいて同じ。)、及びそれら の支持構造物の非破壊検査</p>

七 原子炉格納施設	六 放射線管理施設	五 放射線廃棄物の廃棄施設	
1 技術基準規則第二条第二項に規定するクラス2機器	3 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の居住性を確認する検査 2 中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の非常用循環系の作動検査及びそのフィルター性能検査 1 プロセスモニタリング設備及びエリアモニタリング設備の校正及び作動検査	気体廃棄物処理系の作動検査	並びにクラス1機器、クラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査 2 制御用空気圧縮系の作動検査 3 制御棒駆動系の制御棒緊急挿入検査 4 ほう酸ポンプの非破壊検査及びほう酸注入機能を有する設備の作動検査 5 安全保護系等の作動検査 6 事故時監視計器及び事故時試料採取設備の作動検査

-
-
-
- (原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。)、重大事故等クラス1機器(原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。)、重大事故等クラス2機器(原子炉格納施設に設置するものに限る。以下この号において同じ。))及びそれらの支持構造物の非破壊検査並びにクラス2機器、重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス2機器の漏えい検査
- 2 原子炉格納容器の漏えい率検査
- 3 主要な原子炉格納容器隔離弁の非破壊検査及び原子炉格納容器隔離弁の作動検査
- 4 原子炉格納容器真空逃がし弁の作動検査
- 5 原子炉格納容器安全系ポンプ及び主要弁の非破壊検査並びに原子炉格納容器安全系の作動検査
- 6 アイスコンデンサの冷却性能検査
- 7 圧力逃がし系の作動検査及びそのフィルター性能検査
-
-

	八 非常用電源設備
8 可燃性ガス濃度制御系主要弁の非破壊検査及び可燃性ガス濃度制御系の作動検査 9 放射性物質濃度制御系の作動検査及びそのフィルタ性能検査 10 原子炉格納容器循環系のフィルタ性能検査	1 非常用発電装置の非破壊検査、作動検査及び定格容量を確認する検査 2 直流電源系の作動検査及び充電状態を確認する検査

四 蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設及び加圧水型発電用原子炉施設にあつては、前三号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

五 蒸気タービン並びに沸騰水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）及び加圧水型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあつては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2 前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

-
- 一 第四十五条第二項第一号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
- イ 燃料取扱設備の系統運転性能検査
 - ロ 新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 - ハ 使用済燃料貯蔵設備の系統運転性能検査
- 二 第四十五条第二項第二号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
- イ 液体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 - ロ 液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の系統運転性能検査
 - ハ 液体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ニ 液体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ホ 固体廃棄物貯蔵設備の貯蔵能力確認検査
 - ヘ 固体廃棄物貯蔵設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ト 固体廃棄物処理設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
- 三 第四十五条第二項第三号に係る設備にあつては、次に掲げる事項
- イ エリアモニタリング設備の設定値確認検査
 - ロ エリアモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ハ エリアモニタリング設備の作動検査
 - ニ プロセスモニタリング設備の設定値確認検査
 - ホ プロセスモニタリング設備の警報及びインターロックの動作状況の確認検査
 - ヘ プロセスモニタリング設備の作動検査
 - ト 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の設定値確認検査
-

- チ 固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備の警報の動作状況の確認検査
- リ 換気設備の性能検査
- 四 第四十五条第二項第四号に係る設備にあっては、次に掲げる事項
 - イ 非常用発電装置の性能検査
 - ロ 無停電電源装置の性能検査

(施設定期検査の実施時期)

第四十八条 法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、特定重要発電用原子炉施設についての次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

特定重要発電用原子炉施設の区分	施設定期検査を受けるべき時期
一 特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）	施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期
二 特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（	施設定期検査が終了した日以降十八月を超えない時期

次号に掲げるものを除く。）

三 特定重要発電用原子炉施設であつて、その判定期間が二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの

施設定期検査が終了した日以降二十四月を超えない時期

2

前項の表の上欄の判定期間とは、施設定期検査において、第五十六条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準（以下この条において単に「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された特定重要発電用原子炉施設（次の第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、次の第三号に該当しないものに限る。）に係る当該期間をいう。

一 特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、前条第一項第一号から第四号までに規定する事項（炉心における燃料体の配置を確認する検査及び発電用原子炉の停止余裕を確認する検査に係る事項を除く。）について施設定期検査を受けるべきもの

二 特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、その施設定期検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げる特定重要発電用原子炉施設を構成する機械又は器具

- イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のもの
- ロ 使用済燃料を取り扱う機器その他機械又は器具であつて、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの
- ハ 発電用原子炉の定格出力運転時において使用されないもの

3 第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）とする。ただし、法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その認可の日以降十三月を超えない時期とする。

（施設定期検査を要しない場合）

第四十九条 法第四十三条の三の十五ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合
二 使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けべき時期を定めて承認したとき。

三 災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

2 前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号

四 直近の施設定期検査が終了した年月日

五 施設定期検査開始希望年月日及びその理由

3 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項

第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第五十条 削除

(施設定期検査実施要領書)

第五十一条 原子力規制委員会は、第四十六条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十七条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第五十二条 削除

(施設定期検査終了証)

第五十三条 原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めるときは、施設定期検査終了証を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

(定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設)

第五十四条 法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

一 原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び非常用取水設備

<p>二 判定期間が十八月以</p>	<p>一 判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。）</p>	<p>発電用原子炉施設の区分</p>	<p>（定期事業者検査の実施時期） 第五十五条 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。</p>
<p>直近の定期事業者検査が終了した</p>	<p>直近の定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期</p>	<p>定期事業者検査を実施すべき時期</p>	

<p>設備の種類</p>	<p>機械又は器具</p>
<p>蒸気タービン本体</p>	<p>タービン本体、主要弁、復水器及び管</p>
<p>蒸気タービンの附属設備</p>	<p>熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁</p>

二 次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設備に属するものを除く。）

（定期事業者検査の実施時期）
 第五十五条 定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

<p>上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 判定期間が二十四日以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの</p>
<p>日以降十八月を超えない時期</p>	<p>直近の定期事業者検査が終了した日以降二十四月を超えない時期</p>

「各号を削る。」

2|| 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、**次条第二項**、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一 ~~次条第一項第一号及び第二号各号並びに第二項に規定する方法による定期事業者検査（炉心の性能に係るものを除く。~~

一|| 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、第四十八条第一項又は第四十九条第一項第二号若しくは第三号の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるとき時期

二|| 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあつては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

「項を加える。」

）を行うべきもの

二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、
替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三 次のいずれかに掲げるもの

イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置さ
れているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが
設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子
炉施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取
替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査する
ことにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さない
もの

3|| 発電用原子炉施設についての次条第一項第十号及び第十二号各号
並びに及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて
、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時（
法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合にあつては
、発電用原子炉施設の使用時）における発電用原子炉施設の保安
の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわ
らず、同項の表の下欄に掲げる時期よりも前の時期に行うことが
できる。

4|| 「略」

5|| 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載
した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号（発電
用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号
をいう。第五十七条の三第二項第三号において同じ。）

「四・五 略」

6|| 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況
を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が
第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを

2|| 特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号

並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であつて、当該
定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における
発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの（施設定期
検査を受けるべきものを除く。）にあつては、前項第一号の規定
にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことがで
きる。

3|| 「同上」

4|| 「同上」

「一・二 同上」

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類、出力及び施設番号

「四・五 同上」

5|| 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況
を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が
第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを

要しない。
7|| 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)
第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

「一・二 略」
「号を削る。」

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

- 一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
- 二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
- 三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4 第二項の一定の期間は、十三日以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

要しない。
「項を加える。」

(定期事業者検査の実施)
第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

「一・二 同上」

三|| 各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

- 一 特定発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
- 二 特定発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
- 三 特定発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4 第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。）は、十三日以上としなければならない。

5 第二項の一定の期間（第四十八条第二項の特定重要発電用原子炉施設に係るものに限る。）は、施設定期検査の開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第二項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6|| 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

第五十七条 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

「一〇八 略」

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

「十・十一 略」

2 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

第五十七条の二 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に**第百十五条の二**~~第百一十号~~~~第百一十六条~~~~第十項~~~~第本号~~の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

第五十七条の三 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定期事業者検査(第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。)を開始しようとするとき。

二 原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。

2 法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあつては検査開始予定日の一月前まで(第五十六条第二項の一定の期間(以下この条において単に「一定の期間」と

「項を加える。」

(定期事業者検査の記録)

第五十七条 「同上」

「一〇八 同上」

九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

「十・十一 同上」

2 定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

- いう。)を定め、又は変更(一定の期間を短縮する場合を除く。)
(を)した場合は三月前まで)に、前項第二号に掲げるときにあつては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。
い。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地
 - 三 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号
 - 四 検査の実績又は予定の概要
- 3 第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画
 - 二 発電用原子炉及び第八十一条第一項の施設管理(以下この項において単に「施設管理」という。)の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標
 - 三 第八十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
 - イ 施設管理実施計画の始期(定期事業者検査を開始する日をいう。第八十一条第一項第四号イにおいて同じ。)及び期間
 - ロ 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期
 - ハ 発電用原子炉施設の点検、検査等(以下この号及び第八十一条第一項第四号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期
 - ニ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
 - 四 第五十六条第二項に規定する判定する方法に関すること(前項の一定の期間を含む。)
 - 五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類に記載された事項の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5 第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（発電用原子炉施設の評価）

第五十八条 法第四十三条の三の十六第四項の発電用原子炉施設は、**技術基準規則**（**発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則**（平成二十五年原子力規制委員会規則第~~〇〇~~号。以下「**技術基準規則**」）という。）第二条第二項第三十三号ロに規定するクラス1機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シュラウド及びシュラウドサポートに限る。）とする。

2 法第四十三条の三の十六第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

「表 略」

3 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

（特定発電用原子炉施設の評価）

第五十八条 法第四十三条の三の十六第三項の特定発電用原子炉施設は、**技術基準規則**第二条第二項第三十三号ロに規定するクラス1機器に属する容器及び管（フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。）並びに炉心支持構造物（炉心シュラウド及びシュラウドサポートに限る。）とする。

2 法第四十三条の三の十六第三項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。

「表 同上」

3 法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

「一〇八 略」

九 評価において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

「十・十一 略」

4 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、評価された発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

5 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

第五十九条から第六十二条まで 削除

「一〇八 同上」

九 評価において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

「十・十一 同上」

4 法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の記録は、評価された特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

5 法第四十三条の三の十六第三項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。

(定期安全管理審査の申請)

第五十九条 法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号

三 審査を受けようとする定期事業者検査の範囲

四 定期事業者検査の主な実施場所

五 審査を受けようとする期日

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 定期事業者検査に関する規程

三 定期事業者検査の要領書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(電磁的方法による保存)
第六十三条 第十四条の三第一項各号、第五十七条第一項各号及び第五十八条第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第六十八条第一項及び第百三十八条において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三条の三の十一第一項並びに第四十三条の三の十六第一項及び第四項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2
「略」

(定期安全管理審査の実施時期)
第六十条 法第四十三条の三の十六第四項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

(定期安全管理審査の対象となる事項)

第六十一条 法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二 検査記録の管理に関する事項

三 検査に係る教育訓練に関する事項

2 直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第六項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

第六十二条 削除

(電磁的方法による保存)

第六十三条 第三十七条第一項各号、第五十七条第一項各号及び第五十八条第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三条の三の十三第一項並びに第四十三条の三の十六第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2
「同上」

<p>一 発電用原子炉施設の施設管理 (第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>(合併及び分割の認可の申請) 第六十五条 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 「一〇六 略」 七 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 「一〇五 略」 六 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 七 「略」 3 「略」</p> <p>(記録) 第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p>
	<p>保存期間</p>	
<p>一 発電用原子炉施設の保守管理 記録</p>	<p>記録すべき場合</p>	<p>(合併及び分割の認可の申請) 第六十五条 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 「一〇六 同上」 「号を加える。」 2 「同上」 「一〇五 同上」 「号を加える。」 六 「同上」 3 「同上」</p> <p>(記録) 第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。</p>
	<p>保存期間</p>	

イ 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に 関する次の 確認のしま での期間	「削る。」	「削る。」	「削る。」
「削る。」	「削る。」	「削る。」	ハ 第八十条の規定による巡視 及び点検の状況（法第四十三 条の三の三十四第二項の認可 を受けた場合の廃止措置対象 施設においては、巡視の状況 に限る。）並びにその担当者 の氏名	ロ 施設定期検査の結果	イ 使用前検査の結果
ロ 第八十一条第一項第四号の 規定による施設管理の実施状	施設管理の 実施の都度	施設管理を 実施した発	検査の都度 毎日一回。 ただし、法 第四十三 条の三の三十 四第二項の 認可を受け 、全ての核 燃料物質を 廃止措置対 象施設から 搬出した場 合における 当該廃止措 置対象施設 に係る巡視 にあつては 毎週一回と する。	検査の都度	検査の都度
ニ 第八十一条第一項第四号の 規定による保守管理の実施状	保守管理の 実施の都度	保守管理を 実施した発	巡視又は点 検を実施し た施設又は 設備を廃棄 した後五年 が経過する までの期間	同一事項に 関する次の 検査のしま での期間	同一事項に 関する次の 検査のしま での期間

況及びその担当者の氏名	ハ 第八十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	〔略〕	電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ニ 運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	ル 第八十七条第六号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	〔略〕	一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱が
況及びその担当者の氏名	ホ 第八十一条第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	〔同上〕	電用原子炉施設の解体又は廃棄した後五年が経過するまでの期間
ニ 〔同上〕	イ 〔イヌ 同上〕 エ 〔加える。〕	〔同上〕	〔同上〕 〔加える。〕

<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）</p>	<p>「イ」チ 略</p>	<p>四 「略」</p>	<p>五 放射線管理記録</p>	<p>イ 原子炉本体（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>「ロ」ル 略</p>
<p>あった場合は、当該記録について五年間とする。</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>	<p>「略」</p>	
<p>三 燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）</p>	<p>「イ」チ 同上</p>	<p>四 「同上」</p>	<p>五 放射線管理記録</p>	<p>イ 原子炉本体（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p>	<p>「ロ」ル 同上</p>
	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	
	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	<p>「同上」</p>	

<p>〔六〇九 略〕</p> <p>十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p> <p>〔十一〇十三 略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
--	------------	------------

〔二〇七 略〕

（電磁的方法による保存）

第六十八条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

〔二〇三 略〕

（品質マネジメントシステム）

第六十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七十八条から第九十条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

<p>〔六〇九 同上〕</p> <p>十 第六十九条の品質保証計画に關しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）</p> <p>〔十一〇十三 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
--	-------------	-------------

〔二〇七 同上〕

（電磁的方法による保存）

第六十八条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

〔二〇三 同上〕

（品質保証）

第六十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七十八条から第九十条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

(品質保証計画)

第七十条 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
- 二 保安活動の計画に関する事項
- 三 保安活動の実施に関する事項
- 四 保安活動の評価に関する事項
- 五 保安活動の改善に関する事項

(品質保証の実施に係る組織)

第七十一条 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

- 一 発電用原子炉設置者（法人にあってはその代表者）によって運営されていること。
- 二 品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。
- 三 品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

(保安活動の計画)

第七十二条 品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Q九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。
- 二 保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。
- 三 外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管理を適切に行う方法を定めること。
- 四 保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

- 五 保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。
- 六 保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

(保安活動の実施)

第七十三条 品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。
- イ 個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。
- ロ 個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。
- ハ 実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。
- 二 外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。
- 三 個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。
- 四 保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。
- 五 要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

(保安活動の評価)

- 第七十四条 品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。
 - 二 保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。
 - 三 前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

(保安活動の改善)

- 第七十五条 品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置（以下「是正処置」という。）に関する手順（第三百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。
 - 二 生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。
 - 三 予防処置に当たっては、自らの発用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。
 - 四 前条の評価結果を適切に反映すること。

(作業手順書の遵守)

第七十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発用原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

第八十条 削除

(発電用原子炉施設の施設管理)
第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針(以下この条及び第一百十三条第二項第三号において「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可

第七十七条 削除

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)
第八十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者(法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。)は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

- 一 原子炉冷却系統施設
 - 二 制御材駆動設備
 - 三 電源、給排水及び排気施設
- 2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上(核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上)、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

(発電用原子炉施設の保守管理)
第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置(以下「保守管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針(以下「保守管理方針」という。)を定めること。ただし、法第

を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された~~第百十五條の二第十一号第百十條第十項第本~~の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ 発電用原子炉施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三 第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあつては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四 前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ 保守管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ロ 発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

へ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

升 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
ロ 施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項、第十項若しくはから第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制

ニ 発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ホ 二の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること。

へ 発電用原子炉施設の保守管理に関する記録に関すること。

五 発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ 保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間
ロ 保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2 発電用原子炉設置者は、次条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制

委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならぬ。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

「一〇十六 略」

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに第一項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉設置者は、第九十二条第一項第八号二の発電用原

委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならぬ。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

「一〇十六 同上」

2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに第一項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉設置者は、第九十二条第一項第十号の発電用原子

子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の施設管理に関する方針（第九十二条第一項第十八号及び第二項第二号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 「略」

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一 次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災燃物の管理に関すること。

(2) 消防吏員への通報に関すること。

(3) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 火山現象による影響

(1) 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生時」という。）における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。

炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 「同上」

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十三条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十六条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

三 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

四 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

五 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。

六 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

- (2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。
- (3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ハ 重大事故等

- (1) 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- (2) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
- (3) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- (4) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ニ 大規模損壊

- (1) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- (2) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- (3) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
- (4) 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- (5) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤

七 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第八十四条から第八十六条まで 削除

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十四条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
- 四 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- 六 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十四条の二 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により

-
-
- 、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - 二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
 - 三 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。
 - 四 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。
 - 五 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
 - イ 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。
 - ロ イに掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。
 - ハ ロに掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
 - 七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。
-
-

(重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

- 第八十五条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
 - 二 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
 - 三 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
 - 四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
 - 五 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これに対策要員に守らせること。
 - イ 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - ロ 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
 - ハ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。
 - ニ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の損傷を防止するための対策に関すること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

(大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)

第八十六条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
- 二 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
- 三 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。
- 四 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
- 五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。
 - イ 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
 - ロ 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
 - ハ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、**法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。**

「一〇五 略」

六 発電用原子炉の通常運転(設置許可基準規則第二条第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号及び別表第二において同じ。)を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 発電用原子炉の通常運転に係る操作に関し、その操作に先立って確認すべき事項(炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。)、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項(運転上の制限(保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下この条及び**第三百三十四条**において同じ。))を逸脱していないこと

(発電用原子炉の運転)

第八十七条 **「同上」**法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、**法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。**

「一〇五 同上」

六 運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ニ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
ホ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
六 前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
七 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

を確認するためのものを含む。)並びにその確認の方法及び確認の時期又は実施頻度又は時期に関する事項

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があった場合(第八号の場合を除く。)に運転員その他の従業者が講ずべき措置(第八号の処置を除く。)に関する事項

七 緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

九 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第一百三十四条第五号に掲げるときを除く。

〔十・十一 略〕

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この項並びに第五百三十四条第九号及び第十号において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

〔一〇十 略〕

〔二・三 略〕

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物

〔号の細分を加える。〕

七 緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員に守らせること。

九 運転上の制限(保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。第一百三十四条において同じ。)を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第五号に掲げるときを除く。

〔十・十一 同上〕

(工場又は事業所において行われる運搬)

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

〔一〇十 同上〕

〔二・三 同上〕

4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等

質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

「一〇十五 略」

（保安規定）

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 「略」

「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則

第五条第四号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三 「略」

四 「略」

五 「略」

六 「略」

七 「略」

八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げる

車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

「一〇十五 同上」

（保安規定）

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一 「同上」

二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 発電用原子炉施設の運転に関すること（次の二号に掲げるも

もの

イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。

ロ 発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。

ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

「号を削る。」

「号を削る。」

九 「略」

十 「略」

十一 「略」

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

「号を削る。」

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外に行う場合を含む。）に関すること。

十五 「略」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

のを除く。）。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

十六 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十七 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十八 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十九 「同上」

二十 「同上」

二十一 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十二 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十三 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十四 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十五 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十六 「同上」

二十七 「同上」

二十八 「同上」

二十九 「同上」

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 「略」

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

十九 「略」

二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 「略」

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第十三条第二項第二号の評価と一体として行っている場合であつて、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされているときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。

一 前項第八号二に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合 発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、第八十二条第四項の見直しの結果を記載した書類を含む。）。

二 前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（第八十二条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）。

めの活動を行う体制の整備に関すること。
「号を加える。」

二十四 「同上」

二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。

二十六 「同上」

二十七 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十八 「同上」

2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第十三条第二項第二号の評価と一体として行っている場合であつて、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされているときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。

一 前項第十号に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合 発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、第八十二条第四項の見直しの結果を記載した書類を含む。）。

二 前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第八十二条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場

3

- 一 第八十二条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類
- 二 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
 - 一 「略」
 - 二 「号を削る。」

二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

四 「略」

五 「略」

六 「略」

七 「略」

八 「略」

九 「略」

十 「略」

十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。「号を削る。」

十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

3

合に限る。）第八十二条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は第四項の見直しの結果を記載した書類
 「同上」

一 「同上」
 二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

四 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関するを含む。）。

五 「同上」

六 「同上」

七 「同上」

八 「同上」

九 「同上」

十 「同上」

十一 放射線測定器の管理に関すること。

十二 発電用原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四 「略」
「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十六 「略」

十七 「略」

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十九 「略」

二十 「略」

二十一 「略」

二十二 「略」

二十三 「略」

十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十六 「同上」

十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十八 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十八の二 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

「号を加える。」

二十一 「同上」

二十二 「同上」

二十三 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査の実施に関することを含む。）。

二十四 「同上」

二十五 「同上」

二十六 「同上」

二十七 「同上」

二十八 「同上」

（保安規定の遵守状況の検査）

- 第九十三條 法第四十三條の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、法第四十三條の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。
- 一 次に掲げる操作（施設定期検査の際に行うものに限る。）を行う場合
- イ 発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための原子炉の操作をいう。）
- ロ 燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取出し及び装荷のための操作をいう。）
- ハ 沸騰水型軽水炉における残留熱除去冷却海水系統（以下「海水系統」という。）の切替えに係る操作（一の海水系統の機能を停止するとともに他の海水系統の機能を起動するための操作をいう。）
- ニ 加圧水型軽水炉における原子炉容器内の水位の低下に係る操作及び原子炉容器内の水位を低下させた状態で行う残留熱の除去に係る操作
- 二 第八十五條第三号又は第八十六條第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三條の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合
- 3 法第四十三條の三の二十四第六項において準用する法第十二條第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に

限る。)をさせること。

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第九十四条 「同上」

「一〇六 同上」
「号を加える。」

2 「同上」

「一〇九 同上」
「号を加える。」

十「同上」
3 「同上」

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第九十五条 「同上」

2 「同上」

一 発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

「二〇四 同上」

3 「同上」

(核物質防護規定の遵守状況の検査)

第九十七条 法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法

第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする

(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第九十四条 令第二十條の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

「一〇六 略」

七 令第二十條の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を併記記載すること。

2 令第二十條の五の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

「一〇九 略」

十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一 「略」

3 「略」

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

第九十五条 「略」

2 法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

「二〇四 略」

3 「略」

第九十七条 削除

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十九条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。
- イ 当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

「ロ・ハ 略」

る。

2 法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
- 三 従業者その他関係者に対する質問
- 四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

(安全性の向上のための評価の実施時期)

第九十九条の三 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

第九十九条の六 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。 **「同上」**

- 一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生防止等」という。)のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。 **「同上」**
- イ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

「ロ・ハ 同上」

〔二・三 略〕

(特定機器の種類)

第百条 法第四十三條の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体

二 〔略〕

三 〔略〕

四 〔略〕

五 〔略〕

六 〔略〕

七 〔略〕

八 〔略〕

〔型式証明の申請〕

第百一条 法第四十三條の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 申請に係る特定機器の設計に係る品質管理の方法及びその実施に係る組織に関する次の事項

イ 品質管理の実施に係る組織

ロ 品質管理活動の計画

ハ 品質管理活動の実施

ニ 品質管理活動の評価

ホ 品質管理活動の改善

ホ 〔略〕

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 〔略〕

二 〔略〕

〔二・三 同上〕

(特定機器の種類)

第百条 法第四十三條の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 〔号を加える。〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

〔型式証明の申請〕

第百一条 〔同上〕

一 〔同上 同上〕

二 〔号を加える。〕

三 〔同上〕

四 〔同上〕

五 〔同上 同上〕

三 当該申請に係る特定機器の設計に係る品質管理の方法及びその実施に係る組織に関する説明書

「3・4 略」

（型式証明の変更）

第二百二条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第十項第四号から第五号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・三 略」

二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

「一・二 略」

三 変更後における当該申請に係る特定機器の設計に係る品質管理の方法及びその実施に係る組織に関する説明書

「3・4 略」

（型式指定の申請）

第二百七条 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・五 略」

六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要

七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

- イ 品質管理の実施に係る組織
- ロ 品質管理活動の計画
- ハ 品質管理活動の実施
- ニ 品質管理活動の評価
- ホ 品質管理活動の改善

「号を加える。」

「3・4 同上」

（型式証明の変更）

第二百二条 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第十項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

「一・三 同上」

二 同上

「一・二 同上」

「号を加える。」

「3・4 同上」

（型式指定の申請）

第二百七条 「同上」

「一・五 同上」

六 型式設計特定機器の設計の概要

七 申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- イ 品質保証の実施に係る組織
- ロ 品質保証活動の計画
- ハ 品質保証活動の実施
- ニ 品質保証活動の評価
- ホ 品質保証活動の改善

八 「略」

2 「略」

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 「略」

（型式指定の変更の承認）

第八十条 「略」

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

「3・4 略」

（品質管理の実施の記録の保存）

第八十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第八十三条 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号の評価を第八十二条第二項の評価と一体として行っている場合であって、同項の評価の結果に関する第九十二条第二項第二号に定める書類を添えて同項の規定による申請がされ

八 「同上」

2 「同上」

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

4 「同上」

（型式指定の変更の承認）

第八十条 「同上」

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。

「3・4 同上」

（品質保証の実施の記録の保存）

第八十一条 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第八十三条 「同上」

2 「同上」

ているときには、第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

〔一・二 略〕

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

3
〔略〕

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十五条の二 法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〇十 略〕

十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十六条及び第百二十六条において「性能維持施設」という。）

（第百十六條第十項第本号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十二・十三 略〕

十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
〔十五・十六 略〕

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十六条 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 性能維持施設廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下この条及び第百二十六条において「性能維持施設」という。）

七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにそ

〔一・二 同上〕

三 延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類

3
〔同上〕

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十五条の二 〔同上〕

〔一〇十 同上〕

十一 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

〔十二・十三 同上〕

十四 廃止措置に係る品質保証計画
〔十五・十六 同上〕

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十六条 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

の性能を維持すべき期間

八 〔略〕

九 〔略〕

十 〔略〕

十一 〔略〕

十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

〔一〕五 略〕

六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 略〕

九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十 〔略〕

3 〔略〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第一百七十七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕三 略〕

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五 〔略〕

〔2・3 略〕

（廃止措置終了確認証）

第二百一十一条の二 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

六 〔同上〕

七 〔同上〕

八 〔同上〕

九 〔同上〕

〔号を加える。〕

2 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

〔七・八 同上〕

九 品質保証計画に関する説明書

十 〔同上〕

3 〔同上〕

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第一百七十七条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

〔一〕三 同上〕

四 変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項

五 〔同上〕

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての定期事業者検査を要する場合の維持等)

第二百二十六条 法第四十三条の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十三条の三の十四及び第四十三条の三の十六の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2|| 前項の場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3|| 前第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。
「各号を削る。」

(事故故障等の報告)

第三百三十四条 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第三百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一 「略」

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。

(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合)

第二百二十六条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第二十二條の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。)は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。
「項を加える。」

2|| 前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一|| 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二|| 放射性廃棄物の廃棄施設

三|| 放射線管理施設

四|| 非常用電源設備

(事故故障等の報告)

第三百三十四条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。）。

「ロ・ハ 略」

「三〇、三四 略」

九 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。

「十、十四 略」

（届出書の提出部数）

第三百三十七条 法第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

「条を削る。」

（電磁的記録媒体による手続）

第三百三十八条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことが

イ 施設定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。

「ロ・ハ 同上」

「三〇、三四 同上」

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）が管理区域外で漏えいしたとき。

「十、十四 同上」

（届出書等の提出部数）

第三百三十七条 法第四十三条の三の八第三項及び法第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第三百三十八条 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第三百三十九条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

できる。

【一・二 略】

三 第九十五条第三項の届出書

【四十六 略】

別表第一（第八条、第十一条関係）

工事の種類 二 変更の工 事 【略】	認可を要するもの 【略】	事前届出を要するもの
電用原子 炉の基数 の増加の 工事以外 の変更の 工事であ って、次 の発電用 原子炉施 設に係る もの 1 原子 炉本体	1 沸騰水型発電 用原子炉施 設に係るもの の改造に 係らるもの であって、 次に掲げるもの	2 1 沸騰水型発電用原 子炉施設に係るもの の修理であって、次に 掲げるもの

【一・二 同上】

三 第九十五条第二項の届出書

【四十六 同上】

別表第一（第八条、第十一条関係）

工事の種類 二 同上 【同上】	認可を要するもの 【同上】	事前届出を要するもの
同上 二 同上 【同上】	1 同上 【同上】	2 1 同上 【同上】

(6) 造物の係るもの 〔略〕	(5) 炉心支持構 〔略〕	(4) 燃料体 〔略〕	(3) 燃料体 チャンネル ボックス	(2) 〔略〕	(1) 〔略〕
2					
伴うもの					
加圧水型発電					
用原子炉施設に					
係るものの改造					
である、次に					
掲げるもの					
〔(1)・(2) 略〕					

子炉容器内部構造	付属構造又は原	造物、原子炉容	原子炉容器支持	験片を除く。）、	容器本体（監視	、反射材、原子	炉心支持構造物	(2) 〔略〕	(1) 〔略〕
4 3									
加圧水型発電用原									
子炉施設に係るもの									
の修理であって、次									
に掲げるもの									
〔略〕									
影響を及ぼすもの									
の性能又は強度に									
る。）に係るもの									
束計測案内管に限									
部配管又は中性子									
内部構造物（スパ									
ージャ若しくは内									
は原子炉圧力容器									
容器付属構造物又									
造物、原子炉圧力									
炉圧力容器支持構									
を除外。）、原子									
本体（監視試験片									
、原子炉圧力容									
器に限定。）									
〔同上〕									

(4) 〔同上〕	(3) 〔加える。〕 〔同上〕	(2) 〔(1)・(2) 同上〕	(1) 〔(1)・(2) 同上〕
2			
〔同上〕			
〔加える。〕			
〔同上〕			
〔同上〕			
〔同上〕			
〔同上〕			
〔同上〕			
〔同上〕			

付属構造物又は原	造物、原子炉容	原子炉容器支持	験片を除く。）、	容器本体（監視	、反射材、原子	炉心支持構造物	(2) 〔同上〕	(1) 〔同上〕
4 3								
影響を及ぼすもの								
の性能又は強度に								
る。）に係るもの								
束計測案内管に限								
部配管又は中性子								
内部構造物（スパ								
ージャ若しくは内								
は原子炉圧力容器								
容器付属構造物又								
造物、原子炉圧力								
炉圧力容器支持構								
を除外。）、原子								
本体（監視試験片								
、原子炉圧力容								
器に限定。）								
〔同上〕								

2
核燃料
の取扱
施設及
び貯蔵
施設

(7) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に	(6) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの 〔(1) 〔(6) 略〕	1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であつて、次に掲げるもの 〔(1) 〔(5) 略〕	(11) 原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの	(10) 〔略〕	(9) 〔略〕	(8) 〔略〕	(7) 〔略〕
-----------------------	--------------------------------------	---	---	----------------------------	----------	---------	---------	---------

物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

〔略〕

2
上
〔同上〕

〔加える。〕	〔(1) 〔(6) 同上〕	2 〔同上〕	1 〔同上〕	(8) 〔加える。〕	(7) 〔同上〕	(6) 〔同上〕	(5) 〔同上〕
--------	---------------	-----------	-----------	------------	----------	----------	----------

原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

〔同上〕

3
原子炉冷却
システム施設

1
沸騰水型発電
用原子炉施設に
係るもの改造
(蒸気タービン
に係るもの改造
を除く。)であ
つて、次に掲
げるもの
〔(1)～(11) 略〕

2
加圧水型発電
用原子炉施設に
係るもの改造
(蒸気タービン
に係るもの改造
を除く。)であ
つて、次に掲
げるもの
〔(1)～(11) 略〕

(12) 原子炉冷却

(12) 原子炉冷却
システム施設(蒸
気タービンを
除く。)に係
る工事の方法
の変更を伴う
もの
〔(1)～(11) 略〕

〔略〕

3
上
〔同〕

1
〔同上〕

2
〔同上〕

〔(1)～(11) 同上〕
〔加える。〕

〔(1)～(11) 同上〕
〔加える。〕

〔同上〕

4
計測
制御系
統施設

3
蒸気タービン
に係るものの改
造であって、次
に掲げるもの
の変更を伴う
もの
系統施設（蒸
気タービンを
除く。）に係
る工事の方法
の変更を伴う
もの

(4) 蒸気タービ
ンに係る工事
の方法の変更
を伴うもの

1
沸騰水型発電
用原子炉施設に
係るものの改造
（発電用原子炉
の運転を管理す
るための制御装
置に係るものの
改造を除く。）
であって、次に
掲げるもの
〔(1)～(8) 略〕

(9) 計測制御系
統施設（発電
用原子炉の運

〔略〕

4
上
〔同〕

3
〔同上〕

〔(1)～(3) 同上〕
〔加える。〕

1
〔同上〕

〔(1)～(8) 同上〕
〔加える。〕

〔同上〕

<p>3</p> <p>置るの運の のた転電 改めを用 造の制原 であ御子 つ装炉</p>	<p>3</p> <p>伴発 う電 もの原 の子 変炉 更の をの 置を 除工 く事 。の ）</p>	<p>(11)</p> <p>計測制御系 統施設（発電 用原子炉の運 転を管理する ための制御装 置を除く。） に係る工事の 方法の変更を 伴うもの</p>	<p>2</p> <p>加圧水型発電 用原子炉施設に 係るものの改造 （発電用原子炉 の運転を管理す るための制御装 置に係るものの 改造を除く。） であって、次に 掲げるもの 「(1)～(10)略」</p>	<p>2</p> <p>置るの運の のた転電 改めを原 造の子 をの 御炉 すの 装の 置を 除工 く事 。の ）</p>	<p>2</p> <p>置るの運の のた転電 改めを原 造の子 をの 御炉 すの 装の 置を 除工 く事 。の ）</p>
---	---	--	--	---	---

<p>3</p> <p>「同上」</p>	<p>「加える。」</p>	<p>「(1)～(10)同上」</p>	<p>2</p> <p>「同上」</p>
----------------------	---------------	---------------------	----------------------

<p>(6) 放射線管理施設に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>	<p>1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの 〔(1)～(5)略〕</p>	<p>(3) 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>	<p>5 放射性廃棄物の廃棄施設 改造であって、次に掲げるもの 〔(1)・(2)略〕</p>	<p>(5) 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法の変更を伴うもの</p>	<p>て、次に掲げるもの 〔(1)～(4)略〕</p>
------------------------------------	--	--	--	--	---------------------------------

〔略〕

〔略〕

<p>〔加える。〕 〔(1)～(5)同上〕</p>	<p>6 上 〔同上〕</p>	<p>〔加える。〕 〔(1)・(2)同上〕</p>	<p>5 上 〔同上〕</p>	<p>〔加える。〕</p>	<p>〔(1)～(4)同上〕</p>
-------------------------------	---------------------	-------------------------------	---------------------	---------------	--------------------

〔同上〕

〔同上〕

7
原子炉
格納
施設

(5) 原子炉格納施設に係る工	掲げるもの 〔(1) (4) 略〕	2 用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの 2 加圧水型発電機	(5) 原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	掲げるもの 〔(1) (4) 略〕	1 沸騰水型発電機 用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの	(6) 放射線管理施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	2 用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの 〔(1) (5) 略〕
-----------------	----------------------	---	-----------------------------	----------------------	--	-----------------------------	--

〔略〕

7
上
〔同〕

〔加える。〕	〔(1) (4) 同上〕	2 〔同上〕	〔加える。〕	〔(1) (4) 同上〕	1 〔同上〕	〔加える。〕	〔(1) (5) 同上〕	2 〔同上〕
--------	--------------	-----------	--------	--------------	-----------	--------	--------------	-----------

〔同上〕

		(2) 常用電源設備	(1) 他発電 用原子 炉の附 属施設 非常用 電源設 備	8 その他
(2) 常用電源設備の、次に掲げるもの	(1) 常用電源設備の設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	〔1〕7 略	〔10〕 非常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの 〔1〕9 略	改造であって、次に掲げるもの
				事の方法の変更を伴うもの

〔略〕

〔略〕

〔加える。〕	〔加える。〕	〔1〕7 同上	〔1〕9 同上	〔同上〕
	〔加える。〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

(6) 補助機 燃料 設備 (非)	(5) 浸水 防護 施設	(4) 火災 防護 設備	(3) 補助 イボ ラ
(3) 燃料設備(非) 補助機駆動用	(4) 浸水防護施設に係る工事の方法の変更を伴うもの 〔(1)・(2) 略〕	(4) 火災防護設備に係る工事の方法の変更を伴うもの 〔(1)・(3) 略〕	を伴うもの

			1 〔略〕 2 改造であって、次に掲げるもの 〔(1)・(5) 略〕 6) 補助ボイラーに係る工事の方法の変更を伴うもの 〔3・5 略〕
--	--	--	--

(6) 同上	(5) 同上	(4) 同上	(3) 同上
〔(1)・(2) 同上 「加える。」	〔(1)・(3) 同上 「加える。」	〔(1)・(3) 同上 「加える。」	

			1 〔同上〕 2 〔同上〕 〔(1)・(5) 同上 「加える。」
--	--	--	---

発電用 原子炉 施設の 記載 一般 記載 又は 届出に 係る工 事の申 請内容 に 記載す べき事 項 添付書 類（認 可の申 請又は 届出に 係る工 事の申 請内容 に 関	記載すべき事項	常用電源設備 及び補助ボ イラーに係 るものを除 く。に係る 工事の伴 うもの 変更を 伴うもの
	記載すべき事項	〔略〕 〔略〕
	添付書類（認 可の申請又は 届出に係る工 事の申請内容 に 関	〔略〕

別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用 原子炉 施設の 記載 一般 記載 又は 届出に 係る工 事の申 請内容 に 記載す べき事 項 添付書 類（認 可の申 請又は 届出に 係る工 事の申 請内容 に 関	記載すべき事項	〔同上〕 〔同上〕
	記載すべき事項	〔同上〕 〔同上〕
	添付書類（認 可の申請又は 届出に係る工 事の申請内容 に 関	〔同上〕

別表第二（第九条、第十二条関係）

種類	原子炉 本体	「略」	事項	「略」	関係あるものに限る。)
係あるものに限る。)	「略」 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書	<p>項</p> <p>1 「略」</p> <p>2 炉心に係る次の事項</p> <p>(1) 炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径</p> <p>(2) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。) 及び核燃料物質の最大装荷量</p> <p>「(3)・(4) 略」 「削る。」</p>	種類	原子炉 本体	「同上」
事項	「同上」	関係あるものに限る。)	<p>1 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>(1) 炉心形状(チャンネルボックスの主要寸法及び材料を付記すること。)、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径</p> <p>(2) 燃料材の種類、燃料集合体平均濃縮度又は富化度(初装荷及び取替の別に記載すること。)、燃料集合体最高燃焼度(初装荷及び取替の別に記載すること。) 及び核燃料物質の最大装荷量</p> <p>「(3)・(4) 同上」</p> <p>(5) 炉心支持構造物に係る次の事項 イ 炉心シユラウド及びシユラウドサポートの名称、種類、最高使用</p>	「同上」 構造図	係あるものに限る。)

3|| 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別に記載すること。）

4|| チャンネルボックスの主要寸法及び材料

5|| 「略」

6|| 炉心支持構造物に係る次の事項

(1) 炉心シユラウド及びシユラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、

圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ロ 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ハ 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ニ 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ホ 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

「加える。」

「加える。」

3|| 「同上」

「加える。」

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事	「削る。」 「削る。」 「削る。」 「削る。」	「削る。」	方法 原子炉本体に係る工事の	9 8 7 「略」 「略」	(5) 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(4) 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
----------------------------	----------------------------------	-------	-------------------	---------------------------	--	--	---	---	--------------------

「同上」	(5) (4) (3) (2) 保安活動の改善 保安活動の評価 保安活動の実施 保安活動の計画	組織	(1) 事項 品質保証の実施に係る	管理の方法等に関する次の	設計及び工事に係る品質	6 5 4 「同上」 「同上」
------	---	----	------------------------	--------------	-------------	-----------------------------

2 1 項

「略」

炉心に係る次の事項

〔略〕

(2) (1) 燃料体最高燃焼度（初

装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量

〔(3)・(4) 略〕

〔削る。〕

2 1

「同上」

「同上」

「同上」

(2) (1) 燃料材の種類、燃料材の濃縮度又は富化度（初

装荷及び取替えの別に記載すること。）、燃料集合体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量

〔(3)・(4) 同上〕

(5) 炉心支持構造物に係る

次の事項

イ 炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、

材料及び個数

ロ 上部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ハ 上部炉心板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ニ 上部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

要寸法、材料及び個数

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

要寸法、材料及び個数

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

要寸法、材料及び個数

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

要寸法、材料及び個数

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

要寸法、材料及び個数

力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

3|| 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別に記載すること。）

5|| 4|| 「略」

の事項

(1) 炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(2) 上部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(3) 上部炉心板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ホ 下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ハ 下部炉心板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ト 下部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

「加える。」

3|| 「同上」

「加える。」

核燃
料の
取扱
施設

項	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものについては、次の事	「削る。」 「削る。」 「削る。」 「削る。」 「削る。」	9	8	7	6					
			方法	原子炉本体に係る工事の	「略」	「略」	「略」	(7) 下部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(6) 下部炉心板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(5) 下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(4) 上部炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

「略」
使用済燃料運搬容器の放

「同上」

項	「同上」	(5) 保安活動の改善	(4) 保安活動の評価	(3) 保安活動の実施	(2) 保安活動の計画	(1) 品質保証の実施に係る	事項	管理の方法等に関する次の	設計及び工事に係る品質	7	6	5	4
										「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

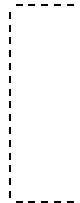
「同上」
使用済燃料運搬容器の放

設 貯 蔵 施 及 び	原 子 炉 冷 却 系 統 施 設
6 「1 5 略」 核燃料物質の取扱施設及 び貯蔵施設に係る工事の方 法	加圧水型発電用原子炉施設に 係るものにあつては、次の事 項 7 「1 5 6 略」 核燃料物質の取扱施設及 び貯蔵施設に係る工事の方 法
射線遮蔽材及 び使用済燃料 貯蔵用容器の 放射線遮蔽材 の放射線の遮 蔽及び熱除去 についての計 算書	「略」 安全弁及び逃 がし弁の吹出 量計算書（パ ネ式のものに 限る。）
6 「1 5 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項	7 「1 5 6 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項 組織 (1) 品質保証の実施に係る (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 「同上」
射線遮蔽材及 び使用済燃料 貯蔵用容器の 放射線遮蔽材 の放射線の遮 蔽及び熱除去 についての計 算書 設計及び工事 に係る品質管 理の方法等に 関する説明書 「同上」	「同上」 安全弁及び逃 がし弁の吹出 量計算書（パ ネ式のものに 限る。） 設計及び工事 に係る品質管
原 子 炉 冷 却 系 統 施 設	12 「1 5 11 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあつては、次の事項

1|| 「1～11 略」
原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法

蒸気タービンに係るものにあつては、次の事項
4|| 「1～3 略」
蒸気タービンに係る工事の方法



- (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価
 - (5) 保安活動の改善
- 「同上」

- 1|| 「1～11 同上」
- 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価
 - (5) 保安活動の改善
- 「同上」

- 4|| 「1～3 同上」
- 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
 - (2) 保安活動の計画
 - (3) 保安活動の実施
 - (4) 保安活動の評価

理の方法等に関する説明書

計測
御系統
施設

沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項

1 制御方式及び制御方法

(1) 発電用原子炉の制御方式

発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系その他の重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下この表において「安全保護系等」という。）の制御方式

(2) 「略」

11 「計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

「略」
安全弁の吹出
量計算書（バ
ネ式のものに
限る。）

「同上」

(5) 保安活動の改善

「同上」

1 「同上」

(1) 発電用原子炉の制御方式

発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式

(2) 「同上」

11 「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

「同上」
安全弁の吹出
量計算書（バ
ネ式のものに
限る。）
設計及び工事に
係る品質管
理の方法等に
関する説明書

放射性
廃棄物
の廃棄
施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあつては、次の事項

1|| 「1～10 略」
計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては、次の事項

4|| 「1～3 略」
発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法

6|| 「1～5 略」
放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法

「略」
流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書、検出器の

「同上」

(5) 保安活動の改善
「同上」

1|| 「1～10 同上」
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては次の事項

「1～3 同上」
「加える。」

6|| 「1～5 同上」
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

「同上」
流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書、検出器の

放射線
管理
施設

- 5||「1〜4 略」
沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の放射線管理施設に係る工事の方法
- 5||「1〜4 略」
加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項の放射線管理施設に係る工事の方法

取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

「略」
中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書

「同上」

- 5||「1〜4 同上」
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善
- 「同上」
- 5||「1〜4 同上」
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善
- 「同上」

(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善

「同上」

取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

「同上」

中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

原子炉
格納施
設

黒鉛減速炭酸ガス冷却型発電
用原子炉施設に係るものにあ
つては、次の事項
3|| 「1・2 略」
放射線管理施設に係る工
事の方法

沸騰水型発電用原子炉施設に
係るものにあつては、次の事
項
5|| 「1～4 略」
原子炉格納施設に係る工
事の方法

「略」
安全弁及び逃
がし弁の吹出
量計算書（パ
ネ式のものに
限る。）

「同上」

組織
(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善
「同上」

3|| 「1・2 同上」
設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の
事項
(1) 品質保証の実施に係る
組織

(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善
「同上」

5|| 「1～4 同上」
設計及び工事に係る品質
管理の方法等に関する次の
事項
(1) 品質保証の実施に係る
組織
(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善

「同上」
安全弁及び逃
がし弁の吹出
量計算書（パ
ネ式のものに
限る。）
設計及び工
事に係る品質
管理の方法等
に関する説明書

2 源用電 設電常	1 施の原発そ 設附子電の 備電常非 設 属 炉 用 他	
5 「1 の 常 電 源 設 備 に 係 る 工 事 方 法 4 略」	5 「1 事 の 常 用 電 源 設 備 に 係 る 工 方 法 4 略」	5 「1 項 係 る も の に あ っ て は 、 次 の 事 事 の 方 法 4 略」 加 圧 水 型 発 電 用 原 子 炉 施 設 に
「略」 三 相 短 絡 容 量 計 算 書	「略」 安 全 弁 の 吹 出 量 計 算 書 (バ ネ 式 の も の に 限 る。)	
2 「 同 上 」	1 「 同 上 」	「 同 上 」
5 「1 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 次 の 設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 4 同 上」	5 「1 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 次 の 設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 4 同 上」 (1) 品 質 保 証 の 実 施 に 係 る 組 織 (2) 保 安 活 動 の 計 画 (3) 保 安 活 動 の 実 施 (4) 保 安 活 動 の 評 価 (5) 保 安 活 動 の 改 善	「同上」 5 「1 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 次 の 設 計 及 び 工 事 に 係 る 品 質 4 同 上」 (1) 品 質 保 証 の 実 施 に 係 る 組 織 (2) 保 安 活 動 の 計 画 (3) 保 安 活 動 の 実 施 (4) 保 安 活 動 の 評 価 (5) 保 安 活 動 の 改 善
「同上」 三 相 短 絡 容 量 計 算 書	「同上」 安 全 弁 の 吹 出 量 計 算 書 (バ ネ 式 の も の に 限 る。)	

備

3

補助ボイラー

〔1〕5 略

6 補助ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項

〔1〕・〔2〕 略

7 補助ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項

〔1〕・〔2〕 略

8 補助ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数

9 補助ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項

〔1〕・〔3〕 略

10 補助ボイラーに附属する管等に係る次の事項

〔1〕・〔3〕 略

11 補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格

15 補助ボイラーに係る工

16 補助ボイラーに係る工

16 補助ボイラーに係る工

〔略〕

安全弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）

3

同上

事項

(1) 品質保証の実施に係る

組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

〔1〕5 同上

6 ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項

〔1〕・〔2〕 同上

7 ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項

〔1〕・〔2〕 同上

8 ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数

9 ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項

〔1〕・〔3〕 同上

10 ボイラーに附属する管等に係る次の事項

〔1〕・〔3〕 同上

11 ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格

15 設計及び工事に係る品質

16 設計及び工事に係る品質

16 設計及び工事に係る品質

〔同上〕

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

安全弁の吹出量計算書（パネ式のものに限る。）
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

6 機 動 燃 設 補 用 料 備	5 水 護 設 防 施	4 災 護 備 防 設
3 「1・2 略」 補機駆動用燃料設備（非 常用電源設備及び補助ボイ ラーに係るものを除く。） に係る工事の方法	4 「1 3 略」 浸水防護施設に係る工事 の方法	4 「1 3 略」 火災防護設備に係る工事 の方法
「略」 構造図	「略」 構造図	「略」 安全弁及び逃 がし弁の吹出 量計算書（パ ネ式のものに 限る。）
「同上」	「同上」	「同上」
3 「1・2 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項 (1) 品質保証の実施に係る 品質保証の計画 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	4 「1 3 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項 (1) 品質保証の実施に係る 品質保証の計画 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	4 「1 3 同上」 設計及び工事に係る品質 管理の方法等に関する次の 事項 (1) 品質保証の実施に係る 品質保証の計画 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善
「同上」 構造図	「同上」 構造図	「同上」 安全弁及び逃 がし弁の吹出 量計算書（パ ネ式のものに 限る。）

8
敷地内土木
構造物

7
非常用取水設備
（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く）

3||「1・2 略」
敷地内土木構造物に係る
工事の方法

3||「1・2 略」
非常用取水設備に係る工
事の方法

「略」
斜面安定性に関する説明書（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。）

「略」
構造図

8
「同上」

7
「同上」

3||「1・2 同上」
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
(1) 品質保証の実施に係る組織
(2) 品質保証の実施に係る保安活動の計画
(3) 保安活動の実施

3||「1・2 同上」
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
(1) 品質保証の実施に係る組織
(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善

組織
(2) 保安活動の計画
(3) 保安活動の実施
(4) 保安活動の評価
(5) 保安活動の改善

「同上」
斜面安定性に関する説明書（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。）

「同上」
構造図
設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

「同上」
に関する説明書

燃料体	型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関するものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作の方法に関するものに限る。）	9 緊急時対策所	3 「1・2 略」 緊急時対策所に係る工事の方法	「略」 緊急時対策所の居住性に関する説明書
	1 燃料体の種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別）に記載すること。	1 燃料体の種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別）に記載すること。	1 燃料体の種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別）に記載すること。			

別表第三（第七七条、第八八条関係）

型式設計特定機器の種類	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。）	9 「同上」	3 「1・2 同上」 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	(4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	「同上」 緊急時対策所の居住性に関する説明書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
	記載事項（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。）	添付書類（型式指定の申請に係る型式設計特定機器の設計に関するものに限る。）				

別表第三（第七七条、第八八条関係）

圧力逃がし装置	再結合装置	特定兼用キヤスク	
8「1～7略」 圧力逃がし装置	3「1・2略」 再結合装置に係る製作の方法	3「1・2略」 特定兼用キヤスクに係る製作の方法	2 燃料体の基本設計方針、適用基準及び適用規格 3 燃料体に係る製作の方法
新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 「略」	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 「略」	強度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 燃料体が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第六六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

「同上」	「同上」	「同上」	
「1～7 同上」 「加える。」	「1・2 同上」 「加える。」	「1・2 同上」 「加える。」	
	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 「同上」	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 「同上」	

電力貯蔵装置	無停電電源装置	内燃機関を原動力とする発電設備	ガスタービンを原動力とする発電設備	置
3 「1・2 略」 に係る製作の方法	3 「1・2 略」 置に係る製作の方法	5 「1・4 略」 内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法	5 「1・4 略」 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法	置に係る製作の方法
新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔略〕

「様式を削る。」

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
〔1・2 同上〕 「加える。」	〔1・2 同上〕 「加える。」	〔1・4 同上〕 「加える。」	〔1・4 同上〕 「加える。」	
型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 〔同上〕

様式第3 (第138条関係) 〔略〕

「様式を削る。」

「様式を削る。」

様式第3 (第138条関係)

[略]

様式第4 (第138条関係)

様式第5 (第138条関係)

様式第6 (第139条関係)

[略]

[略]

[同上]

別表第二 实用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条の二）</p> <p>第二章 設計基準対象施設（第四条―第四十八条）</p> <p>第三章 重大事故等対処施設（第四十九条―第七十八条）</p> <p>第四章 雑則（第七十九条）</p> <p>附則</p> <p>（廃止措置中の発電用原子炉施設の維持）</p> <p>第三条の二 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（实用炉規則第一百五十二条の二第十一号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。</p> <p>（材料及び構造）</p> <p>第十七条 設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>「一〇十五 略」</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 設計基準対象施設（第四条―第四十八条）</p> <p>第三章 重大事故等対処施設（第四十九条―第七十八条）</p> <p>第四章 雑則（第七十九条―第八十二条）</p> <p>附則</p> <p>「条を加える。」</p> <p>（材料及び構造）</p> <p>第十七条 設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならない。この場合において、第一号から第七号まで及び第十五号の規定については、使用前に適用されるものとする。</p> <p>「一〇十五 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(材料及び構造)</p> <p>第五十五条 重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁又はこれらの支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならぬ。この場合において、第一号から第三号まで及び第七号の規定については、法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>「一〇七 略」</p>
	<p>(材料及び構造)</p> <p>第五十五条 重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ若しくは弁又はこれらの支持構造物の材料及び構造は、次に定めるところによらなければならぬ。この場合において、第一号から第三号まで及び第七号の規定については、使用前に適用されるものとする。</p> <p>「一〇七 同上」</p>

改正 令和 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈の一部改正について

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号）の一部を別表のように改正する。

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。次項において「改正法」という。）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正法第3条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第16条の4第2項、第28条の2第2項又は第46条の2第2項に規定に基づき認可を受けた溶接の方法において、溶接をする者として確認を受けた者は、この規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈別記-5 3.（3）イc）の溶接士の技能の確認を受けた者とみなす。

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 技術基準規則は、各条文において別途適用除外が規定されている場合を除き、発電用原子炉が設計建設時（改造時を含む。）に満足すべき基準であるとともに、供用を開始した後においても維持すべき基準である。</p> <p>この場合において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9に基づく<u>設計及び工事</u>の計画の認可又は同法第43条の3の10に基づく<u>設計及び工事</u>の計画の届出を行った場合にあつては、当該認可又は届出に当たって申請された仕様又は規格（経年劣化を想定した必要仕様を含む。）を維持することが求められる。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (適用範囲)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 技術基準規則は、各条文において別途適用除外が規定されている場合を除き、発電用原子炉が設計建設時（改造時を含む。）に満足すべき基準であるとともに、供用を開始した後においても維持すべき基準である。</p> <p>この場合において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の9に基づく<u>工事</u>の計画の認可又は同法第43条の3の10に基づく<u>工事</u>の計画の届出を行った場合にあつては、当該認可又は届出に当たって申請された仕様又は規格（経年劣化を想定した必要仕様を含む。）を維持することが求められる。</p>
<p>第15条 (設計基準対象施設の機能)</p> <p>1 第2項に規定する「保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない」とは、発電用原子炉施設が所要の性能を確認するために必要な保守及び点検が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間等を備えたものであること。</p> <p>また、試験及び検査には、原子炉等規制法第43条の3の11（<u>使用前事業者検査等</u>）及び同法第43条の3の16（<u>定期事業者検査</u>）に規定する検査並びに技術基準規則第21条、同規則第32条第4項、同規則第35条第7号、同規則第44条第1号ハ、同条第2号ホ及び同条第5号ロに規定する試験を含む。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>第15条 (設計基準対象施設の機能)</p> <p>1 第2項に規定する「保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない」とは、発電用原子炉施設が所要の性能を確認するために必要な保守及び点検が可能な構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間等を備えたものであること。</p> <p>また、試験及び検査には、原子炉等規制法第43条の3の11（<u>使用前検査</u>）、同法第43条の3の13（<u>溶接安全管理検査</u>）、同法第43条の3の15（<u>施設定期検査</u>）及び同法第43条の3の16（<u>定期安全管理検査</u>）に規定する検査並びに技術基準規則第21条、同規則第32条第4項、同規則第35条第7号、同規則第44条第1号ハ、同条第2号ホ及び同条第5号ロに規定する試験を含む。</p> <p>2～6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第17条（材料及び構造）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第一項に規定する「法第四十三条の三の十一第二項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する」とは、<u>設計基準対象施設（圧縮機、補助ボイラー、蒸気タービン（発電用のものに限る。）、発電機、変圧器及び遮断器を除く。）に属する容器、管、ポンプ若しくは弁若しくはこれらの支持構造物又は炉心支持構造物の使用前に適用することをいう。</u></p> <p>3～10 （略）</p> <p>11 第1号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第14号の規定に適合する材料及び構造とは、「設計・建設規格 2005(2007)」又は「設計・建設規格 2012」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格 (2012年版) (JSME S NJ1-2012)」(以下「材料規格 2012」という。)の規定に、「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって(別記-2)」の要件を付したものであること。ただし、<u>施設時に「設計・建設規格 2005(2007)」又は「設計・建設規格 2012」及び「材料規格 2012」が適用されていない設計基準対象施設については、施設時に適用された規格（「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号）」等）によること。</u></p> <p>（「設計・建設規格 2007 技術評価書」、「設計・建設規格 2012 技術評価書」及び「日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格 (2012年版)」（JSME S NJ1-2012）に関する技術評価書（原規技発第1408062号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定。以下「材料規格 2012 技術評価書」という。）」</p> <p>ウェルドオーバーレイ工法を適用する場合は、第1号及び第8号の規定に適合するため、「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって（別記-3）」によること。</p> <p>12～21 （略）</p>	<p>第17条（材料及び構造）</p> <p>1 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 第1号から第5号まで、第7号から第12号まで及び第14号の規定に適合する材料及び構造とは、「設計・建設規格 2005(2007)」又は「設計・建設規格 2012」及び日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格 (2012年版) (JSME S NJ1-2012)」(以下「材料規格 2012」という。)の規定に、「日本機械学会「設計・建設規格」及び「材料規格」の適用に当たって(別記-2)」の要件を付したものであること。<u>なお、この規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格（「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準（昭和55年通商産業省告示第501号）」等）によること。</u></p> <p>（「設計・建設規格 2007 技術評価書」、「設計・建設規格 2012 技術評価書」及び「日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格 (2012年版)」（JSME S NJ1-2012）に関する技術評価書（原規技発第1408062号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定。以下「材料規格 2012 技術評価書」という。）」</p> <p>ウェルドオーバーレイ工法を適用する場合は、第1号及び第8号の規定に適合するため、「ウェルドオーバーレイ工法の適用に当たって（別記-3）」によること。</p> <p>11～20 （略）</p>

改正後	改正前
<p>第23条 (炉心等)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第1項及び第2項の燃料体の物理的性質、化学的性質及び強度等については「発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について(昭和63年5月12日 原子力安全委員会了承)」及び「燃料体に関する要求事項(別記-10)」によること。</p>	<p>第23条 (炉心等)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第55条 (材料及び構造)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1号口及び第2号口に規定する材料にあつては、本規程第17条4を準用することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第4号イ、第5号イ及び第6号に規定する「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、本規程第17条7を準用するものをいう。ただし、第6号の重大事故等クラス3機器にあつては、完成品として一般産業品の規格及び基準へ適合している場合(消防法に基づく技術上の規格を満たす消防車等)には、第6号の規定を満たすものと解釈する。</p> <p>7 第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に適合する材料及び構造とは、本規程第17条11を準用するものをいう。この場合において、第1号及び第4号の規定の適用に当たって「クラス2」とあるのは「重大事故等クラス1」と、第2号及び第5号の規定の適用に当たって「クラス2」とあるのは「重大事故等クラス2」とそれぞれ読み替えるものとし、「材料規格2012」の許容引張応力(S値)は、「設計・建設規格2005(2007)」付録材料図表の値に読み替えるものとする。</p> <p>(「材料規格2012 技術評価書」)</p> <p>8 第7号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」とは、本規程第17条16を準用するものをいう。</p>	<p>第55条 (材料及び構造)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1号口及び第2号口に規定する材料にあつては、本規程第17条3を準用することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第4号イ、第5号イ及び第6号に規定する「全体的な変形を弾性域に抑えること」とは、本規程第17条6を準用するものをいう。ただし、第6号の重大事故等クラス3機器にあつては、完成品として一般産業品の規格及び基準へ適合している場合(消防法に基づく技術上の規格を満たす消防車等)には、第六号の規定を満たすものと解釈する。</p> <p>7 第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に適合する材料及び構造とは、本規程第17条10を準用するものをいう。この場合において、第1号及び第4号の規定の適用に当たって「クラス2」とあるのは「重大事故等クラス1」と、第2号及び第5号の規定の適用に当たって「クラス2」とあるのは「重大事故等クラス2」とそれぞれ読み替えるものとし、「材料規格2012」の許容引張応力(S値)は、「設計・建設規格2005(2007)」付録材料図表の値に読み替えるものとする。</p> <p>(「材料規格2012 技術評価書」)</p> <p>8 第7号に規定する「主要な耐圧部の溶接部」とは、本規程第17条15を準用するものをいう。</p>

改正後	改正前
<p>9 第7号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、本規程第17条<u>17</u>を準用するものをいう。</p> <p>10 第7号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、本規程第17条<u>18</u>を準用するものをいう。</p> <p>11 第7号ロに規定する「非破壊試験」とは、本規程第17条<u>19</u>を準用するものをいう。</p> <p>12 第7号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、本規程第17条<u>20</u>を準用するものをいう。</p> <p>13 第7号の規定に適合する溶接部とは、本規程第17条<u>21</u>を準用するものをいう。この場合において、重大事故等クラス1容器及び重大事故等クラス1管に係るものにあつては「クラス2」は「重大事故等クラス1」と読み替えるものとする。また、重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管に係るものにあつては「クラス2」は「重大事故等クラス2」と読み替えるものとする。</p>	<p>9 第7号イに規定する「不連続で特異な形状でないもの」とは、本規程第17条<u>16</u>を準用するものをいう。</p> <p>10 第7号ロに規定する「溶接による割れが生ずるおそれがなく」とは、本規程第17条<u>17</u>を準用するものをいう。</p> <p>11 第7号ロに規定する「非破壊試験」とは、本規程第17条<u>18</u>を準用するものをいう。</p> <p>12 第7号ハに規定する「適切な強度を有する」とは、本規程第17条<u>19</u>を準用するものをいう。</p> <p>13 第7号の規定に適合する溶接部とは、本規程第17条<u>20</u>を準用するものをいう。この場合において、重大事故等クラス1容器及び重大事故等クラス1管に係るものにあつては「クラス2」は「重大事故等クラス1」と読み替えるものとする。また、重大事故等クラス2容器及び重大事故等クラス2管に係るものにあつては「クラス2」は「重大事故等クラス2」と読み替えるものとする。</p>
<p>別記－5 「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって」 (略) 1・2. (略) 3. 第3部 溶接士技能認証標準 (1) 溶接士技能認証標準の適用に当たって ① 3.1(2) 試験材及び溶接姿勢及びWQ-312 試験材及び溶接姿勢(「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」) 自動溶接機を用いない溶接士の技能の確認に当たっては、試験材及び溶接姿勢の区分は、別表第1に規定する試験材の区分及び溶接姿勢の区分の<u>組合せ</u>とする。この場合において、溶接姿勢の区分が有壁水平固定及び有壁鉛直固定にあつては、試験材の寸法、取付け方法、試験片採取位置及び試験の方法は別図によること。</p>	<p>別記－5 「日本機械学会「溶接規格」等の適用に当たって」 (略) 1・2. (略) 3. 第3部 溶接士技能認証標準 (1) 溶接士技能認証標準の適用に当たって ① 3.1(2) 試験材及び溶接姿勢及びWQ-312 試験材及び溶接姿勢(「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」) 自動溶接機を用いない溶接士の技能の確認に当たっては、試験材及び溶接姿勢の区分は、別表第1に規定する試験材の区分及び溶接姿勢の区分の<u>組み合わせ</u>とする。この場合において、溶接姿勢の区分が有壁水平固定及び有壁鉛直固定にあつては、試験材の寸法、取付け方法、試験片採取位置及び試験の方法は別図によること。</p>

改正後	改正前
<p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 溶接士技能認証標準と同等と認められるもの(「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」)</p> <p>(略)</p> <p>イ 自動溶接機を用いない溶接士について</p> <p>a) 船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号) <u>第6条第1項</u>に規定する試験に合格した者、又はボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第104条に規定するボイラー溶接士試験に合格した者であって、別表第3に掲げる溶接士の技能の区分に応じ、掲げる試験に合格しているものが溶接を行う場合</p> <p>b) <u>日本産業規格JIS Z 3801(1997)「手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」、日本産業規格JIS Z 3821(2001)「ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準」若しくは日本産業規格JIS Z 3841(1997)「半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」</u>の規定に準拠して社団法人日本溶接協会が行う評価試験に合格し適格性証明書の交付を受けた者であって、別表第4の資格区分に掲げる溶接士の技能の区分に応じ、JIS資格区分の項に規定する資格の技量の認定を受けている<u>もの</u>が溶接を行う場合</p> <p>c) <u>原子炉等規制法第16条の2第1項、第27条第1項又は第45条第1項の規定に基づき認可を受けた設計及び工事の方法において溶接士の技能の確認を受けた者</u>であって、当該確認を受けたときに所属していた溶接施工工場に所属している者が溶接を行う場合</p> <p>ロ 自動溶接機を用いる溶接士について</p> <p>a) 一つの溶接方法による溶接について1年以上(自動溶接機を用いな</p>	<p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 溶接士技能認証標準と同等と認められるもの(「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」)</p> <p>(略)</p> <p>イ 自動溶接機を用いない溶接士について</p> <p>a) 船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号) <u>及び溶接工の技りょうに関する試験の方法を定める告示(平成10年運輸省告示第417号)第2条</u>に規定する試験に合格した者、又はボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第104条に規定するボイラー溶接士試験に合格した者であって、別表第3に掲げる溶接士の技能の区分に応じ、掲げる試験に合格しているものが溶接を行う場合</p> <p>b) <u>日本工業規格JIS Z 3801(1997)「手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」、日本工業規格JIS Z 3821(2001)「ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準」若しくは日本工業規格JIS Z 3841(1997)「半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」</u>の規定に準拠して社団法人日本溶接協会が行う評価試験に合格し適格性証明書の交付を受けた者であって、別表第4の資格区分に掲げる溶接士の技能の区分に応じ、JIS資格区分の項に規定する資格の技量の認定を受けている<u>者</u>が溶接を行う場合</p> <p>c) <u>核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第16条の4、第28条の2又は第46条の2に規定する認可を受けた溶接の方法において確認を受けた者</u>であって、当該確認を受けたときに所属していた溶接施工工場に所属している者が溶接を行う場合</p> <p>ロ 自動溶接機を用いる溶接士について</p> <p>a) 一つの溶接方法による溶接について1年以上(自動溶接機を用いな</p>

改正後	改正前
<p>い溶接士であって、(2) <u>又は</u> (3) イに適合した技能を有する者若しくは(4) ロに適合した者(あつては3月以上)の連続した経歴を有している場合。ただし、経歴の算出に当たっては、自動溶接機を操作する部門へ配属されていた期間をもって行うこと。</p> <p>(4) 溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間(「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (4) イの規定にかかわらず、自動溶接機を用いない溶接士にあつては、(2) 又は (3) イにより技能の認証を受けた日から2年を経過する日前に、次のいずれかに適合する場合にあつては、その適合した日より起算して2年間、自動溶接機を用いる溶接士にあつては、(2) により技能の認証を受けた日又は(3) ロによる要件を満たすこととなった日から10年を経過する日前に、次のいずれかに適合する場合にあつては、その適合した日<u>から</u>起算して10年間は、その溶接士の当該技能によって溶接を行うことができる。</p> <p>a) <u>原子炉等規制法第43条の3の11第2項の確認をした場合</u></p> <p>b) 次に掲げる検査のいずれかに合格し<u>又は確認をした場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条又は第6条の検査 ・ボイラー及び压力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)第7条又は第53条の検査 ・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第56条の3の検査 ・<u>原子炉等規制法第16条の3第2項、第28条第2項、第43条の11第2項、第46条第2項、第51条の8第2項又は第55条の2第2項の確認</u> 	<p>い溶接士であつて、(2) <u>若しくは</u> (3) イに適合した技能を有する者若しくは(4) ロに適合した者(あつては3月以上)の連続した経歴を有している場合。ただし、経歴の算出に当たっては、自動溶接機を操作する部門へ配属されていた期間をもって行うこと。</p> <p>(4) 溶接士技能認証標準に適合する溶接士技能の有効期間(「溶接規格2007」及び「溶接規格2012(2013)」)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (4) イの規定にかかわらず、自動溶接機を用いない溶接士にあつては、(2) 又は (3) イにより技能の認証を受けた日から2年を経過する日前に、次のいずれかに適合する場合にあつては、その適合した日より起算して2年間、自動溶接機を用いる溶接士にあつては、(2) により技能の認証を受けた日又は(3) ロによる要件を満たすこととなった日から10年を経過する日前に、次のいずれかに適合する場合にあつては、その適合した日<u>より</u>起算して10年間は、その溶接士の当該技能によって溶接を行うことができる。</p> <p>a) <u>核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の13の検査に適合していることが確認された場合</u></p> <p>b) 次に掲げる検査のいずれかに合格した<u>場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条又は第6条の検査 ・ボイラー及び压力容器安全規則(昭和47年労働省令第33条)第7条又は第53条の検査 ・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第56条の3の検査 ・<u>核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第16条の4、第28条の2、第43条の10、第46条の2、第51条の9又は第55条の3の検査</u>

改正後	改正前
(別記-10として、別添の内容を加える。)	

燃料体に関する要求事項

技術基準規則第２３条第１項の規定に対応する燃料体に関する要求事項については、以下のとおりとする。この場合において、以下の規定は、法第４３条の３の１１第２項に定める使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。

１．二酸化ウラン燃料材

二酸化ウラン燃料材は、次の(1)～(5)のいずれにも適合すること。

- (1) 次の表の左欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量のウランの含有量に対する百分率の値は、それぞれ同表の右欄に掲げる値であること。

炭素	0.010 以下
ふっ素	0.0015 以下
水素	0.0002 以下
窒素	0.0075 以下

- (2) ウラン 235 の含有量のウランの含有量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
- (3) ペレット型燃料材にあつては、ペレットが次に適合すること。
- ① 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
 - ② 密度の偏差は、著しく大きくないこと。
 - ③ 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
 - ④ 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (4) ガドリニウムを添加していないものにあつては、次に適合すること。
- ① ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、87.7 以上であること。
 - ② 酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、1.99 以上 2.02 以下であること。
- (5) ガドリニウムを添加したものにあつては、次に適合すること。
- ① ウランの含有量の全重量に対する百分率の値は、実用上差し支えがないものであること。
 - ② 酸素の原子数のウランの原子数に対する比率の値は、実用上差し支えがないものであること。
 - ③ ガドリニウムの含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
 - ④ ガドリニウムの均一度は、実用上差し支えがないものであること。

２．ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材

ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材は、次の(1)～(5)のいずれにも適合すること。

- (1) 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 酸素の原子数のウラン及びプルトニウムの原子数の合計に対する比率の値は、実用上差し支えがないものであること。
- (3) ウラン 235、プルトニウム 239 及びプルトニウム 241 の含有量の合計のウラン及びプルトニウムの含有量の合計に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
- (4) プルトニウムの均一度は、実用上差し支えがないものであること。
- (5) ペレット型燃料材にあつては、ペレットが次に適合すること。
 - ① 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
 - ② 密度の偏差は、著しく大きくないこと。
 - ③ 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
 - ④ 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。

3. ジルコニウム合金燃料被覆材

ジルコニウム合金燃料被覆材は、次の(1)～(11)のいずれにも適合すること。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 被覆材の軸は、著しく湾曲していないこと。
- (3) 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値は、日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「4品質」の表2及び表3に規定する値であること。
- (4) 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書C 水素化物方位試験方法」又はこれと同等の方法によって水素化物方位試験を行ったとき、水素化物方向性係数が 0.45 を超えないこと。
- (5) 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書D 超音波探傷試験方法」又はこれと同等の方法によって超音波探傷試験を行ったとき、対比試験片の人工傷からの欠陥信号と同等以上の欠陥信号がないこと。
- (6) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (7) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (8) 表面の粗さの程度は、実用上差し支えがないものであること。
- (9) 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書B 腐食試験方法」又はこれと同等の方法によって腐食試験を行ったとき、表面に著しい白色又は褐色の酸化物が付着せず、かつ、腐食質量増加が3日間で22ミリグラム毎平方デシメートル以下又は14日間で38ミリグラム毎平方デシメートル以下であること。
- (10) 再結晶焼きなましを行ったものにあつては、次に適合すること。
 - ① 日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「附属書A 結晶粒度試験方法」又はこれと同等の方法によって結晶粒度試験を行ったとき、結晶粒度が結晶粒度番号7と同等又はこれより細かいこと。
 - ② 日本産業規格 Z2241 (2011)「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが日本産業規格 H4751 (2016)「ジルコニウム合金管」の「4品質」の表4に規定する値であること。
- (11) 応力除去焼きなましを行ったものにあつては、日本産業規格 Z2241 (2011)「金属

材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

4. ジルコニウム合金端栓

- (1) 再結晶焼きなましを行ったジルコニウム合金端栓は、日本産業規格 Z2241 (2011) 「金属材料引張試験方法」、ASTM International 規格 ASTM B 351 「Standard Specification for Hot-Rolled and Cold-Finished Zirconium and Zirconium Alloy Bars, Rod, and Wire for Nuclear Application」又はこれと同等の方法によって次の表の上欄に掲げるいずれかの試験温度において引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが同欄に掲げる試験温度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値であること。端栓とは、燃料被覆材の両端を密封するために成形された金属部品をいう。

温度	引張試験		
	引張強さ ニュートン毎平方 ミリメートル	耐力 ニュートン毎平方 ミリメートル	伸び パーセント
室温	415 以上	240 以上	14 以上
316 度	215 以上	105 以上	24 以上

- (2) 応力除去焼きなましを行ったジルコニウム合金端栓は、日本産業規格 Z2241 (2011) 「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。
- (3) 前記「3. ジルコニウム合金燃料被覆材」((2)、(4)、(5)、(8)、(10)及び(11)を除く。)の規定は、ジルコニウム合金端栓に準用する。ただし、(3)の日本産業規格 H4751 (2016) 「ジルコニウム合金管」の「4 品質」の表 3 に掲げるニオブ及びカルシウムを除く。

5. その他の部品

燃料材、燃料被覆材及び端栓以外の燃料体の部品は、次の(1)～(4)のいずれにも適合すること。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (3) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (4) 支持格子、上部支持板、下部支持板、ウォータロッド、制御棒案内シンブルにあつては、次に適合すること。
 - ① 各元素の含有量の全重量に対する百分率の値の偏差は、著しく大きくないこと。
 - ② 日本産業規格 Z2241 (2011) 「金属材料引張試験方法」又はこれと同等の方法によって引張試験を行ったとき、引張強さ、耐力及び伸びが必要な値であること。

6. 燃料要素

燃料要素は、次の(1)~(8)のいずれにも適合すること。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 燃料要素の軸は、著しく湾曲していないこと。
- (3) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (4) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (5) 日本産業規格 Z4504 (2008)「放射線表面汚染の測定方法— β 線放出核種（最大エネルギー0.15MeV以上）及び α 線放出核種」における間接測定法又はこれと同等の方法によって測定したとき、表面に付着している核燃料物質の量が 0.00004 ベクレル毎平方ミリメートルを超えないこと。
- (6) ヘリウム漏えい試験を行ったとき、漏えい量が 1 億分の 304 メガパスカル立方ミリメートル毎秒を超えないこと。
- (7) 溶接部にブローホール、アンダーカット等で有害なものがないこと。
- (8) 部品の欠如がないこと。

7. 燃料体

燃料体は、次の(1)~(4)のいずれにも適合すること。

- (1) 各部分の寸法の偏差は、著しく大きくないこと。
- (2) 表面に割れ、傷等で有害なものがないこと。
- (3) 表面に油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと。
- (4) 部品の欠如がないこと。

(案)

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部改正について

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第 1306198 号） 別表第 1
- (2) 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド（原規技発第 13061919 号） 別表第 2
- (3) 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド（原規技発第 13061920 号） 別表第 3
- (4) 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド（原規技発第 13061921 号） 別表第 4
- (5) 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 13112715 号） 別表第 5

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部を改正する規程（原規技発第 1910022 号（令和元年 10 月 2 日原子力規制委員会決定）。以下「旧一部改正規程」という。）附則第 2 項及び第 3 項を削る。
- 3 この規程の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 43 条の 3 の 24 第 1 項の規定による認可を受けている者（旧一部改正規程附則第 2 項ただし書の規定を適用した場合を除く。）に対するこの規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（以下「新保安規定審査基準」という。）のうち実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 92 条第 1 項第 16 号に関する部分（1.（1）ハ⑤及びニ⑥並びに（2）並びに 2. に関する部分に限る。以下同じ。）の適用については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する

規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第53条に定める技術上の基準に適合するために必要な事項に係る法第43条の3の9第1項の規定による認可を受けた設計及び工事の計画に従って行われる工事に係る法第43条の3の11第1項の規定による検査について原子力規制委員会の確認を受けた後に当該工事を行った発電用原子炉施設の使用を開始する日までの間は、なお旧一部改正規程による改正前の実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の例による。ただし、この間に行われる法第43条の3の24第1項の規定による認可（新保安規定審査基準のうち、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第1項第16号に関する部分に適合するために必要な変更に係るものに限る。）については、この限りでない。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所ごとに保安規定を定め、発電用原子炉施設の設置の工事に着手する前に原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第1項各号において規定されている<u>事項</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原子炉等規制法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと</u> ・<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものと認められないこと</u> 	<p>発電用原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>事業所ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</u></p> <p>これを受け、認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第1項において規定されている<u>各項目</u>について定め、申請書を提出することが求められている。</p> <p>申請書を受理した原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者から申請された保安規定について、原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める認可要件である「<u>核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認められない</u>」ことを確認するための審査を行うこととしている。</p>

を確認するための審査を行うこととしている。

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

ただし、実用炉規則第9 2条第1項各号において定められている事項の中には、設置の工事に着手する段階で定めることが困難であり、かつ、それらをその段階で定めていなくても災害の防止上支障がない事項が存在することから、核燃料物質を初めて工場若しくは事業所に搬入又は原子炉に装荷するまでの間において適用される保安規定の審査に当たっては、それらの事項を定める時期が設定されていること及びその時期までにそれらの事項を定めることにより、災害の防止上支障がないものと認められることを審査において確認することとする。

実用炉規則第9 2条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2. (略)

したがって、保安規定の審査における基準を明確にする観点から、保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項を次のとおり定める。

(新設)

実用炉規則第9 2条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

○ 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

○ (略)

(削る)

実用炉規則第92条第1項第2号 品質マネジメントシステム

1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（番号（令和 年 月 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。

2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位

実用炉規則第92条第1項第2号 安全文化醸成のための体制

- 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。
- 保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。

実用炉規則第92条第1項第3号 発電用原子炉施設の品質保証

- 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条の2から第26条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」の取扱いについて（内規）」（平成21・09・14原院第1号（平成21年10月16日原子力安全・保安院制定（NISA-165c-09-1、NISA-196c-09-3））において認められたJEAC4111-2009又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。
- 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」（平成16・03・0

置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

(削る)

(削る)

4原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。

(新設)

○ 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条に規定された要領書、**作業**手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置付けが明確にされていること。

○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における定期安全レビューの実施について」(平成20・08・28原院第8号(平成20年8月29日原子力安全・保安院制定(NISA-167a-08-1)))を参考に、実用炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。

○ 発電用原子炉施設の定期的な評価に関することについては、実用

炉規則第77条第1項の規定に基づく措置を講じたときは、同項各号に掲げる評価の結果を踏まえて、発電用原子炉設置者及びその従業員が遵守すべき必要な措置（以下「保安活動」という。）の計画、実施、評価及び改善並びに品質保証計画の改善を行うことが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第3号 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織

1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。
2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等

1. (略)
2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを

実用炉規則第92条第1項第4号 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織

- 本店における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。
- 事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第5号、6号、7号 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等

- (略)
- 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うこ

含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。

4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第7号 保安教育

1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。

2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画

とを含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。

○ 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が、独立していることが当然に求められるものではない。

○ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十全に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が監督を適切に行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関することが定められていること。

○ 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通が図られることが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第8号 保安教育

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づ

を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。

5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等

1. (略)

2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。

3. (略)

4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。

き、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。

○ 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。

○ 協力企業の従業員のうち、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。

○ 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

実用炉規則第92条第1項第9号 発電用原子炉施設の運転

○ (略)

○ 発電用原子炉施設の運転管理に係る社内規程類を作成することが定められていること。

○ (略)

○ 原子炉起動前に確認すべき事項について定められていること。

5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。

6. (略)

7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。

なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定め

○ 地震・火災・有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等発生時に講ずべき措置について定められていること。

○ (略)

○ 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統、機器及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）を満足していることの確認の内容（以下「サーベイランス」という。）、LCOを満足していない場合に要求される措置（以下「要求される措置」という。）及び要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。

なお、LCO等は、原子炉等規制法第43条の3の5による原子炉設置許可申請及び同法第43条の3の8による原子炉設置変更許可申請において行った安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。

○ LCOの確認について、サーベイランス実施方法、サーベイランス及び要求される措置を実施する間隔の延長に関する考え方、確認の際のLCOの取扱い等が定められていること。

られていること。

9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。

10. (略)

11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。

12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA: Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。

(削る)

(削る)

実用炉規則第92条第1項第8号二 発電用原子炉の運転期間

1. (略)

○ LCOを満足しない場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を社内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱い方法が定められていること。

○ (略)

○ 異常発生時の基本的対応事項及び採るべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限定することが定められていること。

○ 予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。

なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第10号 発電用原子炉の運転期間

○ (略)

2. (略)

3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。

4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。

○ (略)

○ 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第10号に掲げる原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に原子炉の運転期間の設定に関する説明書（原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下「説明書」という。）が添付されていること。

○ 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第48条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期検査が終了した日から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、原子炉の運転期間の設定に当たっては、原子炉を起動してから定期検査が終了するまでの期間も考慮されていること。

実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期保守管理方針の変更の有無

5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。

6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第5.5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。

7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。

8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。

実用炉規則第9.2条第1項第8号ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査

1. (略)

及びその理由が明らかとなっていること。

(新設)

○ 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第4.8条に定める定期検査を受けるべき時期の区分を上限として、段階的な延長となっていること。

○ 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う原子炉等規制法第4.3条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第4.3条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。

○ 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について原子炉等規制法第4.3条の3の5に基づく原子炉設置許可及び同法第4.3条の3の8に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。

実用炉規則第9.2条第1項第1.1号 発電用原子炉施設の運転の安全審査

○ (略)

実用炉規則第92条第1項第9号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等

- 1. (略)
- 2. (略)
- 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- 4. (略)
- 5. (略)
- 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。
- 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。
- 8. (略)
- 9. (略)
- 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第10号 排気監視設備及び排水監視設備

- 1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使

実用炉規則第92条第1項第12号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等

- (略)
- (略)
- 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。
- (略)
- (略)
- 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。
- 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。
- (略)
- (略)
- 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第13号 排気監視設備及び排水監視設備

- 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物

用方法が定められていること。

(削る)

2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

実用炉規則第92条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等

1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。

2. 国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4. (略)

5. (略)

の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法、並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(新設)

実用炉規則第92条第1項第14号 線量、線量当量、汚染の除去等

放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

(略)

(略)

6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原

○ 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の事業所外への運搬に関する事業所内の行為が定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法第61条の2第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。

○ 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。

なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するよう定められていること。

○ 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、

原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

9. (略)

実用炉規則第92条第1項第12号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

(削る)

2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。

○ (略)

実用炉規則第92条第1項第15号 放射線測定器の管理

○ 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

○ 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

(新設)

実用炉規則第92条第1項第16号 発電用原子炉施設の巡視及び点検

○ 日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の点検対象施設並びに設備の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する

実用炉規則第92条第1項第13号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等

1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。

2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定めら

こと（巡視及び点検の頻度を含む。）について、適切な内容が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第17号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等

○ 事業所構内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して保安のために講ずべき措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。

(新設)

○ 燃料検査の際に保安のために講ずべき措置として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること及び燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。

○ 燃料取替に際して保安のために講ずべき措置として、燃料装荷実施計画（取替炉心の安全性評価を含む。）を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。

なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。

れていること。

実用炉規則第92条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄

1. (略)
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。
3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。
4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
5. (略)
6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。
7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。
(削る)

実用炉規則第92条第1項第18号 放射性廃棄物の廃棄

- (略)
(新設)
- (新設)
- 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- (略)
(新設)
- (新設)
- 原子炉等規制法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」(平成17・11・30原院第6号

(削る)

実用炉規則第92条第1項第15号 非常の場合に講ずべき処置

1. (略)
2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
3. (略)
4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。
5. (略)
6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。

（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正）を参考として記載していること。

なお、原子炉等規制法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。

- 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として記載していること。

実用炉規則第92条第1項第19号 非常の場合に講ずべき処置

- (略)
- 緊急時における運転操作に関する社内規程類を作成することが定められていること。
- (略)
- 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることが定められていること。
- (略)
- 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められている

(1)・(2) (略)

(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

9. (略)

実用炉規則第92条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置

1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関す

こと。

1.・2. (略)

3. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業者及び協力企業の従業者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

○ 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

○ 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。

○ (略)

実用炉規則第92条第1項第20号 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関

る計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）

① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。

② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。

③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。）

① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止

し、次の各号に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2. 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

3. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

4. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

5. 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

6. 持込物（可燃物）の管理に関すること。

7. その他、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

8. 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。

するための対策に関すること。

③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。

⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。

三 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減する

ための対策に関すること。

⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。

（２）（１）に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。

イ 重大事故等発生時

① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。

② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。

原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。

③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。

ロ 大規模損壊発生時

定められた内容が大規模損壊に対する的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。

（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。

（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。

(削る)

実用炉規則第92条第1項第21号 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。
2. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
3. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。
4. 内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。
5. その他、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
6. 内部溢水発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

(削る)

実用炉規則第92条第1項第21号の2 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

3. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

4. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。

5. 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

一 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。

二 一に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源

(削る)

設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。

三 二に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

6. その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

7. 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

実用炉規則第92条第1項第22号 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。）に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

なお、これらの措置については、特定重大事故等対処施設を用いて重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによるものを除く。）に対処するために必要な事項

を含むこと。

1. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
2. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。
3. 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。
4. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
5. 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。
 - 一 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - 二 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
 - 三 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
 - 四 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

- 五 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。
6. その他、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。
7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。
- 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書及び同添付書類又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。
- 重大事故等発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、次に掲げるとおりとすること。
1. 原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく原子炉設置許可申請書又は同法第43条の3の8第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書に記載された対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。
2. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替

(削る)

循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。

3. 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（2. に関するものを除く。）については記載を要しない。

○ 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、重大事故の発生の防止又は重大事故の拡大の防止若しくはその影響の緩和のために必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、所要の措置を講じることが定められていること。

実用炉規則第92条第1項第23号 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備

○ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備（特定重大事故等対処施設を用いた対策に関する事項を含む。） に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。
2. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。
3. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。 なお、重大事故等対処施設の使用を開始するに当たっては、あらかじめ必要な教育及び訓練を実施すること。
4. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。
5. 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する社内規程類を定め、これを要員に守らせること。
 - 一 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
 - 二 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
 - 三 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
 - 四 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

実用炉規則第92条第1項第17号 記録及び報告

1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置

五 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

6. その他、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

7. 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、**原子炉等規制法**第43条の3の5第1項に基づく**原子炉設置許可申請書**及び同添付書類又は**同法**第43条の3の6第1項に基づく原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること。

○ 大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順について、定められた内容が大規模損壊に対する**的確かつ柔軟に対処**することを妨げるものでないこと。

○ 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動について、必要があると認めるときは、あらかじめ社内規程類に定めた計画及び手順によらず、**所要の措置を講じることが定め**られていること。

実用炉規則第92条第1項第24号 記録及び報告

○ 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適切に作成し、管理するた

が定められていること。

2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。

3. (略)

4. (略)

5. (略)

実用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(番号(令和 年 月 日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。

(削る)

(削る)

めの措置が定められていることが求められる。

実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理が定められていること。（計量管理規定で定めるものを除く。）

(略)

(略)

(略)

実用炉規則第92条第1項第25号 発電用原子炉施設の保守管理

日常の保安活動の評価を踏まえ、発電用原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。

予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。

予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。
なお、AOT内で完了しないことがあらかじめ想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。

(削る)

2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「[実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド](#)」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。

4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。

○ 「[実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について（内規）](#)」（平成20・12・22原院第3号（平成20年12月26日原子力安全・保安院制定））において認められたJ E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7又はそれと同等の規格に基づく保守管理計画が定められていること。

○ 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「[実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド](#)」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

○ 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期保守管理方針が定められていること

○ 実用炉規則第92条第1項第25号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されているこ

5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。

(削る)

6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第19号 技術情報の共有

1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。

と。

○ 長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。

○ 保全計画は、施設定期検査申請書又は使用前検査申請書の添付資料と同一のものであり、「発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド」(原規技発第13061923(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。

○ 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

(新設)

実用炉規則第92条第1項第26号 技術情報の共有

○ プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開

1. (略)
2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第21号 その他必要な事項

1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。

(削る)

実用炉規則第92条第1項第27号 不適合発生時の情報の公開

- (略)
- 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録などに必要な事項が定められていること。

実用炉規則第92条第1項第28号 その他必要な事項

- 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。
- 発電用原子炉設置者が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動を原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。
- 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、原子炉による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することを「基本方針」として定められていること。

別表第2 発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請に係る運用ガイド 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>2. 発電用原子炉の設置の許可の申請に係る記載について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実用炉則第3条第1項第2号の区分については、次のとおりとする。</p> <p>1) ~ 5) (略)</p> <p><u>6) 同号ハ(1)(ii)の「燃料体の最高燃焼度」とは、燃料材、燃料要素及び燃料集合体のそれぞれの最高燃焼度のうち、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるものをいう。</u></p> <p><u>7)・8) (略)</u></p> <p><u>9) 同号ハ(6)の「その他の主要な事項」とは、炉心支持構造物等の炉心の形状及び冷却材流路の確保を主たる目的としている機器に係る事項をいう。</u></p> <p><u>10) ~ 25) (略)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 実用炉則第3条第1項第8号の事項については、次のとおりとする。</p> <p><u>1) 同号の「保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 年原子力規制委員会規則第 号。以下「品質管理基準規則」という。）の規定を踏まえて定めた、設計を含めた保安活</u></p>	<p>2. 発電用原子炉の設置の許可の申請に係る記載について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実用炉則第3条第1項第2号の区分については、次のとおりとする。</p> <p>1) ~ 5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6)・7) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>8) ~ 23) (略)</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

動全般に関する品質管理に必要な体制（方法、組織等）の整備に関する方針に係る事項をいう。

(6) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。

1) ～ 3) (略)

4) 同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びその後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。

4. 発電用原子炉設置許可申請書に係る記載について

4. 1 全般的事項

4. 1. 1 記載すべき事項等

(1) 記載すべき事項

1)・2) (略)

上記1)の構築物等の仕様値について、原子炉施設の設計及び工事の計画の認可申請の段階でその仕様が確定するものがある場合は、本文には、その仕様を決定する上での設計の方針を記載することとする。なお、添付書類には、可能な範囲で、その仕様の概略値を参考として記載することとする。

(2)・(3) (略)

4. 1. 2 (略)

4. 1. 3 用字用語

(1) 設備名称

設備名称については、当該設備の目的及び機能を的確に示す名称を付すこととする。具体的には、設置許可申請と設計及び工事の計画の認可

(5) 実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条第3項の添付書類についても準用する。

1) ～ 3) (略)

(新設)

4. 発電用原子炉設置許可申請書に係る記載について

4. 1 全般的事項

4. 1. 1 記載すべき事項等

(1) 記載すべき事項

1)・2) (略)

上記1)の構築物等の仕様値について、原子炉施設の工事計画認可申請の段階でその仕様が確定するものがある場合は、本文には、その仕様を決定する上での設計の方針を記載することとする。なお、添付書類には、可能な範囲で、その仕様の概略値を参考として記載することとする。

(2)・(3) (略)

4. 1. 2 (略)

4. 1. 3 用字用語

(1) 設備名称

設備名称については、当該設備の目的及び機能を的確に示す名称を付すこととする。具体的には、設置許可申請と工事計画認可申請との整合

申請との整合が図られる名称とすることを基本とする。

(2)～(5) (略)

4. 2 実用炉則第3条第1項第2号の「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」に係る記載

(1)・(2) (略)

(3) 原子炉本体の構造及び設備

1) 炉心

① (略)

② 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

・ 最高燃焼度については、燃料材、燃料要素、燃料集合体の最高燃焼度のうち、炉心管理において燃料健全性を確保する上で管理する必要のあるものを記載することとする。その際、燃料体の型式が異なるものを使用する場合においては、型式ごとに記載することとする。

・ 最大挿入量については、燃料集合体数、初装荷炉心全ウラン量及び取替炉心全ウラン量を記載することとする。なお、MOX 燃料を使用する場合も同様に記載すること。

③・④ (略)

2)～4) (略)

5) その他の主要な事項

・ 炉心支持構造物のほか、沸騰水型発電用原子炉におけるチャンネルボックスなどの炉心の形状、冷却材流路の確保を主たる目的としている機器の性能上必要となる主要寸法について記載することとする。

が図られる名称とすることを基本とする。

(2)～(5) (略)

4. 2 実用炉則第3条第1項第2号の「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」に係る記載

(1)・(2) (略)

(3) 原子炉本体の構造及び設備

1) 炉心

① (略)

② 燃料体の最大挿入量

(新設)

・ 燃料集合体数、初装荷炉心全ウラン量及び取替炉心全ウラン量を記載することとする。なお、MOX 燃料を使用する場合も同様に記載すること。

③・④ (略)

2)～4) (略)

(新設)

(4) (略)

(5) 原子炉冷却系統施設の構造及び設備

1) 一次冷却材設備

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 11) の「一次冷却材が循環する範囲」とは、例として以下の系統等に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：原子炉冷却材再循環系、主蒸気系、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス系及び給水系を構成する機器並びに漏えい監視設備

加圧水型発電用原子炉：蒸気発生器、一次冷却材ポンプ、一次冷却材管、加圧器及び漏えい監視設備

(略)

② (略)

2) 二次冷却設備（加圧水型発電用原子炉）

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 12) の「二次冷却材が循環する範囲の機器」とは、例として、主蒸気管、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス弁、主蒸気安全弁、主蒸気逃し弁、主蒸気隔離弁、主給水ポンプ、補助給水ポンプ、補助給水ピット及び復水タンクをいう。

(略)

3) 非常用冷却設備

① 主要な機器の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 13) の「運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において原子炉を冷却することを主たる目的

(4) (略)

(5) 原子炉冷却系統施設の構造及び設備

1) 一次冷却材設備

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 9) の「一次冷却材が循環する範囲」とは、例として以下の系統等に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：原子炉冷却材再循環系、主蒸気系、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス系及び給水系を構成する機器並びに漏えい監視設備

加圧水型発電用原子炉：蒸気発生器、一次冷却材ポンプ、一次冷却材管、加圧器及び漏えい監視設備

(略)

② (略)

2) 二次冷却設備（加圧水型発電用原子炉）

① 主要な機器及び管の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 10) の「二次冷却材が循環する範囲の機器」とは、例として、主蒸気管、蒸気タービン、復水器、タービンバイパス弁、主蒸気安全弁、主蒸気逃し弁、主蒸気隔離弁、主給水ポンプ、補助給水ポンプ、補助給水ピット及び復水タンクをいう。

(略)

3) 非常用冷却設備

① 主要な機器の個数及び構造

・ 上記 2. (2) 11) の「運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時及び重大事故等時において原子炉を冷却することを主たる目的

としている機器及び管」とは、例として以下の系統に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：低圧炉心注入系、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、自動減圧系及び重大事故時対処設備

加圧水型発電用原子炉：高圧注入系、低圧注入系、蓄圧注入系及び重大事故時対処設備

(略)

4) その他の主要な事項

①主要な機器及び管の個数及び構造

・上記2.(2)14)の「通常運転時等及び重大事故等時に一次冷却材設備、二次冷却材設備又は非常用冷却設備を補助することを主たる目的としている系統」とは、例として以下の系統に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：残留熱除去系、原子炉補機冷却系、海水系、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系

加圧水型発電用原子炉：化学体積制御系、余熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系）

(略)

(6) 計測制御系統施設の構造及び設備

1) 計装

① (略)

②その他の主要な計装の種類

・上記2.(2)16)の「圧力及び温度等」とは、例として、水位・

としている機器及び管」とは、例として以下の系統に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：低圧炉心注入系、高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、自動減圧系及び重大事故時対処設備

加圧水型発電用原子炉：高圧注入系、低圧注入系、蓄圧注入系及び重大事故時対処設備

(略)

4) その他の主要な事項

①主要な機器及び管の個数及び構造

・上記2.(2)12)の「通常運転時等及び重大事故等時に一次冷却材設備、二次冷却材設備又は非常用冷却設備を補助することを主たる目的としている系統」とは、例として以下の系統に係るものをいう。

沸騰水型発電用原子炉：残留熱除去系、原子炉補機冷却系、海水系、原子炉隔離時冷却系及び原子炉冷却材浄化系

加圧水型発電用原子炉：化学体積制御系、余熱除去系及び原子炉補機冷却系（原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系）

(略)

(6) 計測制御系統施設の構造及び設備

1) 計装

① (略)

②その他の主要な計装の種類

・上記2.(2)14)の「圧力及び温度等」とは、例として、水位・

<p>圧力、流量、温度、水質、酸素・水素ガス濃度、放射性物質濃度、制御棒位置及び制御棒駆動水圧等に係るものをいう。 (略)</p> <p>2) ～ 5) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2.(2)19)の「屋内の放射線管理及び放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。 放射線管理設備(出入管理関係設備、個人被ばく管理関係設備及び試料分析関係設備等)、放射線監視設備(プロセス放射線モニタリング設備、エリア放射線モニタリング設備及び放射線サーベイ設備等)及び補助遮蔽 <p>(略)</p> <p>2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2.(2)20)の「屋外の放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。 排気筒モニタ、排水モニタ、放射能観測車、固定モニタリング設備及び気象観測設備等 <p>(略)</p> <p>(9) 原子炉格納施設の構造及び設備</p> <p>1) ～ 3) (略)</p> <p>4) その他の主要な事項</p>	<p>圧力、流量、温度、水質、酸素・水素ガス濃度、放射性物質濃度、制御棒位置及び制御棒駆動水圧等に係るものをいう。 (略)</p> <p>2) ～ 5) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2.(2)17)の「屋内の放射線管理及び放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。 放射線管理設備(出入管理関係設備、個人被ばく管理関係設備及び試料分析関係設備等)、放射線監視設備(プロセス放射線モニタリング設備、エリア放射線モニタリング設備及び放射線サーベイ設備等)及び補助遮蔽 <p>(略)</p> <p>2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2.(2)18)の「屋外の放射線監視等を行う設備」とは、例として以下のものをいう。 排気筒モニタ、排水モニタ、放射能観測車、固定モニタリング設備及び気象観測設備等 <p>(略)</p> <p>(9) 原子炉格納施設の構造及び設備</p> <p>1) ～ 3) (略)</p> <p>4) その他の主要な事項</p>
--	--

<p>・上記2.(2)22)の「原子炉格納施設内の雰囲気浄化系等」とは、例として以下のものをいう。</p> <p>沸騰水型発電用原子炉：原子炉棟及び非常用ガス処理系</p> <p>加圧水型発電用原子炉：アニュラス部、アニュラス空気浄化系、安全補機室空気浄化系、格納容器換気空調系及び外部遮蔽</p> <p>(略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>4.3～4.5 (略)</p> <p>4.6 実用炉則第3条第1項第8号の「<u>発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</u>」に係る記載</p> <p><u>設計を含めた保安活動全般に関する品質管理に必要な体制の整備に関する方針として、品質管理の方法、組織等についての整備の考え方を、品質管理基準規則による要求に対応するように記載することとする。</u></p>	<p>・上記2.(2)20)の「原子炉格納施設内の雰囲気浄化系等」とは、例として以下のものをいう。</p> <p>沸騰水型発電用原子炉：原子炉棟及び非常用ガス処理系</p> <p>加圧水型発電用原子炉：アニュラス部、アニュラス空気浄化系、安全補機室空気浄化系、格納容器換気空調系及び外部遮蔽</p> <p>(略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>4.3～4.5 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

別表第3 発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="273 316 1005 347">発電用原子炉施設の<u>設計及び工事の計画</u>に係る手続ガイド</p> <p data-bbox="168 411 555 443">1. 本規程の位置づけについて</p> <p data-bbox="188 459 1120 730">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく発電用原子炉施設の<u>設計及び工事の計画</u>の認可等に係る手続の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第8条から第14条までに基づく<u>設計及び工事の計画</u>の認可等について、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="232 750 286 782">（略）</p> <p data-bbox="188 798 1120 973">なお、<u>設計及び工事の計画</u>に関する手続に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="168 1037 808 1069">2. <u>設計及び工事の計画</u>の認可及び届出手続の範囲</p> <p data-bbox="232 1088 286 1120">（略）</p> <p data-bbox="176 1184 418 1216">(1) 工事の種類</p> <p data-bbox="232 1232 286 1264">（略）</p> <p data-bbox="221 1279 441 1311">1)・2) （略）</p> <p data-bbox="221 1375 922 1407">3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事</p> <p data-bbox="288 1423 342 1455">（略）</p>	<p data-bbox="1319 316 1917 347">発電用原子炉施設の<u>工事計画</u>に係る手続ガイド</p> <p data-bbox="1144 411 1532 443">1. 本規程の位置づけについて</p> <p data-bbox="1164 459 2096 730">核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく発電用原子炉施設の<u>工事</u>の計画の認可等に係る手続の適正な実施のため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第8条から第14条までに基づく<u>工事</u>の計画の認可等について、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1209 750 1263 782">（略）</p> <p data-bbox="1164 798 2096 925">なお、<u>工事</u>の計画に関する手続に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断するものである。</p> <p data-bbox="1144 1037 1673 1069">2. <u>工事</u>の計画の認可及び届出手続の範囲</p> <p data-bbox="1209 1088 1263 1120">（略）</p> <p data-bbox="1153 1184 1395 1216">(1) 工事の種類</p> <p data-bbox="1209 1232 1263 1264">（略）</p> <p data-bbox="1198 1279 1417 1311">1)・2) （略）</p> <p data-bbox="1198 1375 1899 1407">3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事</p> <p data-bbox="1267 1423 1321 1455">（略）</p>

A.・B. (略)

C. 改造

機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要がある場合は、認可手続が必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取扱いを決定する手続を工事とみなすこととする。同様に、「工事の方法の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、要目表の記載に変更のない工事であっても、工事の方法が既に認可を受けたものと異なる場合には、認可手続が必要となる。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対象としている。

(略)

D. (略)

以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。

(略)

ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続を行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記

A.・B. (略)

C. 改造

機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要がある場合は、認可手続が必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取り扱いを決定する手続を工事とみなすこととする。なお、機器等の仕様の変更については、発電用原子炉施設の主要な設備又は機器についての改造について認可の対象とし、その他の改造について届出の対象としている。

(略)

D. (略)

以下については、工事計画の記載の変更を伴うが、変更の工事には該当しないものとする。

(略)

ただし、これらの変更を行った機器等が属する設備について、工事計画の手続を行う際には、当該変更内容を変更前の設備状況として記

載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手術対象外となっていて、かつ要目表の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。これらの場合においては、その旨を「記載の適正化」として識別できるよう付記するものとする。

また、発見された不具合の状況確認及び原因究明の調査において発生する作業は変更の工事には該当しない。

(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲
(略)

1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲
(略)

A. ～D. (略)

E. 材料

機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分(1種類又は必要に応じて数種類)を構成するものとする。

発電用原子力設備規格 設計・建設規格(J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。)又は発電用原子力設備規格 材料規格(J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。)に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項(化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であ

載することとする。また、変更の工事には該当するものの、規則別表第1に規定されておらず、工事計画の手術対象外となっていて、かつ要目表の記載の変更を伴う工事を行った場合も同様とする。

また、法第43条の3の15の施設定期検査中及び通常運転中に発見された不具合の状況確認及び原因究明の調査において発生する作業は変更の工事には該当しない。

(2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲
(略)

1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲
(略)

A. ～D. (略)

E. 材料

機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分(1種類又は必要に応じて数種類)を構成するものとする。

発電用原子力設備規格 設計・建設規格(J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。)又は発電用原子力設備規格 材料規格(J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。)に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項(化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であ

ってもよい。)を要目表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。

燃料材の材料としては、初期濃縮度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料材（以下「MOX燃料」という。）にあつてはプルトニウム富化度を含む。）や密度、化学成分の組成等の伝熱性能等の確保において管理が必要な事項について、その許容範囲を含め燃料材の種類ごとに記載することとする。なお、MOX燃料におけるプルトニウム富化度等の実際の製造段階で確定する仕様については、設計値と許容範囲等の条件を記載することとする。

F. ～Q. (略)

R. 工事の方法

技術基準規則の規定により施設しなければならない機器等が、期待される機能を確実に発揮することを示すため、当該工事の手順並びに使用前事業者検査の項目及び方法を記載するとともに、工事中の従事者及び公衆に対する放射線管理や他の設備に対する悪影響防止等の観点から特に留意すべき事項を記載することとする。

具体的には、以下に掲げる事項を記載することとする。

a. 工事の手順

- ・材料受入れ
- ・加工
- ・組立て
- ・据付け

b. 使用前事業者検査の項目及び方法

- ・工事の工程に応じて実施する検査項目
- ・検査場所

ってもよい。)を要目表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。

(新設)

F. ～Q. (略)

R. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善設計を記載する必要がある、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第8号)に適合するために計画された事項(品質管理監督文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質保証の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質保証の方法等の切り替えの時期等を含めて記載することとする。

- ・検査方法
- ・判定基準等

c. 特に留意すべき事項

- ・修理の方法
- ・特別な工法を採用する場合の当該工事の施工方法
- ・工事に伴う放射線障害から従事者及び公衆を防護するための放射線管理の方法その他従事者及び公衆の安全確保のために必要な措置並びに工事中に想定される事象（工事用の資機材の破損、倒壊等を含む。）に伴う既設の安全上重要な機器等への悪影響防止対策など
- ・工事の手順及び検査との関係を明確にしたフローチャート

なお、MOX燃料におけるプルトニウム富化度等の実際の製造段階で確定する仕様については、記載した条件に合致しているかどうかの確認方法について記載することとする。

2) 設備及び機器等の記載要求範囲
(略)

(個別施設事項)

G. 原子炉本体

原子炉本体の基本仕様の他、次に掲げる施設に応じそれぞれに掲げる事項について対象としている。

- ・沸騰水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、チャンネルボックス、炉心支持構造物、原子炉圧力容器又は原子炉容器等
- ・加圧水型発電用原子炉施設 炉心本体、燃料体、炉心支持構造物、熱遮蔽材、原子炉圧力容器又は原子炉容器等

2) 設備及び機器等の記載要求範囲
(略)

(個別施設事項)

G. 原子炉本体

原子炉本体の基本仕様の他、炉心本体、炉心支持構造物、原子炉圧力容器又は原子炉容器等について対象としている。

(新設)

H. ～N. (略)

3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載

認可申請又は届出の手続については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が同項及び規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び同項第4号に規定されている品質マネジメントシステム並びに各条第3項及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。

(1) 工事工程表

現地工事の期間と工事の方法で示す工事の工程ごとに使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、使用前事業者検査及び使用前確認が可能な時期としては現地以外において使用前事業者検査及び使用前確認を実施する場合も含むものとする。

(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和 年原子力規制委員会規則第 号)の規定に適合するとして許可を受けた保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を踏まえて、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項(品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。)を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質管理の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質管理の方法等の切替えの時期等を含めて記載することとする。

(3) 添付書類

規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は

H. ～N. (略)

3. 工事計画以外の認可申請書、届出書及び添付書類の記載

認可申請又は届出の手続については、規則第9条第1項又は第12条第1項に申請書又は届出書記載事項が定められており、各条第3項の規定により添付すべき書類が規則別表第2の下欄で定められている。ここでは、各条第1項第3号に規定されている工事工程表及び規則別表第2の下欄で定められている各添付書類に記載すべき事項を示す。

(1) 工事工程表

現地工事の期間と、規則第16条第1号表中上段の工事の行程ごとにその検査が可能な時期を記載することとする。また、現地工事の期間としては系統ごとに記載することとし、検査が可能な時期としては現地以外において検査を実施する場合も含むものとする。

(新設)

(2) 添付書類

規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は

事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に於じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。

例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の設計及び工事の計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一覧図が必要である。一方、送電関係の変更でない場合には当該書類の添付は不要である。

また、第9条第3項及び第12条第3項において、品質マネジメントシステムに関して説明した書類の添付が規定されている。

(略)

1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段(規則第6条で定める変更に係るもの)の規定により届け出たところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す必要がある。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものではないことを示すこととする。

2) ~ 1 1) (略)

1 2) 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

設置許可基準規則第15条及び技術基準規則第23条並びに「発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について(昭和63年5月12日原子力安全委員会了承)」の規定を踏まえて設定された許可事項に適合することを記載することとする。ただし、強度に関する事項については、

事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に於じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものについて添付する必要がある。

例えば、送電関係の変更に伴い常用電源設備の変圧器等の工事計画の届出を行う際には、全体に係る添付書類である送電関係一覧図が必要である。一方、送電関係の変更でない場合には当該書類の添付は不要である。

(新設)

(略)

1) 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段(規則第6条で定める変更に係るもの)の規定により届け出たところによる工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを示す必要がある。なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものではないことを示すこととする。

2) ~ 1 1) (略)

1 2) 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

上記「2. (2) 1) Q. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に記載した設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績について記載するとともに、工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画を記載するものとする。

強度に関する説明書において記載することとしてもよい。

1 3) ～ 3 1) (略)

3 2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

「3. (2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」に基づき記載した設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画について記載し、及び工事及び検査に係る品質管理の方法、組織等についての具体的な計画を記載するものとする。

設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその審査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における審査等に関する事項並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。

工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその審査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（**使用前事業者検査**の独立性、資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監

設計に係る記載事項としては、設計の要求事項として明確にしている事項及びその照査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における照査等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含むものとする。

工事及び検査に係る記載事項としては、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその照査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏まえた全体の工程及び各段階における監視、測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、追跡可能性等に関する事項を含む。）並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含むものとする。

1 3) ～ 3 1) (略)

(新設)

視測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、トレーサビリティ等に関する事項を含む。）並びに組織の外部の者との情報の伝達等に関する事項等を含むものとする。

4. 設計及び工事の計画の変更等の手続

設計及び工事の計画の認可を受けて工事中、すなわち使用前確認証の交付前の当該計画において、設計及び工事の計画を変更する場合にあっては、法第43条の3の9第2項及び規則第8条第2項の規定により、当該変更が規則別表第1の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事又は制限工事を伴う変更の工事に相当する場合又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムを変更する場合に変更の認可が必要となる。また、これらの変更の工事に該当しないものであって、工事計画の記載の変更を伴うものについては、法第43条の3の9第6項及び規則第10条の規定により届出が必要となる。

設計及び工事の計画の届出を行い、工事の開始制限期間を経過した後に設計及び工事の計画を変更する場合であって、当該変更が規則別表第1の下欄に掲げる変更の工事に相当する場合、又は法第43条の3の10第4項の規定に基づく計画の変更の命令を踏まえて設計及び工事の計画を変更する場合には、法第43条の3の10第1項並びに規則第11条第2項及び第12条の規定により届出が必要となる。

設計及び工事の計画の認可申請後で認可を受ける前の段階で設計及び工事の計画を変更する場合や、設計及び工事の計画の届出後で工事の開始制限期間が経過する前の段階で設計及び工事の計画を変更する場合などにおいては、当該申請又は届出の内容を補正する書類を原子力規制委員会宛てに提出することにより対応することとする。原子力規制委員会においては、当該補正の内容を踏まえた設計及び工事の計画について認可の可否、変更又は廃止の命令の要否を判断することとする。

5. 特定機器の型式の指定との関係

4. 工事の計画の変更等の手続

工事計画の認可を受けて工事中、すなわち使用前検査の合格前の当該計画において、工事の計画を変更する場合にあっては、法第43条の3の9第2項及び規則第8条第2項の規定により、当該変更が規則別表第1の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事又は制限工事を伴う変更の工事に相当する場合に変更の認可が必要となる。また、これらの変更の工事に該当しないものであって、工事計画の記載の変更を伴うものについては、法第43条の3の9第6項及び規則第10条の規定により届出が必要となる。

工事計画の届出を行い、工事の開始制限期間を経過した後に工事の計画を変更する場合であって、当該変更が規則別表第1の下欄に掲げる変更の工事に相当する場合、又は法第43条の3の10第4項の規定に基づく計画の変更の命令を踏まえて工事の計画を変更する場合には、法第43条の3の10第1項並びに規則第11条第2項及び第12条の規定により届出が必要となる。

工事計画の認可申請後で認可を受ける前の段階で工事の計画を変更する場合や、工事計画の届出後で工事の開始制限期間が経過する前の段階で工事の計画を変更する場合などにおいては、当該申請又は届出の内容を補正する書類を原子力規制委員会宛てに提出することにより対応することとする。原子力規制委員会においては、当該補正の内容を踏まえた工事の計画について認可の可否、変更又は廃止の命令の要否を判断することとする。

5. 特定機器の型式の指定との関係

法第43条の3の31に規定されている特定機器の型式の指定を受けたものを設置する場合には、法第43条の3の9第4項又は法第43条の3の10第6項の規定により設計及び工事の計画の認可基準の一つである法第43条の3の9第3項第2号の技術上の基準に適合しているものとみなすこととされている。

ただし、型式の指定においては、法第43条の3の31第4項の規定により使用する範囲を限定し、又は条件を付すことができることとされており、指定を受けた機器の設置における設計及び工事の計画においては、使用範囲及び条件に適合していることを確認する必要がある。その確認内容については、その使用範囲及び条件に応じた添付書類の中で説明することとする。なお、指定における使用範囲や条件の状況によって、規則第13条又は第14条に基づき申請書等の記載事項の一部又は添付書類の省略の指示があったものについては、当該事項の記載又は当該書類の添付を要しない。その場合には、工事計画等において、採用する規則第112条の指定番号等を明確にするものとする。

(参考) 電気事業法における手続との関係

本規程における発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の認可等に係る手続については、同種の規定が電気事業法(昭和39年法律第170号)においても定められており、規則別表第1及び別表第2についても同様に原子力発電工作物の保安に関する命令(平成24年経済産業省令第69号。以下「保安命令」という。)別表第1及び別表第2にて規定されていることから、規則と保安命令で異なる用語が用いられている箇所については、規則に対応する保安命令の用語を【】で以下に示す。

(略)

法第43条の3の30に規定されている特定機器の型式の指定を受けたものを設置する場合には、法第43条の3の9第4項又は法第43条の3の10第6項の規定により工事計画の認可基準の一つである法第43条の3の9第3項第2号の技術上の基準に適合しているものとみなすこととされている。

ただし、型式の指定においては、法第43条の3の30第4項の規定により使用する範囲を限定し、又は条件を付すことができることとされており、指定を受けた機器の設置における工事計画においては、使用範囲及び条件に適合していることを確認する必要がある。その確認内容については、その使用範囲及び条件に応じた添付書類の中で説明することとする。なお、指定における使用範囲や条件の状況によって、規則第13条又は第14条に基づき申請書等の記載事項の一部又は添付書類の省略の指示があったものについては、当該事項の記載又は当該書類の添付を要しない。その場合には、工事計画等において、採用する規則第112条の指定番号等を明確にするものとする。

(参考) 電気事業法における手続との関係

本規程における発電用原子炉施設の工事の計画の認可等に係る手続については、同種の規定が電気事業法(昭和39年法律第170号)においても定められており、規則別表第1及び別表第2についても同様に原子力発電工作物の保安に関する命令(平成24年経済産業省令第69号。以下「保安命令」という。)別表第1及び別表第2にて規定されていることから、規則と保安命令で異なる用語が用いられている箇所については、規則に対応する保安命令の用語を【】で以下に示す。

(略)

別表第4 発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. 型式証明関係</p> <p>(1) 実用炉規則第101条第1項及び研開炉規則第96条第1項の「特定機器の型式」については、特定機器の設計に係る以下の事項が同一であれば、特定機器の型式は同一であると解釈する。</p> <p>①実用発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、実用炉規則第101条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」</p> <p>②研究開発段階発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第6号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「条件を付する」とは、考慮すべき外部からの衝撃、特定機器の周囲温度、公衆への放射線防護その他の特定機器を設置する場所に依存する事項について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく設置の許可又は同法第43条の3の8第1項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。</p> <p><u>特定兼用キャスク（実用炉規則第100条第2号に規定する特定兼用キャスクをいう。以下同じ。）</u>にあつては、原子炉等規制法第43条の3</p>	<p>1. 型式証明関係</p> <p>(1) 実用炉規則第101条第1項及び研開炉規則第96条第1項の「特定機器の型式」については、特定機器の設計に係る以下の事項が同一であれば、特定機器の型式は同一であると解釈する。</p> <p>①実用発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、実用炉規則第101条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」</p> <p>②研究開発段階発電用原子炉施設で使用する特定機器にあつては、研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の構造及び設備」及び同項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件」</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「条件を付する」とは、考慮すべき外部からの衝撃、特定機器の周囲温度、公衆への放射線防護その他の特定機器を設置する場所に依存する事項について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく設置の許可又は同法第43条の3の8第1項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。</p> <p><u>特定兼用キャスク</u>にあつては、原子炉等規制法第43条の3の9第1項に基づく<u>工事計画の認可（以下「工事計画認可」という。）</u>の申請まで</p>

の9第1項に基づく設計及び工事の計画の認可の申請までに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による輸送容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けることを条件とすること。

(6)・(7) (略)

2. 型式指定関係

(1) 原子炉等規制法第43条の3の31第3項第3号の「均一性を有するものであること」とは、同条第1項の申請に係る型式設計特定機器が均一に製作されるよう品質管理が行われていることをいう。

(2) 実用炉規則第106条及び研開炉規則第101条の「型式設計特定機器の型式」については、型式設計特定機器の設計及び製作に係る以下の事項が同一であれば、型式設計特定機器の型式は同一であると解釈する。

①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項

②～⑧ (略)

(3) 実用炉規則第107条第1項第2号及び研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する工場であって、品質管理基準規則第13条第1項に規定する品質マネジメントシステムの計画において主体的な役割を担っている工場をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の製造工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製造工場とする。

に核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けることを条件とすること。

(6)・(7) (略)

2. 型式指定関係

(1) 原子炉等規制法第43条の3の31第3項第3号の「均一性を有するものであること」とは、同条第1項の申請に係る型式設計特定機器が均一に製作されるよう品質保証が行われていることをいう。

(2) 実用炉規則第106条及び研開炉規則第101条の「型式設計特定機器の型式」については、型式設計特定機器の設計に係る以下の事項が同一であれば、型式設計特定機器の型式は同一であると解釈する。

(新設)

①～⑦ (略)

(3) 実用炉規則第107条第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する工場であって、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第8号。以下「実用炉設計等品質管理基準規則」という。）第12条第1項に規定する品質管理監督システムの計画において主体的な役割を担っている工場をいい、研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる製造工場」とは、型式指定を受けようとする型式設

<p>(4) (略)</p> <p>(5) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「<u>型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のいずれにも適合していることを確認するために必要な<u>設計及び製作の方法の概要</u>をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）</u>第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。</p> <p>(6) <u>実用炉規則第107条第1項第7号及び研開炉規則第102条第1項第7号</u>の「申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項」とは、申請する型</p>	<p>計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する工場であつて、<u>研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第12号。以下「研開炉設計等品質管理基準規則」という。）</u>第12条第1項に規定する品質管理監督システムの計画において主体的な役割を担っている工場をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の製造工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製造工場とする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「<u>型式設計特定機器の設計の概要</u>」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のいずれにも適合していることを確認するために必要な<u>設計の概要</u>をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに<u>設置許可基準規則第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。</u></p> <p>(6) <u>実用炉規則第107条第1項第7号</u>の「申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る<u>実用炉設計等品質管理基準規則</u>の規定に適合する</p>
---	---

式設計特定機器に係る品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・第1章から第6章までの規定中「原子力施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・第1条中「保安」とあるのは、「品質管理（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」とする。
- ・第16条第2項第4号、第34条第6項及び第37条第1号中「保安」とあるのは、「品質管理」とする。
- ・第2条から第52条までの規定中「原子力事業者等」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」とする。
- ・第2条第2項第1号中「保安活動とは、原子力施設の保安のための業務に係る活動をいう。」とあるのは、「品質管理活動」とは、原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。」とする。
- ・第2条第2項第4号及び第9号並びに第4条から第52条までの規定中「保安活動」とあるのは、「品質管理活動」とする。
- ・第2条第2項第7号中「原子力施設等」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。

(削る)

ために計画された事項（品質管理監督文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、実用炉設計等品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・第1条中「実用発電用原子炉及びその附属施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
(新設)
- (新設)
- ・第2条から第55条までの規定中「発電用原子炉設置者」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」と、「発電用原子炉施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。
- ・第2条第2項第1号中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。以下同じ。）」とする。
- ・第2条第2項第2号、第3条第2項第8号、第5条第2号から第5号まで、第8条第6号、第13条、第19条第2号、第29条第2項第3号及び第55条第1項中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動」とする。
(新設)
- ・第3条第6項中「保安」とあるのは、「品質保証（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」

(削る)

- ・ 第19条から第50条までの規定中「組織の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。

(削る)

とする。

- ・ 第3条第7項、第20条、第23条、第24条、第36条第6項、第39条第1号及び第47条第1項中「保安」とあるのは、「品質保証」とする。

- ・ 第18条から第52条までの規定中「発電用原子炉施設の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。

また、研開炉規則第102条第1項第7号の「申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項」とは、申請する型式設計特定機器に係る研開炉設計等品質管理基準規則の規定に適合するために計画された事項（品質管理監督文書及び記録の体系を含む。）をいう。

この場合において、研開炉設計等品質管理基準規則は以下のとおり読み替えるものとする。

- ・ 第1条中「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。

- ・ 第2条から第55条までの規定中「発電用原子炉設置者」とあるのは、「型式設計特定機器の製造者等」と、「発電用原子炉施設」とあるのは、「型式設計特定機器」とする。

- ・ 第2条第2項第1号中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の3第3項各号に該当することを保証するために必要な措置を体系的に実施することをいう。以下同じ。）」とする。

- ・ 第2条第2項第2号、第3条第2項第8号、第5条第2号から第5号まで、第8条第6号、第13条、第19条第2号、第29条第2項第3号及び第55条第1項中「保安活動」とあるのは、「品質保証活動」とする。

- ・ 第3条第6項中「保安」とあるのは、「品質保証（原子力の安全を確保するため、型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の3

<p>(7) (略)</p> <p>(8) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、<u>設計及び工事の計画の認可</u>の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1. (5) の条件に適合しているものであること。</p> <p>特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、<u>設計及び工事の計画の認可</u>を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。</p> <p>(9) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて<u>発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド</u>（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の例による。</p> <p>(略)</p>	<p><u>1第3項各号に該当することを保証することをいう。以下同じ。）」とする。</u></p> <p><u>・第3条第7項、第20条、第23条、第24条、第36条第6項、第39条第1号及び第47条第1項中「保安」とあるのは、「品質保証」とする。</u></p> <p><u>・第18条から第52条までの規定中「発電用原子炉施設の外部の者」とあるのは、「型式設計特定機器の使用者その他の外部の者」とする。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、<u>工事計画認可</u>の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1. (5) の条件に適合しているものであること。</p> <p>特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、<u>工事計画認可</u>を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。</p> <p>(9) 実用炉規則別表第3及び研開炉規則別表第3の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて<u>発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド</u>（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））。以下「<u>工事計画手続ガイド</u>」という。）の例による。</p> <p>(略)</p>
--	---

別表第5 廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1. はじめに</p> <p>本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする発電用原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された廃止措置計画の認可に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。</p> <p>原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>工場又は事業所</u>ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、原子炉設置者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法第43条の3の34第2項</u> ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第3項 ・ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「<u>研開発炉</u>規則」という。）第87条第3項 	<p>1. はじめに</p> <p>本審査基準は、廃止措置計画の認可を受けようとする発電用原子炉設置者及び廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）から申請された廃止措置計画の認可を受けようとする発電用原子炉施設及び廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉施設（以下「<u>原子炉施設</u>」という。）に係る保安規定認可申請書又は保安規定変更認可申請書（以下「申請書」という。）の審査に適用する。</p> <p>原子炉設置者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき、<u>事業所</u>ごとに保安規定を定め、原子力規制委員会の認可を受けることが義務付けられている。</p> <p>これを受け、原子炉設置者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>法第43条の3の33第2項</u> ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第92条第3項 ・ 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「<u>開発炉</u>規則」という。）第87条第3項

において規定されている各項目について、追加又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第43条の3の24第2項に定める認可要件である

- ・法第43条の3の5第1項若しくは第43条の3の8第1項の許可を受けたところ又は同条第3項若しくは第4項前段の規定により届け出たところによるものでないと認められないこと
- ・核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであると認められないこと

を確認するための審査を行う。

したがって、原子炉設置者から申請された廃止措置段階の保安規定の審査における基準を明確にする観点から、廃止措置段階の保安規定の審査に当たって確認すべき事項等を次のとおり定める。

注) 実用炉規則第92条第3項、研開炉規則第87条第3項柱書きに「法第43条の3の34第2項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第43条の3の24第1項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。」と規定していることから、廃止措置計画（変更）の認可の日までに認可を

において規定されている各項目について、追加又は変更した保安規定の認可を受けるため、申請書を提出することが求められている。

申請書を受理した原子力規制委員会は、原子炉設置者から申請された保安規定について、法第43条の3の24第2項に定める認可要件である「核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でない」と認められないことを確認するための審査を行う。

したがって、原子炉設置者から申請された保安規定の審査における基準を明確にする観点から、当該保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項等を下記のとおり定める。

注) 実用炉規則第92条第3項、開発炉規則第87条第3項の冒頭に「法第43条の3の33第2項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第43条の3の24第1項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。」とあり、廃止措置計画（変更）の認可の日までに認可を受ける必要があ

受ける必要がある。

2. 個々の事項に対する審査

個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。

(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第1号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第1号

1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。

(削る)

る。

2. 個々の事項に対する審査

個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。

(1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第1号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第1号

1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守し、その位置づけが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、いわゆるコンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。

(2) 安全文化を醸成するための体制

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第2号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第2号

1) 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）

<p>(2) <u>品質マネジメントシステム</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第9 2条第3項第2号</u> ・ <u>研開炉規則第8 7条第3項第2号</u> <p>1) <u>品質マネジメントシステム (以下「QMS」という。) については、法第4 3条の3の5第1項又は第4 3条の3の8第1項の許可 (以下単に「許可」という。) 若しくは法第4 3条の3の3 4第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則 (令和 年原子力規制委員会規則第 号) 及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈 (番号 (令和 年 月 日原子力規制委員会決定)) を踏まえて定められていること。</u></p> <p>具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、<u>発電用</u>原子力施設の保安活動に關す</p>	<p><u>に関することについては、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、その位置づけが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</u></p> <p>2) <u>保安の確保を最優先する価値観を組織の中で形成し、維持し、強化していく当該組織としての文化を継続的に醸成するための体制を確実に構築することが明確となっていること。</u></p> <p>(3) <u>原子炉施設の品質保証</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第9 2条第3項第3号</u> ・ <u>開発炉規則第8 7条第3項第3号</u> <p>1) <u>「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第7条の3から第7条の3の7及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第2 6条の2から第2 6条の2の7の要求事項に対する社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (J E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9)」の取扱いについて (内規)」 (平成2 1・0 9・1 4原院第1号 (平成2 1年1 0月1 6日原子力安全・保安院制定 (N I S A - 1 6 5 c - 0 9 - 1、N I S A - 1 9 6 c - 0 9 - 3))) において認められたJ E A C 4 1 1 1 - 2 0 0 9又はそれと同等の規格に基づく品質保証計画が定められていること。</u></p>
---	--

る管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。

その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。

(削る)

2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。

(3) 廃止措置に係る品質マネジメントシステム

- ・ 実用炉規則第92条第3項第3号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第3号

2) 品質保証に関する記載内容については、「原子力発電所の保安規定における品質保証に関する記載について」(平成16・03・04原院第3号(平成16年3月22日原子力安全・保安院制定(NISA-165a-04-3)))を参考として記載していること。

3) 作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、実用炉規則第76条又は開発炉規則第71条に規定された要領書、作業手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といった品質保証に係る文書の階層的な体系の中で、その位置づけが明確化されていること。

(4) 廃止措置の品質保証

- ・ 実用炉規則第92条第3項第4号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第4号

<p>(略)</p> <p>(4) 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第9 2条第3項第4号</u> ・ <u>研開炉規則第8 7条第3項第4号</u> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>1) <u>本店（本部）及び工場又は事業所における廃止措置段階の発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 廃止措置を行う者の職務及び組織</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第9 2条第3項第5号</u> ・ <u>開発炉規則第8 7条第3項第5号</u> <p><u>本店（本部）及び事業所における廃止措置段階の原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</u></p> <p><u>本事項の記載においては、廃止措置段階の原子炉施設の管理は、申請書等に記載したところ及びそれぞれの規則に定める措置義務を確実に履行することはもとより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物又は廃止措置段階の発電用原子炉による災害を防止するため、保安規定を定め、自らの保安活動を確実に実施する旨が明記された上で、以下について定められていること。</u></p> <p>1) <u>廃止措置段階の原子炉施設の管理に係る保安のための職務（工場又は事業所内の保安の監督に関する責任者及び各職務）及び責任範囲並びに組織に関すること</u></p> <p><u>ここで、本項において明記された各職務等については、実用炉規則第9 2条第3項第1号から第2 7号及び開発炉規則第8 7条第3項第1号から第2 7号に掲げる各事項において、その関わりが明記されていること。</u></p> <p>2) <u>会議体に関すること</u></p>
--	--

<p>2) <u>廃止措置主任者の選任に関すること</u> (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併</p>	<p><u>会議体を設ける場合は、その役割、位置付け、審議事項及び構成員に関すること。</u></p> <p>3) <u>発電用原子炉主任技術者の選任に関すること</u> <u>法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、原子炉設置者については、その旨の保安規定の変更認可を受けた後は同項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任を要しないものとする。</u></p> <p><u>ただし、原子炉設置者は、廃止措置を行うに当たっては、一般公衆や放射線業務従事者の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えないよう、その進捗に応じて、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い等に関し、適切に措置を講じる責任がある。</u></p> <p><u>すなわち、原子炉設置者は、施設内に核燃料物質が存在する場合には、核燃料物質の取扱い、放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を、施設内から全ての核燃料物質を搬出した場合には放射性廃棄物の取扱い及び解体作業に係る被ばく管理に関する措置を講じる責任がある。</u></p> <p><u>こうしたことから、法第43条の3の32の廃止措置計画の認可を受けた原子炉施設に係る保安規定においては、廃止措置に係る保安の監督に関する責任者（以下「廃止措置主任者」という。）として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い及び管理に</u></p>
--	---

せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。この際、以下の事項を考慮すること。

- i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること
廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表 1 記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。
- ii. 廃止措置主任者の職務に関すること。
(削る)
 - a. (略)
 - b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。
 - c. ～ g. (略)
- iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重
 - a. (略)
 - b. 発電用原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。
- iv. 廃止措置主任者を補佐する組織
廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、そ

関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併せて以下のような事項が明記されていることが望ましい。

- i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること
ここで、廃止措置主任者は、原子炉設置者（社長、理事長等）の下で、組織の長以上の職位の者が、表 1 記載の資格を有する者から、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性から、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。
- ii. 廃止措置主任者の職務に関すること
ここで、職務については、以下のような事項が明記されていること。
 - a. (略)
 - b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者に対して、指導・助言を行うこと。
 - c. ～g. (略)
- iii. 廃止措置主任者の意見等の尊重
 - a. (略)
 - b. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者の指導・助言を尊重すること。
- iv. 廃止措置主任者を補佐する組織
廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模

の規模や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。

この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。

v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置

廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。

なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。

表1 (略)

や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。

この場合、補佐組織が他の職務を兼務するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統が明記されていること。

v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置

廃止措置の対象となる原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置については、「i. 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続が明記されていること。

(新設)

表1 (略)

(5) 廃止措置を行う者に対する保安教育

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第5号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第6号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。
- 2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
- 3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
- 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。
- 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。

(6) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第6号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第7号

(6) 廃止措置を行う者に対する保安教育

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第6号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第6号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針が定められていること。
- 2) 従業員及び協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。
- 3) 協力企業の従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。
- 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力企業従業員については、従業員に準じて保安教育を実施することが定められていること。
- 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容とその見直しの頻度等について明確に定められていること。

(7) 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第7号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第7号

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。

具体的には

- 1) 発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。
- 2) 原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。
- 3) (略)

等が明確になっていること。

(7) 発電用原子炉施設の運転の安全審査

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第7号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第8号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。

(8) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びに立入制限

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第8号
- ・ 研開炉規則第8 7条第3項第9号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1)・2) (略)

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定められていること。

具体的には

- 1) 発電用原子炉炉心に核燃料物質を装荷しないこと。
- 2) 中央制御室の発電用原子炉モードスイッチを原則として停止から他の位置に切り替えないこと。
- 3) (略)

等が明確になっていること。

(8) 原子炉施設の運転の安全審査

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第8号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第8号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 原子炉施設の保安に関する重要事項及び原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する会議体に関すること。ここで、会議体に関することとは、会議体の審議事項、構成員をいう。

(9) 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定及び立入制限

- ・ 実用炉規則第9 2条第3項第9号
- ・ 開発炉規則第8 7条第3項第9号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1)・2) (略)

3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。

4)・5) (略)

6) 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

7) 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。

8)・9) (略)

10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。

(9) 排気監視設備及び排水監視設備

- ・実用炉規則第92条第3項第9号
- ・研開炉規則第87条第3項第10号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。

これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と

3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について採るべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。

4)・5) (略)

6) 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

7) 管理区域から物品又は核燃料物質等を搬出及び運搬する際に講ずべき事項が定められていること。

8)・9) (略)

10) 請負会社に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。

(10) 排気監視設備及び排水監視設備

- ・実用炉規則第92条第3項第10号
- ・開発炉規則第87条第3項第10号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(新設)

併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

(10) 線量、線量当量、汚染の除去等

- ・ 実用炉規則第92条第3項第10号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第11号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。

2) 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。

3) (略)

2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

(11) 汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視及び汚染の除去

- ・ 実用炉規則第92条第3項第11号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第11号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 放射線業務従事者の受ける線量及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度に関すること。線量限度を超えないための措置が定められていること。

(新設)

2) (略)

4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

5) (略)

6) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を

3) 管理区域内の床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定めた密度を超えた場合等の措置に関することとして、実用炉規則第78条に基づく、床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。

4) (略)

5) 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所外への運搬に関する工場又は事業所内の行為が定められていること。

6) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として記載していること。

7) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同法61条の2第1項の確認を受けようとする物に含

満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。

(削る)

9) (略)

(11) 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法

- ・ 実用炉規則第92条第3項第11号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第12号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。

まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること。

- 8) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について（内規）」（平成17・11・30原院第6号（平成18年1月30日原子力安全・保安院制定）及び平成23・06・20原院第4号（平成23年7月1日同院改正））を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。

9) (略)

(12) 放射線測定器の管理

- ・ 実用炉規則第92条第3項第12号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第12号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) 放出管理用計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。

<p>2) <u>放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(12) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第92条第3項第12号</u> ・ <u>研開炉規則第87条第3項第13号</u> <p>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p> <p><u>本事項</u>については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。</p> <p>ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並</p>	<p>(新設)</p> <p><u>2) 放射線計測器について、計測器の種類、所管箇所及び数量が定められていること。</u></p> <p><u>(13) 原子炉施設の巡視</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第92条第3項第13号</u> ・ <u>開発炉規則第87条第3項第13号</u> <p><u>本事項</u>については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p><u>日常の巡視活動の評価を踏まえ、原子炉施設における点検対象施設の巡視これらに伴う処置に関すること(巡視の頻度を含む。)</u>について、適切な内容が定められていること。</p> <p><u>(14) 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>実用炉規則第92条第3項第14号</u> ・ <u>開発炉規則第87条第3項第14号</u> <p>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</p> <p><u>また、本事項</u>については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) 核燃料物質の工場又は事業所内及び工場又は事業所の外における運搬に関すること。</p> <p>ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並</p>
--	--

びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。

また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、（10）及び（13）における運搬に関する事項と併せて定められているもよい。

（削る）

（13） 放射性廃棄物の廃棄

- ・ 実用炉規則第92条第3項第13号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第14号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) (略)
- 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。
- 3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。

4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理すること

びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して講ずべき保安管理措置として、運搬する場合に臨界に達しない措置を講ずること及び貯蔵施設等が定められていること。

（新設）

2) 貯蔵する核燃料物質の種類及び数量並びに貯蔵施設の管理その他の取扱いに関すること。

（15） 放射性廃棄物の廃棄

- ・ 実用炉規則第92条第3項第15号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第15号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) (略)
- 2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。

（新設）

（新設）

が定められていること。

5) (略)

6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。

7) 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。

(14) 非常の場合に講ずべき処置

- ・ 実用炉規則第92条第3項第14号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第15号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) (略)
- 2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。
- 3) (略)
- 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特

3) (略)

4) 法第61条の2第1項の確認を受けようとする物の取扱いに関することについては、「放射能濃度の測定及び評価の方法の認可について(内規)」を参考として記載していること。なお、法第61条の2第2項による放射能濃度の測定及び評価方法の認可において記載された内容を満足するように定められていること。

5) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として記載していること。

(16) 非常の場合に講ずべき処置

- ・ 実用炉規則第92条第3項第16号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第16号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

- 1) (略)
- 2) 緊急時における運転操作に関する所内規程類を作成することが定められていること。
- 3) (略)
- 4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画による

別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。

5) (略)

6) 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。

i.・ii. (略)

iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。

8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。

9) (略)

(15) 設計想定事象等に対する発電用原子炉施設の保全に関する措置

ことが定められていること。

5) (略)

6) 次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定すること。

i.・ii. (略)

iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員及び協力企業の従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）及び緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関すること。

8) 事象が収束した場合は、緊急時体制を解除することが定められていること。

9) (略)

(17) 火災発生時の体制の整備

・実用炉規則第9 2条第3項第1 5号

・研開炉規則第8 7条第3項第1 6号

(削る)

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第4 3条の3の3 4第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項（研究開発段階発電用原子炉にあっては、ロに掲げる事象を除く。）を含めること。

イ 火災

可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）

火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。

ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡

・実用炉規則第9 2条第3項第1 7号

・開発炉規則第8 7条第3項第1 7号

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。

1) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2) 火災の発生を消防官吏に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

5) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他の資機材を備え付けること。

6) 持込物（可燃物）の管理に関すること。

7) その他、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)

重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

三 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)

① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること。

iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付け

8) 火災発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともにその結果を踏まえて必要な措置を講じること。

<p>ること。</p> <p>iv. <u>その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(18) <u>内部溢水発生時の体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用炉規則第92条第3項第18号</u> ・<u>開発炉規則第87条第3項第18号</u> <p><u>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための必要な計画を策定すること。</u> 2) <u>内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u> 3) <u>内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。</u> 4) <u>内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること</u> 5) <u>その他、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u>
---	--

(削る)

6) 内部溢水時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。

(18の2) 火山影響等発生時の体制の整備

・実用炉規則第92条第3項第18号の2

※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。

1) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

2) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

3) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関すること。

4) 火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルターその他の資機材を備え付けること。

5) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関することを定め、これを要員に守らせること。

<p>(削る)</p>	<p><u>6) その他、火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7) 火山影響等発生時におけるそれぞれの措置について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>(19) 重大事故等発生時の体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用炉規則第92条第3項第19号</u> ・<u>開発炉規則第87条第3項第19号</u> <p><u>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 重大事故に至るおそれのある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関しては、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u> <u>2) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。</u> <u>3) 対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u> <u>4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を</u>
-------------	---

<p>(削る)</p>	<p><u>行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策に関する所内規程類を定め、これを対策要員に守らせること。</u></p> <p><u>6) その他、重大事故発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>7) 前各号の措置の内容について、定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>2. 重大事故発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された有効性評価の前提条件その他の措置に関する基本的内容を満足するよう定められていること。</u></p> <p>(20) 大規模損壊発生時の体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実用炉規則第92条第3項第20号</u> ・<u>開発炉規則第87条第3項第20号</u> <p><u>※廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。</u></p> <p><u>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</u></p> <p><u>1. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突によるテロリズムその他の外部から事象の発生により原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合（重大事故発生時の場合を除く。以下「大規</u></p>
-------------	--

	<p><u>模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じることが定められていること。</u></p> <p><u>1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</u></p> <p><u>2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</u></p> <p><u>3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。</u></p> <p><u>4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>5) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する所内規程を定め、これを要員に守らせること。</u></p> <p><u>i. 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>ii. 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料の損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>iii. 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p>
--	---

<p>(16) <u>発電用原子炉施設</u>及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実用炉規則第92条第3項第16号及び第17号 ・ <u>研開炉</u>規則第87条第3項第17号及び第18号 <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1) <u>発電用原子炉施設</u>に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適正</u>に作成し、管理するための措置が定められている<u>こと</u>。</p> <p>2) 実用炉規則第67条又は<u>研開炉</u>規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関する<u>こと</u>（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。</p> <p>3) <u>発電</u>所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められて</p>	<p>6) <u>その他、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること</u>。</p> <p>7) <u>前各号の措置の内容について定期的に評価するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じること</u>。</p> <p>2. <u>大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置について、法第43条の3の5第1項に基づく設置許可申請書及び同添付書類又は法第43条の3の6第1項に基づく発電用原子炉設置変更許可申請書及び同添付書類に記載された措置に関する内容を満足するよう定められていること</u>。</p> <p>(21) <u>原子炉施設</u>及び廃止措置に係る保安に関する適正な記録及び報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実用炉規則第92条第3項第21号及び第22号 ・ <u>開発炉</u>規則第87条第3項第21号及び第22号 <p>本事項については、以下のような事項が明記されていること。</p> <p>1. <u>原子炉施設</u>に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を<u>適切</u>に作成し、管理するための措置が定められている<u>ことが求められる</u>。</p> <p>2. 実用炉規則第67条又は<u>開発炉</u>規則第62条に定める記録について、その記録の管理が定められていること（計量管理規定で定めるものを除く。）。</p> <p>3. 所長及び廃止措置の監督を行う者に報告すべき事項が定められ</p>
--	---

いること。

4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。

5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。

(17) 発電用原子炉施設の施設管理

- ・実用炉規則第92条第3項第18号
- ・研開炉規則第87条第3項第19号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(番号(令和 年 月 日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。)。

2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。

(削る)

ていること。

4. 特に、実用炉規則第134条各号又は開発炉規則第129条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合において、例えば、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。

5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。

(22) 原子炉施設の保守管理

- ・実用炉規則第92条第3項第23号
- ・開発炉規則第87条第3項第23号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第11条第1項及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第30条第1項に掲げる保守管理について(内規)」(平成20・12・22原院第3号(平成20年12月26日原子力安全・保安院制定))において認められたJ E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7 又はそれと同等の規格に基づく保守管理の実施方法が定められていること。

2. 日常の保安活動の評価を踏まえ、原子炉施設の保守管理に関することについて、適切な内容が定められていること。

3. 予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業

(削る)

(18) 保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有

- ・ 実用炉規則第92条第3項第19号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第20号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。

(19) 不適合に関する情報の公開

- ・ 実用炉規則第92条第3項第20号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第21号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1) 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。

を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。

4. 保守管理には、溶接事業者検査の実施に関することが含まれていること。

(23) 保安に関する技術情報についての他の原子炉設置者との共有

- ・ 実用炉規則第92条第3項第24号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第24号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会やPWR事業者連絡会などの事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有し、自らの原子炉施設の保安を向上させるための措置が記載されていること。

(24) 不適合に関する情報の公開

- ・ 実用炉規則第92条第3項第25号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第25号

本事項については、以下のような事項が明記されていること。

1. 原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。

2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。

(20) 廃止措置の管理

- ・ 実用炉規則第92条第3項第21号
 - ・ 研開炉規則第87条第3項第22号
- (略)

(21) その他必要な事項

- ・ 実用炉規則第92条第3項第22号
- ・ 研開炉規則第87条第3項第23号

前各項に加えて、以下の内容を定めていること。

1) 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

(削る)

(削る)

2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るもの

2. 情報の公開に関し、原子力施設情報ライブラリー等への登録などに必要な事項が記載されていること。

(25) 廃止措置の管理

- ・ 実用炉規則第92条第3項第26号
 - ・ 開発炉規則第87条第3項第26号
- (略)

(26) その他、原子炉施設又は廃止措置に係る保安

- ・ 実用炉規則第92条第3項第27号
- ・ 開発炉規則第87条第3項第27号

前各項に加えて、以下の内容を定めていること。

1. 日常の品質保証活動の結果を踏まえ、必要に応じ、原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。

2. 廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の保守管理については、保安規定に必要な事項を記載すること。

3. 安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、原子力施設の災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施することが「基本方針」として定められていること。

4. 原子炉設置者が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するため、保安活動

として定められていること。

を法第43条の3の24第3項の規定に基づき保安規定として定めることが「目的」として定められていること。

制定 令和 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

健全な安全文化の育成と維持に係るガイドを次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

健全な安全文化の育成と維持に係るガイドの制定について

健全な安全文化の育成と維持に係るガイドを別添のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組を評価するガイド（平成19・12・03原院第1号（平成19年12月14日原子力安全・保安院制定））は、以後用いない。

健全な安全文化の育成と維持に係るガイド

令和元年 月
原子力規制委員会

目次

1. 総則	1
1. 1 はじめに	1
1. 2 適用範囲	1
1. 3 本ガイドで用いる重要な用語の解説	1
1. 4 用語の定義	3
1. 5 本ガイドの使い方	3
2. 安全文化の育成と維持に関する事業者の活動をj確認する視点	4
分類1：健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップの発揮をj確認する視点	4
分類1-1：経営責任者のリーダーシップの発揮	4
視点1-1-1 組織全体の安全文化の「あるべき姿」	4
視点1-1-2 安全に関する方針	4
視点1-1-3 安全に関する責任	5
視点1-1-4 意思決定における安全に関する責任	5
分類1-2：管理者のリーダーシップの発揮	5
視点1-2-1 所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」	5
視点1-2-2 安全に関する目標	6
視点1-2-3 決定の根拠	6
視点1-2-4 問題提起できる環境	6
視点1-2-5 改善への関与	7
分類2：健全な安全文化の育成と維持に関する取組をj確認する視点	8
視点2-1 健全な安全文化の育成と維持に関する取組	8
分類3：安全文化に関する状態の評価及び改善をj確認する視点	10
視点3-1 安全文化に関する状態の評価	10
視点3-2 力量を持つ要員による支援	10
視点3-3 安全文化に関する状態の改善	11
分類4：安全文化に関して組織内部で保持すべき能力をj確認する視点	11
視点4-1 技術的、人的及び組織的側面に関する知識	11
附属1：理解促進のための補足説明	12
(補足説明1)「安全の重要性を認識して、組織全体の安全文化の「あるべき姿」を定める」について	12
(補足説明2)「健全な安全文化を育成し維持している」について	12
(補足説明3)「安全に関する方針を設定している」について	12
(補足説明4)「技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用は安全に対して影響を与える」について	13
(補足説明5)「全ての職員がその方針に基づいた活動に参画する」について	13
(補足説明6) 視点1-1-3について	14
(補足説明7) 視点1-1-4について	14

(補足説明 8) 視点 1-2-1 について.....	14
(補足説明 9) 「組織全体の安全文化の「あるべき姿」を考慮して、安全に関する方針と整合するように、所掌業務範囲の安全に関する目標を設定している」について.....	14
(補足説明 10) 「目標の達成の状況を自ら確認し、それらの職員がその目標の達成に関わることができる環境を整えている」について.....	15
(補足説明 11) 視点 1-2-3 について.....	15
(補足説明 12) 「常に問いかける姿勢」について.....	15
(補足説明 13) 「学習する姿勢」について.....	15
(補足説明 14) 安全文化に関する状態の改善について.....	16
(補足説明 15) 「組織全体の安全文化のあるべき姿に到達できるよう、組織が以下の①～⑦の状態を目指して、健全な安全文化の育成と維持に関する取組を行っている」について.....	16
(補足説明 16) 「技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用を適切に考慮して、その育成と維持に効果的な手段を検討」について.....	16
(補足説明 17) 「安全や安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている状態」について.....	17
(補足説明 18) 「全ての職員がお互いを信頼し、協力関係を構築し、助け合いを行っている状態」について.....	17
(補足説明 19) 「コミュニケーションを取っている状態」について.....	18
(補足説明 20) 「安全に配慮した意思決定」について.....	18
(補足説明 21) 「安全に対する自己満足を戒める」について.....	19
(補足説明 22) 視点 2-1 ⑥について.....	19
(補足説明 23) 「安全と核セキュリティ」の関係について.....	19
(補足説明 24) 「安全文化に関する状態の評価及び改善」について.....	20
(補足説明 25) 「安全文化に関する状態の評価」について.....	20
(補足説明 26) 「安全文化に関する状態の自己評価及び独立評価」について.....	21
(補足説明 27) 視点 3-2 について.....	21
附属 2 : 安全文化 10 特性及び 43 属性の概要.....	22

1. 総則

1.1 はじめに

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第●号。以下「品質管理基準規則」という。）第4条第5項等では、原子力事業者等に対して、健全な安全文化を育成し維持すること等を求めている。

品質管理基準規則は、2016年に国際原子力機関（以下「IAEA」という。）が発行した General Safety Requirements Part 2 Leadership and Management for Safety（以下「GSR Part2」という。）を参考にして制定している。GSR Part2は、安全のためのリーダーシップ及びマネジメントを確立し、評価し、維持し、及び継続的に改善するための要件を定めたものであり、健全な安全文化の育成と維持についても、安全のためのリーダーシップ及びマネジメントが不可欠であることを強調している。原子力規制庁では「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組を評価するガイドライン」（平成19年11月1日 原子力安全・保安院 原子力安全基盤機構）により健全な安全文化の醸成に関する事業者の活動の確認を行ってきたが、GSR Part2において安全文化に求められる要件が強化されていることから、国内外の最新知見を取りまとめた新たなガイドが必要となった。

本ガイドは、審査官及び検査官が健全な安全文化の育成と維持に係る要求事項等について、理解を深めるために用いるものである。

1.2 適用範囲

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第2条第7項の原子力施設に適用する。

1.3 本ガイドで用いる重要な用語の解説

(1) 安全

原子炉等規制法は、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止する等のために、必要な規制を行うことにより、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とするものである。したがって、本ガイドにおける「安全」は上記の目的に関する安全とする。

(2) 安全文化

IAEA 安全シリーズ No. 75-INSAG¹-4 では、「安全文化」を「原子力発電所の安全と防護の問題には、その重要性にふさわしい注意が最優先で払われなければならない。安全文化とは、そうした組織や個人の特性と姿勢の総体である。」と定義している。本ガイドでは、原子炉等規制法の範囲を考慮して「原子力発電所」とあるのは「原子力施設」と読み替え、IAEA の定義を用いることとする。ここで「姿勢」とは、人の行動等に影響を与える価値観や無意識の側面であり、「特性」とは、人の行動等を類型化²して捉えたものである。

¹ IAEA の国際原子力安全諮問グループ (International Nuclear Safety Advisory Group)

² 本ガイドでは、「安全に関する責任」、「常に問いかける姿勢」等の10特性に整理している (附属2[参考])。

(3) 安全文化の育成と維持

職員がリーダーシップを発揮して主体的に安全文化を育成し、安全文化が劣化しないように維持し、安全文化をさらに高めていくという、安全文化を継続的に改善するということがより想起されるよう、本ガイドでは、従来用いていた「醸成」を「育成と維持」に変更している。

(4) 技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用

IAEAは、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因はシステム全体の弱点を検出できなかったことに関連している、と結論付けている。システムを構成する要素（ハードウェア、ソフトウェア、業務プロセス、活動等）は技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの相互作用から影響を受ける。そのため、システムを全体で捉え、安全の向上を図るために「技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用」を考慮することが重要である。この考え方を、システムミックアプローチという。本ガイドでは「技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用（視点1-1-2）」、「技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用（視点2-1）」、「技術的、人的及び組織的側面に関する知識（視点4-1）」として取り入れた。

(5) リーダーシップの発揮

リーダーシップは、職員一人一人が目標の達成を主体的に行うに際して発揮されるものであり、目標を設定し、自らの判断及び行動により、関係する職員や集団に方向を指し示して導くことや、関係する職員や集団が目標の達成に主体的に取り組むよう影響を与えることをいう。健全な安全文化を育成し維持する上で、目標の達成のために部下に取組の意義について一貫した認識を与える等の管理者のリーダーシップの発揮が重要である。なお、リーダーシップには状況の変化に対応する能力が含まれる。

(6) 安全文化の「あるべき姿」

本ガイドでは、安全文化に関して組織が到達すべき状態のことを、安全文化の「あるべき姿」とする。安全文化の「あるべき姿」を定めるに当たっては、理想と現状の両方を考慮することが重要である。

(7) 安全に関する責任

本ガイドでは、自らが行う安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持つことを、「安全に関する責任」とする。これは、GSR Part2における、「Accountability」に対応するものである。

(8) 安全文化に関する状態

健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップの発揮及び取組の実施によってもたらされた状態をいう。原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(令和2年 月 日原子力規制委員会決定。以下「品質管理基準規則の解釈」という。)

第4条10には、目指すべき安全文化に関する状態が示されている。

1. 4 用語の定義

このガイドにおける用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 経営責任者

最高レベルで、組織を指揮し、管理し、評価する一又は二以上の者

(2) 管理者

業務を管理監督する地位にある者。例えば、経営責任者を含む管理職の職員がいる。

(3) 職員

管理者を含む組織に所属する者（保安活動に直接関与しない者を含む。）

(4) 取組

仕組みの構築・運用、規定やマニュアルに基づいた活動や、規定やマニュアルに基づかない慣習等の組織及びその職員が行う活動

1. 5 本ガイドの使い方

安全文化の育成と維持に関する事業者の活動について審査又は検査を行う際は、健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップの発揮、健全な安全文化の育成と維持に関する取組、安全文化に関する状態の評価及び改善、安全文化に関して組織内部で保持すべき能力といった視点から確認を行うことになる。安全文化に関する確認の視点は、定性的な記述とならざるを得ないことから、個人によって判断に違いが生じることを考慮しておく必要がある。また、事業者の取組の確認に際しては、事業者との議論を活発に行い、事業者の取組や考え方についてはその多様性を考慮することが重要である。そのため、それぞれの視点については、理解促進のための補足説明を附属1に記載している。

なお、本ガイドは安全文化の育成と維持に関する事業者の活動について確認する際の視点について示したものであるが、原子力事業者が定めた安全文化の「あるべき姿」に対して現状の状態を把握することも重要である。安全文化の「あるべき姿」を確認する上で安全文化を要素に分類して捉えることが有効である。そのため、安全文化を、IAEA等海外機関が作成した文書を参考に、10の特性と43の属性に分類したものを参考として附属2に記載している。

2. 安全文化の育成と維持に関する事業者の活動を確認する視点

分類1：健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップの発揮を確認する視点

分類1-1：経営責任者のリーダーシップの発揮

経営責任者が、健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップを発揮しているかについて**確認**する際の視点を以下に示す。

視点1-1-1 組織全体の安全文化の「あるべき姿」

安全の重要性を認識して、組織全体の安全文化の「あるべき姿」を定め、健全な安全文化を育成し維持していること。

【品質管理基準規則 第11条（品質方針）】

【品質管理基準規則の解釈 第11条1】

（解説1）安全文化の「あるべき姿」

安全文化の「あるべき姿」は、組織の中心的な価値観として推進され、強化されるべきものであり、国民性、組織の歴史、企業文化、過去の経験等を考慮し、組織内で使われている用語を用いて策定することが望ましい。安全文化の「あるべき姿」は、一度策定したら変更しないというのではなく、安全文化に関する状態の自己評価や独立評価の結果、組織変更、国内外のベンチマーキング等により、継続的に改善されるものである。

[参照]

（補足説明1）「安全文化の重要性を認識して、組織全体の安全文化の「あるべき姿」を定める」について

（補足説明2）「健全な安全文化を育成し維持している」について

視点1-1-2 安全に関する方針

(1) 「技術的、人的及び組織的要因並びに**これら**の間の相互作用は安全に対して影響を及ぼすものである」ということを考慮し、組織全体の安全文化の「あるべき姿」を目指して安全に関する方針を設定していること。

(2) また、自らの判断及び行動により、その方針を全ての職員に理解させるようにし、全ての職員がその方針に基づいた活動に参画できる環境を整えていること。

【品質管理基準規則 第9条第3号（経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ）及び第11条（品質方針）】

【品質管理基準規則の解釈 第9条1、第11条1】

（解説2）環境を整えている

「環境を整えている」とは、職員や集団が目標を達成するための財源や権限の付与などの条件を整える行為や、職員や集団が目標の達成に主体的に取り組むよう奨励する行為をいう。

[参照]

（補足説明3）「安全に関する方針を設定している」について

（補足説明4）「技術的、人的及び組織的要因並びに**これら**の間の相互作用は安全に対して影響を与える」について

(補足説明5)「全ての職員がその方針に基づいた活動に参画する」について

視点1-1-3 安全に関する責任

全ての職員に「自らが行う安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持つ」という「安全に関する責任」を認識させるようにしていること。

【品質管理基準規則 第9条第7号(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)】

(解説3) 安全に関する責任

「安全に関する責任」とは、職員が自らの業務に責任を持ち、自身の業務や安全において果たす役割に当事者意識を持って業務を遂行することをいう。ここでの責任とは、問題等が生じた際に、責任を追及したり、非難したり、懲罰を行ったり又は不適合を起こした当事者を特定して責任を負わせる趣旨のものではない。

[参照]

(補足説明6) 視点1-1-3について

視点1-1-4 意思決定における安全に関する責任

業務に関する意思決定を行う職員を決め、その職員の「安全に関する責任」及び権限の範囲を明確にしていること。

【品質管理基準規則 第9条第8号(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)】

[参照]

(補足説明7) 視点1-1-4について

分類1-2: 管理者のリーダーシップの発揮

管理者が、それぞれの所掌業務範囲において、健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップを発揮しているかについて確認する際の視点を以下に示す。

視点1-2-1 所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」

組織全体の安全文化の「あるべき姿」を、所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」に展開していること。また、自らの判断及び行動により、所掌業務範囲の安全文化の「あるべき姿」を通して組織全体の安全文化の「あるべき姿」を部下に理解させるようにしていること。

【品質管理基準規則 第16条第1項第4号(管理者)】

[参照]

(補足説明8) 視点1-2-1について

視点1-2-2 安全に関する目標

- (1) 組織全体の安全文化の「あるべき姿」を考慮して、安全に関する方針と整合するように、所掌業務範囲の安全に関する目標を設定していること。
- (2) また、その目標の達成の状況を自ら確認し、部下がその目標の達成に参画できる環境を整えていること。

【品質管理基準規則 第16条第2項第1号及び第2号（管理者）】

[参照]

(補足説明9)「組織全体の安全文化の「あるべき姿」を考慮して、安全に関する方針と整合するように、所掌業務範囲の安全に関する目標を設定している」について

(補足説明10)「目標の達成の状況を自ら確認し、それらの職員がその目標の達成に関わることができる環境を整えている」について

視点1-2-3 決定の根拠

意思決定を行う過程で、また、その決定を行った後に、その決定の根拠について、組織内外の関係者とコミュニケーションを取っていること。

【品質管理基準規則 第16条第2項第3号（管理者）及び第26条（組織の外部の者との情報の伝達等）】

(解説4) 組織内外の関係者

原子力施設内の各部門、本店、協力会社、ベンダー、規制当局、地元自治体、マスコミ、地元住民、国民等をいう。

[参照]

(補足説明11) 視点1-2-3について

視点1-2-4 問題提起できる環境

「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」を定着させ、安全を向上させるような提案や、安全に影響を及ぼすおそれのある問題の忌憚のない報告が、部下からなされるような環境を整えていること。

【品質管理基準規則 第16条第2項第4号（管理者）】

(解説5) 常に問いかける姿勢

「常に問いかける姿勢」とは、安全にとって少しでも疑問があれば立ち止まって考えたり支援を求めることをいう。

(解説6) 学習する姿勢

自身の業務や個人的学習で得た知識や経験を自身のチームや同僚に対して、共有したり伝承することで業務や改善活動に活用することをいう。学習する組織とは、自身や同僚による経験から学ぼうとするとともに教訓に注意を向けるような措置を適切に講じる、運転経験を評価し組織内で教訓を共有しようと努める、安全を改善する機会を設け健全な安全文化を築く等をいう。

[参照]

(補足説明12)「常に問いかける姿勢」について

(補足説明1 3) 「学習する姿勢」について

視点1-2-5 改善への関与

安全文化に関する状態について自ら積極的に情報を収集し、その状態の改善に関与し、部下が、その改善に参画できる環境を整えていること。

【品質管理基準規則 第16条第2項第5号 (管理者)】

[参照]

(補足説明1 4) 安全文化に関する状態の改善について

分類2：健全な安全文化の育成と維持に関する取組を確認する視点

健全な安全文化の育成と維持に関する取組について確認する際の視点を以下に示す。

視点2-1 健全な安全文化の育成と維持に関する取組

- (1) 組織全体の安全文化のあるべき姿に到達できるよう、組織が以下の①～⑦の状態を目指して、健全な安全文化の育成と維持に関する取組を行っていること。
- ① 安全や安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている状態。その理解には、個人や集団が、安全に影響を及ぼす事象と、その事象を引き起こす潜在的な危険要因について自覚し、その重大性を認識することや、安全の確保に関して主体的に取り組むことの必要性を認識することを含む。³
 - ② 風通しのよい組織文化。そのような組織文化には、全ての職員がお互いを信頼し、協力関係を構築し、助け合いを行っていることや、組織内外の関係者とコミュニケーションを取っていることを含む。⁴
 - ③ 全ての職員が「安全に関する責任」を認識し、業務を遂行している状態。⁵
 - ④ 全ての活動において、安全を考慮した意思決定が行われている状態。⁶
 - ⑤ 全ての職員が「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」を持ち、安全に対する自己満足を戒めている状態。⁷
 - ⑥ 安全に影響を及ぼすおそれのある問題が職員から速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する職員に共有されている状態。⁸
 - ⑦ 原子力の安全には核セキュリティが関係する場合があることを認識して、関係する職員が必要なコミュニケーションを取っている状態。⁹
- (2) この取組を行う際には、技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用を適切に考慮して、その育成と維持に効果的な手段を検討し、全ての職員が参画するようにしていること。

【品質管理基準規則 第4条第5項（品質マネジメントシステムに係る要求事項）】

【品質管理基準規則の解釈 第4条8】

[参照]

(補足説明1 5) 「組織全体の安全文化のあるべき姿に到達できるよう、組織が以下の①～⑦の状態を目指して、健全な安全文化の育成と維持に関する取組を行っている」について

(補足説明1 6) 「技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用を適切に考慮して、その育成と維持に効果的な手段を検討」について

³ 視点1-1-1、1-1-2、1-2-1及び1-2-2に関連

⁴ 視点1-1-1、1-1-2、1-2-1及び1-2-2に関連

⁵ 視点1-1-3に関連

⁶ 視点1-2-3に関連

⁷ 視点1-2-4に関連

⁸ 視点1-2-4に関連

⁹ 安全と核セキュリティが、互いに依存し、干渉するものであることを認識してコミュニケーションをとる必要がある。

① 安全や安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている状態

[参照]

(補足説明17)「安全や安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている状態」について

② 風通しのよい組織文化

[参照]

(補足説明18)「全ての職員がお互いを信頼し、協力関係を構築し、助け合いを行っている状態」について

(補足説明19)「コミュニケーションを取っている状態」について

③ 全ての職員が「安全に関する責任」を認識し、業務を遂行している状態

④ 全ての活動において、安全を考慮した意思決定が行われている状態

[参照]

(補足説明20)「安全に配慮した意思決定」について

⑤ 全ての職員が「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」を持っている状態

[参照]

(補足説明21)「安全に対する自己満足を戒める」について

⑥ 安全に影響を及ぼすおそれのある問題が職員に共有されている状態

[参照]

(補足説明22) 視点2-1⑥について

⑦ 原子力の安全には核セキュリティが関係する場合があることを認識している状態

[参照]

(補足説明23)「安全と核セキュリティ」の関係について

分類3：安全文化に関する状態の評価及び改善を確認する視点¹⁰

組織が、安全文化に関する状態の評価を定期的実施し、改善を実施しているかについて**確認する際**の視点を以下に示す。

視点3-1 安全文化に関する状態の評価

組織が、安全文化に関する状態を改善するために、組織全体の安全文化の「あるべき姿」を念頭において、以下の①及び②の評価を実施していること。

① 全ての管理者の所掌業務範囲を対象として、安全文化に関する状態の自己評価¹¹を定期的実施していること。

② 安全文化に関する状態の独立評価¹²を定期的実施していること。

【品質管理基準規則 第16条第3項（管理者）、第19条第6号（マネジメントレビューに用いる情報）及び第46条第1項（内部監査）】

【品質管理基準規則の解釈 第16条3、第19条4】

（解説7）安全文化に関する状態の自己評価

職員が自らの業務を振り返ることによって主体的に改善に取り組むことができるようにするために、評価対象となる所掌業務範囲の職員によって実施される当該所掌業務範囲の安全文化に関する状態を評価する活動

（解説8）安全文化に関する状態の独立評価

客観的な評価とするために、評価対象となる所掌業務範囲に直接関与していない者（内部監査部門等の独立した部門の者）によって実施される当該所掌業務範囲の安全文化に関する状態を評価する活動

[参照]

（補足説明24）「安全文化に関する状態の評価及び改善」について

（補足説明25）「安全文化に関する状態の評価」について

（補足説明26）「安全文化に関する状態の自己評価及び独立評価」について

視点3-2 力量を持つ要員による支援

組織が、安全文化に関する状態の独立評価の際に、安全文化に関する状態の評価に係る力量を持つ要員をメンバーに入れるようにしていること。

【品質管理基準規則 第22条第1項（要員の力量の確保及び教育訓練）】

【品質管理基準規則の解釈 第22条1】

（解説9）安全文化に関する状態の評価に係る力量

人と組織の側面（例えば、振る舞い、態度、制約、行動様式、判断、決定パターン、情報の流れ等）を把握するための安全文化に関する状態の情報の収集、分析及び評価ができる力量

[参照]

¹⁰ 視点1-2-5に関連

¹¹ 監視測定及び分析を含む。

¹² 監視測定及び分析を含む。

(補足説明 27) 視点 3-2 について

視点 3-3 安全文化に関する状態の改善

組織が、安全文化に関するマネジメントレビューの結果を全ての職員に理解させるようにしていること。また、経営責任者が、その結果を組織全体の安全文化の「あるべき姿」の見直しに役立っていること。さらに、組織が、その結果を健全な安全文化の育成と維持に役立っていること。

【品質管理基準規則 第 17 条（組織内の情報の伝達）及び第 20 条第 1 項第 4 号（マネジメントレビューの結果を受けて行う措置）】

【品質管理基準規則の解釈 第 17 条 2、第 20 条 2】

分類 4：安全文化に関して組織内部で保持すべき能力を確認する視点

組織が、安全文化に関して組織内部で保持すべき能力を定めているかについて確認する際の視点を以下に示す。

視点 4-1 技術的、人的及び組織的側面に関する知識

必要な力量によって分類 1～分類 3 に記載した内容が実施されるよう、組織が、必要な技術的、人的及び組織的側面に関する知識を特定し、組織内部で保持すべき能力を定めていること。

【品質管理基準規則 第 22 条第 1 項及び第 2 項（要員の力量の確保及び教育訓練）】

【品質管理基準規則の解釈 第 22 条 1】

附属1：理解促進のための補足説明

附属1は、さらに理解を深めるために本文に記載されている視点や解説の内容を補足説明したものである。

(補足説明1)「安全の重要性を認識して、組織全体の安全文化の「あるべき姿」を定める」について

経営責任者は、安全と競合する他の要件よりも、安全の重要性を認識することを、組織に根付かせる必要がある。組織の健全な安全文化の育成と維持には、経営責任者がリーダーシップを発揮することが重要な要素であり、その一つの方法として、組織が目指す健全な安全文化の「あるべき姿」を明確にし、安全の重要性の認識を育成することにより、組織の安全文化に影響を与えるリーダーとしての役割を明確に示すことができる。

一方で、安全を最優先するという考え方を意識しすぎると、組織の安全文化の障害となる可能性もあることを意識しておく必要がある。「自組織では安全を最優先しているのだから事故は発生しない」という自己満足に無意識に陥り、それに気付かない可能性がある。そのため組織は、時間の経過とともに忘れ去られることがないよう、安全の重要性を認識するとはどういうことか十分に検討された「あるべき姿」を定めることが重要となる。「組織全体の安全文化のあるべき姿」は、人と組織の活動が安全への方向を目指すために目に見える振る舞い等を類型化した特性と属性に関する記述が**含まれる場合もある**。安全文化の特性と属性については、附属2を参照すること。

安全の重要性を認識することについて、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する国会事故調査報告書では、「既設炉を稼働させ続けるためには「原発は安全でなければならない」ということを至上命題とするのではなく、既設炉への影響を遮断するために「原発はもともと安全である」と主張して、事故リスクに関する指摘や新知見を葬り去ってきた」、政府事故調査報告書では、「危険が存在することを認めず、完全に排除すべきと考えるの是一見誠実な考え方のように見えるが、実態に合わないことがままある。どのような事態が生ずるかを完全に予見することは何人にもできないにもかかわらず、危険を完全に排除すべきと考えることは、可能性の低い危険の存在をないことにする「安全神話」につながる危険がある。」と問題提起している。

(補足説明2)「健全な安全文化を育成し維持している」について

経営責任者は、組織の安全文化の育成と維持において重要な役割を果たす。経営責任者が実施する措置は組織の安全文化を**育成し維持すること**及び安全文化のあるべき姿を率先して変更していくことに関して**ポジティブにもネガティブにも影響を与え得る**。そのため、健全な安全文化を裏付ける経営責任者の行為が重要であることは明確である。

(補足説明3)「安全に関する方針を設定している」について

健全な安全文化の維持と育成に関するリーダーシップの発揮は、組織における管理者層で特に重要である。管理者は、健全な安全文化の「あるべき姿」を組織内に根付かせるため、マネジメントシステムを活用することが有効である。マネジメントシステムは、組織の活動を一定の水準に維持し、効率的に実施するために必要なものであるが、安全文化に関する行動が組織のマネジメントシステムに

統合され、マネジメントシステムが健全な安全文化の概念の一貫性を維持することで組織の健全な安全文化の育成と維持に寄与する。

「組織全体の安全文化の「あるべき姿」を目指して安全に関する方針を設定している」とは、健全な安全文化が組織に定着している状態を目指すための方向付けをすることをいう。職員は、すべきこととすべきでないことを理解している必要があるため、安全文化についての組織の方針を明確に述べることは、管理者のリーダーシップの発揮を示すだけでなく、全ての職員にとっても有用となる。安全に関する方針は、品質マネジメントシステムの品質方針の一部である場合もある。

(補足説明4)「技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用は安全に対して影響を与える」について

安全文化は個人、集団及び組織の各階層の活動によって構築され、強化される一方で、安全への配慮の欠如により脆弱になり、結果として組織全体又は社会に及ぶ事故が発生するようになる。このように原子力施設を安全に運用するためには、技術的要因だけを考慮するだけで達成できるものではなく、組織内における人的要因や組織的要因を考慮することが不可欠である。個人が安全に関わる作業（機械設計等の技術的要因）を行う際、潜在的に雑音の多い作業環境、複数の職員とのコミュニケーション、正規の手続きによることなく作業することを許容する文化がある等の人的及び組織的要因が影響を与える可能性がある。

このように技術的要因だけではなく、人的及び組織的要因を考慮することは重要であるが、これらの間を個別で捉えるだけでは全体の安全への影響を見落とすことになるため注意が必要である。機器の改良（技術的要因）の際、新しい能力（人的要因）が必要となり、そのためには職員の訓練や手順書の変更（組織要因）が必要となる場合がある。技術的要因、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用をシステムとして捉え、安全に影響を与えることを認識していることが重要となる。

また、自身の組織は規制当局、社会等の外部環境に組み込まれた相互に関連して作用する複雑なシステムをなしていることを認識することが重要である。時間の経過とともにシステム全体は動的に変化するため、適切に規制要求等の外的影響を適用していることが必要となる。

(補足説明5)「全ての職員がその方針に基づいた活動に参画する」について

安全文化とは組織や個人の特性と姿勢の総体（人の行動及び人の行動等に影響を与える価値観や無意識の側面に関する状態）であるため、職員一人一人が安全に関する活動に積極的に参加することは健全な安全文化を育成し維持するために重要な特性の一つであることは明確である。健全な安全文化を維持している組織は、自分自身が実施している活動の意義を十分に理解している職員によって支えられており、このような職員は、組織全体で共通した安全文化のあるべき姿の実現に向けて連携し、公式又は非公式の取組に積極的に参加している。このように、組織の全ての職員の積極的な参加を確実にするためには、経営責任者は、安全文化の「あるべき姿」を組織の中心的な価値として推進し、全ての職員が主体的に健全な安全文化の育成と維持に関する取組に参画するような環境を整えることが必要である。

(補足説明6) 視点1-1-3について

経営責任者は職員の誰もが安全に関する責任を認識するようしなければならない。健全な安全文化を育成し維持する組織では、職員は原子力施設の運転や自分自身の安全、同僚及び一般公衆の安全について強い責任感を持ち、これに従って行動している。職員一人一人が「安全に関する責任」を持つと、気配りや、些細なことへの注意、意欲向上ができるようになるだけでなく、事故やトラブルの発生を低減することも期待できる。自らの決定が関係者に対する挑戦や論争となる場合においても、正しい判断を行っている自信の下で、制約を感じることなく行動するのである。

(補足説明7) 視点1-1-4について

健全な安全文化を維持している組織では、安全を維持するため、職員は組織内部を横断して連携し、一つのチームとして情報等を共有しながら業務を遂行している。経営責任者は、職員に権限を与えることにより、組織内の「安全に関する責任」を向上させることができる。「安全に関する責任」を明確にすることは、類似した状況や事例においては同様の決定を行い、前例と異なる決定を下す場合には、その理由について迅速に関係者に明確に説明することができ、より適切な意思決定ができるようになる。

(補足説明8) 視点1-2-1について

「所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」とは、組織の共通の一般的な用語を用いて策定された組織全体の安全文化の「あるべき姿」を実際の業務範囲内の用語を用いて具体的に展開したものである。組織全体における安全文化の「あるべき姿」は明文化される必要があるが、所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」については、日常のあらゆる業務に関連してくるため必ずしも明文化することを必要としない。職員は、所掌業務範囲における安全文化の「あるべき姿」を示した管理者の行動等を通して、組織全体における安全文化の「あるべき姿」を理解しようとする。例えば、コストとスケジュールの観点から安全と対立する要求があり、各職員はこれらを解決する活動に関わる際、何を最優先事項とするのか管理者の行動等を通して学ぶのである。管理者の具体的な行動やコミュニケーションの欠如は、結果的に職員が組織全体の安全文化の「あるべき姿」をそれぞれ勝手に解釈することにつながり、組織の安全文化にネガティブな影響を及ぼすおそれが生じるため、管理者が手本を示し（リーダーシップを発揮し）組織全体の安全文化の「あるべき姿」を全職員へ浸透させるよう、職員が十分に理解できるような仕組みが必要である。

(補足説明9) 「組織全体の安全文化の「あるべき姿」を考慮して、安全に関する方針と整合するように、所掌業務範囲の安全に関する目標を設定している」について

安全に対して「組織全体の安全文化の「あるべき姿」を考慮し、安全に関する方針と整合するように、所掌業務範囲の安全に関する目標（安全に関する目標は、品質目標の一部である場合もある。）を設定すること」とは、安全文化の「あるべき姿」の方向付けに対して所掌業務範囲における職員が目指している最終的な振る舞いの状態を設定することをいう。所掌業務範囲で具体化して目標を明示することは、管理者のリーダーシップの発揮が明確であることを表しており、職員の積極的な参画に影響を及ぼす。

安全に関する目標として、「組織全体の安全文化のあるべき姿について、全ての職員が理解している」、「安全に関する意見の数が増加している」等が挙げられる。安全に関する目標については定量的である方がよいが、必ずしも数値目標である必要はない。数値目標とする場合には、取組の実施回数（例えば、対話活動の実施回数）が達成目標にならないように注意する必要がある。

(補足説明10) 「目標の達成の状況を自ら確認し、それらの職員がその目標の達成に関わることができる環境を整えている」について

設定した安全に関する目標に対して職員が積極的に関与することは、安全文化の重要な特性の一つであり（補足説明5）、職員が積極的に目標の達成に関わるような環境を整えることは、管理者のリーダーシップの発揮において重要な役割である。管理者が職員と安全に関わる事項についてフェース・トゥ・フェイス（face to face）のやり取りをすることは、管理者の熱意を職員に直接示すことにつながり、その姿勢が職員の姿勢にも影響を与える。特に、管理者は機会を捉えて、必要であればコストよりも安全に関する事項を優先させる用意があることを伝え、職員に対し明確な目的意識を認識させる必要がある。全ての職員が、組織全体の安全文化の「あるべき姿」を理解した上で目標を達成するために積極的に関与するようになると、安全に影響を与えるおそれのある問題を忌憚なく報告することができるようになる（視点1-2-4）。

(補足説明11) 視点1-2-3について

管理者が自らの行動と決定をもって「安全」を示すことは、リーダーシップの重要な特性の一つである。「管理者が関係者とコミュニケーションを取っている」とは、幅広い論点について、関係者と情報を共有し、定期的に情報が理解されているかについて確認することを言う。組織の変更、資源配分、安全に影響を及ぼす意思決定など、組織全体に影響を与えるような決定については、決定の理由について関係者とコミュニケーションを取っていることで意図しない事態の発生を回避することができる。

(補足説明12) 「常に問いかける姿勢」について

「常に問いかける姿勢」とは、安全にとって少しでも疑問があれば立ち止まって考えたり支援を求めることをいい、健全な安全文化の育成と維持に寄与する重要な特性の一つである。

職員は、嫌がらせ等のおそれを感じることなく、また、遠慮することなく安全に関する提案や報告をすべきであるが、全ての職員が迅速に懸念や問題に対して提起・報告するようになるには、管理者自身が所掌業務範囲について当事者意識と責任感を持ち、常に問いかける姿勢を持っていることが前提となる。「自分は正しいことを行っているか」、「自分たちの前提は正しいのか」等の質問する姿勢を、職員が業務の中で身につける環境を整えることで、安全に関する提案や安全に影響を及ぼすおそれのある問題を報告する文化が育成される。

(補足説明13) 「学習する姿勢」について

「学習する姿勢」は、健全な安全文化の育成と維持に寄与する重要な特性の一つである。継続的に学習する姿勢を持つ職員の間では、職員が業務に自身の学習を活かし、自身のチームや同僚に対して、

得た知識を共有したり伝えたりする能力や意欲を向上させ、さらに、知識を職員個人やチームの作業にどのように活かすかを決めたり、組織で知識を共有したり維持している。

「学習する組織」は、自身や他人が犯した間違いから学ぼうとするとともに、そこから得られた教訓に注意を向け、運転経験を評価し、組織で教訓を共有しようと努めている。また、自分たちの改善の機会に関するプログラムや方針等を評価し、他の組織と比較し、訓練等の重要性について理解している。継続的な学習に重点を置く組織は、自己満足を陥らないように安全を改善する機会を特定し共有することに努め、健全な安全文化を育成している。このように組織全体には、職員個人及び集団の全ての範囲において、学習することに明確に取り組もうとする態度が反映されている。

職員は、嫌がらせ等のおそれを感じることなく、また、遠慮することなく安全に関する提案や報告をすべきであるが、安全に関して挙げられた提案や報告について解決するだけでは、健全な安全文化の育成には不十分である。職員からの安全に関する懸念の報告は、職員間で共有し学習され、**場合によっては**組織全体の安全文化の「あるべき姿」の見直し等の改善活動に展開する等の環境を整えることが重要である。

(補足説明 1 4) 安全文化に関する状態の改善について

「安全文化に関する状態」とは、健全な安全文化の育成と維持に関するリーダーシップの発揮や、健全な安全文化の育成と維持に関する取組の実施によってもたらされた状態のことを言うが、安全文化とは組織や個人の特性と姿勢の総体であるため、安全文化に関する状態を全てを把握することは難しいとされている。安全な状態が続いていると、無意識のうちにその状態に対して何か追加的な努力をしなくても安全は続くと思いがちであり、安全に関する意欲として持ち続けることは極めて難しいことである。安全文化は、自己点検のフィードバック機能が低下したり、自己満足が生じた瞬間から劣化し始めるものである。したがって、健全な安全文化を育成し維持していくためには、管理者が自ら積極的に、安全文化に関する状態を把握し、継続的改善を行う必要がある。部下の心理的観測ができない安全文化の側面を管理者が直接把握し改善するのは難しいが、部下に安全文化に関する状態の改善に積極的に参加するよう環境を整えることは可能である。

(補足説明 1 5) 「組織全体の安全文化のあるべき姿に到達できるよう、**組織が**以下の①～⑦の状態を目指して、健全な安全文化の育成と維持に関する取組を行っている」について

経営責任者が設定した組織全体の安全文化のあるべき姿に到達するには、組織は健全な安全文化の育成と維持に関する取組を実施する必要がある。この場合において、①～⑦に関する取組をそれぞれについて個別に実施しなければいけないということではなく、最終的に①～⑦の状態になるような取組を組織内で検討し、必要な取組を実施していくということである。

(補足説明 1 6) 「技術的、人的及び組織的要因並びに**これら**の間の相互作用を適切に考慮して、その育成と維持に効果的な手段を検討」について

技術的、人的及び組織的要因の相互作用とは、職員がある任務を円滑に遂行するために必要な決定や能力を基に行動する（人的要因）際に、様々な物理的資源として技術、手順書、ツール、機器等が利用され（技術的要因）、これらはチームワーク、コミュニケーション、リーダーシップ等を通したマ

ネジメントシステムや組織の文化に左右される（組織的要因）ことをいう。技術的、人的及び組織的要因が相互に関連するだけでなく、組織内の部門間や多くの利害関係者間のシステムの一部としてお互いに複雑に影響を及ぼし合っているため、その安全の重要性や効果はすぐに認識することができないことが多い。

したがって、重要な安全の問題が発生する前に、技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用が安全に与える影響を認識し、自組織のパフォーマンスや安全の低下に気付くようにすることが健全な安全文化を育成し維持する一つの方法である。安全文化を育成する取組は、飽くまでも安全文化のさらなる向上や安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野の改善に関して日常業務の一環として行われることが重要であり、業務とは切り離れた取組（職員の安全文化を育成するために、「安全文化育成活動」を健全な安全文化を育成させる“ために”行う等）は本質ではないという認識を持って検討することが重要である。

(補足説明 1 7) 「安全や安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている状態」について

「安全や安全文化の共通理解が組織全体で共通のものとなっている状態」とは、健全な安全文化を育成し、維持する上で最も基本的で重要な特性である。安全文化をどのように育成し維持し改善するかを検討する際、安全文化そのものを変えること自体は目的ではなく、安全文化のあるべき姿の実現を助ける強み及び阻害する弱みを特定し、強化又は改善するための取組を実施することが重要である。そのためには、組織の文化、組織の歴史及び経験、国の文化の影響を受けた何らかの安全文化が組織にあるということを理解していることが重要であることは明確である。健全な安全文化を維持している組織は、組織が安全に対する強い意識を持ち続けるために、強い連携と協力の意識を持ち、常に最新の知見を反映して、安全文化のあるべき姿、設定した品質方針や目標の見直しが必要ないか、組織内で議論を活発に行っている。

(補足説明 1 8) 「全ての職員がお互いを信頼し、協力関係を構築し、助け合いを行っている状態」について

「お互いを信頼し、協力関係を構築し、助け合いを行っている状態」とは、職員一人一人が活発で自由な発言を行っており、異なる意見が無視されていない状態のことを言う。信頼や尊敬は、職員と管理者の人間関係に影響するとともに、職員の態度や振る舞いに影響を与える。信頼関係があれば、職員は自由な発言をすることができるようになり、チームワーク、協力関係がうまく機能し、他の職員の意見や異なる意見が尊重される。職員による意見の相違が尊重されなくなると、信頼関係は壊され、安全文化も脆弱化する。

健全な安全文化を維持している組織は、オープンで、自由な対話を支援し、職員が自由に懸念を報告できるような他者を尊重する協力的な環境が構築されている。組織のあらゆる階層における協力や対話は安全文化に関する取組の積極的な参加と連携をより強化することができる。

組織は、協力会社、規制当局、社会等の外部環境に組み込まれた相互に関連して作用する複雑なシステムであることから、他の組織内外の関係者との協力も同様に重要である。事象発生後の分析において十分に協力をせずにいると、根本的な問題解決に至らないこととなり、また重要な安全の問題の見落としといった結果を招くこともある。

(補足説明19)「コミュニケーションを取っている状態」について

健全な安全文化を育成し維持している組織では、オープンなコミュニケーションが容易に行われている。コミュニケーションを取っている組織では、情報が組織内外を横断して自由に流れ、管理者が組織の問題点についての情報を部下と共有し、お互いの信頼を強化している。

管理者からの意思表示が明確である場合、管理者の意思を職員が誤って理解するような状況は発生せず、職員は、組織の安全文化について、コミュニケーションを通して学んでいる。職員は通常、組織として定めている「あるべき姿」よりも、管理者の実際の振る舞いをみて安全の振る舞いを解釈するため、管理者と職員との活発なコミュニケーションは、安全文化の「あるべき姿」の理解向上に寄与する。

同様に、職員間における作業のコミュニケーションは、原子力施設の安全な運営には不可欠である。コミュニケーションが効果的に機能するようになると、職員が率直に話そうとするようになり、適宜情報を共有することが可能となる。

(補足説明20)「安全に配慮した意思決定」について

日々の意思決定において、組織の管理者はいかなる事柄（例えば、時間の制約）よりも、透明性及び首尾一貫性を持って安全への配慮を優先すべきである。健全な安全文化を持つ組織では、意思決定プロセスは、問題の複雑さやリスクに関する要因を考慮し、関連する情報が全ての資源から集められるような体系的な仕組みが構築されている。体系的なプロセスを取り入れ、適宜リスクを捉えることで、職員がリスクを考慮した、一貫した意思決定をすることが可能となる。そのような組織は、意思決定における責任と権限が明確であり、意思決定の際に必要な情報を集め、外部の情報が適切に経営層まで報告され、その結果、速やかで客観的な意思決定が行われている。

意思決定において、関係者間で十分な理解が困難な場合、より保守的な考え方（単にこれだけやれば十分であるという範囲を超えて考えること）をとることで安全に配慮した決定が可能となる。この場合は、厳格で安全を考慮した判断をすることが前提であることを十分に認識する必要がある。近年、安全文化の無意識の側面が、原子力発電所の運転と決定、行動に大きく影響をもたらすことが強調されてきた。要件に沿った手順書を十分に備えていれば、職員及び住民は放射線災害から防護されるという慢心を持ってしまうと、職員は他のプラントで生じた事象は例外的な、自分達のプラントでは起こるはずのない関係のないものと考えてしまうおそれが生じる。このような無意識の側面が意思決定に悪影響を及ぼすことは明らかである。日常から当初の計画から逸脱した状況に対して備え、変化に対応できるようにしておくことが重要である。原子力業界で過去に経験した事象や事故の大部分は、誰かが適切な予防措置を講じ損ねたか、なされた意思決定又はその実施方法について十分に安全を考慮しなかったか又は疑わなかったために生じている。

無意識の側面が意思決定に影響を及ぼすことについて、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する国会事故調査報告書では、「諸外国でいろいろ検討されたときに、ややもすると、わが国ではそこまでやらなくてもいいよという、言いわけといえますか、やらなくてもいいよということの説明にばかり時間をかけてしまって、幾ら抵抗があっても

やるんだという意思決定がなかなかできにくいシステムになっている。このあたりに問題の根っこがあるのではないかと問題提起している。

(補足説明 2 1) 「安全に対する自己満足を戒める」について

安全を確保するには、慢心しないことが肝心であるが、全ての職員に常に問いかける姿勢を染みこませることは、慢心を防ぐのに効果がある。常に問いかける姿勢が不足した組織では、「自身の組織ではこのような事例は発生しない」等のような自己満足が内在している。そのような組織は、明らかな安全文化の劣化兆候が観察される。原子力産業では、例えば軽微な事故であっても、自分自身、他の職員及び地域住民に深刻な影響を及ぼしかねず、全ての職員は、慢心してはならないということを常に念頭に置く必要がある。

(補足説明 2 2) 視点 2-1 ⑥について

安全に影響を及ぼす可能性のある問題（技術、人及び組織に関する安全の問題の提起や原子力施設の安全に関する事象）を速やかに報告し、解決（問題の評価、対処及び是正）することは、健全な安全文化の重要な特性の一つである。組織は、報告された問題が直ちに検討され、安全上の重要性に基づき適切な優先順位がつけられ、適切に解決され、職員に結果が伝えられるような環境を整えるべきである。

人や組織に関する安全の問題を扱う際には注意が必要となる。職員が、嫌がらせ等のおそれを感じることなく、また遠慮することなく安全に関する問題を提起できるようにすべきである。問題の報告に対して報復があった場合、当該職員に不快な思いをさせるだけでなく、他の職員は報告することを躊躇してしまう可能性がある。このような観点から、組織は、職員と管理者が報告した人や組織に関する安全の問題について議論し、解決のための報告書を作成するまでの、問題が解決される過程について明確にしておく必要がある。一般的に、問題を報告する活動を強化している組織では、問題の優先順位付け、情報を隠さず共有すること、効果的なコミュニケーション等、職員の信頼を高めるような取組が充実している。

(補足説明 2 3) 「安全と核セキュリティ」の関係について

安全に関わる職員は核セキュリティに関わる職員と異なる経歴を持つ場合が多い。安全分野における原則は、透明性を求めることである。経験のフィードバックを共有し、原子力発電所で発生した異常事象又は事故が、他の原子力施設で繰り返されるのを未然防止することが重要となる。対照的に、核セキュリティの分野では、通常、防護措置や施設の弱点に関する機微な情報が敵対者の手に渡るのを防ぐため、情報の共有を特定の集団に属する個人のみ制限している。このように情報の取扱いに相違があるために、安全と核セキュリティが共存し、相互に強化し合うようにするため、また、安全目的と核セキュリティ目的の両方に適切な注意が払われるように、安全に関わる職員と核セキュリティに関わる職員の両者に対して各分野の重要性に関する認識を持たせるような取組を行うことが重要となる。

(補足説明 2 4) 「安全文化に関する状態の評価及び改善」について

「安全文化に関する状態の評価及び改善」とは、安全文化に関する PDCA サイクルにおける C 及び A に該当する。分類 3 は、分類 1、2 及び 4 と独立した視点ではなく、組織の現状の文化の状態を対象として評価し、組織全体の安全文化の「あるべき姿」に照らして弱点のある分野や強化すべき分野を明らかにし、その結果を活用して、組織の継続的改善を行うことを認識することが重要であり、評価すること自体が目的ではない。視点 3-1 ①では、全ての管理者における安全文化に関する状態の自己評価を定期的実施することについて述べている。これは、管理者が所掌業務範囲における安全文化に関する状態の自己評価を実施し、その結果をマネジメントレビューへインプットし、それを踏まえて組織全体の安全文化に関する状態の自己評価を実施する一連の流れをまとめて記載したものである。

なお、分類 2 における健全な安全文化の育成と維持の取組のうち、仕組みに関する実効性評価及びその仕組みの改善については、品質管理基準規則第 1 8 条第 1 項 (マネジメントレビュー)、第 4 6 条第 1 項 (内部監査) 及び第 4 7 条第 1 項 (プロセスの監視測定) において別途要求されており、分類 3 の視点の対象とはしていない。健全な安全文化の育成と維持の取組の仕組みに関する実効性評価とその改善については、安全文化に関する状態における評価及び改善とは別のアプローチ (例えば、目標に対するパフォーマンス指標の評価、活動の実効性評価) が必要となる。ただし、仕組みに関する実効性評価の指標として、安全文化に関する状態の評価を活用する場合もある。

(補足説明 2 5) 「安全文化に関する状態の評価」について

「安全文化に関する状態の評価」は、安全パフォーマンスに影響を与える組織固有の文化的パターン及び安全文化に関する学習や分析への一人一人の貢献に依存する。ゆえに、組織の安全文化に関心が低いまま評価を形だけ実施したとしても、安全文化の改善には実態が伴わないことが多いと考えられている。また、安全文化の評価を主体的に取り組む上で、将来このような状態になりたい又は育成したい状態を組織が把握し、経営責任者が安全文化の「あるべき姿」に反映することが重要となる。この観点から、安全文化に関しては、欠点を発見し顕在化した問題を是正するような評価手法は、効果的ではないと考えられている。これは、安全文化の表面的な部分だけが評価の対象となり、一人一人の行動を促すようなより深い部分まで探索されないことによる。組織には、組織の多様性、集団力学、マネジメント層の能力等に関して意識的に考えるような努力が必要となる。

安全文化に関する状態の評価を実施するには、安全文化が実際にどのような状態にあり、どのように働いているかをできる限り公平に記述することが重要となる。組織に内在している安全文化を正確でかつ、技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用を考慮して記述するには、複数の手法を準備するのがよいとされている。手法には、要因そのものを把握する方法として、文書レビュー、アンケート調査及び観察があり、要因間の相互作用を把握する手法として、フォーカスグループ及びインタビューが挙げられる。測定のための手法を選択する際には、より相互作用を考慮する必要がある。文書レビューやアンケート調査は、職員との意見交換のような直接の相互作用がないため、組織の安全文化を包括的に捉えるために他の手法によって補完する必要がある。

(補足説明26) 「安全文化に関する状態の自己評価及び独立評価」について

組織が自らの方針、慣習、思考、行動等を知る手段として、自己評価と独立評価がある。「安全文化に関する状態の自己評価」は、職員が自らの業務を振り返ることによって主体的に改善に取り組むことができるようにするために、評価対象となる所掌業務範囲の職員によって実施される当該所掌業務範囲の安全文化に関する状態を評価する活動である。「安全文化に関する状態の独立評価」は、より客観的な評価とするために、評価対象となる所掌業務範囲に直接関与していない者によって実施される当該所掌業務範囲の安全文化に関する状態を評価する活動である。

自己評価を実施し、そこから学ぶ姿勢は、組織における継続的な改善のための主要な材料となる。組織は、安全文化に関する状態の自己評価を行い、安全の決定やパフォーマンスに影響を与える組織の振る舞いや取組の原動力について自ら洞察し、どのように組織の安全文化が安全に影響を与えるのかについて分析し、及び評価することで安全パフォーマンスを改善することができる。また、安全文化に関する状態の自己評価に加え、独立評価を実施することで、異なる見方や考え方を得て安全文化に関する状態の継続的改善に寄与することが可能となる。なお、独立評価を実施し結果を分析する際の専門知識については、多数の機関が情報を提供しているため、参考とすることができる。

自己評価及び独立評価の結果は、マネジメントレビューに用いる情報として活用される。自己評価の結果は、安全文化に関する状態の独立評価に活用される。これは、病院で問診票に自分自身の状態を記載し（自己評価）、その結果を用いて担当医が診察（独立評価）を行うことに似ている。品質管理基準規則においては、独立評価は内部監査の一部として位置づけられている。

(補足説明27) 視点3-2について

安全文化に関する状態の自己評価及び独立評価を実施するには、人と組織の側面（例えば、振る舞い、態度、制約、行動様式、判断、決定パターン、情報の流れ等）を把握する必要があるため、安全文化に関する状態の情報の収集、分析、評価の一連の流れについて訓練を受けた職員をメンバーに入れていることが必要である。

附属2：安全文化10特性及び43属性の概要

安全文化に関する事業者の状態を検査で確認する際には、「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組を評価するガイドライン」において確認する視点として安全文化14要素を設定し、検査官による日常の巡視等から得られた気付き事項及び指摘事項のうち、安全文化及び組織風土の劣化兆候と考えられる事項を、その都度安全文化14要素と関連付け、年度ごとの総合評価の根拠として使用していた。本ガイドでは、従前の安全文化14要素を、IAEA等の海外機関で実際に使用されている安全文化要素を参考として、安全文化10特性及び43属性として下表のとおり整理した。属性にはそれぞれ特性の識別記号と番号の組合せで付番している。なお、検査官が検査や日常巡視等を通して事業者の保安活動や原子力施設に係る実態を観察し、確認されたパフォーマンス劣化のうち、安全文化に関するものを把握し、蓄積する際に特性と属性を使用することができる。

安全文化10特性	安全文化43属性	関連性が考えられる視点の番号
安全に関する責任 (Personal Accountability : PA)	PA.1 業務の理解と遵守 職員は、基準、プロセス、手順書及び作業指示の重要性について理解している。また、安全の確保に関して主体的に取り組むことの必要性を認識している。	視点2-1①
	PA.2 当事者意識 職員は、原子力安全を支える活動や作業において「安全に関する責任」を持って業務を遂行している。	視点2-1③
	PA.3 協働 職員及び作業集団は、安全を確実に維持するため、組織内及び横断して相互に連絡し活動を調整することで、お互いに目標を達成することを助け合っている。	視点2-1①
常に問いかける姿勢 (Questioning Attitude : QA)	QA.1 リスクの認識 職員は、原子力と放射線の技術に関連した固有のリスクを理解している。また、原子力施設の技術は複雑であり不測の事態で機能喪失し、安全に重要な結果をもたらす可能性があることを理解している。	視点2-1①
	QA.2 自己満足の回避 職員は、過去に成功体験がある場合でも、不測の事態の問題、過誤、潜在する問題、固有リスクの可能性を認識し、それに対応した計画の立案を行っている。	視点2-1⑤
	QA.3 不明確なものへの問題視 職員は、不確実な状況に直面した時には立ち止まり、助言を求めている。	視点2-1⑤
	QA.4 想定疑問視 職員は、何か正しくないと感じた時、想定が正しかったか疑い、別の見方を提示している。	視点1-2-4 視点2-1⑤
コミュニケーション (Communication : CO)	CO.1 情報の自由な流れ 職員は、組織の上、下の双方に対して、また組織を横断して率直にコミュニケーションを取っている。	視点2-1②
	CO.2 透明性 監督、監査、規制機関、地元住民や国民とのコミュニケーションは適切であり、専門性があり、正確である。	視点1-2-3 視点2-1②
	CO.3 決定の根拠 ・管理者は、安全に影響を及ぼす可能性のある意思決定を行う際に、誤った意思決定にならないように、関係する職員に確認を取っている。 ・管理者は、決定に至った根拠を適切な職員と速やかに認識の共有を図っている。	視点1-2-3 視点3-3

	CO.4 期待 管理者は、安全の確保が組織の優先事項とされる期待を頻繁に職員に伝え、職員の意識の強化を図っている。	視点2-1②
	CO.5 職場のコミュニケーション ・作業を遂行する上で、安全についてのコミュニケーションが常にとられている。 ・職員は安全に、かつ、効率的に作業を遂行する上で必要な情報を持っている。	視点2-1②、⑦
リーダーシップ (Leadership : LA)	LA.1 安全に関する戦略的関与 管理者は、安全の確保が組織の優先事項となるような優先順位を確立し、促進している。	視点1-1-1 視点1-1-2 視点1-2-2
	LA.2 管理者の判断と行動 ・管理者は、所掌業務範囲における安全文化のあるべき姿について、部下に理解させるために自らの判断及び行動を実践している。 ・管理者は、安全に係る業務における「安全に関する責任」について、全ての職員に認識させるために、自らの判断及び行動を実践している。	視点1-1-3 視点1-2-1
	LA.3 職員による参画 管理者は、職員が方針に基づいた活動や目標達成のための活動に参加するよう、職員の日常業務に対する意欲や姿勢の向上、モチベーションの高揚、労務環境の適正化等に取り組んでいる。また、職員に対して目標達成や改善活動等への関与を求めている。	視点1-1-2 視点1-2-2 視点1-2-4 視点1-2-5 視点2-1
	LA.4 資源 管理者は、安全に関する方針や目標を達成する上で必要になる、装置、手順、その他の資源が確実に利用できるようにしている。	視点1-1-2 視点1-2-2 視点1-2-4 視点1-2-5
	LA.5 現場への影響力 管理者は、作業や施設の状況等を頻繁に視察している。職員に積極的に質問するなどコミュニケーションを取り、指導している。また、基準からの逸脱や職員の懸念について改善するなどの活動に、主体的に関与している。	視点1-2-2 視点1-2-5
	LA.6 報奨と処罰 管理者は、職員の態度や行いに対して報奨・処罰することを通して、職員の安全への意識を高めている。	視点1-1-2 視点1-2-2 視点1-2-4 視点1-2-5
	LA.7 変更管理 管理者は、設備や運用に変更がある場合には、変更後も安全が維持または向上されるように努めている。変更による安全への影響についても評価している。	視点1-1-2 視点1-1-4 視点1-2-2 視点1-2-3 視点1-2-5 視点2-1 視点3-3
	LA.8 権限、役割、及び責任 経営責任者は、安全に係る業務における各職員の権限、役割、責任について明確に定めている。	視点1-1-3
意思決定 (Decision Making : DM)	DM.1 体系的な取組 職員は、意思決定において一貫して体系的なアプローチを使用しており、それにはリスクの視点も含まれている。	視点2-1④
	DM.2 安全を考慮した判断 職員は、単純な作業に対しても慎重な選択を実施している。作業は、安全でないことが判明するまで継続するのではなく、作業開始前に安全であると判断している。	視点2-1④
	DM.3 決定における明確な責任 意思決定における権限と責任が明確に定められている。	視点1-1-4
	DM.4 予期しない状況への準備 慎重な意思決定が常に行われている。適用される手順書や計画が	視点2-1④

	ない予期しない状況に対応できる能力を身につける訓練を行っている。	
尊重しあう職場環境 (Respectful Work Environment : WE)	WE.1 職員への尊重 全ての職員は尊厳、尊敬を持って扱われ、組織への貢献が認められる。	視点2-1②
	WE.2 意見の尊重 職員は質問すること、懸念を声に出すこと、そして提案することが奨励される。異なる意見は求められ尊重される。	視点2-1②
	WE.3 信頼の育成 信頼は、組織を通して職員及び作業集団間で育成され維持されている。	視点2-1②
	WE.4 衝突の解決 職員間における意見等の衝突は、公正で透明性ある方法を使用して速やかに解決されている。	視点2-1②
	WE.5 施設を大事にする意識 整理・整頓が継続的に行われ、施設は生産的な作業環境になっている。	視点2-1②
継続的学習 (Continuous Learning : CL)	CL.1 自己評価・独立評価 ・組織は、自らの規定どおり、活動に対して自己評価や独立評価を実施している。 ・安全文化は定期的に評価され、結果は全ての職員に共有され、安全文化のあるべき姿の見直しや健全な安全文化の育成と維持に活用されている。	視点3-1①、② 視点3-3
	CL.2 経験からの学習 ・組織内における安全を向上させる提案や、安全に影響を及ぼすおそれのある問題の報告から得られた教訓を蓄積し、学習し、改善活動に反映させている。 ・自社及び国内外の事故から得られた経験を蓄積し、学習し、改善活動に反映させている。	視点2-1⑤
	CL.3 訓練 組織は、知識・技術などを継続的に向上させるため効果的な訓練を行い、職員の能力の開発を行っている。また、知識の伝承を図っている。	視点2-1 視点2-1⑤ 視点3-1①、② 視点3-2 視点4-1
	CL.4 リーダーシップの開発 組織は有能なリーダーを訓練等を通して育成している。	視点2-1⑤
	CL.5 ベンチマーキング 組織は、知識・技術等を継続的に向上させるために、他の産業を含めた他の組織の実践から学んでいる。	視点1-2-4 視点2-1⑤
問題の把握と解決 (Problem Identification and Resolution : PI)	PI.1 特定 組織は、軽微なものを含め問題を収集するための方法を確立している。また、適時問題を特定している。問題を報告することが奨励され、評価されている。	視点2-1⑥
	PI.2 評価 ・報告された安全に影響を及ぼすおそれのある問題について、それぞれの問題の内容に応じて適切な時間内で評価されている。 ・安全の重要性に対して確実に対処できるよう問題を評価している。	視点2-1⑥
	PI.3 解決 ・組織は、特性された問題について適切な時期に是正処置を講じている。問題に十分に対応されたことを確認するために、是正処置の有効性が評価されている。 ・解決された問題については、関係する職員に結果が共有されている。また、重要な教訓については周知されている。	視点2-1⑥
	PI.4 傾向 組織は、是正処置プロセスやその他の評価において得られた情報などを定期的に分析し、共通原因やその傾向等を評価している。	視点2-1⑥

作業プロセス (Work Processes : WP)	WP.1 作業管理 組織は、原子力安全が最優先となるような作業活動の計画、管理、実施のプロセスを実行している。	視点2-1 視点3-1
	WP.2 安全裕度 組織は、安全裕度内で機器の保守等の作業プロセスを運用し維持している。	視点2-1①
	WP.3 文書化 組織は、完全で正確で最新の文書を作成し維持している。	視点2-1
問題提起できる環境 (Environment for Raising Concerns : RC)	RC.1 問題提起できる制度 組織にとって望ましくないと思われるような人・組織に関する問題についても忌憚なく提起・報告できるような制度を運用している。また、安全に関する懸念を提起するという職員の権利と責任を支援するような環境を整えている。	視点1-2-4 視点2-1⑥
	RC.2 問題提起の代替手段 職員が安全に関する問題を直属の部門管理者の影響から独立したプロセスで提起することができる手段が確定されている。	視点1-2-4 視点2-1⑥

制定 令和 年 月 日 原規技発第 号 原子力規制委員会決定

原因分析に関するガイドを次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原因分析に関するガイドの制定について

原因分析に関するガイドを別添のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）第 3 条の規定の施行の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規程は、以後用いない。
 - (1) 人的過誤の直接要因に係る不適合等を是正するための事業者の自律的取組を規制当局が評価するガイドライン（平成20・02・25原院第4号（平成20年3月18日原子力安全・保安院制定））
 - (2) 事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン（内規）（平成22・11・10原院第4号（平成22年12月10日原子力安全・保安院制定））

原因分析に関するガイド

令和元年 月
原子力規制委員会

目次

1. 総則	1
1. 1 はじめに	1
1. 2 適用範囲	1
1. 3 本ガイドで用いる重要な用語の解説	1
1. 4 用語の定義	2
1. 5 本ガイドの使い方	2
2. 原因分析に関する事業者の活動を確認する視点	3
分類1：原因分析の実施体制を確認する視点	3
視点1-1 不適合分類	3
視点1-2 共通原因分析に関する仕組み	3
視点1-3 原因分析実施要員の選定	4
視点1-4 原因分析実施責任者の任命	4
視点1-5 情報へのアクセス権限	4
分類2：原因分析の実施内容を確認する視点	5
視点2-1 原因分析に必要な情報の収集・整理	5
視点2-2 不適合の原因の分析過程	5
視点2-3 不適合の原因の分析結果	6
視点2-4 不適合分類に関する変更・見直し	6
視点2-5 分析対象とする不適合を抽出する観点の見直し	7
附属：理解促進のための補足説明	8
(補足説明1) 「共通性のある不適合」について	8
(補足説明2) 共通原因分析を実施する場合の原因分析実施要員の選定について	8
(補足説明3) 「原因分析の手法」について	8
(補足説明4) 「技術的、人的及び組織的側面に関する知識」について	8
(補足説明5) 「自組織のマネジメントシステムに関する知識」について	8
(補足説明6) 「独立性を有する要員を原因分析実施責任者として任命する」について	9
(補足説明7) 「適切な責任及び権限を有する要員を原因分析実施責任者として任命する」 について	9
(補足説明8) 「原因分析に必要な情報」について	9
(補足説明9) 「技術的、人的及び組織的側面を考慮すること」について	9
(補足説明10) 「組織外からの影響を考慮すること」について	9
(補足説明11) 類似の不適合の原因分析とその是正処置の調査結果について	10
(補足説明12) 「何に原因があったのかが整理されていること」について	10
(補足説明13) 不適合分類の変更が必要となる場合について	10
(補足説明14) 分析対象とする不適合を抽出する観点について	10

1. 総則

1.1 はじめに

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則●号。以下「品質管理基準規則」という。）の第52条第1項では、原子力事業者等に対して、発生した不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、速やかに適切な是正処置を講じることを求めている。

品質管理基準規則は、2016年に国際原子力機関（以下「IAEA」という。）が発行した General Safety Requirements Part 2 Leadership and Management for Safety（以下「GSR Part2」という。）を参考にして制定している。GSR Part2は、安全のためのリーダーシップ及びマネジメントを確立し、評価し、維持及び継続的に改善するための要件を定めたものであり、体系全体の取組の中に技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用を適切に考慮することが安全対策に重要であるとしている。原子力規制庁では「人的過誤の直接要因に係る不適合等を是正するための事業者の自律的取組を規制当局が評価するガイドライン（平成20・02・25 原院第4号）」及び「事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン（改訂2版・平成22・11・10 原院第4号）」により、原因分析に関する事業者の活動を確保してきたが、GSR Part2の考え方を導入した新たなガイドが必要となった。

本ガイドは、審査官及び検査官が原因分析に係る要求事項等について、理解を深めるために用いるものである。

1.2 適用範囲

本ガイドは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第2条第7項の原子力施設に適用する。

1.3 本ガイドで用いる重要な用語の解説

(1) 安全

原子炉等規制法は、原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止する等のために、必要な規制を行うことにより、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とするものである。したがって、本ガイドにおける「安全」は上記の目的に関する安全とする。

(2) 技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用

IAEAは、東京電力福島第一原子力発電所事故の原因はシステム全体の弱点を検出できなかったことに関連している、と結論付けている。システムを構成する要素（ハードウェア、ソフトウェア、業務プロセス、活動等）は技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用から影響を受ける。そのため、システムを全体で捉え、安全の向上を図るに当たっては「技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用」を考慮することが重要である。この考え方をシステムミックアプローチという。本ガイドでは、「技術的、人的及び組織的側面とこれらの相互の関係（視点1-1）」、「技術的、人的及び組織的側面に関する知識（視点1-3）」、「技術的、人的及び組織的側面（視点2-2①及び視点2-3

①)」として取り入れた。

1. 4 用語の定義

このガイドにおける用語の定義は、以下のとおりである。

(1) 原因分析

発生した不適合の再発防止及び類似の不適合の発生防止に有効な是正処置を講じるために、不適合の原因（推定原因を含む。以下同じ。）を明確にする分析

(2) 共通原因分析

データの分析を行って抽出した共通性のある不適合について、共通する原因を明確にするために行う分析

(3) 不適合分類

発生した不適合に応じて適切な原因分析を実施することを目的として、不適合が安全に及ぼす影響の程度等から、発生した不適合をいくつかの等級に分類するもの

(4) 原因分析実施責任者

原因分析を実施する要員のうち、原因分析の実施に関する責任者であって、適切な責任と権限を有する管理者から任命される者

(5) 独立性を有する者

発生した不適合に直接関与した部門に属していない者

1. 5 本ガイドの使い方

原因分析に関する事業者の活動について審査又は検査を行う際には、事業者の原因分析の実施体制や原因分析の実施内容といった視点から確認を行うことになる。原因分析に関する確認の視点は、定性的な記述とならざるを得ないことから、個人によって判断に違いが生じることを考慮しておく必要がある。そのため、それぞれの視点については、理解促進のための補足説明を附属に記載している。

(注記)

- ・これまでのガイドラインでは、直接要因（技術的要因及び人的要因の両方を含む。）を分析する直接原因分析と組織要因を分析する根本原因分析に分けていたが、不適合の原因の分析には、技術的、人的及び組織的要因並びにこれらの間の相互作用を考慮することの重要性に鑑み、本ガイドでは直接原因分析と根本原因分析を区別せず、発生した不適合が安全に及ぼす影響の程度を考慮して分析を行うものとしている。
- ・本ガイドの視点では、共通原因分析に固有の視点は、その旨が分かるように明記している。一方、明記していないものは、原因分析と共通原因分析で共通する視点である。

2. 原因分析に関する事業者の活動を確認する視点

分類1：原因分析の実施体制を確認する視点

原因分析の実施体制について、以下に掲げる視点に基づいて確認する。

視点1-1 不適合分類

不適合分類が、不適合が安全に及ぼす影響の程度を考慮して定められていること。また、その不適合分類は、技術的、人的及び組織的側面とこれらの相互の関係も考慮したものとなっていること。

【品質管理基準規則 第52条第1項第1号及び第6号（是正処置等）】

【品質管理基準規則の解釈 第52条1】

（解説1）不適合分類

不適合が安全に及ぼす影響の程度に基づいて不適合分類を定めておくこととなるが、技術的、人的及び組織的側面とこれらの相互の関係も考慮して定める必要がある。基本的には、不適合をこの分類に当てはめることにより、原因分析の実施体制、原因分析の手法、原因分析に投入する資源の量等が決定される。不適合が安全に及ぼす影響の程度が低い不適合であっても、不適合が技術的、人的及び組織的側面に関する重大な過誤によって引き起こされた場合や、これらの側面が相互に関係している場合には、原因分析に当たって、安全に及ぼす影響の程度以上の資源等の投入が必要となる可能性があるため、これらを考慮して不適合分類を定める必要がある。

視点1-2 共通原因分析に関する仕組み

データの分析を行って抽出した共通性のある不適合について、共通原因分析を実施する仕組みがあること。

【品質管理基準規則 第52条第1項第1号及び第6号（是正処置等）】

【品質管理基準規則の解釈 第52条4】

（解説2）共通性のある不適合

不適合が発生した系統、機器等の故障の状況（機器の脱落、機器の緩み等）、関係する作業の実施者、関係する作業の実施時間帯、不適合を検知した時の運転状態（定期点検中、試運転中等）、不適合と関係する要因（記憶の誤り、並行作業による混乱、手順書の改訂ミス等）などの共通している複数の不適合をいう。

（解説3）共通原因分析を実施する

一定期間蓄積された不適合の情報を母集団として、品質管理基準規則第50条（データの分析及び評価）において抽出した「機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む）」について、品質管理基準規則第52条（是正処置等）第3項の規定に基づいて共通する原因を分析するものである。

[参照]

（補足説明1）「共通性のある不適合」について

視点1-3 原因分析実施要員の選定

必要な力量によって原因分析が実施されるよう、適切な原因分析実施要員を選定する仕組みがあること。必要な力量には少なくとも以下の①～③の知識を含む。

- ① 原因分析の手法に関する知識
- ② 技術的、人的及び組織的側面に関する知識
- ③ 自組織のマネジメントシステムに関する知識

【品質管理基準規則 第22条第1項及び第2項（要員の力量の確保及び教育訓練）】

【品質管理基準規則の解釈 第22条1】

（解説4）以下の①～③の知識を含む。

①～③の知識は、必ずしも一名の要員が全てを持つということではなく、原因分析を実施するチーム全体で、①～③の知識を持つということである。

[参照]

（補足説明2）共通原因分析を実施する場合の原因分析実施要員の選定について

（補足説明3）「原因分析の手法」について

（補足説明4）「技術的、人的及び組織的側面に関する知識」について

（補足説明5）「自組織のマネジメントシステムに関する知識」について

視点1-4 原因分析実施責任者の任命

不適合が安全に及ぼす影響に応じた独立性並びに適切な責任及び権限を有する者を、原因分析実施責任者として任命する仕組みがあること。

【品質管理基準規則 第14条（責任及び権限）】

（解説5）独立性を有する

原因分析実施責任者が、不適合に直接関与した部門に所属していないことをいう。不適合が安全に及ぼす影響の程度が低い場合は、必ずしも独立性を求めなくとも良い。また、共通原因分析を実施する際には、様々な分野に関係する不適合を対象とする場合があるため、原因分析実施責任者に対して独立性を求める必要はない。

（解説6）原因分析実施責任者が有するべき適切な責任及び権限

原因分析実施要員を指揮し、原因分析を適切に実施する責任があり、またそれを可能とするような権限が与えられている。一般的に原因分析実施責任者は、管理者の中から任命される。

[参照]

（補足説明6）「独立性を有する要員を原因分析実施責任者として任命する」について

（補足説明7）「適切な責任及び権限を有する要員を原因分析実施責任者として任命する」について

視点1-5 情報へのアクセス権限

原因分析に必要な情報へのアクセス権限を、原因分析実施要員に付与する仕組みがあること。その権限には、必要な関係者にインタビューする権限が含まれる。

【品質管理基準規則 第14条（責任及び権限）】

(解説 7) アクセス権限

不適合が発生した事象には、機密情報が含まれる場合がある。この場合には、機密情報にアクセスする権限が原因分析実施要員に付与されていることが必要である。

(解説 8) 必要な関係者

不適合が発生した事象の関係者に原因分析実施責任者よりも上位の者が含まれる場合がある。この場合には、経営責任者等が原因分析実施要員に対して必要な関係者にインタビューする権限を付与していることが必要である。

分類 2：原因分析の実施内容を確認する視点

原因分析の実施内容について、以下に掲げる視点に基づいて確認する。

視点 2-1 原因分析に必要な情報の収集・整理

不適合に応じて、原因分析に必要な情報が収集されていること。また、これらの情報が整理されていること。

【品質管理基準規則 第 5 2 条第 1 項第 1 号及び第 6 号（是正処置等）】

【品質管理基準規則の解釈 第 5 2 条 1】

(解説 9) 不適合に応じて

原因分析を行う際には、情報の収集に先立って、発生した不適合を不適合分類に当てはめ、原因分析の実施体制、原因分析の手法、原因分析に投入する資源の量等が決定される必要がある。なお、原因分析に必要な情報の収集・整理や原因の分析過程で、当初当てはめた不適合分類を見直す場合がある（視点 2-4 参照）。

[参照]

(補足説明 8) 「原因分析に必要な情報」について

視点 2-2 不適合の原因の分析過程

不適合の原因（推定原因を含む。）の分析過程について、以下の①及び②を確認する。

【品質管理基準規則 第 5 2 条第 1 項第 1 号及び第 6 号（是正処置等）】

【品質管理基準規則の解釈 第 5 2 条 1】

① 技術的、人的及び組織的側面や組織外からの影響を考慮して分析されている。

(解説 10) 技術的、人的及び組織的側面を考慮する

原因を探索する場合に、原因に繋がる重要な要素が抜け落ちないように、不適合に関連する技術的、人的及び組織的側面について網羅的に考慮することをいう。

(解説 11) 組織外からの影響を考慮する

事象に直接関与した組織（以下「当該組織」という。）の外部が当該組織に何らかの影響を及ぼし、不適合を誘発している場合があるため、外部からの影響についても検討する必要がある。ただし、不適合の原因の分析結果として、安易に当該組織外からの影響を主要な原因とはしない。

[参照]

(補足説明 9) 「技術的、人的及び組織的側面を考慮すること」について

(補足説明 10) 「組織外からの影響を考慮すること」について

② 類似の不適合の原因分析と、その是正処置の調査結果を考慮して分析されている。

(解説 12) 類似の不適合

分析対象とした不適合より以前に発生した不適合のうち、故障や失敗の内容や原因等が類似のものをいう。

[参照]

(補足説明 11) 類似の不適合の原因分析とその是正処置の調査結果について

視点 2-3 不適合の原因の分析結果

不適合の原因（推定原因を含む。）の分析結果について、以下の①～③を確認する。

【品質管理基準規則 第52条第1項第1号及び第6号（是正処置等）】

【品質管理基準規則の解釈 第52条1から3まで】

① 技術的、人的及び組織的側面を考慮して、何に原因があったのかが整理されている。

(解説 13) 「何に」の対象

不適合の原因分析を実施すると、一般的に原因が複数抽出されるため、主要な原因を絞り込む必要が生じる。原因を分析する際には、技術的、人的及び組織的側面とこれらの間の相互作用が含まれる。

[参照]

(補足説明 12) 「何に原因があったのかが整理されていること」について

② ①で整理した原因について、さらにその原因を探索する必要性が検討され、必要と判断された場合は分析・整理されている。

(解説 14) さらにその原因を探索する必要性の検討

原因分析の開始当初に当てはめた不適合分類に基づき、情報を収集し原因分析を進める中で、収集・整理する情報の範囲や原因分析の手法等を見直す必要性が生じた場合に、必要に応じて不適合分類の当てはめを見直して改めて視点 2-4 に基づき原因を探索する。

③ ①や②の原因と安全文化との関連を整理する必要性が検討され、必要と判断された場合は整理されている。

(解説 15) 原因と安全文化の関連を整理する

安全文化の特性・属性等の特徴を考慮した上で、原因と安全文化との関連を整理することをいう。

視点 2-4 不適合分類に関する変更・見直し

原因分析において、以下の①又は②が行われていること。

【品質管理基準規則 第23条第3項（個別業務に必要なプロセスの計画）】

【品質管理基準規則の解釈 第23条3】

- ① 個々の不適合について当てはめた不適合分類の変更が必要と思われる場合には、当該不適合の分類の変更が検討され、検討の結果変更が必要とされた場合には、変更後の分類に基づいて当該不適合の原因が分析されていること。

[参照]

(補足説明13) 不適合分類の変更が必要となる場合について

- ② 不適合分類そのものを見直す必要性が明らかとなった場合には、見直しが計画され、計画に基づいて見直しが行われていること。また、見直しの契機となった不適合については、それを踏まえて原因が分析されていること。

(解説16) 不適合分類そのものを見直す

原因分析を進める中で、当初当てはめた不適合分類を見直す必要が生じたものの、**現行の不適合分類には適切に当てはめることができない**と判断された場合に、不適合分類そのものを見直すことをいう。

(解説17) 見直しの契機となった不適合については、それを踏まえて原因が分析されていること

不適合分類の見直しが組織として承認されるまでには、ある程度の時間が必要となる場合がある。**そのような場合には、不適合分類の見直しを完了するまで当該不適合の原因分析を中断するのではなく、見直しの必要性が明らかになった不適合の状況を踏まえ、現行の不適合分類に暫定的に当てはめて原因分析をやり直す必要がある。**

視点2-5 分析対象とする不適合を抽出する観点の見直し

共通原因分析において、分析対象とする不適合を抽出する観点が適切でない場合には、その抽出の観点が見直され、見直した観点に基づいて不適合を抽出し直し原因が分析されていること。

【品質管理基準規則 第52条第1項第1号及び第6号（是正処置等）】

【品質管理基準規則の解釈 第52条4】

(解説18) 分析対象とする不適合を抽出する観点が適切でない

一定期間蓄積された複数の不適合に対して、共通原因分析を実施する際に、**対象組織や対象機器の観点で不適合を絞り込んでいる場合は、その絞り方によって、共通原因分析の対象とする不適合が適切に抽出されない場合があることに留意する必要がある。**

[参照]

(補足説明14) 分析対象とする不適合を抽出する観点について

附属：理解促進のための補足説明

附属は、さらに理解を深めるために本文に記載されている視点や解説の内容を補足説明したものである。

(補足説明1)「共通性のある不適合」について

共通性のある不適合を適切に抽出するためには、不適合の様々な特徴（フラグ）を分類できるよう、不適合にフラグが付与されていることが望ましい。

共通する原因を明らかにし、有効な是正処置を立案し、実施することによって、その原因によって引き起こされた不適合の再発が防止できることが期待される。さらに、潜在的な不適合の発生の防止も期待できる。

(補足説明2) 共通原因分析を実施する場合の原因分析実施要員の選定について

共通原因分析を実施する際には、様々な分野に関係する不適合を対象とする場合があるため、要員全体で幅広い分野の知識がカバーされるように原因分析実施要員を選定することが望ましい。

(補足説明3)「原因分析の手法」について

原因分析の手法には、目的に応じて様々な特徴を持つものが存在する。原因分析の手法の選定に当たっては、次のような不適合に関係する要因ごとに適した原因分析の手法を使用するように定められていることが望ましい。

- ・ 機器故障
- ・ 人間とその周囲の環境（他の人間、機器、温度や照度、手順書等）
- ・ 要員同士のコミュニケーション

(補足説明4)「技術的、人的及び組織的側面に関する知識」について

技術的、人的及び組織的側面に関する知識には、例えば、機器及び系統、自然現象、人的要因、組織的要因、リーダーシップ、マネジメント、安全文化等がある。

原因分析を実施するために必要な力量には、技術的、人的及び組織的側面に関する知識が含まれている必要がある。例えば、機器故障によって不適合が引き起こされた場合には、当該機器の設計、構造、運転、保守等の技術的側面に関する知識が必要である。また、コミュニケーションエラーや手順書の改訂ミス等といった不適合が関係する場合には、組織的側面に関する知識が必要である。さらに、人間はどのような状況になるとどのような失敗をしやすいか、周囲との関係が不適切となった時にどのようにして失敗に追い込まれてしまうのか等人的側面に関する知識が必要である。

(補足説明5)「自組織のマネジメントシステムに関する知識」について

個別業務プロセスを構築し運用するための仕組みがマネジメントシステムである。自組織のマネジメントシステムの欠陥が影響して不適合が発生した場合には、自組織のマネジメントシステムがどのように構成され、運用されているのかという知識を持つ者が分析を実施することが必要である。

(補足説明6)「独立性を有する要員を原因分析実施責任者として任命する」について

原因分析においては、あらかじめ決めた原因を導くような恣意的な原因分析が実施されないように配慮されていることが重要である。そのための配慮の一つが、原因分析実施責任者として独立性を有する者を任命することである。

なお、不適合に直接関与した部門に属する者を原因分析実施要員に含めることで、当該部門の業務がどのように不適合に影響を及ぼしたかを把握できる場合もあることから、原因分析実施責任者以外の原因分析実施要員については独立性を要しない。

(補足説明7)「適切な責任及び権限を有する要員を原因分析実施責任者として任命する」について

不適合が安全に及ぼす影響が高く、組織体制やマネジメントシステムの改善のような組織にとって影響の大きな是正処置が求められるような原因が特定された場合に、求められる是正処置が任命された原因分析実施責任者が元々有している責任及び権限を越えていたために、是正処置の立案及び実施が困難になってしまうという事態を配慮して、適切な責任及び権限を有する要員を原因分析実施責任者として任命することは重要である。

(補足説明8)「原因分析に必要な情報」について

発生した不適合そのものに関する情報（発生場所、時間、環境、作業形態等）は必要であるが、場合によっては、不適合の端緒となった作業や不適合が顕在化する前に発見できなかった理由等の情報がより重要となることがある。

また、原因分析を進めると必要な情報の収集範囲（調査対象となる部門や時期）が広がっていくことがあるため、原因分析の開始時点では、必要な情報の収集範囲を限定する必要はない。

なお、インタビューにより情報収集する場合は、人間の記憶は時間が経つと変質すること、周囲からの情報によって影響を受けることから、不適合発生後可能な限り速やかに実施されることが望ましい。

(補足説明9)「技術的、人的及び組織的側面を考慮すること」について

原因分析を的確に実施するためには、不適合に関連する可能性のある要素を抜け落ちなく抽出し、不適合に与えた影響や要素間の関連について網羅的に検討することが必要である。要素は一般的に「技術的側面」、「人的側面」、「組織的側面」に大別され、この3要素について俯瞰的に検討することが重要である。「人的側面」に過度に着目し過ぎると、個人に責任を負わせるような不適切な分析結果に至る危険性があることに注意を要する。なお、共通原因分析を実施する際も、同様に3要素を俯瞰的に検討することが重要である。共通原因分析においては、事象単独で原因分析を実施済みの複数の不適合を対象とするため、事象単独での原因分析では不適合に与える影響が小さいとして原因を絞り込む過程で評価されなかった要素についても、複数の不適合に共通しているようなことはないかという観点で分析を実施することが必要である。

(補足説明10)「組織外からの影響を考慮すること」について

原因分析を実施する場合は、分析対象が、品質マネジメントシステム単位での組織となるた

め、本社と発電所で品質マネジメントシステムが異なる場合は、発電所で発生した事象に関しては、本社の影響は「組織外からの影響」と考えることが適切である。

(補足説明 1 1) 類似の不適合の原因分析とその是正処置の調査結果について

不適合の原因分析を実施する上で、過去に発生した故障、失敗の内容や原因といった観点から類似の不適合について調査し、活用することは、重要かつ有効である。過去の類似の不適合ではどのような情報を収集し、どのような考え方や観点に基づいて原因分析を実施したのかということが参考となる。一方、過去に発生した不適合が今回再発したという場合には、過去の不適合について立案され、実施された是正処置が妥当ではなかった可能性があるという観点で原因分析を実施することが必要である。

(補足説明 1 2) 「何に原因があったのかが整理されていること」について

原因分析の過程においては、視点 2-2 の④で示したように、技術的、人的及び組織的側面を幅広く考慮して不適合に関係する可能性がある多くの要素を抽出するが、原因分析を進める中で是正処置を立案し、実施するため、不適合に大きな影響を与えた要素を絞り込み、最終的に何にどのような原因があったのかを具体的に整理する必要がある。

ただし、マネジメントシステムやマネジメントそのものの欠陥など、組織の根深い問題点が原因として抽出された場合は、複数の要素を集約して一般化し又は抽象化した表現となる場合がある。この場合は、一般化し又は抽象化した原因に対する対策方針を検討した上で、当該事象の対策方針を個別の具体的な是正処置に展開することが必要となる。

なお、共通原因分析は、マネジメントシステムやマネジメントの欠陥が原因として特定される場合が多い。

(補足説明 1 3) 不適合分類の変更が必要となる場合について

情報を収集し、原因分析を進める中で、最初に当てはめた分類とは異なる分類に当てはめなければならないことが判明する場合がある。不適合分類が異なれば、原因分析実施責任者に要求される独立性、責任と権限、原因分析に投入する資源等が異なる可能性がある。不適合分類を変更することが必要と判断された場合には、原因分析をやり直すことが必要である。

(補足説明 1 4) 分析対象とする不適合を抽出する観点について

複数の不適合の中から共通原因分析の対象とする不適合を抽出するために、様々な観点に基づいて共通点と考えられる事項を設定し、共通する不適合を抽出することになる。この時、**対象組織や対象機器の観点で不適合を絞り込んでいる場合は、絞り込みの範囲や程度によっては原因が共通する不適合を十分に抽出できていない可能性があることに留意する必要がある**。類似作業に関係した不適合が複数発生していないか、特定の時間帯に行った作業に不適合に繋がる過誤が発生していないか、**マニュアルの活用方法に不備があった原因が共通していないか**というような観点や「技術的側面」、「人的側面」、「組織的側面」を網羅的に検討して共通点と考えられる事項を設定して共通する不適合を抽出する必要がある。

(案)

制定 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドを次のように制定する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドについて

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドを別添のように制定する。

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。第3項において「改正法」という。）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。
- 2 発電用原子炉施設の使用前検査、施設定期検査及び定期事業者検査に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のガイド（原規技発第13061923号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に工事に着手されている施設に係る改正法第3条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定に基づく使用前検査については、なお従前の例による。

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、
保安のための措置等に係る運用ガイド

令和 年 月
原子力規制委員会

目 次

I.	目的.....	2
II.	使用前事業者検査又は使用前検査.....	3
III.	定期事業者検査.....	5
IV.	品質マネジメントシステム.....	14
V.	放射線管理.....	15
VI.	施設管理.....	16
VII.	設計想定事象等に係る保全に関する措置.....	23
VIII.	運転等の管理.....	24
IX.	運搬、貯蔵及び廃棄.....	25
X.	定期的な評価.....	25

1. 目的

原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）に基づく、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、表1に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第57条の8の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、**使用前検査**、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。

なお、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、**使用前検査**、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。

II. 使用前事業者検査又は使用前検査

1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施

第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。

また、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる構造物、系統、設備、機械又は器具（以下「機器等」という。）ごとに対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。

(1) 第1項第1号に規定する方法

第1号に規定する「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」には、表4-1から表4-3までに示す材料検査、寸法検査、外観検査、非破壊検査、漏えい検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。なお、溶接に係る使用前事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）の方法は、表4-2に示す事項（溶接施工法に関する検査及び溶接士の技能に関する検査に係るものに限る。）をあらかじめ確認した後、表2に示す規則の「材料及び構造」に定める溶接部（耐圧部分の溶接部及び主要な耐圧部の溶接部を含む。）に対して、表4-2に示す溶接施工した構造物に対する検査に係る検査の方法等に留意して設定する必要がある。また、燃料体に係る使用前事業者検査の方法は、燃料体の加工の工程を考慮し、表4-3に示す検査の方法に留意して設定する必要がある。

(2) 第1項第2号に規定する方法

第2号に規定する「機能及び性能を確認するために十分な方法」には、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査及び総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。

(3) 第1項第3号に規定する方法

第3号に規定する「その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法」（使用施設等においては、「その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」）には、設工認における工事計画で定められた仕様（使用施設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準）、基本設計方針等に適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要である。

設工認のうち「基本設計方針」については、技術基準の要求を満たすための基本的な方針が定められており、機器等の仕様等のハード面だけでなく、品質マネジメントシステムとの関連、事業者活動や運用等のソフト面の方針も記載されている必要がある。「基本設計方針」に対する使用前事業者検査の適合性確認においては、機器等の仕様等に対する要求事項に加え、設計、工事、事業者検査等の保安活動に対する要求事項についても適合していることが確認されている必要がある。この際、技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査までの各プロセスにどのように反映されているのかを明確にしておく必要が

ある。

設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「品質マネジメントシステム等」という。）については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。

2. 使用前事業者検査等の結果の記録

Ⅱ. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき使用前事業者検査等を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した使用前事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。

3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示

溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示については、許認可事項に従っていること及び技術基準に適合することが確認された上で、全ての検査が終了したときに当該検査に係る原子力施設であって溶接をするもの又は溶接をした原子力施設であって輸入したものの容器又は管ごとに容易に消えない方法で付すことが必要である。

Ⅲ. 定期事業者検査

1. 定期事業者検査の実施時期

(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項）

原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（Ⅲ. 2. (1) ①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（Ⅲ. 2. (1) ②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（Ⅲ. 2. (2)に記載の方法に相当）については、**実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に応じた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発段階発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。**

第1項の「運転が開始された日」及び「使用が開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前確認証の交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書（Ⅲ. 4. (1)に記載した報告書をいう。以下同じ。）において記載された定期事業者検査の終了日とする。

また、第1項の「判定期間」は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、**原子力規制委員会の告示で定められる。**

なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉（号機）間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の**設工認の対象**に位置付けられている**原子力施設**に係る定期事業者検査において行うものとする。

核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。

(2) 原子力施設の運転等中に行う検査（第3項）

原子力施設の運転等時における原子力施設の保安の確保に支障を来さない機器等に係る検査において設定した一定の期間中技術基準に適合する状態を維持するかどうかの判定については、原子力施設の運転を停止して行う検査（Ⅲ. 1. (1)）を行うべき時期より前に実施することができる。

具体的には、例えば実用炉施設においては、発電用原子炉の運転停止時に使用する必要がある燃料取扱装置、補助ボイラー等の機器等及び予備品等の発電用原子炉の運転とは関係しない機器等がこれに該当する。また、当該検査の実施の際に保安確保対策を講じることによって保安の確保が十分に図られる場合も、これに該当するものとするが、定期事業者検査報告書の記載事項である点検、**検査等**（以下「点検等」という。）を実施する際に行う保安の確保のための措置（Ⅲ. 4. (2) ④エ）に当該保安確保策を記載する必要がある。

(3) 時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）

第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。

①当該承認申請が第1回目の定期事業者検査に係るものでないこと。

②検査時期の変更による当該原子力施設の運転延長期間（以下単に「運転延長期

間」という。)が1月を超えるものでないこと。

③当該原子力施設において、法第62条の3の規定(発電用原子炉施設においては原子力発電工作物に係る電気関係報告規則(平成24年経済産業省令第71号)第3条第1項の規定を含む。)に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象(以下「法令報告事象」という。)が発生している場合にあっては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。

④運転延長期間中、当該原子力施設の機能及び性能が、該当する定期事業者検査の判定基準を満足するものと評価できること。また、保安規定において認可を受けた運転期間の設定において評価されている制限値等を満足することが確認されていること。

第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までに行うこととし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。

2. 定期事業者検査の実施

(1) 検査項目・手法(第1項)

第1号及び第2号に規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第6項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。

この「検査の時期」には、検査を行う際の保安規定で定める原子力施設の状態と各検査項目を行おうとする時期を記載するとともに、Ⅲ. 4. (2) ④の点検等の時期についても工程表等で明確にする必要がある。

① 第1号に規定する方法

第1号に規定する「各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」とは、表4-1に示す分解検査及び開放検査、外観検査、非破壊検査、漏えい(率)検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では、確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。

② 第2号に規定する方法

第2号に規定する「機能及び作動の状況を確認するための十分な方法」とは、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査、総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。

(2) 判定方法(第2項及び第3項)

第2項に規定する判定方法、すなわち、「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法について、以下を踏まえた基本的な考え方及び一定の期間の設定に関する考え方を明確にし、その考え方に従って定期事業者検査(設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定に係るものに限る。)を実施することが必要である。

○点検等の実施頻度の設定により機器等を維持する場合

Ⅲ. 4. (2) ④点検等の方法に記載される時間基準保全の方式（時間を基準に点検等の時期を定める方式をいう。以下同じ。）としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。このため、点検等の実施頻度を「一定の期間」とみなすことができる。

○機器等の劣化等の程度を定量的に評価して判定する場合

機器等の劣化及び特性変化を定量的に評価し判定する検査については、当該検査の実施頻度にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする必要がある。

また、一定の期間の設定においては、第3項に考慮すべき事項が規定されており、同項に掲げられている事項のうち一又は二以上の事項を知見として収集する必要がある。さらに、当該機器等を構成する部品ごとに経年劣化事象を考慮した上で、時間依存性のある劣化事象により技術基準に適合しなくなる前に点検等を行うとの観点で、施設管理の重要度を踏まえて、点検等の実施頻度を決定するための主要部位を抽出し、抽出した主要部位に対して、第3項各号に掲げられている事項を考慮して、以下に示す分類ごとの評価の考え方を踏まえる必要がある。

- ・点検等及び取替結果の評価（Ⅵ. 5. の ii、同項第1号の劣化の有無に相当）
想定される劣化事象に対する設計上の考慮がなされており、過去の点検等又は取替実績で有意な劣化が認められない場合には、当該部位についての実施頻度には影響がないものと評価できる。ただし、点検等の実施頻度の設定において定量的な根拠とはならないことから、その後の機器等の点検等において変更後の点検等の実施頻度においても有意な劣化がないことを確認する必要がある。
- ・劣化トレンドによる評価（Ⅵ. 5. の ii、同項第1号の劣化の傾向に相当）
設計上特定の劣化事象の発生を想定している場合又は過去の運転実績若しくは点検等若しくは取替実績で有意な劣化傾向が認められている場合においては、取替実績等から得られる劣化トレンドから劣化の進展を評価し、変更後の機器等が次回行う点検等までに機能が維持されることを評価する。
- ・施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究成果による評価（Ⅵ. 5. の vi、同項第2号に相当）
耐久性に関する研究成果、メーカー推奨等により、変更後の機器等の点検等の実施頻度での使用に対して耐久性があるとの知見が得られていることを評価する。
- ・類似する機器等の使用実績による評価（Ⅵ. 5. の v、同項第3号に相当）
類似する機器等において、変更後の点検の実施頻度以上の頻度での運転実績があり、かつ、点検等の実施頻度を決定する主要部位の劣化に起因する故障が生じていないことを評価する。なお、評価に当たっては、想定される劣化事象に係る要因を踏まえ、使用材料及び使用環境を考慮して類似性を確認する必要がある。

3. 定期事業者検査の結果の記録

Ⅲ. 2. (1) に記載している検査実施要領書に基づき定期事業者検査を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した定期事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。

4. 定期事業者検査の報告

(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）

第3号の原子力施設の種類については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ**原子力施設**内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の**原子力施設**として記載を要さない。

「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。

第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査**項目ごと**の終了日を記載する必要がある。

(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）

① 定期事業者検査の**計画**（第1号）

○定期事業者検査に係る工程

計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、各予定日（実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了については発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。）並びに定期事業者検査の項目ごとの検査の実施時期（前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事業者検査開始までに実施した検査（先行実施検査）がある場合は、その旨を明示。）を記載する必要がある。

○当該定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。また、定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、その旨を記載すること。

○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。

- ・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由（施設管理の目標、施設管理の実施に関する計画（以下「**施設管理実施計画**」という。）で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等）
- ・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及び検査範囲等の内容を変更した場合にはその旨
- ・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か

○前回の定期事業者検査からの変更点

前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した事項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、前

回の定期事業者検査の結果等には、当該原子力施設についてのこれまでの運転経験、国内外におけるトラブル事例等を含むものとする。

② 施設管理目標（第2号）、施設管理実施計画（第3号）及び定期事業者検査の判定方法（第4号）に係る記載の対象範囲

施設管理実施計画及び定期事業者検査の判定方法に記載する事項は、技術基準が適用される設備又は設工認に記載されている設備若しくは施設管理の重要度が高い系統に属する設備について記載する必要がある。

③ 施設管理目標（第2号）

VI. 3. において記載している「プラントレベルの指標」及び施設管理の重要度が高い系統の「系統レベル」の指標について、①指標、②指標ごとの具体的な目標値を記載する必要がある。

④ 施設管理実施計画（第3号）

ア. 施設管理実施計画の始期及び期間（イ）

VI. 4. ア. において記載している計画の始期及び期間として設定しているものを記載する必要がある。

イ. 点検計画（第3号ハのうち点検等に関する事項）

VI. 4. エ. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。

○記載すべき点検の範囲及び単位

点検等を実施する機器等又は系統ごとに、点検項目を記載する必要がある。

このうち、以下のいずれかに該当する点検については、点検方法として適切な単位に分けて記載する必要がある。

- ・定期事業者検査に係る点検等
- ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等
- ・定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検等
- ・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より低い実施頻度で行う点検等であって、性能維持のための措置を伴うもの（特に、第7号の定期事業者検査での判定における一定の期間の変更において考慮した事項を記載した書類を提出した以降においては、当該書類において評価対象とした劣化事象に対する性能維持のための措置を伴う点検等は漏れなく記載する必要がある。）

これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等、簡易な記載とすることができる。ただし、この場合であってもまとめた点検等の最短の実施頻度を明示する必要がある。

○点検等の方法

点検等の方法としては、点検等を行う機器等又は系統の施設管理の重要度を踏まえて、時間基準保全、状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするかを明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容が明確となるように記

載する必要がある。

状態基準保全の方式とする点検等については、状態監視データの採取方法も記載する必要がある。

また、定期事業者検査の項目を付記するとともに、「定期事業者検査の実施」に係る規定の第1項各号に掲げる方法で行っているかどうか示すため、各号との関係を明確にする必要がある。

○点検等の実施頻度

時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）を記載する必要がある。また、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度を記載する必要がある。

点検等の結果及び設計上機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期的に機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要がある。

○点検等の時期

時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、実用炉施設については発電用原子炉の運転の停止中、発電用原子炉の起動後の検査期間中、及び発電用原子炉の運転中（通常運転時の総合的な性能に関する検査が終了していない期間を除く。）のいずれかの区別を記載する必要がある。核燃料施設等については、施設全体の運転状況を踏まえて、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切っている場合にはそれぞれの範囲の検査時期が明確になるよう記載する必要がある。

○点検計画の策定範囲

原子力規制委員会の内規（別記1で記載しているものを除く。）に従い実施する点検等及び長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等の計画については、これらの点検等以外の点検等とは区別して点検計画を記載する必要がある。その際、当該点検等の進捗状況を把握するため、点検実績についても付記する必要がある。

○計画期間中における点検等の実施状況等

各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。

その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。

なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。

ウ. 工事の計画（第3号ロ及びニのうち工事に関する事項）

当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法及び時期を記載する必要がある。

○工事の範囲及び単位

範囲としては、以下のいずれかに該当する工事について、記載する必要がある。

- ・ **設工認**の対象となる工事
- ・ 設備の信頼性の維持又は向上を図るために行う工事であって、その後の点検等の方法、実施頻度及び時期が変更となるもの
- ・ 長期施設管理方針を踏まえて実施する工事
- ・ それまでの点検等の有効性の評価結果を踏まえて実施する工事
- ・ NRA指示文書又は指導文書に基づき実施する工事
- ・ 施設管理の重要度が高い設備の工事
- ・ **使用前事業者検査又は使用前検査の対象となる工事（設工認の対象となる工事を除く。）**

○工事の方法

工事の方法としては、工事を実施する機器等又は系統ごとに、実施理由を明確にした上で、工事の実施内容及びその適切性を示す根拠（学協会規格等）を記載する必要がある。

設工認の対象となる工事については、当該工事の審査において適切性を確認することから、**設工認**の対象となる工事である旨の記載のみで足りる。

また、予防保全を含め工事を計画する際には、施工部周辺への影響の評価及び施工後における当該影響範囲の健全性確認についても、必要に応じて記載するものとする。

○実施理由の明確化

NRA指示文書又は指導文書に基づき実施する工事及び長期施設管理方針を踏まえて実施する工事については、これら以外の工事とは区別できるようにその旨を記載する必要がある。

さらに、参考資料として、点検等も含めて、長期施設管理方針の項目ごとに、長期施設管理方針に基づく活動の全体像が把握できるよう、対象としている機器等又は系統名、部位と経年劣化事象、活動項目、実施時期、当該**施設管理実施**計画期間中における実施の有無及び進捗状況等を記載した資料を添付する必要がある。

なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することによい。

○工事の時期

工事の**時期**としては、当該定期事業者検査に係る**施設管理実施**計画期間中のみの実施か、又は、複数の**施設管理実施**計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。さらに、発電用原子炉については運転中・停止中の区別を記載する必要がある。**また、エ. に定めた事項についても記載する必要がある。**

エ. 点検等の計画及び保安の確保のための措置（第3号ハ及びニのうち点検に関する事項）

点検等の工程に応じて、特に原子力施設の運転等の停止時において、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための

具体的な計画を記載する必要がある。さらに、定期事業者検査以外の安全上重要な点検等を抽出し、保安の確保上注意すべき事項を記載する必要がある。

なお、上述の計画は報告時点のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することによい。

※エの趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。

⑤定期事業者検査の判定方法（第4号）

Ⅲ. 2. (2)に記載している考え方を記載するとともに、定期事業者検査項目ごとの一定の期間について記載する必要がある。

ただし、実施頻度を一定の期間とみなす点検等については、その実施頻度は点検計画に記載されていることから、原子力施設の運転等を停止して実施する必要のある点検の実施頻度のうち、最短のものを記載すればよい。

⑥施設管理目標又は施設管理実施計画の評価の結果（第6号及び第4項）

○評価に用いた情報ごとの記載

施設管理目標及び施設管理実施計画について、経年劣化事象を考慮した上で、少なくともⅥ. 5.に記載の情報を収集すべき項目ごとに評価に用いた情報が特定できるように評価した結果を記載する必要がある。

特に、i. 施設管理目標の監視結果については、目標値と実績値（評価に用いる監視結果の範囲（評価期間）を付記すること。）の比較表を添付する必要がある。また、長期施設管理方針に基づき実施した研究結果、評価結果等については、その旨を明示して記載する必要がある。

○評価の結果を反映して計画を変更した内容の記載

上記の情報を基に評価した結果、施設管理目標又は施設管理実施計画を変更した場合には、評価に用いた具体的な情報の概要、評価内容、反映した内容及び変更した点検等に関連する定期事業者検査について記載する必要がある。

なお、点検等の実施頻度を変更する場合においては、Ⅲ. 2. (2)の一定の期間の設定において考慮すべき事項について、以下の分類に従い、各事項を整理して記載する必要がある。

- ・点検等及び取替結果の評価
- ・劣化トレンドによる評価
- ・研究成果等による評価
- ・類似機器等の使用実績による評価

また、定期事業者検査での判定における一定の期間の変更を行う場合においては、第7号の書類に詳細を記載している点検等についても、当該機器等に対する点検等の概要については記載し、点検等の全体像を記載する必要がある。

⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項）

定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、Ⅲ. 2. (2)に記載の考慮すべき事項について整理して、Ⅲ. 2. (1)又は(2)に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。

○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項

定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、Ⅲ. 2. (2)に記載している点検等及び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対策が実施されていることを記載する必要がある。

○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項

点検等の実施頻度を決定するための主要部位の抽出状況とともに、抽出した主要部位に対して、評価に用いた情報を、Ⅲ. 2. (2)に示す分類に整理した上で、当該部位に適用できることを示す必要がある。

○一定期間を変更する際の条件

評価の結果、設備改造等により一定の期間を変更する場合には、その設備改造等の内容とその妥当性を明確に記載すること。点検等の方法等の変更により一定の期間を変更する場合も同様とする。なお、これらの内容は、点検計画、設計及び工事の計画並びに保安規定に反映することが必要である。

⑧特別な施設管理実施計画を定めた場合の対応

Ⅵ. 6に記載している特別な施設管理実施計画を定めた場合においては、主に④に記載している事項に大きな変更が生じるため、通常の計画から変更がある内容についてそれぞれの書類において記載して報告するものとする。

5. 原子力施設の評価

実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条(第56条において準用する場合を含む。)の規定に係る評価が必要な亀裂等を確認した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。

本評価に係る活動については、Ⅵ. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理に含めて適切に計画して対応する必要がある。

IV. 品質マネジメントシステム

原子力事業者等においては、原子炉の設置の許可又は事業の許可若しくは指定（以下「事業許可等」という。）を受けた時点で原子力事業者等としての責務を有する者となり、事業許可等において示した品質マネジメントシステムを具体化した保安規定に基づき、保安活動を行っていく必要がある。また、設計及び工事の計画においても事業許可等及び保安規定と整合した品質マネジメントシステムを定め、これに基づき設計及び工事に係る保安活動を行う必要がある。具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制、作業手順書等の位置付けを含めて整備して、可能な限り情報を収集して保安活動の改善による安全性の向上に努める必要がある。

なお、許可又は指定の基準の一つに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則解釈を制定し、これらに従って品質マネジメントシステムを確立し、運用する必要がある。

具体的な品質マネジメントシステムは、同規則第4条第2項に規定する事項（原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度など）を考慮し、保安活動の重要度に応じて、事業者自らが確立するものである。

また、品質マネジメントシステムは、原子力施設の状態（建設段階、供用段階、廃止措置段階等）や原子力事業者等の組織の構成などに応じて適切に見直し、各種の保安活動を原子力安全に対する重要度に応じて合理的に実現可能なものとし、適切な運用をしていけるよう改善していくことが必要である。

V.放射線管理

1. 管理区域への立入制限、放射性物質の汚染状況等の測定等

管理区域への立入制限等を行うに当たっては、管理区域の設定基準に従い区域を設定し、基準の範囲で維持されているかどうかを定期的に又は必要に応じて確認するため、放射性物質の汚染状況等の測定を行う必要があり、不必要な放射線業務従事者の被ばくを避けるため、当該測定結果について区域の入口等に掲示をするなどの措置が必要である。また、汚染が確認された場合には、汚染拡大防止のための措置が必要である。

管理区域へ出入りする職員、協力会社等に遵守させるべき事項、管理区域内において特別措置が必要な区域を設定する場合における採るべき措置等を定め、これらを遵守させる必要がある。

管理区域への出入管理、物品の持出し管理等を行い、管理区域から退出する場合等の表面汚染密度が基準値内であることを確実にする必要がある。

原子炉施設及び再処理施設については、保全区域を設定し、及び明示し、並びに保全区域について管理する必要がある。

周辺監視区域を設定し、及び明示し、並びに業務上立ち入る者以外の者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置を行う必要がある。

また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましい。

2. 線量等に関する措置

放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置を講じるとともに、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理する必要がある。

VI. 施設管理

1. 施設管理における各種活動（第1項）

原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要があり、当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理には、「設計」、「工事」のほか、施設の状態を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。

施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要である。

2. 施設管理方針（第1項第1号及び第2号）

原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設計の方針などの設計要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づく措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。

また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設計上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り組むようこれらの間の関連性を整理する必要がある。

点検等においては経年劣化事象^{※1}による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて性能維持のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設計上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常影響緩和に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体系を構築することが重要であり、これらの視点と対処方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。

また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多いことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。

※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」（AESJ-SC-P005：2008）附属書Aの規定により特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貫粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転経験等を踏まえたもの。

3. 施設管理目標（第1項第3号）

施設管理方針に従って実施する**施設管理に係る保安活動**について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標（原子力施設全体の保全が**確保**されているかを監視し、評価するための指標）、施設管理の重要度が高い系統^{*2}の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。

なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。

施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設計建設段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状況を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。

※2 「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類指針においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率論的リスク評価から得られるリスク情報及び運転経験等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を検討し、**原子力施設**ごとに定めることができる。

4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）

施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。

ア. 計画の始期及び期間（第4号イ）

○設計建設段階の原子力施設

設置又は変更の工事の工程に応じて、次期の計画の期間に移行するに際してそれまでの**施設管理に係る保安活動**の評価を行うことが必要な時期を踏まえて設定する必要がある。具体的には、工事着手前の設計に係る期間と、工事着手後の施工、点検、検査等に係る期間を区分するほか、工事期間において一部の設備等を長期に使用する場合には当該期間を区分して部分的に**使用開始後と同様の施設管理に係る保安活動**を追加するなどが考えられる。

○使用開始後の原子力施設

施設管理実施計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日を、**施設管理実施計画**の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間として設定する必要がある。ただし、廃止措置計画に規定する廃止措置の工程の終了間近であって、定期事業者検査の必要がない場合にあっては、廃止措置の終了までの期間とすることができる。

イ. 設計及び工事の計画及び実施（第4号ロ）

施設管理実施計画の期間中に実施する**原子力施設**の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、**施設管理実施計画**の期間を超える

ものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、**施設管理実施**計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。

設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うもののほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設**及び原子力施設以外**の運転経験等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。

設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないように配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ. に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。

工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。

また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。

ウ. 巡視の計画及び実施（第4号ハ）

原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保全に従事する者が毎日1回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合^{※3}には毎週1回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。

また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。

※3 第一種廃棄物埋施設及び第二種廃棄物埋施設に係る巡視の場合を含む。

エ. 点検等の計画及び実施（第4号ニ）

点検等（**使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査**に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る**要領書等**によって、あらかじめ定めることが必要である。

点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「使用前点検」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「使用中点検」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している**使用前事業者検査等**に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している**定期事業者検査等**に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。

○点検等の範囲

点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。

- ・ **使用前事業者検査等**又は**定期事業者検査**に係る**点検等**
- ・ **長期施設管理方針**を踏まえて実施する**点検等**
- ・ **性能維持のための措置**を伴う**点検等**

これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。

○点検等の方法

使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。

使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするか^{※4}を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。

状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際に状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。

各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生兆候を作動している状態で確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）に記載されている設備診断技術^{※5}により異常の兆候を把握するなどの方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。

【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」及び関連指針類に関する技術評価書（平成20年12月）】

また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮^(注)する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。

なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。

※4 時間基準保全としつつ、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。

※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針—回転機械振動診断技術」（J E A G 4 2 2 1 - 2 0 0 7）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。

(注) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。

○点検等の実施頻度

実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うように実施頻度を設定する必要がある。

そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。

特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ．２．（２）に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。

○点検等の時期

点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中（試運転中を除く。）のいずれかに区別する必要がある。

○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項

計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次回の点検等の実施期限を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしているものについては、実施時期に偏りがあった場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。

巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復（予防保全を含む。）を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を検討し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確にしておくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。

オ．工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置（４号ホ）

工事及び点検等の工程に応じて、原子力施設の運転等の停止時^{※6}を含めて、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な対策を計画し、施設管理に係る保安活動の実施に当たって保安を確保する必要がある。

なお、上述の計画は報告時点のものとし、工程の期間変更といった各工程における措置に変更がない場合には、報告の内容を変更する必要はないものとする。

※6 オ．の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。

カ．施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法（第４号へ）

設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。

工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等

の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。

点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。

キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置(第4号ト)

施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価で特定された問題点等の原因を除去し、さらに類似の事象が発生しないよう施設管理に係る保安活動の方法、体制等を見直すとともに、改めて必要な措置を実施する必要がある。特に、点検等の結果として、設計段階や点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違があった場合には、設計の見直し等まで遡って検討するなど、必要に応じて施設管理に係る保安活動全体に是正処置及び未然防止処置を検討し、対応を図る必要がある。

ク. 施設管理に関する記録(第4号チ)

一連の施設管理に係る保安活動においては、要求事項との関連が明確となるように記録するとともに、判断根拠等の客観的事実も含めて、可能な限り事後の検証が可能な形で適切性を示せるようトレーサビリティを確保した記録を作成し、保存する必要がある。

5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映(第1項第5号及び第6号)

施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。

施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。

特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。

- i. 施設管理目標の監視結果
- ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- iii. トラブル等の経験その他の運転経験
- iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果(該当する場合)
- v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
- vi. リスク情報及び科学的知見

6. 特別な施設管理実施計画(第1項第7号)

○特別な施設管理実施計画が必要な場合

発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する

必要がある。

相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。

○特別な施設管理実施計画の内容

特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。

特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。

新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合においては、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。

また、通常管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある。

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映(第2項)

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

使用者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例について参考に示す。

VII. 設計想定事象等に係る保全に関する措置

1. 設計想定事象等への対応の計画及び実施（第1号）

原子力事業者等は、事業許可等を受けるときにそれぞれの許可基準規則を踏まえて、原子力施設の各設備の位置付け（設計基準対象施設、重大事故等対処施設等）に応じて、原子力施設の設計想定事象、**重大事故等又は大規模損壊（以下「設計想定事象等」という。）**に関して各設備が機能を維持できる設計とし、機能を維持するための措置を実施できるよう体制を構築しておくなどの対応が必要である。また、当該対応の中には、当該機能を維持することによって異常の発生を防止するもののほか、異常の発生が他の機能への影響を及ぼし事故等に拡大するなどを防ぐための対応、さらに事故等の発生に至った場合の対応など、各段階で**適切**に対応することが求められる。

2. 設計想定事象等への対応体制の維持（第2号）

1. の計画が実行可能な体制を維持するため、対応要員に対して**適切**な教育及び訓練を**行う**必要がある。特に重大事故等及び大規模損壊等に対する活動の体制のように施設の状態の維持に影響を与えるものについては、それぞれ毎年1回以上、訓練を実施し、確実に実行できる体制を維持する必要がある。

教育及び訓練の有効性については、**品質マネジメントシステム**に基づく評価及び改善において原子力事業者等で確認し、及び向上させていくことが求められる。

3. 資機材の管理等（第3号及び第4号）

対応に必要な資機材については、設備の機能維持と同様に、必要なときに使用可能な状態で配備し、及び保管しておく必要がある。

保管している資機材の機能維持については、施設管理の一環で管理することも考えられ、原子力事業者等の管理の体制を踏まえて管理の方法を定めておく必要がある。

その他、原子力規制委員会や周辺地方公共団体への連絡及び情報共有、敷地周辺での**異常への**対応など、関連して対応する事項についてもあらかじめ準備**して**いく必要がある。

VIII. 運転等の管理

1. 体制の整備（第1号から第5号まで）

原子力施設の運転等は、施設設計で想定した方法で行うとともに、必要な知識を有する者に行わせるよう、力量管理や体制整備等の対応を必要に応じて実施する必要がある。

2. 運転又は操作における遵守事項（第6号以降）

運転又は操作の開始時には、安全確保のために原子力施設の運転状態等を確認するとともに、設備等を使用している状態においては設備等の作動状態や待機設備の周辺機器等の状態などの原子力施設の運転状態等を確認する必要があり、発電用原子炉施設においては運転員の引継ぎ等も含めて確実にを行う必要がある。

特に、実用炉施設等においては、保安規定において運転上の制限を定め、定期的に又は必要に応じて設備等の状態を確認することが必要である。これは、事故故障等が発生した際に機能すべき設備等が、所定の状態を維持しているかどうかの確認であり、確認の方法としては、可能な限り対応すべき事故故障等が発生した状態を模擬し、その際に必要な性能が発揮できることを確認するものである必要がある。

これらの確認において必要な機能が確保されていることが確認できなかった場合には、原子力施設を安全な状態に移行させる措置を講じる必要がある。そのほか、警報が発生した場合などにおいて、安全を確保するために原子力施設の運転状態等を確認し、必要な対応を確実に行うことができるよう、対応措置を事前に整理して、運転員等が実施できるようにしておく必要がある。

また、運転又は操作を終了する場合にも、設備等が停止状態となり、停止中の体制に移行して問題ないかどうかを確認する必要がある。

IX. 運搬、貯蔵及び廃棄

運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号）」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）」において事業所外での運搬、廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. 定期的な評価

原子力施設の安全性の向上のための評価に係る届出の制度が法律上規定されていない原子力事業者等については、経年劣化等を考慮し、原子力施設に関する保安のための措置の内容を定期的に評価し、改善していくことを求められている。

本評価については、日常的には品質マネジメントシステムに基づき保安活動の評価及び改善が行われているべきものであり、品質マネジメントシステムに基づく仕組みの中での評価及び改善との関係を整理し、体系的に実施していくことも可能である。

表1 原子力事業者等における事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表（規則名は付表）

	加工	試験炉	船舶炉	研開炉	実用炉	貯蔵	再処理	第一種廃棄物埋設	第二種廃棄物埋設	廃棄物管理	核燃料使用	核原料使用
使用前事業者検査の実施	第3条の4の2	第3の2の3	第8条の3	第14条の2	第14条の2	第6条の2	第4条の2	第17条の2	—	第6条の2	第2条の2(使用前検査)	—
使用前事業者検査の記録	第3条の4の3	第3条の2の4	第8条の4	第14条の3	第14条の3	第6条の3	第4条の3	第17条の3	—	第6条の3	第2条の3	—
使用前事業者検査の表示	第3条の4の4	第3条の2の5	第8条の5	第14条の4	第14条の4	第6条の4	第4条の4	第17条の4	—	第6条の4	—	—
定期事業者検査実施時期	第3条の9	第3条の8	第13条	第51条	第55条	第12条	第7条の9	第26条	—	第12条	—	—
定期事業者検査の実施	第3条の10	第3条の9	第14条	第52条	第56条	第13条	第7条の10	第27条	—	第13条	—	—
定期事業者検査の記録	第3条の11	第3条の10	第14条の2	第53条	第57条	第14条	第7条の11	第28条	—	第14条	—	—
定期事業者検査の報告	第3条の13	第3条の12	第14条の4	第55条	第57条の3	第16条	第7条の12の2	第30条	—	第16条	—	—
施設の評価	—	—	—	—	第58条	—	—	—	—	—	—	—
品質マネジメントシステム	第7条の2の2	第6条の3	第19条の2	第64条	第69条	第28条	第8条の3	第46条	第13条の3	第26条の3	第2条の11の3	—
管理区域への立入制限等	第7条の2の9	第7条	第20条	第73条	第78条	第29条	第9条	第53条	第14条	第27条	第2条の11の4	第2～4号
線量等に関する措置	第7条の3	第8条	第21条	第74条	第79条	第30条	第10条	第54条	第15条	第28条	第2条の11の5	第5号
放射性物質の汚染状況等の測定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第2条の11の6	第6～9号
施設管理	第7条の4	第9条	第22条	第76条	第81条	第31条	第11条	第55条	第16条	第29条	第2条の11の7	—
経年劣化に関する技術的な評価	第7条の4の2	第9条の2	—	第77条	第82条	第31条の2	第11条の2	—	—	第29条の2	—	—
設計想定事象等に対する機能の保全	第7条の4の3	第10条	第23条	第78条	第83条	第32条	第12条	第58条の2	第17条の2	第30条	第2条の11の8	—
運転・操作・使用	第7条の5	第11条	第24条	第82条	第87条	第33条	第13条	第59条	—	第31条	第2条の11の9	第1、2、10号
工場又は事業所での運搬	第7条の6	第12条	第25条	第83条	第88条	第34条	第14条	第60条	第18条	第32条	第2条の11の10	第12号
貯蔵	第7条の7	第13条	第26条	第84条	第89条	—	第15条	—	—	—	第2条の11の11	第13号
工場又は事業所での廃棄	第7条の8	第14条	第27条	第85条	第90条	第35条	第16条	第61条	第19条	第33条	第2条の11の12	第11号、第11の2
定期的な評価（保安活動）	—	第14条の2	—	—	—	第35条の2	—	第58条	第19条の2	第33条の2	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	第71条～第77条（坑道閉鎖）	第4条～第6条（埋設施設） 第7条～第8条の2（廃棄体）	—	—	—

表 1 付表 事業等ごとの規則名

事業等	規則名
加工	核燃料物質の加工の事業に関する規則
試験炉	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則
船舶炉	船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則
研開炉	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
実用炉	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
貯蔵	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則
再処理	使用済燃料の再処理の事業に関する規則
第一種廃棄物埋設	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則
第二種廃棄物埋設	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
廃棄物管理	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則
核燃料使用	核燃料物質の使用等に関する規則
核原料使用	核原料物質の使用に関する規則

表2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

	原子力規制委員会規則	(参考) 基準規則の根拠法条文
加工施設	加工施設の技術基準に関する規則	第16条の4
試験研究用等原子炉施設	試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則	第28条の2
研究開発段階原子炉に係る発電用原子炉施設	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第43条の3の14
実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第43条の3の14
使用済燃料貯蔵施設	使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則	第43条の10
再処理施設	再処理施設の技術基準に関する規則	第46条の2
特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則	第51条の9
使用施設等	使用施設等の技術基準に関する規則	第55条の2第2項第2号

表3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視 ^{※1}	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視 ^{※1}	
中性子照射脆化	原子炉圧力容器の脆化予測に基づいて、原子炉圧力容器の監視試験を行い、当該容器の中性子照射脆化の傾向を監視することが必要。 (技術基準 ^{※2} 第14条第2項及び第22条)	必要	同左 ただし、中性子照射脆化の進行は運転期間とともに鈍化すると考えられているが、30年以降の高照射量領域では新たな脆化機構によって脆化が進む可能性があるとの研究結果もあることから、プラントの長期健全性に関する予測を行い、脆化傾向を監視することが必要。	
照射誘起応力腐食割れ (IASCC)	IASCC については、PWR は約 $5 \times 10^{24} \text{n/m}^2$ ($>1 \text{MeV}$) のしきい値、PWR は約 $1 \times 10^{25} \text{n/m}^2$ ($>0.1 \text{MeV}$) のしきい値を超えないと発生する可能性は小さいと考えられているものの、照射量の累積量の累積傾向を監視することが必要。 (技術基準第18条、第56条等)	必要	同左 ただし、中性子照射量がしきい値を超えると機能維持に影響がない程度の損傷が発生している可能性が高い部位 (例: パップルフォーマボルト) が発生することから、IASCC 発生の可能性が高い部位については、プラントの長期供用を念頭に置いた予測に基づき照射量の累積傾向を監視することが必要。	
低サイクル疲労	重要な機器等及び構造物 (例えば、PWR では原子炉容器、蒸気発生器及び加圧器、BWR では原子炉圧力容器) について、低サイクル疲労に影響を与える運転過渡実績を監視することにより、高温水環境の影響を加味した疲れの累積傾向を監視することが必要。 (技術基準第18条、第56条等)	必要	同左 ただし、時間経過に伴い疲労損傷が蓄積されて疲れ累積係数が増大し、疲労亀裂が発生する可能性が大きくなることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、左記の重要な機器等及び構造物に加え工事計画の認可における評価対象範囲について、運転過渡実績を基にした過渡の予測に基づき、高温水環境の影響を加味した疲れの累積傾向を監視することが必要。	
電気・計装設備の絶縁低下	— (技術基準第14条第2項等)	不要	事故時環境内において機能維持要求があるケーブルを含む電気・計装設備は、通常運転中の熱や放射線によって経年的に劣化が進展し、この状態で事故時環境内において高温水蒸気と高放射線に晒されると急激な絶縁低下を引き起こすことが考えられることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づき絶縁性能の低下傾向を監視することが必要。	
配管減肉	実機の減肉データの分析等によると、配管減肉は原子力施設の運転開始から徐々に進展することから、配管の肉厚測定結果等の減肉データに基づいて、配管の減肉傾向を監視することが必要。(技術基準第17条及び第55条)	不要	同左	
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	不要	2層ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。	
コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下	アルカリ骨材反応については、コンクリート中の反応性骨材等を因子として反応が経年的に進行する可能性があることから、反応の進行傾向を監視することが必要。 (技術基準第5条、第17条第13号、第42条等)	不要	プラントの長期供用を念頭に置いて、破壊試験及び非破壊試験によるコンクリートの強度低下、中性化及び塩分浸透等の劣化要因を加味した予測に基づき劣化傾向を監視することが必要。	
耐震安全性	重要な機器等及び構造物について、経年劣化を想定した耐震安全性評価が必要。 (技術基準第5条)	必要	同左 ただし、プラントの長期供用を念頭に置いて、高経年化技術評価の結果に基づく現状保全に追加し管理すべき経年劣化事象を加味した、耐震安全性評価が必要。	
その他事象の例 ^{※3}	アブレッシブ摩耗、凝着摩耗、腐食摩耗、疲労摩耗、キャビテーション、孔食、すき間腐食、選択腐食、微生物腐食、露点腐食、変形・デンティング剥離 (盛金剥離及びライニング剥離)	定期的な分解点検時の目視検査等により経年劣化状況を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
	全面腐食	定期的な点検及び分解点検時の目視検査等により腐食状況を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
	アンモニアアタック (銅合金)	定期的な分解点検時の渦流探傷試験等による定量的な減肉傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
	高サイクル熱疲労	機器等及び配管の温度ゆらぎ並びに熱成層化の傾向を監視することが必要。 (技術基準第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左

経年劣化事象		運転初期から継続的に実施する傾向監視 ^{※1}	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視 ^{※1}
その他事象の例 ^{※3}	フレッティング疲労	定期的な分解点検時の渦流探傷試験等による減肉、亀裂の検出及び目視検査等により劣化状況等を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条、第55条、第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	不要	同左
	クリープ破壊、クリープ脆化、クリープ疲労	非常用ディーゼル発電機等の限られた機器等の部位に想定されるが、分解点検時の目視検査等により、亀裂及び変形の有無の確認とともに、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。(技術基準第48条第1項等)	不要	同左

※1 この表における「傾向監視」は、点検等による劣化傾向監視に加えて、実施時期を定めた評価による傾向監視を含む。

※2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会第6号。この表において同じ。)

※3 発電用原子炉施設において想定不要な以下の経年劣化事象を除く。

高温酸化、硫化、浸炭、窒化、ハロゲン化、油灰腐食、熔融塩腐食、熔融金属接触脆化、硫化物腐食、 σ 相脆化、焼き戻し脆化、ひずみ時効、青熱脆化、水素浸食、ラチェッティング等

表 4 - 1 検査（使用前事業者検査及び定期事業者検査）の方法の例

実用炉施設の検査の方法の例を示す。

使用前事業者検査	定期事業者検査	検査の方法	
		検査項目	検査方法
① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法		材料検査	機器等に使用される材料が、 設工認 を受けた設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。
		寸法検査	機器等の主要寸法が、設工認を受けた許容寸法値内であることを確認する。
		原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	原子炉格納施設の基礎基盤の状態が、設置許可時又は設工認時に判断された支持力並びに滑り及び沈下に対する安全性を有するものであることを確認する。
		蒸気タービン等の一般事項（仕様、基礎の状態）を確認する検査	蒸気タービン本体、湿分分離器、復水器等が設工認に記載された設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。 また、蒸気タービンの基礎が、設工認どおりであることを確認する。
		建物・構築物の構造を確認する検査	建物、構築物の型枠及び鉄筋の組立精度等、コンクリートの打上がり精度並びに鉄骨の建方精度が、設工認等に記載された許容差内に収まっていることを確認する。
	① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で亀裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。
		外観検査	機器等（支持構造物を含む。）の組立・据付け位置、仕上がり状態、分解・開放しない状態での漏えい又はその形跡、亀裂、変形等の異常の有無を目視等により確認する。
		非破壊検査	放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験、渦流探傷試験、目視試験 等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。
		漏えい（率）検査	系統及び機器等の組立、据付又は点検完了後、所定の圧力において耐圧試験等を行い、これに耐え、著しい漏えいの有無又は漏えい率 ^{*1} を確認する。

② 機能及び性能を確認するために十分な方法	② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について絶縁抵抗測定 ^{※2} 、校正及び設定値確認検査等を行い、機器等の特性を確認する。
		機能・性能検査	系統及び機器等の組立、据付又は点検完了後、作動試験、試運転及びインターロック試験等を行い、機器等単体又は系統の機能・性能等を確認する。
		総合性能検査	各設備の組立、据付け又は点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各発電用原子炉施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。
③ その他設置又は変更の工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法		基本設計方針に係る検査	機器等が設工認に記載された工事の方法及び基本設計方針に従って据付けられ、機能及び性能を有していることを確認する。
		品質マネジメントシステムに係る検査	原子力事業者等が設工認に記載された工事の方法及び品質マネジメントシステムに従って、設計情報を工事に引き継ぎ、工事の実施体制が確保されていることを確認する。

(注1) この表の検査の方法は実用炉施設の使用前事業者検査又は定期事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。

※1 漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※2 絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

表 4 - 2 検査（溶接に係る使用前事業者検査）の方法の例

実用炉施設の検査の方法の例を示す。

使用前事業者検査	検査の方法			検査方法
	検査項目			
	溶接施工法に関する検査	溶接士の技能に関する検査	溶接施工した構造物に対する検査	
① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	溶接施工法の内容確認 ※試験開始前に確認する。	溶接士の試験内容の確認 ※試験開始前に確認する。		試験内容が技術基準に適合する方法であることを確認する。
	材料確認 ※開先確認の前に確認する。ただし、試験材を切断する場合は切断する前に確認する。			材料の種類、寸法、化学的成分及び機械的性質が設工認等に記載した設計仕様及び技術基準に適合するものであることを材料表示及び証明書により確認する。
	開先確認 ※溶接を開始する前に確認する。			試験材の取付け方法、溶接部の開先の形状、寸法、表面状態、継手面の食い違い、ウェルドインサート、裏当て金の種類及び取付け状況等が、設計寸法、技術基準に適合したものであり、健全な溶接が施工できることを確認する。
	溶接作業中及び溶接設備確認 ※溶接施工法又は溶接士の技能試験の場合は溶接開始前及び溶接中に確認し、溶接構造物の場合は耐圧検査を実施する前までに確認する。			溶接施工法、溶接を行う者の資格、溶接設備、溶接条件等が技術基準に適合し、計画どおりに実施されていることを確認する。
	溶接後熱処理確認 ※溶接終了後、機械試験開始前に確認する。		溶接後熱処理確認 ※溶接終了後、耐圧試験実施前までに確認する。	溶接後熱処理の方法、溶接後熱処理設備の種類及び容量等が、技術基準及び施工計画に適合していることを確認する。
	浸透探傷試験確認 ※クラッド溶接部及び管と管板の取付け溶接部：試験板を切断する前に確認する。		非破壊試験確認 ※耐圧試験を実施する前までに確認する。	溶接部に行う非破壊試験の試験方法及びその結果が技術基準に適合するものであることを確認する。非破壊試験実施者が客観性を有する認定試験に合格していることが必要である。
	機械試験確認 ※溶接施工終了後に確認する。ただし、溶接後			試験の方法（試験種類並びに試験片の数、採取位置及び形

	熱処理が必要なものについては、溶接後熱処理終了後に確認する。溶接構造物の場合、耐圧試験を実施する前までに確認する。	状)及び試験結果が技術基準に適合するものであることを確認する。
断面検査確認 ※管と管板の取付け溶接部：溶接施工終了後に確認する。		溶接部の断面を確認する方法及びその結果が技術基準に適合するものであることを確認する。
外観確認 ※溶接終了後に確認する。	耐圧試験確認 ※材料確認から機械試験確認までの全ての検査が終了した後に確認する。 外観確認 ※耐圧試験と同時期か全ての検査が終了した後に確認する。ただし、最後では確認が困難な場合は、事前に行ってもよい。	耐圧試験の方法(規定圧力での試験方法及び規定圧力で試験を行うことが困難な場合の代替試験方法)が技術基準に適合していることを確認する。 最終の仕上がり状況(溶接部の形状、外観及び寸法)について、技術基準、設計、検査計画等に適合することを確認する。
終了確認		以上の全ての工程が終了し、当該工程が設工認及び技術基準に適合していることを確認する。

(注1) 補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備に係る溶接に係る使用前事業者検査の工程、方法及び該当規定：補助ボイラーにあつては、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」(平成24年9月19日付け 20120919 商局第71号)別表2に規定するボイラー等及び補助ボイラーの附属設備にあつては、同表に規定する熱交換器等に準ずること。

(注2) 溶接に係る使用前事業者検査についても、第3号に規定する方法の検査は表4-1に記載した検査の方法により行うこと。

(注3) この表の検査の方法は実用炉施設の溶接に係る使用前事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。

※：溶接に係る使用前事業者検査においては、原則、あらかじめ確認すべき事項と溶接施工した構造物に対する検査に区分し、設計及び工事の計画及び技術基準に基づき以下の事項及び工程ごとの検査を実施する必要がある。

(1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接に係る使用前事業者検査

① 次のイ及びロに掲げる事項については、発電用原子炉施設の溶接をしようとする前に表4-2に示す工程ごとの検査の方法により行うこと。

イ 溶接施工法に関すること。

ロ 溶接士の技能に関すること。

② ①イに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第2部に規定

する溶接施工法認証標準並びに技術基準第17条第15号、第31条及び第48条第1項において準用する技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。

③①ロに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第3部に規定する溶接士技能認証標準及び技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。

(2) 溶接施工した構造物に対する使用前事業者検査

次のイからトまでに掲げる事項については、原子力施設ごとに、表4-2に示す工程ごとの検査の方法により行うこと。

イ 溶接部の材料

ロ 溶接部の開先

ハ 溶接の作業及び溶接設備

ニ 溶接後熱処理（溶接後熱処理を実施する場合）

ホ 非破壊試験（非破壊試験を実施する場合）

ヘ 機械試験（機械試験を実施する場合）

ト 耐圧試験

表 4 - 3 検査（燃料体に係る使用前事業者検査）の方法の例

実用炉施設の検査の方法の例を示す。

燃料体に係る使用前事業者検査においては、設計及び工事の計画並びに技術基準に基づき燃料体の加工の工程ごとに以下の事項について確認する必要がある。

使用前事業者検査	検査の方法	
	検査項目	検査方法
① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法	材料検査	燃料材、燃料被覆材その他の部品に使用される設工認に記載された設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。
	寸法検査	燃料材、燃料被覆材その他の部品、燃料要素及び燃料集合体の各寸法が、設工認に記載された設計仕様及び技術基準に適合するものであることを確認する。
	湾曲度を確認する検査	燃料被覆材及び燃料要素の軸が、設工認に記載された設計仕様のとおり著しく湾曲していないことを確認する。
	外観検査	燃料材、燃料被覆材その他の部品、燃料要素及び燃料集合体の表面に、割れ、傷等で有害なものがないこと、油脂、酸化物等で有害な付着物がないこと、部品の欠如がないこと、組立状態が設工認に記載された設計仕様のとおりであることを確認する。
	表面汚染密度検査	燃料要素の表面に付着している核燃料物質の量が、技術基準に適合するものであることを確認する。
	溶接部の非破壊検査	燃料要素の溶接部に、ブローホール、アンダーカット等で有害なものがないことを確認する。
	ヘリウム漏えい検査	燃料要素のヘリウム漏えい量が、技術基準に適合するものであることを確認する。

(注 1) 燃料体に係る使用前事業者検査についても、第 3 号に規定する方法の検査は表 4 - 1 に記載した検査の方法により行うこと。

(注 2) この表の検査の方法は実用炉施設の燃料体に係る使用前事業者検査の方法の一例を示すものであり、検査の方法を決定する際には、技術基準に定める事項を把握し、当該基準に適合していることが判断できる十分な方法を定める必要がある。

表5 経年劣化に係る技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
加工の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」 （平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））
試験研究用等原子炉の設置、運転等	—
研究開発段階原子炉の設置、運転等	—
実用発電用原子炉の設置、運転等	「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））
貯蔵の事業	—
再処理の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」 （平成20・05・14原院第2号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定（NISA-181a-08-1）））及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き（内規）」（平成20・05・14原院第3号（平成20年5月19日原子力安全・保安院制定））
第一種廃棄物埋設の事業	—
第二種廃棄物埋設の事業	—
廃棄物管理の事業	—
核燃料物質の使用等	—
核原料物質の使用	—

表6 発送前確認の方法の例

検査項目	検査対象	検査方法
外観検査	BM、BU AF、IF	容器の外観を目視で検査する。
気密漏えい検査	BM、BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏えい試験又は真空試験等により漏えい率を検査する。
圧力測定検査	BM、BU	圧力計等により容器内部の圧力を検査する。
線量当量率検査	BM、BU AF、IF	輸送物の表面及び表面から1mの距離におけるガンマ線量当量率及び中性子線量当量率をサーベイメータ等で測定する。
未臨界検査*	BM、BU AF、IF	バスケット等の外観を目視で検査する。
温度測定検査	BM、BU	温度計により輸送物の表面温度を測定し、周囲温度38℃での値に補正する。
吊上検査	BM、BU AF、IF	輸送物を吊り上げた後の状態において、トランニオン部その他吊上部等の外観を目視で検査する。
重量検査	BM、BU AF、IF	輸送容器及び収納物の合計重量を検査する。
収納物検査	BM、BU AF、IF	収納物の仕様、数量、収納配置等を検査する。 収納物に変形又は破損がないことを検査する。
表面密度検査	BM、BU AF、IF	スマイヤ法等により輸送物の表面密度を測定する。

注：BM：BM型輸送物（BM型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器

BU：BU型輸送物（BU型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器

AF：A型核分裂性輸送物に係る輸送容器

IF：IP型核分裂性輸送物に係る輸送容器

*：未臨界検査は、核分裂性輸送物のみを対象とする。

六ふっ化ウラン輸送物に係る容器についてはAF及びIFの検査項目に準ずる。

別記 1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

①第 1 号に規定する方法

○技術基準第 1 4 条第 2 項及び第 1 9 条（配管内円柱状構造物の流力振動）

技術基準第 1 4 条第 2 項及び第 1 9 条への適合性を確認するために行う検査のうち、「一次冷却材若しくは二次冷却材の循環又は沸騰等で生ずる流体振動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」（J S M E S O 1 2）に規定する手法で評価し、損傷の可能性が否定できない部位について、損傷防止措置が完了するまでの間は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（原規技発第 1408063 号（平成 2 6 年 8 月 6 日原子力規制委員会決定））の別紙 1 に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C 1）」（2 0 0 5 年改訂版）並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書（平成 1 7 年 1 2 月）】

○技術基準第 1 7 条及び第 5 5 条（配管肉厚管理）

技術基準第 1 7 条及び第 5 5 条への適合性を確認するために行う検査のうち、**実用炉規則第 5 6 条第 1 項に掲げる配管の「各部の摩耗の発生状況を確認するために十分な方法」**とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（J S M E S N G 1 - 2 0 0 6）又は「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（J S M E S N H 1 - 2 0 0 6）に規定する方法に、別記 2 の留意事項を付したものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（2 0 0 6 年版）「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（2 0 0 6 年版）の技術評価書（平成 1 9 年 6 月）】

○技術基準第 1 8 条及び第 5 6 条（亀裂等）

技術基準第 1 8 条及び第 5 6 条への適合性を確認するために行う検査については、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」に規定する方法であること。

○技術基準第 1 9 条（配管の高サイクル熱疲労）

技術基準第 1 9 条への適合性を確認するために行う検査のうち、「温度差のある流体の混合等で生ずる温度変動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」（J S M E S O 1 7）に規定する手法で評価し、損傷の発生が否定できない部位について、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」の別紙 1 に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C 1）」（2 0 0 5 年改訂版）並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書（平成 1 7 年 1 2 月）】

○技術基準第 3 1 条（蒸気タービン）

蒸気タービンについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第 9 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める定期事業者検査の方法の

解釈」(20170323商局第3号(平成29年3月31日経済産業省制定))を参考とするとともに、原子炉施設の運転中に行う定期事業者検査時に開放検査を行わない車室においては、可能な範囲(低圧最終段翼含む。)での目視及び外観点検を行う必要がある。

○技術基準第48条第1項(補助ボイラー)

補助ボイラーについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(平成23・01・82原院第3号(平成23年4月4日原子力安全・保安院制定))を参考とするとともに、点検頻度としては、別記3を踏まえて計画を立てる必要がある。

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)の「第35条(安全保護装置)」の「4」に記載されている「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」の要求事項に準じた文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第38条第5項(制御室居住性)

技術基準第38条第5項における「原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするのための区域(以下「原子炉制御室等」という。)における遮蔽その他の適切な放射線防護に関する当面の措置を確認するための十分な方法」とは、事故・異常時においても従事者が立ち入り、一定期間滞在できるように、技術基準解釈の「第38条第5項(制御室居住性)」の「12」に記載されている「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」(平成21・07・27原院第1号(平成21年8月12日原子力安全・保安院制定))による要求事項に従って、原子炉制御室等における従事者の被ばく評価を行い、チャコールフィルターを通らない空気の制御室への流入量の確認を行うこと。

別記 2

発電用原子炉施設における配管肉厚管理に対する留意事項

1. 配管外面からの減肉事象の考慮について

日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NG1-2006)及び「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NH1-2006)に規定される配管減肉管理の対象は、配管内の流体による配管内面減肉の事象に限定したものであるため、使用環境等の影響により配管外面からの減肉が想定される部位については、外面からの減肉事象も適切に考慮すること。

2. 配管分岐合流部の穴の周囲の肉厚管理について

配管分岐合流部の穴の周囲では、穴による板厚の欠損分を補う必要があることから、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2005/2007)又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2012)の規定を準用し、必要な穴の補強面積が確保されるように管理すること。

3. 初回の肉厚測定時における肉厚管理方法について

初回の肉厚測定時においては、実際の肉厚を推定することが困難な部位(曲げ管の曲がり部、エルボ、ティ、レギュレーサ等)であって供用前試験や製造・加工記録等により使用開始前に実際の肉厚が確定できないもの等、余寿命が適切に算出できないものについては、試験間隔に最長の限度を設ける等早めに試験実施時期を設定して、余裕をもって減肉傾向を確認していくこと。

別記3

補助ボイラーの点検頻度設定における留意事項

1. 用語の定義

累積運転時間：初回の起動から現在に至るまでの運転時間

起動回数：並列の回数

事故：電気関係報告規則（平成10年通商産業省令第34号）第3条第1項各号において報告を要する事項

2. 点検頻度設定における留意事項

日常的な運転管理・保守点検等が（2）のとおり適切に実施されていることを前提として、（1）を満足する範囲で点検を行うものとする。

（1）点検頻度設定における上限

- 累積運転時間が10万時間以下及び累積起動回数が2,500回以下の場合は、25月を超えない時期。ただし、前回の点検後の運転時間及び起動回数が4,000時間かつ120回（低サイクル疲労対策を実施しているものにあつては240回）に達していない場合は、これらの時間又は回数に達すると見込まれる時期。
- 累積運転時間が10万時間を超えている又は累積起動回数が2,500回を超えている場合は、25月を上限とし、当該対象設備の主要部位の余寿命診断が別紙1の指針に従って適切に行われ、算定された余寿命の範囲内。

（2）日常的な運転管理・保守点検等の実施

以下の適切な管理が実施されていること。

- 当該対象設備の使用状況に応じて適切に運転管理がなされ、かつ、日常における保守点検が十分行われていること。また、他の事故及び故障の経験を踏まえ、同種の事故及び故障の防止について適切に処置がなされていること。この場合にいう、「適切に運転管理がなされ」とは、別紙2の「1. 運転管理」に従って運転管理が行われていることをいい、「日常における保守点検」とは別紙2の「2. 日常点検」に従って行われる保守点検をいう。
- 前回の定期事業者検査の結果、当該対象設備に異常が認められていないこと又は前回の定期事業者検査において異常が認められた箇所及び異常が発生するおそれがあると判定・評価された箇所について、事故及び故障の防止措置が適切に行われていること。
- 前回の定期事業者検査の終了後、当該対象設備に事故又は故障が発生した場合は、当該設備の事故又は故障が発生した部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されており、かつ、当該対象設備の類似の部位に適切な事故及び故障の防止対策が施されていること。

補助ボイラーの余寿命診断実施に関する指針

1. 余寿命診断の実施時期（初回）

劣化要因が低サイクル疲労によるものであって、累積運転時間 10 万時間又は累積起動回数 2500 回を超えた時期又は超えると見込まれる時期とする。

（「注」 2 回目以降の余寿命診断については 3. 参照）

2. 余寿命診断の内容

(1) 対象部位、劣化要因及び手法

対象部位	劣化要因	余寿命診断手法		
		①	②	③
高応力作用部	低サイクル疲労	硬度測定法 又は 電気抵抗法	解析法	破壊検査法

備考 1. 余寿命診断は、設計条件において最も過酷と考えられる部位を代表箇所として選定し、行うものとする。

2. 余寿命診断手法①から③までは、いずれも適用することができる。

3. 上記手法以外の手法は、上記手法と同等の精度が得られることを検証の上、適用することができる。

(2) 余寿命診断の方法

a. 硬度測定法

(a) 高温部及び高応力部位を選定して、9 点以上の硬度の測定を行う。

(b) (a) で得られた 9 点以上のテストデータにより、99%信頼区間の硬度の下限値を求め、この値に応じた亀裂発生回数（起動回数）と応力振幅の関係カーブ（以下「99%信頼度下限線」という。）を作成し、これより余寿命を推定する。

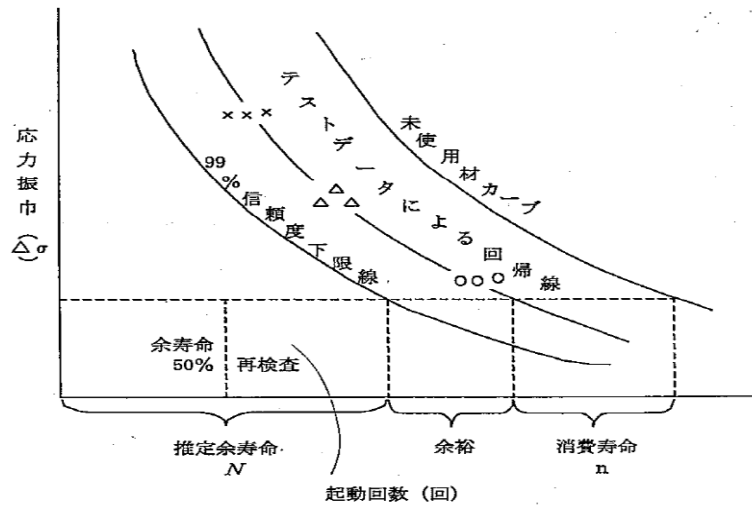


図-1 硬度測定法による余寿命の算出

$$\text{余寿命} = \left(N_c \times \frac{n_c}{n} + N_w \times \frac{n_w}{n} + N_b \times \frac{n_b}{n} \right)$$

N_c : コールド起動の応力に対応した推定余寿命

N_w : ウォーム " "

N_b : DSS " "

n : 余寿命診断時の累積起動回数 ($n_c + n_w + n_b$)

n_c : コールド起動回数

n_w : ウォーム "

n_b : DSS "

b. 電気抵抗法

上記 a. 硬度測定法における「硬度」を「電気抵抗」と読み替えるものとする。

c. 解析法

原子炉の運転時の変動応力及び起動回数の履歴から計算によって余寿命を推定する。

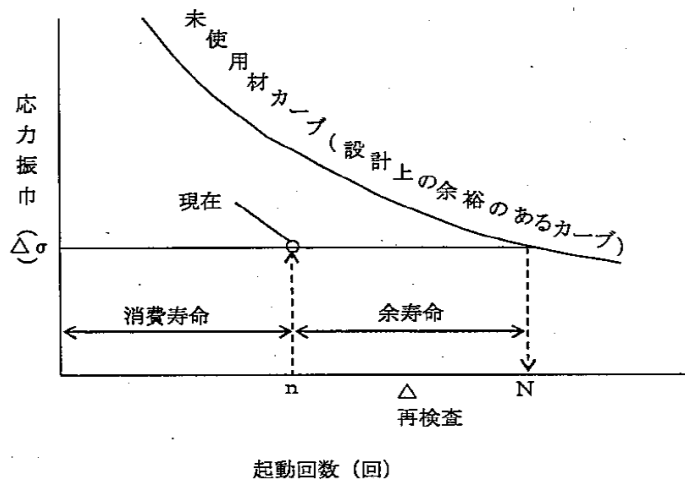


図-2 解析法による余寿命算出

$$\text{余寿命} = \left\{ (N_c - n_c) \times \frac{n_c}{n} + (N_w - n_w) \times \frac{n_w}{n} + (N_b - n_b) \times \frac{n_b}{n} \right\}$$

N_c : コールド起動の応力に対応した許容起動回数

N_w : ウォーム " "

N_b : DSS " "

n : 余寿命診断時の累積起動回数 ($n_c + n_w + n_b$)

n_c : コールド起動回数

n_w : ウォーム "

n_b : DSS "

d. 破壊検査法

- (a) 使用材からサンプルを採取し、3種類以上の応力条件の下で、それぞれ3本の試験片により、低サイクル疲労試験を行う。
- (b) (a) で得られた9個以上のテストデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定する。

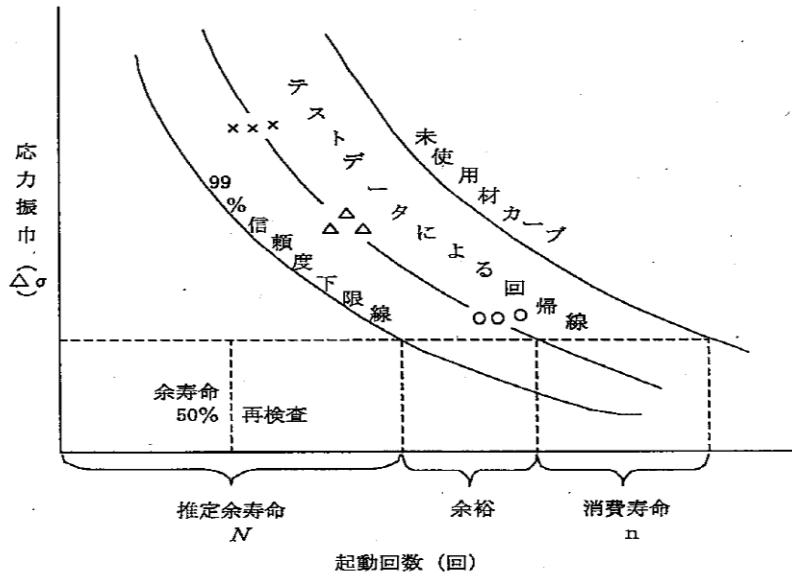


図-3 破壊検査法による余寿命の算出

$$\text{余寿命} = \left(Nc \times \frac{nc}{n} + Nw \times \frac{nw}{n} + Nb \times \frac{nb}{n} \right)$$

Nc : コールド起動の応力に対応した推定余寿命

Nw : ウォーム " "

Nb : DSS " "

n : 余寿命診断時の累積起動回数 ($nc+nw+nb$)

nc : コールド起動回数

nw : ウォーム "

nb : DSS "

(c) 破壊検査のサンプルのうち劣化要因が低サイクル疲労である部位は、寿命消費の最も過酷な部位から採取することを基本とするが、これが不可能な場合は、類似する部位からのサンプルを用いて破壊検査を行い、この結果に温度、圧力等を勘案した補正を加えたデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定することを可とする。

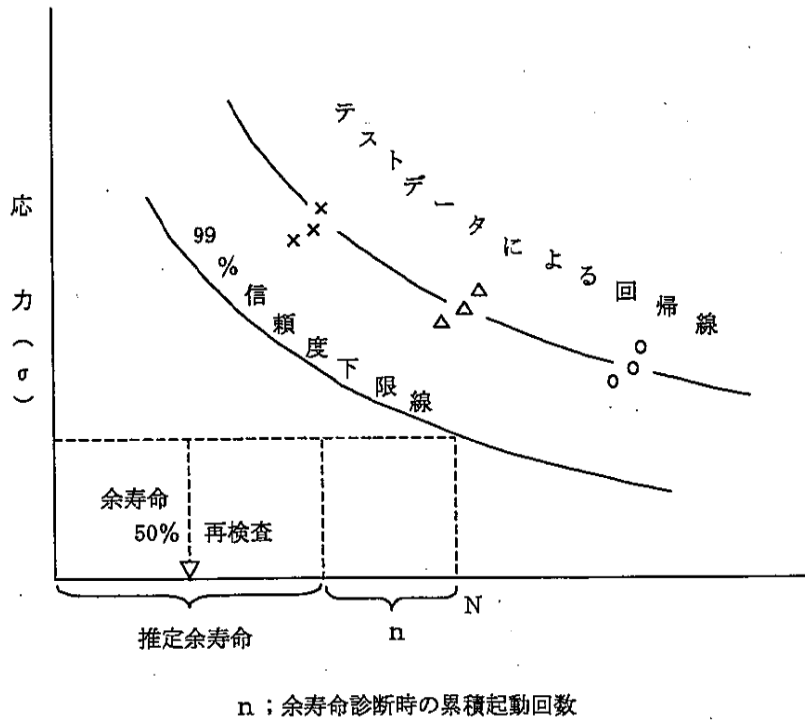


図-4 低応力部位からのサンプルを用いた場合の

温度、圧力等を勘案した補正の例

3. 余寿命診断の再実施時期

前記2.により得られた推定余寿命の50%程度を消費した時点で、再度2.による余寿命診断を行い、以降これを繰り返すものとする。

ただし、前回余寿命診断時期と次回余寿命診断時期との間隔は、その間の運転時間が10万時間を超えないものとする。

補助ボイラー設備の維持管理について

1. 運転管理

原子力事業者等は、次の項目について運転管理基準を定め、適切な運転管理を行うこと。

- 補助ボイラーの出口における蒸気の圧力
- 補助ボイラーの蒸発量又は給水流量
- ドラム内の水位*
- ドラム内の圧力*
- ボイラー水及び給水の水質
- 使用燃料
- 補助ボイラーの効率

※ 監視による方法でもよい。ただし、運転管理基準に照らして異常のある場合は記録しておくこと。

2. 日常点検

原子力事業者等は次の項目について日常における巡視点検方法を定め、チェックシートにより確認すること。なお、巡視・点検頻度は少なくとも1日1回とする。

設 備		項 目
補助ボイラー	安全弁	○ シート部からの蒸気の漏えい
	火炉	○ 燃焼状態の異常 ○ 火炉内部の異常
主要配管		○ ハンガー類の異常 ○ 配管からの蒸気の漏えい ○ 配管の振動
主要回転機		○ 本体の振動、異音及び温度の上昇 ○ グランド部からの蒸気の漏えい ○ 軸受の油温、油面及び油の漏えい
主要弁		○ 弁体の振動及び異音 ○ 弁のグランド部等からの蒸気の漏えい ○ 作動源の異常

(参考)

使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例

1. 施設管理方針（使用規則第2条の11の7第1号）

使用許可、核燃料物質の使用等に関する規則及び使用施設等の技術基準に関する規則に適合するよう使用施設等を維持するために必要な方針を定める。

【例】使用者である〇〇は、原子力の安全を確保するため、貯蔵施設である〇〇について、核燃料物質の漏洩を防止するための措置を行う。

2. 施設管理目標（使用規則第2条の11の7第3号）

上記1. で掲げた方針を踏まえた定量的な目標を定める。

【例】使用者である〇〇は、核燃料物質の漏洩が1年につき0件となるよう、必要な措置を実施する。

3. 施設管理実施計画（使用規則第2条の11の7第4号）

(1) 施設管理実施計画の始期及び期間

始期は直近（次回）の使用施設等の点検の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の点検の開始日前日までの期間として設定する。施設管理を外部機関に委託している場合は、当該期間の点検日等を用いてよいが、点検間隔の妥当性について確認する。

【例】20××年4月1日から20××年3月31日まで

(2) 設計及び工事

上記(1)で設定した期間中に実施する使用施設等の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を記録する。

【例】20××年度には設計及び工事の予定はなし。

(3) 巡視

体制、巡視時の確認の視点等を整備する。

【例】〇〇は、1週間に一度、〇〇貯蔵施設の巡視を行う。

(4) 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

点検等について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等を定める。

【例】外観検査：ドラム缶の表面に異常がないこと。

実施頻度：3ヶ月に1回

時期：通年

(5) 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

工事及び点検等を行う際には、使用施設等の状態を踏まえた考慮事項を整理する。

【例】ドラム缶の表面に異常が認められ、核燃料物質の漏洩が懸念された場合には、当該ドラム缶を隔離、覆いを施す等の核燃料物質の汚染の広がりを防止するための措置を講じる。

(6) 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法

上記(1)で設定した期間ごとに、施設管理に係る保安活動の問題点等の有無について確認及び評価を行う。

【例】〇〇は、外観検査結果を確認するとともに、過去の実施結果や他施設での不具合情報を含めて評価を行う。

(7) 上記(6)の結果を踏まえて実施すべき処置

上記（６）の結果を踏まえて他の施設で発生した事象も考慮しつつ実施すべき処置を定める。

【例】必要に応じてドラム缶の保管状態の変更などの核燃料物質の漏洩防止のための処置を実施する。必要に応じて検査の方法、実施頻度を見直す。

（８）施設管理に関する記録

使用規則第２条の１第１号ロ及びハに基づく施設管理の記録

「３．施設管理の計画」の実施状況及び担当者の氏名

「４．施設管理の評価」の結果及び担当者の氏名

４．施設管理の評価

「３．（６）施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法」に基づき実施した評価の結果及び施設管理目標の達成度より、施設管理方針及び施設管理目標及び施設管理実施計画を「３．（１）施設管理実施計画の始期及び期間」ごとに評価する。

５．施設管理の評価結果の反映

上記「４．施設管理の評価」の結果を速やかに施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画に反映する。

６．特別な保全計画

使用施設等が地震、事故等により施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、使用施設等の状態に応じて、上記１．から５．について特別な措置を講じる。

【例】容器からの漏えいのおそれがある場合、「３．（３）巡視」の頻度を多くする。